

# 自己点検・評価報告書 2015

中 央 大 学



## 目 次

序 章	1
第1章 理念・目的	5
第2章 教育研究組織	25
第3章 教員・教員組織	29
第4章 教育内容・方法・成果	67
I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	67
II 教育課程・教育内容	104
III 教育方法	148
IV 教育課程・教育方法の国際化	195
V 成果	200
第5章 学生の受け入れ	223
第6章 学生支援	275
第7章 教育研究等環境	290
第8章 社会連携・社会貢献	312
第9章 管理運営・財務	321
I 管理運営	321
II 財務	336
第10章 内部質保証	346
終 章	361



## 序 章

### 1. 中央大学における自己点検・評価

#### (1) 本学における問題認識と自己点検・評価の姿勢

近年、高等教育における質保証を巡る動向は、欧米諸国はもちろんのこと、アジア・環太平洋諸国をも巻き込んだグローバルレベルでの国際的な取組みとなっている。また、高等教育を巡る諸環境がより一層厳しくなり、大学ランキングや格付け等、その知名度にかかわらず大学の「質」そのものが評価されつつある今日にあっては、各大学は自らの努力とその責任において、教育研究活動の状況をはじめ、今後展開しようとする将来的な大学運営方針や諸活動の方向性等について、その妥当性や有用性を教育研究の質保証の観点から社会に対して恒常的に明示・説明していくことが強く求められている。そのためには、教育研究活動についてはもちろんのこと、組織運営、財務状況、大学経営に至るあらゆる観点について不断に検証し、その結果に基づいて更なる質的向上を図るための改善方策を探るなど、大学における内部質保証システムの強化・充実を通じて着実な改善・改革を遂行していかねばならない。そして、自己点検・評価結果やその他の評価結果についても、社会への公表を通じた情報公開と説明責任の履行により、当該大学の活動全般に対する社会的信頼の獲得・向上に努めることが肝要となる。

このような状況下において、本学がこれまでの長い歴史の中で築き上げてきた社会的信頼をさらに高め、21世紀の知識基盤社会に相応しい存在感のある総合大学であるためには、大学の理念に照らした各組織等の目的・役割を明確化したうえで、教育研究水準を中心とした諸活動の高度化を一層遂げていくことが極めて重要となる。そして、これを具現する上でも、高等教育を取り巻くあらゆる環境の変化を敏感に捉えながら、これまで以上に客観性の高い、本学の教育研究活動をはじめとする諸活動の改善・改革に資する自己点検・評価活動を実施していくことが強く望まれる。

本学の推進する自己点検・評価活動は、認証評価制度のみへの対応を前提としたものではなく、あくまで本学における諸活動の質的向上に資することを目的として主体的かつ自律的に実施するものである。しかしながら、本学における自己点検・評価活動をこれまで以上に一層有意義なものとしていくためには、自ら定めた目標に対する達成状況の検証等を客観的な指標を用いた「根拠に基づく評価」として実施し、その結果を中長期的なビジョンとも連動させることはもちろんのこと、これを自己点検・評価を起点とした内部質保証システムへと昇華させていく必要がある。

#### (2) 本学におけるこれまでの取組経緯

本学における自己点検・評価に対する取組みの経緯として、本学では2005年4月より研究・教育問題審議会大学改革部会において、「専門職大学院を含む全学的な自己点検・評価システムの構築について」を課題として検討を行い、その結果を2006年12月に討議資料として取りまとめ、これに基づき2007年度に全学的な自己点検・評価システムを構築している。本学では、この自己点検・評価システムの下で2008年度に重点的な自己点検・評価を行うとともに、翌2009年度にはその自己点検・評価の結果をもとに公益財団法人（当時は財団法人）大学基準協会（以下、「大学基準協会」という。）

の機関別認証評価を受審し、同協会の定める大学基準に「適合」しているとの認定を得ている。

また、本学では 2009 年度に認証評価を受審した後も、毎年継続的に自己点検・評価を実施し、各点検・評価項目について設定した目標や、長所の伸長方策及び問題点の改善方策等に対する進捗状況、機関別認証評価において指摘された事項（助言・勧告）に対する改善状況の把握・検証に努めてきている。これらの活動の結果として、2013 年 7 月には、毎年の自己点検・評価結果をもとに大学基準協会の機関別認証評価において指摘された助言・勧告事項に対する改善状況の報告を十全に完了している。さらに、自己点検・評価の新たな展開に向けて、大学評価委員会の下に学外の有識者から構成する「外部評価委員会」を新たに設置し、自己点検・評価活動の客観性・妥当性をさらに高め、社会に対する明確な説明責任の履行に資する仕組みを構築している状況にある。

### （3）自己点検・評価の目的・基本方針とその推進体制

本学では、2007 年度に全学的な自己点検・評価システムを構築し、それ以降毎年、本学の大学評価委員会の下で組織的な自己点検・評価活動を推進している。本学の実施する「自己点検・評価」は、自己点検・評価の結果を大学の中長期ビジョンや事業計画等と着実に連動させることを前提に、本学としての恒常的かつ継続的な「内部質保証（Internal Quality Assurance）」システムを構築し、本学において展開する諸活動全般の質が、社会から求められる水準に適合したものであることを、本学自らの責任において保証していくために実施するものである。

また、本学では自己点検・評価活動を恒常的かつ組織的な取組みとすべく、その実施にあたっては、自己点検・評価の目的や基本方針等について「中央大学自己点検・評価実施大綱」として取りまとめるほか、具体的な活動の推進に際しては「自己点検・評価実施要領」を取りまとめ、これを学内に周知することで、全ての構成員が共通の理解のもとでこれを推進できるよう工夫を行っており、全学として自己点検・評価活動の客観性・妥当性の確保と、社会に対する明確な説明責任の履行に資する活動が展開されるよう努めている。以下に自己点検・評価の目的及び基本方針の概略を示す。

#### 1) 自己点検・評価の目的

- ①改善へのサイクル（P D C Aサイクル）の強化
- ②社会に対する明確な説明責任の履行
- ③自己点検・評価を基盤とする内部質保証システムの構築

#### 2) 自己点検・評価の基本方針

- ①自律的かつ真摯な取組みとして実施する評価
- ②目標と評価指標による検証に即した評価
- ③改善・改革へ着実に結実する評価
- ④意思決定機構・機能と連動する評価
- ⑤積極的な情報公開と社会に対する説明責任を適切に果たすための評価
- ⑥内部質保証システムの実質化に資する評価

自己点検・評価の推進体制については、「中央大学大学評価に関する規程」に基づき、大学評価委員会とその下に設置される大学評価推進委員会が中心となって実施している。本学の自己点検・評価システムにおいては、自己点検・評価の活動を、認証評価を受審する前年度に実施する「重点自己点検・評価」と、それ以外の毎年実施する「年次自己点検・評価」に大別している。また、具体的な評価活動の推進にあたっては、本学の設定する点検・評価項目に基づき、本学における諸活動を 12 の分野に大別して、全学的観点から当該分野の点検・評価を行う分野系評価委員会と、学部や大学院をはじめとする各教育研究組織、あるいはこれに準ずるセンター等の 51 の各セクションにおいて、それぞれの諸活動に対して点検・評価を行う組織別評価委員会を設置し、すべての諸活動について、各組織の視点からのチェックのみならず、全学的な視点からも自己点検・評価を実施している。さらには、外部有識者で構成される外部評価委員会を組織し、自己点検・評価活動や大学の重点施策等に対する評価も行うことで、本学における自己点検・評価活動の客観性・妥当性の担保に努めるとともに、学内の視点に留まらない評価を展開することで、これらの結果を諸活動の更なる改善に結びつけるための仕組みを構築し、もって本学としての内部質保証の実質化に努めている。

#### (4) 自己点検・評価報告書の構成・位置づけ

上述した自己点検・評価の基本方針に基づいて実施した自己点検・評価活動の結果については、毎年度「中央大学自己点検・評価報告書」として取りまとめ、これを本学の公式 Web サイトを通じて学内外に広く公表するとともに、点検・評価の結果明らかとなった問題点・課題の組織的な改善に資するよう、その活用に努めている。自己点検・評価報告書については、大学基準協会の定める点検・評価項目（大項目）に加え、本学が独自に設定する自己点検・評価項目に基づき、全 13 章（理念・目的、教育研究組織、教員・教員組織等）から成る構成としている。また、点検・評価の実施にあたっては、大学基準協会の定める評価の視点に本学独自の視点を加えたうえで、ほぼ全ての項目について学部・研究科毎の点検・評価を実施するなど、より詳細な分析が可能となるよう配慮している。

なお、今般の機関別認証評価への申請にあたっては、本学が毎年取りまとめる自己点検・評価報告書をもとに、認証評価の申請に際して求められる形式的な要件を満たす報告書を別に作成している。そのため、現状の説明等の記述において、本学が毎年取りまとめる報告書に比してやや外形的なものに留まっているほか、本学における毎年の自己点検・評価報告書とは基本的な位置づけが異なることにご留意いただければ幸いである。

## 2. 前回の認証評価結果に対する取組み

本学では各年度の自己点検・評価活動において明らかとなった問題点・課題のうち、全学的な課題として重点的に取り組むべきものについては、本学大学評価委員会において「最重要課題」として取りまとめ、理事長及び常任理事、総長、学長のほか、学長・学部長会議をはじめとする教学執行部に対する報告・提言を行うなど、自己点検・評価結果を全学的な改善計画の策定に資するものとして活用している。また、組織別評価委員会及び分野系評価委員会は、その自己点検・評価活動において、単なる長所や問題点

の指摘に留まらず、具体的な長所の伸長方策並びに問題の改善検討に向けた体制等を明らかとすべく努めており、これらに則した改善・改革が各組織において着実に図られるようにしている。2009年度に受審した機関別認証評価において指摘された事項（助言・勧告）についても、この「最重要課題」に包含されるものとして毎年の自己点検・評価の機会を通じて、それらに対する改善状況の把握・検証に努めるとともに、当該年度における具体的な改善が進んでいない事項については、翌年度における継続的な課題として設定することで着実な改善に結びつくよう努めている。

具体的に、2009年度の機関別認証評価においては、教育課程・方法、学生の受け入れをはじめとして、14の「助言」及び1つの「勧告」を付されたが、これらの指摘事項を真摯に受けとめ、当該指摘事項について本学の大学評価委員会をはじめ、学長・学部長会議、各学部・専門職大学院各研究科教授会、大学院研究科委員長会議、各研究科委員会、執行役員会等において報告し、これを前述の「最重要課題」として位置づけるとともに、毎年実施する自己点検・評価を通じて確実な改善に結びつけていくよう、全学を挙げて取り組んでいる。そして、これらの指摘事項に対する本学としての改善状況については、2013年度に「改善報告書」として取りまとめ、同年度7月末に大学基準協会への提出を行っている。当該報告書の検討結果においては、引き続き一層の改善に努めることが望まれる事項がいくつか提示されたものの、本学が機関別認証評価結果における「助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいる」として、本学の改善に向けた取組みが評価されている状況にあり、この結果は、本学が自己点検・評価システムに基づく諸活動の改善サイクルを着実に機能させてきたことを裏付けるものといえよう。

以上のように、本学においては、各種法令等の改正はもちろんのこと、高等教育を取り巻くあらゆる環境の変化を敏感に捉えながら、本学の教育研究活動をはじめとする諸活動の改善・改革に繋がる自己点検・評価の推進に努めてきた。冒頭にも述べた通り、本学が実施する自己点検・評価をこれまで以上に一層有意義なものとしていくためには、単に毎年自己点検・評価活動を実施するのではなく、その結果を大学の中長期的なビジョンとも連動させ、全ての教育研究活動、管理運営組織における確実な改善・改革へ結びつけることはもちろん、これを自己点検・評価を起点とした内部質保証システムへと昇華させていかなければならない。本学では、今後10年間における本学のあるべき姿を取りまとめた中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を2015年10月に策定しているが、この着実な実現に向けて、これまでも真摯に取り組んできた自己点検・評価を一層高度なものとして推進し、本学における内部質保証システムを実質化していく所存である。

以 上

中央大学大学評価委員会

## 第1章 理念・目的

### 【現状の説明】

#### 1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されているか。

##### ○ 大学全体

中央大学の前身である「英吉利法律学校」は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、1885年（明治18年）に東京神田錦町に設立された。（資料1-1-18①）

その設立にあっては、当時国内で主流だったフランス法でなく、実社会と密接に結びついたイギリス法を日本語で教授し、その実地応用の習練を通じ、わが国の司法制度の確立と近代化を達成するために「品性の陶冶された代言人」をはじめとする近代社会に相応しい有為な人材の輩出によって社会に貢献することを理念・目的として掲げ、その実地応用を行うに足る能力と素養の涵養を教育目標としていた。このことは、東京府に提出された英吉利法律学校設置願でも、「本校設置ノ目的」を「邦語ニテ英吉利法律学ヲ教授シ、其實地応用ヲ習練セシムルニアリトス」としていることにもあらわれている。

この「実地応用」の考え方は、1889年に「東京法学院」と改称した際の学則にも「本院ハ、帝国法律ノ実施応用ヲ練習セシムルヲ目的トシ、本邦制定ノ法律ヲ教授スルノ外 広ク法理ニ通達スル為メ、邦語又ハ英語ヲ以テ法律学ヲ講授スルモノトス」（総則第1条）として受け継がれた。1905年の「中央大学」への名称変更を経て、戦後間もない1949年に4学部（法・経済・商・工学部）からなる新制中央大学として新たなスタートを迎えるにあたって、この建学の精神を踏まえ、総合大学として「法律学、経済学、商学並に工学に関する理論と応用とを授け、其の蘊奥を攻究せしめる外、一般教養に関する諸学科を授け、高い知性を備えると同時に教養と深い個性の豊かな人間の形成に努めて、社会文化の創造と進展とに貢献すること」（中央大学学則（以下、「学則」という。）第1条）を目的とした。その後、1975年に改めてこれを自らの使命と位置付け直し、学則第2条において「本学の使命」として「本大学は、その伝統及び私立大学としての特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」と定めている。この使命に関する規定は、6学部、10大学院研究科（3専門職大学院を含む）、10の研究所・研究機関を擁する総合大学となった現在の中央大学の学則においても、そのまま引き継がれたものとなっている。（資料1-1-1第1条）

さらに近年においては、このような建学の精神及び理念・目的の下で育成する人材像をより具体的に表現するものとして、大学としての教育目標を「本学は、イギリス流の経験主義・合理主義を基礎とした実学の伝統を継承しつつ、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命の下に、実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成を教育目標

とする。」と明文化している。(資料 1-1-18②)

なお、本学では、大学の理念・目的、教育目標を踏まえながら、各学部及び研究科における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を、「学部の教育研究上の目的（学則第 3 条の 2）」及び「研究科の教育研究上の目的等（中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 4 条の 5、中央大学専門職大学院学則（以下、「専門職大学院学則」という。）第 4 条）」として学則に明文化しており、各教育研究組織はこれらをその教育及び研究をはじめとする諸活動の根幹・指針とした組織的な展開を図っている状況である。(資料 1-1-1 第 3 条の 2、1-1-3 第 4 条の 5、1-1-4 第 4 条)

## ○ 法学部

本学設立当時の教育理念としては、「實地應用ノ素ヲ養フ」教育によって、イギリス法を身につけ、品性の陶冶された法律家を育成し、わが国の法制度の改良をめざした。イギリス法が明治の日本を近代的な法治国家にするために最も適しているという確信のもと、経験を重んじ自由を尊ぶイギリス法の教育を通して、実社会が求める人材を養成しようとするものであり、この教育理念は建学の精神として現在も受け継がれている。現在では、中央大学の使命（学則第 2 条）として「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする」と掲げ、その中における法学部の教育研究上の目的（学則第 3 条の 2）として、「法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会の様々な分野において活躍することのできる人材を養成する」を掲げている。(資料 1-1-1 第 3 条の 2)

## ○ 法学部通信教育課程

本学の前身である英吉利法律学校は、1885 年に創設されたが、開校と同時に校外生制度を設け、通学できない人々のために「講義録」を郵送するというわが国最初の通信制授業を採用した。高等教育を広く社会に開放した校外生制度は、在外生制度から在外員制度へと変遷し、その後、大学令に基づく中央大学の認可によって一時中断した。そして、戦後、1948 年に社会教育法に基づく認定を受けて、校外生制度の伝統を受け継ぐ通信授業が復活し、1949 年には中央大学が新制大学に改編されたのにもなって中央大学法学部通信教育課程が発足した。

法学部通信教育課程は、学則第 5 条（通信教育課程）第 1 項「法学部に、通信教育課程を置く」に基づき、法学部の中に通学課程とともに置かれた教育課程のひとつであり、学則第 3 条の 2 における法学部の理念と目的、すなわち「法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することのできる人材を養成する」ことを通学課程と一体となって追求している。(資料 1-1-1 第 3 条の 2、第 5 条)

## ○ 経済学部

経済学部の教育研究上の目的については、学則第3条の2において「経済学及びその関連領域にかかる教育研究を行い、広く国際的で豊かな教養・学識と専門能力を有し、社会の様々な分野においてその学識と能力を発揮することのできる人材を養成する」と定めている。(資料1-1-1第3条の2)

2015年に創立110年を迎えた経済学部は、これまで社会に有為な経済人を多数輩出し、日本と世界の経済発展に指導的役割を果たす人材を育成してきた。そして今日、経済のグローバル化が進み、経済や経営についての専門的知識を備えた人材に対する社会のニーズはますます高まっている。経済学部ではこのような経済・経営についての専門的知識も、人々の経済活動が誰のために、何のために行われているのか、そしてその前提としての自然・文化・社会に関する幅広い理解と洞察が伴わなければ不十分であるとの認識の下、経済学部の長い歴史の過程で、学科組織を拡充することで時代の変化、社会的ニーズへの対応を図るとともに、自然・人文・社会に関する幅広い教養教育を重視する姿勢を貫いている。

## ○ 商学部

商学部の教育上の目的については、学則第3条の2において、「商学にかかる各専門分野及びその関連領域における理論並びに実務に関する教育研究を行い、広く豊かな学識と優れた専門能力を有し、ビジネスをはじめとする各分野を通じて社会に貢献できる人材を養成する」と規定しているように、「實地應用ノ素ヲ養フ」学術教育を旨とする中央大学の建学の精神と伝統を踏まえつつ、教育上の視点として「実学教育」を重視している。(資料1-1-1第3条の2)

商学部の目指す実学教育とは、現実の問題を的確に見出す能力(問題発見力)と、それを実践的に解決する能力(問題解決力)を身につけることを重視した教育である。実学教育においては、単にパターン化された能力や知識だけでなく、判断力や応用力を身につけることが大切であり、そのためには、それらを支える基本的な能力や幅広い知識、論理的な思考力なども身につけることが必要になる。したがって、実学教育重視の教育上の理念とは、専門教育とそれを支える基礎教育・教養教育の両方を含む教育を提供することである。基礎教育・教養教育を欠いた専門教育だけでは実学教育は成り立たないし、また実地応用の学問に繋がる専門教育の視点を欠いた基礎教育・教養教育は商学部の教育として不十分である。

商学部は、基礎教育・教養教育と専門教育とのバランス、また、理論教育と実践教育とのバランスのとれた教育を展開することを基本的な教育目標に据えて、商学に関する教育研究を進め、学則が定める「個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」という大学の使命を果たそうとしている。

## ○ 理工学部

理工学部の置かれている環境では、従来からある科学技術分野の課題に加えて、現代社会が抱えている複雑な問題(環境、人口、都市、医療等の諸問題)に対して、理学工学分野からのアプローチが強く求められている。そうした課題に出会った時には、対象

の中の何を切り出して問題とするのか、どのような解がもとの問題を解決したことになるのか、から考えなければならない状況に置かれる。そのような場面でも、問題を導き、積極的に問題解決に向かい、自分自身で考えた方法によって解決策を見出すこと、そしてそのような能力を獲得しようとする姿勢を持ち続けることが非常に重要であると考えている。

理工学部では、卒業生が科学技術の第一線で活躍する力を身につけることを目指した教育研究上の目的を学則第3条の2において、「理学並びに工学の分野に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行い、新しい課題への果敢な挑戦力と組織をまとめる卓越した交渉力を持ち、人類共有の知的資産たる科学技術を継承し、自らの新発見の成果発表を通じて積極的に社会貢献できる人材を養成する」と定めている。(資料1-1-1第3条の2)

#### ○ 文学部

文学部は、1951年に設置されて以来、「人間と社会を知ること」、つまり「人を読み解く力」を作ることが真の「実学」であるとの理念の下、研究・教育を行ってきた。その理念を達成するための教育研究上の目的は、学則第3条の2において「人文科学及び社会科学の諸分野に関する教育と研究を行う。専門の教育における知的訓練を経て得られた学識と広汎な分野の教育から得られた幅広い教養を持ち、多様な社会に対応し得る人材を養成する」と明文化している。(資料1-1-1第3条の2)

このように、文学部の理念・目的は、社会の変化に対応しうる柔軟性を備え、かつ社会的要請にも十分応えられる適切なものとなっている。

#### ○ 総合政策学部

総合政策学部の教育研究上の目的は、「人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその他の関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行い、『政策と文化の融合』の理念の下に不確実でグローバルな時代に必要とされる高度な知識を持ち、文化的背景を理解して現代社会が抱える諸問題を解決し、より良い社会を構築しうる人材を養成する。」(学則第3条の2)ことであり、人類社会の抱える複雑な問題を解決しようとする強靱な志を育て、総合的政策の発案を通して人類の厚生と幸福追求に貢献することができる実践的知力、即ち「実地應用ノ素」を培う教育を行うことにある。以上のとおり、総合政策学部の理念は、同時に教育研究上の目的にも位置付けられている。(資料1-1-1第3条の2)

総合政策学部は、創設時から政策は文化と切り離せないものであり、その内的ダイナミズムを捉えることが真に人間社会に貢献する政策立案の基礎にあると主張してきた。さらに、総合政策学部は人類の相互理解・協業・知の共有を促進することが、人類の厚生に資することを掲げ、英語をはじめとする外国語教育を重要視してきた。このことは現代社会の要請する人材育成にとって適格的である。

#### ○ 法学研究科

法学研究科においては広く法学・政治学の基礎・応用分野における学術の研究を進め、「法学、政治学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究

を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」(大学院学則第4条の5)ことを教育研究上の目的としている。これを踏まえ、具体的には、第1に研究者養成、第2に高度専門職業人の養成、第3に社会人教育、そして第4に日本の諸制度や理論を学ぶことを希望する外国人留学生の教育を法学研究科における柱としている。(資料1-1-3第4条の5)

#### ○ 経済学研究科

経済学研究科は、創設当初から経済学の理論及び応用を教育・研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する人材を養成し、以て経済の発展、社会・人類の福祉に資するとの理念の下で、「経済学およびその関連分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動、その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成する」ことを教育研究上の目的(大学院学則第4条の5)として学則に掲げている。時代の経過とともに教育・研究環境が変化し、経済研究科で養成すべき人材に多少の変遷はあったものの、上に掲げた理念・目的等は、一貫して変わることなく標榜し続けている。(資料1-1-3第4条の5)

#### ○ 商学研究科

商学研究科の研究及び教育の基本理念は、本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」に表わされる、多様な学問研究と幅広い実践的教育を通じて実社会で活躍してほしいとの願いに基づいて定められている。具体的には、中央大学大学院学則第4条の5において、商学研究科の設置目的・人材養成目的を、「商学および関連諸分野における理論ならびに実務に関する高度な教育研究を行い、豊かな学識と高い学術的能力を有する研究者の育成、ならびに優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材の養成を目的とする」、と規定し、多くの社会有為の人材を輩出してきた。今後もこの設置目的に即して、商学分野における高度な学術的能力や学識を備え、実社会でリーダーとして活躍していく人材を育成していきたいと考えている。(資料1-1-3第4条の5)

#### ○ 理工学研究科

理工学研究科の置かれている環境では、従来からある科学技術分野の課題に加えて、現代社会が抱えている複雑な問題(環境、人口、都市、医療等の諸問題)に対して、理工学分野からのアプローチが強く求められている。そうした課題に出会った時には、対象の中の何を切り出して問題とするのか、どのような解がもとの問題を解決したことになるのか、から考えなければならない状況に置かれる。そのような場面でも、問題を導き、積極的に問題解決に向かい、自分自身で考えた方法によって解決策を見出すこと、そしてそのような能力を獲得しようとする姿勢を持ち続けることが非常に重要であると考えている。

このような認識の下、理工学研究科では、修了生が科学技術の第一線で活躍する力を身につけることを目指した教育研究上の目的を、大学院学則第4条の5において「理学、

工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」と定めている。(資料 1-1-3 第 4 条の 5)

○ 文学研究科

文学研究科では、後述する「学位授与の方針」に示す「本大学院の目的及び『人間の内面と社会と歴史をテキスト、データおよび事象を中心に考察する』」との文学研究科の理念に基づき、大学院学則第 4 条の 5 に「人文科学、社会科学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」旨の目的を定めている。(資料 1-1-3 第 4 条の 5)

○ 総合政策研究科

総合政策研究科の教育研究上における人材の養成に関する目的については、大学院学則第 4 条の 5 に示すとおり、「人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、政策と文化を融合する学問分野を開拓しつつ教育研究活動その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」としている。この理念・目的は、学校教育法第 99 条（大学院の目的）第 1 項、大学院設置基準第 4 条（博士課程）第 1 項に沿っており、研究所や大学の研究職、民間企業内の研究職などの高度専門職業人を多く輩出してきた総合政策研究科の教育研究内容の実情を反映している。(資料 1-1-3 第 4 条の 5)

○ 公共政策研究科

公共政策研究科の設置申請にあたり、その設置目的は次の 2 点にあるとした。すなわち、第 1 に公共政策に関する高度専門職業教育を行うこと、第 2 に公共政策に関する新しい研究者養成に応えること、の 2 点であり、ここで「公共の政策」とは、国の中央・地方政府（地方自治体）及び国連等の公式の国際機関が作成する政策（政府政策）に限定されず、身近な地域レベルから国際・地球レベルに及ぶ公共的課題についての多種多様な政策を意味している。

これを受け、公共政策研究科では大学院学則第 4 条の 5 において、公共政策研究科の教育・研究上の目的を「公共の政策及びその関連分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、政策的諸問題の解決に資することができる専門的な知見と能力の開発に努めることにより、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、広く公共社会の発展及び公共政策研究の進展に寄与する人材を養成する」と明確化している。(資料 1-1-3 第 4 条の 5)

○ 国際会計研究科

国際会計研究科は、開設当時日本において金融・会計ビッグバンが推進され、グロー

バリゼーションや IT 革命による経済・社会環境の急激な変化が起こっていたことに対応し、会計専門職の再教育を目指すことをその設置目的として掲げた。これは、設置時点において、会計の社会的機能の持つ重要性が高まり、会計領域が拡大するであろうことを予想し、既存の研究者養成を主目的とした大学院が構築できていなかった産業界の要請に応える人材の教育体制と、産業界に起こる問題の解決に積極的に参画しうる研究体制を併せ持つ専門教育機関を指向するものであった。その後、国際会計研究科は、学校教育法の一部改正に伴い専門職学位課程に課程変更を行い、我が国で初となる会計専門職大学院として、以下に示す理念・目的に基づき教育研究活動を展開している。

国際会計研究科は、「国際化に対応し会計及びファイナンスその他の関連する分野（以下「会計、ファイナンス分野等」とする。）における職業等を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」を理念・目的とし（専門職大学院学則第4条）、社会的な使命の着実な遂行を指向している。具体的には、プロフェッショナルとして高い職業的倫理観と、会計、ファイナンス、マネジメント等の専門領域についての理論、知識、経験を兼ね備え、理論を踏まえながら業務環境の変化に迅速に対応できる人材の育成を目的としている。（資料1-1-4第4条）

#### ○ 法務研究科

法務研究科の理念・目的は、多様な分野で活躍するリーガル・ジェネラリスト及びリーガル・スペシャリストを養成し、法化社会の実現に貢献することである。そのため、実務を批判的に検討し発展させる創造的思考力を備えた上で、リーガル・ジェネラリストについては市民の日常生活に関わる法分野において、幅広い法律知識、問題解決能力、豊かな人間性及び高い倫理観を、リーガル・スペシャリストについては専門的な法分野における新しい知識、分析能力及び問題解決能力を養成することを教育目標としている。

なお、法務研究科における人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的については、研究科の教育研究上の目的等（専門職大学院学則第4条）において「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」として学則に明文化しており、法務研究科では、これらをその教育をはじめとする諸活動の根幹・指針に据えた組織的な展開を図っている。（資料1-1-4第4条）

#### ○ 戦略経営研究科

戦略経営研究科は、戦略経営専攻（専門職課程）と大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の2専攻を設置し、「組織の戦略経営分野における深い学識及び卓越した能力を培うとともに、専攻分野における教育・研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材の養成」を目的としている。

そのうえで、戦略経営専攻では、教育研究上の目的を専門職大学院学則第4条において、「学術的な研究に基づいた理論と実践の教育・研究を行い、高度専門職業人としての深い学識と卓越した能力を兼ね備えたプロフェッショナルの養成を行うことを目的とする」と謳っており、経営戦略を中心に「戦略」「マーケティング」「人的資源管理」「ファイナンス」「経営法務」の5分野を総合的、有機的に学修・研究できる高度専門職業人としての深い学識と卓越した能力の養成を通じて、プロフェッショナルとしての

現代的な戦略経営リーダーを育成することを教育目標としている。

他方、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、教育研究上の目的を専門職大学院学則第4条において、「現代企業が遭遇する課題を解く鍵となる理論及び高度な分析手法について教育・研究を行い、不確実な経営環境においても自ら課題を発見し、その実践的な課題を解決する創造的能力を培うことを目的とする」と謳っており、この目的達成のために、マーケティング、ファイナンス、人的資源管理、経営法務などの研究分野で蓄積された知識を駆使して課題を可視化し、それらの関連図を描くと同時に、「下位戦略の“総合”に必要な新たなフレームワークの開拓」、「そのフレームワークを用いた個々の創造的テーマ、問題の分析と処方箋の提示」または、「最終的な“総合知見”の獲得を前提とした、各分野における創造的テーマの研究」を行うなど、環境の不確実性の増大に対して、直面する創造的テーマ、問題について高度な分析能力、問題解決能力を持った人材を育成することを教育目標としている。(資料1-1-4第4条)

## 2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

### ○ 大学全体

建学の精神をはじめ、本学及び各教育研究組織の理念・目的等については、本学公式Webサイト（以下、「Webサイト」という。）に掲載し、学内構成員のみならず、社会に対しても広く周知を図っている。(資料1-1-18①～⑱)

理念・目的の周知にあたっては、2006年度に「行動する知性。-Knowledge into Action-」というユニバーシティ・メッセージを定め、これを用いたロゴマークをWebサイトや各種刊行物、広告媒体等に用いること等の取組みを通じて広く発信している。

このユニバーシティ・メッセージは、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、これまで単に社会で役立つ知識を修得している人材ではなく、社会の課題に応え新たな社会価値を創出する実地応用力をもった人材の育成に努めてきた本学だからこそ言える「実学」の意味づけを再定義したものであり、今日のグローバル社会に通用する「実学」の実践と「実学」教育を通じて涵養された知性をもとに社会に貢献できる人材という本学の人材養成像を社会に対して明確な形で示すものである。(資料1-1-18⑳)

他方で、建学の精神の周知・浸透については、近年の事業計画において重要な要素の一つとして掲げ、学内外への周知・浸透を図るための取組みを継続的に行っている。

具体的に、学内構成員への周知として、在学生に対しては履修要項をはじめとする各種冊子への掲載のほか、入学式における学長等の挨拶及び出席者に配付する式次第への掲載、新入生ガイダンスや各学部における導入科目等を通じ、本学の建学の精神や、学部・学科及び研究科の理念・目的への理解を促している。また、教職員に対しては履修要項や兼任教員を対象とする冊子「兼任講師ガイドブック」への掲載、新任専任教員に対する研修会、新入職員研修等の機会を通じ、周知と浸透を図っている。さらに、在学生の父母に対しては、全在学生の父母宛に送付している「父母のための中大ガイド」等の冊子への掲載や毎年全国で実施される「父母懇談会」等の機会を通じて本学の建学の精神と校風等について説明している。(資料1-2-1、1-2-2「建学の精神」、中央大学の使命と各学部における教育研究上の目的、1-2-3、1-2-4 p.10)

社会一般に対する周知については、前述の Web サイトへの掲載のほか、本学への入学希望者を対象に刊行している本学大学案内誌をはじめとする各種ガイドブック等への掲載、入学希望者を対象に実施する進学相談会等における説明を通じて行っている。(資料 1-2-5 p. 4, 6、1-2-6 p. 1)

これらの周知方法の有効性については、自己点検・評価活動の一環として中央大学大学評価委員会（以下、「大学評価委員会」という。）が実施している各種のアンケート調査を通じて行っており、在学生における認知度については、2年生以上の学部在学生を対象とする「在学生（2年生以上）学習と学生生活アンケート」（以下、「在学生アンケート」という。）、同じく1年次を対象とする「新入生アンケート」、「専任教員アンケート」、「専任職員アンケート」を中心に把握・検証を行っている。

このうち、学部学生を対象とするアンケート調査については、2008年度より毎年度実施しており、調査開始時点において建学の精神に係る認知度が極めて低いことを示す結果が継続的にみられたことから、学校法人中央大学の事業方針の重要な要素の一つとして「建学の精神、大学の理念・目的・教育目標の全学的浸透」を継続的に掲げ、各種要項類への掲載や学生・受験生に対する説明を積極的に行う等、周知・浸透に向けた組織的な取組みを継続的に行ってきたところである。その結果、近年の調査結果においては、これらの情報への接触度について着実に高まっていることを示す結果が得られているものの、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した割合は1割程度と依然として低い水準にあり、理念・目的を踏まえた上で修学することによる教育効果や、本学に対する帰属意識を醸成することの重要性に鑑み、これらにかかる認知度や理解度の更なる向上が今後も継続して取り組むべき課題となっている。

また、教職員における理念・目的の認知度については、大学評価委員会が2014年度に実施した専任教職員を対象とするアンケート調査において、「学外者に対して本学の建学の精神について説明できるか」という観点から把握・検証を行ったところであり、教員・職員の双方において約8割が肯定的に回答していることから、一定程度の理解・浸透が図られている状況にあると考えられる。ただし、このうち「充分説明できる」と回答した割合は十分な水準に達しているとは言えず、職員研修等の機会も活用しながら、個々の構成員において更なる理解に努めていく必要がある。(資料 1-2-7 p. 28、1-2-8 p. 3, 11、1-2-9 p. 3, 27)

#### ○ 法学部

法学部の理念・教育研究上の目的について、在学生に関しては、各種ガイダンス、履修要項等により、教員に関しては、着任時に新任専任教員懇談会を開催し、学部の教育理念・各学科の教育目標の周知を図っている。また、学部の教育理念・各学科の教育目標は、Web サイトにも掲載し周知している。(資料 1-1-18③、1-2-10 p. 1、1-2-11)

#### ○ 法学部通信教育課程

法学部通信教育課程の理念と目的は、学則で、また、それを実現するための教育内容や運営組織等は、中央大学通信教育部学則（以下、「通信教育部学則」という。）でそれぞれ明らかにしている。この二つの学則は、履修要項にあたる「別冊白門」等に掲載し、大学構成員に周知している。さらに、この理念と目的を広く社会に表明することを目的

に、より明確かつ具体的に取りまとめた「法学部通信教育課程の三つの方針」は、本学及び通信教育課程 Web サイトで公開を行うとともに、「別冊白門」の冒頭にも掲載している。(資料 1-2-12 pp.136-142, 法学部通信教育課程の三つの方針、1-1-18㉑)

#### ○ 経済学部

経済学部の教育研究上の目的については、学則第 3 条の 2 において明示し、履修要項をはじめ、Web サイト等を通じて学内外に広く公開・周知している。また、各学科における理念・目的についても、履修要項、Web サイト、経済学部ガイドブックのほか、講義要項を通じて、教育に対する方針や姿勢をより分かり易く提示し、これらに対する理解の促進に努めている。(資料 1-1-18㉒、1-2-13 p. i、1-2-14)

また、新入生及び各学年の在学生に対しては、経済学部における学修に取り組むための前提知識、確認事項として、各種媒体を通じて周知しているこれらの内容や、これに基づくカリキュラム体系について、各学科のガイダンスや導入科目等の機会を活用し、周知に努めている。

#### ○ 商学部

教職員及び学生が閲覧する履修要項には、商学部の教育研究上の目的をはじめ、教育活動に関する三つの方針を全文掲載して配布している。教員に対しては、全学の FD 推進委員会が実施する研修会において、本学の建学の精神及び各学部の教育研究上の目的について説明を行っているほか、商学部が独自に実施している新任教員を対象とする研修会においても説明を行っている。(資料 1-2-3、1-2-15 pp. 1-6)

社会への公表は Web サイトによる広報が中心である。Web サイトでは、学部の概要、教育活動に関する三つの方針、各学科における学びの特徴等を掲載している。(資料 1-1-18 ㉓)

受験生に対しては、本学大学案内、商学部ガイドブック等を活用している。このほか、在学生の父母向けの広報誌「草のみどり」、商学部卒業生向けの広報誌である「C-Com. 21 会報」等でも、随時、学部紹介の記事や学部長挨拶を掲載し、その中で商学部の理念・目的の周知に努めている。さらに、受験生とその保護者、高等学校等の進路指導者向けの説明会や進学相談会等でも周知に努めている。(資料 1-2-5 pp. 65-74、1-2-16)

#### ○ 理工学部

理工学部の教育研究上の目的は学則に明示しており、履修要項のほか、Web サイトを通じて学内外に広く公開・周知を行っている。また、各学科における学びの目標等についても、履修要項、理工学部ガイドブック、理工学部各学科オリジナル Web サイト（一部の学科を除く）を通じて、各学科の教育に対する方針や姿勢をよりわかりやすく提示し、これらに対する理解の促進に努めている。(資料 1-1-18㉔、㉕、1-2-17 pp. 2-7、1-2-18)

また、新入生及び在学生に対しては、理工学部における学習に取り組むための前提知識及び確認事項として、各種媒体を通じて周知を図るほか、各学科のガイダンスや「学習指導」等の機会を通じて、各学科で工夫した資料等を用いてカリキュラムとそのままとなる目的の正確な伝達と理解を促すとともに、各学科で学ぶ領域への興味を深めるよ

うに初年次教育を行っている。

○ 文学部

文学部の理念・目的について、学外に対しては Web サイトを通じて広報しているほか、在学生に対しては、新入生に対する学習指導（各種ガイダンス）や初年次教育科目を通じて、さらには履修要項等の配布物を主たる媒体として周知を行っている。（資料 1-1-18 ⑦、1-2-19 pp. 3-7）

文学部は、13 専攻を柱とした多くの学問分野を擁し、それぞれ個性的な研究・教育を行っているながら、学部全体を覆う理念・目的の下ではそれら個性が目立たず、他大学の同様の学部との差異や文学部の際立った個性がアピールされにくいきらいはあるが、文学部ガイドブックや Web サイト、履修要項には、各専攻の学びの特色や教育目標が具体的なかたちで掲げられており、それを補う役割を果たしている。（資料 1-2-20）

○ 総合政策学部

総合政策学部の理念・目的・教育目標等の周知方法について、学部専任教員に対しては採用時の新任教員懇談会での説明に加え、履修要項や Web サイトに掲載して周知を図っている。また、受験生に対しては本学大学案内、総合政策学部ガイドブック等を通じて周知している。このほか、専任教員が行う高等学校での出張講義や、学内進学相談会等において口頭で周知している。在学生には、履修要項に加えて、1 年次前期に必修科目として「総合政策概論 I」を配置し、総合政策学部における学問的意義を学修できるようにしている。（資料 1-2-5 pp. 109-116、1-1-18⑧、1-2-21pp. ii-x, p. 8、1-2-22）

また、2009 年 4 月からは、総合政策学部の理念・目的・教育目標等の周知にとって有効な教員・学生の諸活動の成果について、Web サイトに掲載するようにしている。（資料 1-1-18⑨）

○ 法学研究科

法学研究科の理念・目的の周知は、学生及び教職員に対しては履修要項、Web サイト等を通じて行っている。また、入学志望者に対しては、Web サイト、大学院ガイドブック、大学院進学相談会での説明等を通じて行っている。（資料 1-1-18⑩、1-2-23 p. 12、1-2-6 p. 5）

○ 経済学研究科

経済学研究科の理念・目的の周知について、大学構成員に対しては、履修要項のほか、Web サイト等を通じて行っている。また、社会一般に対しても、Web サイトを通じて広く周知しているほか、入学志望者に対しては、大学院ガイドブック、大学院進学相談会における説明等を通じて周知を行っている。（資料 1-1-18⑪、1-2-23 p. 12、1-2-6 p. 9）

○ 商学研究科

商学研究科の理念・目的・教育目標等の周知については、①各種刊行物への掲載（Web サイト、大学院ガイドブック、履修要項）、②全研究科共通で行われている年 2 回の進

学相談会のほか、研究科独自に毎年4月に開催している商学部学生向けの大学院ガイダンス(毎年20~30名の商学部学生が参加)等の広報活動を通じて行っている。(資料1-1-18①、1-2-23 p.12、1-2-6 p.13)

#### ○ 理工学研究科

理工学研究科の教育研究上の目的は大学院学則に明示しており、その内容については履修要項のほか、Web サイトを通じて学内外に広く公開・周知している。また、各専攻における教育研究上の目的等についても、履修要項、大学院ガイドブック、さらにはWeb サイト並びに理工学部各学科(専攻)オリジナルWeb サイト(一部の専攻を除く)を通じて、各専攻の教育に対する方針や姿勢をよりわかりやすく提示し、これらに対する理解の促進に努めている。(資料1-1-18②、③、1-2-6 p.17、1-2-24 pp.4-6)

とりわけ学部の在學生に対しては、授業中をはじめ年2回実施する大学院進学相談会など様々な機会をとらえて、大学院進学の意味を説く中で教育目標等の周知にも努めている。このほか、入学後の在學生に対しては、各専攻で工夫した資料等を用い、各種ガイダンスや学習指導、導入教育科目等の様々なチャンネルを通じてカリキュラムとその基となる目的を、正確に伝達し理解を促すようにしている。

#### ○ 文学研究科

文学研究科の教育研究上の目的は大学院学則に明文化し、Web サイト、履修要項に明示しているほか、主に受験生を対象としている広報誌である大学院ガイドブックにも研究科の教育研究の内容、方法、特色等を一般の方々にも解りやすい平易な文体で記述している。(資料1-1-18④、1-2-23 p.12、1-2-6 p.23)

なお、文学研究科の教育目標等に関する情報は、大学院ガイドブック以外の本学発行の各種広報誌にも簡単な記載がある。特に、文学研究科は文学部所属の専任教員を中核とする教育研究組織であり、学生も文学部からの進学者数が多数であることから、文学部ガイドブックには、研究科の理念をはじめ教育の特色等が掲載されている。さらに、年2回の大学院進学相談会において各専攻の在學生参加のもと、各専攻における教育目標をより具体的に周知している。(資料1-1-20 p.54)

#### ○ 総合政策研究科

総合政策研究科の教育研究上の目的は前述のとおり大学院学則に明文化しており、在學生には履修要項を通じて共有を図っている。このほか、志願者及び新入生に対しては大学院ガイドブックや広く一般に向けてもWeb サイト等に掲載し、広く周知がなされている。加えて、年2回行われる大学院進学相談会において詳しく説明を行っている。(資料1-1-18⑤、1-2-23 p.12、1-2-6 p.29)

#### ○ 公共政策研究科

公共政策研究科では、設置目的に掲げる人材養成の2つの要素及び学則上の教育研究上の目的を端的にあらわすものとして「政策プロフェッショナルの養成」という表現を用い、学内構成員はもとより、社会一般への周知・浸透を図っている。

教育研究上の目的等については、履修要項、大学院ガイドブック、Web サイト等の広報媒体を通じて周知を行っている。大学院志願者の多くがこれらの媒体の情報を参考に受験するため、周知の方法としては有効に機能している。(資料 1-1-18⑮、⑯、1-2-23 p. 12、1-2-6 p. 32-33)

○ 国際会計研究科

国際会計研究科では、Web サイト及びガイドブック等を通じて、研究科の使命・目的、教育目標及び教育内容等に関する重要事項を掲載し、社会一般に広く明らかにしている。また、教職員、在学生等に対しては、Web サイト、ガイドブック及び履修要項を通して適宜説明を行っている。とりわけ教員に対しては、国際会計研究科が独自に作成する「兼任教員ガイドブック」において、研究科の目的や教育方針について説明するとともに、毎年 3 月または 4 月に開催する専任・兼任懇談会において専任・兼任の区別なく授業方針等についての認識の統一を図っている。(資料 1-1-18⑮、1-2-25、1-2-26 p. 1、1-2-27 国際会計研究科 (CGSA) の使命と教育目的、中央大学の使命と国際会計研究科における教育研究上の目的)

○ 法務研究科

法務研究科の理念・目的等については、「教育理念」、「養成する法曹像」として、法科大学院ガイドブックに毎年掲載し、進学説明会や他機関が主催する合同入学相談会の機会を利用して学内外に配布しているほか、Web サイトにも掲載し、入学志願者や社会一般への周知を図っている。さらに 2012 年度からは、履修要項の冒頭に「学位授与の方針」をはじめとする教育活動に係る三つの方針の掲載を行い、在学生及び教職員における理解を促進している。(資料 1-1-18⑰、1-2-28 p. 1, 3、1-2-29 (1))

○ 戦略経営研究科

戦略経営研究科では、Web サイト及びパンフレット(研究科案内)において使命・目的及び教育目標、教育内容等に関する重要事項を掲載し、社会一般に公開している。(資料 1-1-18⑱、⑲、1-2-30 pp2-3, 32-33)

さらに、入試説明会等にて研究科の理念・目的・教育目標・教育方法等の説明を行っている。企業に対しては、戦略経営研究科の認知拡大と、学生派遣企業開拓の一環として、パンフレット、入試要項を送付し、必要があれば個別に説明に出向いている。入学者及び在学生に対しては、入学式やガイダンスで説明するほか、履修要項等の各種学内刊行物に掲載するなど、説明できる機会を捉えて有効に周知を図っている。また、教職員に対しては、履修要項による周知に加え、年度はじめに実施する授業担当者会議等で周知を行っている。(資料 1-1-18⑱、⑲、1-2-31 p. 1、1-2-32 pp. 1-5)

**3. 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。**

○ 大学全体

本学においては、2008 年度に自己点検・評価システムを構築し、7 年毎に全学的に実施する「重点自己点検・評価」と、それ以外の年度に毎年実施する「年次自己点検・評価」を組み合わせた恒常的な自己点検・評価サイクルを有しており、毎年度実施するこ

これらの自己点検・評価活動の機会を活用し、大学評価委員会及び大学評価推進委員会において組織的かつ継続的に本学における理念・目的等の妥当性の検証を行っている。(資料 1-1-18⑤)

加えて、本学は創立 130 周年を起点とする「中央大学中長期基本構想」を 2015 年 3 月に理事会において策定したところであり、その過程においても、本学が建学の精神として掲げている理念・目的と現代に果たすべき役割について再検証を行った上で、向こう 10 年間に本学が果たすべき使命 (Mission) を「グローバルな視野と実地応用の力を備え、人類の福祉に貢献する人材の育成」と再定義している。今後は、同構想に基づき 2015 年 10 月に策定した本学中長期事業計画の具現に努めていく予定である。(資料 1-3-1)

上述の通り、本学では、本学の理念・目的等の妥当性についても恒常的な自己点検・評価システムの中で検証を行っているが、個々の改善・改革の努力が各組織の、ひいては本学の理念・目的等の実現にどのように結びつくかを構成員が共有しながら、今後の大学全体の活性化に繋がるよう努めていく。

#### ○ 法学部

法学部では、学部・学科の教育課程及びそれに伴う諸制度の見直し、立案に際しては改革委員会がその役割を担ってきた。改革委員会では、社会の動向・ニーズをにらみながら、現行の学部教育の理念・学科の教育目標及びそれらと具体的教育内容との関連の妥当性を検討し、その検討結果を踏まえ教授会において議論を行ってきた。

近年では、2011 年 4 月より、学部の理念・目的にそった学科体制のあり方及びその教育課程に関する検討に着手し、その役割を担う将来構想委員会において、教授会員への委員会資料や議事録の配信、検討結果の報告、その内容にもとづく教授会懇談会を通じて、学部全体で学部・学科のあり方を議論する体制を整えた。その後、具体的な検討は将来構想検討ワーキンググループに引き継がれたが、同ワーキンググループでの審議は原則として教授会員に公開されるなど、学部全体で学部・学科のあり方を議論する体制は引き続き十分に確保されている。

このように法学部では、学部教育の理念等を踏まえつつ、学部教育のあり方を検証し、新たな展開を模索していく仕組みについて、恒常的には学部執行部が中心となりながらも、必要性に応じて改革委員会、将来構想委員会、ワーキンググループ等を設置して検討を進めており、学部全体で議論していく体制が整えられているという意味で、適切に機能しているといえる。

#### ○ 法学部通信教育課程

法学部通信教育課程の理念・目的のような法学部全体に関わる事項は、通信教育部委員会で審議し、さらに法学部教授会で審議を行うこととしている。また、通信教育部委員会は 11 名という機動力に富む小規模組織となっているが、必要に応じて下部組織として通信教育部制度等検討部会を設置して、当該委員会から委任された事項について審議検討にあたることとしている。

理念と目的の検証については、カリキュラム改正等の大規模改革の機会に、課題解決のための礎として再確認を行っている。

○ 経済学部

経済学部の理念・目的の妥当性については、毎年の自己点検・評価活動の中で内容確認を行っているほか、学部の改革を検討する際には、学部内に改革検討WGを立ち上げ、その検討の中でも確認を行っている。(資料 1-1-18㉔)

○ 商学部

理念・目的の妥当性・適切性については、必要に応じて適宜、学部長及び学部長補佐(教務主任・教務副主任)をメンバーとする教務委員会を中心に行うほか、自己点検・評価委員会を中心に行う毎年度の自己点検・評価活動を通じて検証を行い、最終的には商学部教授会で審議を行うことによりこれを共有している。(資料 1-1-18㉔)

学部の理念・目的の妥当性・適切性の検証は、学部内外の状況やその変化を踏まえて総合的な観点から行う必要があるため、この意味では、学部の責任者である学部長を中心に検証作業を進め、最終的に教授会で検証するという仕組みには一定の合理性があるといえる。

○ 理工学部

理工学部においては、学部長、研究科委員長、各学科・教室の代表者からなる「D委員会」において、主として学部組織の改編、人事方針をはじめとする事項について検討しており、各事項を議論する中で、その妥当性や適切性について、学部の理念・目的・教育目標に遡って確認・検証する機会を有している。また、定常的には、学部長、各学科・教室の代表者からなる「C委員会」において、主として各学科のカリキュラム改正や導入教育、補習教育といった学部全体にわたる教育システムや教育方法の改革に係る検討を行っている。同委員会は、大学教育に対する社会的ニーズや科学技術の著しい進展や変革、新入生の入学段階における基礎学力の変化などに対応する機会に際し、理工学部としての理念や使命を前提として、主として学部全体に関わる適切な改善に向けた検討を担っている。

これらに加えて、全学的な自己点検・評価システムの下に設置する理工学部組織評価委員会(自己点検・評価委員会)において、理念・目的・教育目標等の検証を含めた自己点検・評価の機会を毎年設けており、この恒常的な点検・評価システムを併せ持つことで、当該事項に係る検証を通じて時代の趨勢に的確に対応する柔構造的な仕組みを整えている。(資料 1-1-18㉔)

○ 文学部

学部の理念・目的の妥当性の検証は、毎年の自己点検・評価活動の中でこれを行っているほか、文学部研究・教育問題審議委員会においても、新専攻設置や学科再編時、カリキュラム改正を行う際等、学部の教育・研究のあり方について根本から議論しなければならない時に実施しており、これらの検証結果については教授会で確認・承認され、学部全体として認識を共有する仕組みとなっている。(資料 1-1-18㉔)

現在、文学部においては将来構想委員会を中心に学部としての中長期構想の策定に向けた検討を行っており、その過程においても学部の理念の検証と再構築を行っている。

○ 総合政策学部

総合政策学部の理念・目的・教育目標等に係る妥当性の検証については、総合政策学部組織評価委員会において毎年の自己点検・評価活動を通じて行い、これを教授会で審議する仕組みとなっている。また、2017年度に予定しているカリキュラム改正に向けた検討にあたり、学部内に設置した将来構想委員会において、理念・目的の現代的意義の検証及び再確認を行っている。(資料 1-1-18㉔)

○ 法学研究科

理念・目的の検証については、毎年度の自己点検・評価活動の一環として実施している。

このほか、法学研究科においては、近年、社会人学生の減少、博士前期課程における定員の未充足、研究者養成機能の低下といった事項が課題となっていたことから、2013年度から研究科委員会の下に設置した制度改革検討委員会において研究科の理念・目的の再検証を行い、それに基づいて、①収容定員充足率の一層の改善、②カリキュラム及び学生への研究指導体制の問題点の発見と改善、③研究者・後継者育成に向けての仕組みの整備を柱とする改革工程表を作成し、その着実な推進に努めている。(資料 1-1-18㉕)

○ 経済学研究科

経済学研究科の理念・目的等はその性質から短期間においてその妥当性の検証を求められているものではないと考えているが、基本的には毎年実施する自己点検・評価の機会を通じて検証・確認を行うよう努めている。ただし、カリキュラム改革も含めた研究科改革の検討を行う際には、その理念と目的を具現化することを旨として行うことから、その妥当性の検証も大学院改革問題検討委員会及び教務委員会を中心に行い、研究科委員会において議論を行っている。(資料 1-1-18㉖)

○ 商学研究科

商学研究科の掲げる理念・目的については、年1回の自己点検・評価活動を通じて恒常的に検証が行われているほか、日常的には、定例で開催される研究科委員会におけるカリキュラムや授業科目、科目担当者、入学試験内容・判定基準・出題内容の適切性等の審議・決定に際して、学則等で示された研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を意識した検討が行われている。加えて、2015年度においては、本学の文系大学院における今後の運営のあり方について検討することを目的に、文系の大学院研究科委員長による懇談会を定期的で開催しており、その過程においても各研究科の掲げる理念等についても共有し、検証を行う機会を設けている。(資料 1-1-18㉗)

○ 理工学研究科

理工学研究科においては、専攻毎に専攻会議を置き、専攻によっては学生も参加して各専攻の教育目標に適合しているかを議論し、研究の趨勢、学生の反応を考慮に入れたアダプティブな検討が行われている。この検討作業を経て設定された専攻毎の理念・目的・教育目標は、毎年理工学研究科連絡委員会議の議論を経て、研究科委員会の検討・審議が行われ、理工学研究科として適切に検証される。

また、十分な検討が必要になった研究科関連の議題等については、適宜ワーキンググループを作り集中的に議論し、研究科委員会にその結果を報告するようにしている。

他方、目的・教育目標等のあり方や社会的ニーズのマッチングの検証に際しては、学内意見のみならず、博士課程における教育研究の受け手である修了生や、当該人材を受け入れている就職先企業等をはじめとする広義のステークホルダーからの意見やニーズをフィードバックすることが重要であり、現在は、「修了生アンケート」で修了生からの意見を集めている。現状においては、各専攻同窓会、研究室 OB・OG 会、学会同窓会や就職先企業等からの要望・期待、意見の収集を教員個人の努力に依存しているところが多く、十分な情報量の確保や情報の共有に繋がらないため、今後は相談会で招く OB・OG のコメントや講義で招聘するゲストスピーカー、博士課程後期課程に社会人特別入学試験で入学した学生から、大学院教育の意義について聞き取りを行うなど情報の質と量を確保し、教育目標に反映する仕組みを整備する必要があると考える。(資料 1-3-2、1-3-3)

#### ○ 文学研究科

文学研究科そのものの理念・目的・教育目標の妥当性を恒常的に検証する仕組みとして、毎年の自己点検・評価活動があげられるほか、研究科を構成する各専攻については毎年定期的に教務委員会を通じて、各専攻の教育目標及び人材養成等の目的、教育内容等の見直しを行っている。(資料 1-1-18㉔)

#### ○ 総合政策研究科

研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みとしては、毎年の自己点検・評価活動の機会に確認や検証を行うとともに、カリキュラム改正や組織改編等について検討を行う際には研究科委員会やカリキュラム委員会等で検証を行っている。(資料 1-1-18㉔)

#### ○ 公共政策研究科

理念・目的の妥当性・適切性の検証については、毎年度実施している自己点検・評価の機会を活用して行っているほか、必要に応じて研究科委員会の下に設置するワーキンググループ等でも再検証を行っている。これまでの検証状況としては、2008 年度には「将来構想ワーキンググループ」、2012 年度には「イノベーション会議」において、それぞれ公共政策研究科の掲げる理念・目的について再検証を行い、その結果をもとに将来に向けた具体的方策について検討を行ったところである。(資料 1-1-18㉔)

#### ○ 国際会計研究科

国際会計研究科では、固有の使命・目的の着実な達成のために、毎年修了生に対して実施するアンケート結果や教員の意見を持ち寄り、FD 委員会、自己点検・評価委員会、教授会等において、経済、ビジネスの環境変化と、それに対応した人材に求められる能力を見直すとともに、見直した人材像を養成するために必要な国際会計研究科の理念・目的等の見直しを行ってきた。(資料 1-1-18㉔)

## ○ 法務研究科

法務研究科の場合、わが国最大規模の法科大学院であることを反映して、特定のタイプの法曹養成に偏ることなく前述の教育理念と6種類の法曹像を示し、多様かつ特色ある教育目標を掲げている。それが適切かつ十分であるかは、法務研究科において自主的に実施している毎年の自己点検・評価の機会に自己点検評価委員会及び最終的には教授会での討議を通じてチェックする機会があるほか、外部有識者によって構成されるアドバイザーボードの意見を徴することを通じて、教育理念・目標の妥当性をも含む法務研究科の活動全般について毎年検証する仕組みを備えている。(資料 1-1-18⑤)

## ○ 戦略経営研究科

戦略経営研究科が掲げる理念・目的の検証については、毎年度行う自己点検・評価活動の一環としてこれを行い、点検・評価結果を教授会に報告することを通じて研究科内での共有を図っている状況である。また、戦略経営研究科は2012年度に研究科独自の中期アクションプランの策定を行い、それ以降、毎年度ローリングを行いつつその着実な推進に努めており、そうした機会にも適宜検証を行っている。(資料専-9)

加えて、戦略経営研究科における教育目標を確実に達成し、理念・目的を具現するにあたっては、恒常的に社会的な教育ニーズを把握していくことも重要であることから、適宜、アドバイザーボードをはじめ、本学卒業生の経済人から構成される南甲倶楽部への定期的な意見聴取・交換を行い、その結果については、教授会のもとで各所管委員会における検討を踏まえ、重点行動計画の策定や教育内容の改善に活用している。

## 【点検・評価】

### ● 基準1の充足状況

本学並びに各学部・研究科の理念・目的、教育目標は、学校教育法の定める大学の目的に即したものとして適切なものとなっており、Webサイトをはじめとする各種媒体を通じて周知・浸透に努めている。これらについては、毎年度実施する自己点検・評価の機会をはじめ、適宜諸改革にあわせた検証がなされており、本項目の基準をおおむね充足している状況にある。

### <効果が上がっている事項>

特になし

### <改善すべき事項>

#### ○ 大学全体

- (1) 本学在学生における理念・目的等の認知度については、在学生を対象とするアンケート結果を見る限り、未だ半数を超える在学生が本学及び各教育研究組織の理念・目的等を的確に捉えずに修学している状況である。理念・目的を踏まえた上で修学することによる教育効果や、本学に対する帰属意識を醸成することの重要性に鑑み、これらにかかる認知度や理解度の更なる向上が、今後も継続して取り組むべき課題となっている。(資料 1-2-7 p. 28)

## 【将来に向けた発展方策】

<効果が上がっている事項>

特になし

<改善すべき事項>

### ○ 大学全体

(1) 理念・目的、教育目標等に対する学生の認知度の向上については、2015年度（平成27年度）事業計画の第一項目として「建学の精神、大学の理念・目的・教育目標の全学的浸透」を掲げていることから、この計画に基づいて引き続き全学的な取組みを進めて行くこととする。また、学生に対する浸透度合いの高い学部での取組み等について、学部長会議等を通じて共有することで、受験生、在学生の双方における、理念・目的、教育目標等に対する認知度の向上のための具体的な取組みに結びつけていくこととする。（資料1-1-18㉔）

## 【根拠資料】 「\*」はCD-Rに保存

- \*1-1-1 中央大学学則
- \*1-1-2 中央大学通信教育部学則
- \*1-1-3 中央大学大学院学則
- \*1-1-4 中央大学専門職大学院学則
- 1-1-5 大学概要 2014-2015
- 1-1-6 CHUO UNIVERSITY Concept 2015
- 1-1-7 法学部ガイドブック 2015
- 1-1-8 経済学部ガイドブック 2015
- 1-1-9 商学部ガイドブック 2015
- 1-1-10 理工学部ガイドブック 2015
- 1-1-11 文学部ガイドブック 2015
- 1-1-12 総合政策学部ガイドブック 2015
- 1-1-13 中央大学法学部通信教育課程 ガイドブック 2015
- 1-1-14 GUIDE BOOK 2015 中央大学大学院
- 1-1-15 中央大学専門職大学院国際会計研究科 GUIDE BOOK 2015 SPRING
- 1-1-16 CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2015
- 1-1-17 CHUO GRADUATE SCHOOL OF STRATEGIC MANAGEMENT 2015
- 1-1-18 中央大学公式Webサイト
- ① 理念・目的等（建学の精神）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/key\\_message/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/key_message/)
- ② 理念・目的等（教育目標）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/educational\\_goal/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/educational_goal/)
- ③ 法学部（学部概要）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/law/guide/overview/>
- ④ 経済学部（学部概要）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/economics/guide/overview/>
- ⑤ 商学部（学部概要）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/commerce/guide/overview/>
- ⑥ 理工学部（学部概要）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/science/guide/overview/>
- ⑦ 文学部（学部概要）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/letters/guide/overview/>
- ⑧ 総合政策学部（学部概要）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/policystudies/guide/overview/>
- ⑨ 法学研究科（理念）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/law/basic\\_principle/principle/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/law/basic_principle/principle/)
- ⑩ 経済学研究科（理念）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/economics/basic\\_principle/principle/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/economics/basic_principle/principle/)
- ⑪ 商学研究科（理念）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/commerce/basic\\_principle/principle/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/commerce/basic_principle/principle/)
- ⑫ 理工学研究科（理念）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/science/overview/principle/>
- ⑬ 文学研究科（理念）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/letters/basic\\_principle/principle/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/letters/basic_principle/principle/)
- ⑭ 総合政策研究科（理念）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/policystudies/basic\\_principle/principle/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/policystudies/basic_principle/principle/)
- ⑮ 公共政策研究科（理念）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/publicpolicy/basic\\_principle/principle/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/publicpolicy/basic_principle/principle/)
- ⑯ アカウンティングスクール（国際会計研究科(CGSA)の使命と教育目的）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/accounting/outline/cgsa/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/accounting/outline/cgsa/)
- ⑰ ロースクール（養成する法曹像）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/law/outline/cultivation/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/cultivation/)
- ⑱ ビジネススクール（教育理念）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/business/outline/principle/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/outline/principle/)
- ⑲ ビジネススクール（DBAの特長）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/business/dba/feature/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/dba/feature/)
- ⑳ 大学紹介（ユニバーシティメッセージ）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/communication/university/>
- ㉑ 中央大学通信教育課程Webサイト：法学部通信教育課程の三つの方針  
<http://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/correspondence/policy/>
- ㉒ 理工学部（学科紹介）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/science/departments/>
- ㉓ 総合政策学部  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/policystudies/>
- ㉔ 公共政策研究科（公共政策研究科の特色）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/publicpolicy/feature/>
- ㉕ 大学評価（自己点検・評価結果）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/result/>
- ㉖ 事業計画（2015年度（平成27年度）学校法人中央大学事業計画）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/biz\\_overview/biz\\_plan/2015/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/biz_overview/biz_plan/2015/)
- 1-2-1 2015年度中央大学入学式 式次第
- 1-2-2 兼任講師ガイドブック（2015年度版）
- \*1-2-3 2015年度新任専任教員研修会開催通知
- 1-2-4 2015父母のための中大ガイド
- 1-2-5 CHUO UNIVERSITY 中央大学 GUIDE BOOK 2016
- 1-2-6 中央大学大学院 Guide Book 2016
- \*1-2-7 2014年度中央大学在学生（2年生以上）学習と学生生活アンケート集計表
- \*1-2-8 2014年度中央大学新入生アンケート集計表
- \*1-2-9 2014年度中央大学専任教職員アンケート集計表

- 1-2-10 履修要項 2015 中央大学法学部
- \*1-2-11 2015 年度 法学部 新任専任教員懇談会資料
- 1-2-12 別冊白門 2015 年度版
- 1-2-13 2015 年度入学生用履修要項 中央大学 経済学部
- 1-2-14 経済学部ガイドブック 2016
- 1-2-15 FACULTY OF COMMERCE CHUO UNIVERSITY  
2015 中央大学商学部履修要項
- 1-2-16 商学部ガイドブック 2016
- 1-2-17 2015 中央大学理工学部履修要項
- 1-2-18 理工学部ガイドブック 2016
- 1-2-19 2015 年度入学生用 文学部履修要項
- 1-2-20 文学部ガイドブック 2016
- 1-2-21 ACADEMIC CATALOG 2015 中央大学  
総合政策学部履修要項
- 1-2-22 総合政策学部ガイドブック 2016
- \*1-2-23 2015 年度 大学院履修要項
- 1-2-24 履修要項2015 中央大学大学院 理工学研究科
- 1-2-25 中央大学専門職大学院国際会計研究科  
GUIDE BOOK 2016 SPRING
- 1-2-26 2015 年度中央大学専門職大学院  
国際会計研究科履修要項
- 1-2-27 2015 年度 中央大学専門職大学院  
国際会計研究科 兼任教員ガイドブック
- 1-2-28 CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016
- 1-2-29 2015 履修要項 大学院法務研究科
- 1-2-30 CHUO GRADUATE SCHOOL OF STRATEGIC  
MANAGEMENT
- 1-2-31 2015 年度履修要項 中央大学ビジネス  
スクール MBA プログラム
- 1-2-32 中央大学ビジネススクール DBA プログラ  
ム (博士後期課程) 2015 年度履修要項
- \*1-3-1 中央大学中長期事業構想
- \*1-3-2 中央大学大学院理工学研究科 修了者  
アンケート調査票
- 1-3-3 大学院理工学研究科 2014 年度修了者  
アンケートの集計結果について  
【実地調査時間閲覧資料】

## 第2章 教育研究組織

### 【現状の説明】

1. 大学・学部・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

○ 大学全体

1) 学部・大学院研究科

本学は、1885年に実地応用を重んずる法学教育を通じて近代社会に相応しい人材を育成することを目的とする英吉利法律学校として開設され、以来、「実学重視」と「開かれた教育」を実践し、「質実剛健」と「家族的情味」といった校風が醸成された過程を経て、「単に社会で役立つ知識を修得している人材ではなく、社会の課題に応え、新たな社会価値を創出しうる実地応用力をもった人材」、「社会の様々な分野で中核となって活躍する広い教養と高い知性を兼ね備えた専門的職業人」という有為な人材を育成するという理念を人材養成の目的として掲げている。

そして、本学ではこれまで多年にわたって培ってきた学術的伝統をさらに充実・発展させるとともに、わが国の高等教育を取り巻く環境の急激な変化に対応できる体制を整えるべく、学部・学科・専攻の増設や夜間部の廃止、高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行うことを目的とする専門職大学院の設置等、建学の精神に基づいて、真に現実的で実践的な学問を進める姿勢を貫くと同時に、その使命を達成するに相応しい教育研究組織を構築してきている。

総合大学としての本学は現在、学部の教育研究上の基本組織として、法学部（法律学科、国際企業関係法学科、政治学科）、経済学部（経済学科、経済情報システム学科、国際経済学科、公共・環境経済学科）、商学部（経営学科、会計学科、商業・貿易学科、金融学科）、理工学部（数学科、物理学科、都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、応用化学科、経営システム工学科、情報工学科、生命科学科、人間総合理工学科）、文学部（人文社会学科）、総合政策学部（政策科学科、国際政策文化学科）の6学部24学科を設置している。また、各学部を基礎とする大学院研究科として、法学研究科（公法専攻、民事法専攻、刑事法専攻、国際企業関係法専攻、政治学専攻）、経済学研究科（経済学専攻）、商学研究科（商学専攻）、理工学研究科（数学専攻、物理学専攻、都市環境学専攻、精密工学専攻、電気電子情報通信工学専攻、応用化学専攻、経営システム工学専攻、情報工学専攻、情報セキュリティ科学専攻、生命科学専攻）、文学研究科（国文学専攻、英文学専攻、独文学専攻、仏文学専攻、中国言語文化専攻、日本史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、哲学専攻、社会学専攻、社会情報学専攻、教育学専攻、心理学専攻）、総合政策研究科（総合政策専攻）を、複数の学部を基礎とする大学院研究科として公共政策研究科（公共政策専攻）、専門職大学院を基礎とする大学院研究科として戦略経営研究科（ビジネス科学専攻）を、また、高度職業人養成に応えた専門職大学院として、国際会計研究科（国際会計専攻）、法務研究科（法務専攻）、戦略経営研究科（戦略経営専攻）の計10研究科36専攻を設置している。このほか、ファカルティリンケージ・プログラム（以下、「FLP」と言う。）や学部間共通科目等、本学における個別の教育組織の枠を超えて共通の方針及び内容に

より設置された全学的教育プログラムの円滑な授業実施及び運営を図ることを目的に全学連携教育機構を設置している。(大学基礎データ(表1))

なお、本学では、先述の教育研究組織のうち、公共政策研究科については2016年度以降の学生募集の停止を、国際会計研究科については2017年度以降の学生募集の停止を、いずれも2015年度に決定している。今後は、これらの研究科が有するリソースと学内の様々な教育リソースとの融合を図り、特色ある教育指導体制の新たな展開に向けた検討を行っていく予定である。(資料2-1-2、2-1-3)

## 2) 研究所等

教育面の改革と合わせて、研究活動の基盤たる研究所の整備についても本学は鋭意その充実に努め、現在、比較法学の組織的研究を通じて人類連帯社会の完成に貢献することを目的とする日本比較法研究所、企業の経営、会計及び税務並びに関連する経済及び法律に関する研究者及び実務者を指導育成することを目的とする経理研究所、日本及び世界経済の実態に関する共同研究・調査を行い、日本経済の発展に資することを目的とする経済研究所、社会科学に関する主として学際的な共同研究を行い学術の進歩発展に寄与することを目的とする社会科学研究所、人文科学に関する共同研究を行い学術の進歩発展に寄与することを目的とする人文科学研究所、保健体育科学に関する共同研究を行い学術の発展に寄与することを目的とする保健体育研究所、広く企業に関する理論的及び実証的研究を行い学術の振興及び日本経済の発展に寄与することを目的とする企業研究所、理工学の基礎及び応用に関する共同研究・プロジェクト研究等を行い、もって学術の発展に寄与することを目的とする理工学研究所、国際社会における人類の調和的共存のために学際的研究を超えた総合的学問の創造を目指し、日常生活から地球規模にいたる多様な人間活動に関わる政策・文化に関して共同研究を行うことにより、学術の進歩・発展に寄与することを目的とする政策文化総合研究所の9研究所を設置している。その他、外部資金を利用した学際的共同研究を積極的に推進し、産学官の研究交流を実施する機関として研究開発機構を設置している。(大学基礎データ(表1))

## 2. 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

### ○ 大学全体

本学の教育研究上の基本組織である学部及び研究科教授会は、個々の組織において、その教育理念・目的を具現化するために、自己点検・自己検証を実施し、現代社会の要請や学生からのニーズに対応したカリキュラム改革、学科の新設・改編、定員変更等の種々の改革を行ってきた。

このような各教育研究組織における改編・改組にあたっては、各学部・大学院において当該教育研究組織としての有り様についての自己検証と、これに基づく新たな組織展開案を企画し、これを学部長会議、教務役員会、教学審議会、理事会の順でそれぞれの審議・了承を経て実現されることとなっている。本学ではこれらの審議の場において、改編・改組を構想した教育研究組織における改編内容等の妥当性や、当該改編が本学の教育研究組織に与える影響等を全学的視点にたってその適切性及び妥当性について検

証・確認することとしている。

さらに、本学では、高等教育機関としての総合的な教育力・研究力をさらに向上させるという社会的責任を積極的に果たすとともに、その改善・改革へのサイクルを強化するための恒常的な自己点検・評価システムを構築しており、前述の機会に加えて、毎年度実施するこれらの自己点検・評価活動の機会を活用し、大学評価委員会及び大学評価推進委員会において、組織的かつ継続的に本学における全学的な教育研究組織の妥当性及び適切性を検証している。(資料 2-1-1①)

なお、本学では、2015年3月に策定した「中央大学中長期基本構想」に基づき、2015年10月に中長期事業計画を策定しているが、当該計画の検討過程においても既存の教育研究組織に係る検証を多角的に行い、今後の教育組織の改編・創設に向けた検討を行っている。(資料 2-2-1、2-2-2)

### 【点検・評価】

#### ● 基準2の充足状況

本学はその教育理念・目的と社会の要請とを常に有機的に連携させ、かつこれらを具現化した結果として、現在の教育研究組織に至っており、中央大学学則第2条に定める本学の使命に適ったものとなっている。また、教育研究組織の適切性についても、毎年度実施する自己点検・評価の機会や、諸改革に合わせた検証を行っており、本項目に定める基準を概ね充足している状況にある。

<効果が上がっている事項>

特になし

<改善すべき事項>

#### ○ 大学全体

- (1) 経済のグローバル化、高度化が加速し、政治・経済等を取り巻く環境がますます複雑化していく知識基盤社会にあって、本学が社会的使命を果たし、社会的要請に応える人材を輩出するという観点、また、学生の多様なニーズに応えるという観点を踏まえ、学部の定員の再配分等を含めた学部・学科の新設・改編の検討が喫緊の課題となっている。

### 【将来に向けた発展方策】

<効果が上がっている事項>

特になし

<改善すべき事項>

#### ○ 大学全体

- (1) 教育組織の改編・創設については、2015年度に策定された中長期事業計画においても重要な施策の一つと位置づけられていることから、速やかに関連する組織・会議体で実現に向けた検討を行い、着実な具現に努めていくこととする。(資料 2-2-2)

**【根拠資料】** 「\*」は CD-R に保存

2-1-1 中央大学公式 Web サイト

① 大学評価（自己点検・評価結果）

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/result/>

2-1-2 中央大学公式 Web サイト掲載ニュース  
（大学院公共政策研究科公共政策専攻（修士課程）  
の2016年度以降の学生募集停止について）

2-1-3 中央大学公式 Web サイト掲載ニュース  
（大学院国際会計研究科（専門職大学院）の2017  
年度以降の学生募集停止について）

\*2-2-1 中央大学中長期事業構想（既出1-3-1）

2-2-2 中央大学 CHUO VISION 2025

### 第3章 教員・教員組織

#### 【現状の説明】

#### 1. 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

##### ○ 大学全体

本学においては、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について、「本学は、大学の理念・目的とこれに基づく教育目標との関連性を適切に保持し、各教育研究組織における諸活動の充実と更なる高度化・発展に資するため、各教育研究組織の理念・目的、教育目標を達成するに相応しい高度な専門性及び実績を有するとともに、日々の研鑽と不断の努力を通じて必要な能力・素養の獲得とその向上に取り組み、教育研究活動の成果をもとに社会及び本学の発展に寄与することができる者を教育職員として採用する。また、これをもとに編制する教員組織については、各教育研究組織において設定するディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの着実な具現に資する教員組織の編制を基本とする。」と定めている。ただし、各学部・研究科の専任教員に求める能力・資質等については、学部・研究科それぞれの専門性及び科目や身分によっても求められる能力・資質が異なることから、中央大学専任教員規程第4条第4項において「教員の任用に関する選考基準は、教授会が定める」と規定しており、具体的な教員に求める能力・資質等については、実際の採用審査を行う学部・研究科ごとの内規において定めている状況である。(資料3-1-64①、3-1-10第4条)

具体的な教員組織の構成にあたっては、各学部・研究科（専門職大学院を含む）の理念・目的の達成に必要な教育課程の種類・分野・学生数を考慮しながら必要な教員組織を構築しており、大学基礎データ（表2）の通り、法令に定める必要専任教員数を満たした適切な状況となっている。ただし、本学大学院の修士課程・博士前期課程及び博士後期課程は、各学部を基礎としており、その教員は学部には所属する専任教員の兼担となっているため、各研究科の構成は、その基礎となる学部・学科等に対応する形となっている。なお、公共政策研究科は、単一の学部を基礎としない独立研究科であるため、その教員は複数の学部（法・理工・総合政策）の専任教員が兼担しているほか、戦略経営研究科ビジネス科学専攻は、専門職学位課程（戦略経営専攻）に続く博士後期課程として戦略経営研究科所属の教員の兼担となっている。

本学の専任教員組織は、教授、准教授、専任講師、助教（助教A、B、C）、実験講師、特任教授、特任准教授及び特任助教によって構成されている。また、専任教員は任期の定めのない専任教員と任期付きの専任教員に区分し、任期付きの専任教員においてはさらに特任教員（特任教授、特任准教授、特任助教）及び任期付き助教（助教B、C）によって区分している。また、専門職大学院については、実務家教員を確保するため固有の「専門職大学院特任教員」制度を設けているほか、学部・学科の枠を超えた全学横断的プログラムであるFLPをはじめとする全学的教育プログラムを運営し、これに従事する特任教員を全学連携教育機構に配置している。(大学基礎データ（表2）、資料3-1-13～15)

一方、本学においては非常勤の教員のことを一般的に「兼任教員」と呼称しており、その中には、兼任講師のほか、客員教員、外国人客員教員、外国人外国語契約講師が含まれ、各学部の特色ある教育課程を支えている。また、専門職大学院の教員組織のうち、

法務研究科については独自に「実務講師」を採用している。実務講師は、法務研究科においてきめ細かな教育を行うため特別に任用された実務法律家であり、授業の教材作成補助、レポートや起案文書の添削、授業に関する学生の質問対応、教員による指導の補充等、研究科における教育の補助にあたる兼任教員である。(資料 3-1-16~20)

このほか、外部資金を利用した大規模な学際的共同研究が本学を拠点として展開される諸条件を整え、もって本学における教育研究の一層の充実と社会の発展に寄与することを目的として設置された研究開発機構に専任研究員を置いている。(資料3-1-65第14,15条)

教育研究に必要な調整や連携に関しては、本学の学部における教育課程編成が、各学部の理念・目的に照らして編成することを基本としていることから、原則として各学部において調整・決定しているほか、全学的に取り組むべき問題やカリキュラムの実施にあたっての学部間の連絡調整等については、学部長会議がその機能を担っている。(資料 3-1-66)

また、各学部内での教育課程編成の目的を具体的実現するための連絡調整については、学部の特性に応じて、学科や部会等にとらわれない会議体を通じて、また、学部全体に関わるような事項については、学部内に置かれている教授会や教務委員会等において審議することにより連絡調整を図っている。他方、兼任教員については、各学科（専攻）あるいは教育組織としての会議体の担当教員から周知するほか、専任教員及び兼任教員の懇談会の場を設けるなど、各学部の工夫により教育方針の周知・共有を図ることに努めており、教育その他に係る情報の共有化を図ることで、各学部における人材養成の目的や教育目標を具現するための教員間における連絡調整の機能を確保している。

他方で、大学院研究科においては、研究科毎に各種委員会や部門別の会議体を設け、それぞれの教育課程に基づく教員の役割分担を決定し、委員会内あるいは専攻内での各種事項について連絡・協議を行っている。また、学生の受入れから各種講義、研究指導、修了認定に至るまでの各研究科あるいは全研究科に関わる重要な事項については、研究科委員会または研究科教授会（専門職大学院）において、審議・報告することにより、的確に情報の共有化を図りながら組織的な教育を実施・展開する体制を構築している。

## ○ 法学部

教員組織の編成にあたっては、専任教員の採用についての原則（「基本的考え方」）を次のように定め、これに基づき、学部の専任教員任用計画を立案し、教授会員に周知している。

- ①「今後の専任教員採用に関しては、各学部の中・長期的な人事計画にもとづき、本学の教育方針への理解や教育研究分野の他、カリキュラムとの適合や教育への熱意等を総合的に判断するとともに（中略）、年齢構成のバランスについても十分考慮した採用を行う」（「中央大学自己点検・評価報告書 2013」 pp. 1, 149-1, 150）にしたがい、専任教員の採用にあたっては、学部教育との適合性等を審査するとともに、着任時の年齢について配慮すること
- ②各部会から実質的に発議する場合には、部会内における年齢構成及び担当科目のバランスに配慮すること

2015年5月1日現在の専任教員数は、大学基礎データ（表2）に示す通りとなっている。兼任教員については、「法曹論」「法曹演習」「法曹特講」及び「専門総合講座」等の授業科目において、法曹実務家及び企業人・公務員等の実務家90名を招聘しており、法学部の教育課程の独自性を担保している。（資料3-1-67 p.52）

授業科目の内容、担当者については、学部理念・学科の教育目標を実現するために、専門分野毎に組織されている部会における科目担任者会議で原案を策定し、教務委員会の議を経て教授会で決定している。カリキュラム上、法学部の主要な授業科目は、原則専任教員（法務研究科専任教員も含む）が担当している（一部兼任教員が担当しているものもある）が、複数講座を開講している科目については、専任教員で全てを担当することは負担の上で困難であることから、一部の開講講座について兼任教員が担当している。発展科目にあつては、学生のニーズにそった最新の多様な科目の設定が必要であり、そのため担当専任教員のいない分野・科目に関しては兼任教員が担当している。なお、演習科目のうち、法律学科・政治学科の「導入演習」、国際企業関係法学科の「法学基礎演習」は、初年次教育の重要性から法学部専任教員が担当している。（資料3-1-68 pp.34-37）

兼任教員への対応としては、科目担当依頼時に専任教員より科目の内容等について説明を行い、質問等については、専任教員が随時対応している。

#### ○ 法学部通信教育課程

通信教育課程の教育活動については、通信教育部学則第6条（教員組織）第1項において「通信課程の授業は、本大学の通学課程の教員が担当する」、また、同条第2項において「通信課程の学習指導については、前項に定める者のほか、委員会の選任するインストラクターに担当させることができる」と定めている。その上で、通信授業、面接授業及びメディア授業のようなスクーリングは、法学部、法務研究科や他学部所属の専任教員が中心となり担当し、レポート課題の通信添削等の学習指導については通信教育部委員会で選任されたインストラクターが担当しており、通信授業の教材となる基本教科書の執筆に関しても、法学部専任教員が当たることを原則としている。（大学基礎データ（表2）、資料3-1-69第6条、3-1-70）

このように、通信教育課程は法学部教授会のもと通学課程と併設するかたちで位置づけられていることから、その理念と目的の実現に向けて、その教育体制は法学部教授会との確実な連携が図られた機能的な仕組みを持っており、教員組織、カリキュラム、授業、学習指導などの教育体制の全般にわたって通学課程と同等の教育力を維持できるように配慮されている。

通信教育課程はその運営機関として通信教育部委員会を置き、通信課程の実施に関する重要な事項及び教授会から委任された事項について審議決定している。当該委員会は、法学部教授会で選出して学長が委嘱する通信教育部長のほか、職務上の委員である法学部長と法学部教授会で互選して学長が委嘱する9名の委員、合計11名の法学部専任教員で構成する。このように、通信教育課程の教育活動を担う教員組織の体制は、法学部の中に置かれたひとつの教育課程として、法学部教授会との確実な連携が図られた機能的な仕組みと明確な責任体制が確立されている。（資料3-1-69第5条）

## ○ 経済学部

経済学部専任教員として必要な能力・資質については、経済学部専任教員資格基準内規において、科目、身分別に定められている。経済学部においては、科目区分に基づき作成されている「経済学部教員基本組織」に基づき、原則として補充採用を基本方針として教員の採用を行ってきたが、必要に応じて基本組織の見直しを行ってきた。学部長は、単年度毎に採用に関する方針を提示し、あわせて長期採用計画の一環とすること、授業科目担当者の部門、分野の構成員の世代配分及び身分配分の均衡を図ること、定年退職者及び中途退職者の補充に関わることを考慮した採用計画案を提示し、「研究・教育問題に関する経済学部委員会」の議を経て、教授会で審議することになっている。また、内規に定められていない詳細な能力・資質の基準については、採用計画案に基づき、当該部門・担当者会議が採用条件として学部長へ提示し、上記委員会及び教授会において審議することとなっている。非常勤教員についても、専任教員の場合に準じて、能力・資質等の基準を定めている。(資料 3-1-26~28、3-1-71~72)

2015 年 5 月 1 日時点における経済学部の専任教員数と大学設置基準による必要専任教員数については、大学基礎データ(表 2)に示す通りであり、大学設置基準で求められている適切な専任教員数を確保している。

専任教員については、学部の教育研究活動の中核を担っており、主としてカリキュラム上の主要な科目を担当している。特に特任教授については、個々の教員の特性やスキルを活かすことを前提としてインターンシップを主に担当している。また、任期制助教については、大学院博士課程修了後の主に研究期間として位置づけた採用となっている。なお、専任教員で全ての科目を担当することは困難であることから、担当専任教員のいない分野・科目や多様なニーズに対応するよう設定した科目等に関しては兼任教員が担当している。

組織的な連携と責任についての調整・決定は、部門会議、担当者会議が行うとともに、重要事項については、「研究・教育問題に関する経済学部委員会」、教授会で議論を行うことになっている。専任教員は担当科目毎に、専門教育科目担当者会議、一般教育担当者会議、外国語担当者会議、保健体育担当者会議のいずれかに所属する。また、専門教育科目担当者会議には 13 部門、外国語担当者会議には 4 部門が設置されており、両担当者会議所属の教員は、同時に部門にも所属することになる。なお、非常勤教員については、主要科目を補う形での採用としており、担当授業科目についての内容等、当該の部門、担当者会議において懇談を行い、重要事項については、「研究・教育問題に関する経済学部委員会」、教授会で審議を行ってきた。(資料 3-1-73~76)

## ○ 商学部

商学部では、学問分野系で分けている 6 つの部会が、それぞれ 3 カ年の教員採用計画、単年度採用計画を策定しており、その中で教員に求める能力・資質等を明確にしている。具体的には、6 つの部会から申請された計画を人事委員会で検討し学部全体の計画にまとめ上げ、教授会に提案し承認を得ており、教授会で承認を得た採用科目毎に、求める能力・資質等を明記した募集要項を作成し、募集を行ってきた。他方で、教員組織の編制方針については学部のカリキュラム編成方針と深く関わることであるが、両者の連携

については課題が残っているため、カリキュラム編成方針と連携した教員組織の編制方針を明示する必要があると考えている。(資料3-1-35)

2015年5月1日現在、商学部の専任教員数は大学基礎データ(表2)に示す通りとなっており、掲げられた理念・目的・教育目標の下で、大学設置基準を上回る数の専任教員によって広く商学に係る専門分野及び語学・一般教育科目等を網羅する教員組織が形成されている。また、兼任講師・客員講師によって教員組織及び科目担当者の補完を受けることにより、常に最新の、教育上必要な、あるいは実務的なカリキュラム・科目を検討し学生に提供できる体制が整っている。ただし、担当教員の専任・兼任比率を見ると、どの学科においても教養科目の専任比率は専門科目に比べて著しく低く、教養教育に関しては兼任講師に大きく依存しているのが現状である。(資料3-1-77(表11))

教員間の連絡調整については、学問分野系で分けた6つの部会がその機能を果たしていると同時に、学部全体の教育研究に関わる事項を扱うために、教授会の下に13の委員会を設置し、各委員会とも各部会から委員を選出している。部会制度は商学部設置以来の機能であるため、部会内の結束は固く、連絡調整は十分に機能している。一方で、学部内委員会については、学部全体の最適化を目指して、2013年度に再編を行い、教授会一委員会という体制を強化したが、なかなか浸透しない状況にある。

また、専任教員と兼任講師の連携体制については、学期末から学期はじめにかけて教育懇談会を開催することによって、学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的を共有し、その達成に向けて教育担当ができるように努めている。

## ○ 理工学部

理工学部では、教育目標を達成するために、「卒業研究」による研究体験を通じた教育を学部教育の根幹に据えている。そのため、専任教員にはそれぞれの専門分野における研究経験と実績、さらには研究に真摯に取り組む姿勢が求められる。専任教員の任用にあたっては、専門分野における研究業績が選考の大きな基準となり、業績審査を行うことが専任教員人事に関する理工学部に規に定められている。また、専任教員の昇格にも学術業績に関する基準を内規に定めて、教員の研究能力を担保する仕組みを設けている。このことは「卒業研究」を担当しない教員に対しても同様で、文系専任教員の任用については理工学部文系専任教員の任用基準を設けて業績審査を行っている。(資料3-1-36~37)

また、教員組織は、その理念・目的、教育目標の達成のために必要な種々の専門分野に係るものとなっており、大学基礎データ(表2)の通り、大学設置基準に定める必要専任教員数を満たした適切な状況となっている。理工学部においては、数学科、物理学科、生命科学科の理学系の3学科、都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、応用化学科、経営システム工学科、情報工学科、人間総合理工学科の工学系7学科、英語教室、第二外国語教室、人文社会学教室、地学教室、体育教室が学部運営の単位であり、全ての教員がここに配置されている。

他方、任期の定めのある特任教員の制度、任期制助教制度を定めているが、特任教員については、学外資金を使う特任教員の任用のほか、学内の人件費による特任教員の任用は教育職員養成にかかわる分野で運用を行っている程度である。一方で任期制助教制

度は積極的に利用している状況である。また、任期の定めのある助教Cと実験・実習の補助を行う教育技術員は、各学科で配分人数を定めている。なお、助教を採用するか技術員を採用するかは、求める職務内容と学科の考え方によっている。(資料 3-1-38)

理工学部では、C委員会(授業、カリキュラム等の教育活動を扱う委員会)において、カリキュラム編成に関する内容が話し合われるが、各学科のカリキュラム編成だけではなく、補習教育、学部と大学院の接続といった学部共通の内容が議論されており、入学時の学力調査、補習教育、教育支援プログラムが実施されているように、学部全体の問題に対しても、ある程度機能しているといえる。また、人文社会系基礎教育は語学、人文社会、体育のそれぞれの教室、理系基礎教育は数学、物理、応用化学の各学科が担当している。それぞれの学科・教室は学部運営の単位となっており、意見交換が日常的に行われている。専門教育は、各学科が責任を持ってほぼ独立に進めており、意見交換と意識合わせが行いやすい環境にある。その上で、専門教育担当と基礎教育担当との間の意見交換の場としてはC委員会がその機能を果たしている。(資料 3-1-78)

このほか、学部に設置される科目のうち「卒業研究」については、原則として専任教員が担当しており、その他の必修科目についても原則的に専任教員が担当することで、専門教育における体系的性を確保するよう配慮している。ただし、全学科に対して行われる基礎教育科目については、授業クラス数が多いために、兼任教員が担当する場合もある。兼任教員が担当する科目は、主として学ぶ分野を幅広くするという意図の下に設けられた科目となっており、企業における技術展開のような外部との繋がりを求められる科目、専門性が高く、学内では第一線の研究者が得られない科目であるなど、取り扱うトピックの内容に配慮したものとなる場合が多い。

このように、理工学部においては、教育の理念・目的、教育目標の達成において、その中核となる科目について専任教員を配置し、そのほか、周辺領域をカバーする科目について兼任教員を配置し、学部における体系的な学修の担保に努めている状況である。

## ○ 文学部

教員に求める能力・資質等は、文学部教員任用・昇進に関する内規において、職位毎に定められている。(資料 3-1-39)

文学部の専任教員数は、大学基礎データ(表2)に示す通りであり、学部の教育理念・教育目標の実現に向け、多様な学問体系と人材を専任教員として擁している。専任教員はそれぞれ13専攻と共通科目、保健体育科目に配置されているが、特任教員については教職課程の運営並びに全学の入試出題等を主たる目的としており、特定の専攻・科目への配置は行っていない。また、兼任教員については、外国語科目や実習を伴う科目など、少人数編成を必要とする科目を中心に配置している状況である。

授業編成や科目担当者の決定等は、専任教員で構成された専攻毎の研究室会議を中心として行われており、各委員会からの報告や専攻単位での意見集約等も行われている。さらに各専攻から選出された委員で構成される教務委員会において、学部全体としての連絡・調整が図られている。また、兼任教員との連携については、研究室会議を中心に行われており、新年度の開始前には、専攻毎に専任・兼任教員が一同に会して意見交換や認識共有を行う「担任者会議」が開催されている。(資料 3-1-79)

#### ○ 総合政策学部

教員に求める能力・資質については、総合政策学部専任教員新任採用基準および昇格基準内規において定めている。また、教員組織の編制方針に関しては、総合政策学部教員人事内規において定めている。（資料3-1-41～42）

2015年5月1日現在の専任教員数は、大学基礎データ（表2）に示す通りであり、大学設置基準で必要とされる教員数は充足されている。政策科学科と国際政策文化学科の分類は、かならずしも学科分属を意味せず、専門性に依拠しての区分であるが、おおよそ前者が19名・後者が18名と、バランスはとれている。

総合政策学部では、外国語科目等は非常勤（兼任・兼担）教員が担当している科目が多いが、主要な授業科目については原則として専任教員が担当するように努めている。定年等による退職者とその後の新任人事の進捗状態によって、専任担当からはずれてしまった科目もしくは、時宜に照らしたトピックを扱う科目については非常勤教員が担当している状況も生じるが、学部の教育目標を達成するため、教育課程の中核をなす科目を専任教員が、その周辺領域を非常勤教員が担当するという基本構成に変わりはない。

また、カリキュラムに関する議論は「教務・カリキュラム委員会」において基本的な議論を行っている。また、人事計画と連携させるために、必要に応じて人事委員会との合同委員会を開催している。（資料3-1-80）

他方、非常勤教員に対する教育方針等の共有方法としては、年度はじめに外国語の言語別に置いたコーディネーターの呼び掛けによる懇談会や新任教員に対するガイダンスの機会を設け、適切な連絡調整を行うよう努めている。

#### ○ 法学研究科

任用に際して求める能力・資質については、法学研究科として専任教員の採用に係る権限は有していないため、法学部での任用の際に、法学研究科の授業科目の担当が可能なかどうかの研究業績、教育業績が併せて確認がなされている。教員組織は大学基礎データ（表2）に示す通りであり、大学院設置基準に定める基準を満たしている。（資料3-1-46）

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については各専攻に設置している「専攻会議」において、各専攻の授業科目担当教員が所属する部会選出会議員と、専攻会議長により適切に管理運営されている。部会は、法学部に設けられた専門分野単位の教員組織であり、法学研究科の各専門分野における教育研究指導についても組織的に支えている。授業編成に際しての各専門分野の個別授業科目の担当者選任原案の作成は部会において行っており、兼任教員が担当する授業科目についても、基本的には該当する専門分野の部会で選出の責任を負い、連絡調整の任を担っている。なお、専攻を超えるような授業編成案や、研究科全体の授業編成の方針等については、専攻会議長によって構成される「専攻会議長会議」で共有することも可能となっている。（資料3-1-81）

#### ○ 経済学研究科

大学院を担当する教員の能力と資質については教授の任にあるものが担当することになっており、その任用については、経済学研究科委員会が、経済学研究科任用基準の定めに従って基準を定め、その能力・資質を明確化している。（資料3-1-47）

2015年度の経済学研究科の専任教員数は大学基礎データ（表2）に示す通りとなっており、大学院設置基準で求められている専任教員数を確保している。研究科の教育研究に関する事項は、入試委員会、教務委員会を中心に研究科委員長のもとで定期的に検討を行っており、最終的には研究科委員会において審議し、その全ての責任を負う仕組みとなっている。経済学研究科に所属する専任教員は、全て研究科委員会に所属しており、各種の委員会において審議された事項を最終的に研究科委員会において審議するプロセスを経ることで、研究科の教育研究に関わる事項について共通の認識の下に具体的な教育研究活動を展開することとなっている。また、大学院担当教員の科目担当者については、基本的に経済学研究科の基礎学部である経済学部の関連部門内で、適切な学修体系が組めるように決めており、そのうえで最終的な判断は研究科委員会においてなされる仕組みとなっている。

#### ○ 商学研究科

商学研究科は商学部専任教員が兼担しているため、研究科として専任教員採用に係る権限を有しておらず、任用に際して求める教員の能力や資質は商学部が定めている。なお、学士課程の担当教員が博士前期課程・後期課程を担当するにあたっては教歴や業績を商学研究科委員会で確認し、投票により担当の可否を審査している。（資料3-1-48）

商学研究科は、教育スタッフとして、経営、会計、商業、金融、経済の5分野にまたがり、大学基礎データ（表2）に示す通り、大学院設置基準の求める基準を優に満たしている。専任教員の構成は、部門別では、経営14名、会計14名、商業12名、金融7名、経済14名となっている。このほか、法学等の他分野との横断的な研究指導を可能とし、ビジネスの第一線の知識を学生に教授するために学部・他研究科からの兼任教員のほか、他大学や企業からの兼任教員を招聘している。

商学研究科には、日常業務において研究科委員長を補佐する、各専門部門から選出された委員で構成される教務連絡委員会を設け、研究科運営や日常的な研究教育活動の円滑な遂行のための補助・助言を行っている。また、専任教員は、経営、会計、商業、金融、経済の部門別会議を適宜開催し、部門毎の科目開設状況の確認、各部門に属する教員が指導する学生の研究活動の進捗状況に関する認識を共有するなど、連携に努めている。兼任教員との連携については、兼任教員が担当する多くの科目が専任教員とのオムニバス開講となっており、兼任教員からの意見収集等は密に行われている。（資料3-1-82）

#### ○ 理工学研究科

理工学研究科では、研究体験を通じた教育をその根幹に据えている。そのため、専任教員にはそれぞれの専門分野における研究経験と実績、さらには研究に真摯に取り組む姿勢が求められる。専任教員の任用にあたっては、専門分野における研究業績が選考の大きな基準となり、業績審査を行うことが専任教員人事に関する理工学部内規に定められている。理工学研究科においては、理工学研究科教員任用基準を設け、博士課程前期課程・修士課程と博士課程後期課程のそれぞれについて資格基準を定めている。（資料3-1-36、3-1-51）

理工学研究科の教員は、10専攻のいずれかに所属し、各専攻の専門教育、研究科共通

の基礎教育の推進に従事している。また、一部の科目については専攻間で専任教員の協力的体制を採ることで、大学基礎データ（表2）に示した通り、大学院設置基準上の専任教員数を十分に満たしている状況にある。

教員間における連絡調整に必要な連携体制としては、研究科委員長と各専攻から選出された連絡委員とからなる連絡委員会を月1回開催し、専攻間の連絡や調整を図っている。連絡委員会において取り上げられた事項は、専攻毎に組織されている専攻会議において、各専攻の連絡委員から専攻内の教員に共有され、協議される。専攻会議での協議内容は、必要に応じて連絡委員会にフィードバックされ、研究科委員会における審議へと進んでいく仕組みとなっている。

#### ○ 文学研究科

文学研究科の専任教員は、文学部の専任教員から任用することになっている。文学研究科では、中央大学大学院教員任用基準の文学研究科における運用に関する了解（内規に相当するもの）を定め、文学部で採用となっている者について、大学院設置基準及び当該了解事項に従って、大学院担当者の任用を行っている。当該了解事項では、博士前期課程・後期課程毎に教授、准教授、兼任教員について、業績や教歴等の任用の基準及び人事選考委員会の設置、研究科委員会での取り扱い等の審査手続を定めている。（資料3-1-52）

2015年5月1日現在における専攻毎の教員数は大学基礎データ（表2）に示す通りとなっており、13専攻の全てにおいて設置基準上の必要専任教員数を満たし、かつ博士前期・後期課程の一貫した体制で教育研究を行うに十分な専任教員を確保しており、学生数との関係において十分な教育研究活動が行える教員の配置となっている。

授業編成や授業担当者の決定を円滑に行っていくための教員間の連絡・調整を行う仕組みとしては、研究科委員会、研究科委員会の下に置かれる教務委員会（委員長と各専攻から選出された委員で構成される）、専攻会議がある。授業編成や授業担当者については、教務委員会において研究科委員長から各専攻に依頼があり、専攻会議で検討・調整した結果を教務委員会で研究科として横断的に調整し、研究科委員会で決定する仕組みとなっている。ここにおいて、各専攻に設置される科目の編成と授業担当者については、各専攻の意向が尊重されている。

#### ○ 総合政策研究科

専任教員の採用については、研究科の基礎学部である総合政策学部において、学部における新任教員採用基準をもとに行われており、大学院を担当できる資格・能力を有しているかどうかについては、学部での採用時に本人から提出のあった研究業績、担当授業の講義要項等による確認、模擬授業の実施、そして面談を行い、大学院博士前期課程や後期課程を担当できる能力を有しているか、最終的な判断を行っている。（資料3-1-53）

2015年5月1日現在の教員組織は、大学基礎データ（表2）に示す人数から成っており、設置基準上定められている必要専任教員数を満たしている。

総合政策研究科の教育研究に係る責任については、研究科委員会が負っている。大学院学則第11条に定めている通り、研究科委員会は教育研究に係わる事項について審議

する権限を有している。毎年の授業編成を行う場合には、研究科内のカリキュラム委員会において、授業科目や担当教員などの授業編成に係る審議を行い、最終的に研究科委員会において承認を得る体制となっている。研究科の主要な授業科目については、専任教員が担当しており、学生の論文指導を行う科目である演習（「総合政策セミナー」）については、専任教員のみが担当している。ただし、総合政策研究科は学際的な研究分野であることから、その研究分野に対応するため、一部の科目については兼任教員が担当している。なお、兼任教員については、新たに科目を担当する際に専任教員を通じて依頼を行う等の対応を行い、教員間の連携を深めている。

#### ○ 公共政策研究科

公共政策研究科の教員に求める能力・資質について明文化したものは特になく、独自に専任教員の任用を行う人事権は有しておらず、本学の複数学部から関連する分野の専任教員を登用する人事制度を採用しており、基礎となる学部である法学部、総合政策学部にも所属する教員を中心に構成されている。なお、2015年5月1日現在の教員組織の構成は、大学基礎データ（表2）に示す通りとなっている。

公共政策研究科の教育研究の柱となる学問領域は、法律学、政治学、経済学及び関連する政策研究の分野であり、これらについて実践的な教育を実施すべく、現職の国会議員をはじめ、官公庁職員や研究機関のスタッフ、企業人等、多彩な人材を兼任教員として招聘している。（資料3-1-83）

また、教員の活動に必要な連携・調整については、入学試験から始まって、日常的な授業・ゼミ運営、修士論文やリサーチペーパーの指導、学位授与に至るまでの研究科における教育研究活動の展開・推進において、全専任教員が相互に協力しあいながら円滑な運営に貢献する体制となっており、このような役割分担・連携体制は定期的開催される研究科委員会を通じて確認される仕組みとなっている。

#### ○ 国際会計研究科

国際会計研究科は、主たる教育対象である社会人学生の多様性に鑑み、学生のニーズに対応する教育プログラムを提供しつつ、理論と実務の架橋に重点をおいた教員組織を編制している。教員の採用にあたっては、国際会計研究科専任教員の任用及び昇格に関する内規等に基づき、①教育上又は研究上の業績、②高度の技術・技能、③特に優れた知識及び経験、のいずれかを有する者であるとともに、その高度の指導能力については教歴、及び研究業績、特に博士学位を有するかそれと同等以上の業績を有することという公募条件を重視している。2015年5月1日現在の教員組織は、大学基礎データ（表2）に示す通り、法令上の基準を満たしている。（資料3-1-54）

当該年度における専任教員、兼任教員の担当科目については、まず、分野毎に教員配置を検討する責任者を置き、教務・カリキュラム委員会において審議している。次に、その審議結果が教授会に報告され、その了承を得るという過程を経ることで、当該年度における科目担当者が確定する。なお、教育上主要と認められる導入科目・基礎科目には専任教員を配置することを基本方針としているが、兼担・兼任教員が担当せざるを得ない事情がある場合には、無任期専任教員会議において教育経験、及び研究または実務業績、科目の

適合性等について審議し、教授会で承認を得た上での配置を行っている。このようにして、経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について、適切な連携体制の下に教員が配置されている。

教員間における連携体制については、FD 委員会監修の下、「兼任教員ガイドブック」を作成し、年1回開催される専任・兼任教員懇談会で専任教員と兼任教員に配付するとともに、これを精読することにより次年度に向けて今年度を通じて明らかになった教育活動における課題等の認識を共有し、授業担当者全員が共通の課題認識の下で質の高い授業の実施に資する改善取組みに着手している。(資料 3-1-84)

#### ○ 法務研究科

法務研究科教授の資格要件については、中央大学法科大学院専任教員の任用および昇進等に関する基準に定められている。2015年5月1日現在における法務研究科の教員組織については、大学基礎データ(表2)に示す通り、法令上の基準を満たす教員組織を構成している。(資料 3-1-57)

法務研究科では、多様な分野で活躍するリーガル・ジェネラリスト及びリーガル・スペシャリストを養成するため多数の授業科目を開設している。これらの科目を組織的に展開し、実務と理論の架橋を実現するため、教授会の下に、FD委員会(教員研修・授業アンケート等)、教務委員会(カリキュラム運営・ガイダンス等)、エクスターンシップ運営委員会、リーガル・クリニック運営委員会、入試・広報委員会、奨学委員会等の各種委員会を置き、教員が分担して各々の検討課題を審議し、運営委員会を通じて教授会に上程することで情報共有と適切な連携体制を確保している。さらに、専門分野毎(科目担任者会議)、科目担当者間、研究者教員と実務家教員の間で授業の実施等に関して度々打ち合わせの機会を持つことで授業科目の目標が効果的に達成されるなど、組織的な教育の実施に繋がっている。

#### ○ 戦略経営研究科

戦略経営研究科の教員組織は、2015年5月1日現在、大学基礎データ(表2)に示す通りとなっている。

専任教員に関しては、戦略経営研究科では教員を研究者教員と実務家教員に大別し、前者は専門職大学院設置基準第5条第1項第1号の「教育上又は研究上の業績を有する者」に該当し、後者は同項第2号の「高度の技術・技能を有する者」及び同項第3号の「特に優れた知識及び経験を有する者」に該当する。研究者教員は全て無任期の専任教員であり、その高度の指導能力については教歴及び研究業績、特に博士学位を有するかそれと同等以上の業績を有することを重視している。実務家教員の任用形態には、無任期専任教員と任期付き専任教員(特任教員)の2種類があり、いずれも実務経験を有し、高度の実務能力を有することを重視している。専任教員に求める能力・資質については、戦略経営研究科専任教員の任用及び昇格等の基準に関する内規において、各職位に求められる研究業績及び大学における教歴等を明示している。(資料 3-1-59)

他方、兼任教員については、「戦略」「マーケティング」「人的資源管理」「ファイナンス」「経営法務」の5分野それぞれについて、一般企業の経営者層、弁護士、研究機関

の研究者等、豊富な実務経験を有する人材を招聘し、実務の最先端を体感できる高度な教育を展開している。(資料 3-1-64②)

教員間における連携にあたって、戦略経営研究科では、教務委員会、プロジェクト研究委員会、FD・自己点検・評価委員会等の各種委員会を設置し、それぞれ役割を分担して検討を行い、運営委員会、教授会に審議・報告することにより、的確に教員間における情報の共有化を図りながら組織的な教育を実施・展開する体制を構築している。

## 2. 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

### ○ 大学全体

教員組織の年齢については、中央大学データ集(表 10)の通りであるが、各学部・研究科において新規に専任教員を採用するに際しては、本学の教育方針への理解や教員の教育研究分野、また、カリキュラムとの適合や教育に対する熱意等を総合的に判断した任用を行っている。(資料 3-1-77(表 10))

その採用にあたっては、各教育研究組織における年齢構成のバランスにも配慮しているが、経済学部や文学部においては 60 歳以上の教員が 35%を超えているほか、各専門職大学院における 60 歳以上の教員の割合もかなり高くなっているなど、年齢構成に偏りが生じている。専門職大学院における教員組織については、専門職大学院設置基準において求められている条件等に鑑みれば年齢構成が高くなることもやむを得ない部分はあるが、各教育研究組織において人事計画を策定する際の検討課題となっている。

また、本学の教員組織における社会人、外国人及び女性教員の受け入れ状況について、専任教員のうち本学就任以前に大学以外の本務歴がある社会人教員が 214 名、外国人教員が 30 名、女性教員が 99 名となっている。社会人教員の割合は、実務家教員の登用が義務づけられている専門職大学院が高い状況である。一方、女性教員の割合は大学全体として 14%とあまり高くないが、総合政策学部における女性教員の割合が約 28%と、他の組織に比べて高い割合となっている。(資料 3-2-1)

なお、教員組織の適切性に係る検証については、毎年の自己点検・評価の機会を含め、各教授会が中心となってその適切性が担保されるよう配慮している。このほか、授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備状況、研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか等については、各学部・研究科の記述をご参照いただきたい。

### ○ 法学部

学部の理念・教育目標を達成するため、基礎力・応用力の体系的修得、グローバルな視野の涵養、実務体験を通じた学修意欲の強化を 3 つの柱として教育課程の有機的連携を図ることができるよう、教員組織の整備に努めている。2015 年 5 月 1 日現在の専任教員 1 人あたりの学生数は 56.5 人であり、過去 5 年間ににおいても 55 名前後で推移している。専任教員における女性の割合は 15.6%である。(資料 3-2-1、大学基礎データ(表 2))

このほか、実務経験者の登用に関しては、法曹界や自治体等の第一線で活躍する実務家を兼任教員として採用し、学生のキャリア形成に資する授業を数多く提供している。なお、専任教員の中にも自治体や企業等での実務経験を有する者がいる。(資料 3-1-67 p. 52、)

さらに、2004年度のカリキュラム改正において外国語教育の充実に努めたことを契機に、英語部会を中心に外国人教員を多く採用しており、2015年5月1日現在では、専任教員6名、法科大学院所属の専任教員1名、兼任教員29名が授業を担当している。

法学部における授業科目担当者の決定手続きは、各部会における科目担任者会議が策定した担当者案について法学部教務委員会で授業科目と担当教員の適合性を審議し、承認を経たうえで、学部教授会に上程している。このように、法学部においては当該科目を担当する担任者（案）を諸専門分野の教務委員会委員が教務委員会場で確認・検討することを通じて担当科目との適合性及び担当教員としての適格性を適切に判断できる仕組みとなっている。（資料3-2-2）

#### ○ 法学部通信教育課程

通信教育課程の授業（教科書執筆、レポート課題、試験問題出題等）は、主として法学部専任教員が担当し、学問分野等、法学部専任教員を充当できない場合、法務研究科や他学部所属の専任教員が担当している。また、やむを得ない事由により専任教員が充てられない授業科目については、通信教育部委員会の審議決定を経て、法学部、法務研究科や他学部所属の兼任教員に担当を依頼している。スクーリングについては、法学部、法務研究科や他学部所属の専任教員が中心となって授業を行っている。（大学基礎データ（表2））

また、レポート採点、オンデマンドスクーリングの運営、学習に関する質問への回答、学習相談等の課外講座を担当するインストラクターについては、2015年5月現在で228名が採用されている。その選任は通信教育部のインストラクターに関する内規に基づき行われており、本学専任教員または授業科目担当教員、法務研究科長の推薦に基づき、通信教育部委員会で審議決定している。インストラクターは授業科目担当教員との連絡を相互に密に行いながら、円滑な通信授業（レポート採点、質問回答等）、オンデマンドスクーリングの運営、学習会等課外講座を実施しており、通信教育課程の教育において重要な役割を担っている。（資料3-1-70）

このように通信教育課程の教育活動にあたっては、通学課程や法務研究科及び他学部の協力を得て、その活動推進に相応しい人材を確保し、適正な配置を行っている。

#### ○ 経済学部

専任教員の任用に際しては、研究における専門領域や研究力の評価のみならず、経済学部において展開するカリキュラムの担当者としての適合性や教育者としての適格性などを中心に、実務経験や外国人教員の受け入れ状況、男女比、年齢構成、専任教員1人あたりの在学生数等を考慮に入れつつ、本学の教員として相応しい教育研究能力があるかを重視した任用を行っている。具体的な年齢構成については採用条件を提案する部門または担当者会議、採用条件を審議する「研究・教育問題に関する経済学部委員会」において一定の配慮がなされている。また、採用においては教員としての適格性を重視することが最優先されており、男女比率の構成のあり方については配慮をするということは念頭にありつつも特段の議論はなされていない。現状では、男性教員85名、女性教員10名となっている。専任教員1人あたりの在学生数は47.7名となっている。（資料3-2-1、大学基礎データ（表2））

専任教員の採用は、まず、当該部門または担当者会議が、経済学部専任教員資格基準内規に基づいて採用基準を策定したのち、「研究・教育問題に関する経済学部委員会」、教授会で審議する。採用候補者が採用基準の条件に適合しているかどうかについては、教授会の下に設置される業績審査委員会が書類と面接の両面から審査を行い、最終的には教授会によって適格性が判断される仕組みとなっている。一方で、既に任用されている教員と授業科目の適合性については、各部門において検討され、必要により「研究・教育問題に関する経済学部委員会」、教授会において審議される仕組みとなっている。(資料 3-1-28、3-1-71)

#### ○ 商学部

商学部の教員採用は、商学部専任教員採用手続きに関する内規及び商学部兼任講師採用に関する内規に従って行っており、専任教員の採用に関しては原則として公募制を採用し、実務経験者、外国人、女性にも公平に門戸を開いている。専任教員については教育課程との整合を第一に任用を行っており、実務経験者、外国人、女性を優先して採用するという明確な方針は有していないため、これら属性の教員の在職割合は低くなっているが、今後にも引き続き公平に門戸を開放していく。(資料 3-1-36、3-2-1、3-2-3)

また、2015年5月1日現在の専任教員1人あたりの在学生数は53.0人となっている。(大学基礎データ(表2))

商学部では、専任教員を採用するにあたり科目単位で募集を行っているため、採用時における授業科目と担当教員の適合性は確保できている。ただし、担当科目で採用するとカリキュラム改正を行う際に不都合が生じることがある。採用後に適合性を判断する仕組みの一つに授業アンケートが考えられるが、アンケートは授業改善に役立てることを目的として行っているため、アンケート結果を授業科目と担当教員の適合性の判断材料とはしていない。

#### ○ 理工学部

理工学部において大学教員以外の本務歴を有する専任教員(社会人教員)については、企業等の職歴を3年以上持つ者として、全学科合わせて45名、それ以外の職務経験を含めれば合計で72名の社会人教員が在籍している。これらの教員は、実務色の強い科目を担当することによって、学部における教育プログラムの特色を担うスタッフとして有効に機能している。一方、外国人教員については、英語の教授として1名、専門科目の教授として2名、任期制助教が1名在籍しているが、教員組織における外国人の占める割合は極めて低くなっている。また、女性教員については、任期の無い専任教員として物理学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、経営システム工学科、生命科学科に各1名、情報工学科に2名、人間総合理工学科に3名、語学に3名(英語、中国語)、人文社会教室(憲法)に1名の計14名が在籍しているほか、任期制助教として、5名が在籍している状況にある。理工学部では、教育及び研究の推進に最適な人材の採用を第一の方針として掲げており、社会人、外国人、女性の採用を積極的に優先するという方針は掲げていないため、各教員の比率は比較的低い状況となっている。(資料 3-2-1)

また、理工学部では、教員数だけの問題ではなく組織並びに個人が教育と研究にかけ

る力をどうバランスさせるかに関して、個人の意識だけに任せるだけではなく、望ましい姿が提案されればそれに柔軟に対応できるような教員組織を整備するよう努めており、専任教員1人あたりの学生数も22.2人と学部中最小の状態となっていることから、個々の学生の指導に十分配慮した適切なものとなっていると考える。(大学基礎データ(表2))

なお、授業科目と担当教員の編制は、各学科教室会議において検討され、最終的に教授会において決定する仕組みとなっている。いずれも、最新の学問分野の状況、社会の趨勢、学生の履修動向、個々の教員の研究業績等の多様な要素を勘案して、適切な授業科目と担当教員の配置を毎年度行うよう配慮されている。

#### ○ 文学部

文学部では、専任教員任用人事に際して、国籍や男女別に囚われることなく、その人物の教育・研究能力等が学部の理念・目的に適い、専攻の教育目標達成に寄与しうるものかどうかを判断して任用している。その結果、外国人教員については、2015年5月1日現在、専任5名・兼任34名が在籍している。外国の文学・文化を研究対象とした専攻が4つあること、また、外国語科目(英語)においてクラス定員を設け、少人数による授業を実施していること、さらに専門分野を英語で学ぶ「アカデミック外国語」、英語のスキル養成を目的とした「スキルアップ外国語」を設置・開講していること等から、そのために必要な人員を確保している。また、2015年5月1日現在、女性の専任教員は18名であり、文学部専任教員に占める割合は19.4%となっている。なお、文学部のカリキュラムにおいては実務経験者の必要度は高くなく、これまで専任教員として受け入れた実績はない。(資料3-2-1)

他方、文学部における専任教員1人あたりの学生数は、各専攻の事情(教員の任用時期等)によって多少のばらつきはあるが、学部全体では専任教員1人あたりの学生数が平均で約44.1人となっており、適切な組織構成を保っている。(大学基礎データ(表2))

なお、学部全体として授業科目と担当教員の適合性を恒常的に評価する体制は整備されていないが、各専攻がその役割を担っており、教員人事や授業編成において大きな課題・問題が生じた場合には学部研究・教育問題審議委員会において対応を審議している。

#### ○ 総合政策学部

総合政策学部では、教育課程上、実務的な教育が必要な科目について実務経験者の採用を行っており、実務経験者から直接・間接的に教員として採用された教員数は2015年5月1日現在4名である。総合政策学部の教育は実社会の多様な課題に対する政策能力を養うことを目的としているため、実社会の現場を経験している教員の視点は大きな力となっている。

また、外国人(外国籍)教員も学部発足時から重要な構成メンバーとなっており、2015年5月1日現在では5名の外国人教員が在籍している。国際的な視点から問題を考える際には、外国人教員の視点は非常に有効なものであり、教育・研究面でも、いわゆる異文化理解の必要性を相互が理解し、論点を明らかにして議論するといった利点が生み出されていることから、今後も外国人教員の積極的な活用を指向している。女性教員は2015年5月1日現在で11名おり、全教員に占める割合は29.7%となっている。学部と

して積極的に女性を採用する方針を殊更に有している訳ではなく、必要な科目に対する公平な任用を行っている結果である。(資料 3-2-1)

なお、教員一人あたりの学生数は、28.2 人となっているが、本格的な少人数教育を徹底する上では、若干教員が不足していると認識している。(大学基礎データ (表 2))

科目の担当教員については、教務・カリキュラム委員会において授業編成を審議する際に、授業内容を踏まえて担当教員を検討している。また、新任教員(専任・兼任)の採用にあたっては、教務・カリキュラム委員会で審議・承認されたカリキュラム上での必要性に基づき、人事委員会が所定の手続により、教授会の報告・承認を経て採用者を決定している。

#### ○ 法学研究科

法学研究科の研究指導を担当する専任教員総数は、博士前期課程 58 人・博士後期課程 80 人であり、研究指導を担当している専任教員 1 人あたりの学生数は、博士前期課程 0.72 人・博士後期課程 0.86 人となっている。この比率は、大学院学生に対する研究指導体制として、概ね良好と考えられる。ただし、専攻毎に比率が異なっているほか、指導教授として論文指導する大学院学生数についても、教員により大きな差がある。他方で、女性教員比率(兼担・兼任を含む)は、博士前期課程:11.4%(2014 年度 11.0%)・博士後期課程:6.3%(2014 年度 7.5%)であるが、男女共同参画社会を実現するという大学の社会的責任に鑑みれば、この比率は低いものといえる。また、外国人教員数(兼担・兼任を含む)は、博士前期課程担当は 6 名、博士後期課程担当は 1 名となっており、英語を用いて行う授業科目が増えたことによって、特に博士前期課程において近年大幅な増加をみている。(大学基礎データ (表 2))

科目の担当教員については、授業科目単位に担当責任部会を明確にし、授業科目設置の専攻会議において、専攻の教育目標等に照らしてその適合性を判断し、専攻の授業編成案として研究科委員会で審議している。そのため、授業科目の適合性については担当予定教員の研究専門分野とそれまでの教育経験を踏まえて、部会レベル・専攻レベル・研究科全体レベルでその適合性を判断する仕組みとなっている。

法学研究科所属の教員については、法学部または法務研究科所属の教授・准教授職にあたる教員が兼務することとなっているため、研究科担当の専任教員を公募するという形態は採用されておらず、原則として法学部または法務研究科で教授として採用された教員あるいは新たな教授昇格者を大学院担当の教員として任用するシステムとなっている。ただし、准教授についても科目担当の必要がある場合には各専攻の研究科委員の審査を経て大学院担当教員として任用することも認められている。なお、法学部または法務研究科所属の専任教員が法学研究科の教員(兼任教員を含む)として任用されるための条件として、科目担当候補者を所管する部会による業績審査及び推薦、法学研究科委員会に出席する委員の 3 分の 2 以上の多数決による決定という厳格な方式が採用されている。また、現在の厳格な任用方式を維持しながらも、役所・民間企業などに所属する実務家を任用する際にはより柔軟な研究業績も必要となるところ、実際に業績審査の際に実務経験や素養を重視した任用も行われている。(資料 3-1-46)

#### ○ 経済学研究科

本学では、大学院研究科が個別に専任教員を採用する権限を有していないため、経済学研究科における教員組織の編制方針については学部の教員組織の編制方針に沿う形となるが、専任教員1人あたりの学生数は2015年度：0.81人となっており、充実した教育・研究指導体制を敷くに足る十分な教員組織が確立している。ジェンダーバランスについては、経済学の専門教育担当ということもあり女性教員は2名となっている。

科目適合性の判定については、大学院担当教員となる任用時点でっており、基本的には経済学部に関連部門内で適切な履修体系が組めるように行っている。そのうえで担当教員が当該授業を担当するに相応しいかの判断は最終的に研究科委員会でなされており、問題等が生じた場合には、適宜、研究科委員長・教務委員会で議論を行い、担当者の変更を行う等の対応を行っている。

また、大学院担当教員の任用については、経済学研究科任用基準に定められた基準を満たす有資格者に対して担当意思があるか否かを確認した上で専任新任人事の手続きを進めており、教育課程を構成するに相応しい教員の適正な配置を行っている。(資料3-1-47)

#### ○ 商学研究科

専任教員のうち、外国人教員は0名、女性は5名である。年齢構成は、55歳以上の教員の占める割合が全体の約6割となっている。外国人教員や女性教員については、男女共同参画や国際化といった社会状況に応じて商学部において積極的採用を行うよう要望することによって対応することが望ましい。また、専任教員1人あたりの学生数は前期課程0.79名、後期課程0.31名となっており、学生に対して多方面からきめ細かな研究教育指導が行える体制が整っている。

授業科目とその担当教員については、各授業内容に応じて当該分野を専門に研究する教員が配置されている。教員配置とその判断については、各部会で互選された1名で構成される教務連絡委員会のもとで具体的な授業配置がなされたのち、研究科委員会で全体調整を行っている。

商学研究科は学部所属の専任教員が兼担しており、商学研究科新任教員採用決定基準に基づき、研究科担当の資格が確認されている。このほか、専任教員としては、中央大学特任教員に関する規程に基づき、職務及び期間を限定して任用した教員である特任教員を任用することもできる。また、科目の必要に応じて他大学等より兼任教員を任用している。(資料3-1-48)

#### ○ 理工学研究科

専任教員には、博士の学位を取得し、十分な研究上の業績を持ち、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者を任用している。実際の任用にあたっては、担当する科目の範囲・内容を示し、候補者本人に対する面接・質問等を通じて業績に関する確認・検証等を行ったうえ、研究科の人事委員会において、研究業績、実務上の実績等を審査し、適切性を確保している。

また、女性教員は少ないが、もともと理工学系の女性研究者は絶対数が少なく、人材確保が難しい。しかしながら、最近では女性教員の採用も増えてきており、概ね各専攻に

1名の女性教員が所属するようになってきている。いわゆる実務経験の有無については、企業等だけでなく研究機関等の職歴の場合もあるので実務と研究の線引きは難しいが、大学以外の勤務経験を持つ教員は工学系専攻を中心に半数近くにのぼる。外国人教員は積極的に任用するに至っていない。

教員組織の整備においては、教育及び研究の推進に最適な人材の採用を第一の方針として、社会人、外国人、女性を優先的に採用するという方針は掲げていないため、各教員の比率は比較的低い状況となっている。なお、専任教員1人あたりの学生数は、前期課程では収容定員654人に対し教員数（特任教授含む）112人で5.9人、後期課程では収容定員87人に対し教員数99人で0.9人となっており、十分に学生への指導ができる教員数を確保している。

授業科目と担当教員の編制は、主専攻については各専攻会議において検討され、連絡委員会を経て研究科委員会において決定する。また、副専攻については副専攻運営委員会にて検討され、副専攻委員長連絡会議を経て研究科委員会において決定する。いずれも最新の学問分野の状況や社会の趨勢、学生の履修動向、個々の教員の研究成果等、多様な要素を勘案して、毎年度、適切な授業科目と担当教員の配置を行うよう配慮されている。

専任教員については、大学院研究科を担当する場合においても主所属は学部となるため、まずは学部教授会において教員人事の手続きが行われ、その上で研究科担当分について手続きを行うこととなっている。研究科担当教員の資格の明確化については、理工学研究科の内規に任用のための基準が明文化されており、これを満たした候補者の中から最も適格と思われる候補者が選択され、人事委員会に提案される。（資料3-1-51）

#### ○ 文学研究科

文学研究科では、講義と演習を基本にして、各専門分野の全領域を体系的に網羅するよう授業科目を配置することを教育課程の編成方針とし、専攻毎にそれを実現する専任教員を配置している。また、兼担、兼任教員の制度を利用することで、指導体制に厚みを加えている。文学研究科の専任教員は、文学部の専任教員を充てているため、研究科として専任教員人事に関与できる範囲は限定されるが、外国人教員については専任5名・兼任4名、女性教員の割合については専任18%、兼担・兼任22%、専任教員1人あたり学生数は研究科として2.1人となっている。研究業績を重視する人事を行っているため、いわゆる実務家教員として採用している教員はいない。

文学研究科の各専攻の授業編成や授業担当者については、教務委員会において研究科委員長から各専攻に依頼があり、専攻会議で検討・調整した結果を教務委員会で研究科として横断的に調整し、研究科委員会で決定する仕組みとなっていることから、両者の適合性については、各専攻会議が第一義的にその判断を行っている。なお、新任の人事の場合には、それが専任教員であれば文学研究科の人事選考委員会での選考と当該選考結果の研究科委員会での報告と採用の投票を経ることで、兼任教員の場合には研究科委員会での業績の報告と採用の投票を経ることで適合性を確保している。

また、文学研究科では、中央大学大学院教員任用基準の文学研究科における運用に関する了解を定め、文学部で採用となっている専任教員について、大学院設置基準及び当

該内規に従って、大学院担当者の任用を行っている。当該了解事項には、博士前期課程、後期課程毎に教授、准教授、兼任教員の任用の基準及び手続を定めており、これに従い、文学研究科の教育課程の編成方針に基づいて、専攻毎にそれを実現する担当教員を適正に配置している。(資料 3-1-52)

#### ○ 総合政策研究科

総合政策研究科博士前期課程の教育課程は、研究基礎科目として「研究方法論」と、研究発展科目は5つの分野（「法政と経済」、「ビジネス政策」、「現代世界」、「文明と国家」、「アジアの歴史と文化」）を設定している。また、博士後期課程については、「法政策研究」、「公共政策研究」、「経営政策研究」、「歴史文化研究」の4つの分野に分かれている。そのような総合的・学際的な教育課程を担っている専任教員のうち、企業・官庁での実務経験者、外国人教員、海外での学位取得者などを多く任用している。また、多様な研究分野をカバーすべく他研究科からの兼任教員のほか、非常勤教員として主に実務家・実務経験者やアジアやイスラームの歴史・文化を専門としている研究者教員を招聘している。女性教員は10名となっており、29%を占めている。なお、研究科全体では、専任教員1人あたりの学生数は1.79人となっており（2015年5月1日現在）、きめ細やかな指導がなされている。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みについては、具体的に整備はしていないが、任用等委員会やカリキュラム委員会、研究科委員会において必要に応じて実施している。具体的に、毎年の授業編成時期にはカリキュラム委員会を開催し、当該委員会にて審議・承認を行った素案を研究科委員会へ上程する仕組みとなっている。

また、教員の任用については、総合政策研究科教員任用に関する申し合わせに依拠して、任用等委員会を開催して業績審査委員を選出し、十分に審査を行い、研究科委員会での審議を経て厳正に行われている。任用基準についての内容・基準に関しては、任用等委員会、研究科委員会においてその適切性について検証しており、必要があれば修正を行う。専任教員の任用に関しては、学部の教員採用とリンクしているため、可能な限り両方の研究教育を行える教員の確保に努めている。(資料 3-1-53)

#### ○ 公共政策研究科

専任教員のうち、約半数の教員が民間企業や官公庁、地方自治体等での実務経験を有している。2015年5月1日現在における専任教員1人あたりの在学学生数は2.8人となっており、他大学の公共政策系大学院と比しても遜色ない状況である。また、ジェンダーバランスについては、専任教員10名中3名が女性であり、概ね適正な状況となっている。なお、授業科目と担当教員の適合性については、毎年度の時間割編成の際に教員の専門分野や教育研究業績等に基づき、研究科委員会において確認がなされている。

本学においては、大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格権は学部にあるため、大学院研究科は独自の専任教員任用を行う権限を有していない。公共政策研究科の担当教員の選出方法については、関連する学部からのいわゆる「大学院教員制度（タスキ掛け人事）」に関する了解事項について規定があるものの、基礎となる学部の上に存置されている他研究科の人事計画が優先することとなる。そのため、個別の学内候補者に対す

る要請に努めつつ、当該教員の所属する学部もしくは研究科からの「大学院教員制度（タスキ掛け人事）に関する了解事項」について合意を得ることが必要となっている。現状では、当該了解事項に沿って、適切に運用している。（資料 3-2-4）

#### ○ 国際会計研究科

国際会計研究科の 2015 年度における専任教員は、実務家教員が 6 名、研究者教員が 5 名という構成となっている。実務家教員は、監査法人、コンサルティング会社、金融機関等の多彩な職業経歴を有しているほか、専任教員の 2 名は海外で学位を取得している。また、会計・税務分野の 4 名は会計士ないし税理士として監査やコンサルタントの経験を有し、ファイナンス分野の 2 名は金融機関または金融コンサルティング会社の経験を有している。加えて、専任教員全員が海外留学や海外研究・論文発表等を通じて国際経験を有している。教員の採用にあたっては、①教育上又は研究上の業績、②高度の技術・技能、③特に優れた知識及び経験、のいずれかを有する者であるとともに、その高度の指導能力については教歴、及び研究業績、特に博士学位を有するかそれと同等以上の業績を有することという公募条件を重視するため、国際経験及び性別については特に考慮しておらず、結果として、専任教員は全て男性という構成になっている。なお、非常勤教員（兼任講師）については、様々な分野の実務家が中心になっており、その職業経験と国際経験は多岐に亘っている。（大学基礎データ（表 2）、資料 3-2-5 pp. 23-26）

国際会計研究科は、既にある程度の職業経験を持ち、今後のキャリアアップを志向する若手・中堅プロフェッショナルのリカレント教育を念頭に、前述した人材の養成を目標としている。そのため、幅広く実務に直結する科目を設定しており、高い実務家教員比率（専任教員と非常勤教員を合わせた全教員の約 80%）が教員編制上の大きな特色となっている。また、グローバルに活躍できるプロフェッショナルを養成するために英語で授業を行う講座を複数設置しており、そのために複数のネイティブ・スピーカーの教員を招聘していることも特色である。（資料 3-2-5 pp. 25-26）

国際会計研究科では、分野毎に教員配置を検討する責任者を置き、教育上主要と認められる導入科目・基礎科目については、専任教員を配置することを基本方針としている。ただし、兼担・兼任教員が担当せざるを得ない事情にある場合には、無任期専任教員会議において教育経験、及び研究または実務業績等をもとに担当教員と科目との適合性について確認・判断した上で決定し、教授会の承認を受けた後に配置している。

#### ○ 法務研究科

法務研究科の専任教員 59 名のうち女性教員は 4 名である。結果的には必ずしもジェンダーバランスに配慮されているとはいえないが、非常勤教員の採用等において、女性教員の積極的な採用に努めている（非常勤教員 79 名中 8 名）。加えて、人事計画委員会においても、それぞれの科目分野における女性教員の比率が 10%以上となるよう提言を行い、ジェンダーバランスの適正化への配慮を行っている。なお、収容定員で見た場合、専任教員 1 人あたりの学生数は 13.7 人（専任教員 1 人あたりの在籍学生数は 9.1 人）であり、法令上の基準である、学生・教員比（教員 1 人あたり学生数 15 人以下）を十分満たす水準にあると評価できる。

授業科目と担当教員については、各科目担当者による担任者会議内で検討し、教授会に付すべき議題に関して企画、立案及び審議を行う運営委員会で審議され、最終的に教授会が適合性を判断している。

専任教員・実務家教員としての資格については、法務研究科開設当時の専任教員にあつては、学内の任用基準に照らし、十分な業績（研究業績または実務上の実績）及び教育能力を有するかどうかを慎重に審査し、さらに、専門職大学院設置基準に基づく教員審査を経て、文部科学省大学設置・学校法人審議会より「可」の判定を得た者を専任教員として配置している。

各科目に関する教員の配置については、まず、法律基本科目群（必修）については各科目について3名以上の専任教員を配置しており、専任教員のうちでも、専任研究者教員を中心としつつ、理論と実務の架橋を図る必要を勘案して実務家教員も適宜配置している（一部分については非常勤教員が専任教員と共同して同一科目を担当している）。次に、実務基礎科目群（必修及び選択必修）に関しては、その全てについて十分な経験のある実務家教員を充てており、必修のものについてはやはり原則として専任の実務家教員を充て、選択必修のものについては専任の実務家教員が各科目の主任的立場で非常勤の実務家教員を指揮することになっている。基礎法学・外国法科目群（選択必修）及び展開・先端科目群（選択必修）についても、主要な科目については原則として専任の研究者教員または専任の実務家教員を充てる方針を採用している。（資料 3-2-6 pp. 31-36）

#### ○ 戦略経営研究科

戦略経営研究科では、法令上の基準を遵守しつつ、研究科の教育目的を達成するために、専門職大学院及び大学院後期博士課程で教鞭を執るために十分な能力と実績を持つ研究者教員並びに実務家教員を専門分野、年代、性別等バランス良く配置している。

まず、実務経験者については、専任教員 16 名のうち7名の教員が5年以上の実務経験を有している。また、女性教員は3名であり、ジェンダーバランスの適正化にも配慮している。教育上主要と認められる専門基礎科目、専門コア科目については、専任教員を配置することを基本方針としており、具体的には戦略分野に7名、マーケティング分野に3名、人的資源管理分野に2名、ファイナンス分野に2名、経営法務分野1名の教員を配置している。（大学基礎データ（表2）、資料 3-2-7 pp. 34-37）

授業科目の担当者等の検討については教務委員会において行っている。教務委員会では、個々の授業科目の担当者について、教育経験及び研究または実務業績から科目の適合性等について検討のうえ審議し、教授会で承認を得た上で配置を行っている。

戦略経営研究科の専任教員に必要となる資格については、前述した通り、戦略経営研究科専任教員の任用及び昇格等の基準に関する内規に明示している。さらに、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻における研究指導を担当する教員については、戦略経営研究科ビジネス科学専攻における主指導担当に関する任用基準において、必要となる教歴及び学位、研究業績等を明示している。（資料 3-1-62）

### 3. 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。(※学部・専門職大学院のみ)

#### ○ 大学全体

本学の教員の任免・昇進に関する基準・手続については、中央大学専任教員規程、中央大学教員任用審議会規程、中央大学特任教員に関する規程等の任用形態毎の規程及び各学部の募集・任用・昇進等に関する内規に規定されている。(資料3-1-10第4条、3-1-11~21)

まず、任用に関わる基本的な流れについては、①学部の人事計画を踏まえて、教員の専門分野その他の任用条件と公募・推薦等の任用方法を学部内の委員会で検討し、教授会での審議に基づいて業績審査委員会を設置する、②募集を行い、業績審査委員会は、任用基準に基づいて候補者の教育研究上の経歴・業績を審査し、最終的な候補者について教授会で任用の可否を審議する、③総長の諮問機関である任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長が任命する、という手続を踏むこととなっている。本学における教員選考基準における教育研究能力及び実績への配慮については、教員募集の段階で担当する科目の範囲を明示し、業績審査において当該科目に関わる教歴、研究業績、実務上の実績、教育に対する熱意等を審査し、さらに必要に応じて選考委員の前での模擬授業等を行うことによって、その配慮の適切性を確保している。(資料3-1-10第4条)

また、教員の昇進に関する流れについても、①学部長等からの提案に基づき業績審査委員会を設置する、②業績審査委員会は昇格基準に照らして、候補者の教育研究上の業績を審査し、その結果を踏まえて教授会で昇進の可否を審議する、③総長の諮問機関である任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長が発令する、という手続を踏むこととなっている。(資料3-1-10第5条)

一方、教員の免職については、当該教授会の議を経た後、学部長から学長に当該免職について報告し、学長の申し出に基づき理事長が発令することになっている。(資料3-1-10第27~29条)

専門職大学院を除く大学院研究科については、専任教員の募集・採用・昇進に関する直接的な権限を有しておらず、その基礎となる学部の専任教員が当該研究科を兼担しているため、原則、その基礎となる学部の教授会において募集・採用・任免・昇進の人事が行われている。

各大学院研究科委員会では、研究科の内規に大学院授業の担当資格要件と審査の手続を定め、人事のための委員会を設けて、課程別に講義及び研究指導の担当資格を審議し、適格と判断すれば、当該研究科の審議に基づき、総長の諮問機関である任用審議会への上程及び審議を経て、学長の申し出により理事長がこの者を任命することになっている。また、兼任教員(非常勤教員)の任用については、各研究科において募集及び任用を行っているが、この場合の任用基準と手続の細目については、当該研究科が明確に定めており、当該基準に基づいた採用審査を行うことになっているほか、研究科委員会で審議された兼任教員の人事については、任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長が任命することになっている。

このように、大学院担当の専任教員の募集・任免・昇進、及び兼任教員の任用に関する基準・手続の内容とその運用については、基礎となる学部教授会の手続と同様に、公平かつ適切なものとなっている。なお、本学専門職大学院における専任教員の募集・任免・昇進については、学部教授会における教員人事の手続と同様となっている。

なお、各学部・専門職大学院における教員の募集・任免・昇進に対する基準・手続等については、各学部・専門職大学院の記述を参照いただきたい。

#### ○ 法学部

教員の募集・任免・昇進については、中央大学専任教員規程、中央大学特任教員に関する規程、中央大学助教規程、中央大学法学部専任教員の任用及び昇進の基準、法学部任期制助教Cに関する内規、法学部実務家特任教員に関する内規等に基づき適切に運用を行っている。

専任教員の任用については、法学部教員人事計画委員会が学部の教育理念・各学科の教育目標を達成するために、学部全体の見地から中期の人事計画を立てている。その際の検討資料としては、法人から提示される人件費枠、各部会の採用計画等が用いられる。候補者の募集については、一部の部会で必要に応じて公募制を導入しているほかは準公募制（部会発議による候補者選定）を採っており、各部会等において年齢構成や身分等も考慮しながら、特任教員及び助教も含めて発議がなされる。

候補者の決定後は、教授会が業績審査委員会を設置し、法学部長が業績審査委員会に対し研究教育上の業績及び能力の審査を求め、その結果にもとづいて教授会に任用または昇進を提案する。

業績審査委員会は審査対象者の専攻に関連する部会を中心とする教授会員5名以上によって構成され、その決定は構成員の3分の2以上の多数決による。また、業績審査委員会の委員は、専門分野のみならず隣接分野や必要に応じて法学部以外の専門家も加わることができるようにし、客観性を担保しながら候補者の研究業績及び能力の審査を行っている。（資料3-1-22～23、3-1-25）

#### ○ 経済学部

任期のない専任教員に関係する内規として、経済学部専任教員採用計画策定手続内規、経済学部専任教員新規採用手続内規、経済学部専任教員資格基準内規、経済学部専任教員昇格手続内規があり、教員の採用・昇格等に係る手続き、基準等が明確に定められている。（資料3-1-26～29）

また、任期制の専任教員には特任教員と任期制助教がある。特任教員については経済学部特任教員の採用手続き及び資格基準に関する内規があり、任期のない専任教員を対象とした前述の内規も併用する。任期制助教については経済学部任期制助教に関する内規があり、教授会申し合わせ事項である「中央大学経済学部専任教員（任期制助教）の処遇、選考、任期更新などについて」も併用される。（資料3-3-1）

非常勤講師については、経済学部非常勤講師採用に関する内規と、教授会申し合わせ事項である「経済学部非常勤講師採用について」があり、また、教員としての資格基準については経済学部専任教員資格基準内規の規定を適用している。また、客員講師については経済学部客員講師の運用に関する基準がある。（資料3-1-72、3-3-2～3）

上述の通り、学部における専任教員の募集、任用基準、昇格基準は各種内規等に明確に定められており、専任教員募集については教授会員の推薦を基本としているが、教授会の承認を経れば公募も可としている。毎年度の専任教員採用計画において、部門の意

向を踏まえつつ適宜決定している。

また、専任教員の任用及び昇格は、教授会員によって構成される業績審査委員会において履歴書及び業績書類に基づき教育研究能力・実績について審査が行われているほか、任用に関しては面談も行い、その結果報告に基づいて教授会の審議、投票を経て承認される。これらの教員人事は、中央大学教員任用審議会での最終的な決定手続きに先行して研究・教育問題に関する経済学部委員会及び教授会で「人事基本方針」を審議・承認した上で決定していくという枠組みのもと、透明性を確保して民主的に運用されている。

#### ○ 商学部

専任教員の募集・採用・昇格については、中央大学専任教員規程のもとに、商学部内規として、①商学部専任教員採用手続きに関する内規、②商学部特任教員に関する内規、③商学部任期制助教に関する内規、④中央大学商学部教員資格基準内規、の4つの内規がある。(資料 3-1-32~35)

非常勤教員の採用については、①商学部兼任講師採用に関する内規、②商学部客員講師に関する運用基準、③商学部特別講師に関する申し合わせ、の3つの内規がある。原則として、これらの内規に規定した基準に従って教員の募集・任免・昇進についての手続きや運用を行っている。(資料 3-2-3、3-3-4~5)

商学部では、2012年度より専任教員採用の選考プロセスを変更しており、選考プロセスの透明性をより一層確保し、客観性と公平性を確保できるような選考組織と手続きとしている。具体的には、着任の前々年度中に採用計画を確定し、採用が決定した科目については募集要項の作成と選考委員会の設置を行っている。着任の前年度には公募を開始し、選考委員会で選考基準を決定し、選考では必ず面接選考を実施した上で、最終的には教授会において採用を承認する仕組みとなっている。(資料 3-1-35)

専任教員の昇進については、中央大学商学部教員資格基準内規の下に進めているが、この内規は1988年の制定以来、2002年に一部改正したに留まっているため、研究業績の基準しか含まれておらず、今後、教育能力や実績の基準をどのように採り入れていくかが課題となっている。

#### ○ 理工学部

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容については、専任教員人事に関する理工学部内規にその詳細が定められており、これに従って理工学部における人事候補者の決定、人事委員会、業績審査委員会の手続きを経て教授会で承認される。

理工学部の専任教員の任用については、原則として欠員ができた場合のほか、組織の改編で新しいポストができた際に、専任教員人事に関する理工学部内規に従って、教員任用人事の手続きを始めることとなっている。まず、該当する学科・教室から任用を始めることに対する提案があり、担当する研究・教育分野の概略の説明を受けて、教室委員連絡会議、教授会で承認する手続きとなっている。また、昇格についても専任教員人事に関する理工学部内規によることとなっており、当該内規において昇格のための基準として、研究業績、教育経験、対外的な活動に関する必要条件を職階毎に明文化している。(資料 3-1-36)

理工学部の教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮については、教員募集の段階で担当する科目の範囲・内容を示し、業績審査委員会において研究業績、実務上の実績等について審査を行い、さらに候補者本人に対する面接・質問を通じて業績に関する確認・検証を行うなど、その適切性を確保している。

また、教員任用の際には、手続き上は学部内での教育研究上の位置づけを考慮してから学科・教室内の検討に入ることになっているが、専門教育においては各学科が責任をもって進めており、研究活動も個々の教員またはグループが主体となっていることから、新任教員が受け持つと期待される教育研究分野に関して学部全体で実質的な議論を行うことは難しい状況にある。学科・教室内人事を発議する際に、学部における位置づけを無理なく議論できる制度の設計を真剣に議論する時期にきていると考えている。

なお、任期を定めた教員について、任期制助教制度は積極的に活用しているが、任期制助教から准教授への昇進について実例はあるものの実質的には困難な状況となっている。

## ○ 文学部

文学部の教員の募集・採用・昇進の基準並びに必要な手続き等については、文学部教員任用・昇進に関する内規及び文学部専任教員の任用に関する取扱いに定められており、全てこれに則って行われている。

専任教員任用人事の手続きは、まず教員採用を必要とする専攻（共通科目・保健体育科目を含む）が、文学部研究・教育問題審議委員会に対して専攻の構成と任用条件を添えて提案するところから始まる。ここで任用予定の教員に求める能力・資質等の詳細な条件・任用方式、その妥当性・適切性について十分な審議を踏まえた上で、学部長はその結果を教授会に上申し、教授会は任用条件・任用方法を決定する。その際、当該専攻が公募による任用を希望する場合には、文学部研究・教育問題審議委員会の議を経て、当該専攻が主体となって候補者の募集を行う。他方、当該専攻等が任用条件に該当する候補者の推薦を希望する場合には、履歴書及び文献を添えて学部長に推薦する。候補者の推薦があった場合、学部長は教授会に選考委員会の設置を提案する。選考委員会は当該専攻から3名、他専攻から3名の委員に加え、委員長を務める学部長の合計7名で構成され、候補者の経歴・業績等を任用基準等に照らして十分に検討を行い、1名を選考する。教授会は選考委員会の審議経過と結果の報告を受けてその任用について審議し、投票によって採否を承認する。教授会での承認後、全学的な審議の場である中央大学教員任用審議会を経て、任用は最終確定となる。

公募による教員募集については専攻内における研究・教育面の役割や年齢構成等、要求される人材に複雑な条件が多くあるため、必ずしも効率の良い方法ではないという理由によりその割合は高くはないが、専攻が主体となって推薦する場合も、自専攻からの推薦の他に他専攻からの推薦も受け付けており、全て同様に審査の対象となっていることから任用にあたっての透明性は保持されているといえよう。また、研究経歴・研究基準等任用基準は、前記内規において、助教・准教授・教授それぞれについて定められている。内規等における基準等の適切性については、人事の機会があるたびに文学部研究・教育問題審議委員会で検討され、その結果を教授会においても審議しており、必要

が認められればその都度改定している。

専任教員の昇進についても文学部教員任用・昇進に関する内規の定めるところに則って行われている。この人事についても学部長が教授会に提案し、任用人事と同様の選考委員会が組織され、内規に定める資格基準（任用におけるものと同じである）に照らして厳正に審査される。選考委員会は審査の結果を教授会に報告し、教授会における投票によって昇進の可否が判断される仕組みとなっている。（資料 3-1-39～40）

#### ○ 総合政策学部

総合政策学部における、教員の募集・任免・昇格等に関する手続きについては、①総合政策学部教員人事内規、②総合政策学部専任教員新任採用基準および昇格基準内規、③採用・昇格にかかわる業績審査に関する基準内規、④総合政策学部特任教員に関する採用内規、⑤総合政策学部兼任講師の採用基準、⑥総合政策学部における客員教授の招聘に関する内規において明文化している。

まず、空きポストが生じた（生ずる予定が判明した）とき、補充すべき専任教員の担当科目、研究分野及び採用すべき身分について、人事委員会が教務・カリキュラム委員会と協議の上、学部の中長期の人事計画に基づいて審議し、案をまとめる。担当科目、研究分野及び採用すべき身分の審議とともに、教員募集の方法についても人事委員会で検討し、案をまとめる。新任人事の場合は公募を原則としている。この人事について候補者が生じた場合は、当該候補者の審査を行う業績審査委員会の委員を教授会で投票によって選出し、業績審査委員会が発足する。業績審査委員会は、人事委員会から付託された候補者について業績審査を行い、候補者を最大3人に絞り、選考の経過及び理由を教授会に報告する。業績審査の結果報告を受けた教授会は、投票によって採用者を決定する。一方、専任教員の昇格人事等は、人事委員会が形式的な資格要件を満たしている者に対して、昇格希望の有無の問い合わせを毎年1回行う。また、人事委員会からの問い合わせ以外でも、形式的な資格要件を満たしている者は人事委員会または学部長に対して、随時昇格の申し入れをすることが可能となっている。人事委員会は昇格希望者に対し、業績以外の教育等の諸条件・諸要素をも勘案し、審議を行い、候補者と認定した場合、人事委員会は教授会の承認を得て業績審査委員会を発足させる。業績審査委員会は候補者の業績審査を行い、審査結果を教授会に報告する。業績審査委員会から審査結果の報告を受けた教授会は投票により昇格の可否を判断する仕組みとなっている。

教員任用の際には、教育研究能力について、その業績や経歴を十分に審査している。実務家教員についても、担当実務内容を経歴などによって把握するほか、シラバスを審査対象として模擬授業を課すといった方法で厳格に審査する一方、アカデミック出身者との違いを十分に認識した担当能力を勘案している。一般に、何よりも業績と教育・研究経歴を重視しているが、総合政策学部専任教員新任採用基準および昇格基準内規に、教授・准教授・助教に分けて、その研究業績・知識・経験・実績をはかる基準が設けられ、採用・昇格にかかわる業績審査に関する基準内規ではより具体的な研究業績・実績の内容を規定・例示し、適切な選考が行われるよう配慮している。（資料3-1-41～44、3-3-6～7）

## ○ 国際会計研究科

国際会計研究科では、総合的な教員人事計画を立案するために、無任期専任教員会議に人事計画委員会を置き、教員人事の年次計画の策定、各専門分野の教員人事の検討及び立案等を行っている。人事計画委員会では、分野毎の教員配置を考慮しながら毎年6月までに教員人事の年次計画を策定するとともに、これを無任期専任教員会議に発議し、具体的な人事を決定するというプロセスを経て教員組織編制を行っている。(資料3-1-6)

また、教員の人事(募集・任免・昇格)は、国際会計研究科専任教員の任用及び昇格に関する内規にしたがって当該候補者となった者について、業績審査委員会の報告に基づいて無任期専任教員会議において審議され、教授会で報告される。この手続は国際会計研究科専任教員任用・昇格手続要領に定められ、適切に行われている。任用にあたっての業績審査では、募集する科目の担当者として相応しい研究業績・実務経験等に関する業績審査及び面接審査を実施し、さらに当該科目を教育する能力を確認するための模擬授業を行っている。また昇格の対象となる教員については、研究業績の審査とともに授業評価アンケートによる教育上の指導能力等を考慮している。なお、教員の任用は、中央大学教員任用審議会での審議を経て最終的に決定される仕組みとなっている。(資料3-1-54~55)

## ○ 法務研究科

法務研究科教員の任免・昇進に関する基準・手続については、中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する基準と中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規に定める教員の身分(教授・准教授・助教)毎の資格・要件に従い、中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領に基づき行っている。

専任教員の新規採用の流れについては、まず、毎年の人事計画委員会において、カリキュラムの状況、教員の定年退職予定ないしは任期満了予定等を踏まえた全体的なバランス、及び各法分野の教員グループの意向等を踏まえ、法分野毎に次年度以降の人事計画(採用可能枠)を策定し、これが教授会で承認されると、この計画の枠内で各法分野の担当教員により適切な候補者がいるかどうかの具体的な検討が行われる。候補者が見つかった場合は、研究科長(=人事計画委員会委員長)に報告・協議のうえ、当該法分野の属する科目担任者会議の了承を取り付けた後、当該科目担任者会議の主任が運営委員会に当該候補者の人事を教授会の議題とすることを提案する。運営委員会の承認が得られれば、研究科長が教員業績審査委員会の設置を教授会に提案し、同委員会が複数回の会議を経て業績審査報告書を作成し、教授会に報告して、無記名投票で採否の決を採る。教授会で可決するには、3分の2以上の賛成票が必要である。承認された場合は、総長の諮問機関である任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長が発令する流れとなっている。

昇進についても、上記の科目担任者会議主査が運営委員会に当該候補者の人事を教授会の議題とすることを提案する。運営委員会の承認が得られれば、研究科長が教員業績審査委員会の設置を教授会に提案し、同委員会が複数回の会議を経て業績審査報告書を作成し、教授会に報告して、無記名投票で採否の決を採る。教授会で可決するには、3分の2以上の賛成票が必要である。承認された場合は、総長の諮問機関である任用審議

会の審議を経て、学長の申し出により理事長が発令する流れとなっている。(資料 3-1-56～58)

#### ○ 戦略経営研究科

戦略経営研究科では、戦略経営研究科専任教員の任用及び昇格等の基準に関する内規、専任教員採否決定及び専任教員昇格決定の手續に関する内規、戦略経営研究科特任教員の任用に関する内規、戦略経営研究科任期制助教任用等に関する内規、戦略経営研究科人事計画及び採用に関する委員会内規等の内規に専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きを定め、大学としての任用等に関する規程とこれらの内規に基づいて、教員の任用を行うことで公平かつ適切な運用を確保している。このほか、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻における研究指導教員の任用手續きについては、戦略経営研究科ビジネス科学専攻における主指導担当に関する任用基準にて明確に定めている。

専任教員任用の基となる募集計画は、戦略経営研究科人事計画および採用に関する委員会（以下、「人事計画および採用に関する委員会」と言う。）において中長期の人事計画が策定され、運営委員会、教授会で審議されることになっている。実際に採用を行う場合には、人事計画および採用に関する委員会において採用候補者が選出され、教授会員によって構成される業績審査委員会において業績審査を行い、審査結果は研究科長に報告される。これを受けて研究科長は人事計画および採用に関する委員会に業績審査結果を提案し、当該委員会から教授会に業績審査結果報告を行った後に、教授会で採否を審議した後、総長の諮問機関である任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長が任命する流れとなっている。

他方、昇格にあたっては、運営委員会において昇格候補者が選出され、教授会員によって構成される業績審査委員会において業績審査を行い、その結果を研究科長に報告し、研究科長は人事計画および採用に関する委員会に業績審査結果を提案し、当該委員会から教授会に業績審査結果報告を行った後に、教授会で昇格の可否について審議を行い、総長の諮問機関である任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長が発令する流れとなっている。(資料 3-1-59～63、3-3-8)

#### 4. 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

##### ○ 大学全体

本学における教員の教育研究活動に対する評価全般に関しては、教員の任用及び昇進に際し、教授会での審議に基づいて業績審査委員会を設置して実施する業績審査がある。しかしながら、この機会を除いては、間接的・部分的な評価はあるものの、全学として直接的かつ恒常的に教員個々の教育及び研究に係る評価を実施する機会は有していない状況にある。

研究面での成果については、本学の「研究者情報データベース」を通じて集約され、「学事記録」や Web サイトを通じて広く社会に公開（「学事記録」は学内のみの公開）されるとともに、独立行政法人科学技術振興機構が運営する「researchmap」からも連動して公開されることで、産学官連携の推進にも寄与しているほか、これらの専任教員の研究活動を集約することや情報公開を通して、広義には専任教員の研究活動の評価が

なされている環境にあるといえる。また、教育面での評価については、学生による授業評価アンケートを各教育研究組織において実施し、各学部・研究科における授業改善に活用しているが、先の研究活動に係る評価と併せて、教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性については、これを直接的かつ恒常的に評価する仕組みは十分整備されているとは必ずしも言えない状況である。(資料 3-1-64③)

また、本学におけるファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）の実施状況であるが、全学的な組織としては、本学で取り組むべき FD 活動実施についての基本方針を策定するとともに、恒常的な FD 支援体制を全学的に確立、推進することを目的として設置された「中央大学 FD 推進委員会」がある。教員の資質・能力を向上させるための FD 活動としては、当該委員会が中心となって種々の取組みを行っており、2012 年度から「英語による授業実施スキル向上のための学内研修会」を実施しているほか、2014 年度からは新任教員を対象とする研修として 4 月 1 日の辞令交付式後に「ハラスメント防止の理解のために」、「全国私立大学 FD 連携フォーラム実践的 FD 研修プログラムの利用について」及び「中央大学の研究費制度、研究費執行ルール等について」等をテーマにした研修会を実施している。また、2014 年度には本学大学評価委員会との共催で「第 1 回中央大学 FD・SD 講演会」を開催し、2015 年度には本学「知性×行動特性」学修プログラム実行委員会との共催で第 2 回（7 月）、第 3 回（9 月）の「中央大学 FD・SD 講演会」を開催している。(資料 3-4-1~4)

本学が取り組むべき FD 活動については、これまで中央大学 FD 推進委員会において継続して検討はしてきたものの、全学的な浸透には至らず、各組織における取組みにその成果を委ねている状況であった。教員の資質向上に係る取組みについては、開始間もないこともあり、その有効性について今後検証が必要であるが、これまで全学的な取組みが進んでこなかったことを考慮すると、その有効性は高いものと考えられる。

以下、各学部・研究科においては、学部個別に実施している事項に限定して記載することとする。

## ○ 法学部

現状では選考・昇進時に研究活動を主な評価対象としており、教育活動の評価は行っていない。

また、FD について、法学部では、各年度 4 月に着任する専任教員に対し、「新任専任教員懇談会」を実施している。同懇談会は、大学・学部・学科の教育理念や学部改革の現状をはじめ、カリキュラムや FD、入試制度、グローバル教育の取組み、各種事務手続き等について学部執行部及び事務スタッフより説明を行うとともに、質疑応答や懇談を通じて新任教員に学部の現状理解を促す場となっている（2015 年度の対象教員は 6 名）。その他にも、教授会の場を活用し、新入生に実施しているアセスメントテスト結果のフィードバック、学生相談室との懇談、ハラスメント防止啓発のための報告会、研究費の利用に関する説明会等、教育研究を行っていくにあたり認識を深めておくべき事柄について理解を促す場を定期的に設けている。(資料 3-4-5~6)

## ○ 経済学部

経済学部においては、包括的な教員の教育研究活動評価システムは未確立である。その中でも教育活動については、授業改善アンケートの実施を通じて授業実施方法等に対する学生の評価や授業に対する学生の意識を調査し、各担当教員にフィードバックすることにより、授業実施方法等の改善を行うことができるような仕組みを整えている。

また、研究活動については、「経済学論纂」での成果発表だけでなく、経済研究所等の学内研究所の研究部会・研究会を通じて、学内外の専門家との研究交流の機会を持ち、研究水準の維持に努めているなど、広義において研究活動の質や水準を評価する機会を有している状況にある。

FDについては、新任教員が専任教員としての職務や本学の概要、経済学部の特色を理解し、学生の教育指導が円滑に行えるよう、新任教員の研修会を2009年度から実施しており、経済学部FD委員会が専任教員として学生を指導教育するための基本情報及び研究条件の説明を行っている。また、教授会において、ハラスメント防止委員会委員からの報告、中央大学学生アンケートの調査報告、学生相談員と教授会員との懇談、ハラスメント防止啓発についてのDVD上映及び活動報告書に基づく説明を行い、様々な教員スキルの向上のみならず、学生への対応やその動向の把握等の教員として求められる資質の向上に努めている。経済学部FD委員会の活動については、恒常的に経済学部教授会に報告され、教員の教育スキル等の改善と学生の学修の活性化について、組織的な取組みに反映できるよう配慮している。(資料3-4-7~8)

## ○ 商学部

教員の教育活動の評価については、全科目について授業アンケートを毎年実施している。授業アンケートの結果についてはFD委員会が主体となり、関連する科目群毎に分析を行った結果を教授会及び商学部研究会を通じて報告を行っており、2015年度からは同アンケート結果も参考に、優れた教育活動を行っている教員に「ベストティーチャー賞」を授与する制度を創設したところである。一方で、研究活動の評価は実施していない。(資料3-4-9)

FDの取組みとしては、2012年度より、新任教員に対する研修会を学部独自に実施している。これは、公募による採用者が増加したため、①学部のカリキュラムや授業に関わる慣例、②教育研究に関わる各種手続き、③学部内の意思決定プロセス等に関わる情報が、先輩教員を通じて伝わりにくくなっている状況に対応するために始めたものである。現在は、着任時の情報提供が主な研修内容となっているが、今後は、教員の資質を高めるだけでなく、商学部構成員としての帰属意識を高めるためにも、着任1~3年目の教員を対象とした研修プログラムの設置を検討する。(資料3-4-10)

また、全教員に対しては、本学学生相談室所属の精神科医や心理カウンセラーとの懇談やハラスメント防止啓発委員を説明者とする情報共有を行っている。加えて、2014年度には全学として実施したFD・SD講演会への参加についても教授会等を通して広く呼びかけを行ったほか、同講演会を録画したDVDを2015年6月開催の教授会にて視聴し、高等教育や大学財政に対する更なる理解・浸透に努めている。(資料3-4-11)

## ○ 理工学部

教員の教育研究活動に係る評価については、教員の任用・昇格に際し、教授会での審議に基づいて業績審査委員会を設置して実施する業績審査がこれにあたる。しかし、こうした機会を除いては、間接的・部分的な評価はあるものの学部全体として直接的に教員個々の教育研究に係る評価を実施する機会は有していない。他方、教育面での評価については、学生による授業改善アンケートを学部独自に実施することで授業改善に有効に機能している。

FDに関し、2010年度からは、4月初旬に新任教員研修会を実施し、後楽園キャンパス及び理工学部での研究教育活動に関する諸手続等についての情報共有を図っている。また、2011年度より学部のFD委員会を設置し、学部全体のFD活動や新たな取組みの検討を行っている。外部で行われるFD活動の講演会等の情報は学科・教室のFD委員を通じて周知を行い、教員の自主的な活動を促している。(資料 3-4-12)

また、理工学部・理工学研究科合同でFD研修会を実施しており、教授会と連動して実施することで多くの教員が参加し、有意義な研修となっている。2014年度については、2回にわたり学生の発達障害をテーマとしてとりあげるなど、授業や研究室で接する学生に対する適切な支援について理解を深めることができ、2015年4月から後楽園キャンパスに配置したキャンパス・ソーシャルワーカーの活用促進にも繋がっている。(資料 3-4-13)

## ○ 文学部

文学部では、教員の教育研究活動について、直接的かつ恒常的な評価を行うシステムは現在のところ有しておらず、昇進人事の時に行っている。また、各教員の業績は一般にWebサイト上で公開し、社会的な評価に供する材料を提供している状況である。

また、FDに関しては、学生の指導や相談対応を行う際に必要となる知識・情報をはじめ、大学教員として必要な知識・素養の涵養に資するべく、教授会開催と併せて各種の説明会・懇談会を実施している。(資料 3-4-14)

## ○ 総合政策学部

教育に関しては、学期毎に実施している授業評価アンケートの集計結果を教務・カリキュラム委員会で確認して情報共有を行っている。2014年度からはアンケートで評価の高い授業をリストアップし、教務・カリキュラム委員会において当該授業の評価内容を確認した後に教員対象の参観授業を抽出し、授業参観を実施して教授法の改善に繋げるようにしている。一方、研究に関しては、年度末にその年度に発表した著書や論文等を含めて研究活動に関する報告書を提出するほか、新年度の研究計画書と予算申請書を毎年4月早々に提出する。その他、学会、在外研究、特別研究等の研究活動に関しては、出張申請書及び活動報告書の提出により、その活動状況が文書記録として保存される。研究活動については常に活動報告の機会があり、さらに水準の高い研究成果をあげる原動力になっているという観点から有効性が認められる。

また、FDについては、教授会において、毎年学生相談室の医師・カウンセラーと学生対応についての懇談や研究助成課職員と科研費申請促進についての懇談、ハラスメント

防止啓発に関する懇談、学生アセスメントテスト結果についてテスト実施業者との懇談を行い、情報の共有を図っている。(資料 3-4-15)

○ 法学研究科

法学研究科に所属する教員の教育研究活動に係る評価については、教員の教育研究活動における実績を示す報告書等は作成されているものの、それを総合的に判断し、改善の方向へ導くためのシステムとはなっていない。したがって、教員の教育研究活動についての評価は、学内の「特定課題研究費」採択状況や、科学研究費の採択状況あるいは各種学術賞の受賞状況等から読みとるほか方法がないのが現状である。

なお、教員の資質向上に係る FD については、主所属の学部を通して、研究費の適正使用やハラスメント防止啓発等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

○ 経済学研究科

経済学研究科では、専任教員の任用に際して適切な基準・手続きに基づいて教育研究能力の厳格な審査が行われている。また、教育活動については、主として学生のアンケートによる講義等の評価も行っている。それぞれの評価は大学院 FD 推進委員会によって集約され、その結果は研究科委員会で報告され、また大学院事務室での閲覧を可能にするなど、学生・教員に開示されている。このような研究活動並びに教育活動の自主的な公表は、各教員の研究者・教育者としての自覚を高める役割を果たしているが、日常的な教育研究活動に係る直接的な評価は行っていない状況にある。

FD については、学生に対する授業・研究状況アンケートを毎年度実施し、結果に基づいた改善に努めているほか、2014 年度からは教育や指導に必要な知識・手法等、各教員の資質向上を目的の一つとした教員相互の授業参観制度を導入している。以上のように、こうした教育方法の改善に係る活動は行われているものの、大学院単独での教員の資質・能力を高めるための FD 活動としては、現状において主所属の学部を通して研究費の適正使用やハラスメント防止啓発等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している状況である。

○ 商学研究科

商学研究科所属教員の教育研究活動の評価について、研究科内のシステムとしては博士前期課程担当者の任用の際における業績審査並びに博士後期課程担当者の任用の際の業績審査によって行われる。いずれの場合も任用規定により、教歴及び学術上の著書ないし論文等の業績が評価される。また学内の各種の公表文書によって、教員の教育研究活動が評価されると判断される。また、個人の学術発表では、研究業績(著書、論文、学会発表等)、学術受賞が明らかにされているなど、間接的な評価の制度は整っている。

なお、個々の教員の資質向上を図ることを目的とした FD に関しては、研究科独自に実施している取組みはないが、教員の本所属先である商学部において研究費の適正利用に関する講演やハラスメント防止啓発に関する講演会等に参加を促している。

#### ○ 理工学研究科

理工学研究科における教員の教育研究活動に係る評価については、教員の任用・昇格に際し、理工学部教授会・理工学研究科委員会での審議に基づいて業績審査委員会を設置して実施する業績審査がこれにあたる。しかし、こうした機会を除いては、間接的・部分的な評価はあるものの、研究科全体として直接的に教員個々の教育研究に係る評価を実施する機会是有していない。他方、教育面での評価については、学生による授業評価アンケートの回答結果を分析し、研究科委員会にて報告・検討することにより授業改善に有効に機能している。

FDについては、2010年度から理工学部との合同FD研究会を開催し、新任教員研修会や学生基礎学力調査報告等を実施し、教育指導手法や学生の学力特性についての情報共有を図っている。これらの研修会については、教授会と研究科委員会の間の時間に開催しているため、出席率が高いことが特徴である。(資料 3-4-13)

#### ○ 文学研究科

文学研究科においては、教育研究に関する情報を様々な方法で集約しているが、これらの情報を総合した上で各教員の教育研究活動等について組織的に評価を行い、改善に繋げるシステムは整備できておらず、任用人事での審査を除くと教育研究活動に係る評価はできていない。

また、教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部を通して、研究費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

#### ○ 総合政策研究科

教員の教育研究活動等に係る評価については、現在のところ実施していない。

FDについては、研究科独自の取組みは行っていないが、専任教員の主所属の総合政策学部において、ハラスメント防止啓発活動の一環として、学部教授会においてDVD上映を行い、啓発活動の理解を深めている。加えて、学生相談室との懇談会を設定し、学生対応するための資質向上に向けた取組みを行っている。また、学生アンケートの結果についての情報共有を行うことや、上記のようなハラスメント防止啓発活動や学生対応についてのイベントへの参加の促し等を行っている。また、2014年度からは、大学院FD推進委員会において「中央大学大学院教員授業参観に関する取扱要領」を定めて、教員間相互の授業参観ができる制度を整備し、大学院を担当する教員に必要な教育研究指導能力の向上を図っている。(資料 3-4-15)

#### ○ 公共政策研究科

教員の教育研究活動に係る評価については、直接的にその活動を評価する仕組みは導入していないが、教育活動については、大学院全体の取組みとして大学院生による授業評価を実施している。また、教員個々の研究活動については、教員の所属学部における研究経過報告を行っているほか、年度毎の研究活動を大学全体の仕組みとして研究者情報データベースに登録するとともに、全学的には「学事記録」として取りまとめており、

その研究状況を第三者が確認できる仕組みを導入することで、間接的な評価が可能となるように努めている。

教員の資質向上に係る FD については、主所属学部を通して研究費の適正使用やハラスメント防止啓発等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している状況である。

#### ○ 国際会計研究科

専任教員の教育活動を評価する仕組みとしては、教員が自らの授業に関する自己評価を行うほか、教育活動の改善に資するために、学生からの要望を Semester 毎に授業評価アンケートによって把握している。また、専任教員の研究活動を評価する仕組みとして、昇格の機会を除いて直接的に評価する仕組みは整備されていない。

また、研究科として組織的に実施している FD 活動は、授業内容、及び方法の改善と教員の教育に関する資質向上を図ることを目的とした活動が主となっているが、教員の資質そのものを向上させるための取組みとして、ハラスメント防止啓発委員による教授会でのハラスメント防止啓発活動等を行っている。

#### ○ 法務研究科

法務研究科では、教員の教育活動評価を学生の授業評価アンケートにより実施している。また、最終学年に在籍する修了予定者を対象にアンケートを実施し、その結果をもとに「ベスト・ティーチャー賞」の選考を行っており、学生から評価の高かった授業の運営や工夫を行っている教員を表彰し、その結果を Web サイト等で公表している。(資料 3-1-64④)

教員の研究活動評価については、法科大学院認証評価において、教員として適格かどうかの評価を受けるほか、法務研究科の自己点検評価報告書作成の際に教員別教育研究活動報告の中で研究業績を記載・公表することとなっており、間接的な研究活動評価がなされている。

なお、法務研究科では、教育内容・教育方法の向上と改善を図ることを目的とした狭義の FD 活動を「FD 委員会」のもとで、積極的に実施しているが、教員の大学教員としての資質・素養を高めることを目的とした広義の FD 活動に関して、独自の取組みは行っていない。

#### ○ 戦略経営研究科

専任教員の教育活動を評価・把握する仕組みとしては、戦略経営研究科における教育活動の改善に資するべく、学生からの要望をミニットペーパー、あるいはミニ Semester 毎に実施する授業改善アンケートがある。しかしながら、授業改善アンケートの内容に係る分析以外に、各専任教員の教育活動を直接的に評価する方法や指標等の仕組みについては、現段階において有していないが、研究科内の FD・自己点検・評価委員会において他学部・他研究科の事例を参考としながら検討をはじめているところである。他方、研究活動の評価について、昇格の機会を除いて直接的に評価する仕組みは整備されていない。

また、FD については、授業改善をはじめとする教育手法の改善を目的とするものが主

となっている。個々の教員の資質向上に向けた取組みとしては、教授会の場を活用してハラスメント防止に向けた啓発等を行っているほか、全学で実施している科学研究費申請に向けた講習会や人権問題講演会等への参加呼びかけを行っている状況である。

## 【点検・評価】

### ● 基準3の充足状況

本学においては、教育研究を充実する観点から、専任教員及び兼任教員の双方において教員任用形態の多様化を図っており、教員組織の構成についても教員数の状況とともに適切なものとなっていると同時に、教育研究活動に係る調整・連携についても適切に行っている。また、教員の募集・任免・昇進を行うにあたり、諸規程と学部・専門職大学院毎に定めている基準・手続に従って運用することにより、公平かつ適切に教員の人事を行っているほか、教員の資質向上のためのFD活動についても、個別組織の取組みとしてさらに強化・充実する必要性はあるものの、全学としての活動が活性化してきている状況にあり、本項目の基準を概ね充足している状況にある。

#### <効果が上がっている事項>

特になし

#### <改善すべき事項>

##### ○ 大学全体

- (1) 本学専任教員の年齢構成について、60歳以上の教員の占める割合が、経済学部、文学部においてやや高い状況（35%以上）にあり、各学部における人事計画を策定する際の検討課題となっている。（資料3-1-77（表10））
- (2) 教員の教育研究活動に係る評価方法については、学生による授業評価アンケートを通じての教育評価あるいは、「研究情報データベース」及び「researchmap」による研究成果の公開を通じた間接的な研究評価に留まっており、教員個人の教育研究活動について、直接的に評価する仕組みは現在のところ整備されていない状況にある。

##### ○ 経済学部

- (1) 研究・教育上必要な教員の能力・資質等が多様化しており、一律の規定で決められない事例が散見される。また、経済学部専任教員資格基準内規では、研究面での能力・資質は重視されているものの、教育や大学運営面での能力・資質等についてあまり考慮されていない。また、将来の環境変化に対応可能な弾力的な人事システムの構築、より良い人材を計画的かつ機動的に採用できるシステムの構築、組織的に安定しかつ透明性のある人事採用プロセスの構築に向けて、十分な対応ができていない。（資料3-1-26）

##### ○ 商学部

- (1) 中央大学商学部教員資格基準内規に定める教員の資格に関する規定の表現が曖昧であるため、昇進にあたっての申請条件に幅がある状況のままになっている。（資料3-1-32）

- 経済学研究科
  - (1) 学部人事が主体となっているために、計量経済学や農業経済学等の大学院で必要な特定科目の充足が必ずしも機動的に行われる仕組みになっていない。そのため、これらの未充足分野を含めた教員の採用が独自に行えない等の問題がある。
- 商学研究科
  - (1) 大学院研究科を担当するにあたっての教員任用基準は定められているが、そこに商学研究科を担当するための細かな教員の資質については定められていないため、今後検討する必要がある。(資料 3-1-48)

### 【将来に向けた発展方策】

<効果が上がっている事項>

特になし

<改善すべき事項>

- 大学全体
  - (1) 今後の専任教員採用に関しては、各学部の中・長期的な人事計画に基づき、本学の教育方針への理解や教員の教育研究分野のほか、カリキュラムとの適合や教育に対する熱意等を総合的に判断するとともに、各教育研究組織における教員の年齢構成のバランスについても十分考慮した採用を行うこととする。
  - (2) 本学における教員の教育研究活動に係る評価の方向性については、学長の下での検討に資するべく、2015年4月に設置された研究推進支援本部と連携をしながら、学事部企画課において検討の素材となる同規模他大学や先駆的な取り組みを実施している大学等の動向調査・実績調査を含めた各種情報収集に引き続き努めることとする。
- 経済学部
  - (1) 2015年4月に改革WGの一つとして専任教員採用制度設計検討WGを設置しており、直接的な対応ではないが、当該WGにおいて採用制度設計を検討する中で、運営・資質面についても副次的に導き出すよう努めていく。
- 商学部
  - (1) 2015年度中に、教務委員会において昇進の基準について全面的に見直しを行い、年度内に中央大学商学部教員資格基準内規の改正を行う。
- 経済学研究科
  - (1) 学部における人事方針決定の際に、大学院の教員配置の状況を勘案して人事が行われるよう、学部・大学院間での意見交換を十分に行っていく。また、大学院の教務委員会及び拡大改革委員会で、人事に関わる戦略的な方針を話し合うこととする。

○ 商学研究科

(1) 2015年度中に教務連絡委員会において、商学研究科を担当するにふさわしい教員の資質を明確・明文化していくことを検討する。

【根拠資料】 「\*」はCD-Rに保存

- |         |   |         |   |
|---------|---|---------|---|
| *3-1-1  | 専任教員の教育・研究業績  | *3-1-50 | 理工学研究科人事手続きに関する申し合わせ  |
| *3-1-2  | 中央大学教授会規程   | *3-1-51 | 理工学研究科教員任用基準内規  |
| *3-1-3  | 中央大学専門職大学院に関する特別措置規則  | *3-1-52 | 「中央大学大学院教員任用基準」の文学研究科における運用に関する了解   |
| *3-1-4  | 中央大学大学院学則 (既出1-1-3)   | *3-1-53 | 総合政策研究科教員任用に関する申し合わせ  |
| *3-1-5  | 中央大学専門職大学院学則 (既出1-1-4)  | *3-1-54 | 国際会計研究科専任教員の任用及び昇格に関する内規  |
| *3-1-6  | 国際会計研究科教授会等に関する規程   | *3-1-55 | 国際会計研究科専任教員任用・昇格手続要領  |
| *3-1-7  | 中央大学大学院法務研究科教授会等に関する規程  | *3-1-56 | 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規   |
| *3-1-8  | 中央大学大学院戦略経営研究科教授会等に関する内規                                      | *3-1-57 | 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準  |
| *3-1-9  | 中央大学大学院研究科博士課程後期課程の研究指導を担当する専門職大学院の専任教員の研究科委員会における審議事項等に関する規程 | *3-1-58 | 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領  |
| *3-1-10 | 中央大学専任教員規程  | *3-1-59 | 戦略経営研究科専任教員の任用及び昇格等の基準に関する内規  |
| *3-1-11 | 中央大学特任教員に関する規程  | *3-1-60 | 戦略経営研究科任期制助教の任用等に関する内規  |
| *3-1-12 | 中央大学特任教員に関する細則  | *3-1-61 | 戦略経営研究科特任教員の任用に関する内規  |
| *3-1-13 | 中央大学助教規程  | *3-1-62 | 戦略経営研究科ビジネス科学専攻における主指導担当に関する任用基準  |
| *3-1-14 | 中央大学専門職大学院特任教員に関する規程  | *3-1-63 | 戦略経営研究科新任専任教員採否決定及び専任教員昇格決定の手続に関する内規  |
| *3-1-15 | 中央大学実験講師規程  | 3-1-64  | 中央大学公式Webサイト  |
| *3-1-16 | 中央大学客員教員に関する規程  | ①       | 理念・目的等 (大学として求める教員像および教員組織の編制方針)  |
| *3-1-17 | 中央大学外国人客員教員に関する規程   |         | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/policy/organization/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/policy/organization/</a>                                 |
| *3-1-18 | 中央大学総合政策学部外国人外国語契約講師に関する規程                                    | ②       | ビジネススクール (教員一覧)   |
| *3-1-19 | 中央大学法科大学院実務講師に関する規程   |         | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/teacher/profile/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/teacher/profile/</a> |
| *3-1-20 | 中央大学法科大学院実務講師に関する細則   | ③       | 研究 (研究者情報データベース)  |
| *3-1-21 | 中央大学教員任用審議会規程   |         | <a href="http://ir.c.chuo-u.ac.jp/researcher/">http://ir.c.chuo-u.ac.jp/researcher/</a>   |
| *3-1-22 | 中央大学法学部専任教員の任用及び昇進の基準に関する内規                                   | ④       | ロースクール (学生による授業評価と学修環境アンケート)  |
| *3-1-23 | 法学部任期制助教Cに関する内規   |         | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/rating/best_teach/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/rating/best_teach/</a>       |
| *3-1-24 | 中央大学法学部助教Cの募集、選考、任用及び任期の更新に関する取扱要領                            | *3-1-65 | 中央大学研究開発機構に関する規程  |
| *3-1-25 | 法学部実務家特任教員に関する内規  | *3-1-66 | 学部長会議規則   |
| *3-1-26 | 経済学部専任教員資格基準内規  | 3-1-67  | CHUO UNIVERSITY 中央大学 GUIDE BOOK 2016 (既出1-2-5)  |
| *3-1-27 | 経済学部専任教員採用計画策定手続内規  | 3-1-68  | 履修要項2015 中央大学法学部 (既出1-2-10)   |
| *3-1-28 | 経済学部専任教員新規採用手続内規  | *3-1-69 | 中央大学通信教育部学則 (既出1-1-2)   |
| *3-1-29 | 経済学部専任教員昇格手続内規  | *3-1-70 | 通信教育部のインストラクターに関する内規  |
| *3-1-30 | 経済学部任期制助教に関する内規   | *3-1-71 | 研究・教育問題に関する経済学部委員会内規  |
| *3-1-31 | 経済学部特任教員の採用手続及び資格基準に関する内規                                     | *3-1-72 | 経済学部非常勤講師採用に関する内規   |
| *3-1-32 | 中央大学商学部教員資格基準内規   | *3-1-73 | 経済学部専門教育担当者会議に関する内規   |
| *3-1-33 | 商学部任期制助教に関する内規  | *3-1-74 | 経済学部一般教育担当者会議に関する内規   |
| *3-1-34 | 商学部特任教員に関する内規   | *3-1-75 | 経済学部外国語担当者会議に関する内規  |
| *3-1-35 | 商学部専任教員採用手続に関する内規   | *3-1-76 | 経済学部保健体育担当者会議に関する内規   |
| *3-1-36 | 専任教員人事に関する理工学部内規  | *3-1-77 | 中央大学データ集  |
| *3-1-37 | 理工学部文系専任教員 (外国語及び人文・社会) の任用基準                                 | *3-1-78 | 理工学部C委員会内規  |
| *3-1-38 | 理工学部における任期制助教の取扱いに関する内規                                       | *3-1-79 | 文学部教務委員会内規  |
| *3-1-39 | 文学部教員任用・昇進に関する内規  | *3-1-80 | 教務・カリキュラム委員会内規  |
| *3-1-40 | 文学部専任教員の任用に関する取扱い   | *3-1-81 | 2012年度臨時法學研究科委員会 (2012年10月19日開催) 議事概要 (抜粋)  |
| *3-1-41 | 総合政策学部教員人事内規  | *3-1-82 | 商学研究科 教務連絡委員会内規   |
| *3-1-42 | 総合政策学部専任教員新任採用基準および昇格基準内規                                     | 3-1-83  | 中央大学大学院 Guide Book 2016 (既出1-2-6)   |
| *3-1-43 | 採用・昇格にかかわる業績審査に関する基準内規  | 3-1-84  | 2015年度 中央大学専門職大学院国際会計研究科兼任教員ガイドブック (既出1-2-27)   |
| *3-1-44 | 総合政策学部特任教員に関する採用内規  | *3-2-1  | 社会人教員、外国人教員、女性教員の数及び女性教員の占める割合  |
| *3-1-45 | 中央大学大学院教員任用基準   | *3-2-2  | 法学部教務委員会内規  |
| *3-1-46 | 法學研究科 専任教員の任用に関する申し合わせ事項                                      | *3-2-3  | 商学部兼任講師採用に関する内規   |
| *3-1-47 | 経済学研究科任用基準  |         |   |
| *3-1-48 | 商学研究科新任教員採用決定基準   |         |   |
| *3-1-49 | 理工学研究科の人事に関する内規   |         |   |

- \*3-2-4 大学院教員制度（タスキ掛け人事）に関する了解事項
- 3-2-5 中央大学専門職大学院国際会計研究科 GUIDE BOOK 2016 SPRING (既出1-2-25)
- 3-2-6 CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 (既出1-2-28)
- 3-2-7 CHUO GRADUATE SCHOOL OF STRATEGIC MANAGEMENT (既出1-2-30)
- \*3-3-1 中央大学経済学部専任教員（任期制助教）の処遇、専攻、任期更新などについて
- \*3-3-2 経済学部非常勤講師採用について
- \*3-3-3 経済学部客員講師の運用に関する基準
- \*3-3-4 商学部客員講師に関する運用基準
- \*3-3-5 商学部特別講師に関する申し合わせ
- \*3-3-6 総合政策学部兼任講師の採用基準
- \*3-3-7 総合政策学部における客員教員の招聘に関する内規
- \*3-3-8 戦略経営研究科人事計画および採用に関する委員会内規
- \*3-4-1 中央大学FD推進委員会設置要綱
- \*3-4-2 英語による授業実施スキル向上のための学内研修会 実施要項
- \*3-4-3 2015年度新任専任教員研修会開催通知 (既出1-2-3)
- \*3-4-4 中央大学FD・SD講演会 開催案内
- \*3-4-5 2015年度法学部 新任専任教員懇談会資料 (既出1-2-11)
- \*3-4-6 法学部FD活動の実績（2014年度法学部教授会議事録抜粋）
- \*3-4-7 2014年度経済学部新任専任教員研修（概要）
- \*3-4-8 経済学部FD活動の実績（2014年度経済学部教授会議事概要抜粋）
- \*3-4-9 2015年度商学部ベスト・ティーチャー賞 実施要領
- \*3-4-10 中央大学商学部新任教員懇談会 次第
- \*3-4-11 商学部FD活動の実施実績（2014年度商学部教授会議事概要抜粋、商学部研究会概要）
- \*3-4-12 2015年度理工学部新任教員研修会 開催通知
- \*3-4-13 理工学部FD活動の実績（2014年度）
- \*3-4-14 文学部FD活動の実績（2014年度文学部教授会議事録抜粋）
- \*3-4-15 総合政策学部FD活動の実績（2014年度総合政策学部教授会議事概要抜粋）

## 第4章 教育内容・方法・成果

### I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 【現状の説明】

#### 1. 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

○ 大学全体

#### <学士課程>

本学は、「実学教育」あるいは「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学以来の教育理念の下、「イギリス流の経験主義・合理主義を基礎とした実学の伝統を継承しつつ、學術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命の下に、実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成」を主たる教育目標として掲げている。(資料4(1)-1-14①)

また、本学では、大学の理念・目的、教育目標及び人材養成の目的を踏まえながら、これまで脈々と培ってきた各学部における人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を、「学部の教育研究上の目的」として学則第3条の2に明文化しており、各教育研究組織はこれらをその教育及び研究をはじめとする諸活動の根幹・指針とした組織的な展開を図っている。さらに、各学部の人材養成目的を踏まえ、学部単位で「学位授与の方針」を設定し、これをWebサイトや履修要項を通じて公開することで、教職員・学生の認識の共有化を図るとともに、学則に定める教育研究上の目的の具現とこれを裏付ける学位の質の保証に努めているところである。(資料4(1)-1-15第3条)

また、各学部の設定する「学位授与の方針」に関しては、全ての学部において、①当該学部において養成する人材像、②当該学部を卒業するにあたって備えるべき資質・能力、③当該学部の卒業に必要な学習量と卒業要件、④活躍することが期待される卒業後の進路(本報告書においては割愛)、という4つの項目について記載を行うスタイルとなっており、②の中において、各学部における学修を通じて学生が修得すべき成果としての資質や能力等について明示している。

なお、学則に定める各学部の人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的、教育目標等との関連性、具体的な学位授与の方針の内容等の詳細については、各学部に係る記述をご参照いただきたい。

#### <修士・博士課程>

本学大学院研究科においては、各研究科の掲げる教育研究上の目的の具現に向け、教育課程及び教育プログラムの適切かつ体系的な編成を通じたコースワークの充実並びに学位授与プロセスの明確化と適切な管理、課程修了後の多様なキャリアパスの確立等、多様なアプローチから大学院教育の実質化に努めている。具体的に、博士前期課程・修

士課程においては、各専門分野に係る研究能力の涵養と、そうした能力を有し社会で活躍することが可能な高度専門職業人の養成を、また、博士後期課程においては、より高度な専門的知識が人間・社会に与える影響についての洞察力や広い視野をベースに、問題を発見して新しいコンセプトを創出し得る独創性を身につけた人材の養成を主たる教育目標として掲げている。

また、本学では、本学の理念・目的を踏まえながら、本学に設置する大学院の目的を「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」（大学院学則第2条）と定めている。その上で、各研究科に定める人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を大学院学則第4条の5（戦略経営研究科ビジネス科学専攻については専門職大学院学則第4条）において定め、各課程における教育目標の実現に向け、各研究科における組織的な教育研究活動の展開を図っている。さらに、各研究科の目的や教育目標を踏まえ、研究科単位で「学位授与の方針」を設定し、それぞれの研究科において定める教育研究上の目的及び教育目標を達成するための基準と、その基準に到達するために必要な学修プロセスの明確化に努めている。

各研究科の設定する「学位授与の方針」は、①当該研究科において養成する人材像、②当該研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力、③当該研究科の修了に必要な学習量と修了要件、④活躍することが期待される修了後の進路（本報告書においては割愛）、の4つの項目から構成されており、各研究科における教育研究活動を通じて学生が修得すべき成果としての資質や能力等については、②当該研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力において明示している。（資料4(1)-1-16第4条、4(1)-1-17第4条）

なお、各研究科が定める学位授与の方針の具体的な内容をはじめ、大学院学則に定める各研究科の教育研究上の目的及び教育目標等との関連性等についての詳細は、各研究科に係る記述をご参照いただきたい。

## ○ 法学部

法学部の教育研究上の目的は、学則第3条の2に「法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することのできる人材を養成する」と明記されている。この教育研究上の目的のもと、法学部では地球的視点に立った法的問題意識と法的解決能力、言い換えれば「グローバルなリーガルマインド」を身につけた人材の育成を教育目標としている。

また、現在の各学科の教育目標として、法律学科では「社会において生起する複雑で多様な紛争について、絡み合った利害の対立を分析し、これを解きほぐして解決の道筋を見いだすことができる能力、すなわち高度な法的能力を有する指導的人材の育成」を、国際企業関係法学科では「グローバリゼーションや国際社会における企業の行動原理を主体的に理解し、グローバルなレベルの諸問題の発見・解決を能動的に論理立てて提示できる基礎的能力を養うこと」を、政治学科では「総合教育科目と専門科目の融合というコンセプトの下、幅広い教養を身につけた専門人の育成」を掲げている。これらの教育目標は、法学部の理念を法化社会、グローバル社会という現代の諸状況を前提に各学

科において実現すべく定めたものである。(資料4(1)-1-1 p.6-7, p.9, p.12)

これを受け、学位授与の方針については以下の通り定めている。

<学位授与の方針>

○法学部において養成する人材像

法学部は、地球的視点に立った法的問題意識と法的解決能力、言い換えれば「グローバルなリーガルマインド」を身につけた人材の育成を教育目標としています。

○法学部を卒業するにあたって備えるべき資質・能力

「グローバルなリーガルマインド」を形作るのは、①地球規模での法化社会を読み解くことができる「基礎的な法律的・政治的専門」と、②自立した地球市民として必要な、批判的・創造的考え方ができる「新たな教養」です。それが法学部を卒業するにあたって備えるべき資質・能力です。

○法学部の卒業に必要な学習量と卒業要件

学科により、外国語科目は16～24単位、専門教育科目中総合教育科目は20単位、その他の専門科目(演習を含む)は68～80単位をそれぞれ必修とし、各学科とも合計124単位を修得することによって卒業となります。

以上の通り、学位授与の方針には、①法学部において養成する人材像、②法学部を卒業するにあたって備えるべき資質・能力、③法学部の卒業に必要な学習量と卒業要件、を明示している。(資料4(1)-1-14②)

○ 法学部通信教育課程

法学部の掲げる理念・目的に基づき、通信教育課程として学位授与の方針を定めている。この方針では、①法学部通信教育課程において養成する人材像、②法学部通信教育課程を卒業するにあたって備えるべき資質・能力、③法学部通信教育課程の卒業に必要な学習量と卒業要件、について明示しており、特に①及び②の中で、法学部のひとつの課程としての到達目標を明らかにしている。具体的な内容は以下の通りである。

<学位授与の方針>

①法学部通信教育課程において養成する人材像

法学部通信教育課程は、法学部に置かれた課程の一つですから、養成しようとする人材像についても、通学課程と基本的に同じところを目指します。すなわち、地球的視点に立った法的問題意識と法的解決能力、言い換えれば「グローバルなリーガルマインド」を身に付けた人材の養成を基本的な教育目標とします。21世紀に入り地球規模での問題や紛争が増えていることから、身の回りのものだけでなく、こうした地球規模の問題をも、暴力や武力に頼ることなく、合意やルールに基づいて解決することは、現代社会に生きる私たちの喫緊の課題だからです。

②法学部通信教育課程を卒業するにあたって備えるべき資質・能力

法学部通信教育課程を卒業するにあたって備えるべき資質・能力は、通学課程と基本的に同じであり、①地球規模での法化社会を読み解くことのできる「基礎的な法的専門知識」と、②自立した地球市民として必要な、批判的・創造的考え方ができる「新たな教養」です。これらを備えることで、全人格的な資質としての「グローバルなリーガルマインド」、すなわち「地球的視点に立った法的問題意識と法的解決能力」が形成されることになるからです。

③法学部通信教育課程の卒業に必要な学習量と卒業要件

法学部通信教育課程を卒業するには、①4年以上在学し、②所定の単位として合計131単位を修得すること、そして、③面接授業によって合計30単位を修得することが必要です。

通信教育課程の学位授与の方針では、その養成する人材像を「地球的視点に立った法的問題意識と法的解決能力、言い換えれば『グローバルなリーガルマインド』を身につけ

けた人材」であるとしている。これは、学則第2条（本大学の使命）の「個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする」、並びに、学則第3条の2（学部の教育研究上の目的）における法学部が目指す人材像「幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することのできる人材」について、通信教育課程がその教育活動の到達目標として養成する人材像を述べたものである。（資料4(1)-1-14③）

## ○ 経済学部

経済学部の定める教育目標については、履修要項に次の通り明示し、学生の学修に資するよう配慮している。「経済学部は、経済の高度成長、ボーダレス化、公害問題の激化等、社会の変化に対応し、常に時代のニーズを先取りした教育を行い、優れた人材を世に送り出してきました。今なお、社会が求めているのは、幅広い教養、論理的な思考力、さらには、対人交渉や相互理解のための優れたコミュニケーション能力を備えた人材です。経済学部では、社会のあらゆる場面で活躍できる知識の深さと広さを併せもった人材を育てることを目標としています」（資料4(1)-1-3 p.11）

また、教育目標に則り、学位授与の方針については、次の通り明確化しており、経済学部を卒業するにあたって備えるべき資質・能力や卒業に必要な学習量と卒業要件を示すことで、経済学部における学修を通じて獲得することが期待される成果や学生の到達点を明示している。（資料4(1)-1-14④）

### <学位授与の方針>

#### ○経済学部において養成する人材像

経済のグローバル化が進む今日、経済や経営についての専門的知識を備え、日本と世界の経済発展に貢献できる人材のニーズはますます高まっています。経済学部では、本学の「建学の精神」である「實地應用ノ素ヲ養フ」教育を重視し、経済学科、経済情報システム学科、国際経済学科、公共・環境経済学科という4学科体制によって、社会の多様なニーズに応える上記のような人材を育成します。それと同時に、学生一人ひとりが、幅広い教養、論理的な思考力、対人交渉や相互理解のための優れたコミュニケーション能力を備えた、社会のあらゆる場面で活躍できる知識の深さと広さを併せもつ人材となるよう養成します。

#### ○経済学部を卒業するにあたって備えるべき資質・能力

経済学部における課程を卒業するためには、以下の4つの資質・能力の修得が期待されます。第1に、現実の経済現象を的確に把握するために必要とされる、経済学の専門知識及び社会・人文・自然科学の知識教養の修得。第2に、さまざまな問題を解決するために必要とされる、外国語とコミュニケーションの能力及びコンピュータを利用した統計情報処理と分析能力の修得。第3に、ゼミナールを通じて、専門知識だけではなく、チームワークの経験を積み、協調性、自己管理力の修得。第4に、演習論文、レポート作成、インターンシップなどを通じた、総合的な学習体験と創造的思考力の修得。

#### ○経済学部の卒業に必要な学習量と卒業要件

経済学部では、下記の表のように、卒業に必要な単位数を133単位、必要最低修得単位数は専門教育科目62単位、総合教育（一般教養）科目24単位、外国語科目14単位、健康・スポーツ科目4単位としています。また上限修得単位数は、専門教育科目128単位、総合教育（一般教養）科目36単位、外国語科目28単位、健康・スポーツ科目7単位としています。さらに、各年次に修得できる上限単位数をそれぞれ1年次44単位、2年次43単位、3年次41単位、4年次42単位として、授業科目の履修が年次によって極端に偏らないように配慮しています。

ただし、一定の要件を満たせば、早期卒業制度を利用して3年間で卒業に必要な単位を修得し、経済学研究科や法科大学院に進学することもできます。

## ○ 商学部

商学部では特に実学教育を重視するとともに、国際的に通用する高度で幅広い知識や能力を持つとともに、柔軟な適応力や総合的な判断力、学んだことを実地応用する能力などを有し、複雑かつ多様で、絶えず変化し、また変化の激しいグローバル化した 21 世紀の社会に貢献できる人材の養成を目指している。ここで実学教育とは、現実の問題を的確に発見する能力（問題発見能力）と、それを実践的に解決する能力（問題解決能力）を、偏りなく身に付けさせる教育をいう。体系化された知識の修得を基礎としながらも、それを単なる知識に留めずに、学問的な知見に基づいて、現代社会が抱える様々な問題を学生が自ら発見し、その解決に向けて商学的な観点からいかなる貢献を果たすことができるかを自ら考え、かつ実践していけるような人材を育成することが商学部教育の基本的な目標である。

これを受けて設定する学位授与方針の内容については、以下の通りである。

### <学位授与の方針>

#### ○商学部において養成する人材像

商学部の教育研究上の目的は、中央大学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」という教育理念に基づき、商学にかかる各専門分野およびその関連領域における理論並びに実務に関する教育研究を行い、広く豊かな学識と優れた専門能力を有し、ビジネスをはじめとする各分野を通じて社会に貢献できる人材を養成することにあります。商学分野全般の高度な教育を通じて、国際的に通用する柔軟な適応力・総合的な判断力・確かな実践力を身につけ、多様な価値判断が求められる 21 世紀のグローバル社会に貢献できる人材の養成を目指しています。商学部は、この教育方針を理解し、必要な在籍期間にわたって自ら研鑽を重ね、所定の授業科目単位を修めた学生に対して「学士（商学）」の学位を授与します。

#### ○商学部を卒業するにあたって備えるべき資質・能力

商学部を卒業するにあたって、経営学科、会計学科、商業・貿易学科、金融学科の各専攻にかかわる専門分野の知識を体系的・包括的に理解することが必要です。また、経済や法律に関する知識、人文・社会・自然に関する知識、コミュニケーション能力（外国語運用能力を含む）、情報処理能力、数量的分析スキルなど、専門分野を支える基礎的な能力や関連分野の知識を幅広く、バランスよく身につけることも必要です。21 世紀の社会に貢献するためには、優れた人間性を発揮できるとともに、自らの健康管理を含む自己管理能力、協調性やリーダーシップ、倫理観や社会的責任の自覚、知的好奇心などを持って、主体的に学び続けることのできる生活習慣を身につけることも大切です。商学部の学生には、課外活動を含む学生生活を通じて、卒業までにこれらの資質や能力を備えることを期待します。

#### ○商学部の卒業に必要な学習量と卒業要件

商学部では単位制を採用し、授業科目ごとに単位を定めています。授業科目を履修し、試験に合格した学生に、その授業科目の単位を付与します。商学部には 4 単位、2 単位、1 単位を付与する 3 つのタイプの授業科目が設置されています。各授業科目 1 回につき所定の時間を予習・復習に充てる必要があり、商学部を卒業するためには、各学科の必修単位数を満たした上で、合計 136 単位以上の修得が必要です。

このように養成する人材像や卒業にあたって備えるべき資質・能力、必要な学習量等を学位授与の方針として明文化し公表することで、学部としての教育方針に統一性を与え、その内容を教職員・学生がともに共有できる体制を整えている。（資料 4(1)-1-14⑤）

## ○ 理工学部

理工学部の教育研究上の目的は学則第 3 条の 2 に「理学並びに工学の分野に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行い、新しい課題への果敢な挑戦力と組織をまとめる

卓越した交渉力を持ち、人類共有の知的資産たる科学技術を継承し、自らの新発見の成果発表を通じて積極的に社会貢献できる人材を養成する」と定めており、課題の解決に向かう能力を身につけようと努力する「知を創造する」人材の育成を教育目標として、新たな時代に対応できる有為な人材の輩出に努めている。また、理系専門分野の世界だけにとらわれることのないように、国際理解や地球環境問題を含めて、幅広い教養と総合的な判断力を持つ人間性の育成にも力を注いでいる。

また、理工学部においては、①理工学部において養成する人材像を明示し、その上で②卒業するにあたって備えるべき資質・能力を獲得しているものとし、③卒業に必要な学習量と卒業要件を満たしていることをもって学位を授与することを方針としている。具体的な学位授与の方針は以下の通り。(資料4(1)-1-14⑥)

#### <学位授与の方針>

##### ○理工学部において養成する人材像

理工学部では、建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」に基づく「実学重視」教育の立場から、理学および工学の分野に関する理論と諸現象についての確実な知識と応用力を身につけ、新しい課題への果敢な挑戦力と組織をまとめる卓越した交渉力を持ち、人類共通の知的資産たる科学技術を継承し、自らの新発見を通じて積極的に社会貢献できる人材を養成します。その意味するところは、科学技術分野の諸課題、並びに現代社会が抱える複雑な課題に対して、自ら取り組むべき問題を明確化し、積極的に問題解決に向かい、適切な解決策を見出すこと、そしてそのような能力を獲得しようとする姿勢を持ち続けることのできる人材の養成です。

各学科の養成する人材像は次の通りです。

- ・数学科：数学における主要な分野である代数学、幾何学、解析学、統計科学、計算科学等の基礎を習得して数理の世界を探究する中で、自力で問題を定式化し、新たな知見を創り出す学識と応用力を養い、現代科学技術を支える数理的素養と応用力を有する人材を養成します。
- ・物理学科：普遍的な自然観を身につけ、未知のものに対しても勇気をもって論理的に取り組むことができる、探求心にあふれた人材を養成します。
- ・都市環境学科：安全・利便・快適かつ景観に優れ、そして持続可能な生活環境を市民とともに創造し、豊かな環境・文化を次世代につなげる仕事を担う人材を養成します。
- ・精密機械工学科：ナノスケールの現象の分析、計測・制御からシステム全体の設計までを通じて、国際人としての幅広い視野、ものごとへの強い目的意識、そして論理的な主張方法を身につけた、先端技術の開拓に貢献できる人材を養成します。
- ・電気電子情報通信工学科：より快適な生活基盤技術として不可欠になっている電気・電子・情報・通信技術を生み出し、社会提供し、維持する様々な業界での職場で、実践と経験を通して、常に、自学習で、持てる知識と能力を、より幅広く、より深く、内容充実することを心がけ、最新の持てる知識と能力を駆使し、協働的環境のなかでも、互いに知恵を出し合って、創発力の発揮に努め、先導的に活動することができる人材を養成します。
- ・応用化学科：原子・分子のレベルのミクロな視点と現実問題のマクロな視点とを持つことで、アカデミックな探究心と実社会での問題解決、対策の策定が可能な人材を養成します。
- ・経営システム工学科：問題を自ら発見し、解決するための仕組みの企画・設計・運用・評価・改善を通じて、顧客価値の創造と組織運営の最適化・効率化を実践できる人材を養成します。
- ・情報工学科：情報分野の幅広い業種にわたりミドル～トップマネジメントの担い手となるため、専門性と共に広範な基礎知識を身に付け、夢の実現に向けて学び挑戦し続ける心と、研究活動や学会での研究発表等を通じて培ったコミュニケーション力とを備え、集団および社会における自らの役割を常に意識し、正しい倫理観をもって行動する知性的な人材を養成します。
- ・生命科学科：道徳心に富み、かつ、人類が直面する地球・社会・個人レベルの諸問題を生命科学の観点から正確に把握できるのみならず、その対処案を提案できる研究者および幅広い人材を養成します。
- ・人間総合理工学科：人間をキーワードとした諸科学分野の習得を通じて複眼的な視野を身につ

けるとともに、高いコミュニケーション能力を備えた豊かな国際性を育み、それらを自身の人間力として生かすことで、21世紀の社会が抱える諸問題を世界規模で解決できる人材を養成します。

○理工学部を卒業するにあたって備えるべき資質・能力

理工学部を卒業するにあたり、次の7つの資質・能力を獲得しているものとします。

- ・コミュニケーション力：相手を理解したうえで、説明の方法を工夫しながら、自分の意見や考えをわかりやすく伝え、十分な理解を得ることができる。
- ・問題解決力：自ら問題を発見し、解決策を立て、実行できる。実行結果は検証し、計画の見直しや次の計画に反映することができる。
- ・知識獲得力：深く広く情報収集に努め、取捨選択した上で、知識やノウハウを習得し、関連付けて活用することができる。
- ・組織的行動能力：チーム、組織の目標を達成するために何をすべきか客観的に考え、適切な判断を下し、当事者意識をもって行動できる。その際、他者とお互いの意見を尊重し、信頼関係を築くような行動がとれる。
- ・創造力：知的好奇心を発揮して様々な専門内外のことに関心をもち、それらから着想を得て今までになかった新しいアイデアを発想することができる。その際、関連法令を遵守し、倫理観を持って技術者が社会に対して負っている責任を果たすことができる。
- ・自己実現力：自らを高めるため、常に新しい目標を求め、その達成のために道筋を考え、努力する。その際、自己管理と改善のための工夫を怠らない。

・専門性

数学科：数学の専門知識と数理的素養を有して、さまざまな分野における問題の論理構造を明らかにし、説明できる。

物理学科：物理学の専門知識を応用し、自分が興味を持った自然現象の追求・解明に主体的に取り組むことができる。

都市環境学科：都市環境学についての知識を有し、全体最適化を図りつつ、様々な課題を分析・評価し、解決のためのプロジェクトに応用できる。

精密機械工学科：広い知識と経験をもとに、境界領域をまたがる専門知識を有し、全世界的な視野を生かして、社会に役立つ精密機械システムの設計・開発を通して総合的に問題解決を検討できる。

電気電子情報通信工学科：当該工学分野の知識と応用力を広く、深く有し、それらの中核とし、相応の人間力も活用し、経済性や環境などの複合的な制約条件下で、ほぼ全体を見通した構想の基に、互いに知恵を出し合って、創発力の発揮に努め、複合的に絡み合う課題のほぼ検討に値する解決策や解を導き出すことができ、特定の需要に合ったシステム、構成要素又は工程を設計することができる。

応用化学科：専門知識を有し、化学物質の生成・分析・評価に活用し、新しい化学物質生成の多面的なアイデア又は複数の要因が考えられる複雑な問題に対する解決策を見出し、その成果を発表できる。

経営システム工学科：専門知識について理解し、汎用的手法を統合し、人、資金、設備、情報などの経営資源のマネジメントに応用できる、あるいは他者に説明できる。

情報工学科：専門知識を体系的に理解し、専門性の高い情報の理解と正確性の判断をして自らの主張を行うことができる。一定基準以上の緻密さや正確さをもった作業を行うことができる。

生命科学科：専門知識を有し、柔軟な発想で生命現象を深く探求し、その成果を新たな発見や提言として発信でき、社会教育にも貢献すると共に、環境と安全に考慮しつつ、食糧・燃料の生産、医薬等の開発、生態系管理・自然再生へと展開できる。

人間総合理工学科：人間をキーワードとした広範な分野の基礎的専門知識と豊かな国際性を生かし、様々な科学・技術分野における個々の課題に対して、異分野間の円滑なコミュニケーションの要となつて、問題解決に当たることができる。

○理工学部の卒業に必要な学習量と卒業要件

理工学部を卒業し、学士の学位を取得するための学習量と修了要件は次の通りとします。

- ・理工学部に4年間在籍すること。ただし、数学科では、中央大学大学院理工学研究科数学専攻博士前期課程への進学を前提として、審査に合格した場合には3年で卒業することを認める早期卒業制度を実施しています。
- ・外国語教育科目1群・2群、総合教育科目1群・2群・3群、専門教育科目のそれぞれと、それら全体について、学科ごとに定められた卒業に必要な最低修得単位数を修得していること。

## ○ 文学部

文学部では、幅広い教養と各専攻における専門的知識を兼ね備え、「人を読み解く力」を備えた人材を育成することを教育目標としている。そして、各専攻における教育目標の下で行われる高度な専門教育と、学部全体の目標に関わる幅広い教養のための広汎な分野の教育とが両輪となって、多様な社会に対応しうる人材の養成を行う仕組みとなっている。また、学部の教育理念及び教育目標を踏まえ、学位授与の方針を次の通り設定している。(資料4(1)-1-14⑦)

### <学位授与の方針>

#### ○文学部において養成する人材像

文学部は、人文科学及び社会科学の諸分野に関する教育と研究を行い、専門の教育における知的訓練を経て得られた学識と広汎な分野の教育から得られた幅広い教養を持ち、多様な社会に対応し得る人材を養成することを目的とします。文学部の学問は人間、社会、言語、文化についての素養、つまり「人を読み解く力」を備えた人材を育成する「実学」です。この学部全体の目的の下、幅広い教養と、各専攻における専門的知識を兼ね備えた人材を育成します。多様な社会に柔軟に、また専門的知識によって対応しうる人材が育つことを期待します。

#### ○文学部を卒業するにあたって備えるべき資質・能力

文学部の卒業にあたっては、以下のような能力が要求されます。

##### ・専門的知識

専攻科目群の履修により、各専門分野において、情報を収集する力、情報を分析する力、自ら判断する力を身につけます。

##### ・幅広い教養

初年次教育科目、特別教養科目、健康・スポーツ科目の履修により、さまざまな分野の学問を総合的・有機的に結びつける基礎を身につけます。

##### ・コミュニケーション能力

外国語科目を必修とし、基礎的な国際コミュニケーション能力を必須とします。

##### ・自ら学ぶ力

自由選択科目群を利用して、自ら目的意識をもって科目を選択し学ぶ力を身につけます。例えば、専門分野特化型、副専攻をふくむ専攻横断型、FLPなど学部横断型、外国語重視型、教職・学芸員・司書など資格取得型、のような履修の分野を自ら選びます。また、卒業年次においては、卒業論文あるいはそれに相当する課題を課します。これにより、自らテーマを立て、自ら情報を集め、自ら判断する力を身につけます。

#### ○文学部の卒業に必要な学習量と卒業要件

文学部における「幅広い教養」と、「専門的な知識」の二本柱に基づき、以下のような学習を要求します。

文学部の学生は、所定の期間在学し、各専攻の所定のカリキュラムを習得し、126単位を習得します。うち、30単位は自由選択科目として、所属以外の専攻科目、外国語科目、他学部の科目などを履修することができます。また、認定留学と交換留学は30単位まで換算することができます。外国語科目の単位数については、各専攻の定めるところによります。「大学生の基礎」科目、外国語、体育は必修とします。ゼミナールまたは専門演習は必修とします。

さらに、卒業にあたっては、各専攻所定の卒業論文、またはそれに相当する課題を提出することを必須とします。教員の指導のもと、独自に、また、チームとして、課題を決定し、調査・考察を行い、執筆・課題作成を行いません。

## ○ 総合政策学部

総合政策学部の理念・目的は『政策と文化の融合』の理念の下にグローバルな時代に必要とされる高度な知識を持ち、多様な文化的背景を理解して現代社会が抱える諸問題を解決し、より良い社会を構築しうる人材を養成することである。これらの実現のため、総合政策学部では教育目標を以下の通り定めている。(資料4(1)-1-7 pp.1-2)

- ・人類の知的活動の全領域（人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその他の関連

諸分野)を視野に入れた総合的な学びによって諸学問の相互の関係を把握し、人類社会の秩序とそれが内包する文化・価値の多様性をマクロ、ミクロの視点から把握することのできる思考力を育てる。

- ・人間存在に対する深い理解を基礎にして、人類の厚生に資する政策の実現を図ることのできる人材を育てる。
- ・人類相互理解・協業・知の共有を促進することのできる国際性とデジタル化社会におけるコミュニケーション能力を育てる。

また、学位授与の方針については、教育目標を基盤として以下の通り明文化し、その中で総合政策学部を卒業するにあたって備えるべき資質・能力や卒業に必要な学習量と卒業要件を示すことで、学部における学修を通じて獲得することが期待される成果や学生の到達点を明示している。(資料4(1)-1-14⑧)

#### <学位授与の方針>

##### ○総合政策学部が養成する人材像

グローバル化が急速に進む今日、人類の存在にかかわる諸問題は複雑に関連し、どのように対処するかが問われています。いずれの問題も人類の営みが総体として反映された結果によって生じたものであるため、個別専門分野のみからのアプローチでは、問題の一側面しか見ていないことになり、真の解決をもたらすことができないばかりか、大きな副作用を生んで事態を一層の混迷に落とし込むことになりかねません。問題の背後で複雑に絡み合っている様々な要因の関係性を全て明らかにするためには、広範な知識の体系と強靱な思考力が必要であり、すべての国の人々との協働を可能にし、それを推進するための十分なコミュニケーション能力が不可欠となっています。

こうした現代社会の要請を背景として、本学部は専門分野横断的に科学と人文の知の統合を通して、複合的問題の解決を可能にする「統合的実践知」の教育を行い、併せて国際的合意を形成する上で必要な共通言語を身につけさせるプログラムの提供を通して、人類の課題に果敢に挑戦し国際的に活躍できる人材、すなわち建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」を体現する人材を養成します。

- ・多分野にわたる統合的で実践的な知を有し、物事を多面的総合的に捉える能力を持ち、不屈の精神をもって人類社会の抱える問題の解決に努力する人
- ・論理的な思考力・記述力、自らの考えを発信することのできる表現能力、世界の人々との協業に欠かすことのできないコミュニケーション能力を具え、人類の厚生に貢献できる人
- ・高い外国語運用能力を持ち、国際的にリーダーシップを発揮できる人
- ・異文化を理解し、多様性を尊重し、人間としての価値を尊重できる人

##### ○総合政策学部を卒業するにあたって備えるべき資質・能力

卒業・修了するにあたって以下の資質・能力を備えていることを求めています。

- ・人間と人間の歴史に対する深い洞察力と高潔な倫理観、社会への献身性
- ・国際的協働を可能にする多元価値の受容性
- ・多分野にわたる専門知に根差した創造的思考力と問題発見・解決能力
- ・数理的方法論に基づく分析・総合力
- ・言語運用能力に基づくコミュニケーション能力、ファシリテーション能力

##### ○総合政策学部の卒業に必要な学習量と卒業要件

本学部では「基礎科目群」から50単位以上、「基幹科目群」「応用科目群」「インターンシップ」から50単位以上で、合計126単位を卒業要件として修得した学生に学士(総合政策)を授与します。2単位は授業に予習・復習を加えて90時間の学修に対して与えられます。総合政策学部では分野横断的に専門基礎のコア科目を修得したうえで専門科目の学修へ進むことで、他分野との関連を意識した深い専門性を身につけることを目指しているため、基礎教育科目群の修得単位数が相対的に多くなっています。これは現代社会の複雑さ、課題の複合的性格を正しく理解する上で必要な知識領域をカバーするためであり、21世紀型の新しい教養教育としてのMultidisciplinaryアプローチの帰結です。

##### 1. 基礎教育

学部の理念を具現する多分野の専門基礎科目群と基礎演習、総合政策概論の導入科目に加えて、外国語科目(英語14単位必修、英語以外の外国語10単位必修(国際政策文化学科))、情報教育科

目（2単位必修）、数理教育科目、スポーツ・健康教育科目を合わせて50単位が修了要件です。

## 2. 基幹教育

基礎教育科目群と連携した専門科目群を「マネジメント・ポリシーサイエンス」、「文化・地域」の2分野に大別して設置しています。学生は所属する学科で指定される分野を主分野として24単位以上の修得を行い、所属学科以外の分野を「副分野」として学習し、合計50単位が修了要件となります。政策科学科プロフェッショナルコースの学生は「プロフェッショナルコース」を主分野とし36単位以上修得し、さらに、「マネジメント・ポリシーサイエンス」、「文化・地域」から副分野を選択し、14単位以上の修得が修了条件です。

## 3. 応用教育

「事例研究（演習）Ⅰ、Ⅱ」12単位が修了要件です。

## 4. Challengers' Program

科学と人文学にわたる諸学問の基礎と専門のコースが英語で提供され、プログラムに登録することが必要です。30単位を修了条件として修了証を授与します。

単位認定方法は科目ごとにシラバスに明示され、卒業認定は各担当教員から出された成績を総合して教授会で行います。

## ○ 法学研究科

法学研究科においては大学院学則第4条の5に定める教育研究上の目的の下、高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材、具体的には、グローバル化した現代社会の中で複雑化した社会現象や諸問題を把握するためにグローバルな視点に立って法学・政治学及びその関連諸分野の専門知識を生かすことができる複眼的な視点をもった人材を養成することを教育目標としている。

また、法学研究科では、教育研究上の目的を援用しながら学位授与の方針を明示しており、整合性を担保している。また、学位授与の方針において、具体的な人材養成像や修了にあたって備えるべき資質・能力、学習量・修了要件を掲げて、容易に理解できるようにしている。具体的な内容は以下の通りである。（資料4(1)-1-14⑨）

### <学位授与の方針>

#### ○法学研究科において養成する人材像

法学研究科は、「實地應用ノ素ヲ養フ」教育の精神を継承し、法学・政治学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかわる高度な教育・研究指導を行うことにより、高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成することを目的としています。

#### ○法学研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力

法学研究科は、グローバル化した現代社会のなかで、高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成しようとしています。すなわち、グローバル化した現代社会のなかで、複雑化した社会現象や諸問題を把握するために、グローバルな視点に立って法学・政治学及びその関連諸分野の専門知識を生かすことができる複眼的な視点をもった人材を養成することです。具体的には、法学研究科での教育・研究指導を通じて、複雑な社会現象を読み解く論理的思考力を、また現代社会がかかえる諸問題や諸課題を発見しその解決案を論文という形で提示できる能力を、そして比較研究という点から外国語の文献を読みこなすことのできる能力を、それぞれ修得させることにあります。

#### ○法学研究科の修了に必要な学習量と修了要件

博士前期課程では、所属専攻の講義科目及び演習科目と全専攻共通の講義科目から32単位以上の修得が求められます。ここでいう単位は、1学年を前期と後期に分割し、各期において週1回の授業によって実施される科目を2単位と位置づけ、前期・後期を通じて実施される場合はこれを4単位として構成しています。ここで単位を修得するに必要とされる学修量は、予習・復習といったことを前提としたうえでの学修量、となりますが、履修時における当該分野の知識量や専門分野の

知見の深淺、そして、個々の学生の目指す研究目的とその水準に応じて適切に担当教員を通じて管理されることとなります。各専攻で設置されている講義科目及び演習科目では専門分野の知識の修得とその応用展開を可能にすることを追求し、全専攻共通の講義科目では広く豊かな学識を養うため法学・政治学分野の哲学、歴史、理論の知識を得ることになります。併せて、自らの専門分野について指導教授などの研究指導のもと、独力で研究を行う基礎的研究能力を養い、その結果として修士論文の審査及び最終試験に合格することが修了の要件となります。

博士後期課程では、所属専攻の講義科目8単位を修得する必要があります。この講義科目は、博士前期課程の専門科目をより発展・深化させたもので、専門分野の研究を独力で行うための基礎力を養います。併せて、博士前期課程で培った基礎的研究能力を指導教授の研究指導のもとでより伸張させながら、先行研究事例を尊重しより発展させる視点、そして今までにない新たな視点と知見を独力で提示することができる研究能力を身につけ、その結果として博士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件となります。

## ○ 経済学研究科

経済学研究科では、「経済学及びその関連分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動、その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成すること」を教育の目標として掲げ、その教育目標の柱を、「次世代を担う研究者の養成」及び「行政の場での政策立案・遂行能力、国際的な思考能力、実践的なビジネス感覚などを備えた『高度専門職業人』の養成」とし、以下に示す学位授与の方針を掲げている。

### <学位授与の方針>

#### ○経済学研究科において養成する人材像

経済学研究科では、「経済学及びその関連分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動、その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成すること」を教育・研究目標として学則に掲げ、研究者及び高度専門職業人の養成を目指しています。

次世代を担う研究者の養成は、経済学研究科が創設以来主眼としてきた教育目標です。特に経済学研究科における2001年度改革以来重視し実践してきたことは、博士号取得を前提とした博士前期課程と博士後期課程の一貫教育です。これにより毎年数名の博士号取得者を国内外に送り出しています。彼らの多くは既に日本のみならず、中国、韓国等の大学教員やシンクタンクの専門研究員等の職を得て活躍しているばかりでなく、母校中央大学の研究教育と連携した研究教育活動を多面的、国際的に展開するようになってきました。今後はこのポリシーを一層強化し、国内外のアカデミズムをリードできる人材をより多く輩出できるよう努めたいと考えています。

経済学研究科は、行政の場での政策立案・遂行能力、国際的な思考能力、実践的なビジネス感覚などを備えた「高度専門職業人」の養成をもう1つの教育目標の柱としています。そのため経済学研究科における2006年度改革で、博士前期課程に「高度専門職業人」養成を主目的とする、将来の職業に応じた履修プログラムを3コースに分けて設置しました。既に、種々の行政機関、ビジネスの現場、国際機関等において、高度専門職業人として活躍する人が多く出てきていますが、今後こうした高度専門職業人を一層多く輩出できるよう、教育体制の強化を図っていきたいと考えています。

#### ○経済学研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力

修士論文と博士論文を完成することが大学院の目標ですが、その前提としていずれの場合にもミクロ経済学、マクロ経済学、計量経済学等の基礎学力が不可欠であり、それらの修得が不十分な他大学出身者や留学生等にも支援を強化しています。

#### <修士号取得の場合>

学位論文としては、修士論文も博士論文と同様の要件を満たす必要がありますが、博士号取得に比べて修士号取得の基準が少し緩和されています。特に経済学研究科の修士号は、高度専門職業人の体系的な養成の結果に対して授与するものでありますから、将来のキャリア形成につながる履修プログラムによって幅広い専門知識を修得し、かつそれを修士論文に結実させることが求められます。

博士前期課程のカリキュラムでは、各専門分野における基本的知識と理論を半年単位の講義科目で学修し、その学修の成果をベースとして指導教授が主として担当する通年にわたる演習科目

を通じて、専門分野における研究を進めることとなります。すでに述べた養成する人材像にある通り、経済学とその関連する分野の広い基礎的知識を確実に修得することが求められ、そのうえで専門分野における自己の探求する研究分野における研究手法に立脚した、研究成果の発現ができる能力と資質を身につけることが必要です。

《博士号取得の場合》

博士後期課程における研究指導の中心は、博士学位論文を作成して課程博士号を取得することにあります。そのための能力と資質を獲得できるように個別指導が行われるとともに、その基礎固めとして講義科目である特殊研究の履修を義務付けています。

経済学研究科では、学位論文（修士論文と博士論文の両方を含む）の構成要素としてオリジナリティ、体系的、論理性等が不可欠だとの共通認識の下に学位審査を行っています。とりわけオリジナリティは学位論文の死命を制するものであるだけに、それを明確に打ち出す能力が求められます。そのためには、研究テーマに関わる国内外の先行研究をきちんとサーベイできる基礎学力と専門知識が不可欠であり、さらには先行研究を超えた新たな知見を加える洞察力と分析力が求められます。

分野別で見ると、理論分野では経済現象の抽象的理論化力、モデル構築力、高等数学を使った論証能力等が求められます。応用実証分野では、新資料発掘能力、資料解読能力、計量経済学による分析能力等が求められます。経済史、経済思想史等の歴史分野では、新資料発掘能力、資料解析能力等が求められます。

これらの諸能力を着実に身につけるだけでなく、それらを外部において発表する積極性が求められます。そこで博士後期課程では、学生による学会・研究会発表や学術誌掲載論文作成の支援を目的とした研究指導が行われます。これらの発表や諸論文は学位論文の中核となりますので、学生はこうした研究成果を毎年確実に公表できるように、地道ながらも着実な研究活動続ける必要があります。

○経済学研究科の修了に必要な学習量と修了要件

《修士号取得の場合》

「修士論文」は、演習の授業での発表や教授からの個人的指導により計画的に執筆されていきます。学生は自己のキャリアデザインに向けて、該当する履修プログラムを参考に体系的、効率的に修了要件である 32 単位を履修し、かつその知識が「修士論文」に結実するように努力しなければなりません。そのため、博士前期課程では、高度専門職業人の養成を主な目的とする 3 つのコースの中に、複数の代表的履修プログラムを設定しています。

- ・経済学コース（経済理論、データ分析の理論と手段、歴史、応用的諸課題を研究するコース）の代表的履修プログラム 5 つ
- ・国際経済コース（国際金融・財務活動、銀行・証券業務、国際ビジネス、経済開発・国際協力等を志向する人のためのコース）の代表的履修プログラム 4 つ
- ・公共・地域経済コース（伝統的な経済学をベースに、特に市場機構の失敗を補完する公共的な諸施策を目指す課題研究を行うコース）の代表的履修プログラム 6 つ

《博士号取得の場合》

実質的に博士前期課程と博士後期課程を接続し、極力、博士後期課程の標準修業年限の 3 年を目標として、博士学位を取得できるようステップアップ式指導体制を取っています。この指導体制のもとでは、学生は、先ず自分の専門分野における、より高度な専門知識の獲得と、独力で研究する技法などを学ぶために講義科目である「特殊研究」を履修しなければなりません。この「特殊研究」の履修と並行して数年間にわたり指導教授から、研究指導を受けながら、自己の専門とする分野における新たな地平を開くべく目指します。

具体的には、以下のようなステップアップを経ることとなるでしょう。

【博士前期課程】

博士後期課程進学希望者に、経済理論及び計量分析の基礎能力の鍛錬をさせた上で、博士論文に発展できるように修士論文指導を行っています。

【博士後期課程】

- ・学生に毎年「研究計画書」、「研究経過報告」を提出させ、それをチェックしながら、演習、経済研究所の研究会、ドクター報告会で発表させる形で論文指導を行い、さらに学会での報告、学会誌や『大学院研究年報』等への投稿等で研究実績を蓄積させます。
- ・2年時以降博士学位候補資格制度による資格審査を行い、合格者を博士学位候補者（キャンディデイト）に認定し、博士学位請求論文提出資格を与えます。
- ・準修業年限の3年を目標に、「経済研究科学位請求論文の書き方」に則り、博士学位請求論文を完成し提出します。

- ・指導教授を中心に、博士学位請求論文の執筆内容をチェックし、問題点の修正を行うよう指導します。
- ・修正済み博士学位請求論文について、審査委員会で最終審査を行います。
- ・審査委員会からの審査結果報告（合格）を受けて、経済学研究科委員会で博士学位授与の可否を投票により決定します。

以上の通り、博士前期課程の学位授与の方針は、教育課程における学修を通じて、経済学とその関連する分野の広い基礎的知識を確実に修得することを求め、その上で専門分野において自己の探求する研究分野における研究手法に立脚した研究成果の発現ができる能力と資質を身につけ、かつそれを修士論文に結実させることを求めるなど、高度専門職業人の体系的な養成の結果に対して修士学位を授与するものとなっており、教育目標との整合を図っている。また、博士後期課程の学位授与の方針については、学位論文の構成要素として、オリジナリティ、体系性、論理性等が不可欠との共通認識の下、それを明確に打ち出す能力を求め、学位論文の審査を通じて研究者として研究テーマに関わる国内外の先行研究をサーベイできる基礎学力と専門知識、さらには先行研究を越えた新たな知見を加える洞察力と分析力を有する者に学位を授与することとしており、教育目標との整合は十分に図られているといえる。（資料4(1)-1-14⑩）

#### ○ 商学研究科

商学研究科の目的は、大学院学則第4条の5において、「商学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者の育成及び優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を育成する」と定めている。

また、商学研究科では、以下の通り学位授与の方針を策定し、研究科の掲げる教育目標の下で養成する人材像や学生が課程修了時に備えているべき資質・能力を示している。（資料4(1)-1-14⑩）

#### <学位授与の方針>

##### ○商学研究科において養成する人材像

商学研究科では、教育研究上の目的等として、中央大学大学院学則にも規定しているとおり、「商学及びその関連諸分野に関する理論並びに実務にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者の育成及び優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。」を基礎とし、経営、会計、商業、金融、経済の5つの専攻分野について、アカデミックな世界で活躍できる能力を総合的に身につけ大学教員や研究機関の研究員として活躍する人材、会計や税務関係などの専門知識と応用理論を修得することで公認会計士や税理士として活躍する人材、専門的な知識と実践的応用力を身につけてビジネスパーソンとして活躍する人材を養成します。

研究者の養成及び高度専門職業人の育成は、本研究科が創設以来掲げている教育目標であり、これまでも国内外の大学教員、研究機関の研究員、公認会計士や税理士などの高度専門職業人を輩出しています。今後はこのポリシーを一層強化し、国内外のアカデミズムをリードできる人材をより多く輩出できるよう努めていきます。

##### ○商学研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力

前述の養成する人材像に対応して、本研究科博士前期課程は研究コース、ビジネスコースの2つのコースを置いています。

博士後期課程への進学を想定した研究コースでは、商学分野の各専門領域についての専門知識のみでなく、それを相対化しうる社会に関する幅広い総合的知識、課題（テーマ）を設定する獨創性、そのために必要な語学能力や統計処理能力などが必要となります。ビジネスコースでは、グローバルなレベルで専門職業人として自律しうる専門知識とその応用能力、実践的な語学能力、知的リー

ダーとしてチームを主導しうるコミュニケーションスキルや自己管理能力、専門的職業に要請される特別に高い倫理観と社会的な責任能力を身につける必要があります。

博士後期課程では、水準の高い博士学位論文を標準修業年限の3年以内で完成すること目標とし、関連分野の高度な専門的知識に加えて、オリジナリティの高い課題（テーマ）を設定する獨創性、その課題を粘り強く追求する問題解決力、説得力のある学術論文に仕上げるアカデミック・ライティング能力、学会（国際学会を含む）・研究会等で発表するプレゼンテーション能力などの高度な発信力が必要となります。

#### ○商学研究科の修了に必要な学習量と修了要件

博士前期課程の修了要件は、研究コース、ビジネスコースによって異なりますが、原則、博士前期課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することです。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者については、在学する年数を1年とすることが可能です。修士論文の審査は、主査1名及び副査2名以上の3名以上で行います。

授業科目の履修においては、次のとおりの修了要件が付されています。

- ・各コースの授業科目には、〈演習〉と〈講義〉の2種類があります。
- ・原則として、指導教授の講義1科目2単位と、主ゼミナールとして指導教授の「演習Ⅰ」（1年次）4単位、「演習Ⅱ」（2年次）4単位2科目8単位の計3科目10単位を履修しなければなりません。
- ・研究コースは「外国専門書研究」の中から、ビジネスコースは「外国専門書研究」または「実務英語」の中から4単位を選択履修しなければなりません。外国人留学生は、「外国専門書研究」または「実務英語」「日本語専門書研究」から4単位を選択履修しなければなりません。
- ・研究コースの場合は、課程修了に必要な最低履修単位数32単位のうち20単位は、指導教授の講義科目、「主ゼミナール」「副ゼミナール」「研究セミナー」または「導入セミナー」から選択履修しなければなりません。ビジネスコースの場合は、課程修了に必要な最低履修単位数32単位のうち18単位は、講義科目（指導教授の講義科目、「導入セミナー」「ビジネス・プラクティカル・ワークショップ」も含む）から選択履修しなければなりません。
- ・修士論文は、指導教授の研究指導を受けて作成し、原則として2年次に提出します。ビジネスコースについては、修士論文に代わる「特定の課題についての研究の成果」（特定課題研究）の提出も可能です。ただし、ビジネスコースから博士後期課程に進学する場合には、修士論文の提出が義務づけられます。

博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することです。博士論文の審査は、主査1名及び副査2名以上の3名以上で行います。博士論文提出にあたっては、査読論文2本以上の業績を有し、「事前指導・審査委員会」を経て、公開で行われる学位申請最終報告会で発表を行い、博士論文提出の許可を受ける必要があります。授業科目の履修においては、指導教授の担当する「特殊研究Ⅰ」（1年次）、「特殊研究Ⅱ」（2年次）、「特殊研究Ⅲ」（3年次）の計12単位を履修しなければなりません。

#### ○ 理工学研究科

理工学研究科及び各専攻の教育目標を含む教育研究上の目的は、大学院学則第4条の5に「理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」と定められており、履修要項に明示している。

これに基づき、学位授与の方針を以下の通り定めている。（資料4(1)-1-14⑫）

##### <学位授与の方針>

###### ○理工学研究科において養成する人材像

「理工学研究科では、建学の精神『實地應用ノ素ヲ養フ』に基づく『実学重視』教育の立場から、理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成します。その意味するところは、科学技術分野の諸課題、並びに現代社会が抱え

る複雑な課題に対して、新しい視点を持って自ら取り組むべき問題を明確化し、多面的に問題解決へのアプローチを行い、最適な解決策を見出すこと、そしてそのような能力の向上に向けて継続的に努力する姿勢を持つことのできる人材の養成です。また、産業界で働く社会人に対しては、各専攻が関与する専門分野の学習・研究能力向上の機会を提供することで、より高レベルの技術課題解決能力を有する人材を養成します。

各専攻の養成する人材像は次の通りです。

**数学専攻：** 博士前期課程では、現代数学の本質と社会的位置づけに関する学識を持ち、国際社会の要望に応える思考力・問題解決能力を発揮できる、『豊かな学識と確かな教育能力を持った教育者』、『高度情報化社会を支える知的専門職業人』を養成します。博士後期課程では、自立した研究活動を通して現代数学の理論・応用に関する豊かな学識と創造力を培った『創造性豊かな専門的研究者』、『確かな教育・研究能力を持つ大学教員』を養成します。

**物理学専攻：** 先端技術の進歩を意識しながら、基礎知識や基本的な解決方法と解決手順を身につけ、それを実際に応用できる能力を持つ人材を養成します。博士前期課程では、研究機関で活躍できる研究者の養成とともに、民間企業の技術者として有為な人材を育てることに主眼を置き、広い視野と基礎知識を持った問題解決型の人材を養成します。博士後期課程では、大学、公的機関等で活躍できる研究者を養成するとともに、民間企業の高度な専門技術者として有為な人材を養成します。

**都市環境学専攻：** 博士前期課程では、都市環境学分野の知識を深めるとともに、自ら考え問題発見し解明する、真の技術者を養成します。博士後期課程ではさまざまな社会からの要請を積極的に正面から受け止め、問題を構造化し、その解決に向けて一步一步研究に努力していく研究者、技術者としての人材を養成します。

**精密工学専攻：** 博士前期課程では、グローバルな視点をもって精密工学の諸課題の解決に自立して取り組むことのできる人材を養成します。また、快適で安全な社会、資源エネルギー循環型社会等の実現を目指す基盤として精密工学は重要であり、そこで活躍できる人材を養成する。博士後期課程では、グローバルな視点と深い専門性を両立することで、精密工学の諸問題に対する高度な解決能力と後進に対する指導能力を持って研究・開発の第一線で活躍できる研究者・エンジニアを養成します。

**電気電子情報通信工学専攻：** 博士前期課程では、電気・電子・情報通信技術を基盤とする高度化社会における企業、研究機関、研究教育機関等において、職場での実践と経験と自学習により常に持てる知識と応用力を更新させ、駆使し、協働的環境のなかでも互いに知恵を出し合って創発力を発揮し、より先導的に活動することができる人材を養成します。博士後期課程では、専門分野の情報収集・発信能力などを備えた国際レベルの専門家として、自立した活動を行う研究者・技術者を養成します。

**応用化学専攻：** 博士前期課程では、学士課程における化学の基幹分野である無機化学・物理化学・有機化学・化学プロセス工学の高度な専門知識の獲得とともに、機能・物性化学系、環境・プロセス化学系、生命・有機化学系のいずれかの分野の先端的研究を通じて、化学の幅広い分野で活躍できる技術者、研究者を養成します。博士後期課程では、自立した研究者として最先端のテーマについて顕著な研究成果をあげ、国際的に活躍できる研究者、技術者を養成します。

**経営システム工学専攻：** 博士前期課程では、品質経営、環境経営、新製品開発、信頼性・安全性工学、統計工学、理財工学、システム工学、最適化設計、非線形システム論、ヒューマンメディア工学、知能情報学、知能システム工学などの専門分野で指導的な役割を果たすことのできる技術者・研究者を養成します。博士後期課程では、より高度な研究活動を通して、自立して研究を遂行する知識と能力を持つ技術者・研究者を養成します。

**情報工学専攻：** 博士前期課程においては、情報処理分野、情報数理分野、情報システム・ネットワークと情報セキュリティ分野、コンピュータハードウェアの高信頼性設計分野の少なくとも一つ分野から深く課題にアプローチし、問題の発見と整理、解決策の調査・探索、解決策の考案、及び解決策の実施と評価、という一連の過程を行える知識と能力とを身につけた人材を養成します。博士後期課程においては、高度な専門知識、ならびに情報技術が人間・社会に与える影響についての洞察力や幅広い視野をベースに、問題を発見して新しいコンセプトを創出し得る独創性を身につけた人材を養成します。

**情報セキュリティ科学専攻（博士後期課程）：** 情報セキュリティ科学を学問的立場から研究するとともに、基礎研究を推進できる研究者、情報セキュリティの先端的な技術者、そして電子社会システムを立案・運営するための総合的能力を持つ高度な職業人を養成します。

**生命科学専攻：** 日進月歩の発展をしている生命科学の分野に学際的な観点から取り組み、総合的な生物学の素養を生かして多様な社会的場面で未知の問題を自らの発想で解決できる研

究者を養成します。そのためには、コンピュータ解析を含む実験・観察と、自らの実験・観察で得られたデータの解析能力に優れ、論理的結論付けと発展的応用を導けるような人材形成を重視して教育を行います。

○理工学研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力

- ・コミュニケーション力：様々な説明の方法や手段を駆使し、意見の異なる相手との相互理解を得ることができる。
- ・問題解決力：新しい視点を持って自ら問題を発見し、最善の解決策を選択し、計画的に実行できる。その結果を多面的に検証し、計画の見直しや次の計画に反映することができる。
- ・知識獲得力：継続的に深く広く情報収集に努め、取捨選択した上で、知識やノウハウを習得し、関連付け、他者が思いつかない形で活用することができる。
- ・組織的行動能力：チーム、組織の目標を達成するために何をすべきか、関係者の利害を複数の視点から幅広く考慮したうえで適切な判断を下し、自ら進んで行動を起こすだけでなく、目指すべき方向性を示し、他を導くことができる。
- ・創造力：知的好奇心を発揮して様々な専門内外のことに関心をもち、それらから着想を得て科学技術の発達に貢献するような独自のアイデアを発想することができる。その際、関連法令を遵守し、倫理観を持って技術者が社会に対して負っている責任を果たすことができる。
- ・自己実現力：自らを高めるため、常に新しい目標を探しており、見つけるとその達成のために最短の道筋を考えてそれをたどるために努力する。失敗してもあきらめず、繰り返し挑戦する。

・専門性

数学専攻： 数学の専門知識と数理的素養を体系的に有して、鋭い洞察力で、さまざまな分野における問題の論理構造を明らかにし、問題を解決できる。

物理学専攻： 専門知識を応用し、身の回りの自然現象から宇宙の成り立ちに関することまで、幅広く自然現象に興味を持ち追求し、多様性の深層にある普遍性を解明する。その探求の成果を社会に還元できる。

都市環境学専攻： 広さと深さがある知識と経験をもとに、都市環境学についての知識を体系的に有し、持続可能な循環型社会システムの構築を目指し、様々な課題を分析・評価し、全体最適化を図りつつ、解決のためのプロジェクトを実現できる。

精密工学専攻： 広く深い知識と十分な経験をもとに、境界領域をまたがる専門知識を総合的に活用し、全世界的な幅広い視野を生かして、社会に役立ち人にやさしい精密機械システムの新規な設計・開発を通じて大局的な視点から問題解決を先導できる。

電気電子情報通信工学専攻： 当該分野の知識と応用力を広く深く有し、それらを中核に相応の人間力や分野外の関連工学の知識も併せて活用し、経済性や環境などの複合的な制約条件下で、全体を見通した構想の基に互いに知恵を出し合って創発力の発揮に努め、複合的に絡み合う課題の適切な解決策や解を導き出すことや、特定の需要に合ったシステム、構成要素又は工程の適切な設計をすることを、継続的に行うことができる。

応用化学専攻： 広く深い専門知識を体系的に有し、新しい化学物質を生み出すことを基礎として、さまざまな問題に化学の観点から解決策を見出し、その成果を社会に還元できる。

経営システム工学専攻： 広さと深さがある知識と経験をもとに、状況に応じて最適な汎用的手法を統合し、顧客視点で人、資金、設備、情報などの経営資源のマネジメントの最適化ができる、あるいは専門職業人と討論できる。

情報工学専攻： 非常に高度な専門知識を有し、専門知識人対象レベルの情報の理解と正確性の判断をして自らの主張を国内外に発信できる。秀でた工夫により一定基準以上の正確さや緻密さをもった作業を行うことができる。

情報セキュリティ科学専攻： 当該分野の知識と応用力を関連分野にもまたがって広くかつ深く有し、複合的に絡み合う情報セキュリティに関わる技術的・社会的・経済的・法的課題の適切かつ実現性のある解決策を導き出すことができる。その解決策を実現するための構成要素又はシステムの適切な設計を行うことができる。

生命科学専攻： 当該分野の最新の知識を迅速に収集し修得できるのみならず、その知識の拡大・発展の方策を提案できる。過去の知識に囚われることなく自らの実験データの内容を吟味し、そこに含まれる新発見の糸口を見出すことができる。

○理工学研究科の修了に必要な学習量と修了要件

博士課程前期課程を修了し、修士の学位を取得するための学習量と修了要件は次の通りとします。

- ・博士課程前期課程に2年間以上在学すること。ただし、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めたものについては短縮されることがある。
- ・修了に必要な単位となる授業科目を論文研修第一及び第二を含めて30単位以上修得すること。ただし、優れた研究業績を上げて早期に修了する場合は、論文研修第一を含めて30単位以上修

得すること。

- ・2年間に相当する内容の研究を行った成果を論文にまとめ、修士論文の審査および最終試験に合格すること。

博士課程後期課程を修了し、博士の学位を取得するための要件は次の通りとします。

- ・博士課程後期課程に3年間以上在学すること。ただし、研究科委員会が優れた研究業績を上げたものと認めたものについては短縮されることがある。
- ・特殊論文研修Ⅰ（一年次）、特殊論文研修Ⅱ（一年次）、特殊論文研修Ⅲ（二年次）、特殊論文研修Ⅳ（二年次）、特殊論文研修Ⅴ（三年次）、特殊論文研修Ⅵ（三年次）の6科目12単位を修得すること。

ただし、優れた研究業績を上げて早期に修了する場合は、以下の通りとします。

二年半で修了する者は10単位（特殊論文研修Ⅰ～Ⅴ）、

二年で修了する者は8単位（特殊論文研修Ⅰ～Ⅳ）、

一年半で修了する者は6単位（特殊論文研修Ⅰ～Ⅲ）、

一年で修了する者は4単位（特殊論文研修Ⅰ～Ⅱ）

を修得すること。

- ・3年間に相当する内容の高度・先導的な研究を行った成果を論文にまとめ、博士論文の審査および最終試験に合格すること。

## ○ 文学研究科

文学研究科では、「人文科学、社会科学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」（大学院学則第4条の5）との目的に沿いつつ、13専攻それぞれが「人間の内面と社会と歴史をテキスト、データおよび事象を中心に考察する」という研究科の理念をベースとし、「グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養、実践力を身につけた人材の養成」をその教育目標としている。

学位授与の方針については、大学院学則第4条の5に定める教育研究上の目的をはじめ、基本理念、教育目標を援用しながら明示しており、整合性を担保している。また、当該方針においては、具体的な人材養成像、修了にあたって備えるべき資質・能力、学習量・修了要件を掲げている。具体的な内容は以下の通りである。（資料4(1)-1-14⑬）

### <学位授与の方針>

#### ○文学研究科において養成する人材像

中央大学大学院学則には、文学研究科の教育研究上の目的等として、「人文科学、社会科学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかわる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。」と規定しています。

文学研究科では、本大学院の目的及び「人間の内面と社会とテキスト、データおよび事象を中心に考察する」という本研究科の基本理念に基づき、文学、歴史学、哲学、社会学、教育学、心理学など本研究科の扱う広範な学問分野を通じて、人間、社会、歴史、文化などを実践的に読み解く力を有し、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養、実践力を身につけた人材を養成します。

#### ○文学研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力

文学研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力は次のとおりです。

##### ・知的教養

グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養、すなわち、日本および海外の文化を学び、自己の専門分野とその関連する領域の広く豊かな学識。

##### ・論理構築力

研究対象と真摯に向き合い、そこから論理を構築し、その結果出てくる自己の考えや高度な理論を正確に論述し説明する能力。

- ・発信力  
自己の研究成果を学会等での発表、著書や論文を通じて積極的に発信し、世に広く問うていく能力。
- ・実践力  
研究能力および広く豊かな学識を背景に、自己の専門分野や実社会における問題を解決する能力。
- ・独創性  
研究能力および広く豊かな学識を背景に、自己の専門分野や実社会に新しい知見を加えていく能力。

○文学研究科の修了に必要な学習量と修了要件

博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することです。この場合、授業科目の履修について、次のとおりの修了要件を付しています。

(ア) 各専攻の授業科目の中から、指導教授の指導により、選択履修すること。ただし、教育学専攻の学生は「教育研究総合演習(AおよびB)」を、心理学専攻の学生は「心理学基礎理論(IおよびII)」をそれぞれ1年次に履修していること。

(イ) 修了に必要な単位数32単位は、各専攻の授業科目および共通科目の中から選択履修すること。

(ウ) 指導教授が必要と認めた場合は、前項イの規定にかかわらず、12単位を上限に(1)他専攻の授業科目(2)他研究科が聴講を認めた授業科目(3)交流・協力校が聴講を認めた授業科目の中から選択履修することができる。(ただし、「(3)交流・協力校が聴講を認めた授業科目」の単位認定は10単位を限度とする。また、留学中に修得した単位があり、この認定を希望する場合は、「(3)交流・協力校が聴講を認めた授業科目」の単位認定と合わせて10単位を限度とする。)

博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することです。この場合、授業科目の履修においては、次のとおりの修了要件を付しています。

- ・各専攻の授業科目および共通科目の中から、指導教授の指導により、講義16単位を選択履修すること。
- ・指導教授が必要と認めた場合は、(1)他専攻の授業科目(2)他研究科が聴講を認めた授業科目(3)交流・協力校が聴講を認めた授業科目の中から、8単位を選択履修することができる。

○ 総合政策研究科

総合政策研究科では、学問、国家、文化、宗教、産学官の境界等、固定化した既存の境界を越えて人々が行き来するクロスボーダー社会を現状認識の前提として、「政策分析能力に優れ、異文化を理解できる人材を養成」することを教育目標に掲げている。具体的には、博士前期課程においては、人間の文化・社会の複雑な諸問題を深く複眼的に理解し、その問題解決方法を提案できる総合政策能力の形成を、博士後期課程においては、さらに発展的に、総合的な政策対応ができるような高度の専門知識と実践能力の形成を目標としている。

学位授与の方針については、研究科が掲げる教育理念及び教育目標に基づき、①養成する人材像、②修了するにあたって備えるべき資質・能力、③修了に必要な学習量と卒業要件、を明示している。このうち「養成する人材像」の記述内容については、教育理念及び教育目標と、養成する人材像との関係性を具体的に示すことで整合を図っている。具体的な内容については以下に示す通りである。(資料4(1)-1-14⑭)

<学位授与の方針>

○総合政策研究科において養成する人材像

総合政策研究科は、本学建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」に基づく実学教育の下、多様化し複雑化する現代社会における諸問題を自らが発見し、解決に導くことのできる、幅広い視野と実践力を備えた人材の育成を目的としています。具体的には、人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかか

わる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、政策と文化を統合する学問分野を開拓しつつ教育研究活動その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行することのできる、「政策分析能力に優れ、異文化を理解できる人材」を養成します。

養成のための具体的な方法等は、以下の通りです。

- ・既存の専門分野にとらわれず、学問を多方面に組み合わせる学際的なアプローチの研究を行う。
- ・国際的に第一線で活躍できる人材を育成する。(諸外国の大学院博士後期課程への進学、国際機関や国内の政府機関など)
- ・現代社会の問題を理論的に整理し直し、理論的背景を持った政策・意志決定と低減を行う能力を身につける。
- ・企業活動が果たす役割及び技術革新の重要性を認識し、価値の創造をもたらす経営が実践能力を養うことを目指す。
- ・複雑な社会構造を理解し、公正な価値判断を磨き、世界及び日本の状況と情報を理論的に掌握して未来を切り開く意識を構築し、国際貢献を行う。

#### ○総合政策研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力

本研究科では、学問、文化、宗教、国家、また産学官の境界など、固定化した既存の境界を越えて人々が行き来する“クロスボーダー社会”において、文化的視野に基づく法政策、公共政策、経営政策などの「政策研究」を専門分野として活躍できる人材を養成することを目指しています。

そのため、現代社会の諸問題を考察する基礎となる幅広い学問分野を総合的に学び、広い視野から複眼的な理解ができる知識と能力を身に付けることが必要となります。前期課程は、総合政策学部と連携して学際的なアプローチ手法に基づく教育・研究の考え方の基礎と応用および実践を学びます。具体的には、基礎科目群として「研究方法論」、研究発展科目群として「法政と経済」「ビジネス政策」「現代世界」「文明と国家」「アジアの歴史と文化」の5つの研究指導分野を設けています。大学院生は、これら分野の指導教授の下に分野をまたいだ科目を履修しながら総合的な政策分析能力を磨くこととなります。更に、複合的な研究を実践して幅広い思考力を培うために、「演習(総合政策セミナー)Ⅰ(1)~(4)・Ⅱ」や「学術研究」という科目も用意しています。

後期課程は、総合政策という政策と文化を統合する学問分野を開拓しようとする精神を育みながら「実務に基づく問題解決志向的なアプローチ」を採用しているのが特色です。研究指導分野は、「法政策研究」「公共政策研究」「経営政策研究」「歴史文化研究」の4つを設けています。大学院生は、指導教授とともに個別のテーマの研究を深化・体系化し、政策と文化を統合する学問分野の創造にかかわっていきます。博士学位(「総合政策」または「学術」)を取得して、研究者のみならずこれからの新時代を築く人材として広く社会に羽ばたいてもらうことを目的としています。

#### ○総合政策研究科の修了に必要な学習量と卒業要件

修士及び博士の学位授与は、大学院の重要な責務であることを認識し、授与する際には、それぞれの大学院生による研究成果を適切に評価する方針で臨んでいます。修士の学位は、本学大学院前期課程に2年以上在学し、設置されている授業科目のうち、研究基礎科目、研究発展科目、研究応用科目の中から18単位および研究応用科目「演習(総合政策セミナー)Ⅰ(1)~(4)・Ⅱ」12単位の30単位以上を修得の上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に与えられます。博士の学位は、博士課程に5年(博士前期・修士課程を修了した者は2年の在学期間を含む)以上在学し、指導教授の担当する「特殊研究Ⅰ(1年次)」及び「特殊研究Ⅱ(2年次)」の合計8単位を修得の上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して与えられます。

修士学位の授与方針は、指導教授の指導の下、その大学院生の研究が十分な形で展開され、修士論文を完成した者に与えられるというものです。個々の修士論文毎に主査1名(指導教授)、副査2名が5月開催の研究科委員会で決定され、10月実施の修士論文中間発表会を経て提出された修士論文の審査が行われ、年度末の1月下旬から2月初旬に最終試験が実施され、3月開催の研究科委員会で前期課程修了者が決定されます。

博士学位授与に関しては、修士授与よりも、より一層詳細なものとなっています。4月に「研究計画書」を提出し、その後、1月に指導教授の所見とともに、「研究状況報告書」を提出します。さらに2年次以上で、査読付公表論文2本以上を出願資格とする「博士学位候補資格認定試験」を受験し、合格すると「博士学位候補資格」が認定され、博士学位請求論文の提出が可能となります。博士学位請求論文を提出すると、研究科委員会において審査委員が選出され、公聴会と最終試験(口述審査)を受け、研究科委員会で指導教授より審査報告後、投票により、学位授与の決定がなされます。

以上のように、非常に厳格な審査がなされ、指導教授以外の審査委員による審査により、基準も厳密なものとなっています。

## ○ 公共政策研究科

公共政策研究科は、公共分野における高度専門職業人として活躍できる「政策プロフェッショナル」の養成を教育目標としている。学位授与の方針については、以下に示す通りであり、教育目標で掲げる「政策プロフェッショナル」として身に付けるべき資質・能力、求められる学修成果等についても言及しているほか、大学院学則に掲げる研究科の教育・研究上の目的とも整合したものとなっている。(資料4(1)-1-14⑮)

### <学位授与の方針>

#### ○公共政策研究科において養成する人材像

中央大学は建学の精神として「實地應用ノ素ヲ養フ」を掲げ、「質実剛健」、「家族的情味」という学風も持っています。法曹につく者、公務につく者を多く輩出してきた背景にも、実際に学問を社会に役立たせることを学び、地道でありながら、温かい、豊かな人間性あふれる学生を育ててきたことの伝統がいかされています。

本研究科は「公共の政策及びその関連分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、政策的諸問題の解決に資することができる専門的な知見と能力の開発に努めることにより、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、広く公共社会の発展及び公共政策研究の進展に寄与する人材を養成する」ことを目的としています。

加えて、「法曹の中央」といわれているように法政策に卓越することと同時に公共マネジメントにも強く、数ある政策の中から、いま解決を必要とされているものは何かを考え、優先順位をつけて物事の処理にあたる、基本と応用、理論と実践、それぞれの能力を身に付けた「政策プロフェッショナル」を養成することをめざしています。

#### ○公共政策研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力

本研究科は、法政策と公共マネジメントに精通した政策プロフェッショナルにふさわしい、基礎知識と専門知識、応用力と総合力を身につけた人材を輩出することを目的としています。こうした人材育成目的をふまえ、本研究科の定める修了要件をみだし、かつ、学業成績や学位論文(リサーチペーパーでも可)から高い研究能力と広く豊かな学識を有し、公共社会の発展及び公共政策研究の進展に寄与する、高度専門職業人もしくは新しい政策研究者としてふさわしい、問題発見能力、調査・分析力、企画立案能力、交渉・調整力、実行力、プレゼンテーションなどの能力を備えたと認められる者に学位を授与します。

#### ○公共政策研究科の修了に必要な学習量と修了要件

本研究科は、大学院学則における本研究科の人材の養成に関する目的に沿って教育課程を編成しており、修了にあたって必要な単位数として48単位を課し、その中でも基礎科目4単位、展開科目8単位、リサーチプログラム20単位の計32単位を修得することが定められています。また、研究科の学問分野が広いこと、他の研究科と比して必要修得単位数を高く設定しています。

基礎科目は、公共政策についての基礎的な素養と一般公務員も含む各分野の「政策プロフェッショナル」を目指すうえで必要な論理的思考力や基礎的な分析能力が修得できるような学修が必要です。

展開科目は、一般の公務に携わるうえで基本知識を問われる基本的な科目で、一般の公務に必要な専門知識が修得できるような学修が必要です。

リサーチプログラムは、基礎科目、展開科目で学んだ基礎的な素養と各分野の専門知識を各種の政策問題や実際の具体的な状況にあてはめて多角的に考察し、データ解析やモデル分析の応用能力が修得できるような学修が必要となります。

また、修了には修士論文またはリサーチペーパーを執筆し、最終試験に合格する必要があります。

## ○ 戦略経営研究科 (ビジネス科学専攻)

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、教育研究上の目的を専門職大学院学則第4条第3項において、「現代企業が遭遇する課題を解く鍵となる理論及び高度な分析手法について教育・研究を行い、不確実な経営環境においても自ら課題を発見し、その実践的な課題を解決する創造的能力を培うことを目的とする」と謳っており、この目的達成のために、マーケティング、ファイナンス、人的資源管理、経営法務等の研究分野で蓄積された知識を駆使して課題を可視化し、それらの関連図を描くと同時に、「下位戦

略の“総合”に必要な新たなフレームワークの開拓」、「そのフレームワークを用いた個々の創造的テーマ、問題の分析と処方箋の提示」または、「最終的な“総合知見”の獲得を前提とした、各分野における創造的テーマの研究」を行うなど、環境の不確実性の増大に対して、直面する創造的テーマ、問題について高度な分析能力、問題解決能力を持った人材を育成することを教育目標としている。

学位授与の方針は以下の通りである。

#### <学位授与の方針>

##### ○戦略経営研究科（博士後期課程）において養成する人材像

博士後期課程である戦略経営研究科ビジネス科学専攻の学問分野の中心は経営学であり、研究の対象としては、企業や公的機関を含めたマネジメントにかかわる問題を幅広く扱います。実践的で応用性の高い研究に積極的に取り組み、実践の中から得られる知見を理論的に解明すると共に、それらの知識を総合化して実務に応用することに力点が置かれています。

戦略経営研究科博士後期課程の理念は、不確実性の高い経営環境における実践的な問題に対して、経営戦略を中心に関連諸分野の知識を“総合して”対応する創造力と実行力に富んだ高度専門職業人の養成を通じて、それぞれの所属する組織の発展と、経済・社会の持続的発展ならびに新しい文化の創造に貢献することです。

上記の理念は、本学における実学の理念、すなわち「単なる実用技術の習得をもってこと足れりとするものではありません。それは、広い教養と高い知性を兼ね備えたプロフェッショナルの養成であり、建学者たちが品性の陶冶された代言人の養成を創学の目的に掲げた趣意もまさにこの点にある」との趣旨に一致するものです。

その理念の元、理論の体系化を通して、高度な分析能力と実践的な問題の解決を図ることができ総合化能力を持った人材を養成します。

具体的には、

- ・ 高度職業人 企業幹部（法務・財務・総務・人事など）  
企業の意味決定をサポートする専門職（弁護士・会計士・税理士など）
- ・ 実務家研究者（コンサルタント・シンクタンク研究員）
- ・ 専門職大学院の実務家教員

を養成します。

##### ○戦略経営研究科（博士後期課程）を修了するにあたって備えるべき資質・能力

戦略経営研究科博士後期課程は、現代社会が遭遇する課題を解く鍵となる理論及び高度な分析手法について教育・研究を行い、不確実な経営環境においても自ら課題を発見し、その実践的な課題を解決する創造的能力を培うことを目的としています。

3年間の博士後期課程において、企業が事業戦略を考える場合に必要戦略・マーケティング・ファイナンス・人的資源管理・経営法務の一つの分野で深い知見と洞察力を持つと同時に、5つの分野の観点から多面的に考察できる総合力を兼ね備えた「総合的マネジメント力」を涵養します。

戦略経営研究科博士後期課程が想定している「総合的マネジメント」は、基礎的な詳細分析研究と実務に適用できる応用性の高い総合化研究が相互に影響し合いながら、より高度な理論的課題への取り組みと、実践的課題の解決技法の開発を目指すものです。

戦略経営研究科博士後期課程は、現代社会が遭遇する課題を解く鍵となる理論及び高度な分析手法について教育・研究を行い、不確実な経営環境においても自ら課題を発見し、その実践的な課題を解決する創造的能力、すなわち「総合的マネジメント力」を培うことを目的としています。

本博士後期課程が想定している「総合的マネジメント」とは、基礎的な詳細分析研究と実務に適用できる応用性の高い総合化研究が相互に影響し合いながら、より高度な理論的課題への取り組みと、実践的課題の解決技法の開発を目指すものです。

3年間の博士後期課程において、企業が事業戦略を考える場合に必要戦略・マーケティング・ファイナンス・人的資源管理・経営法務の一つの分野で深い知見と洞察力を持つと同時に、5つの分野の観点から多面的に考察できる総合力を兼ね備えた「総合的マネジメント力」を涵養します。

##### ○戦略経営研究科（博士後期課程）の修了に必要な学習量と修了要件

戦略経営研究科博士後期課程の学位は、3年以上在学し、かつ16単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、「博士論文」の審査及び最終試験に合格した者に対して授与します。

「リサーチメソッド」については、いずれか2単位1科目目を選択必修とし、社会人学生の場合、研究・論文作成を行うのに十二分なりサーチ手法を身につけていないケースが多く見られることから、1年次に配当します。

また、「講義（特別研究）」については、いずれか2単位1科目を選択必修としますが、社会人の本務状況を考慮し、特に配当年次の指定は行いません。

ただし、「博士論文」作成にあたっては、標準修業年数（3年）での論文完成を目指すために、1年次から、指導教授の指導により、「研究指導Ⅰ」（1年次配当）、「研究指導Ⅱ」（2年次配当）、「研究指導Ⅲ」（3年次配当）の3科目12単位を履修しなければなりません。

なお、標準修業年限（3年）で修了を予定する学生の研究指導については、入学後に論文テーマ発表を行い、1年次修了時にサーベイ論文発表を行います。その後、課程博士学位候補資格認定試験を課し、審査に合格し認定を受けた者が「博士論文」を作成し、提出することができます。

ただし、課程博士学位候補資格の認定を受けるためには、研究業績に関する出願条件を満たしていなければなりません。なお、戦略経営研究科博士後期課程で、研究が中心となることから、履修科目の年間登録上限及び他大学における授業科目の履修等の制度は設けません。

このように大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の学位授与の方針においては、企業が事業戦略を考える場合に必要な戦略・マーケティング・ファイナンス・人的資源管理・経営法務の一つの分野で深い知見と洞察力を持つと同時に、5つの分野の観点から多面的に考察できる総合力を兼ね備えた「総合的マネジメント力」を涵養することを目的とし、あわせて、「総合的マネジメント」とは基礎的な詳細分析研究と実務に適用できる応用性の高い総合化研究が相互に影響し合いながら、より高度な理論的課題への取組みと、実践的課題の解決技法の開発を目指すものであることを掲げており、「環境の不確実性の増大に対して、直面する創造的テーマ、問題について高度な分析能力、問題解決能力を持った人材を育成すること」という教育目標と合致している。（資料4(1)-1-14②）

## 2. 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

○ 大学全体

### <学士課程>

本学では、大学の理念・目的、教育目標及び人材養成の目的を踏まえながら、これまで脈々と培ってきた各学部における人材養成目的及びその他の教育研究上の目的を「教育研究上の目的」として学則に明文化しており、これを踏まえた「学位授与の方針」を学部単位で設定している。本学では、学位授与の方針の設定に併せて、これを具現する上で必要かつ適切な教育を提供するための「教育課程編成・実施の方針」を設定し、Webサイトや履修要項を通じて公開することで、教職員・学生の認識の共有化を図るとともに、学則に定める教育研究上の目的の具現と、これを裏付ける学位を修得するにあたって提供する教育の質の保証に努めているところである。そのため、各学部において設定する教育課程編成・実施の方針については、本学としての教育目標及び学位授与の方針と密接な関連性を有したものとなっており、その整合は十分に図られている。

なお、学則に定める各学部の人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的、教育目標等との関連性、教育課程編成・実施の方針の具体的な内容等についての詳細は、各学部に係る記述をご参照いただきたい。

### <修士・博士課程>

前述の通り、各研究科においては、研究科単位で「学位授与の方針」を策定し、これを具現する上で必要かつ適切な教育研究を提供するための「教育課程編成・実施の方針」についてもあわせて策定を行っている。これらの方針の策定にあたっては、各研究科が

掲げる教育研究上の目的及び教育目標を踏まえつつ、本学での教育を通じて獲得する学習成果を前面におくという観点から、まず学位授与の方針を設定し、その内容と十分な整合を図りながら教育課程編成・実施の方針を設定するという手法を用いることにより、教育目標及び教育活動に関する各方針との有機的な連動や整合性を図っている。

なお、各研究科が定める教育課程編成・実施の方針の具体的な内容については、各研究科に係る記述をご参照いただきたい。

## ○ 法学部

教育課程編成・実施の方針については、学位授与の方針、入学者受け入れの方針と連動するかたちで以下の通り策定している。(資料4(1)-1-14②)

### <教育課程編成・実施の方針>

#### ①法学部において展開するカリキュラムの基本方針・構成

法学部のカリキュラムは、大きくは専門教育科目と外国語科目に区分されます。専門教育科目はそれぞれの学科に関する専門科目の他に、総合教育科目、演習科目に分かれています。外国語科目では、基本的な語学力、コミュニケーション力を、総合教育科目においては、広く深い教養を、そして専門科目により、それぞれの学科に関する専門的知識と思考力を身につけられるようになっていきます。

法律学科と政治学科では、卒業後の進路を見据えた学修・科目履修を促すために、専門科目についてコース制を採用しています。法律学科には、法律専門職を目指す人のための法曹コース、公務員を目指す人のための公共法務コース、民間企業への就職を目指す人のための企業コースが設けられています。政治学科には、広く国や自治体の政策に関心を持ち、公務員をめざすための公共政策コース、地域の経営やまちづくりに関心のある学生のための地域創造コース、国際機関で活躍する国際公務員や広く国や民間での国際的な仕事につきたい人のための国際政治コース、ジャーナリストの他、マスコミ、出版や広報を含む情報産業で活躍したい人のためのメディア政治コースが設けられています。1年次に共通のカリキュラムで学修し自身の適性や希望を見極めた上で、1年次終了時にコース選択を行い、2年次から各コースに分かれます。

国際企業関係法学科では、コース制は採っていませんが、体系的に国家相互間の関係を対象とする国際法学を中心とする学修と、企業活動の国際的側面を対象とする国際民事法学を中心とする学修とを、それぞれ体系的に履修できるカリキュラムを設置しています。

## ○ 法学部通信教育課程

法学部の掲げる理念・目的に基づき、通信教育課程として、教育課程編成・実施の方針を設定している。具体的な内容は以下の通りである。(資料4(1)-1-14③)

### <教育課程編成・実施の方針>

#### ①法学部通信教育課程において展開するカリキュラムの基本方針・構成

法学部通信教育課程のカリキュラムは、大きく、①法律専門科目(第1群から第4群で88単位必修)と、②それ以外の科目(第5群から第10群で41単位必修、第11群)とに区分して、編成されています。

まず、①法律専門科目を履修することにより、それぞれの法律科目が対象とする基礎的な法的専門知識を得て、法的解決能力を備えることができるようにし、他方で、②それ以外の科目を履修することにより、基本的な語学力やコミュニケーション能力、それぞれの専門的知識も含めて、広く深い新たな教養を備えることができるようにし、もって形成された、全人格的な資質としての「グローバルなリーガルマインド」、すなわち「地球的視点に立った法的問題意識と法的解決能力」が身に付くようにしています。

## ○ 経済学部

経済学部では、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、その着実な実現に向けて教育課程編成・実施の方針を設定している。教育課程編成・実施の方針においては、教育課程

における狙いや特徴等を説明することで、学生が学位授与に至る道筋をイメージしながら学修活動を展開できるよう配慮している。(資料4(1)-1-14④)

#### <教育課程編成・実施の方針>

##### ○経済学部において展開するカリキュラムの基本方針・構成

経済学部では、幅広い教養、論理的な思考力、対人交渉や相互理解のための優れたコミュニケーション能力を備えた、社会のあらゆる場面で活躍できる知識の深さと広さを併せもった人材を育成することを目指しています。そのために、幅広い学問領域における基礎知識の修得(教養教育)、経済学の専門領域における基礎科目から発展科目にいたる学修(専門教育)を可能とさせる体系的段階的なカリキュラムを編成しています。

##### (1) 教養教育関連科目

各科目群のねらいと構成は、次の通りです。

##### ・外国語科目

1・2年次で重点的に外国語を修得させることをねらいとし、英語のほか、初習外国語としてドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、朝鮮語が設置されています。各語学とも基礎的能力を踏まえて応用的能力を高められるようにカリキュラムが組まれています。

##### ・健康・スポーツ科目

自分の身体に対する認識を高め、スポーツ活動の楽しさ、すばらしさの理解を通じて、自己管理・健康管理、身体能力の向上を目指して、科目が編成されています。

##### ・総合教育科目

広い視野に立った柔軟な知性を養い、科学技術および社会の急速な変化にも対応できるような能力と資質を育むことをねらいとし、人文科学、社会科学、自然科学の3分野で構成されています。

##### (2) 専門教育関連科目

1年次では、「経済入門」「入門演習」などの導入科目や基礎科目が中心となり、2年次から本格的な経済学専門科目が履修できるように、専門教育関連科目群が置かれています。

専門教育科目は、導入科目、基礎科目、学科科目、関連科目、学部共通科目等によって構成されており、1年次における基礎科目として、「基礎ミクロ経済学」「基礎マクロ経済学」が必修科目となっています。2年次以上では、各学科の特色を出す専攻的な学科科目(各学科で学ぶために基本となる学科基本科目と専攻をより深く学修するクラスター科目によって構成)をベースとしつつ、関連科目、学部共通科目等の中から、各自の学習目標に応じた科目選択ができるように科目群が配置されています。

なお、4年次の4月・9月に実施される大学院入試で本学経済学研究科への進学が内定した学生は、4年次在籍中に大学院の授業科目を履修することができます。

#### ○ 商学部

商学部では、教育目標に基づく教育課程を編成・実施すべく、「教育課程編成・実施の方針」を策定し、公表している。具体的な内容は以下の通りである。(資料4(1)-1-14⑤)

#### <教育課程編成・実施の方針>

##### ○商学部において展開するカリキュラムの基本方針・構成

商学部では、社会や学問分野の進展に応じて絶えず教育内容を進化させるとともに、学生が自ら考え、自ら学ぶことを尊重し、さらに商学という実践との結びつきの強い専門分野の教育にあたって、理論と実践との融合、専門と教養とのバランスを重視した教育を行っています。商学部では、学部の教育研究上の目的を踏まえ、「進化する教育」、「主体的な学びを尊重した教育」、「バランスのとれた教育」という基本方針に基づいてカリキュラムを編成しています。

商学部の授業科目は大きく専門教育科目群と総合教育科目群とに分類されます。専門教育科目群は商学部スタンダード科目、商学部分野別専門科目および商学部アドヴァンスト科目から構成され、総合教育科目群はリベラルアーツ科目、グローバル科目、キャリア科目および学部間共通科目から構成されています。これらの構成は4学科に共通ですが、各学科の専門性を考慮した学科別の必修授業科目を配置することによって各学科の特色を明らかにしています。

#### ○ 理工学部

理工学部においては、専門的知識と同時に幅広い教養と総合的な判断力を身に付けさせるという教育目標・学位授与方針を念頭に、理工学部において展開する教育課程編

成・実施の方針を次の通り掲げている。(資料4(1)-1-14⑥)

<教育課程編成・実施の方針>

○理工学部において展開するカリキュラムの基本方針・構成

卒業時点で求められる広さと深さをもつ知識とそれを活用するためのコミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、専門性を確実に身につけられるよう、外国語教育科目1群・2群、総合教育科目1群・2群・3群、専門教育科目、学科間共通科目、学部間共通科目、自由科目を設置します。また、基礎から応用の着実な修得に資するために、それぞれの科目群では目的に応じて講義科目、演習科目、実験科目のバランスに配慮してカリキュラムを整備します。卒業研究はカリキュラムの集大成として位置づけられ、教員の指導の下に1年間実施されます。

○ 文学部

文学部の教育課程編成・実施の方針は以下に示す通りである。当該方針は多様な知識の獲得と各専攻が探求する専門性について定めた教育目標に基づき、これを達成するためのカリキュラムの基本方針を明示し、幅広い教養と専門的知識を兼ね備えた人材育成を目標とする学位授与方針との整合にも配慮した内容となっている。(資料4(1)-1-14⑦)

<教育課程編成・実施の方針>

○文学部において展開するカリキュラムの基本方針・構成

文学部は、専門教育における知的訓練と、広汎な分野から得られた幅広い教養の二本柱から成り立ちます。専門教育においては、各専攻の教育目標に即して、専攻科目群が設定されます。基礎演習科目(8単位)からはじまり、必修・選択科目を必修とし、演習・ゼミナールを中心に少人数教育を軸として卒業論文・卒業研究等に至ります。

幅広い教養のためには、総合教育科目群を用意し、新入生への導入教育としての大学生の基礎科目(2単位)、学際的諸問題を取り扱う特別教養科目(4単位)、健康・スポーツ科目(2単位)、外国語科目(12~16単位)、これらの科目を合わせて28単位を必修とします。

これに加えて、自由選択科目群30単位を設定します。学部間共通科目(FLP、短期留学プログラム)、自由選択科目(他専攻科目、他学部履修等)の履修を認めます。また、これは学生の所属する専攻科目をあてることもでき、学生各自の志向に即した自発的なカリキュラムの設定を可能にします。

○ 総合政策学部

総合政策学部では、先に述べた学位授与の方針に対応して、教育課程編成・実施の方針を設定している。具体的な内容は以下の通りである。(資料4(1)-1-14⑧)

<教育課程編成・実施の方針>

○総合政策学部において展開するカリキュラムの基本方針・構成

学部理念の実現と教育目標の達成のためにカリキュラムが満たすべき条件を以下のように定め、それに見合う科目群を構造的に配置して、諸学問の統合的学修と国際共通語としての英語をはじめとする外国語教育をはじめ、国際的に活躍できる人間力・社会人力の涵養に努めています。

- ・人類の知的活動の全域を射程においた学びによって、諸学問の相互浸透の関係を把握し、人類社会の作り上げた秩序と、それが内包する文化・価値の多様性を把握することのできる思考力を育てるカリキュラム。
- ・政策の目的は人類の厚生に資するものであり、人間存在に対する深い理解を基礎においた、政策の提案・実現を目指して献身する強靱な精神を育てるカリキュラム。
- ・人類の相互理解・協働を培い、寛容性・コミュニケーション能力・行動力を育てるカリキュラム。

○ 法学研究科

法学研究科においては、教育研究上の目的等に基づき、教育課程編成・実施の方針を以下の通り定めている。当該方針においては、具体的な科目名称、単位数を具体的に示しつつ、科目構成とカリキュラムの編成を設置のねらいから記述している。教育課程編

成・実施の方針は教育研究上の目的を踏まえつつ、学位授与の方針とあわせて策定することで、これらとの整合性にも充分配慮したものとなっている。(資料4(1)-1-14⑨)

#### <教育課程編成・実施の方針>

##### ○法学研究科において展開するカリキュラムの基本方針・構成

法学研究科のカリキュラムについては、博士前期課程では、5専攻に共通する共通科目として講義科目群が置かれ、また公法専攻、民事法専攻、刑事法専攻、政治学専攻には「特講」「演習」「特殊研究」（民事法専攻にはさらに「研究特論」）が置かれ、そして国際企業関係法専攻には法律科目と経済科目の他に「事例研究」や「研究特論」が置かれています。とりわけ国際企業関係法専攻と民事法専攻に置かれる「研究特論」では、社会人学生や外国人留学生などのために基本的な論文作成方法を指導しています。各専攻は、それぞれ関係する専門分野によって区分されており、各専門分野固有の知識と論理的思考能力を身につけることができますが、研究する者の専門分野によっては、所属する専攻にとどまらない隣接分野における知見の修得が要求されます。そのため他専攻・他研究科の科目、更には協定を有する他大学の科目から、修了に必要な32単位のうち10単位までを履修することができます。こうしたカリキュラムの構成により、現代の多様かつ複雑な研究対象の諸相を捉えることができるようになってきました。博士後期課程では、各専攻に講義科目である「特殊研究」を設置し、きめの細かいより専門的な研究指導を行うことを基本方針としています。先述した博士前期課程と同様、複相的な研究課題を有する大学院生は、他専攻の「特殊研究」を履修できるようになっています。

##### ○ 経済学研究科

経済学研究科では、以下に示す教育課程編成・実施の方針を掲げている。経済学研究科においては当該方針に基づき、学生が明確な目的意識を持って研究を進め計画的・効果的に課程の目的を達成できるように、また、研究者もしくは高度に専門的な職業人としての研究能力を発展させることができるよう教育課程を編成しており、教育目標及び学位授与の方針との整合性は十分に図られている。(資料4(1)-1-14⑩)

#### <教育課程編成・実施の方針>

##### ○経済学研究科において展開するカリキュラムの基本方針・構成

経済学研究科は伝統的に経済学の理論・歴史・政策を中心に、経済学の体系的な理論・実証研究を行うこととし、研究者養成に、より重きを置いてきました。しかし現在は、研究者だけでなく、高度専門職業人養成という社会のニーズにも応え、21世紀を担う人材の育成にも力を入れています。

そこでカリキュラムでは、経済社会のグローバル化に対応し、国際経済の諸問題に対する研究者を養成すること、国際的なビジネス、国際的な経済開発、経済協力などに取り組む高度専門職業人を養成すること、地方分権化の流れに対応した公共経済分野の専門的研究者を養成すること、地方自治体を始めとする行政や公的機関において、グローバルな視野を有して、ガバナンスや公共的意思決定ができる高度専門職業人を育成することを考慮して、以下の目標に基づく教育体制を整備しています。

- ・研究者養成は、極力、博士前期課程から博士後期課程までの実質的な一貫化を図り、学位取得を推進していくこと。
- ・高度専門職業人養成においては、新規卒業生を経済開発・国際協力等の関連業務、シンクタンクや官民の調査機関、マスコミ、公共部門などにおいて、高度な専門知識を発揮できる人材に育て上げること。
- ・特に社会人の高度専門職業人養成においては、キャリアアップを図るためのリカレント教育として、高度な専門知識と実務的応用能力をブラッシュアップすること。

経済学研究科では、経済学分野にとどまらず、その関連する分野として、経営学と会計学を研究することもでき、ソーシャルアカウンティングといった視点からの研究もできます。

##### 【博士前期課程】

博士前期課程では、講義科目を基本科目と発展科目に分け、基礎学力の養成を重視しつつ、専門分野の理解力向上を目指したカリキュラムを整備しています。各人の進路に応じた科目選択が可能となるよう、経済学コース、国際経済コース、公共・地域経済コースの3コースを設置しています。コースには多数の発展科目が設けられ、各人の進路設計に基づく系統的な履修が可能となっています。指導教授が担当する演習科目では、「演習Ⅰ」と「演習Ⅱ」の8単位が履修可能で

す。また、指導教授が担当する発展科目2科目が必修となっていますので、指導教授から広くかつ適切な研修指導を受けることができます。さらに、経済学関連分野が学べたり、英語での授業が提供されたりする科目がオープン・ドメイン科目として選択できるなど、学生の多様かつ個別のニーズにも対応しています。

なお、研究者養成と高度職業人養成に分けたコースは特に設定していませんが、両方のニーズに対応した教育体制を整備しています。

#### 【博士後期課程】

博士後期課程では、指導教授の指導により「特殊研究」1科目4単位を修得することを義務づけています。研究指導の中心は、課程博士号を取得することに置かれています。課程博士号請求論文を提出するためには、あらかじめ指導教授を通じて同候補者として申請し審査を受け、研究科委員会で承認を受ける必要があります(課程博士学位論文キャンディデイト制)。なお研究内容から、複数教員による指導が望ましいと判断される場合には副指導教授を置くことができます。

経済学研究科では、以上の措置によって、学生が明確な目的意識を持って研究を進め、計画的・効果的に博士課程の目的を達成できるように、また、研究者もしくは高度に専門的な職業人としての研究能力を発展させることができるように配慮しています。

### ○ 商学研究科

商学研究科においては、教育目標の達成や学位授与の方針に掲げる人材の養成に向け、教育課程編成・実施の方針に基づいて「経営」、「会計」、「商業」、「金融」、「経済」の各分野について科目を配置することで総合的な学びを教授しており、教育目標や学位授与の方針との整合性を図っている。教育課程編成・実施の方針の具体的な内容は以下の通りである。(資料4(1)-1-14⑩)

#### <教育課程編成・実施の方針>

##### ○商学研究科において展開するカリキュラムの基本方針・構成

商学研究科では、ディプロマ・ポリシーで掲げた人材を養成するため、経営、会計、商業、金融、経済の5つの専攻分野について、各専攻分野の領域を体系的に網羅するよう講義科目と演習科目を配置し、学生が専門とする領域だけでなく、関連する領域を含めて総合的に学ぶことのできる教育課程としています。

また、授業科目と研究指導を組み合わせることで、研究者を志望する学生にはアカデミックな世界で活躍できる研究能力を、高度専門職業人としてビジネスの世界での活躍を志望する学生には、実践的な応用力を養成します。

### ○ 理工学研究科

理工学研究科の教育課程編成・実施の方針は教育目標及び学位授与の方針に基づいて策定しており、具体的な内容は次の通りである。また、各専攻における翌年度カリキュラムの検討に先行し、教育目標と学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の見直しを行い、研究科委員会にて審議・承認しており、整合性を図っている。(資料4(1)-1-14⑪)

#### <教育課程の編成・実施の方針>

##### ○理工学研究科において展開するカリキュラムの基本方針・構成

修了時点で求められる幅広さと奥深さをもつ知識とそれを高度に活用するためのコミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、専門性を確実に身につけられるよう、各専攻にはそれぞれの専門分野に特化した科目を設置します。特に、博士前期課程における論文研修第一、第二では教員の助言に基づいて、自立した研究に取り組み、博士後期課程における特殊論文研修Ⅰ～Ⅵでは教員の助言を得つつ、自立した研究を実践します。また、幅広い識見を身につけるために、一定の範囲内で、本学内の他専攻科目、他研究科科目、オープン・ドメイン科目を履修可能とします。さらに単位互換協定を結んでいる他大学院の授業科目や留学等による認定単位の制度を設けます。加えて、学際的融合分野の学習のために、副専攻科目を設置する。異なる専門分野を専攻する際の基礎的知識を充実させるために、学部・大学院共通科目として自由科目を設置します。

○ 文学研究科

文学研究科では、教育研究上の目的、教育目標及び学位授与の方針を踏まえて、教育課程編成・実施の方針として、カリキュラムの基本方針と構成等を定めることでその整合性を担保している。具体的な内容は以下の通りである。(資料4(1)-1-14⑬)

<教育課程編成・実施の方針>

○文学研究科において展開するカリキュラムの基本方針・構成

文学研究科では、ディプロマ・ポリシーで掲げた人材を養成するため、専門分野に関する科目について、講義と演習をセットにしたカリキュラムを基本にして、各専門分野の全領域を体系的に網羅するよう授業科目を配置しています。文学研究科の共通科目、他専攻の科目、大学院博士前期課程におけるオープン・ドメイン科目、他研究科の科目、他大学の科目などの履修や、授業科目に併せて行う研究指導を通じて、博士前期課程においては高度の専門性を要する職業等に必要な能力を、博士後期課程においては研究者として自立して研究活動を行いうる能力を養成できるよう、自己の専門分野とその関連する領域の広く豊かな学識を涵養できるカリキュラムを構成しています。

○ 総合政策研究科

総合政策研究科における教育課程編成・実施の方針の具体的な内容は以下に示す通りである。教育目標及び学位授与方針との関係性については、「カリキュラムの基本方針・構成」において言及しており、整合性にも配慮している。(資料4(1)-1-14⑭)

<教育課程編成・実施の方針>

○総合政策研究科において展開するカリキュラムの基本方針・構成

総合政策研究科は、政策学系諸領域及び文化学系諸領域の諸学を対象とした幅広い分野において教育、研究体制が整備され、既存の学問体系から、今日の社会問題を分析して解決策を提言する新しい学問に至るまで、多様な学問領域を擁し、前期課程及び後期課程によって構成されています。

本研究科では、学問、文化、宗教、国家、また産学官の境界など、固定化した既存の境界を越えて人々が往き来するクロスボーダー社会を現状認識の前提として、前期課程においては、人間の文化・社会の姿を深く理解し、個人から国際機関に至るまでの意思決定すなわち“政策”に応用可能な知恵と方法論を学ぶことを目標とし、さらに後期課程においては“政策と文化を統合する学問分野を開拓する”人材を養成し、「政策分析能力に優れ、異文化を理解できる人材を養成」することをその教育理念に掲げています。

その教育理念を実現するために、個々の大学院生が政策学系領域、及び文化諸領域の広範囲な研究領域にわたって履修できるような充実したカリキュラムの体系性が組み立てられています。

○ 公共政策研究科

公共政策研究科においては、教育課程編成・実施の方針として、以下の内容を掲げている。教育課程編成・実施の方針においては、「政策プロフェッショナル」として企画立案能力や政策分析能力を有した人材に必要な知識や、それを活用する実践的能力を培うために整備しているカリキュラムの基本構成等について言及しており、教育目標や学位授与の方針との整合性に十分配慮した内容となっている。(資料4(1)-1-14⑮)

<教育課程編成・実施の方針>

○公共政策研究科において展開するカリキュラムの基本方針・構成

本研究科は、公共政策に関する高度専門職業教育を行うことを第1の設置目的としています。また、本学大学院学則における本研究科の人材養成の目的に示されているように、「高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力」の養成に軸足を置いています。

カリキュラムは、「基礎科目」、「展開科目」、「リサーチプログラム」の3つの科目群から構成されています。本研究科は研究科の学問分野が広いため、3つの科目群により、基礎から応用までを段階的に学べるようにしています。また、上記に掲げた教育方針をもとに、第一線で活躍している客員教授による「政策演習」や専任教員全員で担当する「政策ワークショップ」などのリサーチプログラムに重点を置いており、実際のケーススタディやフィールドスタディを組織的に行うことによって、具体的な事案に即した企画立案能力や政策分析能力などの実践的な能力の開発を行うことを狙いとしています。

○ 戦略経営研究科（博士後期課程ビジネス科学専攻）

ビジネス科学専攻の「教育課程編成・実施の方針」の内容は、以下の通りである。当該方針は、「総合的マネジメント力」の涵養に向けた教育課程編成上の教育研究方針を明示するものとなっており、先述の教育目標並びに学位授与の方針とも整合がとれたものとなっている。（資料4(1)-1-14⑩）

＜教育課程編成・実施の方針＞

○戦略経営研究科（博士後期課程）において展開するカリキュラムの基本方針・構成

戦略経営研究科博士後期課程は、現代社会が遭遇する課題を解く鍵となる理論及び高度な分析手法について教育・研究を行い、不確実な経営環境においても自ら課題を発見し、その実践的な課題を解決する創造的能力を培うことを目的としています。

3年間の博士後期課程において、企業が事業戦略を考える場合に必要な戦略・マーケティング・ファイナンス・人的資源管理・経営法務のうち一つの分野で深い知見と洞察力を持つと同時に、5分野の科目を配置することで多面的に考察できる総合力を兼ね備えた「総合的マネジメント力」を涵養できるような教育課程を編成します。

教育課程編成上の教育研究方針は次の通りです。

- ・戦略的な経営を行う際に必要となる戦略・マーケティング・ファイナンス・人的資源管理・経営法務、各分野の基礎研究と応用研究に関する知識をバランス良く学ぶためのカリキュラムとしています。
- ・特定の職業に就きながら博士の学位取得を目指す学生のために、十分な研究能力が身につくような配慮を行い、講義の他に、リサーチメソッドや研究指導をカリキュラムの中核として位置づけています。
- ・現実のビジネス社会に対応できるように、社会人学生が遭遇している、または遭遇する可能性の高い研究テーマを選定し、所属企業や産業分野と関係する他の専門職大学院や研究機関などと連携した研究も実現するカリキュラムとしています。

戦略経営研究科博士後期課程が想定している「総合的マネジメント」は、基礎的な詳細分析研究と実務に適用できる応用性の高い総合化研究が相互に影響し合いながら、より高度な理論的課題への取り組みと、実践的課題の解決技法の開発を目指すものです。

このため、「研究指導」を中心としながらも、分析を行う際に必要な「リサーチメソッド」や、テーマ別に研究を深めるための、分野の領域にわたる「講義」を配置した構成になっています。

3. 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

○ 大学全体

＜学士課程＞

各学部における教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に関しては、Web サイトをはじめ、履修要項等を通じて公開し、学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対して広く周知を行っている状況にある。また、教員に関しては、特に兼任教員（非常勤）に対しても、全ての教員がこれらの目的・方針等を十分に理解した上で本学における教育活動に携わることが重要であるとの認識の下、年度はじめに全ての兼任教員に配布する「兼任講師ガイドブック」にもこれらを明記し、十分な周知に努めている状況にある。（資料4(1)-1-14⑩、4(1)-3-1【中央大学の「建学の精神」】【中央大学の使命と各学部における教育研究上の目的】【中央大学の三つの方針】）

これらの方針等が十分に周知できているかについては、特に学生に関して、毎年度の自己点検・評価活動の一環として、大学評価委員会が実施する在学生アンケートによってその認識度合いを確認するよう努めている。2014年度における当該アンケート結果においては、「所属学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」学生が約1割、「聞いたり読ん

だりしたことはあるが、よく覚えていない」学生が約5割となっており、これらの情報に接触する在学生の割合は着実に高まっているものの、「知らない・または聞いたり読んだりしたことがない」学生が4割程度存在している実態を勘案すると、より正確な理解を促すための更なる努力が求められる状況にある。(資料4(1)-3-2 p.29)

## <修士・博士課程>

各研究科における教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針については、Web サイトをはじめ、大学院ガイドブック、履修要項等を通じて公開し、学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状況にある。(資料4(1)-1-14⑦)

### ○ 法学部

教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針はWeb サイトや履修要項に掲載し、学生、教員へ周知を図っているほか、毎年4月に実施する新任専任教員懇談会において、新たに着任した専任教員に対して学部長から直接説明を行っており、構成員に対する周知方法として有効に機能している。(資料4(1)-1-1 pp.2-12、4(1)-1-14②、4(1)-3-3)

在学生に対する周知方法の効果を測定する指標としては、大学評価委員会が実施する在学生アンケートを活用している。2014年度調査結果によると、「所属学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー」について「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した法学部学生の割合は11.2%であった。今後も引き続き周知に努めつつ、同数値の推移をひとつの参考としながら、より有効な周知方法についても模索していく必要がある。(資料4(1)-3-2 p.29)

なお、学外に向けては、法学部ガイドブック、Web サイトを活用し、教育目標や学位授与の方針、カリキュラム等を示している。また、オープンキャンパス、訪問授業等を含む高校訪問、入試説明会等を通じて説明を行う機会も設けている。この点については、引き続き各種媒体における情報共有を進めると同時に、他の媒体や形式による更なる効果的な情報発信について検討する予定である。(資料4(1)-1-14⑧、4(1)-3-4)

### ○ 法学部通信教育課程

通信教育課程の教育研究上の目的は学則において、また、それを実現するための教育内容や運営組織等は通信教育部学則でそれぞれ明らかにしている。この2つの学則は、本学の規程集や各組織の刊行物、「別冊白門」等に掲載し、大学構成員に周知している。さらに、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針については、本学及び通信教育課程独自のWeb サイトで公開しているほか、2015年度版の「別冊白門」の冒頭にも掲載している。(資料4(1)-1-2【法学部通信教育部三つの方針】、pp.136-148、4(1)-1-14③、⑨)

### ○ 経済学部

経済学部の教育目標、学位授与の方針、及び教育課程編成・実施の方針については、履修要項、Web サイト等に明示し、教職員や学生をはじめ、社会に広く周知している。

また、各学科における目的・教育目標等についても、履修要項、Web サイト、経済学

部ガイド等を通じて教育に対する方針や姿勢をより分かりやすく提示し、理解の促進に努めている。また、新生及び各学年の在学学生に対しては、経済学部における学修に取り組むための前提知識、確認事項として、各種媒体を通じて周知しているこれらの内容や、これに基づくカリキュラム体系について、各学科のガイダンスや導入科目等の機会を活用し、教育目標等の正確な伝達と理解の促進に努めている。(資料 4(1)-1-3 p. ii-vi, pp. 11-16、4(1)-1-14④、⑩、4(1)-3-5)

しかしながら、2014 年度に大学評価委員会が実施した在学生アンケート結果において、経済学部学生が、自分の所属学部が養成しようとしている人材像について、必ずしも十分に理解できていないという結果になっていること(「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」割合：7.9%)に鑑み、これらが学生の修学における礎となるべく、認知度、理解度の更なる向上を図ることが課題でもある。(資料 4(1)-3-2 p. 29)

#### ○ 商学部

商学部の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針については、商学部の人材養成等に関する基本的理念として履修要項に明記しているほか、Web サイトにおいて公表している。また、学部内での浸透を図るために、年に 1 度、教授会において内容を点検する機会を設けている。(資料 4(1)-1-4 pp. 2-7、4(1)-1-14⑤)

しかし、2014 年度に大学評価委員会が実施した在学生アンケート結果によれば、「あなたは、自分の所属学部が養成しようとする人材像(ディプロマ・ポリシー)やカリキュラム・ポリシーについて知っていますか」という問いに対し、「知らない・または聞いたり読んだりしたことがない」と回答した割合が 50.8%に及んでおり、学生への浸透は必ずしも進んでいないことを示している。(資料 4(1)-3-2 p. 29)

商学部においては 2015 年度に「三つの方針」を改定したところであり、今後、学生における認知度の変化に注視するとともに、大学構成員、特に学生に対する学位授与の方針等の浸透に向けた方策を引き続き検討していく予定である。

#### ○ 理工学部

理工学部では、履修要項冒頭に「理工学部における三つの方針」という表題のもとに、①学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受け入れの方針の 3 つを掲げ、詳しく説明するとともに、その内容を Web サイトに掲載し、教職員をはじめとする学内構成員に対してこれを周知している。特に新生には、学科毎に資料を作成・配布しているほか、新生ガイダンスにおいて説明し、カリキュラムと学修についての指導を行っている。(資料 4(1)-1-5 pp. 3-7、4(1)-1-14⑥)

また、これらの方針については、Web サイトに掲載することで本学への入学を希望する受験生をはじめ、広く社会に公表している。

#### ○ 文学部

文学部では、履修要項に各専攻の教育目標だけでなく文学部全体としての教育研究上の目的と教育活動に関する三つの方針(学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針)を明記し、新生ガイダンスや初年次教育科目を通じた周知を

図っている。(資料4(1)-1-6 pp. 3-7、4(1)-1-14㉗)

また、学外に対しては、Web サイトや学部ガイド等の広報誌を通じて教育目標や三つの方針の周知を図っているが、その有効性については、各種学生アンケート結果等に基づき、より多角的な検証を行っていく必要がある。(4(1)-1-14㉗、4(1)-3-6)

○ 総合政策学部

総合政策学部の教育目標、学位授与方針及び教育課程編成・実施の方針は、Web サイトや学部ガイド、履修要項等で周知しており、大学構成員が把握し、社会的にも公表している。大学評価委員会が実施する在学生アンケート等においても、総合政策学部生は学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の認識率は他学部と比較して高く、「聞いたり読んだりしたことはある」学生が7割近くおり、公表方法の有効性は高いと考える。(資料4(1)-1-7【総合政策学部における三つの方針】，pp. 1-2、4(1)-1-14㉘、4(1)-3-2 p. 29)

○ 法学研究科

学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は、履修要項、Web サイト等において明示し、学生・教職員をはじめ社会にも広く周知している。(資料4(1)-1-8 p. 12、4(1)-1-14㉙)

○ 経済学研究科

教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針については、Web サイト、大学院ガイドブック、履修要項等において明確に示されており、大学構成員並びに社会に公表している。周知方法については、有効性が最も高いとされる媒体等を選択し公表している。(資料4(1)-1-8 p. 12、4(1)-1-14㉚、4(1)-3-7 pp. 8-11)

○ 商学研究科

商学研究科においては、主にWeb サイトと履修要項によって教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を周知している。また、入学前に実施する年2回の進学相談会や毎年4月に行っている進学ガイダンスのほか、入学時のガイダンスでもこれらを紹介している。(資料4(1)-1-8 p. 12、4(1)-1-14㉛)

○ 理工学研究科

教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は、いずれも履修要項及びWeb サイト上に明示し、学内外に広く公開・周知している。とりわけ学部の在学生に対しては、年2回実施する大学院進学相談会等の様々な機会をとらえて、大学院進学の意味を説く中で教育目標等の周知にも努めている。(資料4(1)-1-8 pp. 4-11、4(1)-1-14㉜)

大学院入学後の在学生に対しては、各専攻で工夫した資料等を用い、各種ガイダンスや学習指導、導入教育科目等の様々なチャンネルを通じて伝達し理解を促すようにしている。その結果は修了生の就職の状況のほか、学生による研究活動の実績(学会発表実績)に表れているものと考えられ、教育目標等に沿った人材育成の成果に鑑み、それらの内容及び周知方法等については有効であると考えている。

○ 文学研究科

教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は、Web サイト、履修要項等において明示し、大学構成員、本学入学志願者を含む社会への周知を図っている。(資料 4(1)-1-8 p. 12, 4(1)-1-14⑬)

○ 総合政策研究科

総合政策研究科の教育研究上の目的、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針については履修要項やWeb サイトを通じて共有を図っている。(資料 4(1)-1-8 p. 12, 4(1)-1-14⑭)

また、社会への公表方法については、主として大学院ガイドブック等のパンフレット類やWeb サイト等に掲載を行っている。(資料 4(1)-3-7 pp. 28-31)

○ 公共政策研究科

教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針については、履修要項、Web サイトに掲載し、学内外に対して広く周知を行っている。さらに、「政策プロフェッショナルの養成」という教育目標については、大学院ガイドブックやWeb サイトにも掲載している状況である。(資料 4(1)-1-8 p. 12, 4(1)-1-14⑮、4(1)-3-7 pp. 32-33)

○ 戦略経営研究科（博士後期課程ビジネス科学専攻）

教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針等については、Web サイトにおいて広く公開するとともに、履修要項、パンフレット等にも掲載し、周知を図っている。(資料 4(1)-1-13 pp. 1-5, 4(1)-1-14⑯、4(1)-3-8 pp. 32-33)

4. 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

○ 大学全体

<学士課程>

本学の自己点検・評価システムにおいては、7年毎に実施する「重点自己点検・評価」と、それ以外の年度に毎年実施する「年次自己点検・評価」を組み合わせた恒常的な自己点検・評価サイクルを有しており、毎年度実施するこれらの自己点検・評価活動の機会を活用し、各学部において組織的かつ継続的に当該学部における教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の妥当性を検証している。また、学部によっては、これと併せて各学部における教育課程の見直し（カリキュラム改訂）等の諸改革のタイミングに合わせた検証を、学部独自に設置する改革委員会や教務委員会等において行い、各学部における教育研究上の目的の実現に努めている状況である。(資料 4(1)-1-14⑰)

<修士・博士課程>

学部と同様に、大学院各研究科においても、毎年度の自己点検・評価活動の機会を活用し、それぞれが設置する組織評価委員会を中心に当該研究科における教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の妥当性に係る検証を組織的かつ継続的に行っている。また、研究科によっては、これと併せて教育課程の見直し等の諸改革のタイミ

ングに合わせた検証を研究科個別に設置する教務委員会等において行い、各研究科における教育研究上の目的や教育目標の実現に努めている。(資料4(1)-1-14㉔)

○ 法学部

教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の適切性についての検証は、主として教授会、学部執行部、教務委員会において行っている。直近では、2014年度及び2015年度の新カリキュラム導入に合わせて学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の見直しを行ったほか、学生にとって教育課程編成・実施の方針がより分かりやすいものとなるよう、学科毎に履修系統図を策定している。

○ 法学部通信教育課程

「法学部通信教育課程の三つの方針」については、2014年4月18日開催の通信教育部委員会、さらに同月25日開催の法学部教授会で審議決定されたところであるため、現段階において特段の検証は行っていない状況である。今後については、通信教育部委員会においてこれらの適切性・妥当性について確認するとともに、毎年度実施する自己点検・評価活動においても内容の確認と検証を行っていく予定である。

○ 経済学部

現状において、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について検証を行う仕組みについては、毎年の自己点検・評価の機会を除いては特に有していない。そのため、2014年4月に立ち上げられた学部改革検討委員会において、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性に係る定期的な検証の仕方について具体的な検討を行っていく予定である。

○ 商学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程編成・実施の方針の適切性については、学部長と学部長補佐で構成される教務委員会並びにカリキュラム委員会にて随時検証を行い、自己点検・評価委員会が検証結果の取りまとめを行っている。また、自己点検・評価委員会による検証結果は教授会で報告し、教授会が最終的な検証を行っている。

2015年度のカリキュラム改正にあたっては、カリキュラム委員会が主体となって学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針について内容の検証と改定を実施している。

○ 理工学部

教育課程（学科カリキュラム）については、担当専任教員と時間割・講義要項担当専任教員を中心として、学位授与方針や教育課程編成・実施の方針も含め毎年検証を行っており、必要な対策案を教室会議(助教以上の専任教員で構成)にて審議している。また、成案が得られた改善案はC委員会での審議・承認を経て理工学部教授会にて審議される仕組みとなっている。

○ 文学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、毎年の自己点検・評価活動において検証を行っているほか、教務委員会において内容確認を行い、修正すべき点があれば学部研究・教育問題審議委員会、教授会に提案することとしている。

○ 総合政策学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性等については、教務・カリキュラム委員会において検討したうえで、その結果を学部教授会に上程する仕組みとなっている。また、総合政策学部の教育課程に関する検証は、教務・カリキュラム委員会において毎年度確認しているほか、カリキュラム改正にあたっては各ポリシーの反映に留意している。

○ 法学研究科

教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の適切性は、毎年度実施される授業編成を通じて検証される。授業編成は、部会における個別具体的な授業科目担当者原案にはじまり、各専攻会議での協議・調整、研究科委員会での審議・決定というプロセスを経て行われる。このプロセスにおいて、授業科目が教育目標等に対応しているか、また、過去の授業実績から求められる授業水準に達しているか、シラバスに適合しているか、といった検証が行われ、その過程において、教育目標や教育に係る方針そのものの内容についても、必要に応じて検証がなされる仕組みとなっている。

○ 経済学研究科

経済学研究科では、カリキュラムや専攻等の制度変更を伴う改革を行う時点では、その都度、教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の適切性に係る点検・検証を行ってきたが、恒常的にこれらを行う仕組みとしては、毎年実施する自己点検・評価の機会がある。これに加え、研究科委員会、教務委員会、入試委員会、拡大改革委員会において必要に応じて検証を行う仕組みとなっている。

○ 商学研究科

教育目標や学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針については、教務連絡委員会及び改革委員会において社会のニーズに対応するための審議・検討を行う際に、随時検証も行われている。

○ 理工学研究科

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、その内容が適切であるかについて毎年度連絡委員会及び各専攻会議において検証と見直しを行い、理工学研究科委員会において翌年度の方針を承認している。

○ 文学研究科

文学研究科では、教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の適切性

について検証を行う仕組みとして、文学研究科における自己点検組織としての文学研究科組織評価委員会、教務委員会や研究科委員会等があり、毎年の自己点検・評価報告書の作成、授業編成等を通じて見直しを行っている。

○ 総合政策研究科

教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の適切性については、毎年の自己点検・評価活動の機会に確認や検証を行うとともに、毎年の授業編成の際にカリキュラム委員会でも同様に行っている。

○ 公共政策研究科

教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針については、次年度の時間割編成を行う際に研究科委員会において確認を行っているほか、毎年実施する自己点検・評価活動においても授業編成の内容との整合性を含めた確認を行っている。

○ 戦略経営研究科（博士後期課程ビジネス科学専攻）

ビジネス科学専攻の教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の適切性については、「ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会」において、カリキュラムの検討や課程博士学位候補資格認定試験、論文審査についての検討の中で適宜、その適切性を確認している。

【点検・評価】

● 基準4－（1）の充足状況

本学では、学部・研究科（専門職大学院を含む）ごとに定める教育研究上の目的の内容や教育目標を踏まえ、それぞれ「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」を定めており、これを履修要項や Web サイトを通じて学内外に広く周知している。また、これらの方針の検証についても、全学として毎年度実施する自己点検・評価の機会や、学部・研究科における教育課程に係る検討を行う際に、必要に応じた検証を行っており、本項目の基準を充足している状況にある。

<効果が上がっている事項>

特になし

<改善すべき事項>

○ 大学全体

（1）2014 年度に実施した在学生アンケート調査において、「所属学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した学生が約1割、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」と回答した学生が約5割となっており、これらの情報に接触する在学生の割合は着実に高まっているものの、未だ多くの在学生が各学部の教育目標や各種の方針等を的確に捉えずに修学している状況である。各学部の教育目標や方針等

を踏まえた上で修学する教育効果の更なる向上という観点からも、教育目標、方針等に対する認知度や理解度の更なる向上が、今後引き続き取り組むべき課題である。(資料 4(1)-3-2 p. 29)

## 【将来に向けた発展方策】

<効果が上がっている事項>

特になし

<改善すべき事項>

### ○ 大学全体

- (1) 教育目標や各種の方針等に対する学生の認知度の向上については、2015年度(平成27年度)事業計画の項目として「建学の精神、大学の理念・目的・教育目標の全学的浸透」を掲げていることから、この計画に基づいて全学的な取組みを進めて行くこととする。また、学生に対する浸透度合いの高い学部での取組みを各教育研究組織間で共有することで、長期的な観点からその認識度の向上に結びつけていくこととする。

## 【根拠資料】 「\*」はCD-Rに保存

- |                     |   |   |
|---------------------|---|---|
| 4(1)-1-1            | 履修要項 2015 中央大学法学部 (既出 1-2-10)   | ⑩ 経済学研究科 (三つの方針)  |
| 4(1)-1-2            | 別冊 白門 2015 年度 (既出 1-2-12)   | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/economics/basic_principle/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/economics/basic_principle/policy/</a>         |
| 4(1)-1-3            | 2015 年度入学生用履修要項 中央大学経済学部 (既出 1-2-13)  | ⑪ 商学研究科 (三つの方針)   |
| 4(1)-1-4            | FACULTY OF COMMERCE CHUO UNIVERSITY 2015 中央大学商学部履修要項 (既出 1-2-15)  | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/commerce/basic_principle/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/commerce/basic_principle/policy/</a>           |
| 4(1)-1-5            | 2015 中央大学理工学部履修要項 (既出 1-2-17)   | ⑫ 理工学研究科 (三つの方針)  |
| 4(1)-1-6            | 2015 年度入学生用 文学部履修要項 (既出 1-2-19)   | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/science/overview/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/science/overview/policy/</a>                           |
| 4(1)-1-7            | ACADEMIC CATALOG 2015 中央大学総合政策学部履修要項 (既出 1-2-21)  | ⑬ 文学研究科 (三つの方針)   |
| *4(1)-1-8           | 2015 年度 大学院履修要項 (既出 1-2-23)   | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/letters/basic_principle/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/letters/basic_principle/policy/</a>             |
| 4(1)-1-9            | 履修要項 2015 中央大学大学院理工学研究科 (既出 1-2-24)   | ⑭ 総合政策研究科 (三つの方針)   |
| 4(1)-1-10           | 2015 年度中央大学専門職大学院国際会計研究科履修要項 (既出 1-2-26)  | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/policystudies/basic_principle/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/policystudies/basic_principle/policy/</a> |
| 4(1)-1-11           | 2015 履修要項 大学院法務研究科 (既出 1-2-29)  | ⑮ 公共政策研究科 (三つの方針)   |
| 4(1)-1-12           | 2015 年度履修要項 中央大学ビジネススクール MBA プログラム (既出 1-2-31)  | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/publicpolicy/basic_principle/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/publicpolicy/basic_principle/policy/</a>   |
| 4(1)-1-13           | 中央大学ビジネススクール DBA プログラム (博士後期課程) 2015 年度履修要項 (既出 1-2-32)   | ⑯ ビジネススクール (DBA プログラム・三つの方針)  |
| 4(1)-1-14           | 中央大学公式 Web サイト  | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/dba/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/dba/policy/</a>                           |
| ① 理念・目的等 (教育目標)     | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/educational_goal/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/educational_goal/</a>                                   | ⑰ 理念・目的等 (教育活動に関する 3つの方針)   |
| ② 法学部 (三つの方針)       | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/law/guide/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/law/guide/policy/</a>                               | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/policy/education_policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/policy/education_policy/</a>   |
| ③ 法学部通信教育課程 (三つの方針) | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/correspondence/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/correspondence/policy/</a>                     | ⑱ 法学部   |
| ④ 経済学部 (三つの方針)      | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/economics/guide/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/economics/guide/policy/</a>                   | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/law/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/law/</a>   |
| ⑤ 商学部 (三つの方針)       | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/commerce/guide/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/commerce/guide/policy/</a>                     | ⑲ 中央大学法学部通信教育課程 Web サイト (3つの方針)   |
| ⑥ 理工学部 (三つの方針)      | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/science/guide/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/science/guide/policy/</a>                       | <a href="http://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/correspondence/policy/">http://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/correspondence/policy/</a>   |
| ⑦ 文学部 (三つの方針)       | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/letters/guide/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/letters/guide/policy/</a>                       | ⑳ 経済学部  |
| ⑧ 総合政策学部 (三つの方針)    | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/policystudies/guide/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/policystudies/guide/policy/</a>           | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/economics/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/economics/</a>   |
| ⑨ 法学研究科 (三つの方針)     | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/law/basic_principle/policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/law/basic_principle/policy/</a> | ㉑ 大学評価 (自己点検・評価結果)  |
|                     |   | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/result/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/result/</a>   |
| *4(1)-1-15          | 中央大学学則 (既出 1-1-1)   |   |
| *4(1)-1-16          | 中央大学大学院学則 (既出 1-1-3)  |   |
| *4(1)-1-17          | 中央大学専門職大学院学則 (既出 1-1-4)   |   |
| 4(1)-3-1            | 兼任講師ガイドブック (2015 年度版) (既出 1-2-2)  |   |
| *4(1)-3-2           | 2014 年度中央大学在学学生 (2 年生以上) 学習と学生生活アンケート集計表 (既出 1-2-7)   |   |
| *4(1)-3-3           | 2015 年度 法学部 新任専任教員懇談会資料 (既出 1-2-11)   |   |
| 4(1)-3-4            | 法学部ガイドブック 2016  |   |
| 4(1)-3-5            | 経済学部ガイドブック 2016 (既出 1-2-14)   |   |
| 4(1)-3-6            | 文学部ガイドブック 2016 (既出 1-2-20)  |   |
| 4(1)-3-7            | CHUO UNIVERSITY 中央大学 GUIDE BOOK 2016 (既出 1-2-6)   |   |
| 4(1)-3-8            | CHUO GRADUATE SCHOOL OF STRATEGIC MANAGEMENT (既出 1-2-30)  |   |

## Ⅱ 教育課程・教育内容

### 【現状の説明】

#### 1. 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

○ 大学全体

##### <学士課程>

各学部の授業科目は、学部の専攻に関わる専門教育科目と、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養する一般教養科目に大別され、それらは学則別表において一覧形式で明示されている。(資料4(2)-1-26 第32条別表第二)

専門教育科目は、各学部とも学科・専攻毎に設置されており、それらが概ね導入科目群、基本・基幹科目群、関連科目群、応用科目群のように年次・semesterを追って順次、体系的に配置されている。また、外国語科目、健康・スポーツ科目、総合教育科目等の一般教養科目については、各学部によって若干の相違はあるものの、例えば外国語科目や健康・スポーツ科目は1・2年次を中心に設置されるなど、年次・semesterを追って順次、体系的に配置されている。

卒業必要単位数に占める専門教育科目と一般教養科目の割合は概ね2対1であり、このうち語学科目は学部によって異なるが8～24単位となっている。(資料4(2)-1-27)

こうした科目配置及び科目区分は、深い教養をもとに社会の問題を自らの課題とし、これを解決する能力をもった人材を養成するという本学の教育目標を実現するために必要な内容と体系性を備えていると評価できる。

また、各学部に設置される専門教育科目と一般教養科目は、必修科目と選択必修科目、選択科目に区分されている。その量的配分は学部・学科によって異なるが、卒業必要単位のうち必修科目は3割程度、選択必修科目は5割程度、選択科目は2割程度となっており、一義的にはカリキュラム上の科目区分毎に設定する最低修得単位数を修得することとしているが、科目区分毎の上限修得単位数や各年次における履修可能な単位数の上限を設定することで、講義、実験・実習、演習等の科目を通じて修得した知識・能力を総合し、学士課程としてバランスを欠いた学修に陥らないように配慮している。

なお、各学部における教育課程の適切性については、毎年の自己点検・評価を通じた検証のほか、教務委員会等におけるカリキュラムの検証を通じ、教授会の責任の下でその適切性を確保するよう努めている。

##### <修士・博士課程>

本学大学院の博士前期課程・修士課程の教育課程においては、各研究科の専門領域による違いはあるものの、学部での学修を基礎とした各学問領域における応用・発展的科目をはじめ、その周辺領域を支えるものとして、哲学分野、歴史分野、比較研究分野、情報処理分野、現代的な諸課題に対応するための特殊講義あるいは副専攻等を設けており、広い専攻領域の学修を行えるプログラムを提供することで豊かな学識を養うとともに、2年間の研究室における研究活動と教育補助活動を通じ、新たな学問の創造と発展に寄与する能力の涵養に努めている。各研究科博士前期課程・修士課程の修了に必要な

最低修得単位数は30～48単位の範囲で設定されており、その修得すべき科目の内訳（選択必修）等についても、各研究科の専門領域に応じて設定がなされている。しかしながら、教育課程そのものの体系性・順次性については、多くの研究科において履修登録に際しての指導教員による学修・履修指導を通じ、実質的にこれを担保している状況であり、必ずしも十分なものとは言えない状況にある。（資料4(2)-1-28第34条別表第二）

一方、博士後期課程における教育研究活動は、担当教員の指導の下での論文演習等が中心となり、その過程において研究経過の報告、学術雑誌への投稿論文の執筆等の学修活動を行うこととなる。その際、個々の学生の目的に応じて博士後期課程に開設されている授業科目を受講することも可能となっているが、博士前期課程に比べて単位修得を要する授業の比率は著しく小さく、教育課程としての体系性は総じて不十分なものとなっている。博士後期課程の修了に必要な最低修得単位数は4～16単位の範囲で設定されており、研究科によっては演習科目の修得に加え、講義科目の修得が必要となっている。（資料4(2)-1-8 pp.60-63、4(2)-1-28第34条別表第二、4(2)-1-29第94条別表第二）

また、博士前期課程・修士課程においては、コースワークとして、講義科目（「○○論」「○○特殊研究」等の科目や共通基礎科目、導入科目等）、演習科目、実習科目、研究科間共通科目である「オープン・ドメイン科目」等を設置しており、学生はこれらの履修を通じて修了に必要な単位数を修得し、そのうえで修士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格することにより修士学位を取得することとなっている。リサーチワークとしての論文作成指導については、授業科目としての演習科目における研究指導や授業時間外に実施される研究指導に加え、一部の研究科においては修士論文の中間報告会や研究会での報告を通じてもリサーチワークに対する指導が行われている。

他方で、博士後期課程においては、課程修了に必要な単位数を各研究科とも博士前期課程の半分に抑え、博士學位論文執筆に向けた個別指導に大きなウエイトを置いている。その上で、博士後期課程に3年以上在籍し、必要な単位を修得した上で、學位論文審査及び最終試験（口頭試問）に合格することで、博士學位を取得することが可能となっている。単位の修得にあたっては、指導教員の指導のもと、自身が専攻する領域の演習科目や特殊研究等を中心に履修することとなるが、必要に応じて他の研究科や専攻が開講する科目を一定の制限内において履修することも可能となっているほか、研究科によっては共通科目を設け、その履修を必須としている。

なお、我が国の大学院においては、教育課程としての強化の一環として、学修課題に取り組むにあたり複数の科目を体系的に履修するコースワークの整備等が求められているところであり、各研究科とも自己点検・評価の機会や、教務委員会並びにカリキュラム委員会等における日常的な検証を通じ、各研究科委員会の下でその適切性の確保に努めているところではある。ただし、本学において「博士後期課程独自の開講科目・体系的なコースワークの充実」といった観点での教育上の取組みは、一定の配慮は行っているものの、どの研究科でも格段に進捗している状況とはいえない。

## ○ 法学部

法律学科では、社会において生起する複雑で多様な紛争について絡み合った利害の対立を分析し、これを解きほぐして解決の道筋を見いだすことができる能力、すなわち高

度な法的能力を有する指導的人材の育成を教育目標としている。この目標の達成に向けて、これまでも、いわゆる六法科目を質・量ともに充実させるとともに、専門教育的授業科目を全体として、導入—基幹—発展に分け、段階的な学修が可能となるよう工夫している。

さらに、2014年度からは「法曹コース」「公共法務コース」「企業コース」から構成されるコース制を採用し、一層多様なニーズに応えられるようなカリキュラムとしており、法曹コースでは、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法という基本七法について、基礎から発展へと段階的に学修を進める積み上げ式が徹底されている。公共法務コースでは、基本七法をはじめとした法律科目を配置する一方で、「行政学1・2」「政策学1・2」「財政学1・2」「地方財政論」等、法の関連領域に属する科目もコース科目に盛り込んでいる点の特徴である。企業コースでは、科目選択の自由度が高く、法律科目に加えて学生自身の関心に応じて自由選択科目や総合教育科目、外国語科目も積極的に選択することができる点の特徴がある。(資料4(2)-1-1 pp. 6-9, pp. 19-22)

国際企業関係法学科では、グローバル化や国際社会における企業の行動原理を主体的に理解し、グローバルなレベルの諸問題の発見・解決を能動的に論理立てて提示できる基礎的能力を養うことを教育目標としている。国際企業関係法学科ではカリキュラム上コース制を採用していないが、2015年度からの新カリキュラムにおいては、体系的に国家相互間の関係を対象とする国際法学を中心とする学修と、企業活動の国際的側面を対象とする国際民事法学を中心とする学修とを、それぞれ体系的に履修できるよう導入基礎—基幹—発展の順で設計している。また、国際問題を扱う場合に不可欠な外国語力を養うため、1、2年次だけではなく、3年次以上に上級英語を必修科目として設置するなど、外国語の学修を重視している。(資料4(2)-1-1 pp. 9-11, pp. 23-24)

政治学科では、総合教育科目と専門科目の融合というコンセプトのもと、幅広い教養を身につけた専門人の育成を教育目標としている。この目標の達成に向けて、教養の要素を多分に有する政治科目を充実させるとともに、4つのキャリアデザインを想定したコース制（「公共政策コース」、「地域創造コース」、「国際政治コース」、「メディア政治コース」）を設け、学生の多様なニーズに応えられるようなカリキュラムとしている。(資料4(2)-1-1 pp. 12-14, pp. 25-32)

このように、各学科に配置している専門教育的授業科目は、階層的体系による配置がなされており、専門的学修を効果的に積み重ねることが可能となっている。

また、総合教育科目は同一系統の科目をより深く追究するために、1年次から4年次まで段階的に履修することのできるカリキュラムとなっており、外国語科目についても英語と選択外国語に加えて特設外国語等を配置し、発展的なカリキュラム構成となっている。以上の通り、法学部のカリキュラムは、学部の理念・各学科の教育目標に適合し、かつ順次性のある授業科目の体系的配置がなされているといえる。(資料4(2)-1-1 pp. 19-32)

#### ○ 法学部通信教育課程

法学部通信教育課程のカリキュラムは、教育課程編成・実施の方針においても明示している通り、①法律専門科目を履修することにより、それぞれの法律科目が対象とする基礎的な法的専門知識を得て、法的解決能力を備えることができるようにし、他方で、

②それ以外の科目を履修することにより、基本的な語学力やコミュニケーション能力、それぞれの専門的知識も含めて、広く深い新たな教養を備えることができるようにし、もって形成された、全人格的な資質としての「グローバルなリーガルマインド」、すなわち「地球的視点に立った法的問題意識と法的解決能力」が身に付くように法律専門科目（第1群から第4群で88単位必修）とそれ以外の科目（第5群から第10群で41単位必修、第11群）を体系的かつ段階的に配置している。（資料4(2)-1-2 pp. i-ii）

#### ○ 経済学部

経済学部では、学生に相応しい幅広い知識と教養、基礎学力、専門的知識を修得させるために、授業科目を総合教育（一般教養）科目、外国語科目、健康・スポーツ科目、専門教育科目に区分し、経済学部の理念と目的に照らして体系的な履修を保障するカリキュラム編成を行っている。特に、1年次においては基礎学力の修得を目的とし、導入科目の「入門演習」及び「経済入門」の2科目または総合教育（一般教養）科目の「総合教育科目演習Ⅰ」を履修することを義務付けるとともに、総合教育科目により低年次で幅広い教養を修得させるように配慮している。外国語教育においては、英語・ドイツ語・フランス語・スペイン語・中国語・朝鮮語を配置し、文化的素養の修得や異文化理解の深化、国際的視野の拡大とともに、コミュニケーション能力の修得にも力を注いでいる。専門教育科目においては、1年次における学科共通の基礎科目（基礎マクロ経済学、基礎ミクロ経済学等）の必修化及び2年次における学科基本科目（財政学、経営学等）の選択必修化を実施するとともに、それらを基礎として各学科におけるより高度の専門教育科目を関連科目として配置することによって、系統的履修を保証し、専門的知識を体系的に修得できるように配慮している。

経済学部の教育課程における開設授業科目数及び各科目群の量的配分については、経済学部生に相応しい教養と基礎学力、専門的知識を修得させるうえで十分なものとなるよう配慮している。具体的には、卒業に必要な単位数133単位のうち、各科目群における必要最低修得単位数を、専門教育科目62単位、総合教育（一般教養）科目24単位、外国語科目14単位、健康・スポーツ科目4単位と定め、加えて、科目群毎に履修できる上限単位数を設定（専門教育科目128単位、総合教育科目36単位、外国語科目28単位、健康・スポーツ科目7単位、在学中に修得できる最高履修単位数170単位）することで、経済学部生に相応しい教養や外国語能力、専門的知識を修得するために履修が偏らないように配慮している。（資料4(2)-1-3 pp. 2-23, p. 25）

以上の通り、経済学部の各科目群の配分は、概ねこうした単位配分に照応するかたちでなされており、各科目群において提供する教育内容とあわせて、経済学部の理念と目的を達成するうえで適切かつ妥当なものとなっている。

#### ○ 商学部

商学部では、設置科目のスリム化と再体系化を柱とするカリキュラム改正を行い、2015年度より新カリキュラムへ移行している。新カリキュラムは、設置科目数の縮減と再体系化、「商学部スタンダード科目」の新設をはじめとする科目群の再編、 Semester制の完全化と固定時間割の導入、履修系統図並びに科目番号制の導入を柱に、従来以

上に順次的で、学修効果に配慮した体系的なカリキュラムとなっている。

順次性への配慮として、まず1年次から商学分野全般に関する基礎的知識の修得を促すために、「商学部スタンダード科目」を設置している。商学部スタンダード科目は、各学科の学修内容を広く俯瞰するとともに、専門科目履修へ向けた基礎学力の涵養を目的とする「入門科目」、全ての学科に関わる理論的・方法論的基礎を修得する「経済科目」、同じく全ての学科に共通する研究・調査技法を修得する「リサーチ・メソッド科目」、さらに高校から大学への橋渡しを行い、大学での学習全般の導入科目としての役割も担う「導入演習（ベーシック演習）」からなっている。さらに、初年次段階から将来の進路を見据えた計画的な学修を促すため、1年次から、学科科目と併行して「ビジネス・プロジェクト講座」と「インターンシップ入門」を開講し、これに続き、2年次に「インターンシップ演習」、「インターンシップ実習」を置くことで、キャリア教育に関しても順次性に配慮した科目配置を行っている。また、既修・未修を含めて外国語科目の履修も1年次より始まり、さらに在学中の海外留学に向けた「グローバル・スチューデント講座」を、各語圏ごとに1年次から履修できるようにしている。

また、商学部スタンダード科目を基礎に、「商学部分野別専門科目」、「商学部アドヴァンスト科目」、「総合教育科目」を設置している。

「商学部分野別専門科目」は各学科の専門科目群であり、所属学科に設置される授業科目を中心に学習するだけでなく、隣接する専門分野の系統的履修を促すために、経営系、会計系、商業・貿易系、金融系、経済・法律系の5系統に識別し、各系統においてコアとなる専門科目を配置しており、一部、1年次から履修可能な科目もあるが、多くは2年次以上の配当となっている。また、「商学部アドヴァンスト科目」は、資格取得をはじめ、より実践的な学習に力点をおいたプログラム科目、少人数を対象に行われる演習科目、さらに学部・大学院共通科目からなり、発展的な内容の教育が行われている。

「総合教育科目」は、教養教育を担う「リベラルアーツ科目」、語学教育を担う「グローバル科目」、職業意識の涵養と技能習得をめざす「キャリア科目」、並びに学部間共通科目からなる。総合教育科目は、幅広い視野に裏打ちされた専門知識の涵養を担う部門として、分野別専門科目と同等の重要性を持つ部門である。そのため、大部分の科目が1年次より履修可能となっている。(資料4(2)-1-4 pp. 12-35, pp. 46-62)

このように商学部の科目群は、部門ごとの役割を明確化し、相互の機能重複をできる限り少なくするように体系化されている。これに加え、2015年のカリキュラム改正とあわせ、学生の計画的な履修に資することを目的とする科目番号制(科目ナンバリング)と履修系統図を導入しており、これにより、学生は履修に際しての学力上のミスマッチを防ぐとともに、レベルの流れに沿った履修計画を立てることで、レベルの順次性に即した履修計画が立てやすくなっている。ただし、体系的な履修計画を立てるためには、科目のレベルだけでなく、科目内容の系統についても知る必要があるため、科目ナンバリングと合わせて科目の履修系統図を作成している。(資料4(2)-1-4 pp. 63-73)

なお、商学部では、2015年度のカリキュラム改正に際し、卒業所要単位数をそれまでの124単位から136単位に改めた。新しい卒業所要単位数に占める科目群ごとの量的配分は、専門教育科目については商学部スタンダード科目が22単位、商学部分野別専門科目が52単位の合計74単位、総合教育科目についてはリベラルアーツ科目が18単位、

グローバル科目（外国語科目）が 8～16 単位の合計 26～34 単位となっている。（資料 4(2)-1-4 pp. 17-19）

## ○ 理工学部

理工学部では、理念・教育目標を実現するため、教育課程は各学科とも外国語教育科目（1・2群）並びに総合教育科目（総合教育科目（1・2・3群））が低学年次を中心として配置されている。理工学部の教育課程における基礎教育は、カリキュラム上「総合教育科目」が担い、教育目標の実現のため、各学科とも3群科目の充実と習得への要求の厳しさを維持し、低学年時に必修科目を置く構成としている。「一般教養的科目」と「外国語科目」についても、それぞれ実施の核となる担当教室に専任教員を配し、内容の充実に努めている。また、理工学部卒業生（科学者、技術者等）として社会で活躍するために最低限必要な知財・技術者倫理について学ぶ場を「学科間共通科目群」として明示し、倫理性を培う教育として、1年次に「科学技術と倫理」、1、2年次に「技術と法」、全学年を対象に「工業所有権法」、「知的財産法演習」を設置している。さらに都市環境学科においては、上級学年でさらに専門に即した技術者倫理を学ばせるため「技術者倫理」を科目として設置している。

専門教育科目についても1、2年次に基礎教育科目が必修科目として配置されているが、各学科とも専門教育科目は専門基礎から専門性の高い応用科目までの授業科目を体系的に履修できるように設置しており、学科の特徴が顕著にあらわれる科目群において学科毎に履修上の要件を定めている。また、学生の履修計画に供するため、履修系統図を履修要項に掲載している。

各学科における卒業に必要な最低修得単位数は124～130単位で、学科の教育目標にあわせてそれぞれ定めている。学科別のカリキュラムにおける授業科目の単位数や比率は学科間に多少のばらつきはあるものの、概ね70～80%前後を専門教育的科目、15%前後を一般教養的科目、10%程度を外国語科目の単位にあてている。理工学部においては、C委員会での相互チェックにより、このバランスが著しく偏ることのないよう保っていること、一般教養的科目、外国語科目毎の責任ある実施体制を担保していること、専門学科とこれらの科目の担当者の意見交換によって、学科の教育目標に即した教育内容を提供する努力がなされている。（資料4(2)-1-5 pp. 17-151、4(2)-1-30）

## ○ 文学部

文学部のカリキュラムは、教育目標及び学位授与の方針の中核に掲げる「人を読み解く力」を備えた人材の育成に向け、教育課程編成・実施の方針に掲げる「専門教育における知的訓練」を行うための科目として「専攻科目群」、「広汎な分野から得られた幅広い教養」を培うための科目として「総合教育科目群」を置き、さらに各専門分野の補完や連携を考慮した「自由選択科目群」を置いた構成となっている。（資料4(2)-1-6 p. 16）

「専攻科目群」は、各専攻の教育目標に即した科目を基礎から応用・発展に至るまで体系的かつ順次的に設置している科目群であり、1・2年次に配当されている「基礎演習」とその他の必修科目から構成されている。また、各専攻の「専攻科目」のうち、他専攻の学生も履修可能な科目を「ゴシック科目」として開放しており、「ゴシック科目」

を履修した場合の修得単位は「総合教育科目群」の必要単位数に含めることで、教育課程編成・実施の方針に掲げる二本柱の双方を具現するものとなっている。「総合教育科目群」は、初年時教育科目、外国語科目、健康・スポーツ科目、特別教養科目、アカデミック外国語・スキルアップ外国語、共通科目から構成されている。「自由選択科目群」については、固有の科目を設けるのではなく、自専攻科目や総合教育科目について必修単位数を超過した分のほか、他学部履修単位や大学院履修科目、学部間共通科目について、30単位を履修する科目群として設定している。(資料4(2)-1-6 p.16, pp.25-61)

このほか、文学部では体系的な学びを促進するための仕組みとして、「副専攻」制度及び「モデル履修」制度を導入している。「副専攻」制度は、密度の高い複数の専門知識と豊かな価値観、広い視野と複眼的視点を養成することを目的とし、自分が所属する専攻の専門科目を履修しながら、別の専攻の分野を系統的に学ぶことが可能となっている。本制度は、1学科に13専攻を設置している文学部の組織構成の特色を活かした制度であり、複線的な専門教育の可能性を学生に示す制度でもあるが、さらには、各専攻の専門教育を生かした上で、学生個々の興味とニーズを満足させる幅広い教養教育を用意するという教育目標達成の一助としても位置づけられている。「モデル履修」制度は、専攻科目群のうちのコシク科目と、既に開設されている総合教育科目によって、テーマを持った「モデル履修科目群」を複数設定したものであり、専攻の学問内容を越えた分野について系統的な履修を促すと同時に、文学部の知的財産の活用を目指している。2015年度に設定されているモデル履修科目群は、「コミュニケーションにみることばと文化」「日本語と背景」等、の8つである。(資料4(2)-1-6 pp.17-18、4(2)-1-31~32)

文学部では卒業に必要な必修単位数を126単位と定めており、専門教育にあたる「専攻科目」については68単位必修、教養教育にあたる「総合教養科目」については28単位、「自由選択科目」については30単位必修としている。さらに、自専攻科目の必修単位数を超えて履修した分や、「総合教育科目」の必修単位数を超えて履修した分については、「自由選択科目」の履修単位として換算している。(資料4(2)-1-6 p.16)

## ○ 総合政策学部

総合政策学部では、教育目標を達成するために、「基礎科目」「基幹科目」「応用科目」の3群を教育課程の中に設け、各科目群の連携を図りながら、1年次に履修する「基礎科目」から順次「基幹科目」を学び、「応用科目」へ進むという体系的な「発展型教科課程」を構築している。各科目群の概要は次の通りである。(資料4(2)-1-7 pp.2-7)

### ①基礎科目群

基礎科目群は、1・2年次において修得することが望ましい基礎的な科目群であり、「総合教育」、「グローバル・スタディーズ」、「コミュニケーションデザイン」、「外国語教育」、「電子社会システム教育」、「社会科学のための数理教育」等を設置している。

### ②基幹科目群

基幹科目群は、多様な価値観に通じ、自在な適応力をもって現代社会が抱える諸問

題を解決できる専門性を身に付ける上で必要となる科目及び関連科目から構成されている。政策科学科に関する科目は「プロフェッショナルコース」、「マネジメント・ポリシーサイエンス」の1コース・1分野に、国際政策文化学科に関する科目は「文化・地域」分野として設置されている。

### ③応用科目群

応用科目群は、学部教育の中で最も重要な科目として位置づけられており、3・4年次に配置されている必修科目の「事例研究(演習)Ⅰ」、「事例研究(演習)Ⅱ」のほか、「特殊講義」、「学術研究Ⅱ」からなる。「事例研究」を通じて、学生は自らの研究テーマに即した問題を見つけ、これを指導教員の下で調査・分析することによって、問題を解決するために必要となる思考方法や手法を習得する。

また、専門教育では、3つのコース・分野に分けられる基幹科目から選択し、24単位必修(プロフェッショナルコースの学生は「プロフェッショナルコース」36単位、それ以外の分野を副分野として14単位の計50単位必修)となっており、基幹科目全体で50単位を修得することが義務付けられている。残りの26単位については、学生の興味・関心に基づいた学修を促す意図での選択幅を担保しており、総合大学ならではの特徴を活かして、他学部履修やFLPでの学修を行える環境が用意されている。また、プロフェッショナルコースの学生の必修科目の量的配分が異なるのは、より高度で体系的な学修を行うようカリキュラム上の配慮がなされているからである。(資料4(2)-1-7 pp.14-31)

なお、卒業単位における基礎科目、基幹科目の配分が均等であるのは、多様な問題発見と解決手法の追求のためには、質の高い専門性を身につけさせることと同時に、幅広い学問領域での教養も身につけさせることが必要であるからであり、ゼミナール形式の教育によって、常に学びの「専門性と深み」、及び「広がり」を持った研究姿勢を修得させるべく指導がなされている。

このように、総合政策学部では、学問分野の性格から広範にわたる科目を履修することとなるが、その量的配分は本学の教育研究上の目的を達成する上で妥当なものであるといえる。

### ○ 法学研究科

博士前期課程について、公法専攻、民事法専攻、刑事法専攻、政治学専攻においては、それぞれの専門分野について講義科目(4単位)と演習科目(4単位)を設けている。国際企業関係法専攻においては4単位科目で構成されている「基幹科目群」と2単位科目を中心に構成されている「発展科目群」が設けられており、法律と経済(特に企業という視点から)の両分野をまたがる専門知識を修得することができるようになっており、事例研究科目(2単位)によって実務と理論の架橋を図っている。

また、専攻を越えて履修できる「共通科目群」を設け、哲学・思想や、外書講読、今日的な課題を取り扱うなどしている。その他には、「研究特論」(4単位)を設けて、社会人や外国人留学生等を中心として、専門分野での研究に不安がある学生が、基本的な調査方法、分析手法、研究技法を学び、修士論文を無理なく執筆できるよう配慮してい

る。修了に必要な単位は全専攻 32 単位であるが、そのうちの 10 単位までについては他専攻もしくは他研究科の授業科目、または交流・協定校の授業科目で修得した単位を算入できるようになっている。学生はこれらの授業科目を履修しながら、別途、修士論文を中心とした研究指導を指導教授から受けることとなっており、コースワークとリサーチワークのバランスを図っている。(資料 4(2)-1-8 pp. 64-68)

一方、博士後期課程では、各専攻に講義科目である「特殊研究」(4 単位)を設置し、修了に必要な単位として 8 単位の修得が必要である。「特殊研究」は、指導教授が担当する授業科目の履修のほか、学生自身の研究テーマと研究計画に基づき、他の教員が担当する特殊研究の履修も認められている。公法専攻、民法専攻、刑法専攻、政治学専攻における「特殊研究」は、1 年次配当科目「特殊研究Ⅰ」と 2 年次配当科目「特殊研究Ⅱ」によって構成され、年次が上がるに従い高度な講義を順次受講できる。国際企業関係法専攻については専門分野別に「国際企業関係特殊研究Ⅰ～Ⅹ」を設置し、年次に関わらず履修できるようになっている。学生は博士前期課程と同様に、授業科目の履修の他に指導教授からの研究指導を受けることとなっており、入学時点で提出を求められる研究計画書と、毎年度提出が求められる研究状況報告書により、研究指導の工程管理がなされている。(資料 4(2)-1-8 pp. 69-70)

#### ○ 経済学研究科

博士前期課程では講義科目を「基本科目」と「発展科目」に分け、基礎学力の養成を重視しつつ、専門分野の理解力向上を目指したカリキュラムを整備している。各人の進路に応じた科目選択が可能となるよう、経済学コース、国際経済コース、公共・地域経済コースの 3 コースを設置し、コースには多数の発展科目を設け、各人の進路設計に基づく系統的な履修を可能としている。指導教授が担当する「演習科目」では、「演習Ⅰ」と「演習Ⅱ」の 8 単位を履修可能とし、さらに指導教授が担当する発展科目 2 科目を必修としているため、指導教授から広くかつ適切な研修指導を受けることができる。さらに、経済学の関連分野の科目や、英語による授業科目が選択可能なオープン・ドメイン科目を研究科共通で設けるなど、学生の多様かつ個別のニーズにも対応している。博士前期課程では、発展科目の履修にあたって演習指導を行う教授の担当科目を含めて履修することを義務付けており、全体として最低 32 単位の履修というコースワークと論文指導を効果的に組み合わせる指導になっている。(資料 4(2)-1-8 pp. 71-75)

一方、博士後期課程においては、指導教授の指導により「特殊研究」1 科目 4 単位を修得することを義務付けており、当該科目の履修を通じて指導教授以外の教員からの知見も得ることが可能となっている。ただし、博士後期課程については、指導教授による論文指導の下で博士学位論文を作成することが最終目標となっており、その過程で「年次研究計画」及び「研究活動報告書」を提出させることで論文作成工程の管理を行っているため、科目が系統的・体系的に配置されているとは言い難い。(資料 4(2)-1-8 p. 76)

#### ○ 商学研究科

博士前期課程の修了要件は以下の通りである。

博士前期課程研究コース : 演習 16 単位、外国専門書研究 4 単位、  
講義 12 単位以上 (うち 2 単位は演習に振替可)

博士前期課程ビジネスコース: 演習 8 単位、外国専門書研究または実務英語 4 単位、  
講義 20 単位 以上

この要件の下、演習と講義科目には「経営」、「会計」、「商業」、「金融」、「経済」の大分類があり、さらに以下の中分類の下に各授業科目が配置されている。演習科目・講義科目ともに原則としてⅠ・Ⅱの別があり、基礎と発展、1年次と2年次といった順次性に基づいた授業が展開できるようになっているほか、「外国専門書研究」はコース別に科目が設置されている。ただし、「外国専門書研究」を除き、開設されている科目は研究コース・ビジネスコース共通であり、学修にあたっての体系性・順次性については履修モデルの提示や指導教員による履修指導を通じて実質的な確保に努めている。

博士前期課程におけるコースワーク科目は講義科目と「外国専門書研究」(留学生については「日本語専門書研究」が相当)、「実務英語」、「導入セミナー」、「研究セミナー」、「ビジネス・プラクティカル・ワークショップ」であり、修了のためにビジネスコースでは 24 単位、研究コースでは 12 単位を必修としている。一方、リサーチワーク科目は「演習」がこれにあたり、修了のためにビジネスコースでは 8 単位、研究コースでは 16 単位が必要である。商学研究科は組織的には商学専攻の 1 専攻ながら、内容としては経営、会計、商業、金融、経済の 5 分野にわたる科目を設置し、コースワーク科目を通じて幅広い知識を修得する機会を設けている。(資料 4(2)-1-8 pp. 77-84)

一方、博士後期課程の修了には「演習」12 単位が求められる。博士前期課程同様に経営、会計、商業、金融、経済の各分野の演習科目が設置され、年次に応じてⅠ・Ⅱ・Ⅲの別がある。このほか、博士後期課程の修了要件には含まれないが、博士後期課程の講義科目として複数の教員が関わり、ワークショップ的なスタイルで実施する「研究セミナー」を 1 科目設置している。博士後期課程は、学生が一定の学術的背景を既に確立していることを前提として、独創的で質の高い博士学位請求論文の執筆をめざすため、必然的にリサーチワーク主体となる。修了要件は演習 12 単位となっているが、博士後期課程の学生にも幅広い研究の視野を与えることを目的に、コースワーク科目として「研究セミナー」を設置している。(資料 4(2)-1-8 pp. 85-86)

## ○ 理工学研究科

理工学研究科を構成する博士前期課程 9 専攻並びに博士後期課程 10 専攻の教育課程の概要については、学部での学修を基礎とした応用的な授業科目を多数準備し、学生各自の問題意識に応じてこれを選択履修して知見を深めつつ専門性の体系を身に付けるとともに、2年間の研究室における研究活動と教育補助活動の経験を積んでポテンシャルを高めることが可能な教育システムを準備している。

博士前期課程において、学生は課程に 2 年以上在学し、大学院学則第 34 条第 1 項に基づき 30 単位の授業科目の修得が必要である。また、指導教授の指導の下に修士論文の提出を行い、審査及び最終試験に合格する必要がある。学部と比べ授業科目の履修ルール

は緩やかであるが、研究分野に応じた科目履修ができるよう必要な科目を配置し、履修モデルを明示している。論文作成にあたっては、「論文研修第一」では指導教員から修士学位論文作成に向けた導入的内容の個別指導を受けることができ、「論文研修第二」では指導教員を含む複数の教員から学位論文作成のために厳格な指導を受けることができる。博士前期課程においては、修了に必要な30単位のうち、主にリサーチワークとなる論文研修（修士論文指導）を12単位、主にコースワークとなる残りの単位を18単位（以上）と配分している。多くの学生は1年次にその多くの科目を履修して研究遂行に対する知識、周辺分野に対する見聞を広め、これと並行して2年間の論文研修を履修している。2年間でのコースワーク18単位修得はリサーチワークの遂行を困難にするほどではなく、バランスは十分に取れている。（資料4(2)-1-9 p.37, pp.39-87）

また、博士後期課程では、課程に3年以上在学し、研究指導を中心に展開されるが、12単位以上を修得することとしている。ただし、優れた研究業績を上げて早期に修了することもできる。博士後期課程においては、原則3年間で主にリサーチワークとなる「特殊論文研修」（博士論文指導）12単位の修得が求められる。講義等については、特段の単位要件はない。研究、実験、海外での研究発表等にバランスよく時間をあてることができるよう指導教授が配慮している。その一方で、コースワークの導入が大学院教育の実質化に向けての課題となっている。（資料4(2)-1-9 p.89, pp.93-95）

他方、副専攻については、博士前期課程は副専攻に1年以上在学し、副専攻毎に定められた必要単位数を修得し、リサーチペーパー1編の審査に合格することとしている。博士後期課程については、博士前期課程に定めた要件に加えて、リサーチペーパー2編の追加審査に合格する必要がある。副専攻については、博士前期課程の場合には1年間で主にリサーチワークとなる「特別演習」（リサーチペーパー指導）4単位、主にコースワークとなるその他の科目を8単位以上、あるいは2年間で主にリサーチワークとなる「特別演習」（リサーチペーパー指導）8単位、主にコースワークとなるその他の科目を16単位以上という構成である。博士後期課程の場合は、リサーチペーパー作成を軸に、自由な組み立てが可能である。（資料4(2)-1-9 pp.97-121）

#### ○ 文学研究科

博士前期課程の授業科目は、研究科として専攻横断的に設置する「共通科目」と専攻毎に設置する授業科目から構成され、授業科目は専門分野の名前を冠した「特講」と呼ばれる講義科目と「演習」と呼ばれる演習科目、「研究」と呼ばれる講義と演習を併用する科目に区分される。学生は、指導教授と相談をしながら、専攻設置科目及び共通科目から32単位を選択履修しなければならない。各専攻の授業科目は、文学系の専攻であれば文学だけでなく言語学、文化、芸術、思想、演劇等の科目を開設し、史学系の専攻であれば先史時代から現代までを時代別に区分して科目を設置しており、学生は自己の研究テーマを考慮し、指導教授の指導に基づき、オープン・ドメイン科目、他専攻や他研究科の科目、他大学院の科目を履修することで体系性を確保して自己の研究を深めていく仕組みとなっている。

博士前期課程のコースワーク科目は共通科目（講義と実習）、専攻設置科目（講義、演習、講義と演習の併用）である。学生は指導教授の指導により、修了要件32単位を

修得することが義務づけられている。リサーチワークについては、本人による研究以外に授業科目としての演習の中で研究指導として実施されること、授業時間外に研究指導として実施されることを中心とするが、専攻によってはこれに加えて修士論文計画の報告会や研究会での報告を通じて指導が行われている。(資料4(2)-1-8 pp. 87-106)

一方、博士後期課程の授業科目は、研究科として専攻横断的に設置する共通科目と専攻毎に設置する授業科目から構成されており、各専攻の授業科目は所属教員の研究分野に応じて専門分野の名前を冠した「特殊研究」が開設されている。「特殊研究」は講義科目として設置され、研究テーマに直接関係する内容であったり、広く専門分野に関係する内容についての知識を深める科目となっている。各専攻の授業科目は、文学系の専攻であれば文学だけでなく言語学、文化、芸術、思想、演劇等の科目を開設し、史学系の専攻であれば先史時代から現代までを時代別に区分して科目を設置している。学生は自己の研究テーマを考慮し修了に必要な16単位について、指導教授の指導に基づき、前期課程の科目、他専攻、他研究科、他大学院の科目聴講や履修を加えながら体系的性を確保して自己の研究を深める仕組みとなっている。(資料4(2)-1-8 pp. 107-113)

博士後期課程のコースワーク科目は共通科目（講義と実習）と専攻設置科目の講義である。リサーチワークの実施状況については博士前期課程と同様であるが、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的に博士論文を作成することが博士後期課程の目的であることから、リサーチワークの比重は必然的に大きくなっている。学生は指導教授の指導を受けながら、研究テーマや個々の状況にあわせてこれらのコースワークとリサーチワークを組み合わせ、博士論文の完成に向けた研究を進めることとなっている。

#### ○ 総合政策研究科

博士前期課程においては、「研究基礎科目」、「研究発展科目」、「研究応用科目」に分かれて授業科目を開設し、全て2単位として、 Semester制により前期または後期のいずれかで開講している。ただし、研究応用科目の「総合政策セミナーⅡ」のみ4単位であり、1年間を通じて開講している。学生は、指導教授の「総合政策セミナーⅠ」(1)～(4)及び「総合政策セミナーⅡ」の合計12単位が必修科目となっており、残り18単位は選択科目となっている。

研究基礎科目は政策科学を中心として、「政策」の基礎知識を構築するために設置し、研究発展科目は研究基礎科目で修得した「政策」の基礎知識に基づき、個々の学生の研究を発展させるために設置している。講義科目で得た基礎知識や高度な政策分析能力を前提として、修士論文執筆にあたっては、演習科目である「総合政策セミナーⅠ」において指導教授からの個別指導を受けることができる。さらに、研究基礎科目としての「研究方法論」と「研究発展科目」の「法政と経済」、「ビジネス政策」、「現代世界」、「文明と国家」、「アジアの歴史と文化」の5つの分野を設定し、学生が複数の分野を履修することにより、単一の専門分野に埋没せず、総合的な政策分析能力を修得できるように配慮している。このように、博士前期課程全体を通じて研究基礎科目、研究発展科目、研究応用科目として体系的な科目配置がなされている。(資料4(2)-1-8 pp. 118-120)

博士後期課程においては、「特殊研究Ⅰ」及び「特殊研究Ⅱ」を4単位として、1年間を通じて開講している。1年次に「特殊研究Ⅰ」、2年次に「特殊研究Ⅱ」を必修としており、年次に応じた授業科目の配置がなされている。

「特殊研究Ⅰ」及び「特殊研究Ⅱ」については、「法政策研究」、「公共政策研究」、「経営政策研究」、「歴史文化研究」の4つの分野に分かれており、学生は、指導教授とともに個別のテーマの研究を深化・体系化し、政策と文化を統合できる教育課程となっている。リサーチワークについては、指導教授が個別に論文指導を行う科目として、「総合政策セミナーⅠ」を設置している。博士後期課程については、指導教授が学生個々の研究課題に対して個別指導を行っており、「特殊研究Ⅰ」、「特殊研究Ⅱ」を設置し、リサーチワークを行っている。(資料4(2)-1-8 pp.121-122)

#### ○ 公共政策研究科

公共政策研究科のカリキュラムは、「基礎科目」、「展開科目」、「リサーチプログラム」の3つの科目群から構成している。

基礎科目は、公共政策についての基礎的な素養を培うことを目的とした科目群であり、4単位以上を修得する。

展開科目は、公務に携わる上で必要な専門知識レベルを修得する科目群であり、「法制度系」、「政治・行政系」、「経済学系」、「社会工学系」の4種類の学問分野から構成されており、8単位以上を修得する。

リサーチプログラムは、基礎科目と展開科目で学んだ基礎的な素養と各分野の専門知識をもとに、実際の状況にあてはめて多角的に考察し、応用能力を高める為の科目群であり、20単位の修得が必要となる。このうち、1年次に履修する「政策ワークショップⅠ」、2年次に履修する「政策ワークショップⅡ」がリサーチワークに該当し、前者についてはグループ指導によるテーマ演習を、後者は個人研究による修士論文に即した指導を実施するものとなっている。

なお、上記のほか、他研究科の授業科目または他研究科が聴講を認めた授業科目については10単位以内を限度として、修了に必要な単位数に算入することができる仕組みとなっている。(資料4(2)-1-8 pp.123-126)

#### ○ 戦略経営研究科（博士後期課程ビジネス科学専攻）

ビジネス科学専攻が想定している「総合的マネジメント」とは、基礎的な詳細分析研究と実務に適用できる応用性の高い総合化研究が相互に影響し合いながら、より高度な理論的課題への取組みと、実践的課題の解決技法の開発を目指すものである。このため、「研究指導」を中心としながらも、研究を行う基礎としての「リサーチメソッド」及び分野別にテーマを設定した応用研究として位置づけられる「講義」の3つの科目区分から教育課程を編成している。

リサーチメソッド科目は実務者の科学的研究能力向上を目的とする科目（1科目2単位）であり、1年次の前期に履修することとなっている。

講義科目は、戦略経営について研究するうえで必要となる5分野それぞれの最先端の応用研究成果を理解するために、各分野について「特別研究」を1科目2単位選択必修

の半期科目として開設している。これらの配置により、1年次に分野毎に体系化がなされた研究手法を改めて学ぶことが可能となり、そのうえで企業活動における問題分析や問題解決を、科学的な研究テーマに抽象化し分析して研究をすすめることが可能となっている。しかしながら「特別研究」については、在学生の専門性に偏りがあること等の理由から閉講している科目が多いのも現状である。

「研究指導」は、リサーチワークに相当する科目であり、博士論文の執筆を可能とするために1年次から3年次まで、「研究指導Ⅰ」、「研究指導Ⅱ」、「研究指導Ⅲ」を3科目12単位必修科目として通年で開講し、指導教授による指導を行うものとなっている。

(資料4(2)-1-13 p.6, p.8)

## 2. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

○ 大学全体

### <学士課程>

学校教育法第83条は「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定め、さらに大学設置基準第19条は、教育課程の編成について「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、その編成にあたっては、専門の学芸を教授し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう求めている。

本学は「実学教育」あるいは「実地応用の素を養う」を建学以来の教育理念に掲げ、こうした教育理念の下、本学は現在、法学部、経済学部、商学部、理工学部、文学部、総合政策学部の6学部を設置しているが、いずれの学部も、学則第3条の2に固有の教育研究上の目的掲げ、その実現のために各々の「専攻に関わる専門の学芸」を教授する専門教育科目を系統的、段階的に編成するとともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」一般教養科目を適切に配置し、さらにグローバル化等に対応した外国語教育を重視しながら、深い教養をもとに社会の問題を自らの課題とし、これを解決する能力をもった人材の育成に努めている。

各学部における教育課程を構成する基本的な教育内容については以下の通り。

### 1) 基礎教育

本学においては、各学部一般教養科目である総合教育科目、異文化理解に必要な基礎能力とグローバル化に対応した外国語能力を養う外国語科目を設置している。また、基礎教育に関する責任体制としては、各学部とも担当者会議・部会等の組織が基礎教育の実施・運営を行っている。

#### ①総合教育

本学学士課程における一般教養科目は、「総合教育科目」という名称で、いずれも人文科学、社会科学、自然科学の分野からバランスよく設置するという配慮がなされている。また、こうした分野の知識を総合するために、総合的・学際的テーマでの複数教員によるリレー形式授業である総合講座や、少人数の演習形式での授業等、教育方法上の工夫を行っている。さらに、各学部とも思想・哲学及び文学・芸術関

連の科目を設置し、倫理性を培う教育を重視する姿勢を示している。

文系学部の情報教育では、統計学等の数理教育と関連させながら科目が配置されている場合が多く、情報設備を活用したデータ処理の入門的授業から応用的な授業まで体系的に科目が配置されている。健康・スポーツ科目は実習的な科目のみでなく、健康・スポーツ科学、健康・スポーツ政策をはじめとする、スポーツや健康を学問的な対象として扱う授業科目を設置するなど、各学部とも工夫を行っている。

## ②外国語教育

グローバル化の進展に対応するため、外国語能力の育成については各学部とも重要な課題と位置づけ、1～2年次を中心に概ね2カ国語16単位程度（特定の学科では20単位程度）を必修としている。外国語の種類としては、英語、ドイツ語、フランス語、中国語は全学部で設置され、さらにスペイン語（法学部、経済学部、商学部、文学部）、朝鮮語あるいは韓国・朝鮮語（法学部、経済学部、商学部、文学部、総合政策学部）、ロシア語（法学部、商学部、文学部、総合政策学部）、アラビア語（法学部、文学部、総合政策学部）等は複数の学部で設置されている。これ以外に文学部ではイタリア語、ラテン語、ギリシャ語が、総合政策学部には、マレー・インドネシア語、ペルシア語、ヒンディー・ウルドゥー語が設置されている。また外国語運用能力を強化するという観点から、各学部ともオーラル・コミュニケーション関連の科目を置き、さらに習熟度の高い学生に対する上級コースも整備している。担当者については、オーラル・コミュニケーションを中心に当該言語を母語とするネイティブの教員を意識的に配置している。また、英語に関して、学部によってはTOEFLやTOEIC等を実施し、それらの点数を基にクラス編成を行うことによって、学生の習熟度に応じた授業内容の設定や異文化理解に必要な基礎能力とグローバル化に対応した外国語能力を修得できるように配慮している。

## 2) 専門教育

学校教育法第83条は「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定めており、本学の各学部はこの規定に基づき、各学部が掲げる学部・学科の理念、目的を実現するために「深く専門の学芸を教授研究」する専門教育を備えている。各学部の専門教育は、学部によって名称の相違があるものの「専門教育」科目群として、導入、基礎、発展という段階によって体系的に整備されている。この中では、最も基礎的で基幹的な科目を必修科目あるいは選択必修科目として主に1・2年次に配置し、その知識を前提として3年次、4年次に発展的・応用的な性格を持つ科目が積み重ねられる構成を取っている。また、こうした専門教育の卒業必要単位に占める比率は概ね6～7割程度である。

## 3) FLP（ファカルティリンケージ・プログラム）

FLPは、各学部設置されている授業科目を有機的にリンクさせて、学部・学科の枠を越えた新しい知的領域を体系的に学修し、学際的な観点から専門知識の修得と問

題解決能力を高めることを目的とした全学的な教育プログラムである。FLP は、全学連携教育機構が運営しており、①環境プログラム、②ジャーナリズムプログラム、③国際協力プログラム、④スポーツ・健康科学プログラム、⑤地域・公共マネジメントプログラムの5つの教育プログラムから構成されている。その履修システムは、プログラム毎に指定された講義科目群と演習科目群の中から必要な授業科目を2年次～4年次に継続して履修するものであり、講義科目20単位（ジャーナリズムプログラムは2013年度入学生から10単位に変更）及び演習科目12単位、合計32単位（ジャーナリズムプログラムは2013年度入学生から合計22単位に変更）の修得がプログラムの修了要件となっている。FLPにおいては、この演習科目が大きな特徴となっており、「プログラムとしての演習教育活動を軸に学生を育てていく」というFLP独自のコンセプトに基づいて見学調査、国内外実態調査等のフィールドワークや専門家を特別講師として招聘し、実践的な教育活動を展開している。（資料4(2)-1-19～23、4(2)-1-25①）

このほか、本学では、専ら「教わる」学修が中心となる後期中等教育から「自ら課題を設定し、自ら学ぶ力を養う」高等教育への円滑な移行を促すために、主に初年次において導入的な教育を重視している。各学部の導入・移行教育のために設置している科目は、15名程度の少人数による演習形式で行われているものが多いが、理工学部に関しては各学科の専門性に配慮して学科別に講義形式の科目も含めた設定がなされている。具体的な内容は担当教員に委ねられているが、その目的は、大学生活における自己管理や学生生活の生活設計等の態度・姿勢の涵養、専門書の読み方・レジュメの作り方・プレゼンテーションの行い方等の後期中等教育とは異なる大学での新しい学習の基礎的なリテラシー能力の養成、各学部・学科の専門教育の前提となる基礎知識・能力の構築等にある。（資料4(2)-2-1）

### <修士・博士課程>

本学では、大学院学則第2条において、本学に設置する大学院の目的を「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」と定めており、学校教育法第99条に定められている目的に則したものである。

この本学大学院の目的を踏まえ、博士前期課程・修士課程においては、各研究科の専門領域による違いはあるものの、基本的なスタンスとして各専門分野に係る研究能力の涵養と、そうした能力を有し社会で活躍することが可能な高度専門職業人の養成を目標としており、学部での学修を基礎とした各学問領域における応用・発展的科目、その周辺領域を支える各分野の科目、現代的な諸課題に対応するための特殊講義等を通じて広い専攻領域の学修を支える豊かな学識を養うとともに、新たな学問の創造と発展に寄与する能力の涵養に努めている。

また、博士後期課程においては、いずれの研究科においても博士前期課程もしくは専門職学位課程で培った研究成果を基盤に、研究の深化と博士学位論文作成に向けた個人指導を行い、より高度な専門的知識が人間・社会に与える影響についての洞察力や広い

視野をベースに、問題を発見して新しいコンセプトを創出し得る独創性を身につける人材の育成を念頭に置いている。博士後期課程における教育研究活動は、研究室における論文演習等が中心であり、博士前期課程に比べて単位取得を要する授業の比率は著しく小さなものとなっているが、各自の目的に応じて、博士後期課程に開設されている授業科目を受講することも可能となっており、これらを通じて、専攻分野について研究者としての自立した研究活動を行うための素養と、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識の涵養に努めている。

## ○ 法学部

法学部のカリキュラムは大きくは専門教育科目と外国語科目に区分される。専門教育科目はそれぞれの学科に関する専門科目の他に、総合教育科目、演習科目に分かれている。外国語科目では、基本的な語学力、コミュニケーション力を、総合教育科目においては、広く深い教養を、そしてそれぞれの学科に関する専門科目により、深い専門的知識と思考力を身につけられるようになっている。

### 1) それぞれの学科に関する専門科目について

法律学科及び政治学科では、2014年度のカリキュラム改正により、それぞれの学科に関する専門科目を、基本科目、コース科目（基幹科目、共通科目、展開科目）、自由選択科目に分類し、全体を基本から基幹へ（政治学科は共通から基幹へ）、基幹から展開へと体系的に配置している。

また、国際企業関係法学科でも、導入基礎から基幹へ、基幹から発展へと、体系的な科目配置を行っている。加えて、2015年度のカリキュラム改正を通じ、基幹科目においては、国家相互間の関係を対象とした国際法学を中心とする学修と、企業活動の国際的側面を対象とした国際民事法学を中心とする学修ができるよう、カリキュラムを設計している。（資料4(2)-1-1 pp. 6-15, pp. 34-39）

### 2) 演習科目について

法学部では、全ての学年に演習科目を設置しており、各演習科目が段階的かつ有機的に結合している。

1年次では、大学での学び方を修得するための演習科目を置いており、アカデミック・スキルズを学ぶ「導入演習1・2」（法律学科・政治学科）、法律学の基礎を学ぶ「法学基礎演習A1・A2」（国際企業関係法学科）を設置している。また、「法曹演習」（法律学科）は、「生きた法の運用に携わっている先輩法曹に直接接することで、法曹の役割と法曹という職業の魅力を感じとってもらう」こと、「現実社会で起きている様々な紛争を法の理念にしたがって解決する『法解釈の技法』や、その過程における『法曹の役割』に関する深い理解と修得を確実なものにする」ことを目標とし、一線で活躍する弁護士や検察官から、少人数で指導を受けるものとなっている。

2年次においては、1年次に比べて、専門性がやや高まっており、「実定法基礎演習A・B」（法律学科）では、憲法、民法、刑法の基本書講読を徹底的に行う。また、「政治学基礎演習1・2」（政治学科）では、現代政治理論、行政学、国際政治学の講義に

対応したチュートリアル教育を行い、「法学基礎演習 B1・B2」(国際企業関係法学科)では、法的素養を身につける専門教育を行うものとなっている。また、「基礎演習 1・2」(法律学科・政治学科)では、より深い教養を身に付け、国際企業関係法学科の「現代社会分析 1・2」では、履修者自らの主体的な取組みを通じて、問題発見能力や問題解決能力を鍛え、現代社会を構成する諸要素を複数の分析視角において捉える複眼的思考力を養うものとなっている。

3～4年次には、「専門演習 A1・A2/B1・B2」が配置されており、幅広いテーマで100講座以上を開講し、1学年10名程度で、自分の興味のあるテーマを探求しながら、徹底的に専門性を養うものとなっている。(資料4(2)-1-1 pp.34-39、4(2)-2-2 pp.6-7、p.133、p.153、pp.194-195、pp.249-250、p.262、4(2)-2-3 pp.4-5)

### 3) 総合教育科目・外国語科目について

総合教育科目は、総合 A (教養科目)・B (総合講座)、インターンシップ及び学部間共通科目群を配置し、同一系統(社会、歴史、科学・技術、情報・数学、心理・文化、思想・哲学、文学・芸術、身体と健康)の科目をより深く追究するために、1年次から4年次まで段階的に履修することができる。

他方、外国語科目においても、発展的カリキュラム構成が採用されている。新入生全員と2年生に TOEIC IP を実施しており、実力を正しく把握したうえで、各自の習熟度や目的に応じた講座を選択できる仕組みとなっている。また、3・4年次には、高度な語学能力の獲得を目指す学生のため上級外国語のクラスが置かれている。特に国際企業関係法学科は、「上級英語 (A) 1・2」及び「上級英語 (B) 1・2」を必修科目として置いている。(資料4(2)-1-1 pp.6-15、pp.34-50)

また、高校までの「教わる」勉強から大学での自主的学修への円滑な移行を確保するための科目として、先述の通り、法律学科・政治学科では新入生全員の履修が望ましい科目として「導入演習 1・2」を、同じく国際企業関係法学科では「法学基礎演習 A1・A2」を設置している。導入演習と法学基礎演習は、学科の教育目標の違いを反映して性格を若干異にしているが、①上級年次の専門科目の学修につながるような社会的関心の涵養、②問題の発見・調査・分析能力、論理的思考力、読解力、表現力等の基礎的学修能力の養成、③大学生活を楽しくかつ意義あるものにするための学生相互及び学生-教員間の交流、という目標を共有している。(資料4(2)-2-2 pp.6-7)

#### ○ 法学部通信教育課程

法学部通信教育課程では、法学教育や大学教育の初学者に対して「導入教育」を用意し、全国8箇所の会場を使いスクーリング(面接授業)形式で授業を行い、高等教育への円滑な移行が図れるように取り組んでいる。「導入教育」は、法律学における学修に必要な読み書き能力を修得させ、社会問題に対する批判的関心を持たせることを目的とする「導入教育 A」と、法律学の専門的な学修に必要な学修方法及び基礎的な法律情報検索能力を修得させることを目的とする「導入教育 B」の2つの科目を開講している。(資料4(2)-1-2 pp.34-36、4(2)-1-25②)

## ○ 経済学部

経済学部では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、専門教育科目を学部共通基礎科目、学科基本科目、学科関連科目に分類し体系的に配置している。そして、1年次に入門演習等の導入科目とともに、基礎マクロ経済学及び基礎ミクロ経済学の基礎科目を履修することを義務付けている。2年次には、基礎科目及びそれぞれの学科に属する学科基本科目を選択必修として履修し、主として3年次以後において、各学科に関連するより専門的な諸科目を履修する仕組みとなっている。(資料4(2)-1-3 pp. 2-23)

これらに加え、専門的知識を系統的・重点的に学修するうえで必要な科目を集めて体系化した「クラスター」を各学科に2つずつ設置しており、このクラスター履修によって、学生は経済学部及び各学科に相応しい専門的知識を修得することが可能となっている。これらのクラスターにおける学修が円滑なものとなるよう、また、学生が自身のキャリアデザインと学修のマッチングを行う際の参考となるように、クラスター毎に履修モデルを履修要項に明示する等の工夫も行っている。(資料4(2)-1-3 pp. 13-16, pp. 35-44)

また、経済学部では、幅広い教養と基礎知識、豊かな人間性を養成するために総合教育(一般教養)科目を設置しており、学生には人文科学、自然科学、社会科学の各分野からそれぞれ4単位以上修得することを義務付け、バランスの取れた教養と判断力、基礎知識を修得できるように配慮している。(資料4(2)-1-3 pp. 20-21)

さらに、地球規模で活躍できる人材の養成及び学生の外国語運用能力を含めたコミュニケーション能力の向上を目的として、様々な取組みを展開している。外国語科目には、オーラル・コミュニケーション科目及び高度な内容の上級外国語科目も設置され、経済学部生に相応しい異文化理解に必要な基礎能力と国際化に対応した外国語能力を修得できるように配慮している。なお、英語科目においては、学生がより目的を持って科目を選択できるよう、2013年度から、「特設英語」、「オーラル・コミュニケーション(英語)」にネイティブ・スピーカーが担当する「アドバンスト・クラス」を設置し、将来を見据えたより高度な内容を学修できる授業編成を行っている。(資料4(2)-1-3 pp. 18-19)

このほか、従来の専門教育科目の「演習」科目において、海外研修・実地調査を充実・発展(事前調査と報告書の提出等も含め)させた「グローバル・フィールド・スタディーズ」、「インターンシップ」の中のコースの一部として設置された「海外インターンシップ」、①「演習」科目の履修・②指定「講義」科目の履修・③「海外フィールド調査」・④「TOEICのスコアの目標(700点)」・⑤「グローバル・リーダー研修」の受講を融合させた「グローバル・リーダーズ・プログラム」等、グローバルな取組みも授業科目の一環として行われている。(資料4(2)-1-3 pp. 11-12, 4(2)-2-4 pp. 39-40, 4(2)-2-5, 4(2)-2-6 pp. 18-21)

なお、経済学部では、導入教育を重視しており、経済を基礎から学ぶ「経済入門」、学修の動機付けを与える「入門演習」、「総合教育科目演習I」を設置し、全ての新入生に対して「入門演習」、「経済入門」の2科目または「総合教育科目演習I」の学修を義務付けている。また、経済学の理解を助けるための「基礎数学」科目により高校数学からの接続を図っているほか、専門教育の第一歩として1年次に「基礎マクロ経済学」、「基礎ミクロ経済学」を履修することを義務付けることにより、新入生が幅広い教養と基礎知識を修得するとともに、高等教育に相応しいより高度の専門知識を修得する準備ができるよう配慮している。さらに大学卒業後の将来・進路設計に資するためキャリア教育

科目の「キャリアデザイン」、「ビジネス・プロジェクト講座」を1年次に設置し、新入生が今後の学習と進路を有機的に結びつけられるよう工夫している。(資料4(2)-1-3 p.17)

## ○ 商学部

商学部では、科目の順次性（年次配当方針）に配慮しながら、学士課程教育として相応しい教育内容の提供を行っている。

「商学部スタンダード科目」は、商学部の専門科目を履修するうえで不可欠となる基礎的な知識・技能を修得するとともに、所属学科に関わりなく、商学分野全体にわたる基本的な知識と教養の涵養を目的とする。具体的には、各学科における教育内容を広く俯瞰しつつ、入門的な内容の教育を行う「入門科目」、商学分野全体の背景としての経済活動に関する基礎知識と基礎理論を修得する「経済科目」、全学科に共通する調査・研究に要する基本的技能を涵養する「リサーチ・メソッド科目」、そして導入教育としての「導入演習（ベーシック演習）」からなる。(資料4(2)-1-4 p.12)

「商学部分野別専門科目」は、各学科の専門分野に関する知識と技能を修得させる専門教育の中核をなす科目群であり、経営系、会計系、商業・貿易系、金融系、経済・法律系の5系統に識別し、各系統においてコアとなる専門科目を配置するなど、各学科の特性に応じて科目の分類・配置を行っている。同時に、商学部では所属学科以外の隣接する専門分野についても系統的な履修ができるように専門科目群を学科別の専門科目としてではなく、学問系統に即した学問分野毎の科目群としてカリキュラム上に位置づけている。(資料4(2)-1-4 pp.12-15)

「商学部アドヴァンスト科目」は、専門教育科目群において、商学部スタンダード科目及び商学部分野別科目の発展的な位置づけとして、学生の主体的な選択と学びを促進するものとして設置している。まず、一般的な専門教育科目とは別に「プログラム科目」を設置し、主に資格取得や各種スキル習得を目指す学生のために設けられた実践的な科目群として、①アカウンタント・プログラム、②ビジネス・コミュニケーション・プログラム、③ビジネス・イノベーション・プログラム、④金融スペシャリスト・プログラムの4つを置いている。次に、「演習科目」として、3年次以上の高度な専門科目・演習への準備を図る「課題演習」と、商学部の特定の専門分野について学習・調査・プレゼンテーション・ディスカッションなどを行い、その総合的な成果を演習論文として総括する「演習」・「演習論文」を設置している。さらに、各界の最前線で実務に携わるビジネス・エキスパートが授業を担当する「特殊講義」、外国語による専門書講読のための基礎力を涵養する「外国語文献講義」等も設置している。(資料4(2)-1-4 p.15, pp.46-47)

「リベラルアーツ科目」は、専門科目にのみ視野を制約されることのない幅広い教養と総合的な判断力の育成を目標に、数学系、（専門科目に含まれない）社会科学系、人文科学系、自然科学系、健康・スポーツ系、情報系から構成される。リベラルアーツ科目は専門科目との併行履修が望ましいことから、1年次から4年次のどの学年においても履修できるようにしている。(資料4(2)-1-4 p.15)

このほか、外国語科目は「グローバル科目」として総合教育科目群の中に位置づけている。商学部では、ビジネスをはじめ各分野を通じて社会に貢献できる「21世紀型市民」の養成を教育目的の1つに掲げている。そのためには外国語の運用能力が不可欠であり、

語学としての基礎能力に加え、背景にある異文化への関心と理解をともに深められるように工夫を凝らしている。(資料4(2)-1-4 p. 16, pp. 50-54)

さらに、「キャリア科目」は、自立した社会人・職業人としての自己実現をめざし、そのための将来設計を自ら立てていくための助けとなることを企図して設置された科目であり、1年次に「ビジネス・プロジェクト講座Ⅰ」、「ビジネス・プロジェクト講座Ⅱ」、2年次に「インターンシップ入門」、「インターンシップ演習」、「インターンシップ実習」を設け、順次性に配慮した科目配置を行っている。(資料4(2)-1-4 pp. 55-57)

2015年度カリキュラム改正においては、従来からの教育課程を包括的に見直し、科目数を可能な限り少なくするとともに、商学部スタンダード科目の設置によって基礎教育を体系化し、履修系統図の作成も行いながら、基礎的な科目から専門科目への発展経路が明示化できるように専門科目群の再体系化を図っている。さらに、教育内容が学科毎の縦割りに陥らないよう、リベラルアーツ科目をはじめとする専門外の科目についても4年間を通じて併行的に履修できるようなカリキュラムとしたほか、演習科目、キャリア科目については順次性を特に意識するとともに、科目番号制の導入によって順次性のある履修計画を学生自ら立てられるようにしている。(資料4(2)-1-4 pp. 63-73)

なお、初年次教育については、主として商学部スタンダード科目を通じて配慮を行っている。特に「ベーシック演習」を設置することで導入教育の充実を目指しており、商学部教員の研究分野に即した様々なテーマで約70コマを設置し、情報収集の仕方、専門書の読み方、レジュメの作り方、プレゼンテーションの行い方等、大学での新しい学習に必要な基礎的なリテラシー教育を少人数形態で行っている。(資料4(2)-1-4 p. 27)

## ○ 理工学部

理工学部では、学部の理念・目的を踏まえ、学校教育法第83条に定められている「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」ことを主眼とし、とりわけ理工学としての専門性の細分化に配慮し、必要な基礎能力の体系的習得と、得られた学術能力を社会で生かすための進路指導をきめ細かく行うことに資するため、各学科別に教育課程を編成しているほか、さらに「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目として、専門教育科目群を設置している。各学科別の学問体系は以下の通りである。

### <数学科>

数学科では、基礎数学、代数学、幾何学、解析学、統計数学、数値計算法の導入から、3年次において数学の先端を学習する専門科目を配置している。また、4年次に各学生の専門分野が定められ、研究指導とより専門的な講義を受けることができる。数学の理論研究と積極的な応用に関する科目・他大学からの兼任講師による最新の知見についての講義指導も行っている。

1年次では、総合教育科目において、解析学の基礎概念として関数の連続性、微分と積分、数列・関数列の極限、級数の収束等について学修する。2年次では、1年次の

基礎科目の上に、各専門分野に至る次のステップを用意し、実数の集合から、代数学に向けては群の構造を導入している。幾何学に向けてはユークリッド空間が定義され、さらに位相空間のモデルとして距離空間が登場する。解析学に向けては複素平面上で定義される複素関数の性質が調べられる。3年次では、位相空間の一般論をはじめ、幾何学では多様体の基礎、代数学では群、環、体等の基本的な対象、解析学では複素関数論、常・偏微分方程式、ヒルベルト空間論等現代数学の主要科目を設置している。4年次には、専任教員が担当するだけでなく、外部からも特色ある研究者を兼任講師として迎え、専門教育科目の充実を図っている。(資料4(2)-1-5 pp. 42-43)

#### <物理学科>

物理学科では、自然科学の全ての基礎である物理学の教育を通して、分野にとられない、広い視野と高い見識を持つ人材を養成することを目標とし、物理学の性格上、基礎的な分野からより高度な分野への段階的教育を用意している。

基礎を固め、応用力を養うために、力学、電磁気学、量子力学、統計力学、及び物理数学という主要基礎科目は週に2日「講義及演習」という新しい形式で開講し、受講生が授業中に演習問題を解くことにより、毎回の理解度を確認しながら学習できるようにしている。履修要項に示した「物理学科科目系統図」にあるように、この「物理学及演習」の系列科目の他に、実験系列、数学系列、及び計算機関連系列というように、科目を系統的に配置し、学生が効率よく単位を取得できるよう配慮している。

また、学生の視野を広げ、その多様な志向に応えるために、「現代物理学序論」や「物理と社会」といった選択科目を開講している。そして、4年次において学生は、主に専任教員による各専門分野の講義と各研究室に分かれて行う卒業研究を通して、現代物理学の最先端に触れることができる。(資料4(2)-1-5 pp. 52-55、4(2)-2-7 pp. 24-25)

#### <都市環境学科>

都市環境学科では、日々技術革新が行われている現状を踏まえ基礎教育を重視したカリキュラムとし、基礎を固めた上で新技術に対応できる応用力をつけ、新技術を生み出せるだけの思考力を備えた技術者の養成を主眼にしている。講義だけでなく演習、実験、実習を通して専門知識を学び、さらに新しい時代のニーズに対応できる分野についても講義を提供している。「環境クリエイターコース」は専門的基礎知識、デザイン学及びCDA・GIS・CGなどの情報技術を駆使して具体的な構造物、時空間環境を計画・設計できるエンジニアの育成を目指し、「都市プランナーコース」は都市空間に関する非専門家と専門家の架け橋になれる人材、あるいは人文・社会科学にも関心を持ち、統計を道具として扱える公務員の育成を目指している。また、空間のマネジメントに関わる建築や造園等の分野にも対応する教育課程を編成している。(資料4(2)-1-5 pp. 64-68)

#### <精密機械工学科>

精密機械工学科では、高度な専門能力と創造性、豊かな教養を兼ね備えた人材を育成するため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成している。(資料4(2)-1-5 pp. 76-79)

①豊かな教養に裏打ちされた感性を磨き、地球的視野と倫理的思考能力を獲得させ

るために、外国語教育科目（英語，第2外国語）、総合教育科目（人文社会系科目、体育系科目）を設置している。

- ②専門教育科目を履修するための基礎としての数学及び物理を確実に修得させるために、高等学校教育からの連続性に留意した教育を実施する。
- ③世界に冠たる日本のものづくりの技術を継承し発展させこれを次世代へ伝える担い手を育成するために、日進月歩の技術革新に的確に対応できる基礎力の充実に目指す。そのために、工学基礎としての「力学」、「情報処理」、機械工学基礎としての「精密機械製図」、「機械力学」、「材料力学」、「流体力学」、「工業熱力学」、「伝熱工学」、「精密機械材料」、「材料加工学」、さらに精密さを追求するための「制御工学」、「計測工学」を基幹科目と位置づけ、演習を併設して知識と問題解決能力の習得を徹底する。
- ④基礎教育の徹底とともに、精密機械工学の応用の実際を学ばせ学生のキャリアデザインに資するために、ものづくりの現場の第一線で活躍する技術者を講師に迎える科目として「精密機械工学特別講義」を設置する。
- ⑤知識や技術の活用能力、問題解決能力、グループ活動における対話能力、組織的行動能力を磨くとともに、その後続く専門教育科目の学習に対する動機づけとすため、課題解決型授業科目である「精密機械工学プロジェクト」を設置する。
- ⑥身に着けた知識と技術を応用して問題解決のプロセスを実地に体験させると同時に、新たな学問的価値を創造し、その情報を発信する能力を育成するために、「卒業研究」を必修科目として設置し、指導教員と大学院学生によるきめ細かな個別指導を行う。

#### <電気電子情報通信工学科>

電気電子情報通信工学とは、電力工学・電気機器工学、電気・電子材料工学、電子デバイス工学・集積回路工学、情報通信工学、システム工学、計測・制御工学、電気化学、生体医工学等の諸工学を統合した分野を意味する。電気電子情報通信学科のカリキュラムの目標は、このような電気電子情報通信工学分野において必要な基礎知識と、それを応用・発展できる能力を教授することである。そこで電気電子情報通信学科では、この分野を大きく、電気・電子・情報通信の3分野に分け、これらに共通する基礎的知識を厳選して教授すると共に、各分野における高度な専門的知識を系統的に教授するよう努めている。また、グローバルな視点から物事を多面的に考える能力、技術が社会に及ぼす影響を理解し、技術者としての責任を自覚する能力、文化の違いを考慮したコミュニケーション能力、論理的な思考に基づく問題解決能力、自主的かつ持続的に学習できる能力等、技術者が基本的に備えておくべき知識・能力を、人文社会科学系科目、外国語科目、専門科目の演習・実験、並びに卒業研究を通して教授している。（資料4(2)-1-5 pp.90-95）

#### <応用化学科>

応用化学科のカリキュラムでは、有機化学、無機化学及び物理化学の3系列の基礎を習得し、さらに社会で実践的な対応をなす化学プロセス工学を加えた4系列におけ

る学習知識の取得を目指している。また、情報処理に関する知識をはじめとする理工学分野の基礎に幅広く目を向けて、それらを必修、選択科目として履修できるように工夫している。4年次の卒業研究においては、各自にテーマを与え研究の背景の調査、研究目的の設定、実験計画の立て方、論文検索、実験データの収集と結果のまとめ方、そして研究発表までを指導する体制をとっている。同時に、卒業研究の内容を外部に発表できる水準に引き上げるねらいから応用化学特別実験を設置している。また、絶え間なく進展する世界的な産業技術に対して最先端の研究を目指し、最新の論文を読みこなす英語力を養うために、卒業研究では輪講や文献紹介を研究室単位のゼミ形式で行っている。(資料4(2)-1-5 pp.102-103)

### <経営システム工学科>

経営システム工学科では、工学的な基礎やコミュニケーション能力、技術者としての考え方を身につけるための講義・演習のほか、経営システム工学の様々な領域に対する広範な講義と実験を用意している。専門教育の基礎となる理系科目、つまり数学、物理、化学は総合教育科目3群として1年次に履修することになっている。また、物理と化学には実験も取り入れており、これらを通して事実を客観的に観察する態度を身につけさせる。これらに加えて、英語、第二外国語等の外国語科目を学ぶことで、コミュニケーション能力と異文化に対する理解力を深め、さらに、総合教育科目2群として政治、経済、社会、倫理など人文・社会系の科目を履修することで、専門技術だけにとらわれない幅広い視野を身に付ける。

また、専門教育は、経営システム工学の直接の関心である、品質、量・納期、コスト等の経営管理の原則・手法に関する科目、解析・設計のための数理手法に関する科目、適用にあたっての道具である情報技術とその応用に関する科目、適用対象を構成する機械系・電気系等のハードウェアの基礎に関する科目、働く人の心理等の社会科学に関する科目、理論的裏付けを与える数学に関する科目で構成し、それぞれが関連している。なお、4年次には、学士課程の総決算として卒業研究に取り組み、約10名の学生に対して1名の教員が指導にあたり、自分が興味のある分野・テーマを選び、社会に巣立つための最後の仕上げを行っている。(資料4(2)-1-5 pp.112-113)

### <情報工学科>

情報工学科は、学生、教員、経済産業界、及び父母・高校の各ステークホルダーから育成が期待される学生の行動特性として、コミュニケーション力、問題解決力(デザイン)、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、及び専門性の各々の目標レベルを学年ごとに定めようとして、目標レベルを段階的に達成できるように注意深く授業を設計することを目指している。ここでいう専門性とは、専門知識を体系的に理解し、専門性の高い情報を理解し正確性を判断しようとして自らの主張を行えること、及び一定基準以上の緻密さや正確さをもって作業が行える特性を指す。目標レベルは問題行動、指示待ち行動、通常行動、自主的行動、または独創的行動に分類し、授業の中に、知る、試す・使う、気付く、決心する、行動・態度を新たに作る、という正の学習スパイラルを適切に組み込むように工夫している。それゆえ、専門性も含

め社会に期待される行動特性を計画的に育成するような教育課程における各授業の位置づけを個々の教員が可視的に把握できる構造となっている。(資料4(2)-1-5 pp. 122-125)

### <生命科学科>

生命科学科では、生命科学の広い分野を理解させるための基礎教育として、1年次には英語と他の外国語を学び、「哲学」や「心理学」などは必修とし、さらに「数学」、「物理学」、「化学」の科目の中から8単位を必修として学ぶこととなる。専門教育科目としては、「基礎生化学」、「基礎分子生物学」等の基礎科目を必修とし、高校で生物を学んで来なかった学生のために「基礎生物学」を開講している。さらに、生命科学の基本である生物の分類と生物多様性について学び、生命倫理と統合的な視野を育成するために、「進化多様性生物学」を前期に開講している。また、より生命科学に特化した英語教育として、生命科学の教員が全員で担当する少人数の「生命科学英語」の科目を開講している。2年次になると、実験を通じてより具体的に生命科学を理解できるようにカリキュラムを組んでおり、授業もより専門性を高まる。「代謝生物学」、「分子遺伝学」、「分子細胞生物学」等が開講され、基礎から応用へと展開の橋渡しをするカリキュラムの構成となっている。3年次には実験科目に加え、「応用生物学」や「バイオテクノロジー概論」等、応用を中心とした科目へと授業が展開される。また、3・4年次共通で、一般社会との繋がりを意識した生物資源経済学や環境工学等の科目を開講するとともに、4年次には「卒業研究」を必修として課し、これを通じて、自分で考え、それを実行できる自主性のある学生、社会の多方面に適応できて生物学的能力と教養を現場で生かすことのできる学生の育成を目指している。(資料4(2)-1-5 pp. 134-135)

### <人間総合理工学科>

人間総合理工学科では、幅広い理工学の基礎知識をベースに理工学の諸分野を「人を知る・測る」、「人の健康」、「人と生活環境」、「人と物質・エネルギー」の4領域から横断的に学ぶカリキュラムを編成している。

具体的には、1・2年次で「人間と自然の共生」、「人間の心と体」に関する幅広い分野から専門課程へ移行するための学問的な基礎・技法を学び、3年次には専門分野の分野横断的な実験・実習を通して、理論面の更なる理解と基本技術を体得する。また、「人間総合理工学演習」では、4つの領域における問題発見、情報収集、課題解決、発表のプロセスを通して知識を深め、協働作業を通じて課題解決に至る方法論を学ぶ。4年次には各研究分野において実績を有する研究室に配属し、3年次までに築いてきた学問基礎・技法及び分野横断的な応用力をベースに分野専門性を研磨し、高度専門知識・技術を身に付ける。このような高度専門性と実践的な応用力を習得することで、現代社会が抱える諸問題を实际的に解決できる人材の育成を目指している。(資料4(2)-1-5 pp. 142-147)

また、理工学部の特徴として、カリキュラム編成と運営の責任の大部分が学科に帰するところとなっており、その独立性が高いことが挙げられる。これにより少人数教育を

実現し、きめ細かい学生対応を実践している。このように、共通の基礎教育の上に、各学科の専門教育を実践することをもって、学科の特色（個性）を活かしながら、学科間の連携を深め、理工学部での教育上の目的の達成に努めている。

なお、理工学部の学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために講じている措置においては、特に数学・理科の「本来高校で十分学習しているべき事項」の理解が不足している層における、入学後の不利を解消するための方策を学部の重点施策としている。また、正規のカリキュラムの中における高等教育への円滑な移行にも資する配慮として、1年次（全学生対象）に「科学技術と倫理」を開講し、倫理教育のみならず、キャリアガイダンス、情報リテラシー、マナーについての講義等、キャリア教育科目の強化を図っている。（資料4(2)-1-5 p.25、4(2)-1-14 理工学部「科学技術と倫理」）

## ○ 文学部

文学部のカリキュラムは、学生の目的・興味・関心に応じることのできる多様性を持ちつつ、各学問分野における専門的かつ体系的な学びを保証した優れたカリキュラム編成となっている。各科目群の教育内容及び相互の関係性については以下の通りである。

### 1) 専攻科目群

「専攻科目群」は、文字通り各専攻の専門性を保証する柱となる科目群であり、専門的学識を培うことを目的としている。全専攻とも、ここに必修の「基礎演習科目」を8単位分設置している。これは、専攻における専門教育においてその基礎を形成し、卒業論文・卒業研究等に至るまでに積み上げていく専門教育への導入の役割を果たしているものである。「専攻科目群」全体では、必修・選択あわせて、68単位を卒業に必要な単位数と定めている。（資料4(2)-1-6 pp.25-51）

### 2) 総合教育科目群

「総合教育科目群」は、13専攻を擁する文学部が、それぞれの専門分野の垣根を越えて、共有する知的財産を有効活用した科目群である。文学・文化・歴史・哲学・社会・情報・教育・心理といった伝統的学問領域と、時代を切り開く最先端の学問を文学部共通の基礎知識として共有し、所属する専攻の専門分野のみならず、他領域の学問を学際的に学び、学部所属の教員・学生が相互に交流し、幅広い視野と複眼的な発想をもつことを目的として「初年次教育科目」、「特別教養科目」、「アカデミック外国語・スキルアップ外国語科目」、「健康・スポーツ科目」、「外国語科目」、「共通科目」の6つの科目群を設置している。（資料4(2)-1-6 pp.53-58）

### 3) 外国語科目

文学部は学部の理念に沿い、「外国語科目」を、世界の人々の営みを探求するための基本として全専攻共通の「総合教育科目群」の中に位置づけている。外国語教育については、専攻毎に必要なとされる種類と授業量が異なるため、履修方法はそれぞれ異なる。設置科目は、履修形態によって、A群・B群・C群の3群に区分している。

A群は、入学手続時申請の英語・ドイツ語・フランス語・中国語のうちの2カ国語

になる。B群は2～4年次配当の科目で、原則として各専攻に英語3科目と初修語（ドイツ語・フランス語・中国語）各2科目が設置されている。C群には、「スペイン語（初級）」・「スペイン語（上級）」・「イタリア語（初級）」・「イタリア語（上級）」・「ラテン語（初級）」・「ラテン語（上級）」・「ロシア語（初級）」・「ロシア語（上級）」・「朝鮮語（初級）」・「朝鮮語（上級）」・「ギリシャ語（初級）」・「ギリシャ語（上級）」の12科目が設置されている。（資料4(2)-1-6 pp. 55-58）

さらに、「外国語科目」とは別に新たな外国語科目である「アカデミック外国語・スキルアップ外国語」を「総合教育科目群」に設置した。「アカデミック外国語・スキルアップ外国語」は文学部の全専攻が履修できる外国語科目で、英語・ドイツ語・フランス語・中国語のいずれかの外国語で授業が行われることが特色である。海外留学を目指している学生や、外国語の卒業に必要な単位数を習得した後さらに語学能力を伸ばしたい学生などのニーズに対応できる内容を設置している。（資料4(2)-1-6 p. 52, p. 54）

入学後の導入教育を目的とする科目としては、「大学生の基礎（1）」（2単位必修）、「大学生の基礎（2）」（選択科目）がある。これらは、後期中等教育から高等教育へのスムーズな移行に資するために総合教育科目群のなかに設置している。「大学生の基礎（1）」では、大学生活における自己管理や社会性の涵養、またキャリアデザインを含めた卒業までの生活設計など、大学生として必要な知識や心得に関して、毎回重要なテーマを定め、各テーマの専門の担当者によってリレー形式の講義をする科目である。後者の「大学生の基礎（2）」は選択科目であるが、「ディベート」、「表現技法」、「異文化コミュニケーション」の中から1つを選択するものとしている。これらは全て主に演習形式の授業である。学生へのアンケート調査と組み合わせて行い、学生の関心、動向、理解度を測っている。このほか、導入教育を目的とする科目として「基礎演習」を設置している。基礎演習は、各専攻の専門分野の学習に必要な基礎的な知識や考え方を身に付けることを目的とした必修科目であり、30名程度の少人数クラスで、双方向型の授業を実施している。（資料4(2)-1-6 pp. 25-51, p. 53、4(2)-1-14 文学部「大学生の基礎」）

#### ○ 総合政策学部

総合政策学部では、教育目標である複数領域を視野に入れた「総合的な学び」を達成する上で必要な能力を効率的に身に付けることができるようなカリキュラムを展開している。必修科目としては、外国語科目、情報処理科目と「事例研究」、一部の総合教育科目、専門科目があげられている。また、専門教育については、基礎科目群で教養や語学力を修得しつつ、多様な価値観に通じ自在な適応力をもって現代社会が抱える諸問題を解決できる専門性を身に付ける上で必要となる科目及び関連科目を、「プロフェッショナルコース」、「マネジメント・ポリシーサイエンス」、「文化・地域」という3つの専門分野よりなる基幹科目群として配置し、学校教育法第83条の内容を踏まえつつ、総合政策学部の理念、教育研究上の目的に照らして、各専門分野の体系性に配慮した専門教育を展開している。（資料4(2)-1-7 pp. 1-9）

各専門分野において目指す方向性と教育内容については以下の通りである。

### 1) プロフェッショナルコース

プロフェッショナルコースは法曹、国家公務員（総合職）、国際機関職員など高度職業人の育成に主眼を置いており、大学院進学や留学を視野に入れた、長期的な展望と視界の広い学修を目指している。プロフェッショナルコースが法学関連科目に重点を置いた科目構成になっているのは、法学を軸に、既存の学問分野の限界にとらわれない、しっかりとした思考を磨いていこうとしているからであり、現行法制の諸前提と具体的な制度・方策を、隣接領域の知見を借りた新しい問題の発見と解決の中で問い直すことがコースの全体を貫くテーマとなっている。（資料4(2)-1-7 pp. 5-7）

### 2) マネジメント・ポリシーサイエンス

マネジメント・ポリシーサイエンスには、法律学、政治学、経済学、経営学等に関する多様な専門科目が設置されている。それらは、国や地方公共団体等の公共部門だけではなく民間非営利団体等の公共領域における管理について学修するうえにおいても、ビジネスの世界において創造を通して組織の問題を解決していく能力を育てるうえにおいても、重要な役割を果たしている。（資料4(2)-1-7 pp. 5-7）

### 3) 文化・地域

国際政策文化学科では、文化人類学的視点から、世界の諸地域における文化的特性を総合的に把握したうえで、政策と文化に関わる問題を解決する方法を学ぶ。この分野の特色は、世界の様々な地域の文化・社会現象に焦点を当て、その現代の姿と歴史的背景を幅広く学ぶことによって文化についての理解と研究の推進に寄与するのみならず、各種の政策課題の発生やその解決に深く関わる文化的背景や文化的要因を追究するところにある。また、アジア地域に焦点を当てて文化の多様性と歴史を総論的かつ具体的に学ぶとともに、アジアという概念を形成してきた欧米諸国との関係についても学習し、さらにそこから生まれる政策課題を検討して、解決に深く関わる歴史・文化的背景や社会的要因を追究するところにも総合政策学部の特徴がある。（資料4(2)-1-7 pp. 5-7）

また、総合政策学部の導入教育については、1年次の前期に開講される「基礎演習」がこれを担っている。基礎演習は必修であり、大学での学修に必要なリテラシー（図書館の使い方、文献の読み方、探し方、レポートの書き方、プレゼンの仕方等）を身に付けることを目指しており、1クラス15名以下のゼミ形式で行われ、個別指導体制の下で学生が担当教員と細かく相談をしながら、総合政策学部生としての問題意識の喚起、解決方法へのアクセス等、基礎的な知識・手法を身に付けることが可能となっている。（資料4(2)-1-7 pp. 7-8）

### ○ 法学研究科

博士前期課程においては、専門分野の高度化に対応した教育内容として、公法専攻、民事法専攻、刑事法専攻、政治学専攻において、それぞれの専攻に関わる専門分野をより細分化し、その分野名をそれぞれ付した「特講」と「演習」の2講座を設置している。多くの専門分野について、複数担当教員を配置し、各専門分野を深く学修できる体制と

している。その他、これら各専攻には、それぞれの専攻の名前を冠した「特殊研究Ⅰ」と「特殊研究Ⅱ」を設け、それぞれの専攻でより一層テーマ性の高い授業が展開されている。国際企業関係法専攻では、専門分野の学修を基幹科目と発展科目に大別し、事例研究も含めて基礎から発展として学べる体制を敷いている。ここでは、「LEGAL RESEARCH」を設けて、法情報に関する情報収集の方法や、法理論の研究方法等の基礎を学ぶことができる。このほか、民法法専攻及び国際企業関係法専攻では、こうした専門分野の学修を研究に応用可能とするために、あるいは専門分野の研究手法・方法に不安を覚える学生に「研究特論」を設けて対応している。

また、こうした専門分野の深化のほかに、専攻を越えて学ぶことができる共通科目群を設けている。この科目群では、「法哲学」、「法史学」、「比較法学」、「古典研究」、「社会科学基礎理論」等の4単位科目を専門分野の基礎的素養を涵養する科目として配当するとともに、各種外国法を専門に学ぶことができる「外国法研究」、複数の専門分野にわたる事項を扱う「特殊講義Ⅰ」と「特殊講義Ⅱ」等を設け、専門分野の高度化に対応できる体制を敷いている。さらには、研究科間共通科目であるオープン・ドメイン科目の履修を通じ、広い専門領域にわたる学修ができる体制を整えている。(資料 4(2)-1-8 pp. 64-68、4(2)-1-14 法学研究科「LEGAL RESEARCH」「研究特論」、4(2)-2-8 pp. 6-7)

他方、博士後期課程では、大学院設置基準第4条に定める博士課程の目的との関連においても、広く法学、政治学の基礎・応用分野における学術の研究を進め、法学、政治学及びその関連する諸分野における高度の専門性に加えて、研究者としての自立した研究活動と専門的な業務に従事するための高度の研究能力を涵養するため、専攻毎に講義科目として「特殊研究」を設置している。学生は、指導教授の担当する「特殊研究」を中心に履修しながら、その他にも専攻する専門分野に関わる科目も併せて受講する。指導教授は「特殊研究」を通じて学生の研究の深度等を把握しており、より深奥な研究指導を行う体制を整えている。(資料 4(2)-1-8 pp. 69-70、4(2)-2-8 pp. 6-7)

#### ○ 経済学研究科

経済学研究科では、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項及び同4条第1項を具体化した前掲の理念・目的を実現するために教育課程を博士前期課程及び博士後期課程に区分し、教育課程の編成・実施の方針に示すようにそれぞれの課程に相応しい能力を修得できるよう配慮している。

博士前期課程では、「広い視野」と「専攻分野における研究能力」及び高度職業人として必要な「高度な能力」を修得できるように指導している。具体的には、経済社会のグローバル化に対応し国際経済の諸問題に対する研究者を養成すること、国際的なビジネス、国際的な経済開発、経済協力等に取り組む高度専門職業人を養成すること、地方分権化の流れに対応した公共経済分野の専門的研究者を養成すること、地方自治体をはじめとする行政や公的機関において、グローバルな視野を有して、ガバナンスや公共的意思決定ができる高度専門職業人を育成することを考慮している。また、演習指導においてはレポート提出や研究報告等によりそれらの能力の修得に配慮するとともに、修士論文の評価においてもそれらの能力の修得を判定基準としている。(資料 4(2)-2-8 pp. 9-11)

他方、博士後期課程においては、指導教授の指導により「特殊研究」1科目4単位の

修得を義務付けているが、博士課程の目的に照らし研究指導の中心は課程博士号を取得することに置かれている。さらに、研究者としての活動を充実させるため指導の一環として、博士学位候補資格申請と課程博士学位申請への申請要件を設けている。これらの措置によって、学生が明確な目的意識を持って研究を進め、計画的かつ効果的に博士課程の目的を達成できるよう配慮しており、研究水準を向上させ課程博士号請求論文作成に反映させるために国際学会報告、レフリー付きの学術誌への論文発表等を奨励している。このように博士論文作成に向けて計画的・系統的な指導を行っており、それらを通じて独創的な研究と自立した研究活動を行いうるよう恒常的に研究指導を行っている。  
(資料 4(2)-1-8 pp. 31-32, p. 76)

## ○ 商学研究科

商学研究科では、博士前期課程に研究コース、ビジネスコースを設置し、博士後期課程においては研究コースとの連続性をもって体系的な学位論文指導を進めている。

### 1) 博士前期課程

#### ①研究コース

研究コースは、商学についての研究と大学教員や研究機関の研究員等の研究者の養成を理念とし、博士後期課程と連続するものであり、演習等を中心にアカデミックな世界で通用する能力の総合的養成を目的としている。指導教員の講義科目を1科目2単位と、主ゼミナールとして同じ教員の「演習Ⅰ」(1年次)、「演習Ⅱ」(2年次)、計3科目10単位を履修することを前提に、指導教員以外の他の教員からの研究指導を受けることを奨励し、指導教員のアドバイスの下に、他の教員の担当する「演習Ⅰ」(1年次)、「演習Ⅱ」(2年次)を副ゼミナールとして20単位まで履修を可能としている。こうして、体系的知識を深く身につけることと、問題関心、視野の広がりや両立させて修士論文作成に導く教育システムを目指している。さらに、アカデミックな世界で通用する能力の向上に資するために、「外国専門書研究」の履修を義務付けている。

(資料 4(2)-1-8 pp. 77-84)

#### ②ビジネスコース

「高度な専門的知識を身に付けた職業人教育」を目標とするビジネスコースを構成する学生は、2つのタイプに大別できる。1つは会計や税務関係などの知識と応用的理論を修得することによって公認会計士や税理士等の資格取得につなげようとするタイプであり、いま1つは企業経営に関して幅広く専門的な知識と実践的応用力を身につけたビジネスパーソンを目指すタイプである。ビジネスコースでは、指導教員の演習を軸としつつ、課程修了に必要な32単位のうち18単位を講義科目から選択履修することを定め、より広い知識の習得、問題関心の涵養を促している。さらに、「外国専門書研究」または「実務英語」、「日本語専門書研究」から4単位の履修を義務づけている。このことは、ビジネスコースには多数の留学生を受け入れているという特性をふまえ、その実情に配慮したものである。

ビジネスコースのカリキュラム編成においては、同コースの学生に税理士試験の税

法科目の一部免除を意図する者が相当数含まれていることから、かかる税法科目免除制度の趣旨に鑑みるとともに、職業会計人を目指す学生も念頭に、公認会計士や税理士の試験科目である税法関連科目（「税法判例研究」Ⅰ・Ⅱ、「法人税法」、「所得税法」、「消費税法」、「相続税法」）を設置して、基礎的学力と幅広い応用力の醸成に努めている。また、特色ある試みとして、「ビジネス・プラクティカル・ワークショップ」を設置し、ビジネスに深く関わる実務家の講師と連携し講義を行い、ビジネスに関する総合的理解を深めることを可能にしている。（資料4(2)-1-8 pp. 77-84、4(2)-2-8 pp. 13-14）

## 2) 博士後期課程

博士後期課程においては、他研究科や他大学からも多くの学生を受け入れつつ、商学研究科博士前期課程における研究コースとの連続性を重視し、博士学位取得へ向け一貫した体系的教育を行っている。具体的には、指導教授の担当する「特殊研究Ⅰ」（1年次）、「特殊研究Ⅱ」（2年次）、「特殊研究Ⅲ」（3年次）の計12単位の履修を通じ、学位論文作成指導の一貫性を確保している。（資料4(2)-1-8 pp. 85-86）

### ○ 理工学研究科

博士前期課程では、学部での学修を基礎とした応用的な授業科目を多数準備し、学生各自の問題意識に応じてこれを選択履修して知見を深め専門性の体系を身につけるとともに、2年間の研究室における研究活動と教育補助活動の経験を積んで、ポテンシャルを高めることが可能な教育システムを準備している。（資料4(2)-2-8 pp. 16-21）

以下、各専攻について説明する。

#### < 数学専攻 >

数学専攻の博士前期課程では、①純粋数学理論と応用数学理論の十分な知識と数学的感性を育成する、②広くは数理科学的、また工学的感性に基づく問題認識能力を培う、③豊かな学識によって裏打ちされた数学教育能力を伸ばす、④高度情報化社会を支える専門技術能力を教育する、という4点を人材育成上の目標として掲げている。

この目標の実現に向け、純粋数学から応用数学に至るまで、幅広い講義を提供している。そして代数学、幾何学、解析学、統計数学、計算数学の主要分野で、指導教員の下での「論文研修」、他分野の専門家による「特論」、「特別講義」を履修することとなっている。また、応用解析、統計数学、情報数学の講義科目に加え、各年度に応用数理も意識した集中講義を組み、各方面からの知識を吸収できるようにしている。具体的には、純粋数学と応用数学の「コア科目」に、更なる応用数学科目をペアリングするかたちで体系的に整備するほか、理論と応用を有機的に架橋・展開するプログラムを「数学特別演習」において実施することで、課程におけるコースワークの充実・高度化を志向している。その他、環境科学への応用に関係して、フィールドワークとして環境調査と解析を行い、データ収集、数学モデルによる定式化と計算機によるシミュレーション等、実際的な問題への応用研究を行っている。（資料4(2)-1-9 p. 40）

#### < 物理学専攻 >

博士前期課程では、研究機関で活躍できる研究者の育成とともに、民間企業の技術

者として有為な人材を育てることに主眼を置き、特定の専門分野の高度技術者としてよりも広い視野と基礎知識を持った問題解決型の人材を育てることを目標としている。そのため、実験と理論、古典物理学と新しい分野の物理学とのバランスを考慮しながら、広い範囲にわたる現代物理学の各領域をカバーするカリキュラムを構成している。

一方で博士後期課程への進学を視野に入れ、その基礎となる研究能力を養うことも同時に行っている。上記のカリキュラムを通じて修得される広範かつ精深な学識に加え、「物理学論文研修」を通じて、ミクロからマクロにわたり、さらには複雑系と見なされるような場合も含めて、自然界に見られる様々な現象の物理学的解明を目指して、理論的、実験的、あるいは計算機を積極的に用いた数値的な研究を実践し、研究能力の向上を図っている。(資料 4(2)-1-9 p. 42)

### <都市環境学専攻>

博士前期課程では、学士課程における「問題発掘型のエンジニア育成」という教育理念を踏襲し、自ら考え、問題を発見し、そして解明するエンジニアの育成を目的としている。そのために学士課程で修得した知識を基礎とし、実社会や自然現象を対象としたさらに広範な学識を授けるために、前期開講科目に一般的科目や総合的科目を、後期開講科目に専門的科目を配置することで、都市環境学に関する最先端の内容を基礎から応用までを学べるようなカリキュラムを構成している。研究能力の養成という観点では本学のモットーでもある「実学」を念頭に置き、我々を取り巻く地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題、異常気象、自然災害、景観と環境の保全と創造等、顕在化してきた様々な問題を地域・都市計画に反映できる、総合的な思考能力の涵養を企図している。その実現に向けて、構造・材料系、水理・流体系、地盤工学系、都市系、計算力学系、交通系といった都市環境学に関する各領域を専門とする専任教員が、都市環境学論文研修を通じて研究指導にあたっている。(資料 4(2)-1-9 pp. 44-45)

### <精密工学専攻>

精密工学は製造業の基盤を構築する重要な役割を担っている。特に「いかに造るか」から「何を創るか」に力点を置く重要性が認識される中、製品に高付加価値、創意が求められている。一方、その実現に期待がかかる先端分野では、nm 台の精度を基準とする超精密の新しい領域が広がり、マイクロマシン、ロボット、工作機械等、精密を追求する新分野の発展は目覚ましい。このような状況を踏まえ、工学先端を追求しつつ産業基盤にも貢献することを目的としたカリキュラムとして、「機械力学特論第一」、「同・第二」、「流体工学特論」、「制御工学特論」といった先端分野に対して横断的な共通科目の他に、マイクロマシン、ナノバイオテクノロジー、ヒューマンインタフェース等、先端研究に直結する個別の分野を対象とした科目を多数準備し、学術論文や国際会議に発表される最新の研究成果等に基づく知見についても紹介を行っている。学生には、研究テーマに応じた科目の修得を求めると共に、所属研究室における論文研修、国内・国際会議での学術研究発表、学術誌への論文投稿等のための研究指導を通じてグローバルな視野、そして自立したエンジニア、研究者となるための能力の向上に向けた教育を行っている。(資料 4(2)-1-9 p. 47)

### <電気電子情報通信工学専攻>

電気電子情報通信工学専攻では、電力工学、電気機器工学、電気・電子材料工学、電子デバイス工学、集積回路工学、情報通信工学、システム工学、計測・制御工学、電気化学、生体医工学等の幅広い分野を網羅するカリキュラムをもとに、各分野における高度な専門的知識を系統的に教授する体制を整えている。また、「論文研修」、研究室単位の研究報告会、中間報告書の作成と評価、年1度の研究発表会、同窓会の協力により主として発表能力を評価する同窓会賞の授賞等の取組みを行っており、様々なかたちで客観的な評価を受けることによって、講義科目の履修を通じて培われた学識を応用する能力を高めている。また、学会発表や国際会議での発表を奨励し、そのための個人指導を徹底することにより、研究能力、プレゼンテーション能力、さらにはグローバルな視点から物事を考える能力、言語の壁を越えたコミュニケーション能力、論理的な思考に基づく問題解決能力等を強化している。(資料4(2)-1-9 pp.49-50)

### <応用化学専攻>

応用化学専攻では、21世紀における地球環境、エネルギー、新素材、生命現象等の先端分野における重要な課題の解決を担う人材の輩出を目的としている。このような目的の下、学生は、機能・物性化学系、環境・プロセス化学系、生命・有機化学系のいずれかの研究室に配属され、専任教員の研究指導の下で研究活動を行い、また学士課程での講義内容をさらに専門化した授業科目を履修する。

博士前期課程の学生に求められる広い視野と深い学識を授けるために、研究内容に直結した授業科目はもとより、学生が所属する系列外の講義科目及び副専攻において開講されている科目を履修できる体制が用意されている。さらには、他の教育研究機関や他専攻での第一人者をゲストスピーカーとして招く、「応用化学特別講義」を設けている。研究能力の向上に関しては、論文研修、研究室内の週単位の研究成果報告会、年1度の学内発表会及び学会発表等の取組みを行っており、様々なかたちで客観的な評価を受けることによって、講義科目の履修を通じて培われた学識を応用する能力をさらに高めている。(資料4(2)-1-9 p.52)

### <経営システム工学専攻>

博士前期課程では、品質経営、環境経営、新製品開発、信頼性・安全性工学、統計工学、金融工学、システム工学、最適化設計、非線形システム論、ヒューマンメディア工学、知能情報学、知能システム工学を重点分野としており、これらを専門分野として指導的な役割を果たすことのできる技術者・研究者を養成する。授業科目は、「経営工学」、「信頼性・安全性工学」、「数理システム工学」、「応用情報システム」の4つの柱を中心に系統的に配置すると同時に、専攻の基礎となる理工学部経営システム工学科のカリキュラムにおける「経営工学」、「数理システム工学」、「応用情報システム」の3つの柱と密接な連携を図るよう配慮しており、学士課程における教育内容との接続性を重視している。授業実施においては、研究及び高度に専門的な業務に従事するのに必要な能力の育成を目的とし、自立的な学習を助長するような工夫を行っている。また、学生自身による発表・質疑、レポート課題による相互啓発を基本としている。こ

のほか、チームを編成しプロジェクト研究を行っている科目もある。(資料 4(2)-1-9 p. 53)

### <情報工学専攻>

情報工学専攻は、理工学研究科の教育研究目的に基づき、情報工学の基礎から応用にとり研究、開発、実務に携わるための知識と能力とを有し、情報分野で指導的役割を果たしつつ活躍できる人材を養成することを目指している。以上を達成するため、博士前期課程においては、各教員の担当する研究分野 37 科目、電子社会・情報セキュリティ副専攻科目 14 科目を開講し、基礎重視であると同時に幅の広い教育課程を設置している。これによって、情報処理分野、情報数理分野、情報システム・ネットワークと情報セキュリティ分野、コンピュータを構成するハードウェアの高信頼性設計分野の少なくとも一分野から深く課題にアプローチし、問題の発見と整理、解決策の調査と探索、解決策の考案、及び解決策の実施と評価からなる一連の過程を進めることのできる知識と能力とを備えた人材を養成している。(資料 4(2)-1-9 p. 56)

### <生命科学専攻>

博士前期課程では生命機能解析、生命圏生物学、生命機能利用の 3 つの基幹分野を設け、ミクロからマクロまで幅広い知識を身につけられるようなカリキュラムを用意している。履修モデルは、履修が強く望まれる科目をはじめ、履修が望まれる科目や関連科目が配置されており、これに沿って履修していくと各基幹分野における基礎から最先端の内容を学べるようなカリキュラム構成になっている。また、学生には自分の研究内容に近い授業科目だけではなく、他の基幹分野の講義の履修機会も与え、広い視野を持った高度な知識人の養成を目指している。生命科学専攻では、博士課程前期課程修了後は技術者として社会での活躍の場を想定した教育が主に行われている。これは、生命科学分野の今後の社会的なニーズを考慮したもので、基礎的な分野の実力を付けるとともに、生命科学の応用的な側面に重心をおいた研究・教育を継続している点が大きな特徴と言える。(資料 4(2)-1-9 p. 59, pp. 87)

さらに、理工学研究科では、博士前期課程 9 専攻の上位課程として博士後期課程を設置し、博士前期課程で培った研究成果を基盤に、研究の深化と博士学位論文作成に向けた個人指導を行い、より高度な専門的知識が人間・社会に与える影響についての洞察力や広い視野をベースに、問題を発見して新しいコンセプトを創出し得る独創性を身につける人材の育成を目指している。また、文部科学省の「21 世紀 COE プログラム」の拠点に選定された本学の研究プロジェクト「電子社会の信頼性向上と情報セキュリティ」の成果を踏まえ、情報セキュリティ技術に関する専門家養成をめざした情報セキュリティ科学専攻を、博士後期課程に設けている。

博士後期課程においては、研究室における論文演習、特別研究が中心の学修活動となり、前期課程に比べて授業による単位取得の要求は著しく小さくなる。後述する学位授与条件である、研究経過の報告及び学外の有審査論文の掲載を満たすべく、担当教員の指導の下で研究活動中心の学習生活を送ることになるが、各自の目的に応じて博士後期課程に開設されている授業科目を受講することも可能である。(資料 4(2)-1-9 pp. 89-95)

また、理工学研究科では産学連携の推進を後楽園キャンパスに拠点を持つ本学理工学研究所や研究開発機構を通じて「共同研究プロジェクト」として行っており、指導教授の判断で適宜こうした活動にRAとして関わることで、直接・間接に真の応用研究を体験できるだけでなく、理論と実務の架橋、インターンシップ、職業的倫理の涵養といった職場での指導的立場に求められる資質を身につける機会が得られるようになっている。

## ○ 文学研究科

文学研究科は、国文学専攻、英文学専攻、独文学専攻、仏文学専攻、中国言語文化専攻、日本史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、哲学専攻、社会学専攻、社会情報学専攻、教育学専攻、心理学専攻の13専攻を擁している。いずれの専攻においても、博士前期課程においては、大学院設置基準第3条第1項に基づき、講義または演習による授業を基本に、一人ひとりの研究・関心に即したきめ細かな研究指導及び論文指導が展開されており、高度の専門性を要する職業等に必要の人材育成を行うと同時に個々の学生の好奇心を煽りつつ広く豊かな学識を養うよう努めている。博士後期課程では、大学院設置基準第4条第1項に基づき、博士前期課程で培った研究成果を基盤に研究の深化と博士学位論文作成に向けた個人指導が行われ、研究者として自立して研究活動を行う能力を養成している。(資料4(2)-1-8 pp.87-113、4(2)-2-8 pp.22-27)

各専攻の教育内容を以下に要約する。

### <国文学専攻>

教育研究の対象は古今和歌集や源氏物語等の古典からアニメやネット小説にまで至り、今日なお新たな分野への対象の拡大、メディア論や読者論等の多様な観点からのアプローチ、同位元素による資料の年代特定等の新しい方法の開拓が推し進められている。国文学専攻は上代、中古、中世、近世、近代、現代の各時代と、国語学の全領域をカバーする教員組織の下で教育研究に取り組んでいる。

博士前期課程においては、国文学の全分野にわたって広い学識を授け、研究能力及び高等学校等の教職、博物館学芸員、専門図書館の司書等、高度な専門性を要する職業に必要な高度の能力を修得できるよう指導している。博士後期課程においては、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得せしめるよう、博士論文の執筆に向けて、個人指導を綿密に行っている。

### <英文学専攻>

英文学専攻では、英文学・米文学・英語学の3分野にわたる授業科目を開設している。文学関係では詩・小説・演劇・文化・批評、英語学関係では英語史・言語理論・第二言語習得等、様々なジャンルやテーマが扱われ、学生の多様な関心に対応できるカリキュラムになっている。博士前期課程では、それぞれの分野の専門的研究を進め、学際的な批評方法や理論について学ぶとともに、修士論文作成のための基礎的英語力を養い、英語で論文を書く技術を修得できるように授業が編成されている。博士後期課程では、博士論文執筆のための準備ができるように支援している。また、英語圏の

大学との間に交換留学に関する協定を確立しており、留学を奨励している。

#### <独文学専攻>

独文学専攻では、ドイツ文学、ドイツ語学、ドイツ演劇、ドイツ文化論、ドイツ史の5領域にわたる教育研究活動を行っている。学生にはドイツ語圏を軸に、さらに広い世界に目を向けてもらうよう指導を行うほか、留学を促進・奨励している。また、協定校をはじめとするドイツ語圏の大学から研究者を招いての講演、講義、そして学生を中心とした合同のコロキウムなどを催すことにより、より広く新しい視野に立って研究・考察することを可能としている。

博士前期課程においては、ドイツ文学、ドイツ語学、ドイツ演劇、ドイツ文化論、ドイツ史の5領域にわたる多彩な科目を設けることにより、高度な語学力と学問的かつ実践的な専門能力を持った人材の育成を目指している。博士後期課程では、博士前期課程に開設している科目に密接に関連しながら、さらに専門的な教育研究を行うために個別のテーマを持つ専門科目を開設し、博士論文執筆のために必要となる高度なドイツ語運用能力、実践的語学力、専門的知識の修得を目指している。

#### <仏文学専攻>

博士前期課程ではフランス語の能力を高め、フランスの文化や文学、社会や思想を深く学ぶことによりコミュニケーション能力の強化を図っており、仏検準1級取得やフランス留学を奨励している。博士後期課程では博士前期課程で身に付けた知識、能力を土台にさらに学修を進め、より専門的な研究領域へと学生を導いており、博士準備論文と博士論文の執筆、仏検1級取得、論文発表2本、フランス留学1年以上、日本フランス語フランス文学会春季・秋季大会での発表、フランス政府給費留学生試験受験を奨励している。また、博士前期課程・後期課程に共通することとして、毎年秋に学生全員による口頭研究発表会を開催しているほか、フランス人招聘研究者による講演や講義には必ず出席するよう指導している。

#### <中国言語文化専攻>

中国言語文化専攻の教育研究分野は、中国語学、中国文学、中国文化学の3つに分かれている。中国語学の分野では、文法学、方言学、中国語教育学の各領域で問題となる諸現象の分析能力を養う。中国文学の分野では、古典文学及び近現代文学の各領域について、単なる「作家研究」、「作品研究」に留まらない新たな文学研究のあり方を模索する。中国文化学の分野では、伝統中国から近代中国への転換についての思想文化学による研究、近代中国における西洋文化の導入や日本文化との影響関係についての比較文化学による研究等を行う。いずれの分野においても、活字媒体の資料だけでなく電子データも扱える調査能力、資料読解力を修得する。

博士前期課程では21世紀の中国研究の方向性を視野に入れ、①中国の伝統文化から同時代文化までの幅広い専門知識、②言語の背景となる様々な文化知識に裏打ちされた高度な中国語運用能力、③中国文学、中国語学の諸理論に関する高度な専門知識、④中国の言語と文化に関わる特定の領域についての高度な専門知識と研究方法、⑤中

国語圏の多様な文化事象を正確に分析できる能力等を培うことを目標としている。博士後期課程では、博士前期課程で培った知識と能力を基礎として、より専門的な研究の深化を図っている。

#### <日本史学専攻>

日本史学専攻の教育研究分野は、先史・古代から近現代に至るまで考古学を含む各時代を対象とし、実証を基礎として広い視野から客観的・総合的に歴史事象を把握することを目標とした教育を行っている。

博士前期課程においては正確な史料読解や考古資料をもとに多面的に歴史像を構築する力を養い、博士後期課程においては自立した研究者として専門を深める能力を伸ばすよう指導している。また、近年社会的要請が高まっているアーカイブズ関連の授業をいち早く取り入れ、大学共同利用機関である国文学研究資料館が実施している「アーカイブズ・カレッジ（史料管理学研修会）」との連携によって、アーキビスト養成の教育も充実している。これに対応する科目として、博士前期課程に「史料管理学演習」、博士後期課程に「史料学特殊研究」を設置している。

#### <東洋史学専攻>

東洋史学専攻の教育研究分野は、中国史、中央アジア史、イスラーム（中東）史を対象とし、地域的にはアジア及びマグリブのほぼ全域を、時代的にも古代から近現代に至るまでをカバーしており、多様なニーズに応じた幅広い教育・研究が可能になっている。

博士前期課程においては、高度に専門的な研究方法を修得するとともに、優れた語学力を身につけることが目指される。博士後期課程では、研究能力・語学力の向上を図ることと併せて、研究成果を学術雑誌や学会（国際誌・国際学会を含む）において公表・発信するための各種スキルをも高めることで、在学中に博士号の取得が可能となるよう、密度の濃い指導を行っている。また、最新の研究成果を吸収し、研究能力や問題意識・語学力を高めるために、第一線で活躍する外国人研究者の講演会を開催したり、ゲストスピーカーとして招いたりすることにも力を入れている。

#### <西洋史学専攻>

西洋史学専攻の教育研究分野は、古代オリエント史、ヨーロッパ中世史、ヨーロッパ近世史、社会史、アメリカ現代史を対象としており、時代では古代から現代まで、地域は広くヨーロッパ、メソポタミア、アメリカの歴史を研究できるよう、指導を行っている。

博士前期課程では、基礎的な研究能力を高めるとともに、課程を修了して教職等に就く学生も視野に入れて国際的な視野とコミュニケーション能力を養成することを目的としている。なお、西洋史学専攻ではとりわけ語学が重要であるため、古代の言語やラテン語を中心に語学力を高める指導を行っている。博士後期課程では自立した研究者となるために研究を深化させ、博士論文を完成させることを目標とし、学会報告や論文執筆のための指導を行っている。西洋史学の研究では、研究対象とする地域に

赴いて学び、史料収集する事が必要であるため、学生の必要に合わせて留学するための支援や留学中の指導も行っている。

### <哲学専攻>

哲学専攻は西洋哲学と東洋思想を二本柱としており、西洋哲学では古代ギリシャ哲学から現代哲学まで、東洋思想では中国哲学から日本思想までの教育研究に取り組んでいる。いずれの授業でも、哲学研究の原点である原書の読み込みに重点を置いた講義・演習を行っている。そのため哲学専攻では、原典を原語で正確かつ精緻に読解するために語学を重視していることも特徴の一つである。哲学専攻では、各分野で原典の講読をカリキュラムの中心に据えており、哲学史上の大著を講読する場合には数年間にわたってその授業が継続することもある。したがって、博士前期課程と博士後期課程のカリキュラムは実質的に連続性がある。

### <社会学専攻>

博士前期課程では、指導教員をはじめとした研究室スタッフのもとで、個々の学生の専門分野について指導教員の下で研鑽を積むと同時に、社会的な理論と実証、調査研究の手法についてできる限り幅広く学び、社会学の基礎力を身に付けることを追求している。さらに博士後期課程では、指導教授との緊密な個別指導と研究室内外の知的刺激によって、学会報告や投稿論文・博士論文の執筆に向けての実践的な訓練を行い、専門的技量を高めることを追求する。研究・教育の専門分野も多彩で、とりわけ社会病理、社会運動、家族、都市・地域、社会学理論と社会学史、臨床社会学を対象とし、隣接専攻の社会情報学とカリキュラムの乗り入れや共同研究等の多くの面で協力し合うことで、一段と厚みのある研究と教育が可能となっている。さらに、首都圏にある大学院間での単位互換制度があり、他大学の大学院の授業にも参加できる。

### <社会情報学専攻>

社会情報学専攻では、メディア・コミュニケーション、メディア文化、社会意識と社会心理、社会調査とデータ解析、図書館情報学、情報システム学の6つの学問領域を柱に、演習を中心とした少人数授業を行っている。具体的に扱うテーマはテレビや新聞といった伝統的なマスメディアから、インターネットやモバイルメディア等を含む各種のコミュニケーション研究／メディア研究、社会意識と社会心理、社会調査法と統計処理技法、データベースと情報検索システム、図書館等の情報組織の経営、文字、音声、映像等の様々なメディアによる情報の記録と伝達及びそれらを支える情報システム等である。

博士前期課程では、基礎理論やそれをベースとして派生した基本的研究テーマとの関連で研究と指導を行っている。この場合も単なる理論の域に留まらず、実際の社会的課題の解決に資するような問題の設定を行うよう指導している。博士後期課程では、学術的見地から見てより高度な、もしくは、社会への波及効果やインパクトのより大きい研究テーマを設定するよう、研究指導している。いずれの場合も社会情報学という学問の特質を反映した授業、指導内容になるよう努めている。

### <教育学専攻>

本専攻の領域としては、大きく教育哲学、教育史、教育行政学、教育社会学、教育方法学、生涯教育論等、6つの領域を対象としている。

博士前期課程では教育学についての高度な専門的知識を持った職業人を育てることを主な目的としている。中学校や高校の教師という立場で、あるいは社会教育や福祉などの現場において、大学院で学んだ知識や研究方法を活かして活躍することを目指す学生もいる。今後は、国際協力にかかわる職業に就くことやキャリア支援に関わる企業に就職するといった可能性も考えられる。

また、博士後期課程では研究者・実務家養成を目的としている。博士後期課程においては博士論文の提出が最大の課題になることから、それに向けて、専門分野について個別指導を行うとともに、専門学会での研究成果の発表等を通して他大学の教員や学生との研究交流を活発に行うように指導している。

### <心理学専攻>

心理学専攻の博士前期課程は、知覚心理学、認知心理学、生涯発達心理学の分野を対象とする「心理学コース」と、「こころ」の問題を理解し援助することを目指す理論と実践を対象とする「臨床心理学コース」の2コースから構成されており、「心理学基礎理論」を必修科目として、幅広い研究分野から総合的に心理学研究を見ていくことのできる力を備えるように指導を行っている。博士後期課程では、心理学の個別領域における最新の研究成果を学びながら、実験・調査等を通じて実証的な研究成果を個別の論文として発表し、学術的な価値の高い博士学位請求論文を執筆して学位を取得することを目指している。なお、博士前期課程臨床心理学コースは、臨床心理士資格認定協会の第2種指定大学院として認定されており、指定大学院として本格的な教育を行っている。

### ○ 総合政策研究科

総合政策研究科では、教育理念を実現するために、個々の学生が政策学系領域及び文化諸領域の広範囲な研究領域にわたって履修できるような充実したカリキュラムが組まれている。

博士前期課程では、教育理念をより具現化するために、政策科学を中心として、「政策」の基礎知識を構築するために設置した研究基礎科目である「研究方法論」と、「法政と経済」、「ビジネス政策」、「現代世界」、「文明と国家」、「アジアの歴史と文化」の5分野から構成される「研究発展科目」を設定している。また、各研究指導分野で獲得した高度な知識や政策分析能力を背景に、「総合政策セミナーⅡ」では一定の研究テーマに専門領域の異なる教員が複数集まって共同演習を展開し、幅広い思考力も培われるように配慮している。(資料4(2)-1-8 pp.118-120、4(2)-2-8 pp.29-30)

また、博士後期課程のカリキュラムについては、「法政策研究」、「公共政策研究」、「経営政策研究」、「歴史文化研究」の4分野で構成し、分野毎に複数の授業科目(「特殊研究」)を設置することで、学生は授業科目の履修及び指導教授からの研究指導によって、高度な研究能力を修得することができる仕組みとなっている。(資料4(2)-1-8 pp.121-122)

## ○ 公共政策研究科

公共政策研究科は、複数学部を基礎とする、いわゆる独立研究科としての特色を有する。具体的に、「基礎科目」においては、「公共哲学」、「基礎統計学」、「政策・計画技法Ⅰ・Ⅱ」等を設置し、公共政策についての基礎的な素養を培うとともに、各分野の「政策プロフェッショナル」を目指す上で必要な理論的思考力や基礎的な分析能力を修得させるうえで必要な内容を提供している。さらに、展開科目においては、「法制度系」、「政治・行政系」、「経済系」、「社会工学系」の各系列において、一般の公務に携わるうえで必要なレベルの専門知識を修得させる上で必要な科目を置いている。その上で、これらの科目群で学んだ基礎的な素養と各分野の専門知識を、各種の政策問題や実際の状況にあてはめて多角的に考察し、データ解析やモデル分析の応用能力を高めるための科目群としてリサーチプログラムを設置している。「政策演習」をはじめ、具体的な政策 이슈に関する「政策ディベート」、学外機関の協力を得て調査あるいはインターンシップの形態を採る「調査実習」、さらに文献講読、講義、調査、報告等の教育方法を組み合わせた「政策ワークショップ」において学修することにより、広く公共分野で活躍できる高度専門職業人としての政策プロフェッショナルを養成するために必要な資質・能力を涵養する教育課程となっている。(資料4(2)-1-8 pp.123-126、4(2)-2-8 pp.33-34)

## ○ 戦略経営研究科（博士後期課程ビジネス科学専攻）

ビジネス科学専攻の教育課程は、まず、テーマに即した分析手法であるリサーチメソッド科目を履修し、「経営戦略」、「マーケティング」、「人的資源管理」、「ファイナンス」、「経営法務」という5分野の科目を配置した講義科目を通じて多面的な考察ができるような工夫を行っていること、その上で研究テーマを「研究指導」によって完成させていくという体系となっている点が特徴である。

リサーチメソッド科目については、ビジネス科学専攻の教育課程の柱である5分野の研究手法はそれぞれ異なることから、「統計学」、「ファイナンス統計」、「社会調査法」、「ケース研究法」の4科目を設置し、学生が企業活動の中で経験的に身に付けた問題分析や問題解決のための知識を、科学的な研究テーマに抽象化し分析するのに必要な研究手法を身に付けるものとなっている。

講義科目は、戦略経営について研究するうえで必要となる上述の5分野それぞれについて「特別講義」を設置し、それぞれの最先端の応用研究成果を理解するものである。

「研究指導」は、特定の職業に就きながら博士の学位取得を目指す学生の研究能力を涵養するものであり、現実に見える「総合化マネジメント」スキルを身につけるために有効な研究テーマを論文化する過程において、理論的な洞察力に優れた教員や長年の実務経験のある教員と議論・研究を進めることを通じ、観察されたデータから因果関係を学ぶ因果的推論ばかりでなく、観察によって他の観察されていない事実を学ぶ・または発見するという記述的推論による研究能力を高めることが可能なものとなっている。

(資料4(2)-1-13 p.6、4(2)-2-9 pp.32-33)

## 【点検・評価】

### ● 基準4－(2)の充足状況

本学では、学校教育法や各種の設置基準の内容を踏まえつつ、各教育課程単位において、各学部・研究科の教育研究上の目的に基づき、教育課程としての体系性・順次性等に配慮しつつ、各教育研究組織における学修・研究を通じて修得すべき能力・専門性を涵養するに相応しい教育課程を整備している状況にある。博士後期課程において、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮した取組みが十分な成果を得るには至っていないなど、さらに改善に努めるべき課題は見受けられるが、本項目の基準に対し概ね充足している状況にある。

#### <効果が上がっている事項>

##### ○ 商学部

- (1) カリキュラム改正に伴い、科目数の縮減と科目区分の見直しを図り、カリキュラム全体の再体系化を行ったほか、これと合わせて、履修系統図と科目番号制を導入している。これにより、学生自らが科目のレベルと学問系統に即した履修計画を立て、これに基づく体系的な学修が可能となっている。(資料4(2)-1-4 pp. 12-35, pp. 63-67)

##### ○ 文学部

- (1) 文学部の教育課程は、「専門教育における知的訓練」を行うための専攻科目と、多彩な科目を擁する総合教育科目群を配置し、自由選択科目やゴシック科目の運用によって専門領域のみならず幅広い領域の学びを可能としており、さらにそれを促進するための方策として副専攻制度やモデル履修科目群を設置するなど、学部の教育目標に相応しい編成となっている。(資料4(2)-1-6 pp. 16-18)

#### <改善すべき事項>

##### ○ 大学全体

- (1) 現在の各学部における教育内容・方法と、本学の学士課程に共通した教育スキームを担う全学連携教育機構が提供する全学的教育プログラムとの関係性を一層整理することで、本学学士課程としての質的向上を図ることが必要となっている。
- (2) 教育課程としての実質化が求められているが、博士後期課程独自の開講科目・体系的な「コースワークの充実」といった観点での教育上の取組みは、いずれの研究科においても大きな進展が図られている状況とはいえない。

##### ○ 経済学部

- (1) 1年次の導入科目である「入門演習」が前期と後期にともに配置されており、特に、後期に履修する学生については、大学生としての素養を身に付ける時期としては遅いと言える。今後、全ての「入門演習」を前期に開講することが求められている。
- (2) 「基礎マクロ経済学」、「基礎ミクロ経済学」について、1年次の前期・後期に開講されているが、これまで、動機付けができていないまま学生が学修をする中で、学生がつまずきが発生している。また、近年、この2科目の単位修得率の低下が問題となっ

ている。

○ 商学研究科

- (1) 博士前期課程のカリキュラムは学生のニーズや社会の動向に合致した科目を設置することに努めてきたが、設置科目数が多く、2015年度は約半数が休講しているなど、学生にとってわかりづらいものとなっている。また、学修にあたっての体系性・順次性についても、履修モデルの提示や指導教員による履修指導を通じて実質的に確保しているものの、教育課程としては不十分な部分を有しており、カリキュラム改革が喫緊の課題となっている。

○ 文学研究科

- (1) 2015年度に、国際化と学生の多様化に対応して授業科目の見直しを行う等、カリキュラムの全部改正を行った。しかしながら、大学院で専攻する分野を学部で学習していない留学生や大学院で学際分野を研究する学生に対しては、現在の学生規模では授業科目を開設しても履修者が継続して出ないため講座を維持できない等、その必要性を満たせないところがあり、課題となっている。

○ 公共政策研究科

- (1) 公共政策研究科の特色科目である「政策ディベート」に2年連続で履修者がいない原因の精査ができていない状況である。学生のニーズに合っていない講義内容なのか、時間割設定の問題なのか等、原因の分析を行うことが課題である。

○ 戦略経営研究科

- (1) 戦略経営について研究するうえで必要となる5分野それぞれの最先端の応用研究成果を理解するために、5分野それぞれについて「特別研究」を設置しているが、在籍学生数が少ないことや履修者の希望の偏り等の要因により、履修者がおらず閉講している科目が多くなっている。

**【将来に向けた発展方策】**

<効果が上がっている事項>

○ 商学部

- (1) 改正カリキュラムの成果並びに問題点について、教務委員会、カリキュラム委員会を中心に検証を行うとともに、引き続き改善が必要な事項について検討を行い、商学部のカリキュラムの更なる充実を図っていくこととする。

○ 文学部

- (1) 教育課程については、教務委員会及び総合教育科目運営委員会を中心に学生の履修動向等も注視しながら随時検証を行い、文学部の教育目標の達成に相応しい教育を提供できるよう努めていくこととする。

## <改善すべき事項>

### ○ 大学全体

- (1) 全学的な教育プログラムの担い手となっている全学連携教育機構の本学学士課程における位置づけや機能・役割については、これまでも学部長会議を中心に議論される機会があったものの、具体的な結論を得るには至らず、未だに曖昧となっている部分も残されており、現状では、本学の学生が在学中に身に付けておくべき能力を涵養するための全学的教育プログラムの新たな進展が期待できない状況にある。そのため、本学学士課程としての更なる質的向上を図るべく、今後も継続して学長・学部長と全学連携教育機構長との間で意見交換をしながら、本学学士課程において当該機構が担うべき役割の明確化や、各学部との協力関係の構築に努めていくこととする。
- (2) 教育課程の見直しは研究科ごとの取組みが中心となる事項であるが、学生の多様化と学生数の減少に伴い、一授業あたりの学生数が少なくなる中で教育課程の整備を行っていくところの難しさがあることは共通している。現在、文系大学院（法学、経済学、商学、文学、総合政策研究科）全体の改革に向けた意見交換を研究科委員長間で行っており、博士後期課程におけるコースワークのあり方を含め、共通化が可能な部分については共通化を図っていくなど、今後における教育課程の充実に向けた検討を進めていくこととする。

### ○ 経済学部

- (1) 1年次の導入科目である「入門演習」の開講学期の問題については、2016年度授業編成方針を6月中旬開催の教務委員会にて検討し、前期に科目を配置するなど、具体的な対応を行っていく。
- (2) 新入生に対しての「経済学への誘いガイダンス」を実施していくこととあわせ、経済学に対する学修の動機付けをテーマとして、改革検討WGにおいても、経済学部における導入科目のあり方を検討していくこととする。

### ○ 商学研究科

- (1) 改革委員会において、授業科目の体系化や科目のスリム化を含むカリキュラム改革に向けた検討を行っており、今後の検討の過程において必要な調整を行っていく。

### ○ 文学研究科

- (1) 今までは教員の個別指導と学生本人の自助努力に委ねてきたこれらの部分の学習を、学部開設されている科目を利用することで対応ができないかといった観点から、学部開設科目を利用し、①研究分野に必要な基礎力の強化、②周辺領域の知識の強化に繋げることができないか、教務委員会で検討を行っているところであるため、この検討結果に基づき対応策を講ずることとする。

### ○ 公共政策研究科

- (1) 「政策ディベート」に履修者がいない原因を教務委員会等で調査・検証し、次年度以降の履修者増加を目指すこととする。

○ 戦略経営研究科

(1) 教務委員会にてカリキュラム全体の見直しを行い、適正な授業編成に努めるとともに、学習指導等を通じて複数の分野を横断した履修を促していく。あわせて、定員充足についても継続して取り組み、閉講科目の減少に努めることとする。

【根拠資料】 「\*」はCD-Rに保存

4(2)-1-1	履修要項2015 中央大学法学部(既出1-2-10)	4(2)-1-32	2015年度 文学部時間割
4(2)-1-2	別冊白門 2015年度(既出1-2-12)	*4(2)-2-1	各学部における導入科目一覧
4(2)-1-3	2015年度入学生用履修要項 中央大学経済学部(既出1-2-13)	4(2)-2-2	導入演習/法学基礎演習/実定法基礎演習/基礎演習/政治学基礎演習/法曹演習募集要項2015
4(2)-1-4	FACULTY OF COMMERCE CHUO UNIVERSITY 2015 中央大学商学部履修要項(既出1-2-15)	4(2)-2-3	法学部ガイドブック2016(既出4(1)-3-4)
4(2)-1-5	2015中央大学理工学部履修要項(既出1-2-17)	4(2)-2-4	2015年度経済学部授業時間割
4(2)-1-6	2015年度入学生用 文学部履修要項(既出1-2-19)	*4(2)-2-5	グローバル・リーダーズ・プログラム募集要項
4(2)-1-7	ACADEMIC CATALOG 2015 中央大学総合政策学部履修要項(既出1-2-21)	4(2)-2-6	経済学部ガイドブック2016(既出1-2-14)
*4(2)-1-8	2015年度 大学院履修要項(既出1-2-23)	4(2)-2-7	2015年度中央大学理工学部時間割
4(2)-1-9	履修要項2015 中央大学大学院理工学研究科(既出1-2-24)	4(2)-2-8	中央大学大学院Guide Book 2016(既出1-2-6)
4(2)-1-10	2015年度中央大学専門職大学院国際会計研究科履修要項(既出1-2-26)	4(2)-2-9	CHUO GRADUATE SCHOOL OF STRATEGIC MANAGEMENT(既出1-2-30)
4(2)-1-11	2015履修要項 大学院法務研究科(既出1-2-29)		
4(2)-1-12	2015年度履修要項 中央大学ビジネススクールMBAプログラム(既出1-2-31)		
4(2)-1-13	中央大学ビジネススクールDBAプログラム(博士後期課程) 2015年度履修要項(既出1-2-32)		
*4(2)-1-14	2015年度シラバス(法学部、経済学部、商学部、理工学部、文学部、総合政策学部、法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、文学研究科、総合政策研究科、公共政策研究科)		
*4(2)-1-15	2015年度中央大学専門職大学院国際会計研究科講義要項		
4(2)-1-16	2015講義要項 大学院法務研究科		
*4(2)-1-17	2015年度講義要項 中央大学ビジネススクールMBAプログラム		
*4(2)-1-18	中央大学ビジネススクールDBAプログラム(博士後期課程) 2015年度講義要項		
4(2)-1-19	ファカルティリンクージ・プログラム履修・演習要項 2015年度 <環境プログラム>		
4(2)-1-20	ファカルティリンクージ・プログラム履修・演習要項 2015年度 <ジャーナリズムプログラム>		
4(2)-1-21	ファカルティリンクージ・プログラム履修・演習要項 2015年度 <国際協力プログラム>		
4(2)-1-22	ファカルティリンクージ・プログラム履修・演習要項 2015年度 <スポーツ・健康科学プログラム>		
4(2)-1-23	ファカルティリンクージ・プログラム履修・演習要項 2015年度 <地域・公共マネジメントプログラム>		
4(2)-1-24	2015年度レポート課題集・授業科目の内容		
4(2)-1-25	中央大学公式Webサイト		
	① 特色ある取り組み(ファカルティリンクージ・プログラム(FLP)) <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/gp/flp/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/gp/flp/</a>		
	② 中央大学法学部通信教育課程Webサイト(学習案内) <a href="http://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/study_guide/">http://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/study_guide/</a>		
*4(2)-1-26	中央大学学則(既出1-1-1)		
*4(2)-1-27	理工学部 学科別授業科目比率		
*4(2)-1-28	中央大学大学院学則(既出1-1-3)		
*4(2)-1-29	中央大学専門職大学院学則(既出1-1-4)		
*4(2)-1-30	各学部における教育科目区分毎の卒業に必要な単位数一覧		
4(2)-1-31	2015年度文学部副専攻履修要項(2012~2015年度入学生用)		

### Ⅲ 教育方法

#### 【現状の説明】

##### 1. 教育方法および学習指導は適切か。

○ 大学全体

#### <学士課程>

文系5学部では主として講義、演習、実習(実技)が、理工学部ではこれらに加えて実験・実習が主な授業形態となっている。演習科目については1ゼミ15名程度という少人数を目標としている。語学科目では1クラス40名以内で、習熟度に応じたクラス編成を行っている学部が多い。また、講義科目では、多くの学生を対象に知識を体系的に教授することから、大教室・中教室等で実施されることが多く、履修希望者が多数に及ぶ際には授業を分割している場合もある。さらに、各学部とも情報教育専用のワークステーション以外にも、大教室・中教室・小教室の大半にテレビ、ビデオ、DVD、PC、OHP、プロジェクタ等の多様なメディア設備を常備し、これらの施設・設備・機器等によってパワーポイントやインターネット等を活用することで、必要に応じて各授業の教育効果をより高めるための工夫がなされている。(資料4(3)-1-38)

また、各年次・学期における学修密度を保証するため、全ての学部において各年次・学期毎に履修科目登録の上限(年次最高履修単位)を定めている。上限単位数は学部や年次進行によって若干異なるが、各学部とも概ね39~49単位(総合政策学部においては留学やインターンシップ等の経験学修活動を許容するため、また意欲のある学生に対して履修制限を緩和するほか、早期卒業を可能にするため、46~56単位)となっている。

学修指導については、各学部とも、入学時における新入生向けの各種ガイダンス、2年次以降の履修ガイダンス、演習募集・履修時・卒論作成時のガイダンス等を実施するとともに、履修要項、講義要項等を作成して丁寧な履修指導を行っている。さらに、1年次の演習科目担当者や外国語科目担当者と連動したクラス担任制あるいはクラス(アカデミック)・アドバイザー制度も導入されている。なお、総合政策学部を除く全ての学部においては、授業期間中において、講義に対応するオフィスアワーを制度化し、学生からの質問等に恒常的に対応している。

他方、学生の主体的な参加を促す授業方法の実施状況については、各学部における講義科目、演習科目、インターンシップ科目において、学生の参加を促す授業方法を実施している。講義科目については、科目内容や履修者の人数等によりその実施状況は異なるが、例えば、履修者の多い授業ではステューデント・アシスタント等を活用した授業方法を取り入れる、あるいは逆に、履修者が少ない授業科目の場合には、双方向型の授業となるようグループワークやプレゼンテーションの機会を積極的に学生に与えるなど、それぞれの専門分野における知見の獲得に向けて学生が主体的に参画できるよう工夫を行っている。また、演習科目については、学部によってそのカリキュラム上の位置づけは若干異なるものの、特に3・4年次に設置する演習科目において、専ら各学生が自ら定めたテーマ等に基づき主体的な学修を進めていく、もしくはプロジェクト型の学修を進めていくことを基本としており、必要に応じて個人またはチームでケーススタディや調査研究(現地への実態調査等)を行うなど、各専門分野に係る主体的な学修活動

が展開されている。

さらに、学部によっては複数の科目を1つのプログラムとして構成し、プログラムの目的や到達目標に合わせて、実務家を講師として招聘し、具体的なロールモデルを提示しながら学生の主体的な参画を促す工夫を行っているほか、特に全学共通科目プログラムであるFLPに関しては、講義や演習科目において、例えばドキュメンタリー番組作成のための取材活動や地域における環境問題への取組み等の見学調査、発展途上国での貧困問題解決や地方自治体が抱える課題解決に向けた政策提言等のための国内外実態調査を取り入れるなど、学生が能動的かつ主体的に学修活動へ参加する仕組みになっている。(資料4(3)-1-19~23、4(3)-1-37①)

このほか、インターンシップについては、課外のキャリアデザイン・インターンシップと正課授業としてのアカデミック・インターンシップ(法学部、経済学部、商学部、理工学部(一部の学科のみ)、総合政策学部)の2種類を設置しており、学生が実際に「働く」ことの体験を通じて、仕事をするものの意義を学ぶとともに社会や企業から求められる能力等を理解すること、そして、その経験をもとに更なる学修意欲の向上に繋げ、学生における主体的な学修を促すことを目的として、事前指導(マナー講習等)、実習、事後指導、レポート提出、事後報告会での発表を組み合わせた授業形態を採用している。(資料4(3)-1-39 pp.41-42)

#### <修士・博士課程>

博士前期課程・修士課程では、主として「〇〇学」、「〇〇論」、「〇〇特講」、「〇〇特論」といった講義科目のほか、「特殊研究」、「〇〇演習」等の演習科目を中心に、コミュニケーション能力の強化と広い視野に立った深い学識と研究能力を養うことを目的として授業を展開し、高度専門職業人養成と研究者教育の出発点として位置づけている。一方で、博士後期課程では「特殊研究」や「特殊論文研修」、「研究指導」等の科目を通して、博士前期課程や専門職学位課程で身に付けた知識、能力を土台にさらに学修を進め、博士論文の作成を通じて、自立して研究活動を行い得る能力を身に付けることを目標としており、双方の課程において、それぞれが設定する教育目標の達成に向けて必要な科目形態の採用がなされている。授業形態としては、少人数による講義・演習形式が中心となるが、研究科によってはワークショップ形式の講義(商学研究科「ビジネス・プラクティカル・ワークショップ」、公共政策研究科「政策ワークショップ」等)や、複数教員による共同研究指導等の取組みも行われている。

また、博士前期課程のうち、経済学研究科(博士前期課程:40単位)及び商学研究科(博士前期課程:44単位)については、2年間の学修を通じて履修可能な最高履修単位数が設定されているが、その他の研究科については、特段の定めはない状況となっている。学修指導については、各研究科とも入学時における履修ガイダンスのほか、日常的な履修相談については大学院事務室(理工学研究科は理工学部事務室大学院担当、戦略経営研究科ビジネス科学専攻は戦略経営研究科事務課)職員が対応することとなっている。また、各研究科とも2年間(博士後期課程は3年間)の標準修業年限を通じて、指導教員の授業時間内外の綿密な履修指導・研究指導を受けることとなっており、指導上の責任体制も明確なものとなっている。さらに、各研究科とも、学生に博士課程入学時

点から学位授与に至るプロセスを理解させるため、プロセスの説明、準備論文及び課程博士論文の基準事項についての専攻毎の取り決めについて、履修要項等に明示しているほか、年度はじめに行う履修ガイダンスなどにおいてもそのプロセスに関する説明を行うことを通じ、計画的な学修を促すよう配慮している。

授業方法については、各研究科とも、多くの授業科目において履修する学生が少人数であることの特性を活かし、各授業において履修学生の研究分野と希望に応じ、授業を柔軟に進めるよう努めている。また、大部分の授業科目は少人数で行われていることから、学生は意見を述べる、あるいは発表等を多く行うなど、事前の予習等を含め、基本的には学生からの主体的な参加がなければ授業が進展しない仕組みとなっている。加えて、研究科によってはワークショップや共同形式の演習を通じて、学生の積極的な意見交換やグループによるリサーチ活動を行っており、特に研究活動に必要なリサーチを行う際には、各学生が自ら設定する研究テーマに基づき、フィールドワーク等の実地調査を主体的に行っている。このほか、研究科によっては、産学協同教育プログラムの開発・実施、企業等におけるキャリアパスの確立に資する教育や学外機関の協力を得て調査あるいはインターンシップの形態をとる教育が展開されており、学生が自身の研究課題について社会活動全体における位置づけと意義を十分に理解し、高度専門職業人としてより積極的・主体的に研究に取り組むための姿勢の涵養に努めている。

研究指導については、各研究科とも、2年間（博士後期課程は3年間）の標準修業年限を通じて、担当指導教員（研究科によって呼び名は異なる）の授業時間内外における綿密な履修指導・研究指導を受けることとなっている。博士前期課程・修士課程の学生に対しては、研究科によって若干の形式は異なるものの、修士論文の作成過程において中間発表会を設け、これらの機会を中心に主査・副査によるアドバイスを通じた学位論文の質的向上を図っている。また、博士後期課程の在籍者に対しては、各年次において「研究計画書」及び「研究経過報告書」を指導教授に提出するよう義務づけるなど、学位論文作成におけるプロセス管理を厳格に行うよう努めているほか、研究科によっては、「博士学位論文事前指導・審査」や「博士学位候補資格」認定制度を導入し、この審査の過程で博士論文の執筆計画を確認し、教員によるきめ細かな指導をより一層徹底するよう努めている。このほか、複数の教員による指導体制については、必ずしも全ての研究科に共通するものではないが、総合政策研究科の「総合政策セミナーⅡ」、公共政策研究科の「政策ワークショップ」におけるチームティーチングは特長として挙げられる。また、他の研究科においても、副指導教授制度等を有しているところもあり、それぞれ有効に機能している。

なお、指導教員の変更については、学生が「指導教授変更届」を提出し、従来の指導教員及び変更を希望する教員が協議・承認したものについて、研究科委員会で承認した場合に認めている。（資料4(3)-1-8 p.19、4(3)-1-9 p.22、4(3)-1-13 p.9）

## ○ 法学部

法学部では、知識を体系的に教授するために大教室・中教室等での講義科目、講義で修得した知識をさらに深化させるために少人数での演習、さらに体育実技等の実技科目を実施している。

授業においては、社会の一線で活躍する実務家の授業を多く取り入れているほか、インターンシップ、大学教員と実務家教員との協働による「法律専門職養成プログラム」等、旧来の方法にとらわれない授業展開を行っている科目がある。これらの科目は、単にオムニバス形式の講義を行うのではなく、1つのテーマを複数の教員が講義することにより、また教員間の役割分担を明確にしつつ緊密な連携をとることにより、それぞれのプログラムや科目が設定している目的を果たしている。(資料4(3)-1-40 pp. 2-5, 4(3)-1-41)

法学部における卒業に必要な最低修得単位は3学科ともに124単位である。これらの単位を4年間通じて無理なく修得することを保障するために、各学科ともに年次別最高履修単位を設定している(1年次:40単位、2年次:40単位、3年次:40単位、4年次:40単位)。(資料4(3)-1-1 pp. 17-32)

一般的な履修指導としては、1年次の年度はじめに約10日間をかけて履修ガイダンスを実施している。また、学修指導期間においては教職員による指導だけでなく、新入生が先輩学生に相談することのできる機会も設けている。履修ガイダンス期間以外は、適宜法学部事務室、リソースセンター等で履修指導を実施している。リソースセンターでは、外国語を中心に履修相談を受け入れており、相談内容によっては、学部長、学部長補佐、そして学生相談員が指導している。また、在学中は「導入演習1・2」「法学基礎演習A1・A2」担当教員が、アカデミック・アドバイザーとして当該学生の学修相談等に応じている。さらには、法学部全専任教員がオフィスアワーを実施しており、学修上の疑問を持つ学生への対応をより厚いものとしている。(資料4(3)-1-1 pp. 82-83, p. 92)

学生の主体的な参加を促す授業の例としては、1～4年次全てに配置されている各種演習、少人数・双方向の授業を実践している「法律専門職養成プログラム」、各インターンシップ科目等、様々なものがある。演習科目については、いずれも少人数授業となっており、グループワークやプレゼンテーション等の手法も多く用いながら、各担当教員が専門領域の知識を活かし、教育にあたっている。「法律専門職養成プログラム」は、下級年次での学修を基礎とし、実際の判例を素材にして、法をより深く理解するための能力を養成することを目的としており、「法学特講」と「法曹特講」で構成される集中・一貫型ミニコースである。(資料4(3)-1-40 pp. 2-5, 4(3)-1-41)

#### ○ 法学部通信教育課程

通信教育課程における学習は、テキストを中心に各自が学習をすすめ、レポート課題に合格することで科目の理解を深める「レポート学習(通信授業)」と、教室またはインターネットを活用したオンデマンドにより授業を受講する「スクーリング」の2つの形態で教育を行っている。

レポート学習(通信授業)については、毎年度更新する「レポート課題集・授業科目の内容」に基づいて、1単位につき1問の課題に対するレポートを学生が作成し、これを添削することによって授業としており、提出レポートが合格した後に「科目試験」を受験することとなる。スクーリングについては、夏期スクーリング、短期スクーリング及びリアルタイム型とオンデマンド型の2つのスクーリング、さらに、通学スクーリングを組み合わせ、それぞれに適した授業方法をもって、教育活動を展開している。(資料4(3)-1-2 pp. vii～x, pp. 26-27, 4(3)-1-24)

履修科目登録の上限設定（最高履修単位）としては、1年次：36単位、2年次：34単位、3・4年次：各36単位となっている。各年次10単位までの追加履修を可能としており、大学設置基準に定める1単位あたりの学習量から妥当な単位を算定し、各年次最高履修単位を設定している。（資料4(3)-1-2 pp. i～ii）

学習指導については、「別冊白門」及び通信教育課程 Web サイトにおいて学習の進め方や履修手続きについて詳細に説明を行っているほか、対面式による直接指導として、学習ガイダンス、科目別学習ガイダンス、卒業論文作成ガイダンスを実施しており、学生のニーズに応じた適切な対応に努めている。（資料4(3)-1-2 pp. 12-13、4(3)-1-37②）

## ○ 経済学部

経済学部では、授業科目の性格と目的に適合した授業形態・方法を採用している。中・大教室での講義ではパワーポイントやレジュメ資料等を用い、学生の理解を促すように配慮している。また、演習科目等は10名～20名程度の少人数教育を重視しており、特に専門演習では学生の学習意欲や自発性を高めるように配慮しつつ、テーマに沿った特定分野の専門的知識を積極的・集中的に修得できるように指導している。さらに、外国語教育においては、授業は40名以内の少人数クラスに分けて実施しているほか、学習意欲と能力のある学生のために外国人教員による上級講座も開講するなど、学生の学習意欲に応じて上級外国語能力及びコミュニケーション能力を修得できるように配慮している。（資料4(3)-1-3 pp. 18-19）

各年次に履修できる上限単位数については、それぞれ1年次：44単位、2年次：43単位、3年次：41単位、4年次：42単位とし、単位の実質化を図るとともに授業科目の履修が年次によって極端に偏らないように配慮している。（資料4(3)-1-3 p. 26）

他方、学習指導に関しては、年度はじめに新入生と新2年生を中心に履修ガイダンスを実施しており、新入生に経済学の全体像を伝え、円滑な学修に資することを目的とする「経済学への誘いガイダンス」も実施している。また、クラス毎に専任教員をクラス担任として配置し、アカデミック・アドバイザーとして、学生の学修全般についての相談を受け付けている。3年次以上でゼミを履修している学生については、ゼミ担当教員がクラス担任の役割を果たしている。さらに、全ての専任教員が毎週必ず1時間程度のオフィスアワーを設け、学生の履修その他の相談に応じている。加えて、学年のはじめには教務委員の教員が履修相談を行っている。このほか、成績不良者への対応として、1年次の前期終了時点で単位修得数が12単位以下の学生には、学業不振の早期解消のため、本人及び父母（保証人）に対して文書を送付するとともにガイダンスを行うことにより、前期の学修及び生活の振り返りを促している。また、2015年度からは成績不良者に対して早期に対応を行い、中途退学者を減らすことを目的として、全学年の成績不良者（取得単位数が低い学生）を対象としたガイダンスと個別の履修相談を行っている。（資料4(3)-1-3 pp. 53-54, p. 84、4(3)-1-26 pp. 24-25、4(3)-1-42～43）

学生の主体的な参加を促す授業方法として、経済学部では、大学で学修した専門知識・理論・政策等を、主体性をもって社会の実地において実践する能力を養成することを目的に、1993年度に「インターンシップ」を日本の大学で最初に正課授業として導入した。以来、毎年、夏季休業期間を利用して東京都及び周辺の自治体、民間企業、シン

クタンク、新聞社、報道機関等でのインターンシップに学生を派遣している。また、学生による実行委員会を立ち上げ、「インターンシップ体験報告会」を実施しており、学生自身が企画、準備、運営を行うことにより、授業や実習により身につけた組織の中で仕事をする力（企画力、実行力、プレゼンテーション能力等）を実践させ、学生の更なる成長につなげる工夫を行っている。（資料 4(3)-1-14 経済学部「インターンシップ」、4(3)-1-44）

## ○ 商学部

商学部の授業形態は、大きく講義と演習に分けられる。講義は大教室を使った一斉講義形式のもので、近年ではパワーポイントを用いる講義も増えるなど、授業形態の多様化が見られる。講義形式の授業の中には、「総合講座」のように1つのテーマを数人の専門家がローテーションで講義するものや、「特殊講義」のように1名または数名の専門家がそれぞれの専門分野について講義・解説する形態も含まれる。大教室での講義は、300名程度の履修者数を平均とするが、中にはそれを超過する履修者を抱える講義もあり、静謐な教室環境の維持や学生の主体的参加意欲の維持に困難をきたす場合も少なくない。外国語科目は分類上、講義科目に含まれるが、語学教育の特性に鑑み、双方向的な授業あるいは発信的活動に重点を置いた授業形態を採っている。演習科目は15名程度の履修者数で行い、調査・報告・論文執筆をはじめ、学生の主体的学習に重点をおいた授業形態で実施しており、個人別指導にも時間をかけ、学生の特性に応じたきめ細かい指導を実践している。（4(3)-1-37③、4(3)-1-45 p.2）

このほかの授業方法上の特色として、情報処理能力や数量的分析スキルの涵養を目的に、リベラルアーツ科目として設置されているICT関連の科目をはじめ、多くの科目においてPCを用いた実習形式の授業を実施しているほか、外国語運用能力の向上に向けては、グローバル科目において学生の習熟度にあわせたクラスを編成し、学生の能力や目的に応じたきめの細かい教育を実施している。（資料 4(3)-1-4 pp.50-53）

商学部では、年次別最高履修単位数を、1年次：40単位、2・3年次：44単位、4年次：48単位（1～3年次については、1セメスターにつき上限24単位）と定めている。これにより、予習・復習を含めた適正な学習量を維持するとともに、安易な単位修得の抑制にも努めている。また、成績優秀な学生の学習意欲をさらに高めるために、通算GPA4.0（オールA評価）の学生は、次のセメスターの最高履修単位数にさらに8単位までの追加履修を認めている。（資料 4(3)-1-4 p.45）

学習指導に関しては、入学時のオリエンテーション及びガイダンスを中心に行っている。また、1年生に対してはアドバイザー（クラス担任）制度（ベーシック演習履修者は演習担当教員をアドバイザーとし、非履修者に対しては別途アドバイザーをあてる）を設けて履修指導を行い、2年生以上については教員の設定するオフィスアワーや演習の時間等を使って学習指導を行っている。また、履修等に関する技術的な指導・相談については商学部事務室の教務担当者が随時対応する体制を整えている。加えて、前年度末までの取得単位数が一定の水準に満たない学生を対象に個別の学生相談を2015年度から行っている。（資料 4(3)-1-4 p.80、4(3)-1-46～47）

学生の主体的な参加を促す授業としては、インターンシップや「ビジネス・プロジェクト講座」があげられる。インターンシップについては、「インターンシップ入門」（1

年次)、「インターンシップ演習」、「インターンシップ実習」(2年次)を設置して、協力企業に学生を派遣し、実際の実務現場の経験を通じて主体的な学習意欲の涵養を図っている。インターンシップは、入門→演習→実習という順次性に配慮した体制を整えることで教育効果の向上を図っており、さらに、「インターンシップ入門」、「インターンシップ実習」は豊富な実務経験を持つ専任教員がコーディネーターとしてマナー講習等も含めた指導を適切に行っている。「ビジネス・プロジェクト講座」については Project Based Learning による科目であり、キャリア関連の特任教員を採用している。この科目では、1クラス80人を10チームに分け、企業が提示する課題に対してチームで調査・立案・報告を行う授業形態を採っている。(資料4(3)-1-14 商学部「インターンシップ入門」「インターンシップ演習」「インターンシップ実習」「ビジネス・プロジェクト講座」、4(3)-1-37④、4(3)-1-45 pp.10-11)

#### ○ 理工学部

講義と演習、実験実習科目のバランスや、各授業の形態と授業方法等については、各学科におけるカリキュラムのあり方に関する議論の中で常時検討を行い、当該検討結果を持ち寄った議論をC委員会(カリキュラム委員会)において調整している。

講義系科目については、学科の一学年全体の人数規模に合わせて行うものが大部分であるが、語学科目(特に英語)は、30~40名のクラスに分けて、きめ細かな指導に努めている。また、基礎科目(特に数学科目)や必修科目においては100名程度のクラス編成を目安として、学生数の多い学科では授業クラスを分割して複数設置することで、その教育効果を高めるための適切な配慮を行っている。演習・実習科目においては、各授業・クラスにTAを割りあてており、細かな質問に答えられる体制をとっているほか、学生を少人数の班に分けて各実験・実習を行っている。さらに、卒業研究においては、指導教員とのマンツーマン指導を基本とした上で、当該研究室に所属する大学院学生も交えての研究室単位での研究活動を実施しており、このような活動が学生にもたらす影響と教育効果は極めて有効なものとなっている。(資料4(3)-1-48)

理工学部において、前年度に単位を修得できなかった授業科目の単位を改めて修得しようとする場合については、授業を再度受けて単位を修得する履修形態(再履修)と、当該授業を再度受講しないで指定された試験等を受験して単位を修得する履修形態(再試験)がある。また、年次別最高履修単位に上限(49単位)を設け、学習計画の適切性の向上と、GPA制度のよりの確な運用を目指している。このほか、GPAの値が一定の基準を超えた学生には8単位の超過登録が可能な制度を物理学科、都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、生命科学科、人間総合理工学科に設けている。再試験による履修登録については、当該履修形態を採用している学科(数学科、物理学科、応用化学科、経営システム工学科、情報工学科)においては、新規履修及び再履修によって履修登録した各授業における学習時間等の確保の観点から、それぞれその再試験による履修登録上限について「20単位以下」としている。(資料4(3)-1-5 pp.14-15)

学修指導として、理工学部においては、各授業科目担当者や卒業研究における指導教員のほか、1年次に設けているクラス担任、及び各学科で選出する「学習指導委員」による履修指導体制を整備し、履修上の相談に加えて進路相談や学习上、学生生活上の悩みに至る大学生活全般にわたる相談に随時応じている。また、学習指導委員を中心とし

て、入学時及び各年度はじめに履修ガイダンスを実施しており、カリキュラム体系についての理解や認識の深化を促しているほか、卒業研究履修制限者の人数やGPAの分布等の具体的な数値・データを用いた説明を行っており、単位修得や成績の重要性について指導している。また、3年次の大学院進学ガイダンスや、卒業研究配属ガイダンスの継続的な実施により、具体的な学修のプランニングに供している。学生に対する個別の学習指導においては、学年毎のGPAと通算GPAの両評価から指導を行うことにより、予・復習等の履修管理上の問題点を発掘し、学生にもその状況が具体的に理解できるようにも努めている。加えて、各教員の指定した時間帯に自由に研究室を訪問し、授業についての質問や相談をすることができるオフィスアワー制度を整備しており、「卒業研究」の履修要件を視野に入れた各年次における厳格かつ確な履修指導・管理に努めている。なお、どの学科においても、学年毎に修得単位数の目安を学生に示し、この目安を下回る学生には、事務室から成績不振者として通知を出し、学習上の問題を早期に解決するための相談機会を設けている。(資料4(3)-1-5 p.27、4(3)-1-29 p.3、4(3)-1-49)

学生の主体的な参加を促す授業としては、学士課程の総仕上げとして位置づけている卒業研究があり、全学科の必修科目として教員の指導のもとで実施される。創造力、コミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動力、自己実現力及び専門性をもって総合的かつ自主的に取り組むことを求めている。また、インターンシップを正課に位置づけて展開しているのは、都市環境学科、精密機械工学科、経営システム工学科、生命科学科の4学科であり、通常の履修ガイダンスとは別に事前ガイダンス・マナー研修を行い、履修効果を高める工夫を講じている。その他にも学生自らが学生時代の位置づけを認識し、自身の手で人生の将来設計を描くことに資する科目として、「キャリア教育科目」を各学科に設置しており、各学科における専門教育科目の必修科目あるいは選択科目に位置づけている。(資料4(3)-1-5 p.25、4(3)-1-14理工学部「卒業研究」「インターンシップ」)

## ○ 文学部

文学部には、演習科目、外国語科目、講義科目、実験・実習科目、体育実技科目、特別再履修科目(外国語)等の授業形態があるが、演習科目や外国語科目を中心とした少人数教育を展開している点が特徴として挙げられる。演習科目の中には、フィールドワークをメインとする「社会学演習」、「教育実地研究」、近隣の小学校に赴き、学習補助員として子どもと直接触れ合う経験を得る学校インターンシップを取り入れた「心理学特殊研究」等がある。また、外国の文学文化を学ぶ専攻や外国語科目においては、ネイティブ・スピーカーによる少人数編成の授業が豊富に用意されている。実験・実習形式の科目としては、「プログラミング」「データベース技術」「情報サービス演習」「基礎実験」等がある。さらに、共通科目として文学部卒業生や各分野の専門家を講師に招いて授業を展開する「大学生の基礎」や「プロジェクト科目」等があり、各専攻の学びに合わせて多様な授業形態が効果的に展開されている。(資料4(3)-1-14文学部4(3)-1-50 pp.2-3,pp.20-45)

文学部における履修単位の上限としては、1年間：44単位としている。これは、各年次、また卒業までの最高履修単位数176単位の中で、多様な選択肢を可能にする自由度の高い構成を配慮したものであると同時に、年間の学習量に対する配慮も行いながら、単位の実質化に配慮した措置である。(資料4(3)-1-6 p.17)

学生への学習指導としては、新入生履修ガイダンス、事前登録科目クラス分けガイダンス、転専攻・学士・編入学試験合格者ガイダンスを行うとともに、多くの専攻において個別に履修指導のためのオリエンテーションを行っている。加えて、クラス担任制度を各専攻で実施し、専攻によっては1年次の「基礎演習」の授業担当者とクラス担任を連動させることで、新入生に対して、きめ細かな履修指導が行えるよう配慮している。また、2年次には「2年次ガイダンス」を行い、成績の確認や再履修制度、各種資格課程等についての説明を行っているほか、多くの専攻において2年次の後期に演習科目（ゼミナール）履修に臨んでのガイダンスと、3年次の後期に卒業論文作成のためのガイダンスを行っている。個別の履修上の相談についても、在学生や父母を対象に、各専攻の教務委員や文学部事務室職員が応じている。また、履修指導に加えて学修指導全般にも資する文学部の特徴的な教育研究環境として、学部棟の中に専任教員の個人研究室及び専門の書籍等を多数備えた共同研究室も各専攻別にあることから、教室以外において教員と接し、きめ細かな指導を得ることも可能であり、これらの施設で正課外の勉強会も行われている。（資料4(3)-1-6 pp. 9-10, p. 19, p. 71、4(3)-1-50 p. 15）

他方、文学部では、学生の主体的な参加を促す様々な形態の授業を実施しており、基礎演習科目や3・4年次の演習科目において、グループワークやプレゼンテーションが取り入れられているほか、2014年度より、海外での調査研修やフィールドワーク等を内容に含む「グローバル・スタディーズ」を正規科目として開講している。（資料4(3)-1-14 文学部「グローバル・スタディーズ」、4(3)-1-50 p. 14）

#### ○ 総合政策学部

総合政策学部の授業においては、主として講義、演習、実習の3形態があり、各授業形態に応じて様々な教育方法がとられている。授業の形態及び規模は、講義科目は主に大教室・中教室において展開され、80～200人前後の履修者に対する知識の教授を目的として座学形式で行われており、総合教育の「総合政策概論」や基幹科目群における専門教育科目がこれにあたる。演習科目は、定員25名の演習室や教員の個人研究室で行われ、15人未満でそれぞれの課題やテーマに即して問題を見つけ、これを教員の指導のもとに調査・分析し、プレゼンテーションやディスカッションを通して問題の発見から解決手法の発見に至るまでの総合政策的思考方法を養う科目となっている。また、実習科目については、講義・演習科目において学んだ理論を実際の社会現場において体現する性格のものであり、「Field Studies」や「グローバル・スタディーズ」、「ビジネス・インターンシップ」がこれにあたる。（資料4(3)-1-51 pp. 16-17）

総合政策学部では、単位の実質化を図るためにGPA制度のほか、年次別最高履修単位数を設定（1年次：46単位、2年次：46単位、3年次：50単位、4年次：56単位）すること等により、学生の1年間における適正な学習量に配慮しながら、発展的な学修に対する適正な指導・評価に努めている。また、学生の資質・能力の確実な涵養のために、少人数指導体制をとり、授業時間以外の学習を促すための課題設定や理解度促進のため、授業の双方向性に配慮した授業運営に努めている。（資料4(3)-1-7 pp. 14-15）

また、学生の自立的学習のための手助けとしてアカデミック・アドバイザーを設けている。アカデミック・アドバイザーとは、主として授業を中心とした学習に関する事項

及び将来にむけて体系的・構造的に学問体系を学ぶための助言を行うものであり、原則として1年次前期の必修科目である「基礎演習」の担当教員が担う。また、3・4年次には、「事例研究」の担当教員がアカデミック・アドバイザーとして、個々の学生の研究テーマや相談内容、希望進路に適したきめ細かなアドバイスを行う体制となっており、担当アドバイザーが必要と判断した際には、別の教員からもアドバイスが受けられるよう、学生と教員との間の橋渡しの役割も担っている。(資料4(3)-1-7 pp.9-10)

学生の主体的な参加を促す授業方法としては、インターンシップや大学院の授業の聴講、調査活動、「学術研究」等を導入している。インターンシップは、国内外のフィールドワークや留学だけでなく、中央官庁やNGO・NPOや企業等の政策現場の最前線で活躍している専門家等の声を直に聴く機会を提供し、机上の学問や理論では実感できない「リアルタイムの政策課題」を肌で感じながら、多様な人々との人的ネットワークを構築させることをその目的としている。インターンシップ科目として設置されている科目としては、「国際インターンシップⅠ・Ⅱ」、「パブリック・インターンシップ」、「ビジネス・インターンシップ」があるほか、「学術研究」で単位認定をする「アカデミック・インターンシップ」がある。このほか、教員の指導のもとに行われる大学院の授業の聴講や調査活動、フィールド調査等の学習の成果に対して「学術研究」として単位を付与する制度が運用されている。(資料4(3)-1-7 p.8、4(3)-1-51 pp.20-21、4(3)-1-52)

#### ○ 法学研究科

博士前期課程における各専門分野には、専門分野の名前を冠した「特講」(講義科目)と「演習」(演習科目)をそれぞれ設置している。これにより、講義と演習のそれぞれの特色を生かして各専門分野を学修できるようになっている。また、研究指導の関連から、「特講」と「演習」を連続して行うなど授業内容が細切れにならないようにする工夫も行っている。博士後期課程では、講義科目である「特殊研究」(通年4単位科目)を設けている。講義科目のみの設置は、博士後期課程においては博士論文作成に向けて不断の研究指導が実施されているため、リサーチワークとのバランスの観点から講義科目形式が相応しいとの考えからである。また、外国語、とりわけ英語による授業も多数開講しており、2015年度は英語により比較法研究を行う講座を7講座開講しているほか、「外国法研究」のうちの1講座と「JAPANESE LAW」については外国人教員が英語による授業を行っている。このほか、外国法研究や比較法研究を行う際に必須となる Legal Research の技法の修得を目的とする科目においては、データベースを用いた実習を取り入れた授業を行っている。(資料4(3)-1-8 pp.64-68、資料4(3)-1-14 法学研究科、4(3)-1-32 pp.1-5)

学修指導については、入学時には大学院事務室を中心として入学者ガイダンスにより履修指導を行っている。また、日常的な履修指導については、指導教授制を採っていることから、指導教員がその任に当たっている。特に、指導教授届を毎年度提出させて研究指導の責任者を明確にするとともに、学生に体系的な学修を促すため、履修登録にあたっては指導教授の指導を必須とし、適切な指導がなされている。(資料4(3)-1-8 p.18)

学位論文の作成に際しては、指導教授が授業に加えて論文執筆の指導を行っている。博士前期課程の学生については、指導教授を中心に個々の学生の学修・研究に有益な科目について履修上のアドバイスを受けつつ、修士論文の作成を進めることとなる。また、

修士論文中間発表会を実施しており、主査・副査によるアドバイスを通じて学位論文の質的向上を図っており、学生の研究発表能力の向上や参加する学生相互のモチベーション向上にも有益な機会となっている。さらに、2016年度からは、博士前期課程においても入学年度4月に「研究計画書」を作成・提出することと、毎年12月に「研究状況報告書」を提出することを義務づけることとしており、研究計画をより明確に把握した上で指導を行うことが可能となる。博士後期課程の学生については、指導教授の研究指導を受けて修了に必要な8単位以上の授業科目を履修することとなっており、毎年度12月には研究状況報告の提出が義務づけられている。(資料4(3)-1-8 p.64, p.69, 4(3)-1-53~54)

学生指導については、指導教授による教育研究指導が主であり、教育研究指導責任を負うこととなっているが、これに加えて指導教授が所属する専門分野毎に設けられた部会に所属する他の教員からの指導も伝統的に自然になされている状況である。さらに2015年度からは「研究アドバイザー」制度を導入している。研究アドバイザーは、指導教授とともに学位論文作成にあたって助言・支援や研究活動全般に係るアドバイスを行うものであり、指導教授とは異なる視点、方法論、価値観等を学生に提供することを可能とするものとなっている。(資料4(3)-1-8 p.64)

#### ○ 経済学研究科

経済学研究科では博士前期課程の授業科目を基本科目、発展科目、演習科目に区分し、系統的で一貫した教育指導及び高度の専門的知識・能力の修得を可能にするように配慮している。博士前期課程に設置される基本科目及び発展科目は主として講義科目となっているが、基本科目については、その中で経済学の学部教育を受けていない学生を対象に「経済学実習」を開講し、経済学における基礎学力の向上を図っている。また、演習科目においては、主に指導教授がリサーチワーク、論文作成方法を週に1度のペースで行っている。なお、指導教授が修士論文作成に必要と判断した場合、別の演習科目を1科目に限り履修することが可能となっており、学生は様々な観点から修士論文を作成することができるよう配慮している。(資料4(3)-1-8 pp.71-76)

博士後期課程においては、それぞれの専門分野の講義科目を「特殊研究」として配置した上で論文指導を行っている。その方法としては、指導教授が学生に対し基本的に1対1で行い、リサーチワーク、学術論文の作成方法を指導している。また、論文指導とは別に指導教授が学生の研究活動を促進させるべく、学会発表や学内の研究所でのRA活動等の指導も行い、自立した研究能力を修得できるように配慮している。

経済学研究科では、学生の将来の進路希望及び目的達成に対応した学修指導を基本としており、年度はじめに履修ガイダンスを実施し、以後も常時大学院事務室窓口を通じて履修相談が可能な体制になっている。加えて、演習担当教員及び「特殊研究」指導教員が個々の学生に対してそれぞれの到達水準・実情に即した履修指導も含めて個別的に教育・研究指導を行うシステムを採っており、学生の進路希望や将来の方向性が尊重される指導体制になっている。

博士前期課程の学生の場合、教育課程の展開及び学位論文の作成等における教育・研究指導は主として演習担当教員によって行われ、その目的は修士論文の作成に置かれている。そのため、個々の演習担当教員は、テーマ設定、研究文献や資料の調査、研究史

のフォロー、テーマに沿った文献や資料の解説と批判的再構成等、共通の審査基準を常に意識しながら、学生の研究力量を高めるために、常に複数の教員がそれぞれの研究分野の観点及び立場から適切な研究指導を行う体制になっている。

博士後期課程の学生については、「特殊研究」の担当教員の指導の下で、学生が1科目4単位以上を履修することを義務づけている。研究指導に関し、学生は毎年度はじめに「研究計画書」及び「研究活動報告書」を提出することにより、原則として標準修業年限内で課程博士号請求論文を作成できるように研究の進展度を報告する義務を負っている。また、指導教授は学生の研究の進展度に照らして国内外の学会での発表や学術誌への論文掲載を奨励し、学生が着実に研究を進展させるように指導するほか、博士後期課程に在籍する学生を本学経済研究所等の研究グループに所属させ、積極的に研究発表を行うように指導している。それらの研究成果を踏まえ、あるいはそれらの成果と並行しつつ、博士後期課程2年次以降、学生は課程博士号請求論文執筆者候補としての資格を取得することができるようになっている。(資料4(3)-1-8 p. 76, pp. 219-220)

また、博士後期課程において指導教授が必要と判断した場合、副指導教授を置くことができるようになっている。これは、研究領域の多様化に対応しながら十分な研究指導が行われることを保証するためであり、その結果、多くの場合において指導教授・副指導教授による複数指導制が採られている。(資料4(3)-1-8 p. 19)

さらに、2015年度からは、博士論文作成過程における指導教授、副指導教授の指導の下で一定の完成をみた論文については公開研究会を行い、指導教授・副指導教授に加えて副査の教授が関与・アドバイスをを行うほか、広く教員の参加を得て意見を聴取し、より質の高い博士論文の完成に寄与する仕組みを導入している。(資料4(3)-1-8 p. 31)

## ○ 商学研究科

講義科目については様々な授業形態を採用しており、ワークショップスタイルで開講する「ビジネス・プラクティカル・ワークショップ」、英語で開講する「Microeconomics」「金融制度論」等の科目群、複数教員がオムニバス開講する「導入セミナー」、「研究セミナー」、及び「事例研究入門」、時期を定めて集中開講する「アカデミック・ライティングの方法と実践」等の科目がある。これら多様なアプローチにより、研究科の掲げる教育目標の達成に努めている。(資料4(3)-1-55 p. 13)

学習指導については、年度はじめに履修ガイダンスを実施し、以降も大学院事務室を通じて履修相談が可能となっているほか、演習担当教員や特殊研究担当の教員が個々の学生に対し履修指導を行うことで、学生に対する履修指導の適切性は確保されている。

また、博士前期課程においては、修士論文は原則として2年次に提出することとなっており、指導教授を中心とした体系的な修士論文指導を入学時から受けることとなる。さらに、2015年度からは、2年次における修士論文中間発表会の実施を義務づけるとともに、1年次の後期に副査教員2名の選出と翌年度の修士論文作成に係る計画書の作成・提出を行うこととし、より計画的かつ効果的な論文作成指導が可能となるよう制度変更を行っている。(資料4(3)-1-8 p. 77、4(3)-1-56)

一方、博士後期課程においては、学生は研究及び博士論文作成について指導教授の研究指導を受け、毎年4月末日までに「研究計画書」を、毎年1月中旬までに「研究状況

報告書」を研究科委員会に提出する。博士学位論文の作成にあたっては、学生がより広い指導を受けることを可能にするとともに、学位取得が開かれた過程でなされることを目的に「博士学位論文事前指導・審査制度」を導入しており、指導教員の他3名の委員を研究科委員会で選出して設置する博士学位論文事前指導・審査委員会による論文指導を行っている。あわせて、当該委員会に対して学位論文提出の申請を行う際には、査読付き論文を含む一定基準以上の研究業績を有していることを必要としていることから、商学研究科では学生の研究活動の参加や発表の機会の拡充、研究発表に向けた指導を通じての質的な支援にも注力している。(資料4(3)-1-8 pp. 33-34, p. 85)

#### ○ 理工学研究科

博士前期課程では、修士論文作成のための「論文研修」12単位、講義等18単位の計30単位を修了要件としている。全体として、研究を遂行するため、専門分野の知識をさらに深めあるいは周辺領域の知見を広める専門科目の講義、分野横断的に有効なツールとなり得る内容の講義、自主的に課題に取り組む演習や実験等に、論文指導をバランスよく組み合わせている。専攻によっては、「特別講義」や「特別演習」を設けたり、インターシッピング科目を設置したりするなど、特色ある科目を独自に配置している。また、通常の講義科目においても、学部との合併科目を置いて、学部4年生に大学院の学習の一部を知らせることで修学のモチベーションを高めるとともに、学生には、それまでは必ずしも得意ではなかった分野の講義を基礎から聞き直して理解を深めるきっかけを与える等の効果を狙った工夫もしている。なお、博士後期課程においては、論文指導以外に専用の科目は設置していない。(資料4(3)-1-9 pp. 37-66)

新入生に対しては、理工学部事務室(大学院担当)の担当者が履修ガイダンスを実施しているほか、各専攻の所属専任教員による独自の履修ガイダンスを実施し、副専攻を含めて研究に関連した履修指導を行っている。個別的な指導については、研究に必要な知識を身につけるためには幅広い分野の授業科目を履修する必要があるため、履修指導は指導教員が行っている。指導教員には仮履修登録後に指導している学生の履修登録一覧表が配布されるため、学生の履修状況を確認したり、必要に応じて学生と履修科目の修正を相談したりするなど、より細かい学習指導ができるようになっている。また、オフィスアワー制度を設け、授業についての質問や相談が可能となっている。(資料4(3)-1-9 pp. 189-197)

学位論文の作成等を通じた教育・研究指導においては、博士前期課程の学生は、「論文研修第一」では指導教員から修士学位論文作成に向けた導入的内容の個別指導を受けることができ、「論文研修第二」では指導教員を含む複数の教員から学位論文作成のために厳格な指導を受けることができる。また、研究課題に取り組むには様々な知識や技術が必要とされ、単一の視点からのアプローチでは解決が困難であることを考慮し、研究指導には複数の教員が関わることを可能にしている。また、各専攻とも1~2回の間接発表を課し、全教員参加の下、可能な限り研究指導評価に客観性を持たせると同時に複数教員による学際性・融合性にも配慮した研究指導が行われているほか、中間発表要旨も作成し、研究指導方法の改善に用いている。中間発表は、研究における進捗状況を教員と学生に把握させることができると同時に、指導教員以外の教員の質問・指摘を受けて、

学生の資質や研究意欲が向上する等の効果が得られる。さらに修了時には、最終発表会を開いて研究成果の評価を行っており、中間発表や最終発表を下級年次の学生が聞くことで相乗的な教育効果を生んでいる。(資料4(3)-1-9 p. 37)

博士後期課程については、大学院学則第34条第3項別表第3に定める通り1年次の9月までに「研究計画書」を、そして2年次の12月までに「研究経過報告書」を、指導教授を経て研究科委員会に提出することを義務づけており、「特殊論文研修Ⅰ～Ⅵ」を通じて一定の水準に達するまで研究指導を行い、各専攻で定められた学位請求基準を満たすよう指導を行っている。また、研究成果が得られた際には、その都度学会発表を行うことを推奨している。(資料4(3)-1-9 p. 89)

このほか、指導教授が必要と判断した場合、副指導教授を置くことができ、指導教授の選定は各専攻からの推薦に基づいて研究科委員会において行われている。(資料4(3)-1-9 p. 22)

## ○ 文学研究科

文学研究科では、高い研究能力と広く豊かな学識を有する人材を育成するため、各専門分野について講義と演習のそれぞれの特色を活かした学修ができるようになっている。博士後期課程の授業科目については、講義科目である「特殊研究」を開設し、リサーチワークが主たる内容となる博士後期課程とのバランスを考慮している。

学習指導としては、毎年度はじめに①全専攻の学生を対象にするガイダンス、②専攻単位で行うガイダンス、③指導教員によるガイダンスを実施している。①では、研究科委員長と大学院事務室により、博士前期課程と博士後期課程を分けてそれぞれの新生を対象とするガイダンス(各1回)と双方の課程の2年生以上の在学学生を対象とするガイダンス(2回)を実施している。②では、各専攻の所属専任教員を中心として専攻が独自の履修ガイダンスを行っている。③は、指導教員が学生の関心と研究テーマを考慮しながら研究指導の一環として専ら授業科目の選択について行うものである。①は一般的な手続き内容だけでなく、指導教員からの指導の受け方や学位論文の作成等、学部での学習との違いに重点を置く内容であるのに対し、②、③では、それぞれの専攻や学生への独自性が反映されており、両者はいわば補完関係にあるといえる。このように、教員と職員が一致協力することにより学生が履修上必要とする情報を漏れなく提供しており、適切な指導が行われている。

文学研究科においては、博士前期課程、博士後期課程のいずれについても学生が選択する研究テーマに基づき学生が希望する指導教授のもとでの教育・研究指導を行っている。さらに学生の指導状況については専攻内で共有されていることから、隣接分野の教員等からの指導を受けることも可能であり、学生にはガイダンス等の機会を通じて、指導教員以外の教員の指導も積極的に受けながら研究を進めるよう促している。

博士前期課程においては、学生は課程の修了に必要な32単位を指導教授の指導により各授業科目を履修するとともに修士論文の作成に向けて研究指導を受けていく。投稿論文の作成、研究発表会や修士論文の中間報告会等の機会は、専攻として当該学生の研究の進捗状況を確認する機会であり、学生には指導教員以外の教員の指導を受ける機会の一つとなっている。また、博士後期課程においては、博士前期課程には及ばないが多

数の授業科目を開設しており、学生は博士前期課程で培った研究成果を基盤に研究の深化を図るため課程の修了に必要な16単位を指導教授の指導により履修することになっている。博士後期課程においては博士論文の作成に向けた研究指導が中心であり、指導教授を中心として、専攻内の教員や他専攻の関連分野の教員の協力も得ながら個々の研究テーマに関連する研究指導を個別に行っている。(資料4(3)-1-8 p. 87, p. 107)

博士後期課程での研究指導の計画については、学生は年度はじめに指導教授と相談しながら当該年度1年間の「研究計画書」(内容は「研究の目的」「研究の方法」「研究成果発表の計画」を含む)を作成し、年度末には総括として「研究経過報告書」(内容は「1年間の研究活動の概要」「研究成果の概要」「研究成果の一覧」「研究成果に対する反応」「研究活動の反省」を含む)を提出することになっており、これを毎年度繰り返しながら、学会での発表や論文の投稿等を通じて個人研究の深化を図りつつ、博士論文の執筆を進めていく。また、博士学位の取得を促進し、教員によるきめ細かな指導をより一層徹底させることを目的として、「博士学位候補資格」認定制度を導入しており、この審査の過程で専攻として博士論文の執筆計画を確認し、学生はこの審査結果を参考に博士論文の完成に向けて執筆を進めるシステムになっている。(資料4(3)-1-8 pp. 35-36, p. 107)

#### ○ 総合政策研究科

教育目標の達成に向けて、総合政策研究科の授業については基本的に少人数の演習形式で実施している。研究基礎科目は政策科学を中心として、「政策」の基礎知識を構築するために設置し、研究発展科目は研究基礎科目で修得した知識に基づき、学生各自の研究を発展させるために設置している。修士論文執筆にあたっては、講義科目で得た基礎知識や高度な政策分析能力を前提として、演習科目である「総合政策セミナーⅠ」において指導教授からの個別指導を受けることができる。また、総合政策研究科の最も大きな教育上の特徴として、専門分野が異なる教員が集まり、共同演習の形態で学生を指導する「総合政策セミナーⅡ」を設置していることがあげられる。「総合政策セミナーⅡ」では、「政策と文化の融合・文理融合」を目指し、既存の専門分野の理論に留まらず、関連諸領域を幅広く取り込んだ研究方法により「総合政策学」の教育を実践している。なお、専門分野を横断する研究テーマに対して分野が異なる専任教員がチームティーチングを行っている。(資料4(3)-1-8 p. 118、4(3)-1-55 p. 29)

履修指導に関しては、入学者ガイダンスを通じて研究科委員長と大学院事務室担当職員による指導を行っている。あわせて、指導教授による履修指導が個別に行われているほか、副指導教授による指導を受けることも可能となっている。加えて、日常的に大学院事務室の担当者から個別に丁寧な説明・助言を受けることができるようになっており、適切な履修指導体制が整備されている。学習指導についても基本的には指導教授による個別指導が中心となっている。また、講義科目についても少人数による演習形式で行われていることから、授業科目担当者からの学習指導についても適宜行われている。

研究指導に関し、博士前期課程については、入学時に指導教授を決め、指導教授と相談のうえ研究テーマや指導計画の策定を行い、研究に必要な授業科目の履修を行うこととなる。修士論文については、指導教授が担当する「総合政策セミナーⅠ」で個別の論文指導が行われ、「総合政策セミナーⅡ」における複数教員での指導や修士論文中間発

表会を経ながら論文の推敲を重ね、1月の修士論文提出に至る道程となっている。また、研究科全体の取り組みとして、「総合政策フォーラム（学位論文の書き方）」を設置し、修士論文の書き方やどのように研究をデザインするかについて、研究科の専任教員が定性的手法や定量的手法等、様々な研究手法を紹介していく取り組みを実施している。（資料4(3)-1-8 p.118、4(3)-1-14 総合政策研究科「総合政策フォーラム」、4(3)-1-57）

博士後期課程については、博士前期課程での研究成果を踏まえて、個々の学生の研究課題においてより専門的な研究成果をあげることができるよう指導する体制が確立されている。学生は、毎年の年度はじめに指導教授と相談の上、「研究計画書」を提出する。さらに、指導体制の一環として、学位論文作成にあたって「博士学位候補資格認定試験」制度を導入しており、同試験の受験要件として、国内外のレフリート・ジャーナルに2本以上の論文を公表していることが含まれており、学位論文作成に向けた客観的な目安となる。学位論文の作成・完成に向けては、指導教授の担当する「特殊研究」のなかで論文の推敲を重ねている。（資料4(3)-1-8 p.37, p.121, pp.220-221、4(3)-1-58）

#### ○ 公共政策研究科

公共政策研究科においては、専任教員を中心とする研究者教員が公共政策の根幹となる授業を実施する一方、実務家教員が実際の政策課題等、実務に即した授業を行い、理論を背景に実践の現場で役立つ教育を提供している。具体的な授業形態として、基礎科目及び展開科目は主として公共政策に携わるのに必要な知識を修得するための科目群であることから、講義形式で授業を行っている。これに対して、応用的かつ実践的な教育を行うリサーチプログラムにおいては、複数の教員によるチームティーチング、特定の政策課題に関するディベート方式による授業等を行っている。また、展開科目及びリサーチプログラムを中心に、現職の議員や官公庁職員、研究機関スタッフ等の学外の実務家によるケーススタディを実施しており、教員・学生相互の議論を通じ、具体的な政策の企画立案能力や課題設定能力等の向上を図っている。（資料4(3)-1-55 pp.33-35）

学生に対する学習指導については、入学時に履修ガイダンスを行い、研究科における体系的な学修を行ううえで必要な情報を提供するとともに、日常的には教員及び大学院事務室のスタッフによる履修相談が適宜行われている状況にある。また、学生の授業履修にあたっては、年度はじめに、自身の当年度研究計画を照合しながら履修科目を指導教授に相談・説明した上で「指導教授届」に承認印をもらうこととしている。その際、指導教授は学生の履修科目を確認し、研究内容と授業科目の関連性を考慮しながら指導を行うこととしている。さらに、履修登録後、学生は指導教授と「院生カルテ」を用い、授業時間外に設定されているオフィスアワー等の時間を利用して必要な学習・研究指導を受ける形式となっている。（資料4(3)-1-8 p.18、4(3)-1-59）

公共政策研究科における研究指導は、主として「リサーチプログラム」における「政策ワークショップⅠ」及び「政策ワークショップⅡ」において実施している。1年次配当の「政策ワークショップⅠ」については、専任教員のローテーションによる一連のプレゼンテーションの後、学生のテーマ別グルーピングを行い、グループ毎にヒアリング等の調査研究と報告書作成に取り組む方式を採り、プレゼンテーション能力や実践的な能力を養う。その上で、2年次配当の「政策ワークショップⅡ」では、指導教授別の研

究指導グループ毎に行われる修士論文及びリサーチペーパーの作成指導がその中心を成しており、中間報告会及び論文提出後の最終報告会により、複数の教員や学生から指摘を受け、論文の精度を高めていくこととしている。(資料4(3)-1-8 p.123、4(3)-1-60)

○ 戦略経営研究科（博士後期課程ビジネス科学専攻）

ビジネス科学専攻のリサーチメソッド科目においては、各種データの分析を行う際に必要な手法を身に付けることが目的のひとつとなっていることから、PCを用いた実習形式による授業も行っている。また、講義科目においては、当該分野の概要説明ではなく企業経営の実践的課題を扱っていることから、演習形式により担当教員と履修者との間で活発な意見交換を行いながら授業を行っており、教育目標に掲げる「総合的マネジメント力」の涵養に資するものとなっている。(資料4(3)-1-18 pp.6-12)

履修指導を含めた学習指導については、入学後にガイダンスを行っているほか、 Semester毎に指導教授による履修指導を行っている。また、指導教授は通常の授業期間においても学生の求めに応じて研究指導時に履修指導を行っている。(資料4(3)-1-13 pp.8-9)

ビジネス科学専攻では、学位取得のために「博士論文」の執筆を学位授与の必須条件として、1年次から3年次までの指導教授による「研究指導」（週1コマ・90分、通年4単位）を毎年度必修として学生の指導にあたっている。また、1年次修了時に先行研究の調査を含む「サーベイ論文」の作成、2年次にキャンディデイト試験を実施し、博士論文の作成に向けた準備を行った上で、3年次に中間発表並びに博士論文審査を行うプロセスとなっている。(資料4(3)-1-13 pp.11-12)

また、ビジネス科学専攻では、主指導教員がその必要性を認めた場合及び学生からの希望があり主指導教員が認めた場合には副指導教員による指導も行われる。ただし、履修指導その他、研究指導の最終的な責任は主指導教員に帰されるものとなっている。(資料4(3)-1-13 p.9、4(3)-1-61 p.33)

## 2. シラバスに基づいて授業が展開されているか。

○ 大学全体

### <学士課程>

各学部とも、全授業科目についてシラバス（講義要項）を作成し、冊子またはC plusで公開している。シラバスについては、「授業科目名」、「配当年次」、「単位数」、「授業担当教員」、「履修条件」、「科目の目的・到達目標」、「授業の概要」、「授業計画」、「評価方法」、「テキスト・参考文献」、「授業外の学習活動」、「その他特記事項」、「参考URI」といった統一的な基準で構成されており、各授業の初めに実施されるガイダンスにおいて担当教員からの当該授業の説明が行われる際に活用されている。(資料4(3)-1-14)

授業内容・方法とシラバスの整合性については、作成段階において事務局による形式要件を満たしているかどうかのチェックのほか、学部によっては教務（・カリキュラム）委員会もしくは点検のためのWGにおいてチェックを行っており、不適切なシラバスについては教員に修正を求める等の取組みを行っている。ただし、具体的なシラバス記載内容と教育内容等との整合に関しては、基本的には各学部とも担当教員の自主管理に任せられている状況であり、学部によっては授業評価アンケート等において学生のシラバ

スに対する満足度を調査しているものの、直接的にシラバスの記載事項と授業内容との整合度合いを全学的にチェックするような仕組みは導入されていない状況である。

### <修士・博士課程>

各研究科におけるシラバスについては、学生はC plus（戦略経営研究科ビジネス科学専攻はCBSポータル）を通じていつでも閲覧することが可能となっている。作成に際しては、「体系化されたカリキュラムにおける担当授業科目の位置づけ、そして担当科目と他の授業科目との関係をも考慮に入れながら、“明確に”かつ“わかりやすく”、担当科目の授業内容とそのレベル、授業の進め方、成績評価基準等をあらかじめ具体的に説明する必要」があるという基本方針（文系大学院研究科）を示すこと等を通じ、「履修条件」、「科目の目的・到達目標」、「授業の概要」、「授業計画」、「評価方法」、「テキスト・参考文献等」、「授業外の学習活動」、「その他特記事項」など、学部とも共通の統一フォーマットで作成し、履修に際しての科目選択に資するほか、授業時間外も含めた計画的かつ主体的な学習活動が可能となるように配慮している。（資料4(3)-1-14）

また、シラバスの記述内容及び授業内容との整合については、学生に対して毎年度実施する「研究状況・授業等に関するアンケート」を通じてシラバスに関する意見も聴取しているが、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はいずれの研究科においてもごく少数であることから、充分整合がとれた授業が展開されていると判断している。なお、各研究科における授業は少人数での授業実施となることが多いため、1回目の授業において担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画や内容について説明を行うとともに履修者の要望や必要性を勘案し、担当教員と履修者の双方の合意形成を行った上で、授業内容等に適宜変更や修正を加えながら授業を進行しており、この点においても授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されている状況にある。

以下、シラバスについて、全学または学部・研究科間で共通の運用となっているものは割愛することとする。

#### ○ 法学部

法学部では、シラバスの作成にあたって、実際の授業内容に即したシラバスを作成するよう各教員に執筆依頼をし、各項目に記載すべき内容等についても『講義要項』作成要領』として具体的に示し、学生が当該講義の内容等をより理解しやすいシラバスとなるよう努めている。なお、作成されたシラバスはC plus及び法学部事務室での閲覧が可能となっている。また、法学部事務室において、シラバスに不備がないか等の形式的な確認作業を行っている。（資料4(3)-1-14 法学部、4(3)-2-1）

加えて、内容が充実したシラバスを作成しても、学生がそれを読むきっかけがなければ根本的解決にはならないとの認識のもと、各科目の最初の授業時（ガイダンス時）等に、各教員がシラバスの重要性を学生に伝えること等を推奨している。

#### ○ 法学部通信教育課程

通信授業については、「レポート課題集・授業科目の内容」の冊子において、レポー

ト課題と併せて授業内容（シラバス）が確認できる工夫をしている。スクーリングについては、「白門」及び通信教育課程 Web サイトへの科目説明とスクーリング内容等を掲載することで、シラバスに代わる機能を持たせ、スクーリングの申し込みと併せて確認が可能となっている。なお、2015年度からは、夏期・短期・オンデマンドスクーリング・演習のシラバスの記載項目を統一し、更なる充実化を図っている。（資料 4(3)-1-24、4(3)-1-37②）

#### ○ 経済学部

経済学部では、全授業科目についてシラバスを作成し、Web サイトで開示しているほか、導入科目、演習科目については冊子でも配布している。また、全ての授業科目について適正なシラバスの作成が行われているかについて、教務委員会においてチェックを行っており、不適切なシラバスについては教員に修正を求めるなど、その充実化・適正化を図っている。授業内容とシラバスの整合性については、担当教員の自主管理に任せられており、学部として特にチェックする体制は有していないが、その自主管理の重要性の喚起は、教務委員会を通して行われている。（資料 4(3)-1-14 経済学部、4(3)-2-2~3）

#### ○ 商学部

商学部では、全ての授業でシラバスを作成し、C plus 上で全学生がアクセスできるようにしている。加えて、1年生については、科目の目的・到達目標等の項目について抜粋して作成した紙媒体のものも配布し、シラバスの活用に向けた意識付けを行っている。また、2015年度版のシラバスより、カリキュラム委員会が中心となって未記入項目の有無、文章のわかりにくさ、授業計画の具体性といった観点から内容の確認を行い、改善が必要なものについては修正を求めるなど、シラバスの質的向上に向けた組織的な取り組みを行っている。（資料 4(3)-1-14 商学部、4(3)-2-4~5）

授業内容・方法とシラバスとの整合性については、授業アンケート等を通じて検証を行っている。2014年度の学期末授業アンケートによれば、回答者の約9割が、ほぼシラバス通りに授業が行われたと回答している。このことから、基本的には授業内容とシラバスの間の整合性は得られているものと評価できる。また、大学評価委員会が実施した2014年度「在学生アンケート」によれば、「シラバス記述が不十分だった・わかりにくかった」は19.8%、「シラバスの内容と異なる事項があった」は8.7%となっており、授業アンケートの結果と概ね一致していると判断できる。（資料 4(3)-2-6~7、4(3)-2-8 p.88）

#### ○ 理工学部

シラバスについては、各教員における授業実施準備における活用や、授業評価アンケート結果の分析、授業改善における教員個々の活用のほか、シラバスが授業内容について教員及び学生の双方の拠り所であるとともに、厳格な成績評価の実施を担保する上でも不可欠なものとして、理工学部全体でこれを活用している状況である。そのため、シラバスの作成に際しては C plus を利用したインターネット環境により原稿を入稿し、校正の段階で各学科のE委員がチェック作業を行い、記載すべき項目を満たしているか、シラバス内容が学科のカリキュラム方針に沿っているか点検を行っている。（資料

○ 文学部

文学部では、シラバスの作成にあたって、『講義要項』は、学生が個々の科目を選択し、またそれらを体系的に履修・学修する際の必要不可欠な情報を提供する手段であり、また授業外の学習活動の指針にもし得るものです。このような目的を踏まえすと『講義要項』は、これから講義を学ぼうとする学生が当該講義の内容等について理解可能なように、内容・方針等が具体的かつ簡潔に記載されることが望まれます。」との基本方針を明示している。2010年度から2014年度にかけての、シラバスと実際の授業の整合性についての学生による授業評価結果は、四段階評価で平均 3.4（満点 4）の高い評価がつけられており、授業との関係において満足度が高いことがうかがえる。授業そのものの満足度も、「たいへん満足」、「まあまあ満足」をあげたものが全体として 90%を超えており、シラバスで掲げた授業内容通りの授業が行われることで、学生の満足度も高いものとなっていることがわかる。なお、授業内容・方法とシラバスの整合性について、学部の教育方針等に基づいた検証を行い、担当教員へ改善等を促すような仕組みは現在のところ有していない。（資料 4(3)-1-14 文学部、4(3)-2-11~12）

○ 総合政策学部

総合政策学部では、各教員が授業の初回に行われるガイダンスにおいて、作成したシラバスを用いて授業実施計画、授業方法、成績評価基準等について周知することで、学生の計画的な学習を促している。また、シラバスの内容がよりわかりやすく学生に伝わるよう、表記方法に一定の統一感を持たせるため、教務・カリキュラム委員会の下にシラバス点検ワーキンググループを設置し、入稿後に第三者による点検を行っている。さらに、授業評価アンケートにおいて「講義要項などから見て期待したとおりであったか」という項目を設け、毎年担当教員にフィードバックしており、その結果、2014年度は5段階評価で前期平均 4.2、後期平均 4.1 となっているなど、概ね整合性が図られている状況にある。（資料 4(3)-1-14 総合政策学部、4(3)-2-13~16）

○ 法学研究科

シラバス作成にあたっては、前述の文系大学院共通の基本方針を示し、内容の充実を図っている。さらに、多くの講座において少人数での教育が行われていることから、実際の授業進行において履修者の希望や専門知識レベルに応じ、担当教員と履修者の合意の下で適宜授業内容や進行を変更する必要がある旨を明記することで、授業進行における柔軟性も担保している。（資料 4(3)-1-14 法学研究科、4(3)-2-17）

また、シラバスの記述内容及び授業内容との整合については、学生に対して毎年度実施される「研究状況・授業等に関するアンケート」を通じてシラバスに関する意見も聴取している。（資料 4(3)-2-18）

○ 経済学研究科

経済学研究科では、作成にあたって、前述の文系大学院共通の基本方針を示している。

年度はじめにはシラバスを用いた履修ガイダンスを実施するとともに、大学院事務室窓口でも常時相談に対応する体制を取っている。また、シラバスを用いた指導教員による個別的な履修相談も常時行われ、学生の実情に配慮した指導がなされている。具体的なシラバスの記載内容は、作成の基本方針に則っており、その内容に基づいて授業を実施することで、その整合性を図るよう努めている。(資料 4(3)-1-14 経済学研究科、4(3)-2-17)

○ 商学研究科

シラバス作成の作成は、前述の文系大学院共通の基本方針に基づいて行われており、学生が授業計画を立てる際や予習を行う上で有効に活用されている。(資料 4(3)-1-14 商学研究科、4(3)-2-17)

○ 理工学研究科

理工学研究科では、2014 年度のシラバスから、各授業担当教員が作成したシラバスについて専攻内で点検を行うこととしており、シラバス内容の充実を図るとともに授業内容・方法との整合性についても配慮することとしており、必要に応じて加筆や修正を求めている。(資料 4(3)-1-14 理工学研究科、4(3)-2-9、4(3)-2-19)

○ 文学研究科

シラバスは、前述の文系大学院共通の基本方針のほか、複数のシラバス実例を全教員に配布しており、これに基づいて作成がなされるよう努めている。さらに、1 回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことで補っている。(資料 4(3)-1-14 文学研究科、4(3)-2-17)

また、学生に対して毎年度実施する「研究状況・授業等に関するアンケート」を通じてシラバスに関する意見も聴取している。また、シラバスにおいても、授業の進行にあたっては受講者の研究テーマや専門知識レベルに応じて、担当教員と学生の相談の上、授業の内容を変更することを明示していることから、授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されている。(資料 4(3)-2-18)

○ 総合政策研究科

シラバスについては、前述の文系大学院共通の基本方針に基づき作成している。さらに、作成されたシラバスについては、授業の初回において担当教員より授業計画等の詳細な説明がなされるとともに、履修学生数や状況に応じて適宜修正されるなど、学生の計画的かつ実効的な学修を支援するツールとして活用されている。(資料 4(3)-1-14 総合政策研究科、4(3)-2-17)

授業内容・方法については、基本的にシラバスの内容をもとに進めることになるが、少人数での授業実施となるため、授業開始後に受講生の要望や必要性を勘案し、合意形成を行ったうえで、授業内容の変更等を行っている。

○ 公共政策研究科

シラバスについては、前述の文系大学院共通の基本方針に基づき作成している。しか

しながら、個々の科目のシラバスについて記載内容が十分なものとなっているか、また、実際の授業内容との整合が図られているかについて、組織的に確認・検証する仕組みは有していない。ただし、シラバスにおける記載不備科目を洗い出し、シラバス作成依頼時に、大学院事務室の専任職員が当該科目の担当教員に不備項目を指摘するなどして、改善を図るよう働きかけている状況である。(資料 4(3)-1-14 公共政策研究科、4(3)-2-17)

○ 戦略経営研究科（博士後期課程ビジネス科学専攻）

シラバスは、紙媒体のものは学年はじめに配布し、学生の授業選択の参考としている。その作成にあたっては、必要事項について十分な記載がなされるよう各教員に対して作成要領を示して周知を図るとともに、入稿されたシラバスについて戦略経営研究科事務課において確認を行い、記載事項の不足等の不備がある場合には必要に応じて修正を依頼している。(資料 4(3)-1-18)

また、戦略経営研究科においては、毎年1回・3月下旬に、翌年度の授業担当者が教育に関連する問題について意見交換するための授業担当者会議を開催しており、この機会にシラバス通りに授業を実施する旨を周知・確認している。また、授業担当者会議に欠席した教員に対しても当該会議の資料等を郵送し、出校した際にシラバスに従った適切な授業実施について周知を行っている。

3. 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

○ 大学全体

<学士課程>

客観的で厳格な成績評価を行うと同時に、履修科目数を抑制し、密度の濃い学修を促すため、各学部とも成績評価の採点基準を次のように定めている。評価点100～90点をA評価、89～80点をB評価、70～79点をC評価、60～69点をD評価とし、これらについて合格として単位を認定するほか、59点以下をE評価の不合格、未受験についてはFの無評価、履修中止をW、単位認定をNとしている。

本学における成績評価については、A～Eの5段階評価による絶対評価を原則としているが、法学部においては、最上位評価であるA評価の上限を設定することにより、授業レベルを維持するとともに、成績評価の一層の厳格化を図ることを企図して、積極的な意味でA評価についてのみ各講義について全履修登録者の20%以内とする相対評価を導入している（ただし、英語科目におけるアドバンスト・クラスや選択外国語のインテンシブ・コースといった科目については、選抜性、インセンティブの付加、相対評価の適切性等を考慮して、絶対評価によるA～Eの5段階評価としている）状況である。

また、成績評価の方法については、定期試験及びレポートが多く、その他に、小テストの実施や授業中の課題提出、授業への出席・関与状況、その他の平常点に基づいて採点が行われる。これら複数の方法を組み合わせて総合的評価を行うことも多く、各学部ともシラバスに評価方法別の点数配分、評価基準等を明示している。

このほか、各学部ではGPA制度を導入している。これは、上記の5段階の評価基準のAを4.0、Bを3.0、Cを2.0、Dを1.0、E及びFを0とし、分母に「総履修単位数（E、Fを含むがW、Nは含まない）を、分子に「4ポイント×A 修得単位数+3ポイント×B

修得単位数 + 2 ポイント × C 修得単位数 + 1 ポイント × D 修得単位数」を用いて算出され、個々の学生の学修の到達度をより明確にし、自らの履修管理に責任を持ち、履修登録した科目を自主的、意欲的に学修することを目的としている。GPA の数値は、主に各種奨学金の採用基準、入試形態別の追跡成績評価基準、交換留学等の基準、大学院進学の際の基準等に活用されている。

単位の計算方法については、大学設置基準第 21 条には「1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし・・・(中略)・・・講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で・・・(中略)・・・実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする」旨が定められており、これを受けて学則第 33 条でも同趣旨の規定が定められている。(資料 4(3)-3-1 第 33 条)

各学部の授業科目は 1 回の授業時間が 90 分で構成され、年間 30 週が授業週である。ここから一般の講義科目は 90 分 × 30 回 (週 1 回で通年あるいは週 2 回で半期) で 4 単位が付与され、文系学部の演習科目も同様である。語学科目の授業時間及び授業回数も同様であるが、トレーニング = 実技的要素があるため 2 単位が付与されている。理工学部における演習、実験実習科目の多くは半期 1 単位 ~ 2 単位となっている。また、大学設置基準第 21 条は「前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を付与することが適切であると認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる」とし、学則第 33 条第 2 項は「卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる」としている。これを受けて、「卒業 (演習) 論文」、「事例研究 (卒業論文)」については 6 単位 (経済学部)、4 単位 (商学部)、8 単位 (文学部、総合政策学部) と設定している。(資料 4(3)-3-1 第 33 条)

他方、既修得単位の認定については、大学設置基準第 28 条に基づき、学則第 35 条の 2 及び 3 において他大学または外国の大学において修得した単位を、60 単位を上限として認定できることを定めている。これに基づき、各学部では交換協定を締結している世界各国の大学及び学生が自主的に留学先を選定した外国の大学で学生が修得した授業科目について単位認定を行っている。このほか、編入学の制度を有している法学部、経済学部、商学部、理工学部、文学部においては、国内の短期大学あるいは 4 年制大学からの編入生に関しても、それらの短期大学・大学で修得した授業科目を、各学部の定める単位を上限に単位認定を行っている。学生が本学以外で修得した単位の認定状況は中央大学データ集 (表 12) に示す通りである。(資料 4(3)-3-1 第 35 条の 2, 3, 4(3)-3-2 (表 12))

## < 修士・博士課程 >

各科目における教育研究指導内容及び成績評価基準については、シラバスとして C plus (戦略経営研究科ビジネス科学専攻は CBS ポータル) 上で事前に公開し、学生が受講する講義科目の選択に際して具体的なイメージを持ったうえで判断できるように配慮している。また、成績評価については、A(100~90 点以上)、B(89~80 点以上)、C(79~70 点以上)、D(69~60 点以上)(以上合格)、E(59 点以下)(不合格)としている。

各科目の成績評価は、シラバスに記載されている成績評価方法、評価基準に基づいて行われることとなるが、基本的には、演習における発表と討議の内容、レポートの内容等に基づいて、担当教員の裁量による評価がなされている状況である。教育課程としての質保証という観点からは、客観的かつ厳格な成績評価が求められており、より一層単位の実質化を図っていくために GPA 制度の導入も必要となってくるが、学生数の減少に伴い、履修者が少人数となっている授業においては評価の仕方やその機能的な位置づけを組織的に模索していく必要がある。なお、成績発表の結果、成績評価に疑問点がある場合には問い合わせ期日までに所定用紙にて調査を依頼することが可能となっており、この取り扱いについては履修要項等を通じて周知している。(資料 4(3)-1-8 p. 23, pp. 222-223、(3)-1-9 p. 27, pp. 184-185、4(3)-1-13 p. 10)

単位の計算方法について、博士前期課程・修士課程においては、講義・演習ともに通年科目は 4 単位、半期科目は 2 単位であり、これは大学院設置基準第 15 条（大学設置基準第 21 条第 2 項第 1 号の準用）に基づいている。主として文学研究科に多く設置されている実習科目については、通年科目で 2 単位となっており、こちらも大学院設置基準第 15 条（大学設置基準第 21 条第 2 項第 2 号の準用）に基づいている。博士後期課程においては、主として「特殊研究」もしくは「特殊論文研修」、「研究指導」という指導教員による論文指導中心の科目が設置されているが、各授業科目の単位の計算方法は、博士前期課程と同様になされている。このように、いずれの研究科も大学院設置基準第 15 条（大学設置基準第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の準用）に基づいて講義、演習及び実習の単位設定を行っている。

他方、既修得単位の認定について、本学の大学院入学前に大学院において修得した単位については、大学院学則第 36 条の 2 に基づき審査の上、10 単位を上限として単位認定を行っている。また、本学学部在学学生に対しては、戦略経営研究科ビジネス科学専攻を除く各研究科において、学内推薦入試等によって早期に大学院進学が決定した学生及び将来本学大学院への進学を希望する学生等を対象に、科目等履修生制度を活用して大学院設置の科目を 10 単位まで先行履修することを可能としており、当該制度により修得した単位の認定も各研究科において行っている。(資料 4(3)-3-3 第 36 条の 2、4(3)-3-4~5)

このほか、戦略経営研究科ビジネス科学専攻を除く各研究科においては、本学を含め 10 大学の大学院から構成されている首都大学院コンソーシアムに加盟しているほか、これらの交流・協力校を含めて研究科全体として 12 の大学院と単位互換協定を結んでおり、これらの協定校において修得した単位は現状では研究科（あるいは専攻）毎に定める国内協定校との単位互換、留学先での単位の認定等、個別の事例に対応している。

なお、学生が本学以外で修得した単位の認定状況は中央大学データ集（表 12）に示す通りである。(資料 4(3)-3-2（表 12）)

以下、各学部・研究科における成績基準等において、全学での運用となっているものは割愛することとする。

#### ○ 法学部

法学部では、成績評価の一層の厳格化を図るため、A 評価に関しては、一部の科目を

除き履修者の20%以内とすることとしている。これらのルールに即した成績評価が適正に行われているかという点については、教務委員会を中心に成績評価分布の全体傾向の分析及び意見交換を適宜行い、教授会においてその分析結果等を配布することにより教員間の情報共有を図っている。A評価を履修者の20%以内とすることについては各授業科目担当教員のほとんどが遵守しており、単位の実質化及び統一的な成績評価を志向するうえで利点となっている。しかし、ごく少数であるがこの方針を大きく逸脱している教員がいることは、公平性の観点から問題であると認識している。他方で、そもそも20%に限ることが困難な場合に、無理に20%に限定して評価することが適切かどうか、この点に関する検討が課題として残されている。なお、2014年度より、成績評価の一層の厳格化を進めるため、A評価の上限である「20%以内」という意味（解釈）について明確化（A評価は、履修者の20%を上限とする（10～20%の範囲になることが望ましい））を図るとともに、20%を極端に超える場合には、教務委員会の判断のもと担当教員に成績評価の修正を求める場合があること、A評価が履修者の5%を下回った場合には、教務委員会の判断のもと担当教員に「理由書」の提出を求める場合があることについての申し合わせを行っている。加えて、E評価についても「E評価は、履修者の30%未満となることが望ましい。なお、E評価が35%を上回る場合には、教務委員会の判断のもと、担当教員に「理由書」の提出を求める場合がある」との申し合わせを行い、厳正かつ公平な成績評価の実現を目指している。（資料4(3)-3-6～7）

これら成績評価の基準等について、学生に対しては履修要項やシラバスに明記し公表することで、客観性の確保を行っている。また、期末試験後、学生が自身の成績評価に関して照会を行うことができる「成績調査」制度を設けるとともに、教員が試験講評をC plusに掲載できる制度を採用しており、成績評価の透明性も確保している。（資料4(3)-1-1 pp.69-70、4(3)-3-8）

既修得単位の認定に関しては編入学者について行っているほか、法学部通信教育課程からの転籍者については単位移行として行っている。国内における大学間単位互換並びに入学前の修得単位認定は行っていない。（資料4(3)-3-9～10）

留学先における修得単位の認定については、交換留学、認定留学において、「中央大学法学部留学単位認定基準（法学部国際交流委員会）」に基づき行っている。この単位認定基準は、法学部のコアな必須教育を確保しつつ、留学というプラス・アルファの要素を適正なバランスで組み入れること、また、留学して学修成果をあげるという特別な努力に配慮し、帰国後の学修のスムーズな継続を可能とすること、さらには科目と成績評価の読み替えに伴う種々の問題を回避して円滑に単位互換を行うことを趣旨として定めたものである。単位認定にあたっては、法学部国際交流委員会の責任のもとに委員による書類審査（単位認定願、成績証明書、シラバス、レポートやエッセイ）と面接審査を経て認定原案を作成し、教授会で認定を行っている。（資料4(3)-3-11）

#### ○ 法学部通信教育課程

法学部通信教育課程においては、通信授業及びスクーリングによる所定の単位修得が必要となる。学生はレポートの合格点の取得もしくはレポート合格点の取得とスクーリングの受講をもって科目試験またはスクーリング試験を受験し、これらの試験に合格す

ることで単位が付与される。なお、「体育実技」及び「情報処理」についてはスクーリングを受講することにより、「導入教育」についてはスクーリングを受講したうえで課題報告を行い、これに合格すると単位が付与される。レポート採点は授業科目担当教員の指導のもとにインストラクターがあたり、科目試験採点は授業科目担当教員があたる。レポート指導及び採点基準については、レポート添削（合否判定を含む）を担当するインストラクターに対し、レポート課題の担当教員がレポート採点基準を作成・配布し、認識の共有を図っており、特に合格と不合格の基準について具体的な説明を加えることで標準化を図っている。(資料4(3)-1-2 pp. ix-x)

単位計算方法に関し、レポートについては1単位につき1問の課題に対するレポートを学生が作成し、これを添削することにより通信授業としており、4単位の講義科目を例にとると、4通のレポート添削を受け、合格点を取得し科目試験を受け、合格した場合に単位を付与する。またはレポート2通2単位の合格点を取得したうえで、残り2単位2通分のレポートを当該科目の1回のスクーリング2単位に代えて受講しスクーリング試験を受け、合格した場合に単位を付与する。この場合、当該科目の4単位修得と併せて、スクーリング単位2単位を修得したことになる。授業単位とスクーリング単位は、講義科目、外国語科目、健康関連科目等、科目と単位数により数種の組み合わせがあるが、学生に対しては、「履修届の書き方」を各年次に配布し、「別冊白門」と併せて周知を図っている。(資料4(3)-1-2 p. ix-x)

他方、編入学者の本学入学前の既修得単位認定については、入学前の学歴に応じて「単位換算基準取扱要項」に従って単位換算を行っている。(資料4(3)-3-12)

## ○ 経済学部

経済学部では、授業科目内容の理解度に即した公正かつ厳正な評価を目標としており、成績評価の方法や基準は事前にシラバスとして科目毎に明示し、それによって成績評価を行っている。成績評価の分布については、兼任教員を含め全ての教員による成績評価を一覧表として教授会に公開し、全ての専任教員が閲覧できるようにしている。また、同時に成績評価について学生の質問にも答えることにしている。(資料4(3)-3-13)

成績評価の方法としては、演習等の少人数教育科目においては授業期間中の報告や出席、レポート等の平常点による場合が多く見られるが、多人数の学生が履修する講義科目においては、学期末のテストによる場合や、これに中間テストやレポート等を加味して評価する等の措置がとられる場合が多数を占めている。いずれの場合も、講義内容の理解の到達度を基準にして評価するという適切な方法が基本となっている。

既修得単位の認定については、学則第35条の3の規定に基づき、交流協定を締結している外国の大学及び留学先として認定した外国の大学で学生が修得した単位のうち30単位を上限として経済学部の単位として読み替えることを認めている。その際、学生が単位を修得した授業科目の内容及び分野について、経済学部国際交流委員会が面接等を含め調査したうえで、「経済学部学生の国外留学に伴う単位認定に関する運用基準」に照らして相応しいかどうかを授業内容の実態に基づいて認定している。(資料4(3)-3-14)

また、編入学試験を通じて4年制大学や短期大学から学生を受け入れており、編入学者の本学入学前における既修得単位認定については、学則第35条の4第2項の規定に

基づき経済学部編入学生に関する単位認定委員会によって「経済学部編入学生の単位認定基準」に照らし、67単位を上限として単位認定を行っている。(資料4(3)-3-15)

#### ○ 商学部

商学部の成績評価について、相対評価に関する規定はなく、成績は各教員の裁量による絶対評価を基本としている。評価方法としては学期末試験及びレポートによるものが多く、これに小テスト、課題提出、授業への出席・関与状況、平常点等が加味される場合もある。演習科目については出席状況、平常点、レポート・課題提出による成績評価が多い。また、演習論文(卒業論文)の評価については演習担当教員が行っている。これらの評価方法・基準についてはシラバスに記載し、学生に公表しており、多くの科目において評価方法毎の比重配分をシラバスに示している。(資料4(3)-1-14 商学部)

商学部では、全科目の成績評価分布並びに試験問題(レポート課題も含む)を教授会で回覧し、その後も随時閲覧できるようにしている。これにより、各教員が自身の科目の評価状況を客観的に比較検討することが可能となっており、あわせて科目毎の成績分布の偏りや試験問題の内容・質等について組織的に把握できる体制を整えている。このほか、成績評価については、商学部事務室において所定の手続を行うことで学生からの問い合わせが可能となっている。(資料4(3)-1-4 p.78、4(3)-3-16)

既修得単位の認定に関しては、交換留学と認定留学について留学先で取得した単位を、商学部国際連携委員会並びに教授会の審査により、30単位を上限に商学部の単位として認定している。留学に関する単位認定は、「商学部学生の国外留学に関する内規」、「商学部生の国外留学に伴う修得単位の認定に関する基準」、「商学部留学プログラムに関する内規」のもと、帰国後の面接審査によって行っている。ただし、認定単位数の算定方法に関する機械的なルールはなく、個々のケースに応じて十分に審査を行った上で単位認定を行っている。(資料4(3)-3-17~19)

一方、編入学生の既修得単位については、「中央大学商学部編入学単位認定基準取扱要項」のもと、60単位を上限に、商学部編入学委員会において認定対象科目の科目名称、シラバス、成績等を総合的に審査し、教授会の審議を経て認定している。(資料4(3)-3-20)

このほか、高大連携への配慮として、高校時代に科目等履修生として取得した単位を入学後に大学の単位として認定する「Higher Education チャレンジ・プログラム」を実施している。なお、本学附属高校1校(中央大学杉並高等学校)については、同プログラムの一環として商学部から専任教員を派遣して行う出張授業を実施する取組みも行っている。(資料4(3)-3-21~22)

#### ○ 理工学部

理工学部では、講義要項(シラバス)に授業計画並びに到達目標と成績評価法を明示し、レポート、中間試験、演習、最終定期試験の結果によって目標達成度を測り、成績を厳格に評価しており、成績根拠資料の一つとして答案の保管(4年間)をルール化している。また、答案以外の成績評価に対するエビデンスの準備、内容の説明責任の体制は、原則として授業科目担当者の責任で行っている。なお、経営システム工学科では成績評価資料(評価結果一覧表、試験等)については個人の保有とせず、学科で一括して

保管・管理するといった組織的な対応をとっている例もある。(資料4(3)-3-23)

成績評価においては、学生に対して GPA を C plus での成績照会及び成績原簿に表示することにより、学修の到達度をより明確に示し、学生個人の履修管理に自覚を持たせるほか、履修登録した科目を自主的、意欲的に学修する動機付けに寄与している。

国内大学及び国際交流協定校以外の外国大学で修得した単位については、教育上有益と大学が認めた場合は、学則に基づき 60 単位を超えない範囲で本学において修得したと見なすことにしている。理工学部では、「理工学部学生の国外留学（交換・認定）に伴う単位認定に関する基準」に基づいて単位認定を行うことと定めており、修得単位は 30 単位を超えない範囲で認定することができるとしている。(資料4(3)-3-24)

また、高等専門学校からの編入学に伴う既修得単位認定については、「高等専門学校出身者の編入学に関する単位認定基準」に基づき、理工学部事務室教務担当と各学科の学習指導委員との連携において適切に実施しており、理工学部における専門科目を習得するうえで、基礎となる部分の習得が欠如することにならないよう、科目内容を慎重に審査する仕組みとなっている。(資料4(3)-3-25)

#### ○ 文学部

成績の評価基準は履修要項に掲載するとともに、各科目の成績評価方法についてはシラバスに明記することで学生に周知している。中でも卒業論文の評価にあたっては、主査・副査による論文審査を行い、厳格・公正な単位認定を行っている。また、成績発表後には学生からの成績調査制度を設けることで、成績評価に対する公平性・透明性を確保している。(資料4(3)-1-6 pp.68-69)

国内大学における学修の単位認定については、2002年に締結された大妻女子大学との協定に基づく単位互換制度（社会学・社会情報学専攻学生対象）を有しているが、ここ数年は本学からの履修希望者はいない。外国の大学で修得した単位の認定については、留学に関してこれを行っている。交換留学・認定留学によって留学した学生が留学先で修得した単位は、学生からの単位換算願に応じて、留学先大学発行の成績証明書、また履修科目の時間数・単位数を証明する書類を教務委員会において審査し、当該専攻のカリキュラムの区分・系列に準じて 60 単位を限度に卒業に必要な単位として認定している。ただし、各留学先、また文学部との間の成績評価基準の相違が著しく、不平等を生じる恐れがあるため、成績は付与せず単位のみ認定としている。この単位認定は教務委員会での検討後、教授会の議を経て行われている。(資料4(3)-3-26～27)

入学前の既修得単位の認定に関わるものとしては編入学制度によるものがある。文学部では、4年制大学卒業者を対象にした「学士入学」とフランス語文学文化専攻で短期大学からの編入を行っており（いずれも3年次編入）、既修得単位について専門科目への「読み替え」が可能であるかどうか科目毎に当該専攻の教務委員が検討を行い、88 単位を限度に教務委員会及び教授会の審議を経て認定している。(資料4(3)-3-28)

#### ○ 総合政策学部

総合政策学部における成績評価については、シラバスに明記された評価方法（基準）に基づいて行われ、学習の到達目標に即して、各学生の理解度、達成度を勘案しながら

評価が行われる。シラバスを含めて学生による授業評価が行われるため、成績評価基準についても、学生、教員双方向での議論、検討が可能であり、透明性の高い適切な評価基準となっていると考える。なお、学生が成績評価に関して疑問を持った際には、総合政策学部事務室を通じて教員から説明を受けることができるシステムが確立されており、このことは履修要項を通じて周知されている。(資料4(3)-1-7 p. 40)

外国の大学等で修得した単位については、675分の授業時間を1単位に換算している。学生の留学先でのシラバスの内容に係る精査等は、教務・カリキュラム委員会が行っており、学習の内容・方法を確認した上で、総合政策学部において取得した単位として60単位を上限に単位認定を行っている。また、国内の大学との単位互換は実施していないが、国内における他大学での学修については「学術研究」として単位認定を行うことが可能である。なお、編入学については導入していないため、これによる単位の認定は実施していない。(資料4(3)-1-7 p. 8、4(3)-1-52、4(3)-3-29)

#### ○ 法学研究科

成績評価については、ほとんどの授業が少人数で行われていることから、授業への出席、平常点及び授業で行われる報告を中心に行われており、評価方法と評価基準については予めシラバスにおいて明示し、学生に周知している。また、成績評価に疑義がある場合には照会が可能となっており、成績評価の適切性と透明性の確保に努めている。(資料4(3)-1-8 p. 23, pp. 222-223)

現在、本学大学院では国内の大学との間で単位認定の互換制度を設けている。ただし、法学研究科が対象とするような分野・科目は少ない。他方、外国の大学との間の交流協定に基づき留学中に履修した単位は、法学研究科委員会が本学の単位として認定している。単位認定は、外国の大学での履修科目の領域により近い科目を履修したものととして科目を読み替えている。国内外の大学院において修得した単位は10単位を限度に本学の単位として認定される。入学前に本学大学院または他大学大学院において修得した単位は、入学後、カリキュラムに照らして授業内容、レベル、本人の到達度等を踏まえた審査を行い、既修得単位として10単位を限度に単位認定を行っている。これらの認定科目については、法学研究科設置科目への読み替えにより対応している。(資料4(3)-1-8 pp. 20-22, p. 64、4(3)-3-3 第25条の2、第36条の2)

#### ○ 経済学研究科

経済学研究科における教育科目の内容、評価の基準・方法はあらかじめシラバスによって公開され、成績評価はそれらの基準・方法に従って適切になされている。成績評価の方法は、授業時間内での報告や討論、レポート提出等の平常点によるものとテストによるもの、あるいは両者を組み合わせるもの等、個々の教員の裁量に任されているが、今日の学問水準を反映した各教育科目で設定する到達目標への到達度に評価基準を置いている。

学生が海外の交流協定校及び認定留学先の大学院で修得した単位に関しては、10単位を上限として単位認定を行っている。国内では、本学のほか12大学の大学院から構成されている首都大学院コンソーシアムに加盟しており、これらの交流・協力校を含めて、

15の大学院と単位互換協定を結んでいる。これらは大学院設置基準第15条に適合した措置であり、経済学研究科に設置されていない授業科目の履修を保障し、学生の専攻する特定分野について教育指導を受け、知見を深める機会を提供している点で、学生の専門的知識の修得と研究能力の向上に寄与している。このほか、大学院へ進学する学部学生が入学前に単位を修得した経済学研究科の科目についても、同じく10単位を上限として単位認定を行っている。(資料4(3)-1-8 p. 20-22、4(3)-3-3第25条の2、第36条の2、4(3)-3-4)

#### ○ 商学研究科

成績評価基準については履修要項において明示し、個々の科目における評価方法や基準についてはシラバスにおいて明示している。博士前期課程・後期課程とも演習科目が多く、講義科目においても1教員あたりの学生数が少ないこともあり、学生の理解状況はレポート提出、授業における口頭での質疑、演習における研究報告、ディスカッション等によって把握が十分可能であるため、平常点で評価することが一般的である。成績評価の客観性・公平性を担保する方策としては、シラバスに評価方法を明示するとともに学生に成績評価の問い合わせを認めることで対応している。(資料4(3)-1-8 p. 23)

商学研究科は、現在、大学院間の学術提携・交流を促進し、大学院の教育研究の充実を図ることを目的とする大学間単位互換制度により、首都大学院コンソーシアムに加盟しているほか、専修大学大学院、法政大学大学院、明治大学大学院、立教大学大学院の関連専攻と協定を結んでいる。また、商学研究科に入学する以前に大学院において履修した単位について10単位を超えない範囲で認定する制度を設けている。(資料4(3)-1-8 pp. 20-22、4(3)-3-4)

#### ○ 理工学研究科

研究科全体としては、成績評価を100点満点の素点に設定し、より詳細な評価を可能としている。また、個々の授業の成績については、演習における発表と討議、レポートにより担当教員が評価を行っている。評価方法については、シラバスにおいて科目毎に公開されている。より専門化した基礎知識の習得から最先端のトピックスまで講義目的に幅があることから、評価も担当教員に大きく依存している。また、精密工学専攻では、理論の実証や検証に必要な研究装置や解析ソフトの設計、試作、運用等の自立的研究能力を含めた成績評価も重視している。

修士論文の評価は、主査1名、副査2名が参加して多面的・客観的な評価を行っている。博士後期課程の学位授与にあたっては、論文審査委員に必ず専攻外及び学外副査各1名を置くほか、公聴会を実施しており、評価の透明性、客観性を担保している。(資料4(3)-1-9 pp. 27-30、4(3)-3-3第42条、4(3)-3-30~31)

既修得単位の認定について、博士前期課程においては、大学院学則第36条の2に基づき、研究科委員会が教育上有益と認める時は、学生が本大学院に入学する前に大学院(外国の大学院を含む)において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位数に算入することができる。この制度を活用している例として、学内推薦入試に合格した学部4年生が学部学習に差し支えない範囲で大学院の講

義科目を最大 10 単位まで履修できることになっている（ただし、学部卒業単位には含まれない）。加えて、主専攻の科目のみではなく大学院副専攻科目についても最大 6 単位まで履修できるようになっている。高度な講義を早期に学習することには様々なメリットがあり、大学院入学後に研究にあてる時間が増えることが最も大きな利点となっている。（資料 4(3)-3-3 第 36 条の 2、4(3)-3-5）

また、大学院学則第 55 条により、他の大学院と学生を交流させ、単位の互換を行うことができる。具体的には、お茶の水女子大学、東京外国語大学、首都大学東京、筑波大学大学院人間総合科学研究科、数学連絡協議会加盟校、首都大学院コンソーシアム加盟校との単位互換制度を実施している。さらに、文部科学省「高度セキュリティ人材育成プログラム（ISS スクエア）」では、情報セキュリティ大学院大学との間で講義を相互に提供しカリキュラムの充実を図っており、これらの科目についても本学の修了に必要な単位に算入することができる。（資料 4(3)-1-9 pp. 22-23）

#### ○ 文学研究科

個々の授業の成績については、演習における発表と討議及びレポートにより、担当教員が評価を行っている。博士前期課程の修了判定を行う最終試験には各専攻の教員が参加しており、また、修士論文の評価は主査及び副査が参加して多面的・客観的な評価を行っている。博士後期課程の学位授与にあたっては、論文審査委員に必ず 1 名の外部副査を投票により選出しているほか、最終試験を公開で実施しており、評価の透明性、客観性を担保している。なお、個々の授業科目についてはシラバスに、学位論文の合格基準については大学院学則第 40 条に、学位論文の審査については同学則第 42 条に、学位論文及び最終試験の審査項目等については「文学研究科学位論文審査及び最終試験に関する取扱要領」にそれぞれ明文化している。（資料 4(3)-3-3 第 40 条、第 42 条、4(3)-3-32）

入学前の既修得単位認定については、大学院学則第 36 条の 2 に従い 10 単位を限度として博士前期課程の修了に必要な単位に算入できることとなっており、単位認定にあたっては、博士前期課程入学時に入学前に履修した科目名とそれに対応して認定を希望する科目名、当該授業科目の内容と認定の理由を添えて申請を行わせ、教務委員と指導教授の審査を経た後に、研究科委員会での承認を得ることとなっており、十分な教育的配慮を行っているといえる。（資料 4(3)-3-3 第 36 条の 2）

#### ○ 総合政策研究科

個々の授業の成績については、演習における発表と討議、レポート等により、担当教員がシラバスに掲げた達成目標を勘案して学生の目標達成状況について評価を行っている。

修士論文の評価は主査、副査が参加して多面的・客観的な評価を行っている。博士後期課程の学位授与にあたっては、論文審査委員に必ず 1 名以上の外部副査を投票により選出しているほか、公聴会を公開で実施しており、評価の透明性、客観性を担保している。なお、個々の授業科目についてはシラバスに、学位論文の合格基準については大学院学則第 40 条に、学位論文の審査については同学則第 42 条にそれぞれ明文化されている。加えて、修士学位と博士学位それぞれの学位授与方針を踏まえ、学位審査基準とし

て学位審査に関する取扱要領を定め、学生へ公表している。(資料 4(3)-3-3 第 40 条, 第 42 条、資料 4(3)-3-33~34)

また、博士前期課程では、他研究科及び「交流・協力校」(首都大学コンソーシアム加盟 10 大学及び首都大学東京) が聴講を認めた授業科目について単位認定を行っているほか、国外の大学院において取得した単位については、カリキュラム委員会において内容及び学習時間を確認・検証のうえ研究科の修了必要単位として認定している。なお、入学前に他大学において取得した単位は 8 単位を限度として、修了に必要な単位に算入することができる。(資料 4(3)-1-8 p. 20-22、4(3)-3-3 第 25 条の 2, 第 36 条の 2)

一方、入学前の既修得単位認定に関しては、博士前期課程において 10 単位を限度に修了に必要な単位として算入できることとしており、総合政策学部の学生が研究科入学前に取得した単位も同様に算入できる仕組みとなっている。(資料 4(3)-3-3 第 36 条の 2、4(3)-3-4)

#### ○ 公共政策研究科

成績評価基準について、個々の授業の成績では、演習における発表と討議、レポートなど、多面的な方法により担当教員が適切に評価を行うこととし、履修要項に明記している。また、個々の科目の評価方法及び評価基準については、シラバスにおいて明示している。(資料 4(3)-1-8 p. 23)

入学前の既修得単位認定については 10 単位を超えない範囲で修了に必要な単位に算入できるようになっており、単位認定の制度は適切に設定されている。なお、大学院研究科の包括協定として単位互換協定を結んでいる大学とは学生の派遣・受け入れとも可能で実績もあるが、研究科単独での他大学院との協定については、公共政策系大学院は専門職大学院が多く、課程が異なることから、大学院間連携は十分に機能しておらず、これまでのところ単位認定の事例はない。(資料 4(3)-1-8 pp. 20-22、4(3)-3-3 第 36 条の 2)

#### ○ 戦略経営研究科 (博士後期課程ビジネス科学専攻)

ビジネス科学専攻における各科目の可否に関しては、シラバスにおいて明示された成績評価法に基づき、授業貢献度・レポート・試験等によって厳格な成績評価を実施している。なお、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては、現在のところ、入学前の既修得単位の認定は行っていない。(資料 4(3)-1-18)

### 4. 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

#### ○ 大学全体

##### <学士課程>

本学では全学的なファカルティ・ディベロップメント (以下、「FD」という。) を推進する機関である中央大学 FD 推進委員会を設置している。この委員会は、学部長、大学院研究科委員長から互選された者、各教授会及び研究科から互選された者、関連事務室職員などから構成され、全学的な FD の企画及び実施、各学部及び大学院各研究科における FD の連絡・調整、FD に関する情報の収集・提供等を行うこととなっている。当該

委員会については、本学における FD 活動の活性化に資するよう、授業評価アンケートや授業参観、シラバスのあり方、各教員の教育手法の向上に資する FD 講演会の内容等について検討を行っている。なお、FD に関する講演会として、全教職員を対象に、大学評価委員会と共催で 2015 年 1 月に FD・SD 講演会「明日の中央大学を考える」を開催したほか、中央大学 FD 推進委員会として 2015 年 7 月に「ルーブリック評価導入の実際」、9 月に「今なぜアクティブラーニングか、その手法と効果」と題した FD・SD 講演会を 2 回実施している。(資料 4(3)-4-1~2)

各学部における FD に関する委員会の設置状況に関しては、経済・商・理工の 3 学部では学部独自の FD 委員会を設置しているが、他の学部では教務委員会やカリキュラム委員会等において FD に関する事項を取り扱うスタイルとなっている。これらの委員会による活動状況については、学部によって違いはあるものの、授業評価アンケート、他大学調査、学外の研修への教員派遣、教員相互の授業参観等、授業の内容及び方法の改善に結びつけるための活動を行っている。また、各学部とも、授業評価アンケートについては、その結果を総括した一覧表等を学生・教員に冊子あるいは C plus を通じて公開するとともに、個々の教員に担当授業のアンケート結果をフィードバックしているほか、学部によっては、アンケート結果を確認した教員から学生に対するコメントをフィードバックするなど、これを活用した教育改善に努めている状況である。なお、法学部及び商学部の 2 学部では、学部独自の委員会が授業評価（改善）アンケートの結果を分析し、その活用等について検討を行っている。

#### < 修士・博士課程 >

本学では、大学院 FD 推進委員会及び各研究科 FD 推進委員会を設置し、全学として設置する中央大学 FD 推進委員会と連携を図りながら、大学院レベルでの FD 活動を推進している。(資料 4(3)-4-3)

具体的には、学生全員を対象とする「研究状況・講義等に関するアンケート」を毎年度実施し、その結果を各研究科の委員長と FD 推進委員がとりまとめた上で各研究科委員会に報告しており、さらに、文系 6 研究科については、回答者が特定され易い項目を除く全ての項目について、回答結果を大学院事務室で閲覧できるようにしている。「研究状況・講義等に関するアンケート」については、2010 年度時点において前期課程が 40%、後期課程が 23%と回収率の向上が課題となっていたが、回収方法を改善したことにより、2014 年度には博士前期課程が 72%、博士後期課程が 62%にまで向上している。本アンケート結果の意見も参考に改善や制度設計が行われた事例としては、学生研究室の学習環境の改善や、2012 年度新設のアカデミック・ライティングに関するオープン・ドメイン科目の設置等があげられる。しかしながら、授業や研究指導における具体的な改善要望をアンケートを通じて把握・共有するにあたっては、回答者の匿名性確保の観点から困難な面も有しており、現在は各研究科の学生が組織する院生協議会との意見交換等を通じて適宜補完している状況である。(資料 4(3)-2-18、4(3)-4-4)

また、2013 年度には、各研究科における諸課題をより具体的なかたちで把握することを企図し、教員に対して大学院における教育研究指導上の課題や意見を聴取するアンケート調査を実施した。調査結果については大学院 FD 推進委員会を通じて研究科委員長

会議に報告され、各研究科における改善に向けた取組みに活用されている。さらに、2014年度からは大学院授業参観制度を新たに設け、運用を開始している。(資料4(3)-4-5~8)

なお、戦略経営研究科ビジネス科学専攻については、研究科に設置するFD・自己点検・評価委員会が授業アンケート等を通じて教育研究活動の状況についての把握・検証を行っており、問題点や課題の改善に向けて具体的な対応策を検討している。(資料4(3)-4-9)

## ○ 法学部

法学部では、「法学部教務委員会」において、FDの組織的活動を推進するための各種検討を行っており、学部教育の改善につながる活動について恒常的に検討を進めるとともに、「法学部における授業改善のためのアンケート」、「授業公開」、「定期試験講評の公開」の実施主体としての役割を担っている。(資料4(3)-4-10)

「法学部における授業改善のためのアンケート」は、法学部学生から授業内容や授業方法に関して率直な意見を聴取し、それらを改善充実に役立てることを目的としており、法学部開講科目を対象に、各学期末に実施している。アンケート実施後、集計結果及び学生からの自由記述を各担当教員に通知し、担当教員はその結果を受けコメントをC plusに掲載している。アンケート結果、教員からのコメントは前年度実施分を毎年4月に冊子にまとめ、教授会において報告するとともに、法学部事務室及び法学部図書室にて学生・教員が常時閲覧できる環境を整備している。(資料4(3)-3-7、4(3)-4-11~12)

「授業公開」は、教員相互の授業改善に資する取組みを通じFD活動の啓発を図ることを目的として2009年度から実施している。この「授業公開」は専任教員を対象として、各学期に行っている。(資料4(3)-4-13~14)

「定期試験講評の公開」は、学生に自身の学修に対する振り返りを促すとともに、履修科目選択の参考となり得る正確な情報を提供すること、及び教員間で定期試験に関する情報を共有することで他科目(講座)の到達レベル・評価基準等を相互に把握し、より教育効果の高い授業運営につなげることを目的とし、2012年度から実施している。講評の内容については、C plusを通じて発信している。(資料4(3)-3-8)

## ○ 法学部通信教育課程

授業内容及び在学生の学習の状況について把握することを目的に、「在学生学習アンケート」を短期スクーリングと夏期スクーリングで実施しており、調査結果については通信教育部委員会及び通信教育部制度等検討部会において共有し、教育活動の改善に向けた検討を行う際の参考資料としている。(資料4(3)-4-15~16)

また、例年、夏期スクーリング期間中に開催する学生会支部長情報交換会では、通信教育部長を交えて授業や制度についての意見交換を行い、通信教育課程の教育活動の一助とする取組みを行っており、そのほか、通信教育課程の授業や制度に関する重要事項、また改善に繋がる事項は、平素から通信教育部委員会、及び当該委員会の下部組織である通信教育部制度等検討部会において、必要に応じた検討を行っている。

## ○ 経済学部

経済学部においては、授業等の内容・方法の改善を図るための研修等の活動を経済学

部 FD 委員会が中心となって行っている。これまでの具体的な活動としては、授業改善アンケート、「入門演習」担当者アンケート、授業における工夫等についてのアンケート（授業担当全教員対象）、シラバスの記述内容の統一化に向けての改善策の検討、「経済入門」担当者への科目趣旨の周知等を行っている。経済学部 FD 委員会の活動については、恒常的に経済学部教授会へ報告され、教員の教育指導の改善と学生の学修の活性化に反映されるように配慮している。（資料 4(3)-4-17）

授業改善アンケートについては、授業評価に関する質問に対する回答欄だけでなく、各授業に対する学生の意見、要望、批判等を記入する欄が設けられており、結果については全教員にフィードバックを行っており、個々の教員が担当する授業の実施方法等について振り返り、適宜改善に活用している状況である。また、授業改善アンケート結果の公表については、科目毎の集計結果に、教員のコメントを反映したものを C plus に掲載し、学生・教職員に対して公開しているほか、外部に対しては、経済学部オリジナル Web サイトにて、授業改善アンケート総括、科目区分別集計結果、科目区分別集計結果レーダーチャートを公開している。なお、授業改善アンケート実施については、効果測定の観点から、3カ年に1回のサイクルで実施することとしており、直近では2014年度に実施している。（資料 4(3)-1-37⑤、4(3)-4-18～19）

このほか、全学の FD 推進委員会において、各学部における授業内容・方法等の更なる改善を企図した授業参観を実施することとしたのを受け、経済学部においても、具体的な実施方法や対象とする科目の選定等を行い、2014年度後期は、特色ある授業科目として「英語による専門教育科目・総合教育科目」を対象として実施している。なお、2015年度には、学部改革の教育に関する部分の教員相互の意見交換の場として、経済学部研究会を開催している。（資料 4(3)-4-20）

## ○ 商学部

商学部では商学部 FD 委員会を設置し、同委員会を中心として、授業アンケートの改善、試験の出題方法の改善、授業手法の改善等について検討・実行しているほか、FD 委員会と商学部研究会が連携して FD に関する研究会を開催している。（資料 4(3)-4-21）

商学部では、授業アンケートについて一般講義科目と語学・体育科目を隔年で実施していたが、アンケート結果を教育活動の質の向上に活用するため、2014年度からは全科目を毎年実施することとし、あわせて設問項目についても改訂を行っている。また、授業アンケートの結果の活用についても、従来は集計結果の概要部分の共有にとどめていたが、2014年度は、FD 委員会が回答項目間の相関分析並びに重回帰分析を行い、その結果を全教員が共有できるようにすることで、授業方法の改善に資する具体的なデータとして活用できるようになっている。加えて、学生に対しても全ての科目の結果を C plus を通じて公開するとともに、任意ではあるが担当教員からの結果に対するフィードバックコメントもあわせて公開している。（資料 4(3)-2-6～7、4(3)-3-16、4(3)-4-22）

また、授業内容や方法等の改善に向けた教員研修の一環として、授業の公開・参観を制度化し、授業方法改善のヒントや改善点の相互指摘等を行う機会を設けている。さらにこうした機会への参加を奨励するため、2015年度からは従来の自由参加方式から商学部就任後5年ごとに公開授業への参加するよう制度化している。（資料 4(3)-4-23～24）

## ○ 理工学部

現在、全学科を通じた学部全体の FD 活動としては、全教員・全科目における的確なシラバスの作成を義務づけているほか、学生による授業改善アンケートの全科目実施等により、教育内容・方法及び教育指導方法等の改善において効果を上げている。また、教育指導方法の改善、シラバスの作成、学生による授業改善アンケートの実施に関する検討については C 委員会で実施することで、このような取組みに対する理解が進んでいる。さらに 2011 年度からは C 委員会から FD 委員会を独立させ、FD 活動推進のための組織を再構築しており、意識・制度両面から学部全体としての FD 制度の活用を目指す機運が高まっている。(資料 4(3)-4-25)

具体的な取組みとして、新任教員研修会を実施し、教育指導手法についての情報共有を図っているほか、授業改善アンケートの結果及び個人別学修指導を通じて得られる在学生の意見、要望を学科単位で総括し、FD 委員会にて取りまとめて講義内容や教育指導法の改善に反映させる仕組みを整えている。また、教員が相互に授業を参観し、教授法や教材等について優れた取組みを見出すこと、授業について他の教員からの助言や印象を聞くことで授業の改善に繋げることを目的に、教員相互の授業参観を 2014 年度後期から実施している。(資料 4(3)-4-26~30)

このうち、授業改善アンケートについては原則全ての授業科目において行っており、最終回またはその 1 回前の授業の際に 10~15 分の時間を利用して実施している。集計結果は、後日、担当教員へ回付され、評価結果の分布については学科教室会議や兼任講師懇談会において確認し問題点等についての議論を行い、以降の授業改善に役立てるようにしている。また、全科目の集計結果及び科目担当者からの学生向けコメントを紙媒体で閲覧できるようにするとともに、各学科・学部全体・学士課程全体として改善が必要と思われる項目については、学部内の FD 委員会で検討した後、教育プログラム及び教室設備の改修計画に反映して役立てている。(資料 4(3)-4-27~28、4(3)-4-31)

## ○ 文学部

文学部における FD 活動は、教務委員会を中心に授業評価アンケート等の取組みを実施している。なお、授業評価アンケートは 2014 年度までは文学部学生授業評価委員会が実施していたが、委員会再編に伴い同委員会の機能を教務委員会が引き継いで行っている。(資料 4(3)-4-32)

学生による授業評価は全授業科目を対象に行っており、教育改善への牽引力となっている。アンケートの実施率は、2014 年度前期が 82.0%、後期が 75.8%となっている。集計結果は教務委員会、教授会において確認を行うとともに各科目担当の教員に伝えられ、授業内容・方法の改善に資する材料として活用している。また、学部全体の集計結果は Web サイトにおいても公開を行っている。しかし、授業評価アンケートについては、多様な授業内容・形態の科目がありながら一律の項目設定で実施されており、科目によっては正確な評価を期待しにくい項目もあるほか、アンケートの実施時期が集中するため、学生においてルーチンとなっている傾向にある。また教員においても、学期末(13週~15週)の実施となるため、授業時間を割くことの困難を訴える声も多く、改善の余地があると思われる。(資料 4(3)-4-33~36)

また、2014年度に、高校生を対象として文学部が実施している「特別公開講座」を教員相互の授業参観対象として位置づけている。(資料4(3)-4-37~38)

#### ○ 総合政策学部

総合政策学部においては、主に教務・カリキュラム委員会が教員における教育指導方法等の改善を促進するためのFD活動を行っている。そのFD活動の一環として、授業評価アンケートを実施し、その結果について学部教授会に報告を行っており、学部構成員間における問題認識の共有化を図ることで、各教員の授業方法等の改善を促している。また、担当教員のコメントを付して学生に授業評価結果を公表することで、学生が授業における改善の度合いを検証することが可能となっており、学生・教員間の双方向の意見交換の活性化を図るとともに、教員は前回の評価を参考に継続的に授業方法の改善に努めている。(資料4(3)-2-15~16、4(3)-4-39~43)

また、2014年度後期からは、教員間の授業参観を実施しており、参観した教員からの感想やコメントを参考に、授業方法の改善が行える体制を確立している。前年度の授業評価アンケートで評価が上位だった教員の授業を参観することにより、参観した教員は、自分の授業改善の参考とすることができるようになっている。(資料4(3)-4-41~43)

#### ○ 法学研究科

教育・研究指導方法の改善については、大学院全体として大学院FD推進委員会が設置され、法学研究科からもFD推進委員が参画している。その取組みの一環として、「研究状況・講義等に関するアンケート」を実施し、その結果を研究科委員会で報告し、教員の教育・研究指導方法の改善を促しており、FDサイクルの構築を目指し、FD推進委員が当該アンケート結果の分析を進め、分析結果から策定する「改善必要項目」を研究科内で共有することにより、着実な改善が図られるよう努めている。なお、アンケート結果については、学生の利益を損なわないよう匿名性に充分配慮した上で公開を行っている。(資料4(3)-2-18、4(3)-4-4、4(3)-4-44)

また、2013年度には、大学院担当専任・兼任教員を対象とする教員アンケートを実施し、大学院教育における教員の悩みや課題を聴取する機会を設けることにより、解決すべき具体的課題の明確化を図っている。このほか、FD活動に関する取組みとして、2014年度からは、大学院FD推進委員会において「中央大学大学院教員授業参観に関する取扱要領」を定めて、教員間相互の授業参観ができる制度を整備し、教育研究指導能力の向上を図っている。(資料4(3)-4-5~8)

#### ○ 経済学研究科

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究については、研究科から全学のFD推進委員会及び大学院FD推進委員会に委員を選出し、FD活動の推進に努めている。また、「授業・研究状況アンケート」を実施し、その結果を分析のうえ、改善が必要な項目を経済学研究科委員会に提示し、個々の教員に対して改善を求めることで教育・研究指導改善に活用している。当該アンケートの回答結果については、回答者が特定されやすい項目を除く全ての項目について、大学院事務室で閲覧できるようにしてお

り、学生に対しても回答結果が今後の改善に活用される事実を伝えることにより真摯な姿勢での回答に向けた協力が引き出されるよう努めている。また、毎年研究科委員長と院生協議会との会見が開催しており、そこで学生側から学生が独自に行っているアンケート結果に基づいて、授業内容の改善も含めた様々な改善要求が出される仕組みとなっている。この学生独自のアンケートによる要望についても、必要に応じて研究科委員会で審議し、大学院改革に反映されるよう努めている。(資料4(3)-2-18、4(3)-4-4)

このほか、2014年度から教員相互の授業参観の制度を設け、大学院を担当する教員として必要な教育・研究指導に係る資質の向上を目的として実施している。(資料4(3)-4-7~8)

#### ○ 商学研究科

授業内容及び方法の改善を図ることを目的とした組織的な取組みとしては、学生全員に対して「研究状況・講義等に関するアンケート」を毎年度実施している。アンケート結果については研究科委員長とFD推進委員が取りまとめ、研究科委員会に報告するとともに、回答者が特定されやすい項目を除く全ての項目について結果を大学院事務室で閲覧することが可能となっている。また、アンケート結果の分析を基に、教育・研究指導方法において重点的に改善すべき点を毎年度明らかにし、研究科内で共有することにより、着実に改善が図られるよう努めている。(資料4(3)-2-18、4(3)-4-4、4(3)-4-44)

なお、2014年度からは教員相互の授業参観についても制度化を行ったが、周知期間が短期間であったこともあり、参加者は少数にとどまった。(資料4(3)-4-7~8)

#### ○ 理工学研究科

理工学研究科では大学院FD推進委員会の設置に合わせて、研究科FD委員会を設置し、FD活動を推進している。具体的には、毎年度、理工学研究科の学生全員に対して授業評価アンケートを実施し、その結果を研究科委員会に報告している。アンケート結果から改善が必要な事項については、次学期以降の授業に反映している。(資料4(3)-4-45~46)

さらに、理工学部との合同FD研究会も開催し、新任教員研修会や学生基礎学力調査報告等を実施し、教育指導手法や学生の学力特性についての情報共有を図っている。また、2014年度後期からは、教育活動の質を向上させるため、教員による「授業参観」制度がスタートしている。しかしながら、大学院の授業は授業参観の対象となりにくいという意見もあり、公開授業の数・参加教員数はまだ少ない状況である。(資料4(3)-4-7~8、4(3)-4-27、4(3)-4-47)

#### ○ 文学研究科

文学研究科では、文学研究科FD推進委員会において、FD活動への本格的な取組みを行っている。具体的に、大学院の学生全員に対し、「研究状況・講義等に関するアンケート」を実施し、その結果を各研究科の委員長とFD推進委員が取りまとめ、各研究科委員会に報告するとともに、回答者が特定されやすい項目を除く全ての項目について回答結果を大学院事務室で閲覧できるようにしている。また、当該アンケートの回答結果で明らかとなった「改善必要項目」についても研究科委員会等の場で共有することにより、シラバス作成等に当たっての改善に活用する等、より有効なFD活動の実施に結び

つけている。学生を対象とするアンケートについては毎年繰り返して実施し、その結果を踏まえ、研究科ごとに改善項目を定めて教育・研究指導方法の改善を促進する“FD サイクル”が構築されている。(資料 4(3)-2-18、4(3)-4-4、4(3)-4-44)

また、2014 年度後期から授業公開を開始している。その有効性の検証については、大学院 FD 推進委員会で今後行う予定である。(資料 4(3)-4-7~8)

#### ○ 総合政策研究科

FD 活動の一環として、学生全員を対象に「研究状況・講義等に関するアンケート」を実施し、その結果を各研究科の委員長と FD 推進委員がとりまとめ、各研究科委員会に報告するとともに、回答者が特定され易い項目を除く全ての項目について、回答結果を大学院事務室で閲覧できるようにしている。「研究状況・講義等に関するアンケート」の集計結果については、毎年度、研究科の FD 推進委員と研究科委員長の下で分析を行い、研究科における教育研究上の「改善必要項目」を抽出している。「改善必要項目」については、研究科委員会において、FD 推進委員より分析結果とあわせて報告がなされ、各委員へ改善の促しを行っている。また、当該アンケートの回収率を上げる取組みとして、全研究科において、修士論文の最終試験時、翌年度の履修相談時等でも回収に努めている。(資料 4(3)-2-18、4(3)-4-4、4(3)-4-44)

このほか、「総合政策セミナーⅡ」においては、複数教員によるチームティーチングにおいて、各教員の授業方法や教授法を教員相互が確認できる機会となっており、そのような機会を通じて研究指導方法の改善を行っている。

#### ○ 公共政策研究科

教育・研究指導方法の改善については、大学院全体として大学院 FD 推進委員会を設置しており、公共政策研究科からも委員を選出し、参画している。その取組みの一環として「研究状況・授業等に関するアンケート」を実施しており、集計結果については、大学院 FD 推進委員会において集計・報告が行われているほか、研究科委員会においても報告・共有を行い、課題についての認識共有と改善に努めている状況である。(資料 4(3)-2-18、4(3)-4-4、4(3)-4-44)

また、2014 年度後期には、教員相互の授業参観を実施している。ただし、公共政策研究科においては、専任教員が主所属の学部がある多摩キャンパスや後楽園キャンパスにすることが多いこと、兼任教員についても実務家が多く、自身の授業日以外に出校する機会が少ないこと等から、公開科目・参加教員数がともに少ない状況となっている。(資料 4(3)-4-7~8)

#### ○ 戦略経営研究科（博士後期課程ビジネス科学専攻）

戦略経営研究科では、FD に関して「FD・自己点検・評価委員会」を設置し、継続的な取組みを推進している。FD・自己点検・評価委員会は、戦略経営専攻（専門職学位課程）と併せて、研究科の FD 全般に関し授業アンケート等を通じて定期的（年 3～4 回開催）な検証を行うほか、自己点検・評価に関する事項もその任務としており、毎年実施する自己点検・評価の際にも、研究科の教育研究活動の状況について検証し、問題点や課題

について改善をすべく、具体的な対応策を検討している。(資料4(3)-4-9)

なお、ビジネス科学専攻では、少人数による授業と研究指導が中心となっているため、現在のところ授業評価アンケートを実施していないが、2012年度から2～3月期に在学生に対するヒアリングを実施し、研究状況の把握と意見・要望の確認を行い、カリキュラムや指導体制の改善を検討する際の材料として活用している。(資料4(3)-4-48～49)

## 【点検・評価】

### ● 基準4-(3)の充足状況

本学では、各学部・研究科の教育研究上の目的を実現する上で多様な授業形態を採用し、学生の主体的な学習に基づいて、それぞれの教育課程において身に付けるべき能力の涵養に努めている。また、成績評価は全学統一のフォームで作成したシラバスに成績評価基準等を記載し、これに基づく厳格な評価を行っている。さらに、各授業における改善に向けては、全学的にFD推進委員会を設置し、各組織のFDを担う委員会と密接に連携しながら組織的な教育改善に努めており、FD活動の更なる活性化が望まれるところではあるが、本項目において定める基準を概ね充足している状況にある。

#### <効果が上がっている事項>

##### ○ 法学部

- (1) 法学部の特徴の1つに実務家による科目が充実している点が挙げられる。正規の授業に加え、学内で開催される講演等で実務家の話を聞く機会も多く、学生が将来の進路を具体的にイメージしながら学ぶことが可能となっている。(資料4(3)-1-40 pp.2-5)
- (2) 成績評価の一層の厳格化を目的として実施している成績コントロールについては、教務委員会及び教授会において成績評価分布の全体傾向の分析及び意見交換を適宜行い、教員間の情報共有を進めている。その結果、各科目における成績評価分布に関し、極端な格差は以前に比して目立たなくなってきている。(資料4(4)-3-6～7)

##### ○ 商学部

- (1) 作成されたシラバスについて、カリキュラム委員会による点検の仕組みを構築し、質的向上に組織的に取り組んでいる。また、授業アンケート結果については、FD委員会が回答項目間の相関分析並びに重回帰分析を行い、その結果を全教員が共有することにより、授業方法の改善に資する具体的なデータとして活用することが可能となっている。(資料4(3)-2-3、4(3)-2-7)

##### ○ 理工学部

- (1) シラバスの記載項目を満たしているかのチェックを各学科のE委員が校正段階で行っている。これにより記載すべき項目を満たしているか、シラバスの内容がカリキュラム方針に沿っているかを点検する役割を果たしている。(資料4(3)-2-10)

##### ○ 総合政策学部

- (1) 語学の授業等において少人数教育を基本として学生とのコミュニケーション・指導

にあたっている。英語の授業は、習熟度別にクラス分けをし、アカデミック・ライティング、リーディング、アカデミック・プレゼンテーションの授業を週に1回ずつ・計3回行っており、こうしたきめ細かな教育体制により、学生は実践的な英語力を修得することが可能となっている。(資料4(3)-1-31 pp.12-14)

- (2) シラバスについては、シラバス点検ワーキンググループを設置し、第三者が点検・修正依頼を行いながら、学部全体で質の確保に努めている。(資料4(3)-2-14)

#### <改善すべき事項>

##### ○ 大学全体

- (1) シラバスに「授業外の学習活動」の項目が設定されているものの、任意項目として位置づけられており、授業時間外の学修について学生にこれを広く周知する観点においては十分な活用ができていないため、授業時間外の学修についての指示（予習・復習等の学修内容）を明記するよう改善を図る必要がある。また、シラバスについては、学部によって担当教員以外の第三者（例えば、教務委員会やFD委員会、あるいは特定の役職者等）がその記載内容について確認し、必要に応じて、担当教員に対して指摘や要望等を行う体制を整える必要がある。(資料4(3)-1-14)
- (2) 本学におけるFDの推進に向け、中央大学FD推進委員会における議論をさらに活発化させるとともに、各学部におけるFDの組織的な取組みを強化する必要がある。

##### ○ 法学部

- (1) 授業内容・方法与シラバスの整合性について組織的に確認する仕組みを有していない。また、授業公開について、FDの観点からより有効な活動となるよう、検証・検討を行う必要がある。

##### ○ 経済学部

- (1) シラバスと授業内容の整合性については、担当教員の自己管理に任せられるが、自己管理の方法、その重要性の喚起の頻度・方法については、今後の検討課題となっており、組織としてその整合性をチェックする必要性がある。

##### ○ 商学部

- (1) 留学における単位認定は「商学部学生の国外留学に伴う修得単位の認定に関する基準」等に基づきつつ、個別のケースに応じて行われているが、単位認定の整合性を高める観点からは、できるだけ統一的なルールの策定が必要である。
- (2) 授業アンケートの分析結果を教育方法の改善に具体的に活用していく手段・方法については、各教員の裁量に委ねられており組織的な取組みにまでは発展していない。

##### ○ 理工学部

- (1) 実際の授業がシラバス通りに実施されている事をチェックする仕組みの整備が引き続き課題となっている。

- 文学部
  - (1) 授業内容・方法とシラバスの整合性について、学部の教育方針等に基づいた検証を行い、担当教員へ改善等を促すような仕組みを現在のところ有していない。
  
- 総合政策学部
  - (1) 高めに設定された年次別最高履修単位数（1年次：46単位、2年次：46単位、3年次：50単位、4年次：56単位）については、複眼的・総合的に境界的学問領域を扱うという総合政策学部の教育目的を果たすために、通常の学部より多方面の学問体系を学べるよう、より多くの科目を履修することが求められる。このため、年次進行とともに最高履修単位数が増える仕組みとしている。しかし、この趣旨を理解していない学生もおり、系統立った科目履修をせずに、単なる卒業のための単位数取得として利用されることも事実である。
  
- 法学研究科
  - (1) 教員相互の授業参観制度を構築したものの、初年度は参観実績が無かったため、教育手法や研究指導の改善に資する制度となるよう、周知方法も含めて改善が必要である。また、研究状況・講義等に関するアンケートについては、分析結果に基づき必要改善項目の設定を行っているが、具体的な改善状況についての把握・検証が不十分である。
  
- 経済学研究科
  - (1) 博士前期課程については、現在のところ中間報告会を行っておらず、副査は置いているものの事実上指導教授のみの指導となっており、論文作成過程の確認の場を有していない。博士前期課程についても中間報告会等、他の教員が論文作成に関わり、学生同士での情報交換によっても切磋琢磨される状況を作り出すことが必要である。
  
- 商学研究科
  - (1) 単独の科目としての授業紹介に留まらず、体系化された授業科目の中における当該科目の位置づけや目標とする学修成果について、シラバスにおいて一層丁寧に記載していく必要がある。また、その内容は授業担当者以外の第三者がチェックし、全体的な確認と必要な調整がなされることが必要である。
  
- 理工学研究科
  - (1) 授業評価アンケートの効果的な活用ができていない。設問の内容も、抽象的で回答が難しいという意見も学生から出されているため、これを見直す必要がある。
  
- 公共政策研究科
  - (1) 教員授業参観について、公共政策研究科教員による授業公開及び参観が極めて少ない状況となっている。

## 【将来に向けた発展方策】

### <効果が上がっている事項>

#### ○ 法学部

- (1) 実務家による教育の更なる充実と安定的な科目運営を図るため、今後も定期的に実務家教員との協議の場を設け、学部教育に役立てていく。
- (2) 成績評価分布に関し、今後も引き続き、教務委員会で具体的データを用いながら、成績評価分布に極端な差異がある科目、履修者数に極端な隔たりが認められる科目が発生しないよう、正確な情報把握を行う。また、教授会において、成績評価分布の資料を提示するとともに、注意喚起のアナウンスを継続的に実施する。

#### ○ 商学部

- (1) 教務委員会、カリキュラム委員会、FD委員会を中心に、シラバスの書き方、授業内容との整合性等を検討し、更なる向上を図る。また、FD委員会による授業アンケート結果の分析、並びに分析結果の全教員による共有を引き続き行うとともに、個別の教員における積極的な活用についても働きかけを行っていく。

#### ○ 理工学部

- (1) シラバスの作成に関しては、E委員によるチェックが機能していると認識しているため、今後もこの体制によるチェックを推進していくこととする。

#### ○ 総合政策学部

- (1) 少人数教育の利点を生かし、ゼミやプレゼンテーション等の双方向授業をさらに拡充し、語学においても語学研修プログラムを組み合わせ学習意欲を高める等、学生の自主的・自発的な学びを促進していく。
- (2) シラバス点検ワーキンググループの運用を継続・改善し、更なるシラバスの質の向上に努めていく。

### <改善すべき事項>

#### ○ 大学全体

- (1) シラバスの内容充実及びその記載内容に係る検証・チェック体制の構築については、学士課程教育の質向上の観点からも重要な事項であることから、各学部において十全な体制を構築し、質の高いシラバスの作成と学生への提供が可能となるよう、学部長会議からこれを各学部において推進するよう提言していくこととする。
- (2) 本学におけるFDの更なる活性化に向けては、本学FD推進委員会を中心に議論・検討を進めていくこととし、各学部FDの推進に資する情報提供や、各種の取組み実施に係る取りまとめを積極的に行っていくこととする。

#### ○ 法学部

- (1) シラバスについては、教務委員会及び下部ワーキンググループにおいて、シラバスの精粗に関する対応や、シラバス充実・合理化の到達点等について検討する。また、

授業公開に関し、教務委員会において公開対象講座の指定を引き続き行い、公開講座の多様化を進める。また、教員が授業において取り組んでいる工夫が、教員間で情報共有されるためにいかなる方策があるか、教務委員会及び下部ワーキンググループにて検討する。

○ 経済学部

- (1) シラバスと授業内容の整合性のチェック体制については、教務委員会で具体的な検討を行うとともに、2017年度実施予定の学生に対する授業改善アンケートにて授業内容との整合性を問うこととする。

○ 商学部

- (1) 留学に関する統一的な単位認定については、教務委員会、カリキュラム委員会、国際連携委員会を中心に、国際センターとも協議を行いながら具体的な方法を検討する。
- (2) FD委員会による授業アンケート結果の分析、並びに分析結果の全教員による共有を行うとともに、個別の教員における積極的な活用についても働きかけを行っていく。

○ 理工学部

- (1) 授業内容等とシラバスの整合性に関するチェックについては引き続き課題として認識し、E委員を中心に具体的な対応を検討する。

○ 文学部

- (1) 教務委員会を中心として、外国語科目の共通シラバスを作成するなど、今後もシラバスの記述における教員間の精粗の改善への取組みを行っていく。

○ 総合政策学部

- (1) 年次最高履修単位数の見直しについては、現在、2017年度に予定しているカリキュラム改正に併せた検討を行っているところであり、その検討に基づいて適正な最高履修単位数の設定を行う計画となっていることから、最高履修単位数の上限がカリキュラム内容に対し適正であるかも含め、検討を進めていくこととする。

○ 法学研究科

- (1) 教員相互の授業参観制度については、周知期間を早める等の対応を行い、定着を図っていく。また、研究状況・講義等に関するアンケートの結果が改善につながっているかどうかの検証については、法学研究科FD推進委員の下で行っていく。

○ 経済学研究科

- (1) 修士論文に関しても中間報告会の制度あるいは修士論文のWeb公開等を実施することについて教務委員会等で検討する。

○ 商学研究科

- (1) 教務連絡委員会のもと授業担当教員以外の第三者により、シラバスが基本方針に沿って項目毎に適正に記載されているかの内容チェックを行うことを検討する。

○ 理工学研究科

- (1) これまでの結果を踏まえて、授業評価アンケートの設問の見直し、活用方法についての検討を引き続き理工学研究科 FD 推進委員会にて行う。

○ 公共政策研究科

- (1) 公共政策研究科において醸成してきた教育リテラシーを積極的に公開し、他研究科にもその手法を展開していくためにも、まずは研究科内の FD 活動を見直し、授業公開の位置づけを定めるよう、FD 推進委員と事務スタッフが協同して検討を進めていく。

【根拠資料】 「\*」は CD-R に保存

4(3)-1-1	履修要項2015 中央大学法学部(既出1-2-10)	4(3)-1-23	ファカルティリンク・プログラム履修・演習要項 2015 年度 <地域・公共マネジメントプログラム> (既出4(2)-1-23)
4(3)-1-2	別冊白門 2015 年度(既出1-2-12)	4(3)-1-24	2015 年度レポート課題集・授業科目の内容 (既出4(2)-1-24)
4(3)-1-3	2015 年度入学生用履修要項 中央大学経済学 部(既出1-2-13)	4(3)-1-25	2015 年度 中央大学法学部授業時間割/ C plus 操作ガイド
4(3)-1-4	FACULTY OF COMMERCE CHUO UNIVERSITY 2015 中央大学商学部履修要項(既出1-2-15)	4(3)-1-26	2015 年度経済学部授業時間割(既出4(2)-2-4)
4(3)-1-5	2015 中央大学理工学部履修要項(既出1-2-17)	4(3)-1-27	2015 年度商学部授業時間割(2015 年度入学生 対象)
4(3)-1-6	2015 年度入学生用 文学部履修要項(既出 1-2-19)	4(3)-1-28	2015 年度商学部授業時間割(2014 年度以前 入学生対象)
4(3)-1-7	ACADEMIC CATALOG 2015 中央大学総合政策学 部履修要項(既出1-2-21)	4(3)-1-29	2015 年度中央大学理工学部時間割(既出 4(2)-2-7)
*4(3)-1-8	2015 年度 大学院履修要項(既出1-2-23)	4(3)-1-30	2015 年度 文学部時間割(既出4(2)-1-32)
4(3)-1-9	履修要項2015 中央大学大学院理工学研究科 (既出1-2-24)	4(3)-1-31	2015 年度中央大学総合政策学部時間割
4(3)-1-10	2015 年度中央大学専門職大学院国際会計 研究科履修要項(既出1-2-26)	*4(3)-1-32	2015 年度中央大学文系大学院時間割一覧
4(3)-1-11	2015 履修要項 大学院法務研究科 (既出1-2-29)	*4(3)-1-33	2015 年度国際会計研究科時間割
4(3)-1-12	2015 年度履修要項 中央大学ビジネス スクール MBA プログラム(既出1-2-31)	*4(3)-1-34	2015 年度法科大学院時間割
4(3)-1-13	中央大学ビジネススクール DBA プログラム (博士後期課程) 2015 年度履修要項(既出1-2-32)	4(3)-1-35	2015 年度/2016 年度授業時間割 中央大学ビジネススクール MBA プログラム
*4(3)-1-14	2015 年度シラバス(法学部、経済学部、商学 部、理工学部、文学部、総合政策学部、法学 研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学 研究科、文学研究科、総合政策研究科、公共 政策研究科)(既出4(2)-1-14)	4(3)-1-36	中央大学ビジネススクール DBA プログラム (博士後期課程) 2015 年度授業時間割
*4(3)-1-15	2015 年度中央大学専門職大学院国際会計 研究科講義要項(既出4(2)-1-15)	4(3)-1-37	中央大学公式 Web サイト
4(3)-1-16	2015 講義要項 大学院法務研究科(既出 4(2)-1-16)	① 特色ある取り組み(ファカルティリンク・プログラム (FLP))	<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/gp/flp/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/gp/flp/</a>
*4(3)-1-17	2015 年度講義要項 中央大学ビジネススクー ル MBA プログラム(既出4(2)-1-17)	② 中央大学通信教育課程 Web サイト(学習案内)	<a href="http://www.tsuiko.chuo-u.ac.jp/study_guide/">http://www.tsuiko.chuo-u.ac.jp/study_guide/</a>
*4(3)-1-18	中央大学ビジネススクール DBA プログラム (博士後期課程) 2015 年度講義要項 (既出4(2)-1-18)	③ 商学部(学びのポイント)	<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/commerce/point/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/commerce/point/</a>
4(3)-1-19	ファカルティリンク・プログラム履修・演習要項 2015 年度 <環境プログラム>(既出4(2)-1-19)	④ 商学部(キャリア科目)	<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/commerce/point/career_subject/">http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/commerce/point/career_subject/</a>
4(3)-1-20	ファカルティリンク・プログラム履修・演習要項 2015 年度 <ジャーナリズムプログラム>(既出4(2)-1-20)	⑤ 中央大学経済学部キャンパス ONLINE(経済学部 FD 活動)	<a href="http://www2.chuo-u.ac.jp/econ/FD/index.html">http://www2.chuo-u.ac.jp/econ/FD/index.html</a>
4(3)-1-21	ファカルティリンク・プログラム履修・演習要項 2015 年度 <国際協力プログラム>(既出4(2)-1-21)	*4(3)-1-38	各学部・研究科教室内施設設備等一覧
4(3)-1-22	ファカルティリンク・プログラム履修・演習要項 2015 年度 <スポーツ・健康科学プログラム> (既出4(2)-1-22)	4(3)-1-39	CHUO UNIVERSITY 中央大学 GUIDE BOOK 2016 (既出1-2-5)
		4(3)-1-40	法学部ガイドブック 2016(既出4(1)-3-4)
		*4(3)-1-41	2015 年度「法律専門職養成プログラム」 募集要項
		*4(3)-1-42	2014 年度第 11 回経済学部教授会(2015 年 3 月 4 日開催) 議事概要(抜粋)
		*4(3)-1-43	「経済学への誘いガイダンス」資料 (提案文書、当日配布資料)

- \*4 (3)-1-44 2014年度インターンシップ体験報告会開催案内
- 4 (3)-1-45 商学部ガイドブック 2016 (既出1-2-16)
- \*4 (3)-1-46 アドバイザー・クラスガイドライン
- \*4 (3)-1-47 商学部学習相談の対象となる成績不振者の基準
- \*4 (3)-1-48 2015年度理工学部 TA 一覧
- \*4 (3)-1-49 理工学部 2015年度学科別学習指導委員・クラス担任一覧
- 4 (3)-1-50 文学部ガイドブック 2016 (既出1-2-20)
- 4 (3)-1-51 総合政策学部ガイドブック 2016 (既出1-2-22)
- \*4 (3)-1-52 2015年度学術研究の申請について
- \*4 (3)-1-53 法学研究科修士論文中間発表会に関する申し合わせ
- \*4 (3)-1-54 法学研究科修士論文中間発表会の実施について
- 4 (3)-1-55 中央大学大学院 Guide Book 2016 (既出1-2-6)
- \*4 (3)-1-56 商学研究科博士前期課程学生修了予定年度前期 semester の修士論文・特定課題研究指導の実施要領
- \*4 (3)-1-57 2015年度修士論文中間発表会の実施について
- \*4 (3)-1-58 総合政策研究科総合政策専攻博士学位候補資格認定の受験資格について
- \*4 (3)-1-59 院生カルテ (キャリア形成ノート) 記載例
- \*4 (3)-1-60 2015年度政策ワークショップ I ・実施計画
- 4 (3)-1-61 CHUO GRADUATE SCHOOL OF STRATEGIC MANAGEMENT (既出1-2-30)
- \*4 (3)-2-1 2015年度法学部『講義要項』の作成について
- \*4 (3)-2-2 2015年度経済学部講義要項原稿作成について
- \*4 (3)-2-3 2015年度第1回教務委員会 (2015年4月8日開催) 議事概要 (抜粋)
- \*4 (3)-2-4 2015年度商学部講義要項入稿について
- \*4 (3)-2-5 2015年度第10回商学部カリキュラム委員会 (2014年11月13日開催) 議事概要 (抜粋)
- \*4 (3)-2-6 商学部における授業に関するアンケート調査票
- 4 (3)-2-7 2014年度商学部における授業に関するアンケート 実施結果【実地調査時間閲覧資料】
- \*4 (3)-2-8 2014年度中央大学在学学生 (2年生以上) 学習と学生生活アンケート集計表 (既出1-2-7)
- \*4 (3)-2-9 2015年度理工学部・理工学研究科『講義要項』の作成について
- \*4 (3)-2-10 2015年度講義要項の校正について
- \*4 (3)-2-11 授業編成関連書類の提出と講義要項の入稿について (抜粋)
- 4 (3)-2-12 2014年度授業評価アンケート 実施結果 (文学部全体)
- \*4 (3)-2-13 2015年度講義要項入稿について
- \*4 (3)-2-14 2014年度第13回教務・カリキュラム委員会 (2015年2月27日開催) 議事概要 (抜粋)
- \*4 (3)-2-15 総合政策学部における授業評価アンケート調査票
- 4 (3)-2-16 2014年度総合政策学部における授業評価アンケート実施結果【実地調査時間閲覧資料】
- \*4 (3)-2-17 2015年度講義要項作成について
- \*4 (3)-2-18 大学院：研究状況・授業等に関するアンケート調査票
- \*4 (3)-2-19 理工学研究科シラバス (講義要項) のチェック体制について
- \*4 (3)-3-1 中央大学学則 (既出1-1-1)
- \*4 (3)-3-2 中央大学データ集 (既出3-1-77)
- \*4 (3)-3-3 中央大学大学院学則 (既出1-1-3)
- \*4 (3)-3-4 中央大学学部在学生の大学院授業科目の履修に関する規程
- \*4 (3)-3-5 中央大学理工学部在学生の大学院理工学研究科授業科目の履修に関する実施要領
- \*4 (3)-3-6 中央大学法学部成績評価基準について
- \*4 (3)-3-7 2015年度第1回法学部教授会 (2015年4月3日開催) 議事録 (抜粋)
- \*4 (3)-3-8 「試験講評の公開」実施要領
- \*4 (3)-3-9 法学部編入学者の単位換算等基準
- \*4 (3)-3-10 単位移行願
- \*4 (3)-3-11 中央大学法学部留学単位認定基準
- \*4 (3)-3-12 単位換算基準取扱要項
- \*4 (3)-3-13 2015年第3回経済学部教授会 (2015年6月17日開催) 議事概要 (抜粋)
- \*4 (3)-3-14 経済学部学生の国外留学に伴う単位認定に関する運用基準
- \*4 (3)-3-15 経済学部編入学生の単位認定基準
- \*4 (3)-3-16 2015年度第1回商学部教授会 (2015年4月15日開催) 議事概要 (抜粋)
- \*4 (3)-3-17 商学部学生の国外留学に関する内規
- \*4 (3)-3-18 商学部生の国外留学に伴う修得単位の認定に関する基準
- \*4 (3)-3-19 商学部留学プログラムに関する内規
- \*4 (3)-3-20 中央大学商学部編入学単位認定基準取扱要項
- \*4 (3)-3-21 2015年度中央大学商学部科目等履修生募集案内 (ステップアップ・プログラム、Higher Education チャレンジ・プログラム)
- \*4 (3)-3-22 中央大学杉並高校を対象とする Higher Education チャレンジ・プログラムに関する資料
- \*4 (3)-3-23 答案の送付、成績評価および答案の保管・提出について
- \*4 (3)-3-24 理工学部学生の国外留学 (交換・認定) に伴う単位認定に関する基準
- \*4 (3)-3-25 高等専門学校出身者の編入学に関する単位認定基準
- \*4 (3)-3-26 2015年度特別聴講学生募集要項 (社会学専攻・社会情報学専攻対象)
- \*4 (3)-3-27 文学部学生の国外留学に関する内規
- \*4 (3)-3-28 文学部専攻及び編入学 (学士入学を含む) 修得科目単位移行・換算及び免除規定
- \*4 (3)-3-29 総合政策学部学生が国外留学により取得した単位の認定に関する内規
- \*4 (3)-3-30 理工学研究科博士學位請求論文の審査に関する申し合わせ
- 4 (3)-3-31 理工学研究科博士學位審査に係る実施実績 (2010~2014年度)【実地調査時間閲覧資料】
- \*4 (3)-3-32 文学研究科学位論文審査及び最終試験に関する取扱要領
- \*4 (3)-3-33 総合政策研究科修士學位審査に関する取扱要領
- \*4 (3)-3-34 総合政策研究科博士學位審査に関する取扱要領
- \*4 (3)-4-1 中央大学FD推進委員会設置要綱 (既出3-4-1)
- \*4 (3)-4-2 中央大学 FD・SD 講演会 開催案内 (既出3-4-4)
- \*4 (3)-4-3 中央大学大学院FD推進委員会設置要綱
- 4 (3)-4-4 2014年度研究状況・授業等に関するアンケート実施結果【実地調査時間閲覧資料】
- \*4 (3)-4-5 大学院教育に関するアンケート 調査票
- 4 (3)-4-6 大学院教育に関するアンケート 実施結果【実地調査時間閲覧資料】
- \*4 (3)-4-7 中央大学大学院教員授業参観に関する取扱要領
- \*4 (3)-4-8 教員相互の授業参観実施報告書 (2014年度) 法学・経済学・商学・理工学・文学・総合政策・公共政策研究科
- \*4 (3)-4-9 戦略経営研究科FD・自己点検・評価委員会に関する内規
- \*4 (3)-4-10 法学部教務委員会内規 (既出3-2-2)
- \*4 (3)-4-11 「法学部における授業改善のためのアンケート」調査票
- 4 (3)-4-12 2014年度「法学部における授業改善のためのアンケート」実施結果【実地調査時間閲覧資料】

- \*4(3)-4-13 2015年度授業公開実施要領
- \*4(3)-4-14 教員相互の授業参観実施報告書  
(2014年度) 法学部
- \*4(3)-4-15 2014年度中央大学在学生学習アンケート  
調査票
- \*4(3)-4-16 2014年度中央大学在学生学習アンケート  
分析結果
- \*4(3)-4-17 経済学部ファカルティ・ディベロップメント  
委員会に関する内規
- \*4(3)-4-18 中央大学経済学部授業改善アンケート  
調査票
- 4(3)-4-19 2014年度中央大学経済学部授業改善アンケ  
ート 実施結果【実地調査時間閲覧資料】
- \*4(3)-4-20 教員相互の授業参観実施報告書  
(2014年度) 経済学部
- \*4(3)-4-21 商学部FD委員会内規
- \*4(3)-4-22 2015年度第1回商学部研究会開催通知・進行  
メモ
- \*4(3)-4-23 教員相互の授業参観実施報告書  
(2014年度) 商学部
- \*4(3)-4-24 2015年度商学部教員相互の授業参  
観実施要領・公開科目一覧
- \*4(3)-4-25 理工学部ファカルティ・ディベロップメント  
委員会に関する内規
- \*4(3)-4-26 2015年度理工学部新任教員研修会  
開催通知(既出3-4-12)
- \*4(3)-4-27 理工学部授業改善アンケート 調査票
- 4(3)-4-28 2014年度理工学部授業改善アンケート  
実施結果【実地調査時間閲覧資料】
- \*4(3)-4-29 理工学部 教員相互の授業参観  
実施要領
- \*4(3)-4-30 教員相互の授業参観実施報告書  
(2014年度) 理工学部
- \*4(3)-4-31 2013年度第4回理工学部FD委員会(2013年  
10月3日開催) 議事概要(抜粋)
- \*4(3)-4-32 文学部教務委員会内規(既出3-1-79)
- \*4(3)-4-33 文学部学生による授業評価アンケート  
調査票
- 4(3)-4-34 中央大学公式Webサイト掲載ニュース  
(文学部2014年度学生授業評価アンケート  
集計結果)
- 4(3)-4-35 文学部学生による授業評価アンケート  
実施結果【実地調査時間閲覧資料】
- \*4(3)-4-36 第909回文学部教授会(2014年10月16日  
開催) 議事録(抜粋)
- \*4(3)-4-37 教員相互の授業参観実施報告書  
(2014年度) 文学部
- \*4(3)-4-38 第917回文学部教授会(2015年6月18日  
開催) 議事録(抜粋)、資料
- \*4(3)-4-39 教務・カリキュラム委員会内規(既出3-1-80)
- \*4(3)-4-40 2015年度第2回総合政策学部教授会  
(2015年5月22日開催) 議事概要(抜粋)
- \*4(3)-4-41 教員相互の授業参観実施報告書  
(2014年度) 総合政策学部
- \*4(3)-4-42 2015年度教員相互の授業参観実施概要
- \*4(3)-4-43 2015年度後期教員相互の授業参観実施の  
お知らせ
- \*4(3)-4-44 学生研究状況・授業アンケート実施結果に  
ともなう改善必要項目について
- \*4(3)-4-45 2014年度 中央大学大学院理工学研究科 学生  
無記名回答による授業評価 調査票
- 4(3)-4-46 2014年度 中央大学大学院理工学研究科 学生  
無記名回答による授業評価 実施結果  
【実地調査時間閲覧資料】
- \*4(3)-4-47 理工学部FD活動の実績(2014年度)  
(既出3-4-13)
- \*4(3)-4-48 ビジネス科学専攻に在籍される院生への  
ヒアリングの実施について
- \*4(3)-4-49 DBA院生対象ヒアリング結果について

#### IV 教育課程・教育方法の国際化（大学独自基準）

##### 【現状の説明】

##### 1. 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

○ 大学全体

##### <学士課程>

本学では、2012年7月1日に、本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進するため、学長を機構長とした「国際連携推進機構」を設置し、その機構に「国際連携推進会議」、「国際委員会」を設置するなど、これまで以上に本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進する体制を整え、本学の国際化のための諸施策を適切に推進している。（資料4(4)-1-2~4）

本学における国際交流の推進に関する基本方針については、国際連携推進会議が、中央大学国際連携推進会議規程第5条1号に基づき、本学の国際化に係る目標の設定についての基本方針「中央大学国際連携推進に関する基本方針について」を定め、以下の6項目の目標を設定している。（資料4(4)-1-5）

- ① 本学の国際化並びにグローバル人材育成推進を支える組織体制の整備を一層進める。
- ② 社会のグローバル化に対応するために、カリキュラム等、教育基盤の改革を進める。
- ③ キャンパスのグローバル化を進め、外国人留学生を受け入れるための体制を整備する。
- ④ 国際レベルで高い評価を受ける研究、および国際的な社会貢献を行うために、それらの実施体制を整備する。
- ⑤ 国際的な教育・研究プロジェクトを実施するために、太いつながりを持つネットワークを海外および国内に構築する。
- ⑥ 本学の卒業生が国際舞台でより一層活躍するために、支援基盤の整備を行う。

教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況としては、全ての学部において、半期完結型の学期制度である Semester 制を導入している（一部通年科目を含む）。半期完結型の授業には、週2回で4単位を付与するもの（専門教育科目の講義科目が中心）と週1回で2単位を付与するもの（教養科目の講義科目が中心）の2つのタイプがある。なお、外国語科目や体育実技科目、演習科目については各学部で状況が異なり、半期完結型と通年型の両者が混在している。各学部で Semester 制を導入することのメリットは、①授業内容がインテンシブになり教育効果と学生の学習意欲が高まること、②学生の科目選択の幅が広がること、③グローバル化に対応した留学生交換等を円滑に行えること、の3点にある。

また、各学部においては、教育のグローバル化への対応や、グローバルに活躍できる人材を育成すべく、外国語科目以外に主として英語で教育を行う講義科目を設置しており、その開講科目数は、2015年度時点で、法学部：18科目、経済学部：11科目、商学部：3科目、理工学部：1科目、文学部：35科目、総合政策学部26科目となっている。

このほか、学部個別の取り組みとして、商学部では科目ナンバリングを導入しており、開講されている授業科目のレベル等に応じて特定のナンバーを付与することで、これに基づく体系的な教育プログラムの実現と、海外大学における教育課程との互換性を高め

る取組みを行っている。(資料4(4)-1-1①、4(4)-1-6 pp.63-67)

外国人留学生に対する教育上の配慮については、入学時のガイダンスのほか、全学的な教育プログラムとして、「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」を設置している。「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」は、中央大学外国人留学生受入れに関する規程第2条第2項に掲げる外国人留学生に対して実施する教育プログラムであり、本学の外国人留学生入試を経て入学してきた学生(学部留学生)と、海外の交流協定校から留学してきた学生(選科生)がその対象となっている。本教育プログラムを構成する科目は、「日本語」、「日本事情(1)」、「日本事情(2)」の「特別科目」であるが、「日本語」については、受講学生のレベルに応じ、A系列とB系列に分かれており、学生における日本語の習熟度に応じて4科目8単位あるいは8科目16単位が必修となっている。入学試験の段階において、日本語運用能力がその判定基準となっているものの、日本語運用能力の低い外国人留学生に対する授業を別途設置することで、入学後の学修が円滑に行われるよう配慮している。(資料4(4)-1-6 pp.54-55、4(4)-1-7 p.50、4(4)-1-8 pp.31-33、4(4)-1-9 p.17、4(4)-1-10 pp.20-21、4(4)-1-11 pp.18-19)

さらに、国外の高等教育機関との交流の状況に関しては、本学の国際交流においては大学間の全学協定を原則としつつも学部間・大学院研究科間の個別の目的に特化した機関間協定についても柔軟に対応している。また、派遣留学生数の増加に向けては、2011年度第3回国際交流委員会において、「今後の協定締結に関する基本方針」について審議し、新規協定締結の基本戦略を打ち出すなど、実質的な交流を行うための方向性を固めている。さらに、2013年度第1回国際連携推進会議において、国際連携推進における基本方針の策定を行うとともに、本学におけるグローバル人材育成を強力に推進していくために、ASEAN諸国及びハワイを含む環太平洋地域を重点対象と定め、海外拠点をより活用して、組織体制、教育基盤及び国内外のネットワークの充実に注力するものとしている。その結果、協定締結数は2010年度：103校、2011年度：117校、2012年度：127校、2013年度：130校、2014年度156校、2015年5月1日現在では機関間協定も併せて162校と確実に増やしており、国際的な教育研究交流に資する基盤を着実に確立してきている。(資料4(4)-1-1②、4(4)-1-12~13)

また、外部機関との協力体制強化にむけた交渉も積極的に行ってきた。フランコフォニー大学機構への加盟、タイ王国裁判所事務総局との協定、独立行政法人国際協力機構(JICA)との国際連携推進に関する覚書を締結し、中・長期的な協力を前提にグローバル人材育成に向けた様々な試みを行う体制を整備している。(資料4(4)-1-1②、③、4(4)-1-14)

このほか、現在の学生交流としては、①外国人留学生(在留資格「留学」取得者)の受け入れ、②交換留学生の受け入れ及び派遣、③認定留学生派遣、④短期留学生の受け入れ(サマープログラム等)及び派遣(短期留学プログラム)等を実施している。

2015年5月1日現在、受け入れ外国人留学生(私費留学生、国費留学生、公費留学生及び交換留学生)の合計数は過去最多の829名である。一方、本学からの海外派遣学生数(交換・認定留学)は、2014年度は97名となっている。本学学生の交換留学生派遣及び認定留学生派遣においては、派遣先大学の要求する外国語運用能力の水準が高く、結果として本学の学生が応募できないという問題が生じているが、一方で、本学学生の外国語水準に見合った新規協定校との開拓・締結を強化することで、学生の派遣機会を

促進している。また、本学では短期留学プログラムとして、春季短期留学プログラムと夏季短期留学プログラムの2種類を実施しており、2014年度の実績で173名の学生が参加している。さらに、SEND (Student Exchange-Nippon Discovery) プログラムにおいては、2014年度は春季休暇中に英国国際教育研究所 (IIEL) へ33名、夏期休暇中に各協定校へ26名の学生を送り出している。(資料4(4)-1-1④、⑤、4(4)-1-15 (表13))

なお、外国人留学生受け入れ及び本学学生の海外派遣についての具体的政策として、2012年度から交換留学の半期(セメスター)留学が開始され、派遣大学で専門教育が履修できる語学水準を有する学生にとって留学機会は拡大したといえる。

### <修士・博士課程>

本学大学院における教育課程の国際的通用性を高めるための取組みについては、研究科によって異なるが、英語によって専門分野を学ぶ科目の設置や、一定の科目において国外の大学で実地調査を行い、海外の学生との議論を経る学修スタイルの導入、あるいは修士論文・博士論文を英語で執筆する演習の指導等、各研究科の特性に応じた工夫が講じられている。このほか、教育課程の国際的通用性を高めるための側面的な制度としてのセメスター制については、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、文学研究科、総合政策研究科、公共政策研究科、戦略経営研究科ビジネス科学専攻で採用している(一部通年科目を含む)。(資料4(4)-1-1①)

一方、外国人留学生の受け入れについては、原則として日本語運用能力に係る要件を設定することで、一定程度の日本語能力を有する外国人留学生を受け入れることとしているが、それでもなお日本人学生と同等レベルの能力を有する外国人留学生は少ないため、日本語能力のハンディキャップを補う全学的な取組みとして、学部に関連される日本語科目を聴講することが可能となっている。また、チューター制度の活用、あるいは指導教員が個別に研究指導の時間を設けるなど、教育上の配慮を行っているほか、オープン・ドメイン科目(研究科間共通科目)「留学生のためのアカデミック・ライティング」(2単位科目)を設け、日本語による研究論文等の書き方の基礎が学べるようにするとともに、TAの活用等の方策を講じている。さらに、ライティング・ラボにおいても、学術的文章(レポートや論文)の執筆支援を通じ、外国人留学生の日本語文章作成能力・表現力の向上に向けた支援を行っている。(資料4(4)-1-1⑥、4(4)-1-16 pp. 61-62, pp. 205-206)

また、学生の留学については、本学と協定を締結している協定校に交換留学生として派遣されるケースのほか、自身が希望し本学が認めた大学等へ留学し、留学先で取得した単位の認定を受ける方法(認定留学)がある。交換・認定制度を利用した各研究科の海外への留学者数と受け入れ留学生数は、2014年度における海外への留学者数は8研究科合計で2名、受け入れ留学生数は14名となっており、受け入れ留学生数は前年度より6名の増加となったが、派遣については人数が伸び悩んでいる。このほか、留学だけでなく、国際会議での発表に関しては学生を支援する制度として「学術国際会議研究発表助成」があり、多くの学生が国際会議で発表を行っている状況である。(資料4(4)-1-1⑦、4(4)-1-15 (表13)、4(4)-1-16 pp. 61-62, pp. 217-219、4(4)-1-17 pp. 179-181)

さらに、海外の大学院等との教育研究交流の足かかりとして、2010年度文部科学省「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業」に、理工学研究科都市環境学専

攻の取組みである「国際水環境理工学人材育成プログラム」が採択されており、連携大学から優秀な外国人学生を推薦させる仕組みを構築するため、理工学研究科に「外国人留学生大学推薦特別入学試験」を新設し、同プログラムが終了後も中国・韓国を中心とした東アジアの有力大学から水環境の改善を担う高度人材プログラムに関心のある留学生の獲得を行っている。このほか、法学研究科では協定関係にあるフランスのエクス・マルセイユ大学、ロベール・シューマン大学と共同で単位互換制度を利用した学位取得に向けたコースを設け、2011年～2015年とも、これらの協定校から2名前後の学生を受け入れている。(資料4(4)-1-1⑧)

### 【点検・評価】

#### ● 基準4-(4)の充足状況

本学では、2012年7月1日に、本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進するため、「国際連携推進機構」を設置し、これまで以上に本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進する体制を整え、本学の国際化のための諸施策を適切に推進している。本学では、当該機構が策定する国際交流の推進に関する基本方針に基づいて、国外の大学・研究機関等との協定締結数を増加させるとともに、国際的な教育研究交流に資する基盤を着実に確立してきている。なお、本学のグローバル戦略については、2015年10月策定の中長期事業計画にもその具体的な展開を謳っていることから、今後における積極的な施策の推進が望まれるところである。

#### <効果が上がっている事項>

##### ○ 大学全体

- (1) 国際連携推進機構を中心として本学の国際化推進に努めた結果として、本学における協定締結機関数が年々増加しており、これに伴って、本学が受け入れる外国人留学生(私費留学生、国費留学生、公費留学生及び交換留学生)の数についても年々増加しているほか、在学生の留学機会も拡大するなど、国際的な教育研究交流に資する十分な基盤を確立してきている。(資料4(4)-1-1②、4(4)-1-15(表13))

#### <改善すべき事項>

##### ○ 大学全体

- (1) 海外渡航者数が増加するにつれ、重大事故等の発生の可能性も高まっている。初動対応については海外渡航における保険会社等との包括契約に伴い充足できる点もあるが、事故発生時の学内危機管理体制の整備(対策本部設置、役割分担等)が急務である。
- (2) 英語によって専門分野を学ぶ科目の増設、英語のみで修了できるコースの開設、海外の大学院とのダブル・ディグリー制度の導入等、本学大学院における教育課程の国際的通用性を高めるための施策の導入が遅れている。

## 【将来に向けた発展方策】

<効果が上がっている事項>

○ 大学全体

- (1) 今後も国際連携推進機構を中心として、本学のグローバル化に資する施策の充実に一層努めていくこととする。

<改善すべき事項>

○ 大学全体

- (1) 学内の危機管理体制及び対応マニュアルの土台を国際センターで検討し、全学的な検討に向けた議論の机上に載せていくこととする。
- (2) 全学としてのグローバル化推進に向けた動向もふまえつつ、個別研究科の取組みとして実現可能な事項については着実に改革を重ねていく。

## 【根拠資料】 「\*」は CD-R に保存

- 4(4)-1-1 中央大学公式Web サイト  
① 中央大学グローバル人材育成推進事業特設サイト  
「GO GLOBAL」：専門知識を英語で学ぶ  
[http://globalization.chuo-u.ac.jp/resources\\_chances/education/](http://globalization.chuo-u.ac.jp/resources_chances/education/)  
② 国際連携・留学（海外協定校）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/international/network/network01/>  
③ 中央大学グローバル人材育成推進事業特設サイト  
「GO GLOBAL」：国際機関  
<http://globalization.chuo-u.ac.jp/network/organization/>  
④ 中央大学グローバル人材育成推進事業特設サイト  
「GO GLOBAL」：実際に海外で学ぶ  
[http://globalization.chuo-u.ac.jp/resources\\_chances/abroad/](http://globalization.chuo-u.ac.jp/resources_chances/abroad/)  
⑤ 中央大学グローバル人材育成推進事業特設サイト  
「GO GLOBAL」：中央大学 SEND プログラム  
[http://globalization.chuo-u.ac.jp/resources\\_chances/abroad/global\\_program/send/](http://globalization.chuo-u.ac.jp/resources_chances/abroad/global_program/send/)  
⑥ 中央大学ライティング・ラボ Web サイト  
<https://www2.chuo-u.ac.jp/daigakuin/writinglab/index.html>  
⑦ 理工学研究科（ハイレベルな研究発表と充実した支援制度）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/science/overview/support/>  
⑧ 特色ある教育（国際水環境理工学人材育成プログラム）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/gp/iwee/>
- \*4(4)-1-2 中央大学国際連携推進機構規程  
\*4(4)-1-3 中央大学国際連携推進会議規程  
\*4(4)-1-4 中央大学国際センターに関する規程  
\*4(4)-1-5 中央大学国際連携推進に関する基本方針  
について  
4(4)-1-6 FACULTY OF COMMERCE CHUO UNIVERSITY 2015  
中央大学商学部履修要項（既出1-2-15）  
4(4)-1-7 履修要項2015 中央大学法学部（既出1-2-10）  
4(4)-1-8 2015 年度入学生用履修要項 中央大学経済学  
部（既出1-2-13）  
4(4)-1-9 2015 中央大学理工学部履修要項（既出1-2-17）  
4(4)-1-10 2015 年度入学生用 文学部履修要項（既出  
1-2-19）  
4(4)-1-11 ACADEMIC CATALOG 2015 中央大学総合政策学  
部履修要項（既出1-2-21）  
\*4(4)-1-12 2011 年度第3回国際交流委員会  
（2011年6月28日開催）議事概要（抜粋）  
\*4(4)-1-13 2013 年度第1回国際連携推進会議  
（2013年4月30日開催）議事概要（抜粋）  
4(4)-1-14 中央大学公式Web サイト掲載ニュース（JICA  
と国際連携推進に関する覚書を締結）  
\*4(4)-1-15 中央大学データ集（既出3-1-77）  
\*4(4)-1-16 2015 年度 大学院履修要項（既出1-2-23）

## V 成果（大学基準4－（4）に該当）

### 【現状の説明】

#### 1. 教育目標に沿った成果が上がっているか。

○ 大学全体

#### <学士課程>

本学では、教育効果を客観的に測定するために、GPA、学生満足度、就職状況の分析ほか、知識を活用して問題解決する力（リテラシー）と、経験を積むことで身についた行動特性（コンピテンシー）の2つの観点から基礎力（ジェネリックスキル）を測定する「大学生の基礎力測定（PROG）」を実施しており、その結果等を時系列で明らかにする分析作業等は各学部で必要に応じて随時行っている。ただし、現時点では、学士課程全体としてそうしたデータを蓄積し、具体的な教育改善に恒常的に反映させるシステムとなっていない。

また、本学では2010年度より学生の就業力育成支援プログラムの一環として、学生の「学生自己点検・評価システム（C-compass）」（以下、「C-compass」という。）を開発しており、学生が自身の各「プロジェクト」への参加記録、「行動特性（コンピテンシー）」の自己評価を自由に入力し、「行動特性」の推移等を自己確認できるツールとして利用することで、学生個々の学修におけるコンピテンシーの変化という観点から、教育効果の検証と学生指導上の参考資料として役立てることが可能な仕組みを導入している。（資料4(5)-1-14①、4(5)-1-15～16）

また、在学生に対しては、大学評価委員会が実施している在学生アンケートにおいて、「昨年度1年間を通じて、あなたは次のような能力や態度がどの程度身についたと思いますか」との設問を設けており、学生の主観的な評価に基づくアンケート結果を各学部にフィードバックすることで、必要に応じて各学部における教育活動の改善に活用している状況である。（資料4(5)-1-17 pp.14-18、4(5)-1-18）

このほか、卒業生のアウトプット段階における在学時の教育に対する評価については、その必要性・重要性に鑑み、本学の自己点検・評価活動の一環として、2010年度及び2014年度に大学評価委員会の下で本学卒業生（いずれの年度も卒業後5年、10年、20年の卒業生から無作為に抽出した2,000名を対象）に対するアンケート調査を実施している。本調査は、本学学士課程（学部）の卒業生が有している能力や素養について、卒業生自身の体感を意見として聴取し、本学の推進する教育活動における新たな評価の要素として活用することを目的としており、その結果については大学評価委員会から各学部に対してフィードバックを行うことで、各学部における諸活動の質的向上に役立てている。（資料4(5)-1-19～22）

#### <修士・博士課程>

各研究科における教育効果の測定については、日常的な研究指導を通じての指導教員とのやりとりを通じた学生の理解度の把握等によって行われており、基本的には学位論文作成及びその審査の過程における指導体制が、そのまま教育・研究指導上の効果を測定する指標となっている。また、修了生の進路状況についても、教育・研究指導上の効

果の指標としての意味を見出しており、各研究科における進路状況を分析してみると、博士前期課程については、企業への就職がその大部分を占め、一部の研究科を除けば、博士前期課程から博士後期課程への進学者は少数に留まっている。また、博士後期課程を修了した者については、大学教員、その他高度専門職としての研究職に就くケースが高くなっており、既述の各研究科が掲げる教育研究上の目的を反映したものとなっている。ただし、全ての博士後期課程修了者が大学等で職を得られるわけではないため、今後はより一層多様なキャリアパスの確立に向けた取組みが必要である。(資料4(5)-1-23)

一方、大学院における教育課程について、教育課程全体、あるいは個々の科目についての教育効果を測定することは、大学院教育の実質化への展開を図る上では必要不可欠な視点であると考えが、この点については、研究科・専攻毎に各科目のシラバスの充実や、体系的な科目の配置に努めてきたことを除いて、全学的に積極的な取組みが進んできたとはいえない状況にある。

なお、学生の自己評価や修了生等による修了後の評価については、理工学研究科において「修了者アンケート」を実施しているが、その他の研究科においては現時点では特に実施していない。理工学研究科では、「大学院研究年報（理工学研究科編）」を修了生に送付する時期（概ね課程修了の5ヶ月後）に併せてアンケートを実施しているが、就業後間もない多忙な時期に実施していること等から回収率は15%弱と低くなっている。評価の概要としては、「大学院での研究活動が有意義であった」など好意的だが、自由記述では研究指導方針等に意見が寄せられている。(資料4(5)-1-24～25)

## ○ 法学部

法学部では、学部の理念・学科教育目標を達成するために必要な単位数（卒業所要総単位数）として3学科ともに124単位を課している。さらに、各学科カリキュラム内に設定しているカテゴリー毎の単位数を満たすことを卒業要件としている。これらの卒業要件の設定は、学部全体における教育上の効果を測るうえでの1つの指標となっている。なお、各授業科目の単位認定にあたっては、それぞれの授業科目の特性に応じ、授業担当教員が小テスト・レポート・定期試験等を実施し、それらにより教育効果の測定を行っている。その他、新入生に対して行っている「大学生の基礎力測定（PROG）」の結果、卒業生及び在学生の学業成績や就職・進路先データ、4年次の一部学生に対して実施している学生ヒアリングの結果等を学部長のもとで適宜分析し、教育目標の達成状況の検証に役立てている。(資料4(5)-1-26 p.53)

学生の自己評価の仕組みとしては、在生に対して大学評価委員会が実施している「在生アンケート」において、「昨年度1年間を通じて、あなたは次のような能力や態度がどの程度身についたと思いますか」との設問を設け、その集計結果を必要に応じて活用している。(資料4(5)-1-17 pp.14-18)

また、卒業間近の4年生を対象としたヒアリングを2011年度より実施している。このヒアリングでは、比較的高い学業成績を修めた学生から、主に入学時の本学への志望度合いとその時点での将来の希望、履修科目を決めるうえで重視したポイント、履修科目の学習方法、演習科目の効果、教育手法等が効果的であった授業とその方法、外国語科目、総合教育科目の取り組み方、目指す進路に向けた対策と学部での学修との両立等

を聴取し、今後の学部改革に役立てることを目的としている。毎年、20～30人の学生から1人1時間程度のヒアリングを実施することで、通常のアンケートでは知ることが難しい詳細な活動記録を聴取することができ、有用な活動となっている。(資料4(5)-1-27)

#### ○ 法学部通信教育課程

卒業にあたって必修となる「卒業論文・総合面接試問」において、提出された卒業論文の内容や水準、口述試験である総合面接試問を通じ、通信教育課程での学習を通じての総合的な学習成果を確認している。加えて、学生自身の自己評価の仕組みとして、「在学生学習アンケート」を通じて各種の能力・素養が身についたかどうかの把握を行っている。(資料4(5)-1-28～29)

#### ○ 経済学部

学生の教育効果を測定する評価指標としては、まず各学生の GPA が挙げられる。GPA は、学期末の定期試験やレポート、セメスター中間テスト、小テストの点数等に基づいた成績評価により算出される数値であり、経済学部における学習の成果を確認するうえでの重要な指標となっている。このほか、インターンシップの授業においては、実習を終了した学生が報告会を実施することで、インターンシップに参加した学生が様々な業務や経験を通じて身につけた能力を確認するとともに、当該授業における教育効果を検証する有効な機会となっているほか、経済学部における学習の集大成となる「演習論文」は、学生における学習成果を測定するうえで重要な指標といえる。

また、学生における学習成果を把握するための指標としては、大学評価委員会が毎年実施する在学生アンケートの数値も活用している。在学生アンケートにおいては、学習がどの程度身についたのか統計をとっており、学生の自己申告に基づく数値ではあるものの、経済学部における学習を通じて学生がどのような能力が伸長したのかという成長感を把握することが可能となっている。このほか、本学における学生の学習成果を総合的に把握するためのツールとして、C-compass においてルーブリック評価の手法を導入しており、在学生アンケートと同様、学生の自主的な回答に基づく数値ではあるが、個々の学生における学修成果を検証するための重要な指標の1つとして活用している。さらに、学生の進路動向に関しては、キャリアセンターで毎年進路データを集計しており、その結果を活用し、経済学部における学修を通じて様々な能力を獲得した学生が、どのような進路に進んでいるか等について確認している。(資料4(5)-1-14①、4(5)-1-17 pp. 14-18)

さらに、大学評価委員会が卒業して一定の期間を経過した卒業生に対して実施するアンケート調査の結果を用い、本学(経済学部)在学時における学修経験や内容等に関する意見や、卒業生が実際に社会に出てから必要であると感じる能力等を確認することで、その結果を経済学部の教育活動に反映できるように努めている。また、学生による自己評価システムについては、先述の通り C-compass を導入しており、学生は各年次において自己のコンピテンシー(行動特性)レベルを把握しながら、自身に不足する能力等をチェックすることが可能となっている。(資料4(5)-1-19～22)

## ○ 商学部

個々の科目における学生の学習成果を測る指標としては、成績評価を用いている。成績評価は、学期末試験の成績、小テストやレポート、出席状況等を総合して行っている。講義科目の成績については期末試験・レポートの比重を高くせざるを得ないが、演習科目等の少人数科目については、出席状況や学生の取り組み姿勢など、試験成績には現れにくい努力・成果も加味した成績評価を行っている。成績評価は科目ごとの絶対評価で行っているため、科目間で成績分布に多少のバラツキが生じ、中には高評価に偏りがちな科目も存在するが、全体的にはバランスを維持しており、適切な評価が行われていると評価できる。

他方で、教育課程全般を通じての学生の学習成果の把握については、必修科目ではないが4年間の学習の集大成として作成する演習論文の内容及び水準によって確認している。このほか、大学評価委員会が毎年実施している在学生アンケートにおいて過去1年間の大学生活を通じた学生の「成長感」の把握を行っているほか、全学的に実施している「大学生の基礎力測定（PROG）」の結果についても教授会で共有し、学生の学習成果の把握を行う指標として活用している。（資料4(5)-1-17 pp.14-18）

一方、学生の自己評価としては、毎学期行っている授業アンケート中に、「授業を通して、知的好奇心を刺激された」「授業を受けて、ものの見方や考え方が広がった」「期待していたものがえられた」等の項目を設け、自己評価を促しているが、授業アンケートによる自己評価のみでは、項目数として少なく、内容的にも不十分である。また、C-compassにより、学生は、自己の活動を評価することができる。さらに教育支援システム「manaba」の導入により、授業毎の練習問題に対して学生自ら自己採点を行い、授業の理解度をどの都度確認できるようになっている。（資料4(5)-1-14①、4(5)-1-30～31）

## ○ 理工学部

理工学部では、厳密かつ具体的に記述されたシラバスに基づいて講義を行い、明示された到達目標と評価方法に基づき単位認定している。定期試験のほかに、随時のレポート作成、中間試験、演習により理解度を測っている。そのうえで講義内容に反映させ、途中評価と試験結果とをあわせた学力到達度を測り、単位認定している科目が多い。現在の方法は様々な側面から教育効果を測定しており、有効に機能している。

また、全学で取り組んでいるコンピテンシー育成において、理工学部では全学共通の7項目に各学科別の専門性を加えてコンピテンシー定義を策定しており、コンピテンシー育成に関連付けた授業科目群を設定している。特に、情報工学科では、「画像・映像コンテンツ演習」科目群においてコンピテンシー（行動特性）の到達水準を科目の到達目標に含めており、ループリック形式の点検表を定めている。この点検表に基づき、授業最終回に実施する成果デモンストレーション・プレゼンテーションでは、卒業生審査員による採点が行われている。このように、理工学部では学生がコンピテンシーのレベルが次第に上昇していく実感を得つつ、これらの成果に基づいて、教員の指導のもとで高度な学術的研究課題へと自ら取り組めるよう、カリキュラム中に工夫を埋め込んでいる。（資料4(5)-1-14②）

一方、卒業生に対する在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みについては、大学

評価委員会が実施している卒業生に対するアンケート調査があり、当面は、この機会を通じて理工学部卒業生からの教育内容・方法等に関する評価結果を把握・分析し、現行の教育課程における教育内容・方法の一層の改善に努めることとしている。(資料 4(5)-1-19~22)

#### ○ 文学部

文学部における教育効果を測定する主な指標としては、担当教員から個別指導を受けながら4年間の学習成果の総決算としてまとめ上げる「卒業論文」「卒業研究」が挙げられる。また、毎年全学で実施されるアセスメントテスト(大学生の基礎力測定(PROG))の結果を教授会で確認し、学習成果の検証に努めている。

学生の自己評価、卒業後の評価を測定する仕組みとしては、大学評価委員会が実施する在学生アンケート、卒業生アンケートがある。調査結果に基づく検証については、教務委員会が主体となって取り組んでおり、2014年度には、教務委員会において在学生アンケートの結果から見える文学部生の特性について共有し、「どのような能力・素養が身に付いたか」という学生の自己評価結果について確認を行っている。(資料 4(5)-1-17 pp. 14-18、4(5)-1-19~22、4(5)-1-32)

#### ○ 総合政策学部

総合政策学部では教育課程における教育効果を高めるべく、学部理念に沿った修学指導として、「基礎演習」による大学での学修への導入、3年次からの「事例研究」による発展的学修の促進を図っており、本学における学修の体系性を高めるよう努めている。その教育上の効果については、毎回の授業における学生のリアクションペーパーやレポート、学生による研究成果のプレゼンテーション、小テストや学期末に実施する試験、期末レポートによって確認することができる。また、授業評価アンケートを実施し、学生からの要望や意見を確認することで、授業に関する理解度を確認することもできる。英語の授業の効果については、1、2年次に在籍する学生を対象に英語運用能力試験(Institutional TOEFL。略称 IT)を毎年3回(前期2回、後期1回)実施しており、得点分布、各学生の得点の変遷等を分析することで、英語教育における効果を測定することが可能となっている。さらに、総合政策学部の特色である少人数のゼミナール形式の授業においては、学生間のディスカッション、課題に対するプレゼンテーション等の内容からも、学生の学修の深度を詳細に把握することができる。(資料 4(5)-1-33 p. 18)

このほか、総合政策学部では学生がゼミや授業の研究成果を発表し、教員が審査する「リサーチフェスタ」を実施している。これは学生の提案によって、2013年度から始まった企画であり、学部内で発表の機会を設けることにより、学生たちが学びのモチベーションを高め、プレゼンテーション技術を磨くとともに、相互に知的刺激を与え合い、もって学部を活性化させることを目的としている。この企画では、ゼミ内チームや語学クラスチーム等を単位として、日本語、英語等による口頭発表やポスターセッションを行っており、終了後も発表物を学部内に掲示することで、学生・教員が研究成果を確認し合うとともに、学修の更なる深化を図る契機となっている。(資料 4(5)-1-34 pp. 12-13)

卒業生に対してのアンケートについては、学部独自の取組みとしては実施していない

が、大学評価委員会が実施する卒業生アンケートの結果を活用している。また、創立15周年を契機として総合政策学部卒業生の同窓会が設立されたが、2010年度からは同窓会内に「FPS Alumni Advisory Board」が創設され、毎年1回程度、学部長との懇談会を実施している。総合政策学部の卒業生は多分野にわたり活躍しており、これまでそうした卒業生の現場での経験は、個別的に事例研究や講義における招聘講師、あるいは入学時のオリエンテーションの一環で行なわれるパネルディスカッションのパネリストというかたちで本学の教育に反映され、今後も継続する方針である。(資料4(5)-1-35)

#### ○ 法学研究科

博士前期課程においては、当該年度の修了見込者に対して修士論文中間発表会を毎年度実施し、個々の学生の研究状況と学修成果を把握するとともに、研究の質やレベルについて複数教員によるチェックを行っている。また、博士前期課程及び博士後期課程の修了者及び退学者については修了者調査を通じて把握しており、これにより本学での研究・学習の成果のひとつとしての進路先が適切かどうかの確認を適宜行っている。(資料4(5)-1-23、4(5)-1-36～37)

このほか、個々の授業において、担当教員がシラバスに示した授業方法に基づき、予習の状況、授業時間中における質疑応答、レポート等による達成水準の確認を行い、シラバスに記載している成績評価方法と基準により達成度を把握している。また、前述の通り学生を対象とするアンケートを実施し、授業では把握しきれない、学生自身の自己評価による研究状況の確認を通じて、教育・研究指導上の効果を把握するよう努めているほか、アンケート結果の学生へのフィードバックを行っている。(資料4(5)-1-38)

#### ○ 経済学研究科

経済学研究科では、各科目における教育研究指導内容及び評価基準についてはシラバスとして事前に公開している。したがって、通常の講義科目における教育研究指導上の効果についてはそれらの評価基準に従って判定されている。その場合、評価基準の基本となっているのは各科目内容の理解度であるが、理解度を測る評価方法は、授業時間中に課される報告、小テスト、授業終了時のテストやレポート提出等、担当教員の裁量に任されている。しかし、研究科全体として教育・研究指導上の効果が真に問われるのは、博士前期課程の場合には一定の水準をクリアした修士論文を、博士後期課程の場合には研究者たるに相応しい水準の博士論文を書き上げさせることができているかどうかである。そのため、日常の学生に対する教育・研究指導も、演習科目を中心に標準修業年限及びそれに近い年限内で修士論文及び博士号請求論文を作成させることを基本において行われており、論文審査についても複数の審査委員によって厳格に行い、経済学研究科における教育・研究指導の効果を適切に測定している。

修了後の進路調査の結果によると、外国人留学生も含め多くの修了者が日本企業での就職をしており、このことは社会が大学院修了者に求めている能力を一定程度修得した成果であると言える。また、博士後期課程の修了者においても、修了後すぐに研究職に就く学生及び本学経済学部の助教制度を経て大学教員の職に就く学生がほとんどであることから、その教育目標に沿った一定の成果を上げていると考えられる。(資料4(5)-1-23)

#### ○ 商学研究科

学生の学習成果については、博士前期課程においては単位修得状況と修士論文の水準と修士学位取得状況によって、博士後期課程においては博士論文の水準によって把握しているほか、査読付き論文発表実績も重要な指標の1つとなっている。

現在のところ、卒業後の評価を行うための特別な仕組みは有していないが、学生の研究状況については研究状況・授業に関するアンケートで把握に努めている。(資料4(5)-1-38)

#### ○ 理工学研究科

教育・研究指導上の効果を測定するための理工学研究科共通の方法は確立されておらず、現段階では各教員に任せている状況である。

主専攻と副専攻における講義科目の修得度は、授業での発表・質疑及びレポートや試験の評価をもとに測定している。研究室別のセミナーでは輪講形式が多く、文献紹介や輪読等で測定できる。学生の努力や達成度に応じて100点満点として素点で評価しており、学生の順位づけが必要になる場合には、この素点評価の変化を追跡することによって学生の資質向上の状況を評価できている。TA制度による学部の演習・学生実験の指導は、指導者になることによる自覚、責任感、深い理解、研究室内での卒業研究指導、研究室以外の担当教員との交流の点で相対的に測定できる。

研究指導上では、博士前期課程の1年次と2年次に各1回程度の間接発表を課しており、その内容により教育研究指導の効果を測定・把握している。最終発表では主査1名、副査2名の複数人による評価・指導を行うと同時に、研究指導の効果を測定している。博士後期課程でも研究の進捗状況について報告するための中間発表を年1回課している。その他、国内外の学会発表の準備や発表要旨の作成については論文集への投稿原稿の作成を通じて、教育研究指導の効果を測定している。また、2013年度からは、学内リポジトリに論文を掲載することを制度化している。

一方、受講者である学生が感じる教育・研究指導上の効果を測定する方法として、在学生向けに年2回「授業評価アンケート」を、修了時に「修了生アンケート」を実施し、率直な意見を聴取し、研究科委員会において結果を共有している。また、「修了生アンケート」については2008年度修了生より課程修了後に論文集を発送する時期に合わせて実施しているが、概ね「理工学研究科での研究活動は、現在の企業等での活動に役立っている」という肯定的な内容が多くなっている。(資料4(5)-1-24~25、4(5)-1-39~40)

#### ○ 文学研究科

教育効果を組織的・恒常的に検証する方法は確立しておらず、もっぱら個々の教員レベルにおいて学生の研究発表、討論への参加状況、レポート等をもとにシラバスに記載されている科目毎の到達目標の達成度及び教育効果の測定が行われている。なお、専攻毎に設けられている研究室会議では、広く学生の研究の進路状況や修了者の就職先等も含めて、機会あるごとに教育効果について議論されている。

博士前期課程に関しては、年度末近くになって専攻毎に実施される修士論文の口述試験が、主査・副査をはじめ専攻所属の教員が集まり論文を検討する場となっており、専攻レベルでの教育効果を検証する貴重な場となっている。また、博士後期課程に関して

は、博士学位候補資格者に対する口頭試問や公開で実施される博士論文最終試験の場等において、専攻全体としての教育・研究指導上の効果を測定することができる。

さらに、研究室会議をはじめ各専攻の教員が集う場においては専攻全体としての教育・研究指導上の効果や改善等が議論されていることから、組織的な仕組みとして構築するには至っていないものの、教育・研究指導上の効果は概ね測定されているといえる。

#### ○ 総合政策研究科

教育効果を組織的・経常的に検証する方法としては、もっぱら個々の教員レベルにおいて学生の研究発表、討論への参加状況、レポート等を基に教育効果の測定に努めている。また、博士課程を通じて学位論文の執筆が義務付けられており、この作成過程において、複数指導体制や研究計画書に基づく研究指導等、学生の学修進捗状況に十分な配慮を行うことにより、研究科における学修の集大成ともいえる学位論文の質を確保し、同時に教育効果の測定も行っている。加えて、博士前期課程と博士後期課程の学生が修了または退学する際には修了者調査を行っており、これにより把握した進路状況についても研究科における教育効果を図るための指標の一つとしている。(資料4(5)-1-23)

#### ○ 公共政策研究科

公共政策研究科における教育・研究上の効果を測定するための方途として、日常的には各科目において実施されるディスカッションや学期末に提出されるレポート等の内容を確認することで、学生の理解度を把握し教育効果を確認するようにしている。最終的には、「政策ワークショップⅡ」において、研究調査結果の中間報告会や最終報告会における発表内容、作成された修士論文の水準等を通じ、研究科の教育課程全般を通じた教育効果を把握している。

他方で、学生が学習成果等について自己評価を行う仕組みとしては、2013年度から「院生カルテ」を導入している。「院生カルテ」は、公共政策研究科独自の取組みであり、学生自身が研究科入学前の学習歴、研究科においてどのような分野の研究を希望するか、進路希望といった事項のほか、自己の履修状況について自己評価を行うものとなっており、今後、蓄積されたデータを活用して教育・研究指導上の効果についても確認・検証を行っていく予定である。(資料4(5)-1-41)

#### ○ 戦略経営研究科（博士後期課程ビジネス科学専攻）

ビジネス科学専攻では、1年次修了時に「サーベイ論文」の提出を課し、2年次に博士学位候補資格認定（キャンディデイト）試験（年度に2回実施予定）を実施したうえで、3年次で博士論文審査を行うことにより、学生の研究の進捗を確認し、学生における教育研究上の効果の把握に努めている。

また、学生の自己評価については、修了予定者を含む在学生に対するヒアリングを通じ、個々の学生における学習成果について確認を行っている。(資料4(5)-1-42~43)

## 2. 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

○ 大学全体

### <学士課程>

本学の学士課程教育においては、学則第 42 条及び第 43 条に基づき、各学部の定める科目区分毎に設定する最低修得単位を修得することで、講義、実験・実習、演習等の科目を通じて修得した知識・能力を総合し、卒業要件として定める単位を修めた者について、各学部教授会における審議を経て、「学士」の学位を授与する（学則第 44 条）こととなっている。（資料 4(5)-2-1 第 42~44 条）

また、法・経済・商・理工（数学科のみ）・総合政策の各学部は、取得単位数及び GPA を基準とする成績優秀者に対して、大学院進学を条件に在籍期間 3 年で卒業を認める「早期卒業制度」を導入しており、その際、各学部とも条件を満たした申請者に対する面接試験を課している。なお、この制度による早期卒業者は各学部とも毎年数名程度となっている。（資料 4(5)-2-2（表 15））

このほか、法学部及び文学部においては、当該学部における適切な学修量を設定し卒業時における学生の質を確保するため、学部が指定する特定科目の単位修得状況によって進級制限を行うスクリーニング（スクリーン）制度を 2 年次から 3 年次進級時に導入している。また、商学部、理工学部においては、各科目群における系統的な学修と教育課程としての体系的な学修を確保するため、修得科目が一定の基準に満たない場合、上級年次配当の科目が履修できなくなるという履修制限制度（商学部はプレレジット制度）を設けている。（資料 4(5)-2-3 p. 57、4(5)-2-4 p. 17、4(5)-2-5 p. 52、4(5)-2-6 pp. 29-30）

### <修士・博士課程>

学位授与にあたっての基準及び手続の概要は以下の通りである。なお、学位授与基準に関しては大学院学則第 44 条に、学位論文の合格基準については大学院学則第 40 条において示している。このほか、個別研究科における学位論文審査及び最終試験に際しての審査基準については、各研究科において明文化し、2015 年度から運用を開始している。学生に対しては、C plus への掲載をはじめ、学位論文作成過程における中間発表会や指導教員による研究指導等の機会での説明を通じて周知を行っている。（資料 4(5)-1-1~13、4(5)-2-7 第 40 条, 第 44 条）

#### 1) 学位の審査

学位の質保証については、各授業における学生の理解度に配慮した計画的な授業の展開のほか、厳格な成績評価に基づく単位の実質化に努めることで、学生が修了に必要な単位を修得することによって、課程修了段階における学位の質を保証することを基本としており、学位授与基準（学位論文の基準を含む）を満たした者について、最終的に各研究科委員会における審議の上、最終的な学位授与者を決定している。

#### 2) 標準修業年限未満での修了を認める制度

本学大学院では、上述の大学院学則第 44 条の規定の通り、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、本学大学院博士前期課程・修士課程、及び博

士後期課程における標準修業年限未満での修了を認めている。現在、文学研究科を除いてこの制度を運用しているが、特に博士前期課程では実際の利用者は極めて少ない状況である。修業年限を短縮して修了を認める場合には、当該学生の質の担保という観点からも、優秀な成績、研究成果が必要となっていることもあり制度利用者の増加にはおのずと限界があると考えている。

### 3) 修士論文に代替できる学位の認定方法

公共政策研究科においては、リサーチペーパー等の制度が特定のテーマに対して選択肢として採用されているほか、商学研究科においてはビジネスコースで「特定課題研究」の選択が可能となっているが、基本的な審査の内容・体制は修士論文と同様のものとなっており、修士論文と同等の質の保証に努めている。

また、理工学研究科における副専攻修了要件としてリサーチペーパーを作成することが求められているが、本リサーチペーパーについては、直接的に学位認定に関わるものとはなっていない。

博士前期課程・修士課程における修士論文の審査体制は、各研究科とも主査1名、副査2名（研究科によっては2名以上）の下に行われており、複数の審査員が論文の水準について確認することで、その質の確保を行うよう努めている。全研究科において、審査員の選任を研究科委員会の議を経て行っており、論文要旨・審査報告書の公表などによって審査の透明性を図っている。また、博士後期課程においては、博士論文の審査を行うにあたって、基本的には修士論文と同様の体制を採っているが、審査員の中に学外有識者（理工学研究科では他専攻審査員も加わる）を選任し、最終試験（口頭試問）を公聴会形式で行うことや、学年毎に研究の進捗に係る報告書を提出させるとともに、学位請求条件として一定数の学外への有審査論文の掲載を求めていること等を加えて、その審査の客観性及び厳格性を高めている。（資料4(5)-2-7 第42～43条）

#### ○ 法学部

法学部では、学則第42条及び第43条に基づき、卒業所要単位を満たした学生について、教授会における審議を経て学位を授与している。

また、法学部では、成績優秀者に対して卒業単位を満たすことを条件に在籍期間3年で卒業を認める早期卒業制度を設けている。本学では学則第43条第2項がこの制度を認めており、法学部においては「法学部早期卒業に関する運用基準」でその具体的要件を定めている。実際の卒業判定にあたっては、大学院進学が決まっていること及び在籍期間3年で卒業単位を満たしかつGPAが3.60以上であることが要件となっている。この要件を満たした者について面接審査が行われ、教務委員会の審議を経て教授会がこれを許可することとなっている。2014年度は2名が早期卒業を認められており、進学先はいずれも法科大学院となっている。（資料4(5)-2-2（表15）、4(5)-2-3 p.73、4(5)-2-8）

このほか、法学部では2004年度入学生以降、3年次に進級する際の学生の質を検証・確保するための方策として、2年次までの修得単位数が一定の基準に満たない場合に、次の年次に進級できなくなるスクリーニング制度を設けている。（資料4(5)-2-3 pp.57-58）

#### ○ 法学部通信教育課程

通信教育課程においては、科目試験、スクーリング試験により必要な単位を修得するとともに、「卒業論文・総合面接試問」に合格した者に学位授与を行うこととしている。

「卒業論文・総合面接試問」の履修にあたっては、卒業論文提出許可単位を修得したうえで、①卒業論文の提出、②総合面接試問の2段階から審査を行っている。卒業論文の作成に向けては、論文作成に必要な事項を記載したハンドブックや、講義形式で実施する卒業論文作成ガイダンス等を通じて指導を行うとともに、希望者に対し通信指導による卒業論文レポートの添削指導を実施することで、卒業論文に必要な水準に達することができるよう指導を行っている。提出された卒業論文は、法学部及び法務研究科の専任教員が審査を行っている。総合面接試問については、卒業論文審査の合格者に対して個人面談形式で行う審査であり、卒業論文の内容を中心に、通信教育課程における学習成果全般について口述形式で審査を行うものであり、原則として卒業論文審査を担当した教員が担当する。最終的な合否判定は通信教育部委員会の下で行い、法学部教授会における審議・承認を経て卒業を決定する仕組みとなっている。(資料4(5)-2-9 pp.80-93)

#### ○ 経済学部

経済学部では、卒業に必要な単位数を133単位、必要最低修得単位数を専門教育科目62単位、総合教育(一般教養)科目24単位、外国語科目14単位、健康・スポーツ科目4単位と定めており、これら所定の単位を修得した者に対して学位を授与している。学位の授与と、その質の検証・確保にあたっては、学修成果の積み重ねである単位制を前提とするため、適正で厳格な成績評価に加えて年次最高履修単位の設定による年間学修量等への配慮を行いつつ、最終的には卒業要件の充足状況を教授会において厳正に確認するという方法をとっている。(資料4(5)-2-10 p.25)

また、優秀な成績(GPA3.2以上)を修め、かつ大学院に進学することを条件に、3年で卒業できる早期卒業制度を導入している。早期卒業を希望する学生に対しては、書類審査に加えて面接審査を行い、審査に合格した学生一人ひとりに専任教員のアドバイザーをつけ、履修計画を含め全般的な学習指導を行うことによって、早期卒業者が学力の点において4年間で卒業する学生と同等もしくはそれ以上となるように配慮している。毎年数名が早期卒業者として大学院に進学しており、このことは前述のような配慮と指導が結実した結果といえる。(資料4(5)-2-2(表15)、4(5)-2-10 p.25, p.60、4(5)-2-11~12)

#### ○ 商学部

商学部の学位授与基準は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の中に「商学部の卒業に必要な学習量と卒業要件」として示しており、要件を満たした学生の卒業判定は、教授会において厳正に行っている。(資料4(5)-1-14③)

卒業には合計で136単位以上の単位の修得が必要であり、専攻分野に関する高度な知識や能力と、それを支える幅広い知識や能力をバランスよく身につけさせるために、学科別に科目区分毎の最低必修単位数を定めている。(資料4(5)-2-5 pp.17-19)

また、基本的には卒業要件を満たしていれば卒業は可能であるが、教育課程の集大成として質を担保する仕組みとして演習論文の作成を推奨している。ただし、演習を履修

していながら演習論文を書かずに卒業しようとする学生もみられることから、卒業時の学生の質的確保の点で検討要因となっている。(資料4(5)-2-5 p. 47)

標準修業年限未満で修了する措置としては、早期卒業制度として、優秀な成績を修得したと認められ、かつ引き続き大学院への進学を希望する学生を対象に、在籍期間3年間の卒業を認めている。早期卒業制度については、本学大学院商学研究科、国際会計研究科、法務研究科のほか、他大学の大学院や専門職大学院への進学者も輩出しており、一定の成果をあげている。(資料4(5)-2-2(表15)、4(5)-2-5 pp. 86-87、4(5)-2-13)

#### ○ 理工学部

卒業及び学位の授与については、学則に定めるところにより、4年以上在学し、卒業に必要な単位を修得している事を要件とし、理工学部教室委員連絡会議及び教授会において審議・承認される。卒業要件は、科目群毎の必修単位数と、卒業に必要な総単位数の修得の2つの条件を充足する必要がある。(資料4(5)-2-6 pp. 13-14)

なお、卒業認定の前提として、「卒業研究Ⅰ・Ⅱ履修の要件」及び応用化学科における3年次配当専門教育科目必修科目の履修要件を定め、履修要項に明示して、学生の質を確保・検証するための方法として有効に機能している。(資料4(5)-2-6 pp. 29-30)

また、学内の大学院進学を前提とした早期卒業制度を導入し、現在は数学科について適用している。対象者の選考は学科教室会議において2年次までの学業成績に基づき行われる。早期卒業を希望する対象者は、3年次前期終了時点での学業成績が基準に達した場合に出願し、学科での審査を経て早期卒業候補者として早期卒業認定委員会に推薦のうえ、教授会で審議・了承される。(資料4(5)-2-2(表15)、4(5)-2-6 p. 14, p. 49、4(5)-2-14)

#### ○ 文学部

文学部の学位は、所定の期間在学し、各専攻のカリキュラムに基づき126単位を修得した者に対し、学部教授会の審議・承認を経て授与されることとなっている。早期卒業制度については現在のところ導入していない。(資料4(5)-2-4 p. 16)

また、基礎的科目の単位未修得のまま卒業論文を提出するといった、カリキュラムの体系性を度外視するような履修を防ぎ、卒業時の学生の質を確保するための「スクリーン制度」を導入している。具体的には、2年次から3年次に進級するために必要な科目を設定し、その単位修得状況により進級の可否を決定するものである。さらに、「スクリーン制度」の目的を果たしつつ、各学生に対する支援・指導を十全に行うべく、1年次に対象科目を1科目でも未修得であった学生父母に対する「警告者」通知や、スクリーン決定者に対する個別面談等を実施している。「警告者」の通知については、通知を行うことにより修学意欲を高め、実際にスクリーン決定となる学生を大きく減らすという点で効果を発揮している。また、スクリーン決定者に対する個別面談制度については、進級基準に抵触した学生への学修指導・生活指導のためのものであり、修学の意志を確認し、生活上の問題点を見極める意味をもつ。なお、総修得単位数が40単位以上で、スクリーン対象科目のうち不合格科目が1科目のみの者については、面談のうえ事情を聴取し、制度の適用が当該学生の教育上好ましくないと判断された場合には、制度適用の保留を教務委員会において認める措置をとっている。(資料4(5)-2-4 p. 17)

スクリーン制度は、学修に対する厳しい姿勢を学生に求める点で、学生の修学意欲の向上や学生の学修の質の確保において適切に機能していると判断される。他方で、進級に必要な科目の修得は着目されるものの、それ以外の科目も含めた全体についての学修状況の把握にまでは広がらないという問題点もある。そのため、2015年度からは、前年度の取得単位数が20単位未満の学生に対し、各専攻研究室から連絡を取り、必要に応じて教務委員との面談につなげる試みを開始している。

#### ○ 総合政策学部

総合政策学部の学位は、所定の期間在学し、各学科のカリキュラムに基づき、126単位を修得した者に対し、学部教授会の審議・承認を経て授与されることとなっている。

(資料4(5)-1-33 pp. 14-22)

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための仕組みとしては、各年次において設定する年次別最高履修単位の範囲において各科目に対する厳格な成績評価を行い、学位を授与することによって担保されているといえるが、総合政策学部では、各年次において「基礎演習」、「事例研究」等、ゼミナール形式の演習科目を設置し、各指導教員の下でゼミ活動を通じた学習効果の確認やレポート等の成果物の内容等によって学生の質の検証がなされており、また履修指導等を通じて、学生の体系的な学修活動をサポートすることにより、総合政策学部の掲げるディプロマ・ポリシーに対応する、教育目標の達成と社会の第一線で活躍することが可能な政策分析・立案能力を着実に身につけるための配慮を行っている。

また、総合政策学部は早期卒業制度を導入しているが、早期卒業の審査にあたっては、教務・カリキュラム委員会がその判断を担っており、適切な運用・学位授与がなされている。毎年一定の学生が早期卒業制度を活用して大学院へ進学しているが、その意義を検証するには運用年数が短いため、標準修業年限未満で卒業する学生の質について検証する仕組みの整備が課題となっている。(資料4(5)-2-2 (表15)、4(5)-1-33 pp. 53、4(5)-2-15)

#### ○ 法学研究科

博士前期課程については、研究者を希望する学生と高度専門職業人を目指す学生が存在することから、それぞれの研究目的に応じた課題設定、調査、分析、立論等の基礎的な研究能力をみることを学位の授与方針としている。修士号に関わる審査については、毎年度夏期に修士論文中間発表会を実施している。これにより修了予定者の研究進捗状況の把握と、研究水準の向上に向けた具体的な指導を指導教授以外の教員からも行い、修士学位授与水準の質の確保と検証を行っている。(資料4(5)-1-36~37)

また、一年間で32単位を履修し、かつ修士論文を執筆し、審査に合格した場合には、標準修業年限未満で修了することも可能である。特に、標準修業年限未満で修了を希望する者に対する審査は、通常の審査体制に比較し、厳密に行うことを旨とし、通常は3名の審査委員に論文審査及び口頭試問がなされるが、これを5名とし、かつ、論文評価及び口頭試問の成績がともに最高評価であることが求められている。なお、修士論文に代替できる課題研究に対して単位認定を行う制度は導入していない。(資料4(5)-2-7 第44条、4(5)-2-16)

博士後期課程については、標準修業年限3年を目途として、研究計画の策定と研究報告を毎年度学生及び指導教授に義務付け、博士論文の水準に達するようにしている。博士学位申請論文としての水準に達すると判断される水準は、独力で過去の研究業績を踏まえながら新たな研究成果を提示している、新たな比較研究を行っている等の基準を想定している。(資料4(5)-2-7第40条)

学位授与にあたっての審査体制については、修士学位については主査1名と副査2名の審査委員による論文審査と最終試験(口頭試問)による審査を行っている。他方で、博士論文の審査体制については、研究指導を担当している指導教授を通じて、研究科委員会に審査対象者の研究業績等が紹介され、これに基づき、委員会審議の結果として審査委員3名(主査1名、副査2名)が選出されることとなっている。審査委員は、指導教授を主査とし、当該審査分野を専門とする法学研究科委員会委員によって構成される。十分な知見を有さない分野については、学外及び学内他学部・研究科より外部副査として招聘し、審査を行う体制となっている。この外部副査制度については、2015年度以降、十分な知見を有さない分野に限らず、より客観的で公正な審査を行うことを目指して促進することを法学研究科委員会において確認している。(資料4(5)-2-7第42~43条)

博士学位に関する審査は、論文審査と最終試験(口頭試問)によって構成され、論文審査がなされたのち、口頭試問によって、論文にかかわる専門知識・知見、関連分野(語学力等も含む)に関して博士学位に相応しい深遠な学識を有することを確認することとしている。この論文審査及び口頭試問の結果は審査報告書として取りまとめられ、それぞれの審査状況について研究科委員会において主査より報告がなされ、当該論文の閲覧により客観性と透明性を図るとともに、質疑応答を通じた十分な審議を経て、投票により学位授与が承認されることとなっており、その措置は適切なものとなっている。加えて口頭試問については、本学学生、教職員等を対象に公開を行っており、学位審査のより一層の透明性を確保するとともに、博士学位取得を目指す博士後期課程在籍者には研究活動の指針として、学部学生等には学問の探究・研究への興味関心の喚起と大学院進学への動機付けとしての機能を果たしている。また、2013年度には、大学院設置基準の改正に対応し、博士学位が授与された者の博士学位論文を中央大学学術リポジトリに全文または要約及び審査結果報告の掲載を行い、研究科における博士学位審査の客観性と厳格性の確保をより一層行っている。(資料4(5)-2-17 pp.29-30)

なお、法学研究科においては、2015年度に学位授与基準として、博士前期課程については「法学研究科修士学位論文審査、及び最終試験に関する取扱要領」を、博士後期課程については「法学研究科博士學位論文審査、及び最終試験に関する取扱要領」を策定し、学生に対してはC plus等を通じて周知を行っており、今後はこの基準のもとで学位授与に係る更なる厳格性、透明性、客観性、公平性の確保に努めていく予定である。(資料4(5)-1-1~2)

#### ○ 経済学研究科

学位授与にあたっての基準については、修士学位・博士学位それぞれについて2015年度から学位審査に関する取扱要領を定め、学生に対し明示している。(資料4(5)-1-3~4)

博士前期課程においては、概ね6割の学生が標準修業年限で学位を取得している。修

士学位授与の要件としては、博士前期課程に2年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格したものに授与することとなっている。実際には1年次修了時までには修士論文テーマを設定し、2年次には修士論文作成に向けて進展度を報告することを義務づけている。修士論文の審査においては、学生は従来の内外の研究史をフォローした上で、それらとの関連で自己の研究を位置づけ、対象の分析と論理の展開において一定の成果をあげることが求められる。博士後期課程へ進学することを予定している学生は、とりわけそれらの成果が将来の研究計画との関連で独創的な研究の基礎となりうるかどうかについて判断される。(資料4(5)-2-7第44条)

博士後期課程へ進学した学生は、1年次の6月末までに標準修業年限内で課程博士号請求論文を完成するための「研究計画書」の提出を義務づけられ、研究科委員会のチェックを受ける。そして、博士学位取得を到達目標として、2年次以降は学年毎に研究の進展度と研究成果の報告を義務づけるとともに、学会報告や査読付きの学会誌等への論文発表を奨励し指導している。その後、博士号請求論文執筆候補者となることができた学生は研究科委員会の審査に基づき同論文の執筆に着手することとなり、博士号請求論文の完成に向けて研究を計画的に発展させるように奨励・指導される。博士号請求論文の審査においては、従来の研究に新知見を加える独創性を有し、同分野の研究水準を引き上げることに貢献することが求められるが、この水準を明確化させるために2012年度より「博士学位・候補資格要ポイント制度」を導入している。当該制度は、博士後期課程の学生が博士候補(キャンディデイト)審査申請や博士学位審査申請を行う際に、それぞれの申請受理の条件として、博士候補請求論文や博士学位請求論文の作成のベース(基礎)となった論文・学会報告の総点数(ポイント)が一定の基準を満たしていることを要求するものである。当該制度は、現行の博士候補審査制度及び博士学位審査制度に代置する制度ではなく、両制度を万全なものにするための補完的制度であることから、学位申請論文自体はその定義に従い、オリジナリティのある事柄が論理的・体系的に書かれているかどうかを従来通り審査委員会と研究科委員会で審査するものである。(資料4(5)-2-17 pp. 31-32, pp. 219-220、4(5)-2-18)

また、博士前期課程において学生が入学時に履修届と同時に「1年修了申請書」にて申請・登録することにより、1年で修士学位を取得し課程を修了することを認めている。本学の経済学部からの進学者の場合、学部段階で10単位を超えない範囲で大学院の授業科目を履修し、修得した単位を博士前期課程の修了に必要な単位数として算入することが可能であり、1年間で修了に必要な単位を取得しつつ修士論文を完成させることも可能である。(資料4(5)-2-7第36条の2、第44条、4(5)-2-17 p. 71)

修士論文の審査は、指導教員を含め関連する分野の3名の大学院担当教員によって行われる。同論文はこれらの教員に事前に送付され、一定期間の後、最終試験が実施される。審査は、事前の査読と最終試験の結果を総合して3名の教員の合議によって行われ、その結果は審査報告書としてまとめられる。また、透明性・客観性を保証するために審査報告書は一定期間公開され、閲覧できるように設置される。このような手続きを経た後、最終的に研究科委員会において学位授与の可否が決定される。(資料4(5)-2-7第42条)

他方、課程博士については、博士学位候補資格試験の合格者が指導教授を通じて課程

博士号（博士学位甲）請求論文を提出し、審査請求を受理するか否かを指導教授の紹介に基づいて研究科委員会博士後期課程担当者会議で決定する。その後、博士後期課程担当者から主査1名と副査2名、さらに審査の透明性・客観性を高めるために、上記の3名に加えて外部審査委員1名を副査（外部委員の人選は学内の主査・副査3名に一任）として選出し、論文審査後、申請者本人に直接試問を行う最終試験を実施することで、学位授与の方針を踏まえて学位授与に値する水準に達しているかを判断し、授与の可否を判断する。審査報告書は事前に博士後期課程担当者全員に配布され、研究科委員会博士後期課程担当者会議で審議された後、最終的に学位授与の可否を投票により決定する。（資料4(5)-2-7 第42～43条、4(5)-2-17 pp.31-32）

以上のように、経済学研究科においては学位審査の透明性・客観性を高めるための適切な措置が採られている。

#### ○ 商学研究科

商学研究科では、大学院学則に基づき、研究科委員会ですべての手続きに則って厳格に審査し、学位を授与している。

修士学位については、商学研究科博士前期課程に2年以上在学するとともに、研究科所定の32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で学位論文を提出し、修士論文審査委員主査・副査による審査及び最終試験に合格した者に授与することとしている。論文審査及び最終試験に際しての審査基準は「商学研究科修士学位審査に関する取扱要領」において明示し、学生に対してはC plusへの掲載をはじめ、指導教員による研究指導や報告会の場を通じて周知を行っている。また、ビジネスコースの学生については、学位論文に代えて「特定課題研究」というかたちで研究成果を提出することを認めている。これは、起業する際のビジネスプランや企業の実態調査報告、企業診断に基づく改善プラン等の実務的な内容の研究成果を修士論文と同等の審査体制による認定を行うものであり、学位認定の水準は適切である。なお、博士前期課程については修了に必要な単位を修得し、優れた研究業績を上げた場合には、1年で修了することが可能となっている。（資料4(5)-1-5、4(5)-2-7 第44条、4(5)-2-17 p.77, p.84）

一方、博士学位については、商学研究科博士課程に5年（博士前期課程もしくは修士課程を修了した者については当該課程における2年間の在学期間を含める）以上在学し（ただし、優れた研究業績を上げた者については、3年以上の在学とする場合がある）、所定の12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で博士論文審査委員主査・副査の審査及び最終試験に合格した者に授与することとしている。博士学位論文審査及び最終試験にあたっての審査基準は「商学研究科博士学位審査に関する取扱要領」において明示し、学生に対してはC plusへの掲載をはじめ、指導教員による研究指導や報告会の場を通じて周知を行っている。加えて、博士学位にふさわしい水準を確保するため、博士学位請求論文の提出にあたっては、本審査の前に博士学位論文事前指導・審査委員会による事前指導・審査を必須としている。（資料4(5)-1-6、4(5)-2-17 pp.33-34）

具体的には、学生が研究業績について所定の要件を満たし、当該年度中に博士学位請求論文を仕上げられると指導教授が判断した際に事前指導・審査の申請を行う。申請に際して必要となる研究業績についてはポイント制を採用しており、具体的な基準は履修

要項において明示している。その後、学位論文事前指導・審査委員会において学位論文として取りまとめることが妥当と判断された場合には、指導教員とその他の3名以上の教員から選任された委員による指導を3～6ヶ月かけて集中的に受けることで博士論文にふさわしい水準を確保するものとなっている。(資料4(5)-2-17 pp.33-34、4(5)-2-19)

学位審査及び修了認定にあたっての客観性・厳格性の確保については、主として論文審査及び最終試験を複数の教員が担当することにより確保している。博士前期課程においては、修士論文の審査を主査1名・副査2名によって行い、さらに最終面接試験を3名以上の教員によって実施している。また、博士後期課程においては博士學位論文事前指導・審査申請に際してのポイント制の採用や、その後の事前指導・審査にあたり指導教員を含む複数の教員で行うこととしていること、事前指導後の本審査を主査1名・副査2名以上によって行い、さらに、最終面接試験を3名以上の教員によって実施すること等を通じ、学位審査にあたっての客観性・厳格性を確保している。(資料4(5)-2-7 第42～43条、4(5)-2-17 pp.33-34)

#### ○ 理工学研究科

博士前期課程及び博士後期課程の修了要件は学位授与の方針に示す通りである。(資料4(5)-1-14④)

また、理工学研究科では、研究科委員会における審議・承認を経て、「理工学研究科修士学位審査における審査基準」、「理工学研究科博士學位審査における審査基準」を設定し、2015年度の履修要項から掲載することで周知を行っている。(資料4(5)-1-7～8、4(5)-2-20 pp.27-30)

博士前期課程における修士論文の審査は、各専攻内において主査1名・副査2名の体制で行っており、各専攻とも、何回かの中間発表を経て最終審査(発表)に至る仕組みとなっている。審査結果は研究科委員会での審議を経て学位授与に至るが、授与数の多さもあって実質的には専攻での最終審査が重要な役割を担うことになる。論文内容は毎年度「大学院研究年報」に公表し、もって審査の透明性を図る一助としている。加えて、学位授与の必要条件ではないが、博士前期課程・後期課程ともに学生の国内外での学会発表を奨励しており、そのための旅費助成制度も有効に機能している。博士前期課程で学外の有審査論文の発表に至るケースも少なくない。(資料4(5)-1-14⑤、4(5)-2-7 第42～43条、4(5)-2-20 p.27)

また、博士後期課程においては、学年毎に進行の報告書を提出させること、学位請求条件に一定数の学外への有審査論文の掲載を求めていること等を加えて、厳格性を高めている。さらに専攻内予備審査、研究科における予備審査報告と審査員決定というプロセスを経たうえで、他専攻審査員及び学外審査員を副査に加え、最終審査を行う。最終審査を公聴会形式で行うことも、学位審査の透明性・客観性を高める措置の一環である。(資料4(5)-2-7 第42～43条、4(5)-2-20 pp.28-29、4(5)-2-21)

このほか、博士号については、論文によるものの請求も受け付けているが、近年は社会人入試制度と早期の課程修了の制度を併用して、課程を経た授与になるような指導を心掛けている。論文博士として受け入れるケースとしては、博士後期課程の単位取得満了者(時間が経過している場合)や外国からの請求の場合等がある。

## ○ 文学研究科

修士及び博士の学位授与は、大学院の重要な責務であることを認識し、2015年度に「文学研究科学位論文審査及び最終試験に関する取扱要領」を定め、それぞれの課程の学生による研究成果を適切に評価する方針で臨んでいる。(資料4(5)-1-9)

修士学位の授与方針は、指導教授の指導の下、学生の研究が十分なかたちで展開され、修士論文が完成された者に与えられるというものである。個々の修士論文毎に主査1名(指導教授)、副査2名が12月開催の研究科委員会の承認のもとに決定され、提出された修士論文の審査が行われ、年度末の1月～2月に最終試験が実施され、3月開催の研究科委員会で課程修了者が承認される。(資料4(5)-2-7第42～43条)

課程博士学位授与に関しては、より一層詳細なものとなっている。1年次の4月に「研究計画書」を提出し、その後、1月に指導教授の所見とともに「研究経過報告書」を提出する。さらに2年次以上では、毎年4月に「研究計画書」を提出し、6月または11月に準備論文を提出し、口頭審査を経て、研究科委員会において指導教授より審査報告後、「博士学位候補資格」が認定される。その後、博士学位請求論文が提出され、研究科委員会において選出された審査委員による最終試験(口頭審査)を受け、準備論文同様に研究科委員会で指導教授による報告の後、投票によって承認がなされる。以上のように、非常に厳格な審査がなされ、指導教授以外の審査委員による審査により、基準も厳密なものとなっている。(資料4(5)-2-7第42～43条、4(5)-2-17 pp. 35-36、4(5)-2-22)

なお、博士前期課程及び博士後期課程ともに、標準修業年限未満で修了する措置は行っていない。(資料4(5)-1-9)

学位審査にあたっては、先の「文学研究科学位論文審査及び最終試験に関する取扱要領」に定める観点について、それぞれの学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査することとしている。修士学位審査に際しては、主査1名、副査2名が研究科委員会に提案され、承認を受ける。後述する博士学位審査の場合と異なり、審査委員選出にあたり投票は行っていないが、研究科委員会に審査委員一覧を開示することにより、選出にあたっての透明性は確保されている。また、博士学位審査の際には、指導教授(主査)だけではなく、他の審査委員(副査)が2名以上、研究科委員会の投票により選出される。副査のうち1名は原則として文学研究科委員会に所属しない者(外部副査)であり、最終試験は公開で行われる。なお、学位授与は研究科委員会において投票によることとしている。以上の学位論文の審査体制については履修要項に掲載している。審査委員の選出、複数教員(特に、博士学位審査は外部副査を含む複数教員)による審査、さらに審査を請求する学生に対する情報公開という観点からして、透明で客観的な審査によって学位授与が適切になされている。(資料4(5)-2-7第42～43条、4(5)-2-17 pp. 35-36)

## ○ 総合政策研究科

修士及び博士の学位授与は大学院の重要な責務であることを認識し、学位を授与するに際しては、それぞれの学生による研究成果を適切に評価する方針で臨んでいる。

修士学位は、本学大学院博士前期課程または修士課程に2年以上在学し、所定の単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に与えられる。博士学位は、博士課程に5年(博士前期・修士課程を修了した者は2年の在学期間を含む)以上在学

し、所定以上の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して与えられる。(資料4(5)-2-7第44条)

修士学位の授与方針は、指導教授の指導の下、学生の研究が十分なかたちで展開され、修士論文を完成した者に与えられるというものである。個々の修士論文に主査1名(指導教授)、副査2名が5月開催の研究科委員会で承認され、10月実施の修士論文中間発表会を経て提出された修士論文の審査が行われ、年度末の1月下旬から2月初旬に最終試験が実施され、3月開催の研究科委員会で修了者が承認される。(資料4(5)-2-7第42~43条)

また、課程博士授与に関しては、より一層詳細なものとなっている。4月に「研究計画書」を提出し、その後、1月に指導教授の所見とともに、「研究経過報告書」を提出する。さらに2年次以上で、査読付公表論文2本以上を出願資格とする「博士学位候補資格認定試験」を受験し、合格すると「博士学位候補資格」が認定され、博士学位請求論文の提出が可能となる。博士学位請求論文を提出すると、研究科委員会において審査委員が選出され、公聴会と最終試験(口述審査)を受け、研究科委員会で指導教授より審査報告後、投票により、学位授与が承認される。(資料4(5)-2-7第42~43条、4(5)-2-17 p.37, pp.220-222)

さらに、2015年度からは、修士学位と博士学位それぞれの学位授与方針を踏まえ、学位審査基準を定め、これを学生へ公表しており、その基準に則り、論文審査や最終試験それぞれについて、厳正な審査を行っている。なお、修了に必要な要件(単位、学位論文等)を満たし、研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認めた者については、標準修業年限未満で修了することを認めている。(資料4(5)-1-10~11、4(5)-2-7第44条)

修士論文の主査、副査については、学生から提出された修士論文計画書の内容を踏まえ、主査(指導教授)が2名の副査を推薦のうえでこれを選出し、修士学位の授与にあたっては、主査と2名の副査の計3名による学位審査が厳正に行われる。(資料4(5)-2-7第42~43条)

博士学位の授与にあたっては、主査(指導教授)に加えて3名以上の副査を研究科委員会の投票により選出する。副査のうち1名以上は、原則として本学総合政策研究科委員会に所属する教員以外の者が参画することとなっている。また、最終試験の前に公聴会を行い、その後の学位授与にあたっては、研究科委員会において投票によることとしている。なお、学位論文審査については、審査委員が審査基準を遵守して審査を行うことができるよう、修士学位及び博士学位審査それぞれに審査報告書を作成し審査項目毎に評価する書式を整え、客観性が一層担保されるよう配慮している。(資料4(5)-2-17 p.37)

#### ○ 公共政策研究科

修士学位は、修士課程に2年以上在学し、所定の単位(48単位)以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に与えられる。公共政策研究科において学位授与候補者を確認するプロセスとしては、当年度中に修士学位取得要件のうち、所定の修了単位(48単位)を満たす見込みのある学生を対象に、10月の「修士論文中間報告会」、12月の「修士論文最終報告会」への参加を求めている。なお、両報告会での報告は学位取得要件とはなっていないが、研究科が学位授与候補者を確認する重要なプロセスとして位置づけている。(資料4(5)-2-7第44条、4(5)-2-23)

修士学位審査に際しては、主査1名、副査2名の選出が研究科委員会に提案され、承認を受ける。修士論文等の作成とそれに伴う研究指導に関しては、研究科所定の要領に基づき、主要分野別の全学生参加による中間報告会及び最終報告会を催し、研究指導の主査・副査からのコメントのほか、その他の参加教員による質疑応答を行うこととしている。さらに、主査1名、副査2名による最終試験（口頭試問）が行われ、その上で学位の認定については研究科委員会において承認する仕組みを採っており、これにより学位審査の透明性と客観性を十分担保する仕組みとなっている。修士学位の授与方針・基準は、大学院学則第40条第2項に定めており、その審査にあたっては主査1名、副査2名を選出し、学則上に定められている基準を満たしているか否かを判断し、学位の質を担保する仕組みとなっている。さらに、2015年度からは、修士学位授与に係る基準等を定めた「公共政策研究科修士学位審査に関する取扱要領」を施行している。（資料4(5)-1-12、4(5)-2-7第40条、第42～43条、4(5)-2-23）

修士学位を取得するうえでは、修士論文またはリサーチペーパー（特定の課題についての研究の成果）の審査に合格し、最終試験に合格することが必須の要件である。後者のリサーチペーパーに関しては、大学院学則第44条を根拠としている。リサーチペーパーは修士論文との差別化を図る観点から、その分量について15,000字以上とすることを定めたが、実際には分量的にも修士論文との差がなく、「特定の課題」として設定した課題に関するフィールド調査、政策提言に重点を置く内容となっている。リサーチペーパーに関する審査体制については、修士論文における審査体制と同様のものであり、その点からもリサーチペーパーの水準については修士論文と差異がなく、適切なものとなっている。（資料4(5)-2-7第44条、4(5)-2-24）

他方、優れた研究業績を上げて1年で修了する場合については、1年次での修了を目指す学生に対しては、必修科目である1年次配当の「政策ワークショップⅠ」8単位及び2年次配当の「政策ワークショップⅡ」8単位を履修することとしている。また、「優れた研究業績」の要件に関しては、提出された修士論文またはリサーチペーパー及び最終試験を主査1名及び副査2名で行い、その評価がいずれもA評価である場合に限り認定することとしている。加えて、主査及び副査については、「政策ワークショップⅠ」で学生が所属するチーム以外のチームを担当する教員複数名の参画を求めることとしており、学位の水準を厳格に維持するための配慮を行っている。（資料4(5)-2-17 p.123）

## ○ 戦略経営研究科

ビジネス科学専攻の修了要件は、3年以上在学し、所定の要件を満たしながら16単位以上を修得し、必要な研究指導をうけたうえで博士論文の審査及び最終試験に合格することとなっている。（資料4(5)-2-25 p.8）

博士論文の作成過程においては、1年次修了時には、先行研究を含む「サーベイ論文」の作成を必須とし、2年次のキャンディデイト試験については、査読論文1本の提出と外国語（英語）試験を課し、3年次に「博士論文審査」を行い、博士号を授与するに足る水準にあるものに対して学位の授与を行うものとなっている。なお、博士学位審査にあたっての基準については、2014年度に策定した「戦略経営研究科博士学位審査に関する取扱要領」において明示しており、学生に対しても周知を行っている。（資料4(5)-1-13、

学位の授与の前提として、個別授業科目毎に成績判定・単位認定を行っているほか、さらに修了にあたっては、キャンディデイト試験及び博士論文審査を経た上で、博士学位取得に必要な要件を満たしているかどうか、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会にて審議を行う仕組みとなっている。また、サーベイ論文の審査、キャンディデイトの認定及び博士論文審査においては、必ず複数の教員が審査を担当し、学位授与基準に基づいて審査を行うこととしており、学位審査の透明性・客観性を適切に維持することとしている。（資料4(5)-2-7 第42～43条、4(5)-2-25 pp.11-12、4(5)-2-26)

### 【点検・評価】

#### ● 基準4－（5）の充足状況

本学では、各教育課程に関し、学生の学習成果を測定するために各種アンケートやアセスメントテストの結果等を用いながら、学習成果の効果的な測定に努めているところであるが、現状においては、学生の成績評価や、学習の集大成としての論文等に基づく検証が基本となっており、今後における更なる取組みの推進が必要である。

他方で、教育課程毎における学位授与プロセスについては、基準・手続きも明確に定められており、これらに基づく適切な学位授与がなされている状況にある。

以上の通り、大学における学習を通じた成果の把握が重要視される趨勢にあつて、本学としてより一層の取組みが求められる事項は見受けられるものの、本項目の基準については概ね充足している状況にあると考える。

#### <効果が上がっている事項>

特になし

#### <改善すべき事項>

##### ○ 大学全体

- (1) 学士課程教育における学生の多様な活動の成果を評価する仕組みを構築し、組織的に学修の評価にあたっていくことが強く求められている。
- (2) 博士後期課程における学位の授与状況は依然として必ずしも高い状況にあるとはいえず、体系的な教育課程の整備、学位取得までの道筋の明確化・透明化に努めるとともに標準修業年限内での学位授与を促すことが課題となっている。（資料4(5)-2-2(表16)）

##### ○ 商学部

- (1) 演習を履修していながら、卒業論文を書かずに卒業しようとする学生がおり、卒業時の学生の質的確保の点で検討要因となっている。

##### ○ 法学研究科

- (1) 学生の学修成果については、進路調査や学生を対象とするアンケートの結果等を通じて把握している状況にあるが、教育目標の確認・検証に向け、組織的に活用を行っているとはいえない状況にある。

○ 商学研究科

- (1) 学生の学修成果の把握に向け、学生が自己評価を行う機会を研究段階に応じて複数設定する、あるいは修了者による評価を行う等の方策についても検討していく必要がある。

【将来に向けた発展方策】

<効果が上がっている事項>

特になし

<改善すべき事項>

○ 大学全体

- (1) 学生の多様な活動の成果を評価する観点から、GPA、学生満足度、就職状況、学生に対するアセスメントテストの結果、学生の学修時間をはじめとする客観的な評価指標を分析しつつ、「学生自己点検・評価システム (C-compass)」を活用した学修成果の可視化に向けた取組みを推進することで、教育目標や各種のポリシーとの相関性を踏まえながら、本学の学士課程における学習成果を測るための仕組みについて検討を行っていくこととする。
- (2) 学位審査（学位論文の審査及び最終試験）における審査項目と審査基準は、C plus等で学生への周知を図っているが、2016年度の履修要項ではこれらも含め学位授与に至るまでのプロセスをさらに明確化したものを掲載し、学位取得までの道筋の明確化・透明化に努めるとともに、標準修業年限内での学位取得を促していく。

○ 商学部

- (1) 教務委員会、カリキュラム検討委員会、演習科目検討小委員会などで、4年次の履修のありかた、また演習論文のありかた等について検討する。

○ 法学研究科

- (1) 学生を対象とするアンケート、進路調査表等の結果は、制度改革検討委員会における各種改革案作成時において適宜利用し、学修成果の把握に基づく教育目標の確認・検証を併せて行っていく。

○ 商学研究科

- (1) 改革委員会において学生の自己評価のための指標や、修了者による評価を活用していく仕組みの検討を行う。

【根拠資料】 「\*」は CD-R に保存

*4(5)-1-1	法学研究科修士学位論文審査、及び最終試験に関する取扱要領	*4(5)-1-6	商学研究科博士学位審査に関する取扱要領
*4(5)-1-2	法学研究科博士学位論文審査、及び最終試験に関する取扱要領	*4(5)-1-7	理工学研究科修士学位審査における審査基準
*4(5)-1-3	経済学研究科修士学位審査に関する取扱要領	*4(5)-1-8	理工学研究科博士学位審査における審査基準
*4(5)-1-4	経済学研究科博士学位審査に関する取扱要領	*4(5)-1-9	文学研究科学位論文審査及び最終試験に関する取扱要領 (既出4(3)-3-32)
*4(5)-1-5	商学研究科修士学位審査に関する取扱要領	*4(5)-1-10	総合政策研究科修士学位審査に関する取扱要領 (既出4(3)-3-33)

- \*4(5)-1-11 総合政策研究科博士学位審査に関する取扱要領 (既出4(3)-3-34)
- \*4(5)-1-12 公共政策研究科修士学位審査に関する取扱要領
- \*4(5)-1-13 戦略経営研究科博士学位審査に関する取扱要領
- 4(5)-1-14 中央大学公式Web サイト  
 ① 特色ある教育 (「知性×行動特性」学修プログラム)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/gp/competency\\_pro/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/gp/competency_pro/)  
 ② 理工学部 (育成する人材像とコンピテンシー)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/science/guide/hrd/>  
 ③ 商学部 (三つの方針)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/commerce/guide/policy/>  
 ④ 理工学研究科 (三つの方針)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/science/overview/policy/>  
 ⑤ 理工学研究科 (ハイレベルな研究発表と充実した支援制度)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/science/overview/support/>
- 4(5)-1-15 C-compass ガイドブック 2015 年度版
- 4(5)-1-16 2015 年度「大学生の基礎力測定 (PROG)」実施結果【実地調査時間閲覧資料】
- \*4(5)-1-17 2014 年度中央大学在学学生 (2 年生以上) 学習と学生生活アンケート集計表 (既出1-2-7)
- 4(5)-1-18 2014 年度中央大学在学学生 (2 年生以上) 学習と学生生活アンケート 調査報告書【実地調査時間閲覧資料】
- \*4(5)-1-19 第1回中央大学卒業生アンケート 集計表
- \*4(5)-1-20 第2回中央大学卒業生アンケート 集計表
- 4(5)-1-21 第1回中央大学卒業生アンケート 調査報告書【実地調査時間閲覧資料】
- 4(5)-1-22 第2回中央大学卒業生アンケート 調査報告書【実地調査時間閲覧資料】
- \*4(5)-1-23 2014 年度修了者の進路状況 (大学院博士前期課程・修士課程、博士後期課程)
- \*4(5)-1-24 中央大学大学院理工学研究科 修了者アンケート調査票 (既出1-3-2)
- 4(5)-1-25 大学院理工学研究科 2014 年度修了者アンケートの集計結果について【実地調査時間閲覧資料】 (既出1-3-3)
- 4(5)-1-26 履修要項 2015 中央大学法学部 (既出1-2-10)
- \*4(5)-1-27 法学部学生ヒアリングの実施について
- \*4(5)-1-28 2014 年度中央大学在学学生学習アンケート調査票 (既出4(3)-4-15)
- \*4(5)-1-29 2014 年度中央大学在学学生学習アンケート分析結果 (既出4(3)-4-16)
- \*4(5)-1-30 商学部における授業に関するアンケート調査票 (既出4(3)-2-6)
- 4(5)-1-31 2014 年度商学部における授業に関するアンケート 実施結果【実地調査時間閲覧資料】 (既出4(3)-2-7)
- \*4(5)-1-32 2014 年12月11日開催文学部教務委員会報告資料
- 4(5)-1-33 ACADEMIC CATALOG 2015 中央大学総合政策学部履修要項 (既出1-2-21)
- 4(5)-1-34 総合政策学部ガイドブック 2016 (既出1-2-22)
- \*4(5)-1-35 2014 年度第6回総合政策学部教授会 (2014 年10月17日開催) 議事概要 (抜粋)
- \*4(5)-1-36 法学研究科修士論文中間発表会に関する申し合わせ (既出4(3)-1-53)
- \*4(5)-1-37 法学研究科修士論文中間発表会の実施について (既出4(3)-1-54)
- \*4(5)-1-38 大学院：研究状況・授業等に関するアンケート調査票 (既出4(3)-2-18)
- \*4(5)-1-39 2014 年度 中央大学大学院理工学研究科 学生無記名回答による授業評価 調査票 (既出4(3)-4-45)
- 4(5)-1-40 2014 年度 中央大学大学院理工学研究科 学生無記名回答による授業評価 実施結果【実地調査時間閲覧資料】 (既出4(3)-4-46)
- \*4(5)-1-41 院生カルテ (キャリア形成ノート) 記載例 (既出4(3)-1-59)
- \*4(5)-1-42 ビジネス科学専攻に在籍される院生へのヒアリングの実施について (既出4(3)-4-48)
- \*4(5)-1-43 DBA 院生対象ヒアリング結果について (既出4(3)-4-49)
- \*4(5)-2-1 中央大学学則 (既出1-1-1)
- \*4(5)-2-2 中央大学データ集 (既出3-1-77)
- 4(5)-2-3 履修要項 2015 中央大学法学部 (既出1-2-10)
- 4(5)-2-4 2015 年度入学生用 文学部履修要項 (既出1-2-19)
- 4(5)-2-5 FACULTY OF COMMERCE CHUO UNIVERSITY 2015 中央大学商学部履修要項 (既出1-2-15)
- 4(5)-2-6 2015 中央大学理工学部履修要項 (既出1-2-17)
- \*4(5)-2-7 中央大学大学院学則 (既出1-1-3)
- \*4(5)-2-8 法学部早期卒業に関する運用基準別冊白門 2015 年度 (既出1-2-12)
- 4(5)-2-9 2015 年度入学生用履修要項 中央大学経済学部 (既出1-2-13)
- \*4(5)-2-11 経済学部早期卒業制度に関する内規
- \*4(5)-2-12 経済学部早期卒業制度に関する運用基準
- \*4(5)-2-13 商学部における早期卒業制度に関する運用内規
- \*4(5)-2-14 理工学部早期卒業制度に関する内規
- \*4(5)-2-15 2014 年度総合政策学部早期卒業登録者募集要項
- \*4(5)-2-16 法学研究科博士前期課程1年修了に関する申し合わせ
- \*4(5)-2-17 2015 年度 大学院履修要項 (既出1-2-23)
- \*4(5)-2-18 博士候補・博士審査要ポイント制度の導入・実施概要
- \*4(5)-2-19 課程博士論文申請・審査に関する申し合わせ
- 4(5)-2-20 履修要項 2015 中央大学大学院理工学研究科 (既出1-2-24)
- \*4(5)-2-21 理工学研究科博士学位請求論文の審査に関する申し合わせ (既出4(3)-3-30)
- \*4(5)-2-22 文学研究科博士学位候補資格及び博士学位審査に関する申し合わせ
- \*4(5)-2-23 2015 年度修士論文 (リサーチペーパー) について
- \*4(5)-2-24 公共政策研究科リサーチペーパー作成・提出要領
- 4(5)-2-25 中央大学ビジネススクール DBA プログラム (博士後期課程) 2015 年度履修要項 (既出1-2-32)
- \*4(5)-2-26 中央大学大学院戦略経営研究科ビジネス科学専攻課程博士学位候補資格 (キャンディード) 認定に関する基準

## 第5章 学生の受け入れ

### 【現状の説明】

#### 1. 学生の受け入れ方針を明示しているか。

##### ○ 大学全体

本学においては、各学部・研究科の理念・目的、教育目標並びに人材養成の目的を具現化する教育課程への「入学者受け入れの方針」を策定し、それぞれを各入学試験の受験案内（入学試験要項）及びWebサイトに掲載することで、志願者へは勿論のこと、これを社会に広く公表・周知している。（資料5-1-1～35、5-1-36①）

各学部・研究科の入学者受け入れの方針は、いずれも本学の「質実剛健」の気概と「家族的情味」の人間性を兼ね備えた有為な人材を育成するという建学の精神と、本学の理念・目的を具現化する教育プログラムの実施・展開に際しての教育目標に即した「実学重視」の教育の志向性を十分に踏まえており、さらには各学部・研究科の理念・目的、教育目標等の具現を図り、これらとの相関性を十分に反映することを企図し、具体的な学生像を示すものとなっている。各学部・研究科の入学者受け入れの方針の具体的な内容については、それぞれの記述を参照いただきたい。（資料5-1-36①～②）

##### ○ 法学部

法学部では、学部の理念及び教育目標を踏まえ、入学者受け入れの方針を以下の通り定めている。

#### <入学者受け入れの方針>

##### ○法学部の求める人材

法学部は、地球的視点に立った法的问题意識と法的解決能力、言い換えれば「グローバルなリーガルマインド」を身につけた人材の育成を教育目標にしています。

21世紀に入り、地球的規模の問題や紛争はますます増えています。現代社会に生きる私たちは、身の回りのさまざまな問題へ対応するだけでなく、こうした地球規模の問題を暴力や武力に頼らず合意やルールに基づいて解決することを喫緊の課題として抱えています。そのような時代だからこそ、最初に掲げた人材が必要とされているのです。

「グローバルなリーガルマインド」を身につけるために、①地球規模での法化社会を読み解くことができる「基礎的な法律的・政治的専門」と、②自立した地球市民として必要な、批判的・創造的思考ができる「新たな教養」の両方が必要であり、それら2つがひとりの人間のなかで融和した形で実現されることが求められます。それゆえに、法学部は、次のような資質・姿勢を持っているみなさんの入学を望みます。

(1) 自分自身を含めた身近な問題に対する真剣な関心

(2) 物事を厳密に考え、批判的に捉える思考

(3) 健全で強い倫理観・責任感

その基礎に立って、法学部での学びを通して「グローバルなリーガルマインド」を修得し、一人ひとりが社会の有為な一員として巣立っていくことを私たちは願っています。

##### ○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

入学試験で課している科目はいずれも法学部での学修を進めるにあたって重要です。英語は世界におけるコミュニケーション手段としてだけでなく、「グローバルなリーガルマインド」を修得し世界で活躍する国際人を目指すためにも、さらに多文化社会を知るためにも不可欠な科目です。国語における読解力・文章力・批判的思考力、数学で訓練される論理的かつ合理的な思考力、地理歴史・公民で修得する社会の現実と課題に関する判断力・洞察力、物理・化学・生物などの理科学目で培われる自然界や環境についての理解力も、すべて法学部での学修の基礎となります。

また、自己推薦入試や指定校推薦入試でおこなう「講義理解力試験」は大学で行う講義と同じ形式で試験を行うものであり、社会への理解力、洞察力、思考力、分析力を問うものです。推薦入試

で課している「志望理由書」の提出は、現在の自分の関心、将来設計、そのために自分が学ぶ学修について確認するものです。

現在の自分の社会的関心を確認し、自分が将来なりたい理想像（ロールモデル）を探し、法学部への進学が自分にとって最適な選択かどうかを考えながら、受験の準備をしてください。20年30年先の自分からみて必要と考える基礎的知識を育み、目的意識をもって入学試験に臨んで頂きたいと思えます。

入学者受け入れの方針は、Web サイトや各種入学試験の受験案内等において周知している。なお、2014年度の新入生アンケート調査結果によると、法学部新入生のうち、法学部の入学者受け入れの方針について「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した割合は13.1%であった。（資料5-1-36③、5-1-37 p.11）

## ○ 法学部通信教育課程

法学部の掲げる理念・目的に基づき、通信教育課程としての入学者受け入れの方針を掲げ、①法学部通信教育課程の求める人材、②入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準を明示し、Web サイトを通じて公開している。（資料5-1-36④）

### <入学者受け入れの方針>

#### ①法学部通信教育課程の求める人材

法学部通信教育課程は、通学課程と同じく、「グローバルなリーガルマインド」を身に付けた人材を養成すべく、それを形成するのに必要な資質・能力として「基礎的な法的専門知識」と「新たな教養」を備えさせることを教育目標としています。

そこで、法学部通信教育課程は、こうした教育目標に関心をもち、現代社会に何らかのかたちで参画しようと考えておられる方、あるいは、養成すべき人材像に共感し、備えさせるべき資質・能力を身に付けることの必要を感じておられる方の入学を大いに歓迎し、広く受け入れます。学びを始めるのに遅すぎるといえることはないのですから、法学部通信教育課程の設置趣旨にかんがみ、大学という高等教育機関における法学教育の門戸は広く開放されているべきであると考えからです。

一人でも多くの方が、法学部通信教育課程での学びを通して、「基礎的な法的専門知識」と「新たな教養」を備え、もって全人格的な資質としての「グローバルなリーガルマインド」を身に付け、現代社会の有為な一員として活躍されることを願っています。

#### ②入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

高等学校を卒業していることなど、一定の入学資格要件を満たしていることは必要ですが、法学部通信教育課程の設置趣旨に照らして、それ以外に、学力試験を課すなどのことはしません。

もっとも、そのこととは別に、入学以前の最終学歴に応じ、学修内容や学力水準を考慮できるようにして、既修得単位の換算を行い、2年次または3年次への編入学を広く認めます。これも同じく、設置趣旨に配慮してのことです。

## ○ 経済学部

経済学部として掲げている入学者受け入れの方針は、以下の通りである。

### <入学者受け入れの方針>

#### ○経済学部の求める人材

経済学部では、冷静な思考力と温かい心を持った国際的な視野に立つ経済人を養成することを理念とし、次のような目標を持つ学生を求めています。

- ・ 私たちの生活の基礎となる経済の仕組みについて専門的に学びたい学生
- ・ 論理的な思考力と、プレゼンテーション能力を身につけたい学生
- ・ パソコンを使った情報処理技術や、会計の専門知識を身につけたい学生
- ・ 企業や官公庁、国連、NGOなどで、経済の専門知識を活かしたい学生
- ・ 環境問題、福祉政策の専門知識を身につけ、地域社会に貢献したい学生
- ・ 将来ロースクールなど専門職大学院に入って、経済に強い専門家を目指す学生
- ・ 将来大学院に入って、より高度な経済学を学ぶことを目指す学生

入学者選抜においては、本学独自の一般入試のほか、大学入試センター試験を利用した選抜も行

っており、入学後の学習の基礎となる国語、英語、地理歴史、公民、数学の科目を中心として、高等学校レベルの十分な知識と論理的思考力を重視して選抜しています。このほか、特別入試として、自己推薦・海外帰国生等入試、外国人留学生入試、推薦入試（指定校、スポーツ）、編入学試験（一般、推薦）があり、外国語、小論文、面接などの試験により、幅広い問題関心とすぐれた資質をもち、経済学部で学習する意欲の高い学生を選抜します。

○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

高等学校卒業に必要な諸科目、とりわけ国語、英語、地理歴史、公民、数学はいずれも経済学部での学修を進めるにあたって重要です。特に国語できたえた文章力、数学できたえた論理的思考力、地理歴史、公民で修得した現代世界のなりたちとその諸問題に対する広い知識は、いずれも経済学部での学修の基礎となります。また英語力は、経済学及びその関連領域を専門的に学ぶ上で必要なだけでなく、今日のグローバル社会の中で活躍する経済人を目指すならば、不可欠なものといえるでしょう。

経済学部では、これらの素質を持った学生が入学後にさらにその力を伸ばし、国際的で豊かな教養・学識と専門能力を身につけ、社会のさまざまな分野においてその学識と能力を発揮することができるようにするために、教育課程においてもさまざまな取り組みを行っています。

以上の入学者受け入れの方針は、各種入学試験の受験案内や Web サイトに掲載し、大学構成員及び社会に対して広く公表している。（資料 5-1-36⑤）

○ 商学部

商学部の入学者受け入れの方針は、以下の通りである。なお、当該方針は 2015 年度からのカリキュラム改正に併せ、受験生により伝わりやすい内容に改訂を行っている。

<入学者受け入れの方針>

○商学部の求める人材

商学部では、教育研究上の目的を踏まえ、21 世紀の社会に貢献できる優れた実地応用力と人間性を備えた有為な人材を商学部の教育課程を通じて育成することができるように、学生として受け入れる者には、それにふさわしい基礎学力と学習意欲を有していることはもとより、商学部および各学科の教育目的や教育内容についてよく理解し、商学部で学んでみたいという強い志向性や目的意識、向上心などを有していることを望みます。このような方針に基づき、商学部の入試制度のもとで実施する各種入学試験を経て学生を受け入れます。

○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

高等学校における教科をしっかり学び、基礎学力を身につけておくことが何よりも大切です。高等学校での各教科の学習は、商学部入学後において必要となるコミュニケーション能力、論理的思考力、総合的な判断力などの基礎となるものであり、高等学校における学習内容の十分な理解は、商学部入学後により専門的な学習を深める上でも必要不可欠なものです。

また、これからの 21 世紀の社会では、知識が中心的な役割を果たし、知的好奇心を持って生涯にわたって学び続けることが重要となります。そのため、高等学校等での学習を通じて、学ぶことの面白さや学ぶ習慣を身につけておくことも大切です。さらに、目的意識を持って商学部に入学できるようにするために、商学部および各学科の教育目的や教育内容あるいはそれらに関する各専門分野の学習内容などを調べるとともに、併せて自分の将来の進路や職業などについて考えてみるのも必要なことです。

入学者受け入れの方針においては、商学部及び各学科の専門性に即した「人材像」及び「入学前に修得しておくべき学修内容・学力水準等」を併せて明示しており、Web サイトや受験案内を通じて学内外に広く周知を図っている。（資料 5-1-36⑥）

○ 理工学部

学部の理念・目的、教育目標を入学者受け入れの方針として表現し、履修要項、受験案内及び Web サイト等を通じて学内外に広く公開している。

### <入学者受け入れ方針>

#### ○理工学部の求める人材

・エンジニアや科学者として科学技術の第一線で活躍したい人

理工学部では、理学並びに工学の分野に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行うことにより、確実な知識と応用力を身につけ、新しい課題への果敢な挑戦力と組織をまとめる卓越した交渉力を持ち、人類共有の知的資産たる科学技術を継承し、自らの新発見の成果発表を通じて積極的に社会貢献できる人材を養成することを目的としています。この理念を反映したもので、全ての形態の入学試験に共通するポリシーです。

・自己実現に向かって前進したいモチベーションの高い人

主に自己推薦入学試験・海外帰国生等特別入学試験、学校推薦入学、編入学試験などの、志願する分野へ強い興味と勉学意欲をもつ受験生を選抜する方式に対応しています。

・科学技術の継承と新発見を通じて社会貢献したい人

主に大学入試センター試験利用入試併用方式（理数選抜）及び自己推薦入学試験・海外帰国生等特別入学試験という、時間がかかっても物事を筋道立てて考える能力の発現を重視する試験に対応しています。

以上の共通基盤として、一定程度の水準のコミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、ならびに自己実現力を発揮しており、入学後も自らそれらを向上させ、専門性を獲得する意志を有することが求められます。

#### ○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

高等学校普通科の課程全般の内容について幅広くかつ十分な理解をしていることが必要です。いわゆる難問奇問ではなく、高校までの数学の教科書に載っているすべての問題が解ける程度の学力を想定しています。

以上のように理工学部の入学者受け入れの方針は、本学の建学の精神に即した実学重視教育の目指すところに基づいており、学部の理念・目的、教育目標を実現するものとして、適切なものとなっている。（資料 5-1-36⑦）

### ○ 文学部

文学部の入学者受け入れの方針は以下の通りである。当該方針においては、学部としての学習の目標を示した上で、学生に求める資質・素養、入学前に修得しておくことが望まれる学習内容等を具体的に明示している。

### <入学者受け入れの方針>

#### ○文学部の求める人材

文学部で学ぶこと、それは「人間」と「社会」を知ることです。「人間」とは何か、「社会」とは何か、両者の関係はどうあるべきかという永遠のテーマに、自分なりの答えを見つけ出すことを学習の目標としています。

そのためのアプローチは、けっして単一ではありません。文学部では、人文系（言語、文学、芸術、歴史、哲学）はもとより、社会科学系（社会、情報、教育、心理）も含めた多様な観点から、これらの問題を探究しています。こうした学問研究を通じて、教養を深め、感性を養い、現代社会に生きる上で大切な「心の豊かさ」「深い洞察力」「広い視野」「コミュニケーション能力」を身につけることを目指すのです。

そこで、私たちが入学を期待するのは以下のような学生です。

- ・人間や社会に関するテーマを深く探究したい人
- ・日本や外国の言語と文学、歴史、文化、社会に広く関心を寄せる人
- ・人間の思考や行動、人間関係や社会構造に積極的な興味を抱く人
- ・鋭い感性と幅広い教養を身につけたいと思う人
- ・論理的な思考力、柔軟な発想力、的確な表現力を養いたいと思う人

#### ○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

文学部において人間・社会を学ぶ基礎として、第一に、国語（日本語）と外国語に十分な力をもっていることが必要です。特に、論理的な思考力と読解力を期待します。社会に関する基礎的な教

養として地理歴史・公民の分野において、いずれか一つの科目に習熟していることを期待します。また、文学部では人間・社会を科学的に研究する専門分野も数多く、自然科学的な素養として数学・理科の能力をもつ学生も歓迎したいと思います。

そのため、多様な入試のいずれにおいても、国語（日本語）、外国語能力を問います。また、日本人学生については、現代文だけでなく、古文・漢文の読解力を求めます。一般入試・大学入試センター試験利用入試3教科型では、地理歴史・公民または数学・理科の力を、4教科型ではその両方の力を問います。

以上の入学者受け入れの方針は、Web サイトに掲載しているほか、受験案内等の印刷物を通じて広く周知している。（資料 5-1-36⑧）

## ○ 総合政策学部

総合政策学部の教育研究上の目的に基づき、入学者受け入れの方針を以下のように設定し、Web サイトにて公表することで学内外への周知に努めている。（資料 5-1-36⑨）

### <入学者受け入れの方針>

#### ○総合政策学部の求める人材

総合政策学部は社会の繁栄に貢献するすぐれた人材を社会に送り出すために、次のような人を求めます。

- (1) 旺盛な知的好奇心と行動力を持ち、自らの能力を高めながら、自らの目標をめざす人
- (2) さまざまな国、地域のさまざまな制度や文化・慣習に関心を持ち、制度や文化・慣習の背後にある本質を見いだすことによってさまざまな国・地域の抱える問題の解決に貢献しようとする人
- (3) 多様性を尊重する柔軟性を持ち、多様な人々とのつながりの中で社会の正義と公正を実現し、社会の発展に寄与しようとする人

#### ○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

総合政策学部での学びは、フィールド調査によって得られるさまざまな事例や、それらの事例に見られる問題を発見し、さまざまな専門分野の知見と融合させながら解決策を探ることを基礎としています。したがって、入学後の学修を有機的に進めるためには、高等学校において履修を求められる以下の教科を学習しておく必要があります。

- 国語…基礎的な読解力があり、論理的な文章を書くことができること。国内外の文学に親しみ、人間のありようにふれ、人間の本性、文化の多様性を深く考える力を持つこと。
- 英語…十分な文法的知識に基づく的確な読解力があり、英語によるコミュニケーションのための運用力の基礎が身につけていること。
- 社会…地歴・公民の科目を少なくとも複数学び、地理的・文化的多様性を考えながら、現実の社会経済がかかえる諸問題を見いだす力を持つこと。
- 理科…物理・化学・生物のいずれかを学び、現代科学と社会の基盤となっているテクノロジーとの関係の重要性を認識していること。
- 数学…数理的・計量的分析能力を身に付けていることがのぞましく、社会における数理的思考の役割と重要性を認識していること。

また、教科以外にも、クラスやクラブの活動、地域における諸活動（ボランティア活動など）にも積極的に参加して、人間としての営みにかかわり、豊かな人格を養っていることを求めます。

## ○ 法学研究科

入学者受け入れの方針では、法学研究科が求める学生像、入学前までに修得しておくべき専門分野の知識・能力等を具体的に示している。学内外に対する周知については、Web サイト、入学試験要項に掲載するとともに、大学院進学相談会の機会を通じた説明も行っている。（資料 5-1-36⑩）

### <入学者受け入れの方針>

#### ○法学研究科の求める人材

法学研究科は、グローバル化した現代社会のなかで、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、各専攻分野における教育研究活動に従事できる、あるいは高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成することをめざしています。そのため、第一に、その基礎となる専門的な知識をもつ人、第二に、外国語文献の読解能力を有する人、そして第三に、より論理的な思考能力を養成したいという学習意欲のある人の入学を期待しています。

#### ○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準

博士前期課程では、まず自らの興味・関心を明確にすることが大切です。そして、その明確となった興味・関心に基づき、研究課題を設定します。この研究課題を追求するにあたっては、研究課題に関する基礎的な知識とその研究課題の専門分野における論理的な思考能力は身につけておく必要があります。そのためには、その研究課題に関して基本書といわれる書物・テキストを読み、少なくとも自らの疑問点や不明点を明らかにできる水準に達していることが必要です。また、法律系専攻では重要判例を知っていることです。また、諸外国との比較研究を行うことから、辞書を使用しながらも基礎的な専門分野の外国書を読むことができる外国語能力を求めます。また、追求する研究課題に隣接する専門分野に関しても広く豊かな興味・関心を有していることが、将来、自らの研究課題についてより高度でかつ深化した研究成果を上げるために肝要です。

博士後期課程では、独力で研究を行うための基礎的な研究能力と専門知識があることが必要です。その知識水準や研究水準は、重要な先行研究事例をすでに確認していること、そして諸外国の主要な先行研究事例や重要図書や一次資料なども触れていることが重要な指標となります。また、追求する専門分野の隣接分野の専門的知識の基礎的部分と論理構造を理解している必要があります。

### ○ 経済学研究科

経済学研究科における入学者受け入れの方針については、次の通り定めている。

### <入学者受け入れの方針>

#### ○経済学研究科の求める人材

博士前期課程では、以下の5種類の入学試験を実施しています。

1. 学内選考入学試験として、本学学部の4年次生と早期卒業制度を利用する3年次生を対象に、4月、9月、1月の年3回実施しています。
2. 特別選考入学試験として、優秀かつ研究意欲のある他大学学生を対象に、9月と1月の年2回実施しています。
3. 一般入学試験として、学部の卒業見込み者と卒業生を対象に、10月と1月の年2回実施しています。
4. 外国人留学生入学試験として、諸外国の留学生を対象として、10月と1月の年2回実施しています。
5. 社会人特別入学試験として、学部卒業者で、社会人経験のある人を対象に、年1回、1月に実施しています。

1～4の入学試験では、将来、研究者または高度専門職業人となることを目指す人に対し、それぞれの異なる将来像とバックグラウンドに対応して多様な人材を募集しています。また、5の入学試験では、キャリアアップを図るためのリカレント教育として、高度な専門的知識と実務的応用能力をブラッシュアップすることを目指す人材を募集しています。博士後期課程では、一般入学試験と外国人留学生入学試験を年1回、1月に実施しています。将来、特に専門的 researcher を目指す人材を募集しています。

#### ○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

博士前期課程の入学者は、マクロ経済学、ミクロ経済学、マルクス経済学、統計学・計量経済学について一定の基礎知識を持つことが望ましいでしょう。ただし、学部時代の専攻分野によっては経済学全般について十分な教育を受けていない人がいるかもしれません。そういう人々を想定して、経済学研究科ではマクロ経済学、ミクロ経済学、計量経済学の実習科目を配置して、基礎知識の修得ができるように配慮しています。博士後期課程の入学者には、経済学全般の基礎知識に加えて、博士前期課程における研究内容との連続性や継続性が求められます。研究を進めていく過程で、新たな専門知識や分析能力の獲得が必要となる場合があります。その場合には、指導教授・副

指導教授と相談の上、特別な指導を受けたり、外部の研究会・学会に積極的に参加して知識習得に努めたりすることが求められます。

入学者受け入れの方針については、進学相談会等での説明及び個別相談のほか、Web サイトによる公表を行い、教職員及び社会に広く周知している。(資料 5-1-36⑩)

## ○ 商学研究科

商学研究科は、以下の入学者受け入れの方針を定め、Web サイトや入学試験要項を通じて広く公表している。(資料 5-1-36⑪)

### <入学者受け入れの方針>

#### ○商学研究科の求める人材

商学研究科は、企業経営に関する高度で総合的な研究と教育を実現する、多様かつ充実した授業科目とスタッフを擁し、これまで数多くの第一線研究者、高度専門職業人、ビジネスパーソンを社会に輩出してきました。商学研究科は、経営・会計・商業貿易・金融の4学科を有する強力な本学商学部を基礎として組織されており、企業経営のあらゆる分野について、バランスの取れた研究・教育体制を整備しています。

商学研究科では、「研究コース」・「ビジネスコース」の2コースを設け、研究者を目指す学生、実務的能力の向上を目指す学生、それぞれの具体的なニーズに対応した教育内容を整備し、また、同時に研究とビジネスのコース間の垣根を越えた教育研究上の交流を可能にする、ユニークな研究・教育環境を提供しています。

商学研究科は、次のような人を歓迎します。

- ・経営・会計・商業・金融・経済などの学問分野に関する、専門的な研究を志す人
- ・企業経営の伝統的な研究分野の境界を越えた、総合的で、独創的な研究を志す人
- ・現代企業の直面する課題に応える、鋭い実践的な問題関心に基づく研究を志向する人
- ・学部教育の基礎の上に研究能力と実務的知識をバランスよく獲得したい人
- ・経営・会計・商業・金融などの企業経営の各分野における、高度の専門的資格や能力の獲得を志向する人
- ・実務キャリアを土台に、高度の知識や理論・方法を習得して、専門的キャリアに挑戦し、あるいはキャリアの幅を広げようとする人

#### ○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

現代の経済・社会現象に関する幅広い興味を前提として、次のような学修内容を修得されることが望まれます。

- ・専攻を希望する分野に関する確実な基礎知識
- ・専門分野の基礎的タームを含む外国語能力
- ・論文を書くための論理的思考能力と日本語能力
- ・独創的なテーマを発見し、解決に努力する能力

学力水準としては、学部の当該科目等の確実な理解、標準的なテキストの読み込みなどが必要になります。

## ○ 理工学研究科

理工学研究科の入学者受け入れの方針については、以下の通り策定し、入学試験要項のほか、Web サイトへの掲載を通じて学内外に広く公開・周知している。また、大学院進学相談会等においても周知に努めている。(資料 5-1-36⑬)

### <入学者受け入れの方針>

#### ○理工学研究科の求める人材

理工学研究科は、将来の科学技術基盤を担う研究者・技術者の養成をすべく、基礎に重点を置きながらも最先端の理論と技術を習得するための教育を提供しています。また、実学を念頭におき、産学連携教育、産学連携研究を通じて、価値観の多様化、研究領域の多様化を考慮した創造的視点からの問題解決能力の育成、早期に社会的貢献ができる人材を輩出することを目標としています。そのために、以下のような人が積極的に入学することを期待します。

- ・国際的第一線で活躍できる研究者・技術者になりたい人
- ・広い視野と学部で習得した基礎学力の充実を深めて、より高度な専門知識と研究遂行能力を習得したい人
- ・深く広い思考力と問題発見・定式化能力に基づく先端的研究能力を向上させるための理論と応用力を習得したい人
- ・高信頼性を保持した、安全で豊潤な社会情報基盤を築くことに関心のある人
- ・理工学の分野だけでなく、社会科学・人文科学との連携も視野に入れた境界領域の学問分野に関心のある人

以上の共通基盤として、学部卒業水準以上のコミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、ならびに専門性を発揮しており、入学後も自らそれらを向上させる意志を有することが求められます。

○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

大学理工系学部卒業程度の基礎学力が必要です。特に、それぞれの専門分野においては、大学卒業程度の専門知識および応用力を持ち、発揮できることが望まれます。

## ○ 文学研究科

文学研究科では入学者の受け入れ方針を以下の通り定め、Web サイト及び入学試験要項に掲載して大学構成員及び社会に公表している。(資料 5-1-36④)

### < 入学受け入れの方針 >

○文学研究科の求める人材

文学研究科は、国文学、英文学、独文学、仏文学、中国言語文化、日本史学、東洋史学、西洋史学、哲学、社会学、社会情報学、教育学、心理学の 13 の専攻からなる、人文科学と社会科学にわたる総合的な研究科です。

本研究科では、人間の存在そのもの、人間の内面、社会、歴史などを研究対象に、現実的事象、テキストおよびデータを中心に考察する人文主義的理念に立って、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養と実践力を身に付けた人材を養成することを目標としています。

この理念と目標の実現に向けて、以下のような方々の入学を期待します。

- ・人間や社会の諸問題に関心を持ち、豊かな未来を切り開くために、より専門的な研究を志す人
- ・専門的な研究を推進するに足る教養とコミュニケーション能力を身につけて、国際社会での活躍を志す人
- ・現代社会や人間が直面している諸問題に対処できる高度な専門知識・技能を備えた職業人を志す人
- ・地域社会の諸課題に関心を持ち、その課題解決に向けて意欲的に取り組み、地域社会に貢献することを志す人
- ・実社会において自らの能力を高め、さらに社会に貢献するために、キャリアアップやキャリアチェンジを志す人

○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

広範で深い学識と、それを背景にした、社会における実践力を身につけるためには、次のような学力や能力をもっていることが望まれます。

- ・語学力  
専門分野の基本文献を正確に読み取る日本語能力および外国語能力。
- ・論理能力  
自らの見解を正確に理路整然と表現し、第三者に伝達することができる論理能力。
- ・計画性  
所定の期間内に研究を進め、論文等を完成できる実現可能な研究計画を立て、それを遂行する能力。

以上のような学力・能力に加え、自身の専門への関心や興味、そして学習意欲を持っていること。さらに自らの研究が果たす社会への貢献、言い換えると、自らの専門分野の社会における位置づけを意識していることが望まれます。

このような学力・能力を、筆記試験、卒業論文、研究計画書、面接などによって判定します。

## ○ 総合政策研究科

総合政策研究科においては、入学者受け入れの方針を以下の通り定め、入学試験要項やWebサイトを通じて公開している。(資料 5-1-36⑤)

### <入学者受け入れの方針>

#### ○総合政策研究科の求める人材

##### 前期課程

現代社会が直面する課題を正確に理解し、適切な解決策を創造するために不可欠な研究能力の育成と実務能力をステップアップさせるという教育目標・人材育成目標を掲げていることから、次のような学生の入学を希望しています。

- ・社会の問題について、広く興味を有している者
- ・それらの諸問題の解決策を追究することを欲している者
- ・多角的なアプローチにより、既存のディシプリンを刷新しうる柔軟な思考力と幅広い視野を持つ者
- ・論理的思考力に優れた者

##### 後期課程

現代社会が直面する政策課題とその適切な解決策の創造に関する研究能力を育成するという教育目標・人材育成目標を掲げていることから、次のような学生の入学を希望しています。

- ・社会の問題について、広く興味を有している者
- ・多角的なアプローチにより、既存のディシプリンを刷新しうる柔軟な思考力と幅広い視野を持つ者
- ・それらの諸問題の解決策について深く研究する意思を有している者
- ・論理的思考力に優れた者

#### ○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

入学するにあたっては、以下の資質・能力を備えていることを求めています。

- ・人間と人間の歴史に対する深い洞察力と高潔な倫理観、社会への献身性
- ・国際的協働を可能にする多元価値の受容性
- ・多分野にわたる専門知に根差した創造的思考力と問題発見・解決能力
- ・数理的方法論に基づく分析・総合力
- ・言語運用能力に基づくコミュニケーション能力、ファシリテーション能力

## ○ 公共政策研究科

公共政策研究科の入学者受け入れの方針は以下に示す通りである。当該方針は、Webサイトをはじめ、各種入学試験要項、履修要項を通じて学内構成員及び社会一般に対する周知を行っている。(資料 5-1-36⑥)

### <入学者受け入れの方針>

#### ○公共政策研究科の求める人材

本研究科の目的は、公共政策に関する高度専門職業教育を組織的におこなうことを通じて、広く公共問題の解決に取り組む「政策プロフェッショナル」を養成することにあります。

そのため、募集にあたって、本研究科は次のような人材を求めています。

- ・出身学部の特長分野における法律学、政治学、経済学などの基礎的知識を修得している者
- ・論理的な思考能力を身につけている者
- ・社会に貢献し、一層研究を深めたいとする意欲を持っている者
- ・将来像を明確に描いており、目的意識を強く持っている者

#### ○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

本研究科は、公共の政策及びその関連分野に関する高度な教育研究を行い、政策的諸問題の解決をするための専門的な知見と能力の開発に努めることにより、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、広く公共社会の発展及び公共政策研究の進展に寄与する人材の養成を目標としています。そこで、こうした目標を達成するために、入学前には次のような学修内容を修得していることを望んでいます。

- ・出身学部の特長分野における、例えば法律学、政治学、経済学などの基礎的知識を修得していること
- ・出身学部の特長科目の確実な理解や標準的なテキストの読み込みができること
- ・社会の事象に興味を持ち、調査・分析を行い、解決方法等を模索できること
- ・社会のなかで自身がどのような役割を果たせるのか、目的意識が明確であること

## ○ 国際会計研究科

国際会計研究科における入学者受け入れの方針については、Web サイトにおいて研究科の目的や特色の紹介と併せて個別具体的な説明をするとともに、入学試験要項、ガイドブック等において公表している。

具体的な入学者受け入れの方針の内容は以下の通り。(資料 5-1-36⑩)

### <入学者受け入れの方針>

#### ○国際会計研究科の求める人材

将来を見据えて、これまでの知識、経験を踏まえて、新たなステージへ進むための明確な目標を設定し、その目標に向かって意欲的に取り組もうとする人材を求めています。

具体的には、21世紀の新しい社会やビジネスに相応しい会計、ファイナンス、マネジメント等の理論、知識、経験を兼ね備え、希望分野においてキャリアアップを図ろうとする社会人。公認会計士や税理士。企業もしくは公的分野の財務・経理担当者。経営企画部門担当者あるいはそのような専門家を志向する学部新卒者です。

#### ○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

激しく変化するグローバル社会のなかでサバイバルするために、自らの経歴や経験を振り返ることによって、自分の強みと弱みを客観的に評価し、将来の目標を明確に定めることができることが望まれます。

新たな目標に向かって、積極的にチャレンジする意欲をキャリアパスや資格取得を通じて明確に示せることが求められます。

具体的には、会計、ファイナンスをベースにキャリアの発展を考えている人材を求めていることから、簿記（2級程度）、統計、数学（高校程度）などに関わる基本的知識やスキルを習得していることが望まれます。

なお、多様な学生の受け入れるための配慮として、受験の際に特別な配慮等が必要な場合は国際会計研究科事務課に連絡するよう入学試験要項に記載しているが、これまでに配慮が必要な学生の入学例はない。(資料 5-1-30 p.10、5-1-31 p.10)

## ○ 法務研究科

法務研究科では、研究科の「求める人材」及び「入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等」を示した入学者受け入れの方針を以下の通り定め、入学者選抜要項、ガイドブック及び Web サイト等に掲載し、広く公開している。特に、「求める人材」において記述している入学者選抜に係る主要な要素については、法務研究科を志願・受験するにあたって十全に理解しておくことが望まれる要素であることから、「入学者選抜の基本方針」として研究科 Web サイト等で重点的な周知を行っている。(資料 5-1-36⑪～⑫)

### <入学者受け入れの方針>

#### ○法科大学院（法務研究科法務専攻）の求める人材

本学法科大学院（法務研究科法務専攻）は、高度な識見と能力を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標を持った優秀な人材を受け入れます。そのため、本学法科大学院が養成しようとする6つの法曹像を掲げ、入学志願者の将来の目標選択の参考に供しています。

入学者選抜にあたっては、客観性、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、総合的な観点から選抜を実施するものとします。入学を志願する人には、Web サイトやガイドブック、説明会・相談会等を通じて、本学法科大学院の教育の理念・目的、養成する法曹像、教育課程の特色と仕組み、選抜方法を十分に理解していただき、そのうえで、適性試験の成績、独自の個別試験の結果及び提出書類の内容等を勘案し、総合的な観点から評価をして入学者を選抜します。

できる限り多様な人々の中から法曹の候補者として相応しい資質と能力を有する人材を選抜し、「法学」以外の課程を履修した者または実務等の経験のある者が入学者の3割以上を占めるように努めます。かかる見地から、特に法学未修者の入学者選抜においては、『他学部出身者または社会人』を一定程度優先的に合格させることがあります。

なお、本学法科大学院は、その教育の理念・目的に照らしてふさわしい人材に与えられる給付奨学金制度をはじめ、広く各種の奨学制度を充実させ、できる限り多くの人が奨学制度を利用することができるようにします。

○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

・法学未修者

論理的思考力と文章作成力を備えるとともに、社会性、成熟性、コミュニケーション能力その他法曹としての資質を有することが必要です。

・法学既修者

論理的思考力と文章作成力を備えるとともに、社会性、成熟性、コミュニケーション能力その他法曹としての資質を有することが必要です。

併せて、法学既修者として、法科大学院課程の1年次の学修を終えた者と同等以上の法律学の知識（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法についての基礎的な知識）を修得していることが必要です。

障がいのある学生についても区別なく受け入れを行っている。障がいを有する者が入学を希望する場合には、出願前に来校の上、教務委員長及び入試・広報委員長との面談やキャンパス内の施設・設備の確認を行い、教育研究環境について充分理解した上で出願・受験ができるよう配慮している。(資料 5-1-32 p.8)

○ 戦略経営研究科

戦略経営研究科では、入学者受け入れの方針を以下の通り定めており、Web サイト、入学試験要項、履修要項に掲載し、学内外に対して広く公開しているほか、入試説明会、公開講座での説明を通じて周知を図っている。(資料 5-1-36⑳～㉑)

<入学者受け入れの方針（戦略経営専攻(専門職学位課程)）>

○戦略経営研究科の求める人材

戦略経営研究科が求める入学志願者は、戦略経営リーダーとしての資質を持つ人材です。

具体的には、

- ・急激に変動する社会・経済環境に対する鋭敏な感覚と、広い視野を持ち、所属する組織の存在理由を真剣に考えることができる人
- ・日常的な業務に手応えを感じているが、異なる業種、異なる会社の人とのネットワークを広げて職業人としての視野を広め、新たな視点を得ようとする人
- ・実践的な知識の修得に重きを置き、今後自らのスキル向上の機会を探したいと考える人
- ・企業組織変革、消費者保護、マーケティング活動、人事管理、M&A 戦略とファイナンス分野など自分の業務にかかわる諸問題を法務戦略という視点から学びたい人
- ・すでに長期にわたる就業経験を持ち、さらに CEO を目指すために、これまでのキャリアパスから見て、補強すべき領域を持っている人
- ・経験的知識としてビジネスに関わる知識を十分に持っているが、これまで蓄積した暗黙知を理論的に整理し、学術研究・高等教育のキャリアへの移行を考えている人
- ・日本語によるビジネスができる能力を身につけようとする外国人ビジネスマンとなります。

○入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

戦略経営研究科では、戦略経営リーダーを養成するため、教育対象を企業等の実務経験を2年以

上有する社会人に限定しています。さらに戦略経営研究科における学修を有益なものとするためには、以下の知識・能力を有していることが求められています。

- ・ 経済や企業経営に関わる基礎的知識
- ・ 知識を活用し、課題の発見、解決にいたるプロセスを見つけるための論理的思考力
- ・ 論理的な思考により構築した理論を他者に理解させるための文章力
- ・ 理論・意見・主張を他者に伝え、訴えるための表現力
- ・ 異業種・異世代メンバーとのチームワークに必要なコミュニケーション能力
- ・ 実務家としての問題意識

#### < 入学者受け入れの方針（ビジネス科学専攻(博士後期課程) ) >

##### ○ 戦略経営研究科の求める人材

戦略経営研究科博士後期課程においては、企業で既に経営の一端を担い、かつ実績をあげている人や、社会で活躍している人材が、これまでの専門性を集大成するための論考の作成や、今後、更なる専門性の高度化を図ることを主たる目的としています。そのため、入学時点で就業経験4年以上という出願条件を設定し、いわゆる修士新卒者（社会人としての就業経験が無い修士相当課程修了者）の受入は行いません。

戦略経営研究科博士後期課程が求める入学志願者は、変動の激しい社会・経済環境において、幅広い視野を持ち、課題を発見し、解決するためにさまざまな角度から事象を考えることのできる人材です。

具体的には、

- ・ 企業で既に経営の一端を担い、かつ実績をあげており、これまでの専門性を集大成するための論考の作成を行いたいと考えている人
- ・ 経験的知識としてビジネスに関わる知識を十分に持っているが、これまで蓄積した暗黙知を理論的に整理し、学術研究・高等教育のキャリアへの移行を考えている人
- ・ 環境の変化と社会的な要請を重視しながら、実践的で応用性の高い研究に取り組みたい人
- ・ 日常的な業務において直面する実務的な課題を持ち、専門性を保ちつつも、より広い「総合的な」視点に立ち、「実践的な」研究を行いたい人を想定しています。

##### ○ 入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

戦略経営研究科博士後期課程においては、企業で既に経営の一端を担い、かつ実績をあげている人や、社会で活躍している人材が、これまでの専門性を集大成するための論考の作成や、今後、更なる専門性の高度化を図ることを主たる目的としているため、以下の知識・能力を有していることが求められています。

- ・ 知識を活用し、課題の発見、解決にいたるプロセスを見つけるための論理的思考力
- ・ 論理的な思考により構築した理論を他者に理解させるための文章力
- ・ 理論・意見・主張を他者に伝え、訴えるための表現力
- ・ 海外での先行研究等を調査するための語学能力

また、障がいのある者に対しても受験の機会を確保しているが、これに関して別途明文化した方針は特に有していないが、特段の配慮が必要な学生が入学を希望する場合には、事前に状況を確認し、必要な措置を講じている。（資料 5-1-33 p. 8、5-1-34 p. 8、5-1-35 p. 14）

## 2. 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

### ○ 大学全体

本学においては、入学者選抜に関わる重要な政策決定の権限が伝統的に各学部・研究科に置かれてきており、各学部・研究科においては、それぞれの個性に応じた多様な選抜制度の充実を図ってきた。そのため、まずは各学部・研究科に共通する事項について「学部」、「大学院」に分けて記すこととし、各学部・研究科における選抜制度の詳細についてはそれぞれの記述を参照いただきたい。

## <学士課程>

本学では、大学全体としての学生の受け入れに係る取組みを強化するために「入学センター」を設置し、同センターに入学選抜及び学生募集に関わる基本的事項を扱う「入試政策審議会」と、学部入学者の選抜に関わる計画・準備・実行を所管する「入試管理委員会」を設置し、全学的な調整を行っている。(資料 5-2-1 第 1~2 条)

### 1) 学生募集の方法について

各学部で行われている教育目標等と教育内容・方法、教育研究環境等に係る情報について、受験生等に正確に理解してもらい、本学を第一志望とする受験生を増やすべく、以下のような学生募集活動を展開している。学生募集活動においては、入学者受け入れの方針並びに入試選抜方法等に係る入試情報について、学部・受験生の双方にとって必要かつ確かな情報を提供することにより、入学者の選抜段階において不公平のないようにすることも企図しており、受験生等が本学における教育研究活動に対して興味・関心を示している内容と、各学部が展開しているカリキュラム及び教育研究内容との間に齟齬が生じないように、具体的な教育内容、研究テーマ等について丁寧に説明するようにしている。(資料 5-1-36②、5-2-2)

#### ①オープンキャンパス

高校生の夏休み期間中を利用して、本学志願者及び父母を主たる対象とした「中央大学オープンキャンパス」を多摩キャンパス及び後樂園キャンパスにおいて開催している。オープンキャンパスでは、本学に関する全般的な理解を促す「総合ガイダンス」や入試制度に関する説明を行う「入試ガイダンス」のほか、「入試分析講演会」、「学部別ガイダンス」(多摩)、「学科別ガイダンス」(後樂園)、「模擬授業」(i-tunesでも配信)、「研究室公開」(後樂園)、「キャンパスツアー(施設見学)」、入試や学生生活を含めた在学生・教職員による相談コーナーを設けている。本学のキャンパスに直接足を運んでもらうことでキャンパスの雰囲気を感じるとともに、学生・教職員の生の声に触れることができる機会となっており、毎回多くの参加者から好評を得ている。(資料 5-1-36②、5-2-2 p. 15、5-2-3 p. 150、5-2-4 p. 197)

#### ②訪問授業(出張講義)

本学では、全学の専任教員が各高等学校の依頼に基づき高校を訪問して授業を実施する「訪問授業」を行っている。その内容は直接的な大学の宣伝ではなく、各学部における学問領域について大学で行っている教育・研究の一端を分かりやすく紹介するものとなっている。これによって、高校生が法学、経済学、商学、理工学、文学、これらの学際的複合領域を扱う総合政策学の面白さを知り、生徒自身も気がつかなかった潜在的な興味を引き出すとともに、大学での研究と高校で学ぶ教科との繋がりにも触れてもらうことで、当該学問への興味・関心を喚起することを主たる狙いとしている。(資料 5-2-2 p. 14)

### ③高校教員向け進学説明会

上記①のオープンキャンパスのほか、本学の教育内容に対する理解を深めてもらうことを狙いとして、高校教員及び予備校関係者を対象とした独自の進学説明会を多摩キャンパスと後楽園キャンパスにおいて、年1回ずつ開催している。当該説明会においては、本学の近況及び入試制度・方法の説明、キャリア支援に係る講演会、個別相談等を行い、丁寧かつ密度の高い情報提供・発信に努めている。(資料5-2-5)

### ④進学アドバイザー

本学では、全学的な広報活動を専門的業務とする学生募集専門員として「進学アドバイザー」を置き、学外進学相談会、高等学校での説明会・講演会、予備校での説明会・講演会に参加して、講師・個別相談員として本学受験希望者への適切なアドバイスと指針を提供する体制を整備している。(資料5-2-1第14条、5-2-2 p.10)

### ⑤附属高校との連携

本学の附属高校の4校との連携取組みの一環として、各機関において附属4校に対する様々な連携事業を行っている。また、2014年度には附属高校生を対象としたオープンキャンパスを個別に実施し、大学での学びや学生生活への理解促進に努めている。なお、2015年度については一般受験生向けのオープンキャンパスと同日に附属高校生のみを対象とする同様の企画を行うかたちで実施した。(資料5-2-6~7)

### ⑥学部ガイド等の印刷物、Web活用による広報

社会に対して広く本学の情報を伝える手段として、大学案内誌「CHUO Concept」(2016年度から「中央大学 GUIDE BOOK」に名称変更)や各学部ガイド等の印刷物、さらにはWebサイトを重要視している。Webサイトについては、常時、多様な情報の受け手に配慮し、使いやすさを念頭に置いて、内容の強化・充実に努めている。また、近年においては読売オンラインと連動したWebサイト「Chuo Online」を通じ、大学に係る情報発信の更なる充実を図っている。(資料5-1-36②~③、5-2-3~4、5-2-8~13)

以上の通り、本学においては、本学教職員が受験生及びその関係者に直接対面して行う学生募集活動を通じ、入学時におけるミスマッチの軽減にも資する取組みに努めるとともに、各種印刷物やWebサイトを活用した幅広い対象への広報活動も積極的に行うなど、多様な学生募集活動に努めている。これらの取組みにおいては、利用者にとって分かりやすくかつ利用しやすいことに重点を置いている。あわせて、学内から的確な情報をストレスなく掲載しやすいWebサイトや環境を整備するなど、広報活動を行うにあたっての準備を十分行うことで、等しい作業量でより高い効果が得られる結果をもたらしている。

## 2) 入学者選抜の方法について

本学においては、建学の精神や大学として掲げる教育目標に基づき、学生の受け入れに際して次の2点をその目標として掲げている。

- ①本学の教育・研究活動に対応するに十分な基礎学力を有している学生を採用すること
- ②社会の多様化に対応すべく、多様な学生選抜方法により多彩な素養を有する学生を採用すること

上記①は「一般入試」、「統一入試」、「大学入試センター試験利用入試（単独方式・併用方式）」等の学力考査を中心とする選抜を主軸とし、②としては各学部の独自性を強調した「自己推薦入試」（法学部）、「自己推薦・海外帰国生等入試」（経済学部）、「自己推薦入試・海外帰国生等特別入試」（理工学部）や「社会人入試」（商学部）、「英語運用能力特別入試」（法学部、商学部）、「ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語特別入試」（商学部）、「海外帰国生等特別入試」（法学部、商学部、文学部）、「外国人留学生入試」「スポーツ推薦入試」、「学校推薦入学」（2016年度入試から「指定校推薦入試」に名称変更）、「附属高等学校推薦入試」（全学部）、「編入学試験」（総合政策学部を除く全ての学部）等を実施している。（資料 5-1-1～18）

また、これらの入試を実施するにあたり大前提となる試験の適切性・公正性の確保、大学間競争を考慮したうえでの入学志願者の「質」の追求、入学定員に対する受入れ学生数の適正化を重点事項として、学生募集・受入れ活動の最適化に努めている。

さらに、本学では、一般入試、統一入試、大学入試センター試験利用入試（併用方式）については大学キャンパス（多摩キャンパス、後楽園キャンパス）を含め全国 16 都市（2016 年度入試においては 18 都市）に試験会場を設け、大学キャンパスの試験会場と同様に試験を実施している。（資料 5-1-36④、5-2-3 p.113）

以上、本学における入学者選抜方法とその位置づけに係る現状を示してきたが、主として一般入試、大学入試センター試験利用入試のほか、各種特別入試により、入学者受け入れの方針に適った学習意欲と強い探究心を持つ多様な学生の受け入れが実現できている。しかし、一方で、選抜方法の多様化、複線化に加え、各学部において導入される特別入試制度の調整が不十分で、入学志願者にとって複雑で「わかりにくい」入試制度となっている部分もあり、これらの学部間調整、整合化を進めることが今後の課題といえる。

### 3) 入学者選抜の実施体制

#### ①一般入試、大学入試センター試験利用入試の実施体制

本学の入学者選抜制度については、各学部教授会を中心に検討を行っている。本学が実施する入学者選抜試験において最も大規模な学部一般入試（統一入試を含む）、大学入試センター試験の得点のみで合否判定を行う大学入試センター試験利用入試（単独方式）、一般入試及び大学入試センター試験における一部の試験科目の得点を加味して合否判定を行う大学入試センター試験利用入試（併用方式）の実施については、合計で 70,000 名程度（2015 年度入試実績）の志願者を対象とするものであり、多くの志願者に対する受験機会の確保のための試験日程の設定、受験条件の公平性に十分に配慮した受験会場の確保・設営、効率的かつ的確な学力考査及び円滑な合否判定を担

保するための体制整備を行っている。

さらに、これらを包含した危機管理体制を全学体制の下に構築してその着実な実施に努めることの必要性に鑑み、全学的な入試管理委員会を組織し、その実施計画の策定から、準備、実施に至るまでの体制を整備している。具体的には、入試管理委員会における検討を通じて決定した一般入試等の試験日程及び当該日程に基づく準備スケジュールに即し、各学部から選出された入試専門委員（出題委員）が試験問題の作成・校正を行い、入試管理委員会の管理の下で出題委員が相互に試験問題の妥当性等に係る点検・検証を行っている。また、試験期間中の試験実施に際しては、入試管理委員会及び入学センターを中心とした全学体制の下で、全教職員が協働して入試監督業務及び答案整理等を含む事務的業務を遂行し、入試専門委員が中心となって採点業務にあたる体制となっている。（資料 5-2-1）

一方、入試専門委員等によって採点された結果については、各学部における入試の合否に関する委員会（以下、「合否委員会」という。）に報告され、この合否委員会が合格判定基準に基づいて予め設定した募集人員との関係性を踏まえて合否判定を行っているほか、大学入試センター試験利用入試（単独方式）についても各学部の合否委員会が学科毎に指定する大学入試センター試験の試験科目の結果を用い、合格判定基準に基づいて予め設定した募集人員との関係性を踏まえて合否判定を行い、先の入試管理委員会の下で一般入試等の合格発表を行っている。

## ②特別入試の実施体制

各学部の特別入試については、各学部等の入学者受け入れの方針に基づく専門分野毎の特色を反映した入試形態となっているため、全学を横断した実施体制ではなく、各学部の責任体制の下において、その実施・運営にあたっている。具体的には、各学部に「学部特別入試（管理）委員会」を設置し、この下に各学科・専攻等から選出した出題委員、採点委員、面接委員を置き、学部事務室の入試担当職員によるサポート体制の下で、特別入試に係る計画策定から準備・実施等にあたる体制となっている。合否判定については、教授会、あるいは各学科・専攻等の代表から選出された合否委員及び学部長によって構成する合否委員会において各特別入試の出願資格要件の審査及び選考方法に則して厳格に行っている。

なお、受験案内（入学試験要項）の作成や出願受け付け、受験票の発送等の事務的な業務については、入試課が業務を担当している。

## 4) 入学者選抜基準の透明性を確保するための措置

本学では、各入学者選抜試験において透明性ある選抜基準の適用を基本としており、学力考査を主な選抜方法とする一般入試、統一入試、大学入試センター試験利用入試については大学案内誌及び Web サイトにおいて全試験科目の出題範囲、配点及び合否判定における換算方法、選抜方式毎の合否判定方法等のほか、志願者数・受験者数・合格者数・倍率・合格最低点の公表（※受験者数及び合格最低点については一般入試、統一入試のみ）を通じて、合否発表までのプロセスにおける公正性を担保するよう努めている。また、「入試成績開示システム」により、一般入試及び統一入試の不合格者

を対象に入試得点の開示も行っている。(資料 5-1-1 p. 79、5-1-36㉔、5-2-3 pp. 112-148)

他方、各特別入試について、とりわけ小論文と面接試験においては、どのような力が要求されているのか、何を基準として選抜したか等が、志願者に対して正確に伝わりにくい可能性があるが、入学者選抜基準の基本的な姿勢は上記の一般入試等と同様である。各特別入試の募集人員、詳細な出願資格（理工学部自己推薦入試については学科別）、選考方法を上記と同様の媒体を通じて広く公開しているほか、各特別入試受験案内（入学試験要項）では、入学者受け入れの方針とこれらの情報に加えて、当該試験を通じて行う入学者選抜の目的や方針、自己推薦書の記載に際して求められる諸要素の解説、小論文及び面接の方式の説明、これらにおいて重視する事項等を明示している。さらに、過去の問題も求めに応じて公開してどのような観点から選抜しているのかを丁寧に説明するように心掛けることで、透明性の確保に十分配慮している。(資料 5-1-2～18、5-1-36㉔、5-2-3 pp. 112-148)

## 5) 入学者選抜結果の公平性・妥当性を確保するための仕組み

入学者選抜とその結果の公平性・妥当性を確保する仕組みについて、まず、入学者選抜の実施に関しては、各学部の教育研究上の目的や各学科の教育目標、入学者受け入れの方針、各入試の詳細な制度や諸条件を説明し、入学者選抜基準を含む各種入試データを公開している。加えて、入試の条件を等しくするため出願資格を明示することをはじめとして、多様な受験生に配慮した試験会場を設営しているほか、特別入試における小論文、面接試験等については、主観的要因で採点が流動的になりやすい面があるため、複数の教員による採点体制を確保するなど、その公平性・妥当性の確保に努めている。(資料 5-1-2～18、5-1-36㉔)

一方、入学者選抜結果については、選択科目間の有利・不利を是正するために偏差点処理を行って「等価調整」を実施している。合否発表については、徹底した情報セキュリティシステムの下で Web による合否照会システムを運用している。また、一般入試、統一入試については、先述の通り不合格となった者を対象に入試成績の開示を行っている。また、進学相談会や高校訪問時における意見交換結果を入学者選抜に反映するなど、入学者選抜における公平性・妥当性の適切な確保・担保に努めている。(資料 5-1-1 pp. 21-37, pp. 72-73, p. 79、5-1-36㉔～㉕)

以上のように、本学各学部の入学者選抜方法（試験）は、入学者受け入れの方針を適切に反映して、学部一般入試及び大学入試センター試験利用入試における入試管理委員会（全学委員会）と合否委員会（学部）が、試験実施と合否判定において明確な役割分担と連携を行い、これに基づいてシステムティックかつ組織的に実施されている。他方、特別入試については各学部の責任体制の下で行われているが、試験実施及び合否判定は適切に実施されている。また、いずれの入学者選抜においても、入学者選抜基準については志願者が当該入試制度を理解するに相応しい定量的データと定性的な説明等によってその透明性を確保している。加えて、入学選抜の実施及び合否判定結果についてもその公平性・妥当性を確保する仕組みを有しており、本学における入学者選抜の安定的かつ的確な実施を担保した状況にある。

## <修士・博士課程>

大学院研究科における学生募集に関しては、Web サイトに各研究科の入学者受け入れの方針を掲載するとともに、各種の入学試験要項、大学院ガイドブック、Web サイト、年2回の大学院進学相談会等により広報活動を行っている。特に進学相談会では各研究科各専攻の学生を窓口として、各専攻の研究教育状況に関する情報の提供を行っている。

募集広報活動に関しては、大学院全体として取り組む部分が多いが、研究科の学問分野によって人気の差があることから、大学院全体として網羅できない部分について、研究科・専攻によっては個別の取組みを講じている。(資料 5-1-36㉔、5-2-14~15)

また、博士前期課程の入学者選抜方法には、主として一般入試、社会人特別入試、外国人留学生入試（公共政策研究科を除く）、特別選考入試（文学研究科を除く）の4種類がある。また、博士後期課程の入学者選抜方法には、一般入試、社会人特別入試（経済学研究科、文学研究科を除く）、外国人留学生入試、特別選考入試（理工学研究科のみ）の4種類がある。(資料 5-1-20~29)

一般入試では、博士前期課程・博士後期課程とも筆記試験を行うだけでなく、事前に受験生が提出した論文等を参考に個別面接を行い、個々の受験生の可能性を見極める努力を行っている。(資料 5-1-20)

社会人特別入試の場合は、志願者が就業上必要となる専門能力をさらに高めることを目的としてくることから、社会人であることの利点を最大限に生かせるかどうかに着目して選抜するため、筆記試験は専門科目に限定しており、さらに事前に受験生が提出した論文等を参考に個別面接を実施している。(資料 5-1-23)

外国人留学生入試においては、授業が日本語で実施されていること及び日本語の文献資料に基づく研究を実施していくことが必要であることから、専門科目及び日本語の筆記試験と面接試験を実施し、研究能力とともに日本語能力を評価している。(資料 5-1-22)

特別選考入試については、研究科によって募集対象となる学生が異なることから試験内容も大きく異なるが、学部3年次までの成績、外国語運用能力、特定の資格試験の成績等、各研究科の教育理念・目的に応じた基準に基づき、書類審査、筆答試験、面接により学修に対して熱意のある学生を一般の受験生とは別に選考している。(資料 5-1-21)

いずれの課程・研究科・専攻においても各入学者選抜制度は適切に運用されており、結果として本学大学院において学修・研究を進めていく上で十分な資質を持った入学者の獲得に至っている。

大学院における入学者選抜の実施体制としては、研究科内に入試委員等を置き、入試委員等の管理のもと、出題をはじめとする入試の執行を行っている。また、複数の教員が採点、面接に関与し、合否委員会での合否判定、研究科委員会での合格者の承認・了承等により試験の適正な実施を確保している。入試制度の変更にあたっては、改革委員会や教務委員会等の研究会内の委員会における検討を経て、研究科委員会で決定し、大学院入試運営委員会で審議・承認を得る手順を経ることで全体としての入学者選抜実施体制の適切性、公平性を担保している。(資料 5-2-16)

なお、各専門職大学院の入試実施体制等に関しては、各研究科個別の対応となっている。(資料 5-2-17)

## ○ 法学部

学生募集の方法については、全学として行っている学生募集の機会（オープンキャンパス、学外進学相談会、進学アドバイザーによる高校訪問、大学案内、Web サイト等）を通じて適切に行われている。

一方、入学者選抜の方法は、2月～3月にかけて実施している1) 一般入試、2) 大学入試センター試験利用入試（個別試験を課さない「単独方式」と一般入試の外国語試験を課す「併用方式」）、3) 統一入試、秋季に実施する4) 英語運用能力特別入試、5) 自己推薦入試、6) 海外帰国生等特別入試、7) 外国人留学生入試、学校長からの推薦を必要とする推薦入学である8) 学校推薦入学、9) スポーツ推薦入試、がある。

一般入試、大学入試センター試験利用入試、統一入試は、法学部での学修を進めるにあたって重要な科目について学力考査を課すことにより選抜する試験である。特別入試では、特定の分野に秀でた高校生もしくは、多様な能力を持った高校生を選抜している。各種の推薦入試制度は高等学校における活動を重視した入学制度であり、法学部での学修に必要な社会への理解力、洞察力、思考力、分析力や将来設計の計画等をもとに入学者を選抜している。いずれの入学者選抜方法においても、入学者の受け入れ方針である『「グローバルなリーガルマインド」を身につけた人材の育成』という観点から、①外国語能力、②幅広い分野に対する理解力を重視している。（資料5-1-1～2、5-1-6～9）

他方、一般入試（大学入試センター試験利用入試を含む）の実施は全学的な組織である入学センターによって執り行われている。一般入試は選抜基準が透明かつ客観的であり、選抜方法として公平であるといえる。合否判定は、学部長を委員の一人とする法学部入学試験等合否決定委員会において3ないし4科目の合計点で行っており、科目の得点は必要に応じ偏差点を使用している。

また、特別入試における書類審査、講義理解力試験、面接審査等の試験実施は、各種入試を所管する委員会が行っており、合否判定もそれぞれの委員会において学部長出席の下に行っている。なお、スポーツ推薦入試における受験者の競技成績の検討については、全学の組織である中央大学スポーツ能力に優れた者の資料等点検委員会が行っている。

## ○ 法学部通信教育課程

通信教育課程においては、創設以来、高等教育機関における法学教育の門戸を広く開放することを方針に教育活動を展開している。このことは、公益財団法人私立大学通信教育協会が「大学通信教育ガイドライン」において明示している、「大学の目的に基づき大学教育を時間的、空間的に制約のある多様な学習歴と年齢に及ぶ広範な人々にさまざまな方法を持ちいて開放するものである」との大学通信教育の目的とも合致したものとなっている。これを受けて、入学者選抜としては書類選考を通じて高等学校卒業もしくはそれと同等以上の資格を有していることについて確認を行い、入学資格を満たしている者については原則として入学を許可しており、学力審査等は行っていない。この点については、入学者受け入れの方針においても、「②入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等」に明記している。（資料5-1-19、5-1-36④）

学生募集については、入学説明会の開催や他大学との合同入学説明会への参加、Web

サイト、公共交通機関や新聞への広告掲出等の手段で行い、社会人や主婦等、多様なバックグラウンドを有する志願者が本通信教育課程の情報にアクセスしやすいよう配慮している。(資料 5-2-18 p.47、5-1-36㉔～㉕)

## ○ 経済学部

経済学部では入学者受け入れの方針に基づき、募集方法、募集定員、合否決定の基本方針等を経済学部入試・広報委員会を中心に検討している。また、学生募集に関しては、学部ガイド等の冊子や Web サイトによる広報のほか、オープンキャンパスや各種説明会、訪問授業等を通じた積極的な活動を行っている。(資料 5-2-19)

一方、入学者選抜方法としては、一般入試による選抜を基本として、学力試験により高等学校レベルの十分な知識と論理的思考力を重視して選抜している。まず、一般入試は、学部の教育理念・目的・教育目標の達成に相応しい学力を備えた学生を選抜することを目的として実施するものであり、そのために高等学校教育課程の 3～4 教科(外国語・国語・社会・数学)に関する筆記試験を実施している。さらに、大学入試センター試験利用入試は、学部独自試験との併用方式、センター単独方式(前期選考 3 教科型・前期選考 4 教科型、後期選考 4 教科型)に区分して実施しており、国公立大学との併願者や、総合的学力の高い学生を受け入れることを狙って実施するものである。これに加えて学部共通の問題で試験を行い、複数の学部に出願することができる統一入試も行っており、本学への入学意欲の高い志願者に対して、より多くの選抜の機会を提供している。(資料 5-1-1)

次に、特別入試については、学部の教育理念・目的・教育目標の達成にあたり、とりわけ学生の入学前の多様な勉学環境に配慮し、特定科目等のウェイトを高めた選抜を行うことを目的として、①自己推薦・海外帰国生等入試、②学校推薦入試、③スポーツ推薦入試、④外国人留学生入試を実施しており、特別入試ごとにそれぞれ実施し、幅広い問題関心とすぐれた資質をもち、経済学部で学習する意欲の高い学生を選抜している。(資料 5-1-3、5-1-7～9)

経済学部の入学者選抜実施体制について、一般入試(大学入試センター試験利用入試を含む)については、入試管理委員会、入学センターを中心とする全学的な実施体制を採っており、これと協力して経済学部からも出題委員、採点委員を選出して実施している。特別入試については、学部長を責任者に、学部選出の入試管理委員を入試委員とし、入試の種類に応じて経済学部合否決定委員会、出題委員及び応援の試験委員(面接)という体制で実施している。入学者選抜の実施にあたっては、学部選出の入試管理委員が入試問題のチェック及び問題印刷の立会を行い、不正・ミスがないよう問題を厳正に管理しているほか、面接審査を行う場合には面接担当教員が事前打合せを行うなどして、面接評価基準を共有することによって、公平な審査に努めている。(資料 5-2-20)

また、入試合否判定における公平性を保つための仕組みとしては、いずれの入試も合否決定の基本方針をあらかじめ教授会にて審議し、学部として定めた方針に基づいて、合議制による経済学部合否決定委員会が具体的な合否判定を行い、その結果を学部教授会に報告する仕組みとなっている。

## ○ 商学部

商学部では、受験生に対して複数の受験機会を提供し、異なった個性や能力を幅広く評価するために、①一般入試（大学入試センター試験利用入試（単独方式、併用方式）、統一入試を含む）、②特別入試（海外帰国生等特別入試、英語運用能力特別入試、ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語特別入試、社会人入試、スポーツ推薦入試、編入学試験、外国人留学生入試、学校推薦入学、東京コラボレーション（TC）プログラム入試、岐阜アカウンティング（GA）プログラム入試、全国商業高等学校長協会推薦入試）と、多様な入試制度を活用している。その上で、学部の教育研究の目的に相応しい人材を確保し、適切なカリキュラムに基づいた人材育成を行うべく努めている。（資料 5-1-1、5-1-5～9、5-1-11、5-1-15～17）

また、学生募集に際しては、高校生、受験生、保護者、高校、予備校に対して、アクセスのしやすさや内容のわかりやすさを考慮した上で、全学、学部別の関連情報を様々な媒体や形式で提供している。また、一方通行的な情報提供に留まらず、問い合わせやフィードバックには的確な対応を行い、情報収集にも努めているほか、商学部の教育研究の目的やカリキュラム内容を体験してもらう出張授業やプログラムも実施している。具体的には、①Web サイト、②冊子媒体、③オープンキャンパス、④体験授業、ゼミ、出張講義、⑤附属の高校との懇談会、出張説明会、⑥高校訪問、⑦高校教員、予備校対象の説明会、⑧学外進学相談会を通じた情報提供を行っている。広報・募集活動はこのように充実としたものとなっているが、他方で複雑化した入試制度やカリキュラム等の情報を効果的かつ迅速に提供するための体制や戦略を整えることが課題である。

入試の合否判定は、学部長を委員長とした商学部入学試験合否決定委員会で行われる。委員の構成は、学部長（委員長）、教務委員、部会委員長、各入試の面接委員となっている。また、特別入試の書類選考・面接審査では、専任教員 2、3名のチームが受験生 1名を担当し、その判定結果を商学部合否決定委員会で丁寧に審議するなど、公平性や妥当性の確保に努めているほか、試験実施後、著作権の二次利用申請を済ませた上で、筆記試験の問題を公開し、透明性を高めている。（資料 5-1-21）

## ○ 理工学部

理工学部における学生募集にあたっては、学部の研究・教育の内容を受験生に知ってもらい、その上で本学を第一志望としてもらうこと、入試方法（特に特別入試）に関して正しい情報を提供し、不公平のないようにすることを心掛け、①オープンキャンパス、②訪問授業、③サイエンスセミナー、④高校教員向け進学説明会、⑤進学アドバイザー、⑥附属高校との連携、⑦学部ガイド等の印刷物並びに Web サイトによる広報、⑧キャンパス見学等の募集活動を行っている。（資料 5-1-36⑩）

また、入学者選抜方法は、主に学力試験の結果によって選抜する「競争的入試（（一般入試、理数選抜入試（大学入試センター試験利用併用方式）、大学入試センター試験利用入試（単独方式））」と、志望動機や意欲等の学力以外の要素もみる「特別入試（学校推薦入学（指定校制）、自己推薦入学試験・海外帰国生等特別入試、スポーツ推薦入試、外国人留学生入試、編入学試験）」に大別される。入学者構成比率は、前者が約 65%、後者が約 35%となっている。（資料 5-1-1、5-1-4、5-1-7～9、5-1-18）

入学者受け入れの方針と入学者選抜方法との関連について、まず、第一の「エンジニアや科学者として科学技術の第一線で活躍したい若者を募る」は、競争的試験及び特別入試のいずれにも共通したポリシーである。これによって、「新しい課題への果敢な挑戦力と組織をまとめる卓越した交渉力を持ち、人類共有の知的資産たる科学技術を継承し、自らの新発見の成果発表を通じて積極的に社会貢献できる人材の養成」を目指す教育研究の目的の達成を志向するとともに、学士取得後には大学院へ積極的に進学することを期待している。第二の「自己実現に向かって前進したいモチベーションの高い若者を募る」は、主に自己推薦入学試験・海外帰国生等特別入試、学校推薦入学、スポーツ推薦入試、編入学試験等により、志願する分野へ強い興味と勉学意欲を持つ受験生を選抜する方式に対応しており、新たな課題への果敢な挑戦力を育むことを期待している。第三の「科学技術の継承と新発見を通じて社会貢献したい若者を募る」は、主に理数選抜及び自己推薦入学試験という、時間がかかっても物事を筋道立てて考える能力をみる試験に対応している。科学技術を継承し、自らの発見の成果発表を通じて積極的に社会貢献する人材の養成に努めるといった目的の達成を期待している。(資料 5-1-36⑦)

一方、入学者選抜試験実施体制について、実施（作問、試験実施、採点）の主体は、特別入試については、理工学部（特別入試管理委員と事務室学務担当）、競争的入試は全学組織である入学センターと入試管理委員会となっており、入試毎の詳細な業務マニュアルに基づいて、誤りがないように注意深く実施されている。

競争的入試については、入試管理委員会の下に全学的な体制で実施している。合否判定にあたっては、採点された結果が各学科の代表である合否委員と学部長から構成される学部合否委員会に報告され、選択した科目によって公平性が保たれるように必要に応じて偏差点を用いながら合否判定が行われる仕組みとなっている。そして、学科毎に合格最低点を決定し、機械的な処理を経て合格者名簿が作成される。なお、この委員会には理工学部事務長をはじめとして、作業を担当する理工学部事務室職員も複数名出席することとなっている。特別入試については、入試区分ごと学科毎に出題委員、採点委員、面接委員が選出され、それぞれの業務を担当する。実施全般の管理・運営（問題、答案、採点結果の管理）は、特別入試管理委員が責任者となり、理工学部事務室職員がサポートする。出願資格要件の審査結果並びに採点結果は学部合否委員会に報告され、競争的入試と同様の手続きで合否判定が行われる。

入学者選抜基準の透明性について、一般入試及び大学入試センター試験利用入試（単独、理数選抜入試）は、大学案内誌等を通じて明示している。特別入試についても、入学者選抜基準の基本的な姿勢は一般入試等と同様であるが、各入試の受験案内においては、理工学部で学修するために必要とされる基礎学力を述べた上で、毎年のオープンキャンパス等における進学相談会や、直接メールで受験生から質問された事項を「Q&A」として掲載しており、これを通じて、入学者選抜の目的や方針、自己推薦書の記載に求められる諸要素の解説、小論文及び面接方式の説明、これらにおいて重視する事項等を志願者に示している。なお、書類選考・面接審査は1人の受験生に対して複数で担当するようにして公平性を保つようにしている。(資料 5-1-4、5-1-7～9)

## ○ 文学部

文学部における学生募集に関しては、Webサイト等において入学者受け入れの方針を広く公開するとともに、入試情報等の提供を行っている。また、高校生に対してより詳細な情報を提供するためにオープンキャンパスにも力を入れており、13専攻全てが個別相談コーナーを設け、各専攻の特色と受け入れ方針を詳しく紹介している。また、高校教員向け説明会や訪問授業、進学アドバイザーによる高校訪問を通じて、各地の高校と広く意見交換を行っている。

入学者選抜については、現在、一般入試、統一入試、大学入試センター試験利用入試（単独方式、3教科型・4教科型）のほか、学校推薦入学、スポーツ推薦入試、海外帰国生等特別入試、外国人留学生入試の特別入試を実施している。また、この他に、専攻の専門分野への志向性の高い学生を積極的に受け入れるため、編入学試験（学士入学）、フランス語文学文化専攻3年次編入学、転専攻試験を実施し、学部及び各専攻の理念・特色に合致した意欲の高い学生を論文と面接試験により選抜し、受け入れる体制を整えている。（資料5-1-1、5-1-6～9、5-1-13～14）

入学者選抜については学部が一義的に責任を負っているが、一般入試（大学入試センター試験利用入試を含む）については全学的な実施体制を敷いており、全学の委員会である入試管理委員会が入学者選抜試験の実施についての全学的な体制について審議を行っている。ここには学部から選出された委員が構成メンバーに加わり、学部との連絡体制を確保している。この全学的な体制の下、各学部において入試実施に関する委員会（文学部においては、文学部入試委員会）が設置され、学部単位の実施体制を確立している。また、特別入試については、各専攻から選出された出題・採点・面接等の複数の委員により試験が実施され、その結果をもとに文学部入試委員会が合否を決定している。（資料5-2-22）

これら、各年度の入試問題の妥当性に係る検証に関しては、一般入試については全学の入試管理委員会で行っている。特別入試については、専攻毎に検証を行ってきており、指定校推薦においては、毎年度の見直しを行っている。

文学部並びに各専攻の理念・目的・教育目標に適った入学者選抜を可能とするため、一般入試においては、問題の作成にあたっては入学生に理解してもらいたい内容を念頭に置き、専攻毎に配点等で選抜基準の特色を出すようにしている。これについては、Webサイトや学部ガイド等の様々なメディアで広報している。特別入試においては、さらに専攻毎の選抜基準を明示したかたちで行われる。他方で、合否決定は学部全体での協議によって決定される。協議の場において疑義が出された場合には、得点を明らかにしたうえで選抜の根拠が示され、その結果が承認されるという手続きを経ることにより、選抜にあたっての公平性と透明性が確保される体制となっている。また、特別入試については、複数の教員による面接が行われているほか、出題から採点、合否判定まで複数の委員が関与し、最終的に教授会における承認を経て決定されており、これについても公平性・妥当性を確保する制度上の仕組みが整備されている。

## ○ 総合政策学部

総合政策学部では、求める人材像に見合った優秀な能力を有する人材を幅広く受け入

ることができるよう、学生募集方法に関して大学案内、学部ガイド、Web サイト、オープンキャンパス等により幅広く広報活動を展開し、多様な受験生に説明を行うとともに、一般入試、大学入試センター試験利用入試（併用方式）、大学入試センター試験利用入試（単独方式）、推薦・特別入試（学校推薦・スポーツ推薦・留学生）等、多様な入学者選抜方法を実施している。

各入試の位置づけとしては、学部独自で作問した筆記試験により、高校における学習到達度を評価する一般入試を中心に据え、大学入試センター試験利用入試（併用・単独方式）も採用している。その他、特色のある優れた学生を確保することを目的に、推薦・特別入試を実施している。（資料 5-1-1、5-1-7～9）

一般入試（大学入試センター利用入試（併用方式）を含む）に関する実施・運営に際しては、入学センターの下に設置される入試管理委員会が担っており、適正な入試の実施に努めている。また、特別入試については、実施・運営、管理、採点等の全ての業務を学部の入試・合否委員会が担っており、特別入試毎に適正な実施に努めている。一般入試及び特別入試の合否判定に関する業務は学部の責任において、学部の入試・合否委員会が入学者選抜の結果をもとに合否判定する仕組みとなっている。（資料 5-2-23）

また、入学者選抜基準の透明性を確保するために、学部に関連する入試情報を大学案内誌や Web サイトに公開している。さらに、入学者選抜とその結果の公平性・妥当性を確保するために、面接試験が行われる特別入試においては複数の面接官を据え、多角的な視野から面接が行われるよう配慮するとともに、その採点においても面接官の協議に加えて面接結果を点数化し公平性を担保するよう努めている。

## ○ 法学研究科

法学研究科においては、入学者受け入れの方針を実現するため、入試の内容との連関を大切にしている。そのため、入試の筆答試験科目として複数の専門科目から自身の専門テーマを選択することで専門分野の研究に必要な知識を確認するとともに、研究計画書の提出を通じて学生の興味・関心が明確なものとなっているか確認を行っている。また、外国語文献の読解能力を有する人を求めていることから、外国語科目の筆答試験を設けるなどしている。

具体的な入学者選抜方法としては、筆答試験と口述試験による一般入試と特別選考入試、社会人特別入試、外国人留学生入試を実施している。特別選考入試は、本学法学部及び他学部、他大学において学業成績優秀で、早期に大学院進学を希望する学部学生あるいは学業成績優秀な学部卒業生等を対象とし、書類審査と外国語試験及び口述試験による入試となっている。社会人特別入試は、各界で活躍している社会人を対象とした入試であり、社会で得た経験をもとにさらにステップアップするためのリカレント教育の一環として位置づけている。そして、外国人留学生入試は、外国人留学生を対象とした入試で、日本の大学・大学院を卒業・修了（見込）した外国人留学生も受験できる。（資料 5-1-20～23）

学生募集方法は、入学試験要項、大学院ガイドブック等のほか、Web サイト上の大学院案内、大学院進学相談会、オープンキャンパス等を通じて行っている。Web サイト上の法学研究科案内は常時アクセスできるほか、大学院進学相談会は年 2 回、オープンキ

キャンパスは年1回開催している。加えて、2012年度からは本学全学部学生に対して大学院進学相談会開催案内をメールにて行っているほか、2013年度には本学大学院のイメージキャラクターを用いたブックカバー（大学院情報に手軽にアクセス可能なQRコードを掲載）の無料配布を開始し、大学院進学の潜在需要掘り起こしを図っている。

入学者選抜の管理運営については、入学試験委員2名、及び研究科委員長がこれを担っている。入学試験委員は試験問題の形式・質・内容等を確認の上、問題の印刷を監督する。また、試験日においては所定の場所において待機し、受験生からの質問、事故対応を行うこととなっている。

入試実施における公平性を確保するため、筆答試験の採点に際しては、採点者は氏名・受験番号を知ることができず、匿名性を確保し、公平な採点となる仕組みを採用しているほか、口述試験については、1名の受験者に対して主査1名、副査2名からなる審査委員を配当し、予め定められた合否判定基準に基づき判定を行うこととしている。

また、各種入試の変更等については、研究科委員長がこれを扱い、適宜、制度改革検討委員会で検討されたのち、研究科委員会において審議することとなっている。

#### ○ 経済学研究科

経済学研究科では入学者受け入れの方針に基づき、それぞれの異なる将来像とバックグラウンドに対応した多様な人材を求めるために、特別入試と一般入試、外国人留学生入試を実施している。また、社会人入試を実施することで高度な専門知識と事務的応用力をブラッシュアップすることを目指す人材を募集しており、募集している人材と実施される入試には適切な関係性がある。（資料5-1-20、5-1-22～23）

また、学生募集については、現在各種の入学試験要項、大学院ガイドブック等の紙媒体での広報のほかに、Webサイトでの宣伝や、大学近隣の公共交通機関におけるつり革広告等の活用、大学院進学相談会等の多様な広報を行っている。また、経済学部ガイドブックにおいても学部と大学院との系統的な教育を謳い、経済学研究科への進学者数の増加に向けた努力を行っている。（資料5-2-9 p.27）

入学者選抜については、研究科委員会の責任の下で実施する体制となっているが、具体的な入試の実施・運営については、主に研究科委員長と入試委員2名、大学院事務室が中心となり、これを行っている。また、出題者及び採点者に関する情報、試験問題の厳格な管理を行うとともに、採点に関しては複数人による評点とその平均化による点数を採用するなど、入学者選抜の厳格化を図っている。さらに、入試結果に関しては、入試審査委員の主査・入試委員・研究科委員長による合否判定委員会の開催や、最終的な合否判定を研究科委員会において行うなど、入学者選抜の結果の公平性・妥当性を担保するよう努めている。

#### ○ 商学研究科

商学研究科では、入学者受け入れの方針に基づき、様々な背景の受験生を選考できるよう、一般入試、特別選考入試（学内選考入試）、外国人留学生入試、社会人特別入試の4種類の入試形態を実施している。（資料5-1-20～23）

学生募集については、現在各種の入学試験要項、大学院ガイドブック等の紙媒体での

広報のほかに、Web サイトや大学近隣の公共交通機関の広告等の活用、大学院進学相談会等、多様な広報を行っている。

また、入試は研究科委員会の責任の下、研究科委員長と入試運営委員2名が実施管理している。筆答試験については研究科委員会で選出された作問・採点委員が作成し、試験問題についてはその質・量等を入試運営委員が確認した上で試験を実施している。筆答試験の採点は複数の採点委員による採点結果の平均点を採っている。口述試験については受験生が希望した第1～2指導希望教授のほか、作問・採点委員より1名を選出した3名体制で行うことを基本としている。筆答試験の合否判定は、研究科委員長、入試運営委員と出題・採点委員で組織される一次合否委員会において、所定の合否基準に基づいて合否判定を行っている。口述試験の合否判定は最終合否判定として、所定の合否基準に基づいて研究科委員会でを行っている。いずれも合否基準を厳格に運用した客観性の高い合否判定となっている。なお、全ての入試には研究科委員長と入試運営委員が立ち会い、不測の事態が発生しても迅速な対応ができるよう備えている。

#### ○ 理工学研究科

学生募集の方法については、理工学研究科で行われている研究・教育の内容を受験生に知ってもらい、その上で本学を第一志望としてもらうこと、入試方法(特に特別入試)に関して正しい情報を提供して不公平のないようにすることを心掛け、①大学院進学相談会、②大学院ガイドブック等の印刷物並びに Web サイトによる広報を中心とする募集活動を行っており、印刷媒体による広報と Web を通じた広報をバランスよく展開し、受け手に応じた情報提供の仕組みを整備している。

また、入学者選抜方法については、主に学力試験の結果によって選抜する「競争的入試」と、志望動機や意欲などの学力以外の要素もみる「特別入試」に大別される。そして、幅広い受験生を獲得するために、それぞれ複数の区分に分かれている。入試区分別の入学者構成比率は、前者が約20%、後者が約80%となっている。(資料5-1-20～29)

理工学研究科においては多様な入試を研究科委員会の下で実施しており、それぞれの試験について出題委員及び採点委員を研究科委員会で選出し、専攻毎に出題、採点業務を行い、採点結果に基づき研究科の合否委員会において合格者を決定する仕組みとなっている。採点、合否決定にあたっては厳正な審査をされており、入学者選抜の体制及びその結果の公平性は担保されているといえる。なお、過年度の出願者数、受験者数及び合格者数は大学院ガイドブックに掲載し、入学者選抜の状況を広く公開している。

#### ○ 文学研究科

学生募集に関しては、各種の入学試験要項、大学院ガイドブック、Web サイト、大学院進学相談会等を通じて広報活動を行っている。特に進学相談会では各専攻の学生を学生相談員として配置し、各専攻の教育研究状況に関する情報の提供を行っている。

文学研究科の博士前期課程の入学者選抜方法には、一般入試(秋季・春季の2回)、社会人特別入試(秋季のみ)、外国人留学生入試(秋季のみ)の3種類がある。また、博士後期課程の入学者選抜方法には、春季の一般入試、秋季の外国人留学生入試の2種類がある。(資料5-1-20、5-1-22～23)

文学研究科における入学者選抜の管理運営は、各専攻の教務委員、教務委員から選出された2人の入試運営委員、研究科委員長が担っている。教務委員は自専攻の入試に関わる事項の取りまとめを行うことになっている。入試委員は各専攻から提出された試験問題の形式・内容等について確認の上、問題印刷の監督を行うとともに、試験実施時には所定の場所で待機し、受験生からの質問への対応や事故への対応を行い、研究科委員会では入試の結果を報告する役割を担っている。また、研究科委員長は各専攻に出題の依頼を行うとともに合否委員会を主催し、事故発生時には必要に応じて入試運営委員とともにその対応にあたることになっている。なお、入試の筆記試験の採点、面接、合否判定の段階では複数の教員が関わる体制となっている。このように入試実施の各段階で組織的に対応することで、事故を防ぎつつ透明性を確保している。

#### ○ 総合政策研究科

学生募集の方法については、入学試験要項、大学院ガイドブック、Web サイト、電車の中吊り広告、雑誌広告及びWeb サイトのバナー広告等のほか、大学院進学相談会及び企業主催の学外進学相談会といった様々な媒体、手法によって適切に行われている。

他方、学生選抜方法については、1) 一般入試（博士前期課程：①秋・②春；博士後期課程：春）、2) 社会人特別入試（①博士前期課程：春；②博士後期課程：春）、3) 外国人留学生入試（①博士前期課程：秋；②博士後期課程：春）、4) 特別選考入試（学内選考）（博士前期課程のみ：①初夏・②秋）、を実施している。どの入試形態においても書類審査及び口述試験を必ず実施しており、入学者受け入れの方針に照らして研究能力や専門知識、論理的思考力に優れているか等、入学するにあたっての資質・能力を備えているかどうかを確認している。また、2014年度入試より、一般・社会人・外国人入試において小論文試験を導入し、問題発見や設定能力、総合政策的アプローチ等の汎用的な能力を確認することとしている。（資料5-1-20～23）

入学者選抜においては、どの入試形態においても筆答試験もしくは書類審査に加え、口述試験を実施している。口述試験については、主査1名・副査2名の3名体制で実施しており、審査の適切性及び透明性を担保している。

また、審査結果の決定にあたっては入試形態ごとに合格基準を設定し、研究科委員会で合格基準に則り審議を行い、承認を得る仕組みとなっている。合格基準については、書類審査及び口述試験において主査及び副査の評価がそれぞれ一定以上の水準でないと合格できない仕組みになっていることから、公平性と妥当性を確保しているといえる。

#### ○ 公共政策研究科

公共政策研究科では、2015年4月2日開催の研究科委員会において2016年度学生募集を停止する方向性を定め、その方向性について同年5月11日開催の本学理事会において機関決定を行っており、2016年度からの学生募集は行わないこととしている。

なお、2015年度における学生募集については、Web サイトでのPR、進学相談会（年2回）の開催、チラシの配布（学会刊行物への同封）等により行い、入学選抜については①一般入試、②特別選考入試（学内推薦入試を含む）、③社会人特別入試を夏季と春季の年2回実施した。

2015年度の学生募集にあたって実施した入試については、全ての入試で書類審査及び口述試験によって公共政策研究科における学習・研究に係る目的意識や社会に対する問題意識を確認している。また、研究科での教育に必要な専門分野の知識レベルについては、一般入試及び社会人特別入試においては筆答試験で中心的に確認を行うとともに、口述試験においても基礎的概念について確認しているが、学部段階において一定以上の成績を修めた学生を対象とする特別選考入試においては成績証明書及び口述試験を通じて確認している。(資料 5-1-20~21、5-1-23)

入学者の選抜については、研究科委員会の下で出題、採点、口述試験に係る分担を決定し、これを行っている。採点及び評価については必ず複数の教員が担当することとし、事前に評価基準等を確認・共有した上で実施しており、公平かつ透明性ある選抜を実施している。

#### ○ 国際会計研究科

学生募集については、研究科の設置理念と使命、教育の目的・目標、教育内容等に関する重要事項を記載したガイドブック及びWebサイトにおいて社会に広く情報を発信している。ガイドブックは入試説明会や進学相談会で配布するほか、資料請求者には随時郵送している。また、入学者選抜方法及び選抜手続については、その内容を記載した入学試験要項を発行しており、入試受験希望者を対象に配付しているほか、Webサイトにおいても同様の最新情報を公開している。(資料 5-1-30~31、5-1-36⑩、5-2-24)

国際会計研究科は職業経験を有する社会人を幅広く受け入れる事を念頭に置いていることから、入試説明会等においては各教育分野の教員による「プレMBA講座(模擬授業)」を行い、研究科における教育内容を理解する一助となるよう配慮している。(資料 5-2-25)

学生の選抜方法については、入学者受け入れの方針に基づいて、受験生の様々なバックグラウンドに応じた多様な方法を設定している。具体的には、①大学卒業見込者を対象とする「一般入試」、②大学既卒者を対象とする「社会人入試」、③大学既卒者かつ勤務先からの推薦を得ている者を対象とする「企業等推薦・派遣入試」の3種類の入試形態を採用し、年間4回(7月入試、10月入試、12月入試、2月入試)の受験機会を設けるなど、社会に広く門戸を開いている。とりわけ、社会人の受け入れに関しては、企業の経理担当者を主たる入学対象者として想定していることから、多くの企業の決算期にあたる4月だけでなく、秋季(9月)入学を可能にするように、7月の入試を開設時から実施している。

入学者選抜にあたっては書類審査と面接審査を実施している。志願者が提出する書類には「志願者経歴書」及び「志望理由書」があり、「志願者経歴書」では、学歴、職歴、取得した資格等を記述することとしている。面接審査においては無任期専任教員と特任教員の組み合わせにより面接を行うことで、理論的サイド及び実務的サイドの両面から審査を行う体制を構築している。(資料 5-1-30~31)

学生の受け入れにあたっては、委員長及び無任期専任教員で構成する入試・広報委員会が入試業務全般を所轄し、出願資格、入学試験要項及び入学試験採点要領に基づいて入学者選抜を実施しており、実施結果についてはその都度教授会において報告・了承している。(資料 5-2-17 第3~6条、5-2-26)

## ○ 法務研究科

法務研究科の入学選抜では、2年課程の法学既修者コース（募集人員 200 名）と3年課程の法学未修者コース（募集人員 70 名）の2種類の選抜を行っており、併願することもできる。なお、2016年度入学選抜からは、法曹志望者の多様なニーズに応えるべく、従来的一般法曹枠に加えて、①地域法曹枠、②国際法曹枠、③専門職法曹枠、④女性法曹枠を新設することとなっている。（資料 5-2-27）

入学選抜方法については、法学既修者コース・法学未修者コースのいずれも、入学受け入れの方針を踏まえ、出願資格を有する全ての志願者に対して入学選抜を受ける公正な機会を等しく確保するため、公募による選抜のみとなっている。出願にあたっては、毎年2回実施される適性試験管理委員会の実施する法科大学院全国統一適性試験（以下「適性試験」という。）の受験が必須の要件となり、適性試験の成績については総受験者の下位から 15%を基本として入学最低点を設け、これを入学選抜要項及び Web サイトにて明示している。（資料 5-1-32）

学生募集にあたっては、教育活動等に関する情報の公開と積極的な広報活動を行っている。具体的には毎年4月にガイドブックを刊行するとともに、Web サイトにおいても法務研究科の教育活動等に関する情報を公開している。ガイドブックでは、法務研究科に関する情報、とりわけ、特色ある科目の教育内容、学修支援体制、教育スタッフ等を詳しく紹介している。また、Web サイトにおいては、それら基本情報の概要を掲載するとともに、具体的な教育活動等に関する最新情報も公表して、入学希望者のみならず、広く社会に向けて的確な情報の提供を行っている。さらに、入学選抜にあたっての基準・手続等が前年度から変更となった場合には、入学選抜要項の配布前であっても機関決定の後速やかに Web サイトに掲載して周知を図っている。（資料 5-1-32、5-1-36㉔、5-2-28）

法務研究科においては入試・広報委員会が入試・広報業務全般を所管し、選抜基準及び選抜手続に従って公平かつ公正に入学選抜を実施している。入学選抜の透明性確保にあたっては、筆答試験及び志願者調書の評価は客観性と公平・公正を担保するためにそれぞれ必ず複数の教員が採点・評価を担当する体制を採っている。採点にあたっては、事前に採点基準を作成し、合否判定委員会の確認を経た上で実施しており、採点担当者間の誤差が最小限になるよう努めている。また、正規合格者の決定と同時に追加合格候補者の決定も行い、該当者に対してその旨を通知している。この通知では順位付けがゾーンで示されており、候補者が自己の位置を知ることができるように配慮している。（資料 5-2-17 第 7～10 条）

## ○ 戦略経営研究科

学生募集活動については、Web サイトによる最新情報の発信やパンフレット刊行のほか、主として戦略経営専攻の志望者を対象に公開講座や入試説明会を実施するなど、受験生希望者に対して積極的な情報提供を行っている。このほか、学生派遣に興味を持つ企業への説明・訪問、本学の卒業生団体である学会や南甲倶楽部から紹介された企業への訪問、各種イベントに対応した Web・新聞・雑誌広告等の広報や Web サイトの充実を行い学生の確保に努めている。（資料 5-1-36㉕、5-2-29～32）

入学選抜の方法は課程別にそれぞれ以下の様な方法で入学選抜を実施している。

いずれの専攻とも、受入れ対象を企業等での実務経験を有する者としていることから、書類審査や面接試験等を通じてこれまでの職務経験をはじめ、戦略経営研究科における学修・研究の目的、それを踏まえての今後のキャリアプラン等を十分確認している。

### 1) 戦略経営専攻（専門職学位課程）

高度な専門知識を備えた人材を養成するための使命・目的及び教育目標に沿う学生を受け入れるため、書類審査と面接試験による入試を行い、受験生の様々なバックグラウンドに応じた選抜方法を設定し、4月・9月入学合計で年4回の募集を行っている。

具体的には、①大学既卒者を対象とする一般入試、②大学既卒者でかつ勤務先からの推薦を得ている者を対象とする企業等推薦入試の2種類の入試形態を採用している。このうち企業等推薦入試の出願にあたっては、会社として就学を認める意思を確認するため、上司等の個人推薦ではなく所属企業等の人事担当責任者の推薦を必須とし、あくまで所属企業としての組織的な推薦を出願条件としている。（資料5-1-33～34）

### 2) 大学院博士後期課程

4月入学対象に年1回の募集を行っており、①入学時点で4年以上の就業経験を有する者を対象とする一般入試、②本学戦略経営研究科戦略経営専攻において「研究論文」を執筆した者で、受験時点で修了後5年以内または修了見込み者を対象とする学内推薦の2種類の入試形態を採用している。

具体的な入学者選抜方法は、一般入試においては志願者経歴書及び研究計画書等に基づく書類審査により第一次選考を行い、その上で筆記試験（小論文、英語）と口述試験による第二次選考を行うという二段階の選抜方法を採用している。他方、学内推薦については、二段階選抜は行わず書類審査（志願者経歴書、研究計画書等）、筆記試験（英語）、口述試験により選抜を行っている。（資料5-1-35）

入学者の選抜に際しては、教授会で定めた方針の下、専任教員によって構成される入試・広報委員会において選抜試験の実施、採点、合否判定を行うことにより、透明性、客観性を適切に維持している。また、各選考の結果等を受けて、選抜基準・選抜方法については入試・広報委員会において定期的に検討するとともに、必要があればワーキンググループを編成し、時宜に照らした検討を行っている。委員会において検討した結果については教授会に提案し、教授会で審議または報告する体制を採っている。（資料5-2-17第18～21条、5-2-33）

### 3. 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

○ 大学全体

#### <学士課程>

本学の2015年度における収容定員に対する在籍学生数比率は大学基礎データ(表4)に示す通り、いくつかの学部においてやや高い比率となっているものの、総じて概ね適切な定員管理が行われているといえる。また、同比率について、学科単位で捉えると、経済学部（経済学科、国際経済学科）、理工学部（都市環境学科、応用化学科）におい

て、定員超過率が高い学科が見られる。これらの学科は、いずれも 1.20 を超える比率となっているが、各学科の過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均値は、いずれの学科も 1.20 を下回っており、学部として組織的に取り組んでいる厳格な成績評価によって留年者が増加することが主たる要因であると捉えている。

他方、本学の入学定員に対する入学者数比率の 5 年間（2011～2015 年度）の平均を見てみると、大学基礎データ（表 4）の通り各学部単位では適切な定員管理が行われているといえる。しかし、各学科単位で捉えると、理工学部数学科において若干の定員超過が見られ、学部内での調整を図り、学部全体では 1.09 となっているものの、学科単位での適切な定員管理が必要であると認識している。なお、編入学定員を設定している経済学部公共・環境経済学科の 2015 年度における編入学定員に対する入学者数比率は 0.73 となっており、編入学に係る定員管理は概ね適切なものとなっている。ただし、少子化等の社会状況の変化により短期大学生が減少する等、編入学に対する社会的ニーズが減少し、優秀な編入学希望者を確保することが困難となってきていることから、2016 年度からは編入学定員を受験生からのニーズが高い経済学科と国際経済学科に移行する予定である。（大学基礎データ（表 4））

なお、本学において著しい欠員が恒常的に生じている学部・学科はないが、定員超過については、前述した経済学部及び理工学部の複数の学科がこれに該当する。両学部の該当学科について収容定員に対する在籍学生数比率が高い傾向にあるのは、いくつかの年度において入学定員を大幅に超える入学者を受け入れたことが影響を及ぼしている。その後、歩留まり率の予測が困難な中で、両学部とも過去のデータを基にして手続率を予測するモデルを精査し、厳格な定員管理に組織的に取り組むことで改善を目指しているが、今後も継続的な改善に努めることが求められる。

これらの在籍者数の超過を是正するには毎年の入学定員に対する入学者数の管理が重要であるが、各学部とも過去の入学手続率をはじめ併願大学の情報（入学志願票のアンケートから抽出）や受験生動向に関するデータを収集し、手続率の分析・予測作業を綿密に行っている。さらに、法学部、経済学部、商学部、文学部、総合政策学部についてはセンター試験利用入試単独方式後期選考（3 月下旬に合格発表、入学手続）の実施により、国公立併願型の優秀者層の獲得はもとより、定員に係る調整機能も果たしている。

### < 修士・博士課程、専門職学位課程 >

本学大学院における収容定員に対する在籍学生の比率について、大学基礎データ（表 4）の通り、修士課程・博士前期課程については、一部の研究科を除いて定員を著しく下回っている状況にある。この背景には、経済環境の悪化や大学卒業者の減少等による大学院進学希望者の全体的な減少のほか、修了後の進路が明確になっていない点、低学費の国立大学や私立大学への進学希望者の流出等、様々な要因があるものと考えられる。

このような状況を脱するための学生確保に向けた措置として、先に述べたように大学院進学相談会や Web サイトからの情報発信等の取組みを行っているが、十分な成果を得るに至っていない。募集広報戦略はもちろんだが、何よりも学内外・国内外を問わず「入りたい」と思われるような大学院としてのプレゼンスを発揮できるよう、内部の改革を推進することが喫緊の課題と認識している。

また、専門職学位課程においては、国際会計研究科が著しく低い状況となっていることから、入学者の安定的な確保を指向する必要があるが、2017年度における学生募集の停止を2015年8月3日開催の本学理事会において機関決定したところである。なお、法務研究科が低い値となっていることについては、法学既修者と法学未修者が混在し、法学既修者コースの修学年限が2年であるところを法学未修者コースの修業年限3年に合わせて収容定員の計算がなされているためである。これを修業年限に合わせて計算すると、法学既修者コース0.96、法学未修者コース0.74となり、数値上充足できていない状況は見て取れるが、全体的な受験者数減少の傾向がある中で、他大学の状況とも比較すると概ね適正な範囲にあるといえる。

博士後期課程については、定員を大幅に超過している専攻と定員を著しく満たしていない専攻が存在している。定員を超過している専攻について学年別の学生数をみると、博士後期課程3年次の学生数が著しく多くなっており、博士学位の取得に時間を要している学生の存在が認められる。一方で定員を充足していない研究科・専攻においては、修士課程・博士前期課程からの進学者を安定的に確保していくとともに、他大学大学院からも学生を受け入れられる体制の整備と募集広報を検討しなければならない。

他方、本学大学院における入学定員に対する入学者数の5年間（2011～2015年度）の平均については、大学基礎データ（表4）にある通り、多くの研究科において大幅な定員割れを起こしている。また、当該比率について2015年度に限って見てみた場合、研究科によってはさらに厳しい状況に置かれている。このような状況に関しては、前述の収容定員に対する在籍学生数の比率においても述べたように、国立大学、私立大学上位校の学生確保策の影響による入学生の確保の困難さも影響していると考えられるが、第一に本学の大学院博士課程、修士課程の教育内容の充実と研究水準の向上を図ることによって、課程全体としての魅力を向上させることが学生を確保するうえで重要となる。（大学基礎データ（表4））

## ○ 法学部

2015年5月1日現在の収容定員と在籍学生数は、大学基礎データ（表4）に示す通り、収容定員5,480人に対して在籍学生数は6,158人で、収容定員に対する在籍学生数比率は1.12となっている。1年次～3年次では、収容定員は4,110人に対して在籍学生数は4,472人であり、8.8%の超過となっている。4年次以降の在籍学生については、司法試験受験を見据えた法科大学院への進学や国家公務員試験の受験を目的とした修学延長希望者が多いことによるものと考えられる。

また、2011年度から2015年度までの入学定員と入学者数については、大学基礎データ（表4）に示すように、年度によって超過率が高いことはあるが、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は1.09であり、恒常的に許容範囲内だといえる。

法学部では現状著しい欠員ないし定員超過は恒常的に生じていないが、定員の半数以上を占める一般入試及び大学入試センター試験利用入試による入学者に関しては、合格者数に対する入学者数の比率（いわゆる「歩留り比率」）が年度によって異なることから定員の管理は困難であり、予測を誤れば大幅な定員割れもしくは定員超過を生じかねない。しかし、法学部では入学試験等合否決定委員会によって併願状況や例年の歩留ま

り比率等に基づき適切に予測が行われ、これまで過度な定員超過や定員割れといった事態は避けられてきた。今後も、各種のデータを管理し、適切な予測を続けていく一方で、併願校になり得る他大学の学部や学科の動向に関する情報を収集し、適切な定員管理に努めていく。

#### ○ 経済学部

定員管理については、大学基礎データ（表4）に示す通り、2015年度における入学定員（945名）に対する入学者数の比率は、1.12、過去5年間における同比率の平均は1.11となっており、概ね適切なものとなっている。他方、学科単位でみた場合、2015年度における各学科の入学定員に対する入学者数比率は、経済学科：1.21、経済情報システム学科：1.00、国際経済学科：1.08、公共・環境経済学科：1.11となっており、大幅な超過とはなっていないものの、一部の学科においてはその比率は若干高くなっている状況にある。

また、2015年度における収容定員に対する在籍学生数比率については、1.17という状況であり、概ね適正な状況となっている。ただし、各学科における収容定員に対する在籍者数比率は、経済学科：1.27、経済情報システム学科：1.01、国際経済学科：1.25、公共・環境経済学科：1.04であり、入学定員に対する入学者比率の増加の影響から、学科によっては在籍学生数の超過傾向も見られ、今後、学科単位でより適切な定員管理に努める必要があるものと思料する。

経済学部では、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率のいずれにおいても、著しい定員超過が恒常的に生じているという状況にはないが、学科によっては若干の増加傾向にある学科も存在していることから、今後も受験動向の情報収集に努めつつ、経済学部入試・広報委員会での募集定員、合否基本方針の検討を通じ、適切な定員管理に努めていく。

#### ○ 商学部

商学部の収容定員は、大学基礎データ（表4）に示す通り、経営学科320名、会計学科367名、商業・貿易学科295名、金融学科130名で合計1,112名である。学科・学年別に見ると、在籍数比率が1.0を下回っている学科・学年も確認できるが、学部全体としては1.14となっており、収容定員に対する在籍学生数は、概ね適正に管理している。

しかし、各学科の定員に対する在籍学生数比については、志願者数と学力レベルが異なることから差が見られる。これは、合否判定において可能な限り合格基準点に格差が生じないように配慮していることに起因する。

また、過去5年間における入学定員に対する入学者数の比率（平均）についても、大学基礎データ（表4）に示す通り、学科間における差は見られるものの、学部全体で1.10となっており、概ね適正に管理がなされている。

商学部において、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率のいずれにおいても、著しい定員超過や定員未充足が恒常的に生じているという状況にはないが、今後は2015年度に実施したカリキュラム改正の検証と入試制度の改正を継続的に連動させることで学科間格差の是正を図りたいと考えている。

## ○ 理工学部

収容定員に対する在籍学生数比率が1.0を大きく上回らないことが教育の質を担保するために重要であることは論を待たない。一方で、経営の基礎を学部の学費収入にしている現状から、中途退学者が発生することによる定員割れを避けるためには、入学定員に対する入学者数の比率は多少の余裕を持って設定せざるを得ない。そこで、定員管理のおおもとを成すのは、毎年の入学者数と入学定員の関係であり、これに中途退学及び留年の要素が加わることになる。理工学部においては、合格者数決定においてこれまでの実績データを基にして手続き率を予測するモデルを活用している。そのため、手続き率の予測モデルの精度が向上し、全体として分散が少なく抑えられている。過去5年間の平均で入学定員超過率と収容定員に対する在籍学生数比率は、大学基礎データ（表4）に示す通り、学部全体では1.20を超えていないものの、学科別では1.20倍を超えてしまった学科、もしくは入学者数が募集定員を下回っている学科があり、継続して定員管理に係る改善が必要であると認識している。単年度における定員管理を試みているが、万一超過率が大きくなった際は、4年分の収容定員の範囲内で適切な定員管理ができるよう調整を行うようにしている。

入学定員に対する入学者数の比率については、予測モデルにより管理しているが、入学後の早い段階で授業についていけなくなることが原因で中途退学に至るケースをなくすため、入学後のきめの細かい指導体制も重要である。理工学部では、中退者、留年生の成績不振科目を分析しており、補習・補充教育に関する支援方策を講じている。これにより、一時的に留年及び中退者を減少させることができていたが、近年は若干増加傾向にある。今後は、こうした様々な諸要素の状況にも鑑みた適切な定員管理に努めていきたいと考える。（資料5-3-1~2）

## ○ 文学部

文学部の合否決定委員会では当年度合格者数を決定するに際して過去数年の専攻別データをもとに適正な在学生数を確保する方策を講じてきている。とりわけ文学部においては、少人数教育によって、教育への満足度と卒業時の学士としての力の実質的向上を目指している。

2015年度における収容定員に対する在籍学生比率は、大学基礎データ（表4）に示す通り、1.14であり概ね適正な管理がなされている状況にある。また、過去5年間における入学定員に対する入学者数比率については、2011年度：1.23、2012年度：1.08、2013年度：1.01、2014年度：1.12、2015年度：1.17、平均で1.12となっている。このように年度により若干の増減はあるものの、概ね適正な水準となっており、在籍学生数の過剰・未充足といった状況は生じておらず、学部の理念・教育目標に基づいた適正な学生数が保たれている。文学部の専攻の定員は、40人から140人の規模であるため、近年の受験動向の変動に対して個々の専攻毎に歩留りを予測することはますます困難なものとなっている。しかしながら、大幅な歩留りの読み違いもなくほぼ適切な入学生数の確保を果たしてきており、定員管理における比率は適切であると考えている。定員設定をしている以上、設定の100%に近づけていくことに努める必要があるが、万一超過した場合はTAの増員や増コマ等、教育の質を確保するための施策を講じている。

### ○ 総合政策学部

大学基礎データ（表4）に示す通り、過去5年間における入学定員に対する入学者数の比率（平均）は、政策科学科：1.05、国際政策文化学科：1.16、学部全体：1.09であり、2015年度における収容定員に対する在籍学生数の比率については、政策科学科：1.05、国際政策文化学科：1.18、学部全体：1.10となっている。これまで国際政策文化学科の学生数が多くなる傾向があったものの、近年においては概ね適正な状況となっている。

国際政策文化学科においては、2007年度まで恒常的に定員超過の状況が続いている状況であったが、2008年度より志願者の動向、入試日程、歩留まり率の分析、合格最低点の設定に係る分析等、多角的な視点から検証を行い、入学者管理の改善に努めた結果、近年においては、高い水準にあるが概ね改善することができている。

以上の通り、総合政策学部では、適正な定員管理のため、毎年度、過去の辞退率や他大学との併願状況のデータ分析を活用し、定員超過が恒常的に生じないように努めている。

### ○ 法学研究科

法科大学院設置後、法学研究科への進学者数は減少しており、過去5年間（2011～2015年度）における入学定員に対する入学者数比率の平均は、博士前期課程が0.29、博士後期課程が0.45となっている。このこと背景として、博士前期課程においては、従来は司法試験受験生が修士論文執筆と並行して司法試験受験準備を行っていたが、法科大学院設置後はそうした学生が減少したことを理由の一つにあげることができる。加えて、国公立大学の大学院定員の増加による影響も存在する。

収容定員に対する在籍学生数比率は、2011年度は博士前期課：0.37、博士後期課程：0.90、2012年度は博士前期課程：0.36、博士後期課程：0.92、2013年度は博士前期課程：0.34、博士後期課程：0.94、2014年度は博士前期課程：0.30、博士後期課程：0.92、2015年度は博士前期課程：0.29、博士後期課程：0.82となっており、先述のような背景もあって、博士前期課程における学生の確保が困難な状況が続いている。

このような状況に鑑み、法学研究科では、2011年度に博士前期課程の入学定員を130名から73名に43.8%削減したことをはじめ、受験科目の変更や特別選考入試における出願資格の緩和、学部学生に対する広報活動の強化や学部学生・一般社会人への修士論文中間発表会の公開を進めるなど、学生確保のための努力を適時行っている。また、2014年度から着手している法学研究科の改革においては、向こう5年間で志願者総数50名の増加と入学者数25名の増加を目指しており、この達成に向け、学生募集活動の強化に努めている。

### ○ 経済学研究科

経済学研究科においては、社会人の志願者・入学者が全国的に減少するなかで、博士前期課程の定員の削減を行ったが、それ以降も入学者の大部分を占める学部からの進学者と留学生では定員を満たしきれない状況にある。具体的には、大学基礎データ（表4）に示す通り、過去5年間（2011～2015年度）における入学定員に対する入学者数比率の平均は0.41、2015年度における博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数の比率は0.34と、いずれも定員を大きく下回っている状況にある。

政治・経済・社会・文化の東京圏一極集中傾向が継続しており、大学院進学を希望する学部学生や留学生が東京圏には相対的に多いこと、また近年端緒的ではあるが文科系でも高度な専門知識を有する前期博士課程修了者を独自に処遇する企業が現れてきていること等、一面では大学院志願者獲得に有利な条件が存在している。他方で、経済学研究科においては一般入試を中心に他大学からの受験者を幅広く受け入れているが、有力国立大学の大学院による大規模な定員の確保等により、他の私立大学と同様に優秀な本学学生が他大学院へ流出するといった困難な条件も生まれている状況である。

こうした状況の中、博士後期課程については、過去5年間（2011～2015年度）における入学定員に対する入学者数比率の平均は0.34、2015年度における博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数の比率は0.57と、私立大学の経済系大学院と比して相対的に大きな定員であるにもかかわらず、定員の充足率並びに課程博士号取得者数の点で一定の水準を維持してきた。これは、研究者志望の大学院生に対する博士前期課程から博士後期課程を通じての一貫した手厚い研究指導・支援体制の成果である。

博士前期課程における入学定員の充足状況については、2010～2013年度までは一定数の受験生は確保されている反面、質を保つために合格者数は低位になっている。これは、一定の質を保つことが質保証のためには重要であり、長期的には受験生の確保にも繋がると考えていたことによる。しかしながら、2014年度以降は急激な志願者減から入学者も激減し、教育の質を保つのに必要な学生数を下回るともいえる入学者数となっている。大学院の受験動向には社会状況によって大きく左右される面があるものの、複数年続くような場合は抜本的な施策が必要となる。なお、博士後期課程については、低位で波はあるものの質保証を保つかたちで定員が充足されていると思われる。

#### ○ 商学研究科

2015年度の在籍者は、博士前期課程：48名、博士後期課程：19名であり、収容定員に対する在籍学生数の比率は、博士前期課程：0.96、博士後期課程：1.27である。

一方、2015年度の入学者は博士前期課程：20名、博士後期課程：3名であり、入学定員に対する入学者の比率は、博士前期課程：0.80、博士後期課程：0.60である。過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、博士前期課程：1.04、博士後期課程：0.80となっている。

過去数年間で見ると、博士前期課程については、研究コースの志望者、入学者が減少しており、ビジネスコースの税理士志望者と外国人留学生によって定員が充足されている状況にある。

博士前期課程における定員管理については、現在のところ特段の問題は生じていない。博士後期課程については、事前指導・審査委員会の制度化により課程博士論文を提出せずに満期退学となる学生が減少したことから、収容定員に対する割合は5年前と比較して改善が図られた一方で、入学者数の減少傾向が続いており、安定的な入学者の確保が課題となっている。

#### ○ 理工学研究科

大学基礎データ（表4）に示す通り、博士前期課程及び博士後期課程それぞれにおけ

る過去5年間における入学定員に対する入学者数比率（平均）は、博士前期課程：0.96、博士後期課程：0.40、また、2015年度における収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程：0.87、博士後期課程：0.67となっている。

博士課程前期課程について近年の入学者数・在籍学生数の状況をみると、現時点で特に大きな問題があるという状況にはないが、これまで入学定員を増加させてきた一方で入学者数は結果的に伸び悩んでおり、特に入学者数に占める割合の高い学内進学者を確保することが課題となっている。

一方、博士課程後期課程については、入学者・在籍学生数ともに定員を下回る状況が続いている。学生確保のための入学者選抜方法、頻度、実施時期については博士前期課程のものよりも多様に実施しているが、十分な学生数（特にフルタイム学生）の確保には繋がっていない状況となっている。

博士課程前期課程については、近年恒常的に入学者数が入学定員を上回り、社会及び学生からの要請が高く、更なる研究活動の活性化が見込まれると考えられた4専攻（精密工学専攻、応用化学専攻、経営システム工学専攻、情報工学専攻）について、2013年度より収容定員を増やした（精密工学専攻：5名増、応用化学専攻：5名増、経営システム工学専攻：5名増、情報工学専攻：10名増）。しかしながら、結果的には2013年度の入学者数は減少しており、2014年度、2015年度についても入学者数の大きな改善には至っていない。

一方、博士課程後期課程での欠員については、近年、理工系ポスドクの就職状況が厳しく、景気も暗転していることへの先行き不安を嫌って、博士前期課程修了時点で就職してしまい、博士後期課程への進学者が減少してしまう点が大きな要因であり、なかなか有効な手立てが講じられない。また、有力国立大学の大学院による大規模な定員の確保等により、他の私立大学と同様に優秀な本学学生が他大学院へ流出するなど困難な条件も生まれている状況である。

今後は、研究指導・支援体制の一層の改善による学位授与に至るまでのスムーズなプロセスの創出と、テニュアトラック制度等による若手研究者の積極登用等、魅力ある仕組み作りの検討を行い、学生確保を図りたいと考えている。

## ○ 文学研究科

入学者数と1学年の定員との関係について、博士前期課程の入学定員に対する入学者数比率は、2011年度：0.84、2012年度：0.68、2013年度：0.36、2014年度：0.51、2015年度：0.51、平均：0.58となっている。また、博士後期課程の入学定員に対する入学者数比率は、2011年度：0.30、2012年度：0.46、2013年度：0.19、2014年度8名：0.17、2015年度：0.37、平均：0.30となっている。博士前期課程・博士後期課程ともに、増減を繰り返しながら減少傾向が続いている。

他方、収容定員ベースでは標準修業年限内で修士論文、博士論文を書く学生ばかりではないため、定員超過状態が続いていた。そこで、入学者数が入学定員を上回ることがないように適正な定員管理に努めたこと及び全体として入学者数が入学定員を下回る傾向が続いたため、2015年度における収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程：0.58、博士後期課程：0.64と、今後における定員の確保が課題となっている。

学生募集の方策については、一部の博士前期課程在籍者をインフォーマルなかたちで博士後期課程の授業に参加させることにより、早期に博士論文執筆に向けての研究指導を行うとともに、博士後期課程へ優秀な大学院生を確保するように努めているものの、博士前期課程の学生数の減少とともに博士後期課程への入学者数も減少している状況である。なお、博士前期課程から博士後期課程への進学者数は景気動向により左右されがちであり、しかも修了後の雇用環境が厳しいため、博士後期課程への進学者増加に結びつく有効な手立てがなかなか講じられない。在籍者数ベースでは長年にわたって続いていた定員超過状態が解消され、個別指導が行き届きやすい環境になりつつあるため、課程博士学位取得者を確実に増やしつつ、優秀な学生獲得に努めていく。

#### ○ 総合政策研究科

博士前期課程の志願者は社会人を中心に激減しており、過去5年間における入学定員に対する入学者数比率（平均）は0.27、収容定員に対する在籍学生数比率は、2011年度から2015年度まで、順次0.31、0.24、0.28、0.31、0.36となっており、ともに定員を大幅に下回る状況となっている。また、博士後期課程の過去5年間における入学定員に対する入学者数比率（平均）は0.54、収容定員に対する在籍学生数比率は、2011年度から2015年度まで、1.77、1.63、1.50、1.40、1.07と推移している。

博士前期課程に関しては過年度における定員未充足の状況を受け、これまで入試制度改革を進めて入学者確保に努め、在籍学生数比率の改善を試みてきた。具体的には中国（北京）での現地入試を2010年度から実施したが、量的な確保には繋がらなかったことから現在は中止しており、外国人留学生を対象とするA0入試を導入する方向で検討を進めている。次に、全般的な入試改革について、総合政策研究科は学際的分野の研究が主であるため、志願者の学んできた学術分野は多様であり、小論文問題の出題の傾向によっては受験生の間に有利不利が生じていた。そこで、2014年度入試からは一般・社会人・外国人留学生入試に関して、小論文問題を共通化し予め入学試験要項に掲載することとした。また、学内からの進学者の確保に繋げるため、学内特別選考入試に関しては2014年度から出願要件に「学部における教育・研究活動が顕著で、指導を希望する教授の推薦があること」を付加し、門戸を広げている。さらに、学生募集活動においては、研究科委員長が日本語学校での説明会を複数回行うことにより外国人留学生の受験者が大幅に増加している。（資料5-1-20～23、大学基礎データ表3）

一方、博士後期課程においては、継続的な博士学位論文取得に向けた指導が功を奏し、2015年度における在籍学生比率は1.07と適正な数値となっている。ただし、入学者については、2011年度6名、2012年度9名、2013年度6名、2014年度3名、2015年度3名と一定程度の入学者を確保できている状況にはあるものの、入学定員10名には満たない状況が続いている。

#### ○ 公共政策研究科

2015年5月1日現在における在籍学生数は28名であり、収容定員（80名）に対する在籍学生数比率は0.35となっている。また、入学定員に対する入学者数の比率についても2015年度は0.13、過去5年間（2011～2015年度）の平均では0.44となっており、

収容定員、入学定員ともに未充足の状況が継続している。

この状況を受け、全学的に検討を行った結果、公務分野における人材養成への社会環境の変化は避けられず、今後も定員を充足する入学者の増加は見込めないと判断し、本学における公務人材養成組織である公共政策研究科の2016年度における学生募集の停止を2015年5月11日開催の本学理事会において機関決定している。ただし、学生が在籍している間は既存の教育研究組織を継続し、在学生への修学活動に影響が生じないよう、従前通り教育研究活動を提供できる体制を維持することとする。

#### ○ 国際会計研究科

2015年5月1日現在、収容定員160名に対し42名の学生が在籍している。収容定員に対する在籍学生数比率は0.26となっており、収容定員を著しく下回る状況となっている。国際会計研究科では、2010年度からコース制を廃止し「会計専門職コース」を募集停止するとともに、研究科の拠点を当時最新の学修環境を整備していた市ヶ谷田町キャンパスに移し、入学定員についても100名から80名に変更を行っているが、その後も入学者が入学定員を著しく下回る状況が継続しており、過去5年間(2011～2015年度)の入学定員に対する入学者数比率の平均では0.48となっている。

昨今、職業会計人を目指す学生が著しく減少している傾向にあることから、国際会計研究科としてこうした状況を打破するための新たな戦略を展開し、志願者に対して魅力ある大学院として存在できるよう、カリキュラム改正等の検討を行ってきたが、この状況を受け、全学的に検討を行った結果、国際会計研究科の2017年度における学生募集の停止を2015年8月3日開催の本学理事会において機関決定している。ただし、学生が在籍している間は既存の教育研究組織を継続し、在学生への修学活動に影響が生じないよう、従前通り教育研究活動を提供できる体制を維持することとする。

#### ○ 法務研究科

大学基礎データ(表4)に示す通り、過去5年間(2011～2015年度)平均の入学定員に対する入学者数比率は0.89となっている。また、2015年5月1日現在における在籍学生数は538名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.66である。なお、専門職大学設置基準上は入学定員に標準修業年限の3を乗じた810名が収容定員となっているが、法務研究科は既修者入試を実施していることから、2015年度における実際の定員は610名となり、これに基づく在籍学生数比率は0.88である。

以上の通り、各年度における入学者数の増減により在籍者数は上下するが、概ね適正な定員管理がなされている状況にある。しかしながら、法科大学院を取り巻く状況は厳しさを増しており、今後も安定的かつ質の高い志願者の確保と、適切な定員管理により一層努める必要がある。

#### ○ 戦略経営研究科

戦略経営専攻の入学定員80名に対し、2014年度における入学者については、56名と入学定員を大きく下回っている状況であったが、2015年度入学生(9月入学者を含む)については74名(入学定員に対する入学者数の比率0.93)と概ね適正な数字に戻すことが

できている（過去5年間の平均では0.91）。

また、収容定員に対する在籍学生数については、2015年5月現在で148名となっており、収容定員に対する在籍者数比率は0.93となっている。今後も学生募集活動に力を入れるとともに、入学定員の適正な管理に基づいて、適正な定員管理に努めることとする。

他方、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻については、2010年4月の開設から5年目を迎えている段階にあるが、現在のところ収容定員36名に対し在籍学生数17名となっており、収容定員に対する学生数比率は0.47、過去5年間における入学定員に対する入学者数の比率（平均）は0.33と低い状況にある。今後の動向を見据えた対応が必要となるものと考えているが、引き続き安定的な学生の確保に努めることとする。

戦略経営専攻については、安定的な定員管理がなされている状況にある。今後、定員超過や著しい欠員が生じることがないように学生募集活動に引き続き力を入れるほか、選考時の合格者数等の配慮を行うこととする。

また、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の定員未充足については、①授業料が155万円と他の文系大学院研究科の授業料77万円と比較して高額であるにも関わらず、現在のところ本学大学院の奨学金制度の対象外となっており、学生の経済的負担が大きいこと、②本学が全国に先駆けて開設した博士後期課程であり、十分な認知度を得られていないこと、が主たる要因であると考えている。経済支援については、大学院における奨学金制度の見直しが全学的に行われているところであるため、継続して学内調整を進めていく。なお、戦略経営専攻、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻ともに、厚生労働省の教育訓練給付金の指定講座として選定され、2015年4月入学生以降の対象者について、戦略経営専攻は「専門実践教育訓練」として最大96万円（在学2年＋修了時）、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻は「一般教育訓練」として最大10万円の受給が可能となったところである。（資料5-3-3）

他方、認知度の向上については、戦略経営専攻修了生の大学院博士後期課程ビジネス科学専攻への進学を促進するため、2013年度4月入学生から学内推薦を導入したほか、学外者向けにも進学相談会を実施している。

#### 4. 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

○ 大学全体

##### < 学士課程 >

入学者選抜方法においては、それぞれの試験方式において設定する試験科目や配点、選考方法のほか、試験科目の難易度が適切に設定され、合否判定のための識別機能として優れている必要があり、これらを担保するために毎年、定期的に入学者選抜方法及び試験問題に関する検証を行っている。また、その適切性の検証に際しては、学内のみならず学外からの意見を的確に聴取し、次年度以降の入学者選抜の適切性及び妥当性の一層の向上に資することを目的としている。

まず、毎年の入試問題を検証する仕組みとして、一般入試問題の作成にあたっては、厳重な機密性の保持をしつつ、複数の出題者による相互点検や出題者とは別個の点検委員を設けて点検作業を行い、かつ入試管理委員長・委員長補佐、各学部入試管理委員の

総合的な点検を経て、出題ミスの防止や良質な入試問題の作成等、入試問題の適切性・妥当性を含め、その質の向上に努めている。

さらに、試験の実施を経て入学者が定まった後の段階でも、各学部の「入試問題検討委員会」等において、得点分布から見た問題の難易度、問題毎の得点の相関等の観点から試験問題の検証を行い、その結果は次年度の出題に活かされる仕組みとなっている。

また、入学者選抜方法の適切性を測る機会としては、入試実施後に外部教育関連機関等に入試問題・解答の点検を依頼して客観的な講評を得る仕組みを採り入れており、このことにより試験問題・正解の妥当性や学習指導要領からの逸脱がないか等の点検機能が補完されるとともに、入学者選抜方法の妥当性についての客観的評価を聴取し、次回以降の入試問題作成の参考としている。さらに、大手予備校等の情報分析担当者や講師を招いてオープンキャンパスにおいて入試分析講演会を開催するほか、進学アドバイザー（学生募集専門委員）による高校・予備校訪問等において本学の入学者選抜方法に対する学外者の客観的な意見、評価を聴取する仕組みも設けている。（資料 5-2-3 p. 150、5-2-4 p. 197、5-4-1～2）

### <修士・博士課程>

学生募集及び入学者選抜方法を検証する仕組みとしては、各研究科での入試の合否委員会での意見交換、教務委員会や改革委員会、研究科委員会での議論、各組織評価委員会による自己点検・評価活動等が挙げられ、それぞれの機会において各研究科における学生募集及び入学者選抜方式の検証を行っている。また、外国人留学生の受け入れについては、日本語学校への学校説明会等を通じて、本学への要望等の聴取を行っている。

#### ○ 法学部

法学部では、入試制度検討委員会が中心となり、必要に応じて各特別入試運営委員会と連携を図りながら各入試制度の検証・検討を行っている。検証・検討にあたっては、各入試の合否等データのほか、複数の外部機関による分析講演会の結果や、入試広報活動の一環として全国の高等学校を訪問した際に聴取した意見等を参考にしている。

また、一般入試、及び統一入試の入試問題の検証は、各科目の出題委員会が入試問題の原稿を作成した後、入試管理委員、点検委員による複数機会の点検を経て、必要な場合には修正を行うというプロセスをとっている。また、外部機関による事後点検の際にはあわせて講評も依頼しており、出題ミスの発見のみならず、問題の適切性の検証も行っている。さらに試験実施後においては、入試管理委員会より次年度の出題主査に得点データが提供される。主査はそれにもとづいて各問題の平均点や得点分布を知ることができ、また次年度の入試問題作成に際して難易度の調整に役立っている。特別入試については、各入学試験運営委員会において問題の妥当性について検証している。

#### ○ 経済学部

学生の受け入れ方針に基づいた学生募集方法を検証する仕組みとしては、学部ガイドや入試募集要項に入学者受け入れの方針等の各種情報が記載されているかどうかを、毎年複数の担当者が制作時に確認するなど、適切な情報が志願者に提供されているかにつ

いて検証している。このほか、オープンキャンパスや高校訪問時の学部ガイダンスで使用されるパワーポイントについて、受け入れ方針を盛り込んだ雛型を用意し、説明者が誰であっても共通の内容を伝えることができるように工夫しており、その内容についても確認・検証を行っている。

また、入学者受け入れの方針に基づいた入学者選抜方法の検証に関しては、当該方針に沿った十分な学力を備えた学生が受験しているかどうか確認するため、入試（一般・センター利用・統一）の合否決定委員会においては、毎年、合格最低点の経年変化を確認するようにしている。

一方、公正な入学者選抜方法の検証に関して、出題については、一般入試は、入試採点終了時から次年度入試作成開始時まで、出題委員による引き継ぎが行われる際に、問題点等の申し送りが行われる。また、入学センターから出題委員に対して前年度入試の平均点等のデータが提供され、それを参考として、出題の難易度、適切度を勘案し、出題を行っている。また、入試実施後、入試管理委員会を通じて行われる外部機関による問題検証の結果が、出題委員に伝えられ、出題の適切性について判断の一助になっている。一方、特別入試については、毎年出題委員、採点委員の引き継ぎが行われ、各制度の趣旨に応じた出題形式・出題内容・出題レベルの検証を行っている。

また、一般入試（大学入試センター試験利用入試を含む）終了後、入学センターが行う学外関係者を招いての入試動向説明会や、外部関係者を対象とした進学相談会に協力し、外部意見の聴取に努めている。さらに、進学アドバイザーや経済学部入試・広報委員会を中心に、指定校を含む全国の高等学校進路担当者との意思疎通を行っている。

## ○ 商学部

各入試制度については、合否決定委員会の度に当該年度の状況・結果分析について委員から意見を聴取している。また、入試・広報政策委員会においても年度末または新年度はじめに当該年度の入試について総括を行っている。近年、この検証によって制度変更を行った事例としては、一般入試における経営学科及び金融学科の試験と会計学科及び商業・貿易学科の試験の日程入れ替え（2015年度）、選択科目の変更等があげられる。

学外からは予備校関係者を招いた入試分析の講演を定期的で開催しているほか、高校関係者との懇談（2014年度実績 高校への訪問7件、高校からの来訪10件）や東京都教育庁のTCプログラム関係者との打ち合わせ（2014年度実績3回）等を通じ、学生募集方法及び入学者選抜方法について意見交換を行っている。

選抜方法の妥当性を検証するにあたっては、入学後の学修状況等の追跡調査が充分でないという課題を有している。今後、教務委員会を中心に在籍者の学修・就職状況等について追跡調査を行い、その後、入試・広報政策委員会、カリキュラム委員会及びFD委員会等の関連委員会において展開し、選抜方法の妥当性や教育効果等を検証する。その結果に加え、高校や関連機関への訪問・ヒアリング調査の回数を増やし、入試・広報政策委員会で募集・選抜方法の改善を図っていく予定である。

## ○ 理工学部

理工学部では、進学相談会、高校訪問等の機会を除くと、理工学部独自に学外関係者

から入学者選抜方法に関して意見を組織的に聴く取組みは行っていない。しかし、大学全体としては、全学に係る記述において示したように、一般入試（理数選抜入試を含む）実施後に科目毎に外部教育関連機関等に入試問題・解答の点検を依頼し、客観的な講評を得る仕組みを導入して、次年度以降の出題に生かすような工夫をしている。

また、入学者選抜においては、これまでも入試広報委員会を中心に入試選抜方法の検証を行っており、入学センターを中心として、外部の教育関連機関等の力も借りながら、公平かつ適切な出題がされるような取組みがなされている。

各年の入試問題を検証する仕組みとして、学力試験の各科目の出題委員会では、出題範囲、レベル、解答のし易さなど問題の適切さと全体の整合性を、委員が相互にチェックして、試験問題を作成する。問題案作成後、入試管理委員会の監督下で、出題委員会とは独立したメンバーによって問題の点検が行われ、その結果が反映される。さらに、試験の実施後において、理工学部の入試問題検討委員会において、外部の教育機関からの試験問題に対する外部評価、得点分布から見た問題の難易度、問題毎の得点間の相関などの観点から、試験問題の検証を行っており、本点検・評価項目に掲げる目標の着実な達成に努めている。

#### ○ 文学部

入学者選抜方法の検証については、文学部入試委員会において当該年度の入試が終了した際に実施し、入試方法の変更・改善等について検討を行うこととしている。

また、入学センター主催による高校教員向け説明会、入試動向説明会等に教員や文学部事務室職員が参加するほか、学部単独でも予備校関係者を講師に招いて入試動向分析講演会を開催し、学内外の関係者からの意見聴取等も含め定期的かつ系統的な検証を行っており、学部における入試政策の検証に活用している。（資料 5-4-3）

#### ○ 総合政策学部

学部で独自に作成する問題については複数の出題委員を選出し、出題者グループを組織化した上で、問題の作成に着手する体制を構築している。その出題者グループにて入試問題としての適切性、難易度等が慎重に検討され、加えて学外関係者等から意見聴取を行った後、入試問題が完成するという仕組みとなっている。最終的には、出題グループにおける部内校正、入試管理委員による校正など綿密な確認作業が行われる体制も構築している。また、入試実施後の試験問題の検証としては、全学的に複数の外部機関に問題の検証を依頼する仕組みが整えられており、複数のチェック体制が有機的に機能することで、問題作成におけるミスを防ぐことが可能となっている。

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者等から意見聴取を行う仕組みとしては、予備校による入試動向説明会での意見交換や進学アドバイザーを通じた活動の中で、高等学校の進路指導教員に対するヒアリングを通じて、本学の実施する入学者選抜方法に関する意見を聴取する機会は設けられているが、学部単独の取組みとしては現段階では特段実施していることはない。

○ 法学研究科

入学者選抜方法の検証については、各種入試の合否決定の際に、研究科委員会において当該入試に直接関わった委員以外の委員にも広く意見の開陳を求めている。その意見開陳では、合否決定事項のほか、入試制度そのものについても協議ができるようになっており、こうした協議を通じて学生募集方法及び入学者選抜方法を検証することができる仕組みを採用している。その検証結果については、制度改革検討委員会において改善策の具体的対応策として策定がなされている。

○ 経済学研究科

入試委員会、拡大改革委員会等を中心に必要に応じて会議を開催し、入試に関する現況の入学者選抜方法や募集方法の方向性に係る検討を行い、最終的に研究科委員会にて審議を行っている。このほか、学外関係者に対して、学外の入試制度の状況に関する Web サイトの確認や電話調査なども逐次行っている。

○ 商学研究科

学生募集広報と入試・入学者選抜方法の実施方法は、商学研究科より2名が委員となっている大学院入試運営委員会で毎年検証が行われているほか、商学研究科の教務連絡委員会及び改革委員会において望ましい在り方の検討が随時なされている。

○ 理工学研究科

入学試験要項の掲載内容や進学相談会の実施内容については、毎年度研究科委員会において検証・見直しを行い、例えば、入試の実施においては、専攻単位に実施する試験制度や実施時期を追加変更する場合や、選考基準の見直し等、次年度分について必要な改善をしている。なお、進学相談会においては、参加者にアンケートの記入も依頼しており、学生募集活動の参考にしている。

○ 文学研究科

学生募集方法及び入学者選抜方法については、入試の合否委員会での意見交換や教務委員会で次年度入試の準備を進める際の問題提起を受けて、各専攻の意見を聴取しながら教務委員会で検討し、最終的には研究科委員会での審議を経て変更を行っている。現在は、外国語科目における母語での受験の取扱いを検討しているところである。

学外関係者等からの意見聴取については、大学院事務室として日本語学校を訪問しており、その結果を事務室で共有し対応する体制となっている。

○ 総合政策研究科

学生募集方法及び入学者選抜方法を検証する仕組みとしては、研究科委員会、入学試験運営委員会のほか、研究科委員長会議や大学院入試運営委員会等の機関において研究科を横断して毎年の試験結果の確認や進学相談会の実施内容の検討、実施結果の確認を行っている。

○ 公共政策研究科

学生募集方法及び入学者選抜方法については、当該年度の入試が終了した時点で研究科委員会において入試結果の分析を含めた検証を本学各研究科委員から構成される大学院入試運営委員会で行っており、必要に応じて入試方法等の変更・改善を行っている。

○ 国際会計研究科

入学者選抜の検証方法について、選抜基準・選抜方法等に関しては教授会で定めた方針の下、入試・広報委員会において運用されている。具体的には、合否判定の結果等を受けて入試・広報委員会で検証・検討し、その結果を教授会に提案している。教授会に提案された案件については、教授会における十分な議論を経て審議し、必要に応じた学生選抜基準・選抜方法の変更・改変を行う体制をとっている。

○ 法務研究科

入学者選抜の結果については研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心に入学者選抜データに基づく検証を継続して行っており、必要に応じて選抜基準及び選抜手続の見直しを行っている。

○ 戦略経営研究科

戦略経営専攻においては、各種入試の結果をもとに入試・広報委員会にて学生募集方法や入学者選抜方法の検証を行い、必要があればワーキンググループを編成し、時宜に照らした検討を行っている。委員会において検討した結果については、教授会に提案し、教授会で審議または報告する体制をとっている。

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においても同様に、主として入試・広報委員会の下で学生募集方法及び入学者選抜方法の検証を行っている。委員会において検討した結果については、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会並びに教授会に提案し、審議または報告する体制をとっている。

## 【点検・評価】

● 基準5の充足状況

本学では、各学部・大学院とも、それぞれの理念・目的、教育目標並びに人材養成の目的を具現化する教育課程への「入学者受け入れの方針」を策定し、入学者選抜についても、学部一般入試及び大学入試センター試験利用入試、特別入試のそれぞれについて、入試管理委員会と各学部の合否委員会が試験実施と合否判定において明確な役割分担と連携を行い適切に実施されている。また、大学院における入学者選抜の実施体制としては研究科内に入試委員等を置き、入試委員等の管理の下、出題をはじめとする入試の適切な執行を行っている。このほか、学内における入学者選抜方法の適切性に係る検証については、全学・各学部・研究科について、各組織の長を中心に入試を所管する委員会が中核となりながら組織的な点検・検証とこれに基づく改善・改良を行う仕組みができてきているなど、本項目の基準を概ね充足しているものと思料する。

ただし、大学院研究科全体として、定員の適切な管理という観点から、更なる改善が

必要な状況となっている。

<効果が上がっている事項>

○ 大学全体

(1) 「入試政策審議会」を定期的かつ継続的に開催することにより、入学者選抜における全学的な調整機能を高めている。また、必要性に応じて入試政策審議会の下に作業部会を設置し、個々の案件について集中的に討議することにより、具体的政策の是非を検討している。(資料 5-2-1)

(2) 多摩キャンパスで開催するオープンキャンパスにおいて「入試分析講演会」を実施し、客観的な視点で本学の入試問題に対する評価を広く公開しており、入試に関する公平性、妥当性に関して、大学としての説明責任を果たしているといえる。(資料 5-4-1~2)

○ 文学部

(1) 2014 年度から開始した学部単独での入試動向分析講演会には、毎回教授会員の半数以上が出席し、最新の入試動向についての認識共有に役立てられているほか、入学者選抜方法の検証を学部全体で行う機会としての機能も果たしている。

○ 戦略経営研究科

(1) 2014 年度後期からの入試説明会では、参加者の満足度を向上させるため、在学生及び修了生とのグループワーク、質疑応答に多くの時間を割くプログラムを取り入れるなど、積極的に志願者、受験希望者との接点を持つといった工夫を行った結果、2015 年度 7 月選考においては全志願者 23 名中、2015 年度の前期に行った入試説明会参加者が 18 名(受験率 78%)という結果であった。来場者アンケートにも「現役学生から現状について聞いたことがよかった」という旨の回答が多く寄せられている。(資料 5-2-29)

<改善すべき事項>

○ 大学全体

(1) 各学部とも手続率の予測が難しい中で、厳格な入学定員の管理に努めているところであるが、一部の学部において収容定員に対する在籍学生数比率が高くなっている学科がある。また、文部科学省の通知により、平成 27 年度からは、定員管理について私立大学経常費補助金基準で 1.0 倍に、大学設置基準上は 1.05 倍と一層厳格化されることから、更なる改善が必要となる。(大学基礎データ(表 4))

(2) 様々な入試制度を複数回導入しているにもかかわらず、大学院全体として志願者が確保できていない。また、入学定員に対する入学者数の比率、総定員に対する在学者数の比率等の適正化を図る必要がある。(大学基礎データ(表 4))

○ 経済学部

(1) 学部全体の在籍学生数比率は 1.17 と適正な状況となっているが、学科ごとの比率を

見ると、経済情報システム学科の 1.01 に対し、経済学科は 1.27 と学科間のばらつきが著しい。

○ 理工学部

- (1) 過去のデータを基にして手続率を予測するモデルを作成し、合格者数を決定している。過去 5 年間の平均で入学定員超過率と収容定員に対する在籍学生数比率は、学部全体では 1.20 を超えていないものの、学科別では 1.20 を超えてしまった学科、もしくは入学者数が募集定員を下回っている学科があり、継続して定員管理に係る改善が必要である。

○ 法学研究科

- (1) 博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数比率の改善に向けた取組みが引き続き必要である。

○ 経済学研究科

- (1) 学部学生その他に対する働きかけにもかかわらず、入学定員に対する入学者の割合が急激に低下する傾向にあるため、適正な定員を考える必要がある。

○ 商学研究科

- (1) 博士後期課程における収容定員に対する在籍学生数比率の適正化に引き続き取り組む必要があり、安定した学位授与者の輩出と入学者の確保が課題である。

○ 理工学研究科

- (1) ここ 4～5 年ほど、理工学部卒業者の大学院進学率の遡増が 30% 台半ばで頭打ちとなっている。2013 年度に博士前期課程の 4 専攻で入学定員を増やしたが、博士前期課程の入学定員充足率は 84.5% となっており（2013～2015 年度平均）、入学者の増員を目指す必要がある。博士後期課程については、入学定員充足率は、37.9% で（2013～2015 年度平均）さらに厳しい状況となっている。

○ 文学研究科

- (1) 博士前期課程・博士後期課程とも入学定員に比して入学者が少ない状況が継続しており、定員の確保が課題となっている。

○ 総合政策研究科

- (1) 博士前期課程においては、外国人留学生入試以外の入試形態について、十分な志願者が確保できていない。そのため、定員に対する在籍学生数比率、入学者数比率が低調であり、志願者確保のため施策を講じる必要がある。

○ 公共政策研究科

- (1) 入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数充足率が極めて低調

となっており、そのため施策を講じることが急務となっている。

○ 国際会計研究科

- (1) 志願者数が年々減少しており、入学者数・在籍者数ともに定員を大幅に下回る状況が継続している。

○ 戦略経営研究科

- (1) 大学院博士後期課程ビジネス科学専攻については、入学者・在籍者ともに定員を充足できない状況が開設以来継続しており、志願者の確保が喫緊の課題となっている。

**【将来に向けた発展方策】**

<効果が上がっている事項>

○ 大学全体

- (1) 全学的に有効な学生募集方策については、入試政策審議会において継続的に検討を行い、効果的かつ有効性の高い入学者選抜を行っていく。また、都心部における学生募集の拠点を活用し、受験生にとって必要な情報の継続的な発信に努めるものとする。
- (2) 「入試分析講演会」については、これまで「英語」のみで実施していたが、2015年度からは「英語」に加えて「国語」でも実施することとしており、当該講演会の継続的な実施を通じて大学としての説明責任を果たしていく。

○ 文学部

- (1) 学部に特化した入試動向分析講演会を今後も継続して開催する。

○ 戦略経営研究科

- (1) 入試説明会については、2015年度も現在の方法を継続して実施するとともに、来場者アンケートや参加者の出願状況等を用いた検証を行っていく。

<改善すべき事項>

○ 大学全体

- (1) 各学部とも従前の手続率をはじめとする自学部の各種入試データの整備に加え、併願が予想される他大学の最新の情報や、受験生の動向を具体的に把握するために必要なデータの収集・分析を行い、より適正な定員管理に結びつけるよう努めるものとする。また、定員管理の厳格化に伴い大学としての対応を検討するために、教学執行部夏季集中討議の議題とし、各学部へ問題提起をする。
- (2) 大学院研究科における志願者数の確保については、効果的・効率的な入試制度の導入を目指し、大学院の積極的な宣伝や勧誘等の広報活動の強化を含め、研究科委員長会議のもとで検討を行う。また、本学への入学希望者の増加を志向する上では、まずもって本学大学院全体としての魅力アップのための施策の実行が必要となるが、まずは、他大学への進学希望者の流出や、修了後の進路が明確になっていない点などが主たる要因となって本学への入学希望を辞退する受験者が増加しないよう、学生募集広

報の強化、学位授与プロセスの明確化、大学院学生に対するキャリア指導を柱とする「入口から出口までのシステム整備」等の施策を行い、適正な定員管理に努める。

○ 経済学部

- (1) 一般入試及び大学入試センター試験利用入試については、志望順位制を導入していることから、学科ごとの入学者数を適切な数に調整するなどして、毎年度の入学者を適正に管理し、以て、収容定員に対する在籍学生数の適正な管理に結びつけていく。

○ 理工学部

- (1) 入学定員超過率の改善については、適正な入学手続者数を想定したより慎重な合否判定作業を行う。また、入学定員を大きく超過してしまった学科及び学年に対しては、実験設備、クラス数の増加、TAの増員を図り、授業の質を下げないように配慮しつつ、次年度以降の合格者数を減らし、収容定員超過率の改善に努めていく。また、入試広報委員会において、入学センターや予備校による入試分析結果をヒアリングし、入試動向を踏まえた改善の検討を進めていく。

○ 法学研究科

- (1) 現在行われている制度改革検討委員会での具体的対応策の策定、具体的には、入試、研究指導体制、学部と大学院との接続教育、カリキュラム、広報の体制整備等を進展させつつ、適切な定員管理に結びつける施策を講じる。

○ 経済学研究科

- (1) 入学定員削減問題は定員の削減に留まらず、人員配置や科目配置の問題、学部との関係にも関わる大きな問題である。教務委員会及び拡大改革問題検討委員会において早急に定員問題を基礎とする改革方向を検討していく。

○ 商学研究科

- (1) 学生が博士後期課程への進学を目指していくよう、研究者の魅力を強調した学生募集活動を行う。また、博士論文事前指導・審査委員会の安定的運用及び充実化を図り、研究指導体制をさらに体系的なものにすることで博士後期課程における在籍学生数比率の低下につなげる取組みも進めていく。

○ 理工学研究科

- (1) 博士前期課程は、①学部の下級年次からの大学院広報の展開、②学部カリキュラムと大学院カリキュラムの連動の検討（学部在籍学生の大学院授業科目先行履修制度の拡充検討）について、学部との連携を深めつつ推進していくこととする。博士後期課程については、まずは再編が検討される3専攻について学生確保にあたっての見通しを精査するとともに、適切な広報活動について検討を行うこととする。

○ 文学研究科

- (1) 進学相談会の案内を全学メールで連絡する、教員から学生に個別声かけをしてもらうなど、在学生に対して大学院の認知を高めるよう広報活動を行う。学部学生が大学院での研究のおもしろさを体験し、進学動機を強めるよう、学部学生が大学院の授業に出席できる制度の活用の強化をし、定員確保に向けた裾野の拡大に努める。

○ 総合政策研究科

- (1) 特別選考入試の志願者の確保に注力し、総合政策学部学生向けの広報や連携を強化することで志願者増を図る。特別選考入試以外の入試形態についても志願者増を図るため、研究科委員長の下で対策を検討する。

○ 公共政策研究科

- (1) 全学的に検討を行った結果、公務分野における人材養成への社会環境の変化は避けられず、今後も定員を充足する入学者の増加は見込めないと判断し、本学における公務人材養成組織である公共政策研究科の2016年度における学生募集の停止を2015年5月11日の本学理事会において機関決定している。

○ 国際会計研究科

- (1) 志願者数が年々減少し、入学者数・在籍者数ともに定員を大幅に下回る状況が継続していることから、国際会計研究科の2017年度における学生募集の停止を2015年8月3日開催の本学理事会において機関決定している。

○ 戦略経営研究科

- (1) 博士後期課程ビジネス科学専攻については学内からの志願者獲得に努めるとともに、厚生労働省所管の教育訓練給付制度（一般教育訓練給付）対象講座であることについても積極的な広報を行っていく。また、定員、入学金、授業料については開設時に3年以内に見直すこととされていたため、関連する学内組織と連携を行い現状に即した見直しについても検討を進めていく。

【根拠資料】 「\*」はCD-Rに保存

*5-1-1	2015年度受験案内（募集要項） 統一入試、一般入試、センター併用方式、センター単独方式	*5-1-8	2015年度特別入学試験受験案内（募集要項） スポーツ推薦入学試験
*5-1-2	2015年度特別入学試験受験案内（募集要項） 自己推薦入学試験	5-1-9	2015年度入学試験受験案内（募集要項） 学校推薦入学
*5-1-3	2015年度特別入学試験受験案内（募集要項） 自己推薦・海外帰国生等入学試験	*5-1-10	2015年度特別入学試験受験案内（募集要項） 転科・転籍試験／編入学試験
*5-1-4	2015年度特別入学試験受験案内（募集要項） 自己推薦入学試験・海外帰国生等入学試験	*5-1-11	2015年度特別入学試験受験案内（募集要項） 編入学試験
*5-1-5	2015年度特別入学試験受験案内（募集要項） 社会人入学試験	5-1-12	2015年度特別入学試験受験案内（募集要項） 経済学部公共・環境経済学科推薦編入学
*5-1-6	2015年度特別入学試験受験案内（募集要項） 海外帰国生等特別入学試験（法学部・商学部・文学部）／英語運用能力特別入学試験（法学部・商学部）／ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語特別入学試験（商学部）	5-1-13	2015年度特別入学試験受験案内（募集要項） 文学部人文社会科学科フランス語文学文化専攻3年次編入学試験
*5-1-7	2015年度特別入学試験受験案内（募集要項） 外国人留学生入学試験	5-1-14	2015年度文学部転専攻 学士入学 試験要項
		5-1-15	2015年度入学試験受験案内（募集要項） 学校推薦入学 東京コラボレーション・プログラム

- 5-1-16 2015 年度入学試験受験案内 (募集要項)  
学校推薦入学 岐阜アカウンティング・プログラム
- 5-1-17 2015 年度入学試験受験案内 (募集要項)  
学校推薦入学 全国商業高等学校長協会推薦
- 5-1-18 2015 年度理工学部転科試験/編入学試験受験要項
- 5-1-19 2015 年度 中央大学法学部通信教育課程募集要項
- 5-1-20 2015 年度 大学院 入学試験要項
- 5-1-21 2015 年度 大学院 特別選考入学試験要項
- 5-1-22 2015 年度 大学院 外国人留学生入学試験要項
- 5-1-23 2015 年度 大学院 社会人特別入学試験要項
- 5-1-24 中央大学大学院理工学研究科 2015 年度外国人留学生大学推薦特別入学試験要項 (博士課程前期課程都市環境学専攻)
- 5-1-25 中央大学大学院理工学研究科 2015 年度推薦入学特別選考入学試験要項 (博士課程前期課程都市環境学専攻、精密工学専攻)
- 5-1-26 中央大学大学院理工学研究科 2015 年度自己推薦入学試験要項 (博士課程前期課程経営システム工学専攻)
- 5-1-27 中央大学大学院理工学研究科 特別進学 (飛び入学) 入学試験要項 (博士課程前期課程数学専攻)
- 5-1-28 中央大学大学院理工学研究科 博士課程前期課程を1年で修了する者の特別入学試験要項 (博士課程後期課程)
- 5-1-29 2015 年度中央大学大学院理工学研究科社会人特別入学試験要項 (9月入学) 博士課程後期課程
- 5-1-30 2015 年度 (春季) 中央大学専門職大学院国際会計研究科 入学試験要項
- 5-1-31 2015 年度 (秋季) 中央大学専門職大学院国際会計研究科入学試験要項
- 5-1-32 2015 年度 法科大学院 入学者選抜要項
- 5-1-33 2015 年度 (4月入学) 中央大学ビジネススクール (MBAプログラム) 入学試験要項【11月・1月・3月選考】一般入学試験・企業等推薦入学試験
- 5-1-34 2015 年度 (9月入学) 中央大学ビジネススクール (MBAプログラム) 入学試験要項【7月選考】
- 5-1-35 2015 年度 (4月入学) 中央大学ビジネススクール (DBAプログラム) 入学試験要項【2月選考】一般入学試験・学内推薦入学試験
- 5-1-36 中央大学公式Web サイト
- ① 理念・目的等 (教育活動に関する三つの方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/policy/education\\_policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/policy/education_policy/)
  - ② 理念・目的等 (教育目標)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/educational\\_goal/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/educational_goal/)
  - ③ 法学部 (入学者受け入れの方針)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/law/guide/policy/>
  - ④ 法学部通信教育課程 (入学者受け入れの方針)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/correspondence/policy/>
  - ⑤ 経済学部 (入学者受け入れの方針)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/economics/guide/policy/>
  - ⑥ 商学部 (入学者受け入れの方針)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/commerce/guide/policy/>
  - ⑦ 理工学部 (入学者受け入れの方針)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/science/guide/policy/>
  - ⑧ 文学部 (入学者受け入れの方針)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/letters/guide/policy/>
  - ⑨ 総合政策学部 (入学者受け入れの方針)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/policystudies/guide/policy/>
  - ⑩ 法学研究科 (入学者受け入れの方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/law/basic\\_principle/policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/law/basic_principle/policy/)
  - ⑪ 経済学研究科 (入学者受け入れの方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/economics/basic\\_principle/policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/economics/basic_principle/policy/)
  - ⑫ 商学研究科 (入学者受け入れの方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/commerce/basic\\_principle/policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/commerce/basic_principle/policy/)
  - ⑬ 理工学研究科 (入学者受け入れの方針)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/science/overview/policy/>
  - ⑭ 文学研究科 (入学者受け入れの方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/letters/basic\\_principle/policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/letters/basic_principle/policy/)
  - ⑮ 総合政策研究科 (入学者受け入れの方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/policystudies/basic\\_principle/policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/policystudies/basic_principle/policy/)
  - ⑯ 公共政策研究科 (入学者受け入れの方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/publicpolicy/basic\\_principle/policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/publicpolicy/basic_principle/policy/)
  - ⑰ アカウンティングスクール (入学者受け入れの方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/accounting/outline/policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/accounting/outline/policy/)
  - ⑱ ロースクール (入学者受け入れの方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/law/outline/policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/policy/)
  - ⑲ ロースクール (入学者選抜の概要)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/law/orientation/selection/overview/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/overview/)
  - ⑳ ビジネススクール (MBAプログラム・入学者受け入れの方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/business/mba/policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/mba/policy/)
  - ㉑ ビジネススクール (DBAプログラム・入学者受け入れの方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/business/dba/policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/dba/policy/)
  - ㉒ 中央大学受験生ナビ Connect Web  
<http://www.chuo-u.ac.jp/admission/connect/>
  - ㉓ トップページ (Chuo Online)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/>
  - ㉔ 入試情報 (学部入試試験会場)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/admission/faculties/center/place/>
  - ㉕ 学部入試 (入試成績開示 (一般入試・統一入試))  
<http://www.chuo-u.ac.jp/admission/faculties/center/results/>
  - ㉖ 学部入試 (Web 受験票・Web 合否照会)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/admission/faculties/center/inquiry/>
  - ㉗ 大学院  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/>
  - ㉘ 法学部通信教育課程 (入学・編入学)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/correspondence/admission/>
  - ㉙ 中央大学法学部通信教育課程 Web サイト (入学説明会)  
[http://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/entrance\\_guide/explain/](http://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/entrance_guide/explain/)
  - ㉚ 理工学部 (施設見学・実験教室)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/science/guide/visitor/>
  - ㉛ アカウンティングスクール  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/accounting/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/accounting/)
  - ㉜ ロースクール  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/law/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/)
  - ㉝ ビジネススクール  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/business/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/business/)
- \*5-1-37 2014 年度中央大学新入生アンケート集計表 (既出 1-2-8)
- \*5-2-1 中央大学入学センター規程
- 5-2-2 中央大学の学生募集状況 (入学センター 2014 年度活動実績報告資料)
- 5-2-3 CHUO UNIVERSITY Concept 2015 (既出 1-1-6)
- 5-2-4 CHUO UNIVERSITY 中央大学 GUIDE BOOK 2016 (既出 1-2-5)
- 5-2-5 2014 年度高等学校教員・予備校対象進学説明会パンフレット
- 5-2-6 本学附属 4 高校学校案内パンフレット (大学との連携教育)
- \*5-2-7 2015 年度中央大学オープンキャンパス 中央大学附属 4 校生専用イベントパンフレット
- 5-2-8 法学部ガイドブック 2015 (既出 1-1-7)
- 5-2-9 経済学部ガイドブック 2015 (既出 1-1-8)
- 5-2-10 商学部ガイドブック 2015 (既出 1-1-9)
- 5-2-11 理工学部ガイドブック 2015 (既出 1-1-10)
- 5-2-12 文学部ガイドブック 2015 (既出 1-1-11)
- 5-2-13 総合政策学部ガイドブック 2015 (既出 1-1-12)
- 5-2-14 GUIDE BOOK 2015 中央大学 大学院 (既出 1-1-14)
- 5-2-15 中央大学大学院 Guide Book 2016 (既出 1-2-6)
- \*5-2-16 中央大学大学院入学試験運営委員会規程
- \*5-2-17 中央大学専門職大学院の入学者選抜及び広報活動に関する特別措置規程

- 5-2-18 中央大学法学部通信教育課程ガイドブック  
2015 (既出 1-1-13)
- \*5-2-19 経済学部入試・広報委員会内規
- \*5-2-20 経済学部特別入学試験実施手続内規
- \*5-2-21 商学部入学試験合否決定委員会内規
- \*5-2-22 文学部特別入学試験、転専攻及び編入学(学士  
入学を含む) 試験実施に関する内規
- \*5-2-23 総合政策学部入試・合否委員会内規
- 5-2-24 中央大学専門職大学院国際会計研究科  
GUIDE BOOK 2015 SPRING (既出 1-1-15)
- \*5-2-25 2014 年度 国際会計研究科  
学生募集イベント 開催実績
- \*5-2-26 中央大学大学院国際会計研究科入試・広報委員  
会に関する内規
- 5-2-27 中央大学公式 Web サイト掲載ニュース  
(入学者選抜の変更点等について)
- 5-2-28 CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2015  
(既出 1-1-16)
- 5-2-29 CHUO GRADUATE SCHOOL OF STRATEGIC  
MANAGEMENT 2015 (既出 1-1-17)
- 5-2-30 中央大学公式 Web サイト掲載ニュース  
(ビジネススクール入試説明会)
- \*5-2-31 ビジネス科学専攻 (DBAプログラム: 博士  
後期課程) に関する説明会開催について
- 5-2-32 中央大学公式 Web サイト掲載ニュース  
(DBAプログラム (ビジネス科学専攻: 博士後期  
課程) 説明会を開催)
- \*5-2-33 戦略経営研究科入試・広報委員会に関する内規
- 5-3-1 2015 中央大学理工学部履修要項  
(既出 1-2-17)
- 5-3-2 理解度向上講座開講のお知らせ
- 5-3-3 中央大学公式 Web サイト掲載ニュース  
(教育訓練給付金「一般教育訓練」にビジネス  
科学専攻 (DBA プログラム) が指定)
- 5-4-1 オープンキャンパス 入試分析講演会資料
- 5-4-2 2015 年度入試動向に関する分析講演会資料  
【**実地調査時間閲覧資料**】
- \*5-4-3 文学部第 910 回教授会開催通知 (入試動向分析  
講演会開催通知)

## 第6章 学生支援

### 【現状の説明】

#### 1. 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

##### ○ 大学全体

本学は、全学的な事業計画策定における中長期的なコンセプトとして「学生起点の大学づくり」を継続的に掲げ、このコンセプトの下で学生が卒業後においても自らの資質を向上させ社会的自立を図るために必要な能力の涵養に資するよう、学生生活の支援を目的とする学内の各組織が有機的に連携しながら、学生の学修意欲の向上と人間力の醸成に向けた組織的な学修支援・学生生活支援に取り組んできた。本学では、2014年度にこれまで事業計画策定の際に掲げてきたコンセプトの内容を踏まえたかたちで全学的な学生支援に係る方針の明文化を行い、Web サイトを通じて周知している。

具体的な内容は次の通りである。(資料 6-1-1①～③)

##### <学生に対する学修支援に関する方針>

本学は、単に学問的知識を修得するのみならず、豊かな人格と自立した社会人として活躍する素養を兼ね備え、自ら考えて主体的に行動することができる学生を育成するため、物的・経済的条件を整備するに留まらず、各教育研究組織及び学生支援セクションが有機的に連携し、学生の学修意欲の向上と豊かな人間力の醸成に向けた組織的な学修支援施策を実施するものとする。

##### <学生に対する生活支援に関する方針>

本学は、正課内外の活動一つひとつが学生における成長・発展の糧であり、その総体が豊かな人格形成に資するものであるとの認識の下、これを支える教育研究環境及びキャンパスアメニティの質的向上、奨学金をはじめとする経済的支援制度の整備、心身ともに健康に学び生活するための支援の充実等による、総合的かつ体系的な学生支援を可能とする諸施策の推進に全学を挙げて取り組むこととする。

##### <学生の進路支援に関する方針>

本学は、学生が卒業・修了後においても自らの資質を向上させ、社会的自立を図るために必要な能力の涵養に資するよう、また、本学における学修を通じて、学生自らが自身のキャリアデザインを描き、これに基づく主体的な学びを展開できるよう、正課内外におけるキャリア形成支援を充実するとともに、学生の具体的なキャリアビジョンを具現する上で不可欠な進路・就職支援を推進することとする。

#### 2. 学生への学修支援は適切に行われているか。

##### ○ 大学全体

各学部及び研究科においては学生の円滑な学修に資するため、専任教員をクラス担任やクラス（アカデミック）・アドバイザーとして配置しているほか、演習科目等の担当教員が日常的な学習相談等の支援を行っており、授業への出席が思わしくない等の学生の情報を教員と学部事務室の間で共有し、必要に応じて学生相談室とも連携しながら個々の学生の状況に応じた対応・支援を行っている。

休学及び退学の申請は学生が所属する学部または研究科の事務室にて受け付け、教授会の議を経てこれを許可することとなっている。申請書受付時には必ず申請理由とあわせて学生の状況について確認することとしており、大学として支援可能な部分がある場合には、受付を保留した上で関連する学内組織と連携しながら可能な限り学業が継続でき

るよう対応を行っている。なお、学部及び大学院研究科における休学制度については、2015年度より半期単位での休学を可能とする制度改正を行ったところであり、この改正に伴って休学者の動向に変化が生じるかどうかについて、今後は各学部・研究科において検証を行っていく予定である。

他方で、留年については標準修学年限を超えたことによる留年のほか、法学部、文学部及び法務研究科においては所定の学年終了時における修得単位数が一定の基準に満たない者を対象とする進級制限制度を有しており、当該制度の対象となった学生に対しては教員が面談等の指導を行い、状況の把握と学習相談等を実施している状況である。（資料 6-2-1 pp. 57-58、6-2-2 p. 17、6-2-3 pp. 4-5, p. 19）

個々の学部及び研究科における留年者、休・退学者の状況については、各組織の記述並びに中央大学データ集（表 17）をご参照いただきたい。（資料 6-2-4（表 17））

また、補習・補充教育に関する支援については、全学的な体制によるのではなく各学部及び研究科の教育目標・教育内容に応じた取組みを実施している。一例として、理工学部においては入学直後に全新入生を対象とする高校数学・物理理解度テストを実施している。当該テストにおいて一定の正答率を下回った学生に対しては「理解度向上講座」を実施するほか、学部独自に「学習支援センター」を設置し、学習支援に係る個別相談・サポートを行っている。また、法務研究科においては、主に法学未修者を対象に、法務研究科を修了した若手弁護士を中心とした実務講師による正課外のフォローアップを行っている。（資料 6-1-1④、6-2-5 p. 27、6-2-6～7、6-2-8 p. 24）

大学院では、レポート、論文等の学術的な文章の作成を支援する「ライティング・ラボ」を 2011 年度より開設しており、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けた大学院学生チューターがアドバイスを行っている。ライティング・ラボは大学院研究科に在籍する留学生を支援することを開設当初の目的としていたが、2013 年度には学部生を含む全ての学生に利用対象を拡大し、さらに 2014 年度からは多摩キャンパスに加えて後樂園キャンパスにおいても支援を開始している。（資料 6-1-1⑤、6-2-9 p. 148⑤）

障がいのある学生が入学した際には、学生が所属する学部及び研究科の事務室において本人の状況や大学に対する要望等を聴取し、その上で関連する学内組織及び学生が履修している科目の担当教員等と連携をとりながら、個別の事情に応じた支援・対応を行っている。全学的な支援体制としては次のような体制を構築している。

### 1) ノートテイク

主として聴覚障がいを有する学生を対象に、学生ボランティアによるノートテイク支援を実施している。2015 年度は 4 名の学生が利用しており、学生ボランティアとしては約 150 名が登録し、このうち約 30 名が実際に活動している。（資料 6-1-1⑥）

### 2) 精神障がいや発達障がいを有する学生への支援

精神障がいや発達障がいにより修学の継続が困難な学生に対する支援については、学生相談室を中心に各学部事務室等の学内組織が連携して行っているほか、学内にキャンパス・ソーシャルワーカーを配置している。

学生相談室においては、インテークを通じて支援の方向性を整理した後、カウンセラーが中心となって学生の特性に応じた支援を行うとともに、障がいに関連した二次症状等が見られる場合には精神科医が面談し、投薬や外部医療機関への紹介等を行っている。キャンパス・ソーシャルワーカーは、2013年度から文学部事務室内に1名を試行的に配置したものであるが、2015年度からは多摩キャンパス・2名、後樂園キャンパス・1名の体制としている。全員が臨床心理士の有資格者であり、主として日常的な学生対応にあたる教職員に対して専門的な見地からアドバイスを行うほか、必要に応じて学生との面談を行い、学内の関連組織や担当教員等との連携を図りつつ必要な支援を提案する役割を担っている。(資料6-2-10~12)

なお、本学では障がいを有する学生に対する合理的配慮に関するガイドライン及び当該ガイドラインに基づく支援体制のあり方について、学部長会議の下に設置された検討委員会において検討を進めており、2015年度末を目途に策定を行う予定となっている。

本学の奨学金制度は、全学的な管理・運営を行う奨学金制度をベースに、学部・大学院研究科・専門職大学院研究科の人材養成目的の具現に資するべく、各教育研究組織独自の奨学金制度を加えた柔軟な制度となっている点が特色である。このうち、全学的な奨学金制度の運営にあたっては、「中央大学奨学委員会」を設置し、奨学金制度の基本方針に関する事項、奨学金に関する政策の決定及び企画・立案に関する事項、各種奨学金制度に関する事項を行っている。(資料6-2-13)

他方で、奨学委員会においては、大学を取り巻く社会的環境や経済情勢が変化しているにも関わらず、奨学金制度全体に係る検証・検討が長期間なされていないことが課題となっていた。そのため、学長・学部長会議で選出された担当学部長を座長とする「奨学金制度検討ワーキンググループ」において、2011年度から全面的な検証・見直しに着手した。その結果、学部生を対象とする奨学金については2014年度をもって新制度に移行し、大学院学生を対象とする奨学金制度については、大学院研究科委員長会議の下で2016年度からの新制度移行を目指して検討を行っている。(資料6-2-14)

2015年度現在、本学が展開している奨学金制度について、学部生を対象とする給付奨学金としては「中央大学学部生給付奨学金」、「学長賞・学部長賞給付奨学金」、「中央大学経済援助給付奨学金」等を、貸与奨学金としては「中央大学応急奨学金」、「中央大学貸与奨学金」を設けている。また、大学院生を対象とする給付奨学金としては「中央大学大学院給付奨学金」、「飯塚毅奨学金」等を、貸与奨学金としては「中央大学貸与奨学金」、「中央大学応急奨学金」等を設けている。2014年度は、給付奨学金については全学で2,275名に対して総額7億6,134万6,425円を給付し、貸与奨学金については536名に対して総額3億5,695万5,600円を貸与している。(資料6-1-1⑦⑧、6-2-4(表18))

旧奨学金制度は給付奨学金制度と貸与奨学金制度を柱としつつ、給付奨学金については各学部・研究科の教育上の意向を反映した弾力的な制度という特色を有していたものの、他大学と比較して経済支援型奨学金が手薄であるという課題を有していた。

そのため、今般の見直しにあたっては、奨学金を育英型奨学金と経済支援型奨学金とに大別した上で、まずは従来手薄であった経済支援型奨学金の充実を図ることとし、経

济情勢の急激な悪化を背景に時限的措置として設定されていた「経済援助給付奨学金（所得条件型）」を恒常的な制度とするとともに、「中央大学貸与奨学金」（「入学時貸与奨学金」を含む）は、一定の経過措置期間をもって廃止することとした。その一方で、育英型奨学金については、旧制度における「学業成績優秀者奨学金」が有していた学部独自の裁量の余地は残しつつも、奨学金受給自体が目的化するのではなく、受給者が奨学金受給後に大学が主催する交流会等へ参加することにより、受給者の自身の成長や大学全体の活性化につながる制度となるよう、「学長賞・学部長賞給付奨学金」に改めた。このほか、入試成績優秀者に対する奨学金については、地方在住の優秀な学生の受験・入学を促進するとともに経済支援的要素を取り入れた「入試出願前予約採用型給付奨学金」（通称：中央大学予約奨学金）に改定を行っている。これらの奨学金の運用に係る検証については、奨学委員会において随時行い、必要に応じて制度及び出願期間等の変更を行っている。

また、学外の奨学金制度については、日本学生支援機構をはじめ、その他の学外の諸団体の募集する奨学金制度の案内や奨学生の推薦等を行っている。このうち、日本学生支援機構貸与奨学金については、2014年度は学部学生 7,260名、大学院学生 315名、専門職大学院学生 312名（いずれも第1種・第2種合計）の利用実績があった。（資料 6-2-4（表 18））

このほか、学術及びスポーツ分野等における学生の活動を奨励する目的として、①久保田昭夫女子スポーツ奨励賞、②三重野康・高木友之助記念学術奨励賞、③渋谷健一奨励賞、④船木勝馬学術奨励賞、⑤瀧野秀雄学術奨励賞、⑥茨木龍雄学術奨励賞、⑦水野富久司スポーツ奨励賞を設けている。これらは前述の奨学金制度とは趣旨が異なるが、本学においては奨学金的な性格も有している制度である。

さらに、本学では、大学院学生に対する教育研究活動支援の一環として、学会での発表・意見交換の場への参加を促すことを目的とした補助（旅費）制度を設けており、この制度を利用して学生が主体的に学会等へ参加することが可能となっており、特に理工学研究科において積極的な活用がなされている。（資料 6-1-1⑨、6-2-9 pp. 217-219、6-2-15 pp. 179-181）

奨学金制度に関する情報については、Web サイトに集約して発信しているほか、受験生を対象とする大学案内誌、各種入学試験の出願書類にも掲載し、広く周知を行っている。加えて、各学部・研究科独自の奨学金については、Cplusをはじめ、学部事務室及び大学院事務室窓口や掲示板でも周知を行っている。（資料 6-1-1⑦、⑧）

### 3. 学生の生活支援は適切に行われているか。

#### ○ 大学全体

##### 1) 保健センター

本学は、教職員及び学生の健康の保持・増進を図り、必要な医療を提供することを目的に、多摩キャンパスに保健センターを、後樂園キャンパス及び市ヶ谷キャンパスに保健センター分室を置き、医療法に基づく「診療所」として医療業務を行っており、健康面・衛生面から安全かつ円滑な大学運営並びに教育研究活動を支えている。（資料 6-1-1⑩、6-3-1～2）

## ①保健管理

学生の保健管理体系について、本学においては、学校保健安全法に基づく定期健康診断及び事後措置として二次検診（再検査）、保健指導、健康相談、専門医の紹介等を実施している。このうち、定期健康診断は例年 83%前後の受診率となっており、学生の健康管理に資する有効な機会となっている。

## ②診療

本学の保健センターは、医療法に基づく「診療所」として医科及び歯科の診療を行っている。医科については内科系中心の初期診療を行っており、診察内容は感冒などの呼吸器系や下痢・腹痛等の消化器系の急性疾患及び高血圧症・脂質異常症・胃潰瘍等の慢性疾患に対応し、外科・整形外科系では授業・課外活動中の怪我、通学時のバイク・自転車の事故等の外傷に対応しており、外部医療機関での医療が必要な場合は、適宜診療依頼するなどの措置をとっている。また、入学式・卒業式をはじめ、通信教育課程の夏期スクーリング、オープンキャンパスや大学祭等の多人数が参加する行事においても救護体制をとっている。

## ③予防教育、安全・衛生教育

### a. 学生への広報活動

本学の健康関連行事、健康情報及び医療情報等については、Web サイト、C plus 等を通じて提供している。このうち、健康関連行事としては、個々の学生が健康についての関心を高め、健康志向の生活に改善するよう働きかけることを目的に、多摩キャンパス、後楽園キャンパス及び市ヶ谷キャンパスにおいて毎年1回「健康フェア」を実施し健康啓発活動に努めている。

### b. 感染症への対応

学校保健安全法で指定された感染症が発生した場合、本学においては感染状況の把握、学生・教職員へ情報提供による注意喚起及び抗体検査や予防接種に対応する近隣医療機関の紹介等で対応している。患者発生時には感染拡大を防ぐため、2008年12月より感染症に関するWebサイトを開設し、迅速かつ正確な情報を随時更新しているほか、平素から予防策等の情報提供を行っている。

### c. 薬物乱用防止等

本学の「大麻等薬物乱用防止啓発会議」が実施する薬物乱用防止キャンペーンの一環として、学生・教職員・保護者を対象にWebサイト等で広報活動を行っている。

## 2) 学生相談室

本学では、学生生活上の相談窓口として多摩キャンパスと後楽園キャンパスに学生相談室を、市ヶ谷キャンパスに専門職大学院学生相談室を設置し、学生（状況によっては父母・友人等の関係者）からの相談を受け付けている。一般的に相談室の形態は「よろず相談型」、「カウンセリング型」、「医療型」という3つの形態に区分され

るが、本学では最も間口の広い「よろず相談型」を採用し、学業のみならず学生生活で生起する多種多様な問題について相談を受け付けている。精神科医・心理カウンセラー・弁護士に加え、各学部から選出された教員相談員及び各学部事務室・大学院事務室の各事務長をはじめとする職務上職員相談員が相談業務に就いており、相談の内容によって学部事務室をはじめとする学内組織及び外部医療機関や学生の父母等との連携の下で、解決に向けたサポートを行っている。2014年度における利用実績は中央大学データ集（表19）に示す通りである。（資料6-2-4（表19）、6-3-3第7～10条、6-3-4）

学生等への周知については、Webサイトへの掲載や入学時の学園生活オリエンテーション等における説明やパンフレット配布を行っているほか、学生の父母等に向けては父母向け広報誌「草のみどり」等を通じて紹介を行っている。（資料6-1-1⑩、⑪、6-2-10～11、6-3-5 p.107～108）

多摩キャンパスの学生相談室においては、月～金曜日は精神科医を1名、心理カウンセラーを1名（木曜日のみ2名）配置し、メンタル面で問題を抱えた学生に対応しているほか、法律問題の専門家として弁護士を水曜日に1名配置し、学生をターゲットとした悪質商法やトラブルなどが発生した場合に助言を受けながら解決していくことが可能な体制を整備している。後楽園キャンパスの学生相談室においては、2015年度から新たに臨床心理士資格を有するキャンパス・ソーシャルワーカーを配置し、水曜日については嘱託心理カウンセラーとしての相談受付も行うことで、月～金曜日に精神科医か心理カウンセラーのいずれか1名を配置する体制を整えている。また、市ヶ谷キャンパスの専門職大学院学生相談室は専門職大学院の学生を対象とし、専門職大学院学生相談室委員会がその運営にあたっている。メンタルに関わる相談には、精神科医2名（相談時間 毎週水・木曜日 13時～16時）と心理カウンセラー1名（相談時間 毎週金曜日 13時～16時）が対応し、その他の事項については、専門職大学院各研究科から選出された9名の教員相談員が対応する体制をとっている。専門職大学院学生相談室については、法務研究科が所在する市ヶ谷キャンパスに置かれていること、法務研究科以外の専門職大学院研究科は大半の学生が社会人学生であること等から、その利用者の9割以上が法務研究科の在学生であることが特徴である。（6-2-4（表19））

学生の相談内容については、その内容に応じて、①A領域：（学業）・課外活動・資格試験・留学等、②B領域：進路・就職等、③C領域：精神衛生・性格・宗教・対人関係・健康・恋愛等、④D領域：法律・学費・家計・生活等、の4領域に分類しているが、多摩キャンパス・後楽園キャンパスの学生相談室においては、このうちC領域の相談が占める割合が相談件数全体の5割を占めている。加えて、C領域の相談については、他の領域と比較して1人の来談者に対して継続した対応が必要となり、複数回の来談が生じるケースが多いことから、これに対応する専門スタッフの安定的な確保や相談スペースの拡充がいずれの相談室においても課題となっている。

他方で、大学生活において支援を必要とする学生を継続的に支援していくにあたっては、学生相談室での対応のみならず、日常的に学生と接する教職員が大きな役割を担う必要があるため、学生相談室では教職員に対する情報発信・意識啓発にも注力している。

具体的な取組みとしては、各学部教授会において毎年1回、学生相談室の専門スタッフ（精神科医、心理カウンセラー）による精神衛生に関する懇談会を開催し、困難を抱える学生への気づきのきっかけとなるように事例の紹介を行っているほか、日常の学生対応の際に教職員が留意すべきポイントを共有することを目的とした冊子『教職員のための学生相談ハンドブック 気になる学生に出会ったら』を作成し、教職員専用 Web サイトで公開するとともに、新任の専任教職員には冊子の配布も行っている。加えて、職員に対しては、「職員のための学生対応スキルアップ・セミナー」を2009年度から毎年開催し、学生相談に関連するテーマで講演を行っている。このセミナーは、日常的に学生と接する機会が多い職員に向けて、精神科医や心理カウンセラーから直接話を聞くものであり、2014年度については多摩キャンパスにおいて3回実施し、延べ70名の職員の参加が得られている。セミナーの内容は講義録として取りまとめ、全部課室に配布して広く情報を共有している。（資料6-3-6～9）

さらに、本学ではこれらの取組みに加えて、学生の変化に早い段階で気づき、学生相談室への来談を促すなど、日常的に学生と接している教職員全体で学生を見守りながら支援を行っていく仕組みとして、「心に困難を抱える学生のための支援体制」を2012年度から構築している。この取組みは、各学部から教員1名・職員1名の支援担当者を選出し、この担当者を中核に学部内及び学部と学生相談室との情報共有・連携のもとで支援を行うものであり、悩みを抱えながらも学生相談室を訪れていない学生に早い段階で気づき、学生相談室を中核に関連する学内組織が連携しながら必要な支援を継続して行うことが可能となっている。（資料6-3-10～11）

ハラスメント防止・啓発に向けては、大学の基本方針として「中央大学ハラスメント防止啓発宣言」を制定するとともに、同宣言とあわせて制定した中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程及び中央大学ハラスメント防止啓発ガイドラインに基づき、組織的な取組みを行っている。（資料6-3-12～13）

中央大学ハラスメント防止啓発宣言並びにハラスメント防止啓発に向けた大学の取組みに係る周知については Web サイトを通じて行っているほか、構成員の属性に応じた周知を行っている。具体的に、学生に対しては入学時のガイダンス等においてハラスメントについての啓発とリーフレットの配布を行っている。専任教員に対しては教授会におけるリーフレットの配布、兼任教員に対しては冊子「兼任講師ガイドブック」への掲載を通じた支援に加え、4月の授業開始時期に兼任教員用レターボックスにリーフレットの配布を行っている。このほか、正課授業以外の法職講座や経理研究所等の講師に対してもリーフレットを配布して啓発を行っている。職員に対しては、全部課室へリーフレットを毎年配布することにより周知している。（資料6-1-1⑬、6-3-14～15、6-3-16 p. 18, p. 24）

### 3) ハラスメント防止啓発に関する組織体制等

本学におけるハラスメント防止啓発に関する組織体制は、中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程において、「本学におけるハラスメントの防止啓発活動を統一かつ継続的に行うため、防止啓発委員会を置く」、また、「ハラスメントに関する業務を処理するため、防止啓発委員会の下に防止啓発支援室を置く」と定めている。ハラス

メント防止啓発委員会は法人及び教学の各組織から選出された委員により構成され、ハラスメント防止啓発支援室は法人事務組織としての位置づけである。(資料 6-3-12 第 24 条、第 39 条)

ハラスメント防止啓発委員会の下には、日常的な防止啓発活動と事案解決にあたる組織としてハラスメント防止啓発運営委員会を設置し、ハラスメント防止啓発支援室と連携して、ハラスメント事案の解決に向けた対応にあたるとともに、ハラスメントのない快適な教育・研究、就業環境を作りだし、維持するための防止啓発活動を行っている。運営委員会は、各学部、各研究科、各附属中学・高校教諭及び事務職員から理事長が委嘱した 35 名で構成されるが、なるべく多くの防止啓発運営委員が事案対応を担当することで特定の委員に負担が偏らないようにするため、4 名毎の月当番を決めている。これにより、それぞれの運営委員に経験が蓄積され、よりスムーズな事案解決及び防止啓発支援活動を可能にしている。また、事案内容によっては当該組織に所属する委員は担当から外す等の配慮を行っている。さらに、運営委員会の中には具体的な日常業務を遂行することを目的とする常務委員会を設置し、多様な相談に対して柔軟な対応を可能にしている。(資料 6-3-12 第 29 条、第 36 条)

日常的なハラスメントの相談については、ハラスメント防止啓発支援室、学生相談課、(多摩キャンパス)、理工学部学生生活課(後楽園キャンパス)、専門職大学院事務部(市ヶ谷キャンパス及び市ヶ谷田町キャンパス、後楽園キャンパス)及び通信教育部事務室が窓口となり、直接来室・電話による相談を受けている。さらにハラスメント防止啓発支援室では、FAX、メール、手紙での相談にも対応することとし、相談者がアクセスしやすい相談体制を整えている。(資料 6-1-1⑬)

#### 4) ハラスメント防止啓発活動等

学内構成員におけるハラスメントに対する正しい理解と防止啓発を目的に、ハラスメント防止啓発委員会を中心に以下のような取組みを実施している。

##### ① 講演会・研修会

学生、教職員、附属高校生それぞれを対象とした講演会を毎年度実施している。2014 年度は、学生対象の講演会については 5 回、教職員対象の講演会・研修会については 11 回、附属高校生対象の講演会については 4 回実施している。これに加えて、2014 年度は教育実習生を対象としたハラスメント防止啓発講演会を多摩キャンパス・後楽園キャンパスにおいて実施しており、2015 年度以降は教育実習生全員参加の正規のプログラムとして実施している。

学生及び教職員を対象とする講演会については、多摩キャンパスのみならず後楽園キャンパスでも開催し、構成員が年間に 1 回は参加が可能となるよう配慮している。また、新任の教職員に対しては全員に対してハラスメント防止啓発に対する理解と意識を高めるための研修を実施している。(資料 6-3-17~19)

##### ② 防止啓発キャンペーン

防止啓発キャンペーンについては、2008 年度よりハラスメント防止啓発の趣旨に

賛同して活動している学生団体(名称：NON HARASSMENT PROJECT<略称 NHP>)が、ハラスメント防止啓発委員会と協働で企画から運営まで行っている。2014年度の多摩キャンパスにおける防止啓発キャンペーンでは、①キャンペーンの趣旨に賛同する学生団体によるパフォーマンス、②デートDVをテーマとした劇の上演と問題提起、③図書館ギャラリーにおける展示等の企画、④NHPの活動についてのPRを実施し、後樂園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キャンパスにおいては、展示形式のキャンペーンを実施している。さらに、多摩キャンパスと後樂園キャンパスにおいては、外部講師によるストーカーに関する講演会も実施している。これらの取組みは、学生をはじめ多くの学内構成員におけるハラスメント防止啓発意識を醸成する契機となっている。(資料6-3-17、6-3-20)

### ③構成員を対象とするアンケート調査

学校法人中央大学の全構成員(附属高校を含む)を対象とする「中央大学ハラスメント実態調査」を、2008年度以降、4年に一度実施している。2012年度には新たに本学附属中学生も含めた全構成員に対して2回目の調査を実施し、中学生・高校生版と学部生・大学院生・全教職員版の2種類の報告書を作成・配布し、防止啓発活動に活用している。(資料6-3-21)

このような全学的な取組み以外にも、学部単位での履修ガイダンスでの説明の実施等、学内組織との連携による防止啓発活動が近年広がりつつある。

以上の取組みの結果、大学評価委員会が実施している「在学生アンケート」においては、各年度とも回答者の50%前後が「本学がハラスメント相談窓口の設置やハラスメント防止啓発活動を行っていること」について「知っている」と回答しており、在学生においても一定の認知がなされていると推測される。(資料6-3-22 p.23)

過去3年間のハラスメントに関する相談件数については、中央大学データ集(表19)に示した通りである。2014年度は前年度に比し32件の増であり、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントのそれぞれで増加となった。アカデミック・ハラスメントについては、教授会において継続して防止啓発に取り組んでいるが、現在も恒常的に相談があり、更なる啓発の必要性があると考えている。パワー・ハラスメントについては、厚生労働省が指針を発表し、国がパワー・ハラスメントに言及した最初の年にあたる2012年度に激増した。その後、2013年度は減少したものの、2014年度はまた増加に転じており、潜在化している問題があるのではないかと懸念はある。また、背景に人間関係上の大きな問題があり、その枝葉の現象としてハラスメントが表出している事例や、各組織での初動時の対応に納得せず最終的な相談先としてハラスメント防止啓発支援室に相談が持ち込まれる事例等、本質的にはハラスメント事案とはいえない事案が恒常的に一定数あることから、今まで以上に学内各組織に対する啓発活動を行い、組織間の連携を一層強めることで適切に対応していくことの必要性が高まっているといえる。(資料6-2-4(表19))

ハラスメント事案への対応については、中央大学ハラスメント防止啓発に関する規

程に基づいて、ハラスメント防止啓発運営委員会がハラスメント防止啓発支援室と連携して対応にあたっているが、その際の中核となるのが運営委員長及び運営副委員長から構成される常務委員会である。常務委員会は2週に1回の頻度で開催され、ハラスメント相談の具体的な解決に向けた対応の検討・協議を行い、規程に基づき適切な措置が講じられ、被害回復へと繋がるよう努めており、多くの場合、相談者が希望する方向での問題解決を実現している。(資料6-1-1④、6-3-12第13～23条)

ハラスメント事案への対応については、対応の困難性及び運営委員、常務委員の負担を考慮し、外部機関への委託を進めるべきであるとの意見もあるが、事案の内容は多種多様であり、学内の具体的事情に応じて適宜適切な対応を行うことが相談者の今後の安心・安全に繋がり、さらに、委員の対応経験が今後の防止啓発の発見にも役立つことになることから、学内における対応が妥当であると捉え、適切かつ組織的な対応体制の更なる強化に努めている。

また、外国人留学生に対する支援については国際センターが中心となって実施している。具体的には、日本人学生の留学サポートサークルの協力のもとで、交換留学生が来日する際のピックアップ・滞在宿舎への案内、市役所への手続き支援等を行っている。さらに、2012年9月からは、受け入れ留学生を対象に「中央ピア・プログラム(CPP: Chuo Peer Program)」を立ち上げており、ボランティアとして登録された学生が、履修相談、サークルやイベント等の学内課外活動の案内、来日当初の日常必需品の買い物への付き添い、東京案内、日本語学習の手伝い、Language Exchange等、留学生の日本での生活やキャンパスライフにおける様々なサポートを行っている。(資料6-3-23)

また、住居面での支援としては、2011年度に大学直営の国際寮(日野市)を、2012年度には外部管理委託による国際交流寮(多摩市)を開設している。大学直営の国際寮は、シェアハウス方式を採用し、協定大学からの交換留学生のほか、私費外国人留学生、日本人学生が入居可能となっており、日常生活を通じて異なる言語や文化、生活習慣に接することにより、学生の国際感覚の涵養も図っている。現在では、国際寮生のスポーツ大会等のイベントも開催されているほか、寮内においても、交換留学生の生活サポート役を担い、かつ寮内の規則を遵守させる役割を担うレジデンス・アドバイザーを日本人学生及び私費留学生の中から立候補により選出するとともに、その中から寮長を選出し、寮長の下で具体的な運営体制を決定した上で、留学生に対する支援を行っている。また、レジデンス・アドバイザーと国際センター及び管理会社とのミーティングも適宜開催し、課題の共有や課題解決に向けた対応策について議論している。また、両寮ともに常駐管理人を配置しており、寮における危機管理体制も十分なものとなっている。なお、後樂園キャンパスに通う交換留学生への宿舎対応についても、公益財団法人アジア学生文化協会との協力提携に基づき、初期対応(協会の寮を手配する)を協会が担う体制が構築されており、十全な支援対応が可能となっている。(資料6-1-1⑤)

このほか、外国人留学生と日本人学生との交流を通して学内の国際交流意識の向上を図るために、春と秋の新生歓迎会のほか、平和セミナー(2009～2014年度は沖縄)を定期的実施している。(資料6-1-1⑥)

#### 4. 学生の進路支援は適切に行われているか。

##### ○ 大学全体

学生の進路選択に関わる指導・ガイダンス等については、キャリアセンターが中心となって実施しているほか、学生生活全体における自己成長支援として、全学で「知性×行動特性」学修プログラムの取組みを推進している。このほか、各学部及び研究科においても各組織の特色に応じたキャリア支援を行っており、一例として、法学部におけるリソースセンターを中心とする取組み、理工学部における産学連携教育を通じた理工系女子学生のキャリア支援（女性研究者・技術者育成プログラム「WISE Chuo」）、法務研究科におけるリーガル・キャリアサポート委員会による支援等があげられる。（資料 6-1-1 ⑰～⑳）

以下、全学としてのキャリア支援の取組み状況について、1）キャリア形成に係る教育、2）行動特性（コンピテンシー）に関する取組み、3）キャリアデザイン・プログラム、4）就職活動サポート・プログラム、の4つの活動を全学的に展開している。

##### 1) キャリア形成に係る教育

本学では、各学部を設置する科目のうち、学生のキャリア形成に関連する科目を全学的に「キャリア教育科目」として位置づけている。

キャリア教育科目とは、学生が自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計を探るための助けとなるよう考えられた科目であり、その課題は、個々の学生がこうした将来を見通したキャリアをイメージし、そのために意識的な学生生活を送ることをサポートするところにある。そして、「キャリア」とは、単に資格や経歴、職業経験などを意味するのではなく、生涯を通じて豊かな人生を築いていくために不可欠な「自分らしい生き方」を意味している。各学部のキャリア教育科目は、こうした学生の将来設計を探る手助けとなることを目的に設置されている。

これに加えて、キャリア形成に必要な「社会人基礎力（「前に踏み出す力（アクション）」・「考え抜く力（シンキング）」・「チームで働く力（チームワーク）」）」の向上を図るとともに、学生が自らのコンピテンシーを発見し、さらに、学生一人ひとりのキャリア形成に対する意識・意欲を喚起することで、キャリア形成を前向きに捉えるための動機付けを行うことを目的として、「キャリア・デザイン・ワークショップ」を学部間共通の科目として設置している。（資料 6-2-1 pp. 50-51, 6-2-2 pp. 59-60, 6-2-5 p. 25, 6-4-1 pp. 21-22, 6-4-2 pp. 55-57, 6-4-3 pp. 23-24）

##### 2) 行動特性（コンピテンシー）に関する取組み

本取組みは、社会で求められている「人間力」を評価する一つの指標として、行動特性（コンピテンシー）に着目し、従来の GPA に代表される「学力」の伸長のみならず、個々の学生が有する「行動特性」を自己確認させつつ主体的な行動に繋げることにより、自身の「行動特性」の伸長・涵養を図ることを目的とし、具体的には、正課内外の授業や講座を通じて学生の「行動特性」の伸長を促す取組みと、授業など学びの場を通じて得た「知性」とを有機的に連動させることにより、体系的なコンピテンシー育成を図るものである。（資料 6-1-1⑰、6-4-4）

### 3) キャリアデザイン・プログラム

学生自らが行動を起こし、「職業観を身につける」、「社会に必要な能力を高める」ためのプログラムである。学生自身がやりたいこと、なりたい自分をイメージできるように、講演会や少人数グループワークなどで将来を考えるための情報収集や体験の機会を設け、入学直後から卒業後の進路を決めるまで、社会や仕事について体系的に学ぶことができる点が特徴である。学生生活の早期段階から多彩なプログラムへ参加することで、自分を見つめ直し、修学その他の目的意識を持って大学生活を送ることが可能となるよう配慮している。(資料 6-1-1㉔、6-4-5~6)

[主なプログラム]

- ・キャリアデザイン・ノートの配布
- ・自己理解セミナー
- ・能力開発講座
- ・大学生の基礎力測定「PROG」
- ・キャリア講演会
- ・キャリアデザイン・インターンシップ

### 4) 就職活動サポート・プログラム

キャリアデザイン・プログラム、キャリアデザイン・インターンシップを経て、設計してきた自分の未来図を形にするための最終ステップが就職活動段階であり、学生一人ひとりが充実した就職活動を行えるように、キャリアセンターにおいてきめ細かいフォローアップを行っている。なお、本学は多摩キャンパスに文系学部及び文系の大学院各研究科が、後楽園キャンパスに理工学部及び理工学研究科が所在していることから、それぞれのキャンパスにおいて文系・理系の特性に応じたきめの細かい支援を展開している。(資料 6-1-1㉔、6-4-5、6-4-7)

[主なプログラム]

- ・就職ガイダンス
- ・個人面談
- ・「Career Center net」進路・就職支援ネット
- ・就職合宿セミナー/面接力 UP セミナー
- ・キャリア・ベーシック (業界研究会)
- ・キャリア・ベーシック (職種研究会)
- ・ジョブ・フェスティバル (学内企業セミナー)
- ・U・I ターンガイダンス
- ・キャリア・ライブ (OB・OG 交流会)
- ・公務員講座
- ・教員採用試験支援
- ・理工学部／研究科における CREW 活動 (就職内定学生による後輩の進路選択支援)

以上のように、本学では、学生の入学後からそれぞれのステージに応じた将来の進路を考えるためのプログラムを多数用意しており、年々強化を行っている。その結果、本学における 2014 年度の就職決定率は大学全体で 97.9% (文部科学省「大学等卒業者の就職状況調査 (4 月 1 日現在)」における全国の大学就職率:96.7%) と高くなっており、かつ多くの学生が希望する企業・業界への就職を果たしていることから、その活動は有効に機能しているといえる。(資料 6-4-8)

本学では、学生のキャリア形成及び就職支援を目的とする組織として、キャリアセンターを設置している。文系学部及び文系大学院研究科の学生に対する支援については、キャリアセンター（多摩キャンパス）が、理工学部及び理工学研究科の学生に対する支援については理工キャリア支援課（後樂園キャンパス）がこれを担っている。（資料 6-4-5）

加えて、本学では、学部生に対するキャリア教育の推進を目的に「キャリア教育委員会」を、「知性×行動特性」学修プログラムの推進にあたっては、『知性×行動特性』学修プログラム実行委員会」をそれぞれ設置している。これらの委員会は、各学部から選出された教員及び専任職員から構成されており、各学部教授会と密接に連携を図りながら全学的な取組みの推進にあたって中心的な役割を担っている。（資料 6-4-9～10）

## 【点検・評価】

### ● 基準 6 の充足状況

本学における学生生活支援体制は年々充実したものとなっており、学生のニーズや社会の変化に応じて、多種多様の取組みを推進しており、各取組みの実施主体となるセクションによる日常的な検証を通じて、その質の確保に努めている状況である。この結果として、これらの受け手となる学生からの満足度も各種のアンケート結果において高水準の数値となっていることから、本項目の基準に概ね適合している状況にある。

#### < 効果が上がっている事項 >

##### ○ 大学全体

- (1) 学生の生活支援に係る取組みとして、「心に困難を抱える学生のための支援体制」を構築し、学生相談室及び学部事務室を中核としながら関係組織が連携して支援の必要な学生への対応をきめ細かに行っている。教授会を活用した精神衛生に関する懇談会や職員向けの「学生対応スキルアップ・セミナー」の開催により教職員の意識啓発にも継続して取り組んでいるなど、大規模大学でありながらも大学全体で学生を見守りつつ支援することが可能となっている。（資料 6-3-7～11）
- (2) ハラスメントへの対応については、直接来室による相談のみならず、メールや FAX による相談やハラスメント相談専用電話等、多様な相談ツールを用意し、相談者が相談しやすい環境を整備するとともに、学生団体 NON HARASSMENT PROJECT や学内組織との連携のもと、防止啓発活動を組織的に展開している。加えて、事案対応後においても、必要に応じて相談者に対する被害回復の措置を講じているほか、相手方（ハラスメント行為を行った者）に対する研修や事案が発生した組織等に対する提言・指導の実施等を行い、事案の再発や同様の事案の発生を根本から防ぐ取組みを行っており、一定の成果をあげている。（資料 6-1-1⑬）
- (3) 本学卒業生のネットワークを活用したキャリア支援を積極的に展開している点が特徴である。特に、比較的若い世代の卒業生と在学生との交流会である「キャリア・ライブ（OB・OG 交流会）」については、学生から「10年後の自分の姿が描けるようになった」等の高い評価を得ている。（資料 6-4-7 p. 14）

<改善すべき事項>

○ 大学全体

- (1) 障がいをもつ学生への更なる支援の充実に向けては、本学にキャンパス・ソーシャルワーカーを配置して対応を行っているが、修学からキャリアデザインまでを見据えた長期的な支援体制のあり方や支援にあたっての方針等の具体的な内容について明確化していく必要がある。
- (2) 全学として推進している「知性×行動特性」学修プログラムにおいて導入しているコンピテンシー自己評価システム (C-compass) については、各学部の導入教育等を通じて活用を促しているものの、現段階においては十分な活用がなされていない状況にある。

**【将来に向けた発展方策】**

<効果が上がっている事項>

○ 大学全体

- (1) 「心に困難を抱える学生のための支援体制」担当者間の情報共有・連携をさらに強化するとともに、その他の教職員に対する啓発の機会を継続的に設けることで、更なる支援体制の強化に努めていく。
- (2) ハラスメント防止啓発に向けては、引き続き、リーフレットの配布や防止啓発イベント等を通じて学内構成員の啓発に努めていく。とりわけ、2015年度においては、UN Women 「He For She」に賛同した取組みを全学的に展開していく予定であり、ハラスメント防止啓発キャンペーンについてもこれと連動した企画を実施する予定となっている。また、多様化・複雑化する事案への対応にあたっては、関係部課室と定期的に懇談する機会を持つことにより、相互に抱える問題を可能な範囲で共有し、より多角的な視点から柔軟な対応を行っていく。
- (3) 卒業生と連携したイベント等については、参加者からのアンケート等を元に、今後もプログラム内容や実施方法の更なる工夫を行っていく。また、インターンシップ等についても、本学卒業生の組織である学生会や南甲倶楽部等を通じ、より積極的な協力関係を構築できるよう努めていく。

<改善すべき事項>

○ 大学全体

- (1) 障がいをもつ学生への支援については、学部長会議の下に設置された検討委員会において障がいをもつ学生に対する合理的配慮に関するガイドライン及び当該ガイドラインに基づく支援体制のあり方に係る検討を行っており、2015年度末を目途に策定を行う予定となっている。また、キャンパス・ソーシャルワーカーによる支援については、2015年度より学内にCSW連絡会を立ちあげ、情報交換・ケース検討等を定期的に行っており、今後はこうした取組みを通じて支援に係るPDCAサイクルを構築し、大学として一定程度の支援方針の共通化を図っていくこととする。
- (2) C-compass の活用促進に向けては、キャリア形成を目的とするイベントや各学部との連携により、導入教育において実施しているキャリア教育プログラムにおける周

知・啓発を引き続き行っていく。

【根拠資料】 「\*」はCD-Rに保存

- 6-1-1 中央大学公式Web サイト
- ① 理念・目的等 (学生の修学支援に関する方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/policy/study\\_support/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/policy/study_support/)
  - ② 理念・目的等 (学生の生活支援に関する方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/policy/general\\_support/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/policy/general_support/)
  - ③ 理念・目的等 (学生の進路支援に関する方針)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/policy/career\\_support/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/policy/career_support/)
  - ④ ロースクール (実務講師からのサポート)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/law/assist\\_system/learning/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/assist_system/learning/)
  - ⑤ 中央大学ライティング・ラボWeb サイト  
<https://www2.chuo-u.ac.jp/daigakuin/writinglab/index.html>
  - ⑥ ボランティア (ノートイックボランティア)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/usr/volunteer/activities/notetake/notetake\\_vol/](http://www.chuo-u.ac.jp/usr/volunteer/activities/notetake/notetake_vol/)
  - ⑦ 奨学金 (学部)の奨学金制度  
<http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/faculties/>
  - ⑧ 奨学金 (大学院)の奨学金制度  
<http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/gschool/>
  - ⑨ 理工学研究科 (ハイレベルな研究発表と充実した支援制度)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/science/overview/support/>
  - ⑩ 保健センター  
[http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/health\\_center/service/](http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/health_center/service/)
  - ⑪ 文系学部の学生生活サポート (多摩キャンパス) (相談したいことがあったら)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/tamampus/counseling/>
  - ⑫ 理工学部の学生生活サポート (後楽園キャンパス) (相談したいことがあったら)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/korakuencampus/counseling/>
  - ⑬ 大学の取り組み (ハラスメント対策)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/harassment/>
  - ⑭ ハラスメント対策 (ハラスメントの解決に向けてこのように対応します)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/harassment/harassment05.html>
  - ⑮ 国際連携・留学 (国際寮)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/international/dormitory/>
  - ⑯ 国際連携・留学 (プログラムやイベント)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/international/program/>
  - ⑰ 特色ある教育 (「知性×行動特性」学修プログラム)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/gp/competency\\_pro/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/gp/competency_pro/)
  - ⑱ 法学部 (リソースセンター)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/law/guide/resource/>
  - ⑲ 理工学部 (理系をめざす女性へ)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/science/guide/wise/>
  - ⑳ ロースクール (キャリアサポート)  
[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_graduateschool/law/career/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/career/)
  - ㉑ キャリアサポート (キャリアセンター)  
<http://www.chuo-u.ac.jp/career/center/>
- 6-2-1 履修要項2015 中央大学法学部 (既出1-2-10)
- 6-2-2 2015年度入学生用 文学部履修要項 (既出1-2-19)
- 6-2-3 2015履修要項 大学院法務研究科 (既出1-2-29)
- \*6-2-4 中央大学データ集 (既出3-1-77)
- 6-2-5 2015中央大学理工学部履修要項 (既出1-2-17)
- 6-2-6 理解度向上講座開講のお知らせ (既出5-3-2)
- \*6-2-7 学習支援センター開室スケジュール (2015年度)
- 6-2-8 CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 (既出1-2-28)
- \*6-2-9 2015年度 大学院履修要項 (既出1-2-23)
- 6-2-10 中央大学学生相談室利用案内
- 6-2-11 心身のサポート案内
- \*6-2-12 教育力向上推進事業「発達障害の学生に対するトータルな学修支援」中間報告
- \*6-2-13 中央大学奨学委員会規程
- 6-2-14 奨学金制度の見直しについて
- 【実地調査時間閲覧資料】
- 6-2-15 履修要項2015 中央大学大学院理工学研究科 (既出1-2-24)
- \*6-3-1 中央大学保健センター規程
- 6-3-2 中央大学保健センター年報 第18号  
【実地調査時間閲覧資料】
- \*6-3-3 中央大学学生部規程
- \*6-3-4 中央大学専門職大学院学生相談室に関する特別措置規程
- 6-3-5 2015父母のための中大ガイド (既出1-2-4)
- \*6-3-6 教授会と学生相談室との懇談 実施実績 (2010~2015年度)
- 6-3-7 中央大学学生相談室報告書第28号 (2014年度)  
【実地調査時間閲覧資料】
- 6-3-8 教職員のための学生相談ハンドブック 気になる学生に出会ったら【実地調査時間閲覧資料】
- \*6-3-9 学生対応スキルアップ・セミナー 開催案内 (2014・2015年度)
- \*6-3-10 心に困難を抱える学生のための支援について
- \*6-3-11 「心に困難を抱える学生のための支援体制」担当者名簿
- \*6-3-12 中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程
- \*6-3-13 中央大学ハラスメント防止啓発ガイドライン
- 6-3-14 ハラスメント防止啓発リーフレット
- \*6-3-15 教授会におけるハラスメント防止啓発日程
- 6-3-16 兼任講師ガイドブック (2015年度版) (既出1-2-2)
- 6-3-17 2014年度ハラスメント防止啓発委員会活動報告書【実地調査時間閲覧資料】
- \*6-3-18 ハラスメント防止啓発研修会開催について
- \*6-3-19 2015年度新任専任教員研修会開催通知 (既出1-2-3)
- 6-3-20 中央大学公式Web サイト掲載ニュース (2015年度ハラスメント防止啓発キャンペーン)
- 6-3-21 中央大学ハラスメント実態調査2012 調査票
- \*6-3-22 2014年度中央大学在学学生 (2年生以上) 学習と学生生活アンケート集計表 (既出1-2-7)
- \*6-3-23 中央ピア・プログラム学生ボランティア募集告知
- 6-4-1 2015年度入学生用履修要項 中央大学経済学部 (既出1-2-13)
- 6-4-2 FACULTY OF COMMERCE CHUO UNIVERSITY 2015 中央大学商学部履修要項 (既出1-2-15)
- 6-4-3 ACADEMIC CATALOG 2015 中央大学総合政策学部履修要項 (既出1-2-21)
- 6-4-4 C-compass ガイドブック 2015年度版 (既出4(5)-1-15)
- 6-4-5 Chuo Career Design 2015 キャリアセンターを利用しよう!
- 6-4-6 中央大学 キャリアデザイン・ノート 2015
- 6-4-7 2015年度第1回就職ガイダンス配布資料
- \*6-4-8 学部学生における就職決定率 (2010~2014年度)
- \*6-4-9 中央大学キャリア教育委員会に関する規程
- \*6-4-10 「知性×行動特性」学修プログラム実行委員会設置要綱

## 第7章 教育研究等環境

### 【現状の説明】

#### 1. 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

##### ○ 大学全体

#### 1) 校地・校舎・施設・設備の整備に関する方針および計画

本学は、2008年12月8日開催の理事会において「創立125周年に向けて本学を総合大学として更に発展させるための理事会基本方針」を取りまとめ、法人における重点事項の中で、教育並びに研究体制の質の向上に資する多摩キャンパスの施設設備の整備充実、都心新施設の確保策及び後楽園キャンパスの現状検証と施設設備の整備充実、専門職大学院の徹底的強化策と施設設備の整備充実を掲げた。これに基づき、2009年8月29日開催の理事会において、理事会基本方針を実現するための施設整備に特化した方針（「施設整備基本方針－理事会基本方針を実現するための施設整備の考え方と在り方－」）を策定し、市ヶ谷田町キャンパスの取得（2009年度）とそれに伴う後楽園キャンパス、市ヶ谷キャンパスにおける教育・研究施設の再配置をはじめ、各キャンパスにおける施設設備の整備と一層の充実に向けた取組みを進めてきた。

また、本学では2015年10月に中央大学中長期事業計画（Chuo Vision 2025）を機関決定し、本事業計画において本学のMissionとして「グローバルな視野と実地応用の力を備え、人類の福祉に貢献する人材の育成」を掲げ、これを実現するVisionのうち、施設・設備の整備に係るものとして「人類の未来を拓き、常に新たな社会的価値を創出する総合キャンパスの構築」を掲げている。そのため、本学ではこの内容を今後における施設・設備の整備に係る方針としつつ、具体的な整備計画等についてはその進捗にあわせて新たなものを策定していく予定となっている。（資料7-1-5）

なお、キャンパス内の環境整備に係る方針としては、「クリーン・キャンパス宣言」を策定し、学内の美化と静かで安定した教育・研究環境の整備・充実を努めている。「クリーン・キャンパス宣言」は、「中央大学創立125周年記念プロジェクト」の一環として多摩キャンパス内のグリーンテラスや白門プロムナード等の整備が行われたことを契機として2003年度に策定したものであり、学内の掲示板やWebサイトにおいて周知を行っている。（資料7-1-4①）

#### 2) 情報環境整備に関する方針および計画

本学における教育・研究及び事務システムに関する情報環境整備を中・長期的かつ総合的な構想に基づいて整備充実する機関としては「中央大学情報環境整備委員会」を設置し、全学に係る情報環境整備を推進するための計画を策定している。

2007年度以降の方針については、第Ⅱ期情報環境整備計画（2001～2003年度）の基本的な方向性を継承しつつ、全学統合認証システムや全学無線LANの構築等の新たな課題に対応してきた。その上で、2011年度第1回情報環境整備委員会において「大学情報化構想」を策定し、これが現在の中・長期的な構想となっている。この構想は研究・教育についてそれぞれ4つの基盤から考えられており、研究については①著作権フリーコンテンツの紹介提供、②電子書籍の出版と公開、③研究者連携、④それらを束ね

る総合的なヘルプデスクの設置が、教育については①授業収録・配信、②ポートフォリオ、③学生ポータルサイト、④授業支援システムから構成される。(資料 7-1-6~7)

## 2. 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

### ○ 大学全体

各キャンパスにおける校地及び校舎等の整備状況は次の通りである。(大学基礎データ(表 5)、資料 7-1-4②、7-2-1 pp. 141-150、7-2-2 pp. 29-30)

#### 1) 多摩キャンパス (文系学部、大学院文系研究科等)

多摩キャンパスには、518,401.7 m<sup>2</sup>の校地に延床面積 207,044.5 m<sup>2</sup>の施設が配置されている。主な施設は教室・教員研究室棟(2~3・5~8・11号館)、中央図書館、学生研究棟(炎の塔)、屋内・屋外スポーツ施設(第一・第二体育館、陸上競技場、野球場、ラグビー場、射撃場、馬場、ゴルフ練習場等)、9号館(クレセントホール)、学生食堂棟(ヒルトップ78)、学生関連棟(Cスクエア)等である。

#### 2) 後楽園キャンパス (理工学部、理工学研究科、戦略経営研究科等)

後楽園キャンパスには、27,140.9 m<sup>2</sup>の校地に延床面積 75,668.9 m<sup>2</sup>(中央大学高等学校施設は除く)の施設が配置されている。主な施設として、1~6号館に教室、研究室、各種実験室、アリーナ、図書館理工学部分館等を配置しているほか、多目的コート、共同研究棟がある。また、キャンパス内には本学の附属高校である中央大学高等学校の校舎(8号館)がある。

#### 3) 市ヶ谷キャンパス (法務研究科)

市ヶ谷キャンパスには、4,122.9 m<sup>2</sup>の校地に延床面積 16,375.4 m<sup>2</sup>の施設が配置されている。主な施設は教室、自習室、図書室、演習室、模擬法廷教室、教員研究室等である。

#### 4) 市ヶ谷田町キャンパス (公共政策研究科、国際会計研究科等)

市ヶ谷田町キャンパスは通称名を「中央大学ミドルブリッジ」といい、1,495.3 m<sup>2</sup>の校地に延床面積 7,818.5 m<sup>2</sup>の施設が配置されている。主な施設は講義室、演習室、自習室等の教室、学生共同研究室、図書室、教員研究室、法務研修会専用の自習室、都心での研究者の交流等を推進するための施設等である。また、学生の都心における就職活動を支援するためのキャリアセンターの分室も設置している。

#### 5) 駿河台記念館

本学創立 100 周年記念事業の一つとして建設された駿河台記念館は、1,942.0 m<sup>2</sup>の校地に奨学事業、総合講座の実施、インターンシップ支援、学生スポーツ支援等、教育に係わる事業のほか、学员(卒業生)の交流利用等を考慮した延床面積 9,989.3 m<sup>2</sup>の多目的利用施設である。

## 6) その他

学友会体育連盟関連の学生用の寮・合宿所として、南平寮、堀之内合宿所、戸田合宿所、葉山合宿所、東豊田寮のほか、関連施設として黒菱小屋がある。また、学生厚生施設として、富浦臨海寮、野尻湖セミナーハウスがある。

他方で、学生の日常的な生活の場の整備として、施設・設備全般の整備に関しては、管財部が中心となって学部等の学内組織と連携しながらこれを行っているほか、学生食堂に関しては学生食堂委員会において検討し、その整備・充実に努めている。キャンパス・アメニティに関する総合的な検討機関は設置されていないが、アメニティの向上を含めた施設・設備の整備の検討を行うにあたっては、学生部の「オピニオン・カード」を通じて学生から寄せられる意見・要望や、大学評価委員会が実施する在学生アンケート等の結果を参考資料として活用している。(資料 7-2-3 pp. 26-28)

キャンパス・アメニティをはじめとする学内の環境整備に係る近年の取組み状況は次の通りである。

### ①教室等の什器の更新

教室の机・椅子(情報教育用を含む)は、各教室を所管する学部・研究科からの要望を基に順次更新を行っている。近年、階段教室(大教室)の机・椅子については在学生アンケートを通じて多くの改善要望が寄せられており、2014年度には多摩キャンパス3号館(文学部棟)1階大教室(2室)の机・椅子の改修を行い、2015年度には3号館5階大教室(2室)の机・椅子の更新を実施している。

### ②喫煙問題への対策

本学では、原則として建物内は禁煙、屋外に喫煙所を設置する分煙の措置を講じており、喫煙区画の明示のほか喫煙所への屋根設置等の対応を行っている。これらの対応により、分煙については一定の効果をあげているが、歩行通路や建物入り口に近いエリアに設置されている喫煙所もあることから、受動喫煙を完全に防げる状態とはなっていない。学内の喫煙については、今後も継続して施設整備と喫煙者のマナー啓発の両面から取り組んでいく予定である。(資料 7-1-4③)

### ③オープンスペースの設置

各キャンパスには、授業以外の時間に学生が利用できるオープンスペースを整備している。多摩キャンパスについては、多摩キャンパスの3号館(文学部棟)、5号館(商学部棟)、6号館(法学部棟)、7号館(経済学部棟)の1階部分及び連結部、11号館(総合政策学部棟)の2階、3階に机や椅子を配置している。なお、6号館(法学部棟)、7号館(経済学部棟)については、1階連結部の椅子やテーブル等の入れ替えを2013年度に実施したところである。また、学生関連棟(Cスクエア)には、大人数での利用が可能な小・中ホール、スポーツやダンス等に利用できる板張り練習室、音楽練習室、録音室、会議室等が設置されており、学生の日常的な課外活動だけでなく、講演会、演劇、演奏会等の様々な催し物の開催等にも活用されている。(資料 7-1-4④)

後楽園キャンパスについては、1号館1階、3号館1階、6号館1階、5号館の階段踊り場スペースに椅子等を配置し、学生が自由に利用可能なスペースとしている。このほか、正課外のグループワーク等にも活用できるスペースとしては、3号館14階に戦略経営研究科専用のコモンズを設けており、積極的に活用がなされている。しかしながら、後楽園キャンパスは面積・容積率ともに限られており、学生が正課外に利用できるオープンスペースや自習施設の整備について、必ずしも充分とはいえない部分もある。(資料7-1-4⑤、7-2-4 p.44)

市ヶ谷キャンパスについては、1号館5階に談話コーナーを設けており、休憩や学生同士のディスカッション等に利用されている。また、市ヶ谷田町キャンパスについては、1階にエントランスロビー、3階にラウンジを整備しているほか、11階にはコモンズを整備し、学生同士のディスカッションやミーティング等に活用されている。(資料7-2-2 pp.29-30)

#### ④ 食堂施設

各キャンパスには食堂施設として学生食堂を整備しており、2015年5月現在の座席数は多摩キャンパス・3,625席、後楽園キャンパス・633席、市ヶ谷キャンパス・95席となっている。市ヶ谷田町キャンパスについては、近隣に多数の一般の飲食店があること等の理由から、現段階において食堂施設は設置していない。なお、多摩キャンパスについては前述の学生食堂に加えて教職員食堂を1カ所設置している。

学生食堂については、各キャンパスの学生数や利用状況に応じた整備並びに利用時間の設定に努めているものの、在学生アンケートやオピニオン・カード等を通じ、昼休みの混雑緩和をはじめとする意見が多数寄せられていることから、学生食堂委員会を中心に検討を行い、適宜改善を図っている。近年の事例として、2014年度には多摩キャンパスヒルトップ1階ホール、2015年夏にはヒルトップ2階のリニューアルを行い、座席数の見直しとアメニティの向上を行っている。(資料7-1-4⑥、7-2-5)

#### ⑤ 施設・設備面におけるバリアフリーの推進

各キャンパスとも障がいのある学生にも配慮した施設設備の整備を進めており、建物の主要入り口への自動扉設置、専用駐車場の整備、多目的トイレの整備、点字ブロックの設置、エレベーターの改修等の対応を行い、施設面でのバリアフリー化を推進している。各キャンパス内におけるバリアフリーの状況については「バリアフリーマップ」に取りまとめ、Webサイトで公開し利用に供している。(資料7-1-4②)

なお、本学における校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況は次の通りである。

#### ○ 維持管理体制全般

管理業務は中央大学固定資産・物品管理規程に基づき管財部が担当し、現物管理を各部課室に委託する形態をとっている。施設・設備の更新は、耐用年数、使用状況及び劣化状況を勘案しながら緊急度の高いものを優先して計画的に行っている。(資料7-2-6)

### ○設備の運用に関する責任体制

危険性や有害性が高い設備については、各種設備関係法令に従って職員（多摩・後楽園）の中から、電気主任技術者、ボイラー取扱主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB）、建築物環境衛生管理技術者（8,000㎡以上の建物）、エネルギー管理員（多摩・後楽園）として技術者を選任し、法令で規定された業務についての執行権限を与えることにより責任ある対応を行っている。

### ○安全・安心なキャンパス整備

施設面の対応としては、非構造部材の耐震化の一環として吊り照明器具の脱落防止対策について、2014年度から着手している。また、これらの工事と併せて施設内の設備についても適宜安全点検を実施している。

他方、ソフト面の対応として、キャンパスが広範囲に及ぶ多摩キャンパスにおける夜間退構時の推奨ルートの設定・周知、正課外の学習・研究のために深夜まで学生が滞在するキャンパスにおける警備員による定期巡回（後楽園キャンパス）や入構時の身分確認（市ヶ谷キャンパス及び市ヶ谷田町キャンパス）等の対応を行っている。また、大地震等の大規模災害の発生に備えては「危機管理会議」を設置し、同会議の下でキャンパス内の各所に防災用備品及び備蓄品の配備や「防災ポケットガイド」の作成・配布、4カ国語による災害時避難誘導サインの設置を行っているほか、各学部や研究室における防災訓練・避難訓練の実施を通じて学内構成員における防災意識の啓発にも取り組んでいる。（資料7-1-4⑦、7-2-7～9）

## 3. 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

### ○ 大学全体

本学図書館は、中央図書館、大学院図書室、文学部専攻別図書室、総合政策学部図書室、法学部学生図書室、経済学部学生図書室、理工学部分館（理工学部各学科等図書室含む）、ローライブラリー、ビジネススクール図書室、アカウンティングスクール図書室・文系大学院図書室から構成されている。（資料7-1-1、7-1-4⑧）

2014年度末の蔵書数の合計は231万6,769冊であり、所蔵雑誌はタイトル数で2万8,544種（うち、内国書は1万5,688種、外国書は1万2,856種）、CD-ROMを含む視聴覚資料をタイトル数で12,229点所蔵している。また、電子媒体資料については電子ジャーナルが4万739種、電子ブックのタイトル数（書籍数）は43万3,256タイトル、オンラインデータベースを58種類導入しており、これらの電子媒体資料の多くは、VPN（教職員・大学院学生）や学術認証フェデレーション（教職員・大学院学生・学部学生等）を利用した接続により、自宅からも利用することが可能である。各図書館・図書室における図書情報等の所蔵数等の詳細は中央大学データ集（表22）を参照いただきたい。

蔵書構成の特徴としては、英吉利法律学校以来の伝統を受けて、特に法律関係の蔵書が多く、国内外の官報、判例集、議会関係資料などを豊富に揃えている。また、貴重な古書も多く、デイヴィッド・ヒューム（イギリス・経験論哲学者）、ジェレミー・ベンサム（イギリス・法哲学者）、トマス・ハーディ（イギリス・小説家、詩人）のコレクションは、世界的に極めて貴重なものとなっている。（資料7-1-4⑨～⑩、7-3-1（表22））

図書・資料の収集は、予算の効率的な執行と適正な蔵書構成の実現を図るため、中央大学図書館図書調達規程に基づいて購入及び寄贈等により行っているが、近年はとりわけ洋資料系の大型データベースを中心とする電子資料の値上がりが著しいこと、外国為替相場の変動により円安が急速に進行したことから、電子資料費の支払額が増大していることが大きな課題となっている。(資料 7-3-2)

このほか、本学では視聴覚機器を活用し外国語の運用能力を高めることを目的に「映像言語メディアラボ」を設置しており、その設置目的・特色に応じた視聴覚資料を収集し利用に供している。映像言語メディアラボでは、主に語学教育に関連の深い音声・映像ソフトを中心に収集を行っており、8,337 点を所蔵している。視聴覚資料の収集に際しては図書館・映像言語メディアラボ双方において事前に所蔵資料を確認し、重複がないよう配慮している。(資料 7-1-4⑩)

### 1) 各図書館・図書室の規模、開館時間等

本学の図書館は、多摩キャンパス、後楽園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キャンパスの4キャンパスに図書館・図書室を設置している。

各図書館・図書室に所蔵する蔵書類の図書情報は、中央大学図書館システム(Chuo Online Information System: 愛称「CHOIS」)にデータベース化されており、他キャンパスの図書館・室に所蔵している図書の取り寄せについても、CHOIS を通じて取り寄せ申し込みを行い、申込日の翌日もしくは翌々日に貸出を受けることが可能となっている。2014 年度におけるキャンパス間の取り寄せ実績は4,661 件(本学附属中学・高校との間の取り寄せ数は除く)であった。

なお、各図書館・図書室における所蔵資料、閲覧座席数等の詳細は中央大学データ集(表 22)及び(表 23)に示す通りであるが、以下にキャンパス毎の概要を記載する。(資料 7-1-1、7-1-4⑧、7-3-1(表 22)、(表 23))

## ○多摩キャンパス

多摩キャンパスには、中央図書館、大学院図書室、総合政策学部図書室、文学部専攻別図書室、法学部学生図書室、経済学部学生図書室があり、合計の閲覧座席数は2,726 席である。

中央図書館は開架閲覧室、閉架書庫を中心に構成されており、学生の学修に資するべく学術情報リテラシー科目(「学術情報の探索・活用法」)やゼミ・クラス単位の図書館情報検索講習会等を実施するための「情報リテラシールーム」、ICT を用いたグループ学習やプレゼンテーション等に活用可能な「グループパフォーマンスルーム」と「プレゼンホール」を設置しているほか、学生の共同学習の場としての「ラーニングコモンズ」についても、設置に向けた検討を図書館内において継続的に行っているところである。また、中央図書館内には1995年に国連寄託図書館、EU 情報センターの指定を受けた国際機関資料室を設置しており、一般市民を含む希望者全てに所蔵資料の閲覧や貸出しを認めるとともに、図書媒体に限らず、国連・EU のデータベースをはじめとする様々な国際機関資料の利用案内を行っている。

大学院図書室、総合政策学部図書室、文学部専攻別図書室、法学部学生図書室、経

経済学部学生図書室については各図書室を設置している学部・研究科の教育研究に密接に関連する図書・資料を所蔵している。そのため、一部の図書室については当該学部生の利用を優先する観点から原則として室内閲覧のみの利用となっているが、当該図書室にのみ所蔵している場合や、中央図書館の所蔵する資料が貸出中の場合については、所属学部学生以外にも利用を認めることとしている。

### ○後楽園キャンパス

後楽園キャンパスには、理工学部分館（理工学部学科図書室含む）、ビジネススクール図書室がある。閲覧座席数は理工学部分館が 518 席、ビジネススクール図書室が 32 席である。

理工学部分館は開架閲覧室、閉架書庫及び「マルチメディアワークスペース」から構成されている。マルチメディアワークスペースは、PC 室とグループ学習室から構成され、各種講習会、ゼミのプレゼンテーション練習、少人数のグループ学習等のほか、予約が入っていないときには個人での利用も可能となっている。

ビジネススクール図書室は戦略経営研究科の学生及び教職員を利用対象としており、戦略経営研究科の学修・研究主題に関連する専門書や学術雑誌を中心に収集を行っている。

### ○市ヶ谷キャンパス

法務研究科が所在する市ヶ谷キャンパスには、ローライブラリーを設置している。閲覧座席数は 163 席である。開架閲覧室のほか、学生のグループワークに利用できるグループ学習室を設置している。ローライブラリーでは、主として法務研究科の教育研究に関連する基本図書・専門の図書・学術雑誌を収集しており、法情報に関するデータベースなどの電子情報サービス環境の充実も図っている。

### ○市ヶ谷田町キャンパス

国際会計研究科及び文系大学院の一部研究科があり、アカウンティングスクール図書室・文系大学院図書室を設置している。閲覧座席数は 26 席である。

国際会計研究科の学修・研究に関連する専門書・学術雑誌のほか、法律・経済・総合政策をはじめとする各分野の専門図書等を収集している。

各図書館及び図書室に所蔵する図書資料等の閲覧・貸出については、中央大学図書館利用規程に則って図書資料等の閲覧・貸出サービスを行っており、利用対象者については、教職員、学部学生、大学院学生、科目等履修生、聴講生、館長が特に許可した者としている。年間の利用者数及び貸出数等の詳細については中央大学データ集(表 23)を参照いただきたい。(資料 7-3-1 (表 23)、7-3-3)

なお、本学図書館は社会貢献の一環として、所蔵する図書資料や施設の開放を実施しており、八王子学園都市大学いちょう塾生、多摩検定協議会が実施している「多摩・武蔵野検定」の合格者、八王子市、日野市、多摩市市民で在住する市の公共図書館の「利用証」を持っている 20 歳以上の市民に対して、中央図書館の開架閲覧室を開放し

ている。(資料 7-1-4⑫)

## 2) 司書資格を有する職員の配置、情報検索設備の整備状況等の利用環境

各図書館及び図書室には司書資格を有するスタッフを合計 51 名配置している(2015 年 5 月 1 日現在)。加えて、中央図書館では、利用者の多い時間帯を中心に情報端末機の操作サポートを行う「CHOIS アドバイザー」を配置し、学生が気軽に質問できる体制を整えている。(資料 7-1-4⑬、7-3-1 (表 23))

情報検索設備については、各図書館・図書室に合計 190 台設置している。情報検索機は検索内容毎に①蔵書検索及び図書館 Web サイト検索機、②Internet 情報検索機、③CD-ROM 検索機の 3 種類があり、検索内容毎に専用の検索機(類)を整備することで検索に際しての効率化を図っている。加えて、中央図書館及び後樂園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キャンパスの図書館・図書室については無線 LAN を利用した情報検索も可能となっている。(資料 7-1-4⑭)

このほか、各図書館・図書室においては、各学部・研究科の特性に応じた情報検索講習会を積極的に実施しているほか、2011 年度からは文系 5 学部の学生を対象とする学部間共通科目として「学術情報の探索・活用法」を開講するなど、学生の情報リテラシー能力の向上にも注力している。(資料 7-3-4~6)

## 3) 視聴覚機器の利用環境

視聴覚機器を利用するための施設として、中央図書館内に視聴覚室を、理工学部分館内にマルチメディアワークスペースを設置し、学生が CD や DVD 等を視聴する環境を整備している。また、中央図書館のプレゼンホールについても、DVD 等を視聴可能な環境を整備している。(資料 7-1-4⑭~⑮)

他方、映像言語メディアラボについては、多摩キャンパス 2 号館 1 階に全学共同施設としての授業教室を 9 教室(CALL 教室 4 室、AV 教室 5 室)と AV 自習室を 2 室設置している。授業教室については各学部等の外国語の授業を中心に活用がなされており、平日の 1~5 時限における教室稼働率は約 90%と極めて高くなっている。AV 教室については、メディアラボの所蔵ソフトはもとより、衛星放送(BBC・CNN)、利用者が持参したソフトも視聴可能となっている。(資料 7-1-4⑯)

本学図書館で所蔵していない資料の利用については、図書館間相互協力の制度を整備し、利用の便を図っている。具体的には、所蔵館に直接出向いて利用する閲覧利用、論文記事などの必要部分を複写物の形式で取り寄せる文献複写、資料の現物自体を図書館間で貸借する相互貸借がある。

国内の大学図書館との文献複写・相互貸借については、国立情報学研究所の NACSIS-ILL システムに参加し、資料提供の迅速・確実な運用を図っている。さらに、中央図書館においては、2014 年度より「NDL デジタル化資料送信サービス」に参加している。同サービスは、国立国会図書館がデジタル化した資料を一定の条件の下で閲覧・複写可能とするものであり、これにより、Web を介して国会図書館のデジタル化資料約 130 万冊を利用できる体制が構築されている。

一方、国外の図書館との文献複写・相互貸借については、世界最大の書誌ユーティリティである OCLC(Online Computer Library Center)が提供する OCLC WorldShare® Interlibrary Loan (OCLC の資料相互利用システム) 等を活用し、国内で入手が困難な資料についても欧米の多様な図書館や各種の研究機関から資料提供を実現している。

他方、資料を所蔵している図書館に直接出向き閲覧利用する場合は、該当資料を所蔵する図書館に事前連絡を行い閲覧希望者に紹介状を発行し、利用することが原則となっている。本学図書館は、東京都の西部地区に位置する大学図書館で組織する「東京西部地区大学図書館相互協力連絡会」に参画しており、2014 年度における加盟館間での相互利用実績は、閲覧利用に係る紹介状の発行が 137 件、受付件数が 91 件であった。このほか、本学は近隣大学図書館との相互協力の一貫として、首都大学東京、東京外国語大学及び日本医科大学の各図書館と協定を締結しており、所定の要件を満たす者についてはこれらの大学の図書館を相互に利用することが可能となっている。相互利用協定に基づく 2014 年度の来館者は 24 名であった。(資料 7-1-4⑥、7-1-2 pp. 52-53、7-1-3 pp. 16-17)

#### 4. 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

##### ○ 大学全体

##### 1) 学部・研究科における施設・設備の整備状況

本学では、一部の教室等については複数の学部・研究科の共用となっているが、基本的には学部及び研究科毎に、それぞれが展開する教育研究活動等に応じた施設・設備の整備を行っている。

学部については、各学部棟にゼミや語学等に使用する小教室(教室定員 30~50 名程度)、履修者数が中程度の講義に使用する中教室(同 150 名程度)、自習室、情報処理教室、実験室等を整備しているほか、履修者数が多数の講義に使用する大教室(同 400~600 名程度)については共用で使用している。教室内の設備については学部毎に異なるが、教育方法に応じ、PC やプロジェクター等のプレゼンテーション用機材、DVD 等の視聴覚機器等を設置し、このような機器が常設されていない教室についても、各学部事務室においてポータブルの機器を用意しており、使用することが可能となっている。なお、後楽園キャンパスに所在する理工学部については、一部の教室・実験室等を理工学研究科と共用で使用している。

大学院研究科については、多摩キャンパスに所在する法、経済、商、文、総合政策研究科は、2号館に共用の教室を有しているほか、情報自習室、学生研究室等の施設を整備している。また、公共政策研究科については市ヶ谷田町キャンパスにおいて授業を実施している。市ヶ谷田町キャンパスには、公共政策研究科を含む文系大学院研究科の学生が使用できる学生研究室のほか、国際会計研究科と共用の教室、PC 自習室等を整備している。(資料 7-4-1)

専門職大学院研究科については、それぞれの教育目標及び教育方法に応じ、特色ある施設・設備を整備している。経営系専門職大学院であり、学生の大部分が有職の社会人である国際会計研究科及び戦略経営研究科については、プレゼンテーションやディスカッションを採り入れた授業が多く行われることから、プレゼンテーション用機材を常設した小教室を中心に整備しているほか、授業時間外のグループ学修等に活用

可能なよう、コモンズを整備している。加えて、大部分の教室に録画用カメラを設置し、急な仕事で欠席せざるを得ない学生のためのフォローアップとして、講義をビデオ収録し、学内の VOD システムによって視聴することが可能となっている。他方、法務研究科については、約 50 人収容の双方向・対面授業に対応した教室を必要クラス分設置し、基本科目の授業において利用している。また、模擬法廷や、院生研究室として学生 1 名に 1 席の自習席を確保するなど、法科大学院の特色に応じた施設の整備を行っている。(資料 7-2-2 pp. 29-30、7-2-4 p. 26, pp. 44-47、7-4-1、7-4-2 pp. 20-22)

## 2) 情報処理機器の整備状況

大学全体の情報環境整備については情報環境整備センターが中心的な役割を担っており、各学部をはじめとする学内組織と連携しながらこれを推進している。

### ①PC、サーバ等の配備状況とその管理について

学内の PC やサーバは、その設置目的や役割から多岐にわたっており、その数は 10,000 台を越える。教育目的の PC は各学部 PC 教室を中心に配備されており、構成変更対応やトラブルシューティング等のサービスについては設置学部事務室を通して情報環境整備センターが行っている。事務用 PC については、全職員（一部の非専任職員を除く）に必要な台数の PC が配布され、利用環境として事務イントラネットが構築されている。事務系サーバとほぼすべての事務用 PC は情報環境整備センターで管理運用している。(資料 7-1-4⑦)

### ②基盤としてのネットワーク整備状況

本学のネットワークは 1994 年を導入初年度としており、その後の環境整備もハイペースで充実が図られてきた。現在ではほぼ全学網羅的に整備されており、施設拡充・再配置と連動して継続的に整備を続けている。4カ所に分散するキャンパスは基幹ネットで束ねられ、各組織はサブネットワークとして基幹ネットワークに接続する構成となっている。(資料 7-1-4⑧)

### ③授業支援（オンデマンド型授業・授業収録、授業支援システム、遠隔授業）の体制とその実施状況

#### ○オンデマンド型授業・授業収録

本学では、オンデマンド型授業の実施に必要な授業支援部分を行うツールとして市販の LMS 製品 Jenzabar IMS を導入している。

また、授業に必要な映像コンテンツの制作のため、多摩キャンパスには業務用カメラ（ハイビジョン対応）や、天井吊り下げ式の 3CCD カメラ、80 インチのデジタルボードなどの収録用設備を有したマルチメディアスタジオと、カメラコントローラー、スイッチャー等の撮影機材、及び編集用の PC を備えた調整室を設置している。加えて、同スタジオの中にはブース型ミニスタジオを 2 部屋設置し、e プレゼンコンテンツや e ラーニングコンテンツの制作環境の充実を図っており、アクティブラーニングを取り入れた授業の実施に寄与している。(資料 7-1-4⑨)

他方、通常授業を自動的に収録・オンデマンド化するシステムについては、社会人を主たる教育対象とする専門職大学院研究科(国際会計研究科、戦略経営研究科)に導入しており、欠席した際の補完や繰り返し学習はもとより、教員による授業改善にまで効果を発揮している。(資料 7-2-4 p. 26、7-4-2 p. 20)

### ○授業支援システム

これまで経済学部・経済研究科では LMS 製品 Jenzabar IMS を、理工学部・理工学研究科では WebClass を導入し、対面授業を補完する位置づけで活用してきた。ただし、これらのシステムは、教務システムとの連携ができていなかったことや必要なライセンス数やサーバ環境の確保の問題等から全学的なサービスには繋がっていなかった。

そこで、2014 年秋からは全学に対応するかたちで授業支援システム「manaba」コース 2 を導入し、教務システムとの連携及び統合認証基盤によるシングルサインオンに対応することで、サービスの向上を図っている。(資料 7-1-4②)

### ○遠隔授業 (TV 会議)

キャンパス間での遠隔授業及び遠隔会議を支援するための TV 会議システムとして、多摩キャンパス 7 箇所、後樂園キャンパス 5 箇所、市ヶ谷キャンパス 2 箇所、市ヶ谷田町キャンパス 1 箇所にシステムを常設している (2015 年 5 月現在。なお、予備機及び収録用のサーバは除く)。

遠隔授業の実施を目的とした教室の整備については、2012 年度に設備を拡充したところであり、多摩・後樂園・市ヶ谷キャンパスの収容人数が比較的多い授業教室で利用するケースが増加しているほか、グローバル人材育成推進プログラムに基づく海外の大学との遠隔授業や国内協定大学との共同授業においても活用されており、近年は定期的な利用がなされるケースも増えている。また、学部・研究科独自の遠隔授業システムとして、法学部通信教育課程において多摩キャンパスのスクーリング授業を遠隔地の会場に中継するリアルタイムスクーリングを実施しているほか、理工学研究科においても他大学との遠隔授業を実施している。

### 3) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況

本学は、ティーチング・アシスタント (以下、「TA」という。)に関して、中央大学ティーチング・アシスタントに関する規程を定め、同規程に基づいて運用しているが、その趣旨は、「本大学大学院に在学する学生をティーチング・アシスタントとして採用し、教育活動に関する補助業務を行わせるとともに、これを通じて当該大学院学生の教育・研究能力の発展に資すること」としている。具体的な TA の業務としては、ゼミの指導・援助や、実験、実習、実技の際の指導・監督が一般的であるが、学部によっては、宿題・レポート・試験等の採点、試験の監督、履修指導、小レポート採点後の入力等の補助業務を担当し、本学の教育活動の支援 (補助) 並びに TA となる本人の教育において一定の効果・成果を上げている。(資料 7-4-3)

これらの業務の実施にあたっては、TA を組織的に活用するため、学部長の責任下において各々の授業担当者等の指示に基づき、教授会が必要と認めた実験、実習、演習その他教育活動に関する補助業務を行うことで、その活用の適切性を担保している。

他方、大学院研究科における具体的な TA の業務としては、大学院博士後期課程に在学する学生が、博士前期課程または修士課程の授業のうち、研究科委員会が必要と認めた実験、実習、演習その他教育活動に関する補助業務を行っている。

TA の採用実績については、大学基礎データ（表 2）の備考欄の通りであるが、学部・研究科毎に TA を利用できる範囲を定めることになっているため、それぞれの学部・研究科の必要度合いに応じて活用の程度に差が生じている状況にある。特に同制度については、専ら予算上の理由から優先順位の高い教育活動に限定した、TA の現状規模を維持している。（大学基礎データ（表 2））

また、リサーチ・アシスタント（以下、「RA」という。）については、中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程を定め、本学の博士後期課程に在学する学生を RA として採用し、本学が行う研究プロジェクト等の各種研究活動（以下、「研究活動」という。）に関する補助業務を行わせることにより研究活動の強化・充実を図り、併せて大学院学生の研究能力の向上発展に資することを目的としている。（資料 7-4-4）

大学院研究科における RA の実績は、大学基礎データ（表 2）の通りであり、研究科による違いはあるものの、いずれも学生の教育研究活動に資すると同時に、教員の教育研究の負担を軽減するものとなっている点でも有効に機能している。（大学基礎データ（表 2））

なお、専門職大学院は TA 及び RA に関する制度を有していないため、国際会計研究科においては専任教員がきめ細かに学生の指導・支援にあたっているほか、法務研究科においては教育研究支援室や実務講師が、また、戦略経営研究科においては助教が、それぞれ十全な教育研究支援を行っている。

#### 4) 教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）

本学では、専任教員（任期付きを除く）の個人研究費として、一律に助成する基礎研究費、学内競争的資金の性格を持つ特定課題研究費、研究に専念する期間を保証する特別研究期間及び在外研究の制度を設けている。

##### ①基礎研究費

基礎研究費は、個人で行う学術研究を支援することを目的としており、任期付きでない専任教員全てを対象として一律に年間 43 万円を限度に助成する制度である。2001 年度から、それまでの手当（課税対象）による研究支援を撤廃するとともに、全てを研究計画に基づく研究費の執行方法に移行している。2014 年度の対象者は 633 人で、研究費決算額は年間約 2 億 4,750 万円であり、使途範囲は、図書、機械器具、消耗品の購入、手数料、旅費、謝金、諸会費と広範囲に及んでいる。また、新任の専任教員には、本学における研究基盤の確立を早期に図れるよう配慮して、初年度のみ 15 万円の増額と翌年度分の基礎研究費から 7 万円の前倒し執行を認め、

初年度執行限度額を 65 万円とする措置を講じている。助成を受ける者に対しては、当該年度のはじめまでに研究計画書を、翌年度のはじめまでに研究結果報告書を所属学部長に提出することを義務付け、計画的かつ効果的な使用を促している。(資料 7-3-1 (表 25)、7-4-5 第 3～11 条)

2014 年度決算に見る本学教員 1 人あたりの基礎研究費使用額平均は約 38 万 5,000 円である。研究の水準を上げるために手当てする学内研究費の金額としては、一部不足しているケースがあると見られるものの、実態に即した適当な額と評価できる。適宜、制度の改善・見直しも行っており、以前の図書費中心の研究費から研究旅費も含めた使途範囲へ拡大することにより、研究者の利便性の向上を図りつつ、多様な研究活動を支えるものとなっている。

一方、近年は、支出基準の実態との乖離(海外旅費として支給する宿泊費(定額)が渡航地によっては相場の宿泊費よりも低い等)、単年度会計に基づいて設定した執行ルール(当該年度の未使用分を「年額」を限度として次年度に繰り越すことを認めているものの、各年度末に支払申請受付期限があるため、新年度までの一定期間にわたって立て替え払いの精算ができない等)が不便といった意見も出ている。また、提出を義務付けている研究計画書及び報告書の一部には、具体性が乏しく記載内容が形骸化してしまっているものもある。

## ② 特定課題研究費

特定課題研究費は、専任教員が特定の課題について個人で研究することを支援するために設けられている。研究期間は最長 2 年、予算総額は各年度 8,000 万円で、各学部・研究科(部局)の専任教員数に応じて按分配分している。2015 年度採択の対象者は 48 人、2014 年度からの継続 2 年目が 51 人である。2014 年度研究実施者の研究費決算総額は約 6,380 万円であった。本研究費は原則として、助成を受けようとする年度の前々年度に、文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に応募していることを申請条件としている。各部局に設置している選定委員会において助成候補者を選定しており、個人が使用できる学内の競争的研究資金と位置づけている。また、科研費に応募し採択に至らなかった研究課題について、次への応募を支援する役割も併せ持ち、研究者の意欲的な研究活動を助成することで学外研究資金獲得へ繋げることも目的としている。なお、使途範囲は一部の例外を除き基礎研究費に準じている。

特定課題研究費を受ける者は、申請の際に研究計画書を学長に提出するほか、研究開始の翌年度のはじめに教授会で研究の進捗状況を報告し、研究期間終了後に研究報告書と収支報告書を学長に提出する必要がある。さらに、2012 年度以降の採択課題については研究報告書の Web 公開を必須としている。特定課題研究費は長期間にわたって少しずつ予算増額や制度改正を加えてきたため、幾つかの課題も有している。具体的には、①特定課題の専門分野が多岐にわたり、実際的な選定活動が行いにくくなっている。その結果申請者への均等額配分を前提として選定する部局がある、②申請者が固定化する傾向にあり、その結果として申請総額が配分予算に満たないことがある、③科研費への応募がなくとも特定課題研究費への申請を認める

という特例的な措置を恒常的に適用している部局がある、等が挙げられる。(資料 7-3-1 (表 25)、7-4-5 第 3 条, 第 12~23 条)

### ③特別研究期間制度及び在外研究の研究費

特別研究期間制度は、勤続 5 年以上の専任教員を対象に、学年はじめから 1 年間あるいは学年暦の前期または後期の半期において一切の授業及び校務を免除し、特定の研究課題に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成（特別研究費）を行う制度であり、その使途範囲は基礎研究費に準じることとしている。また、助成額は対象の教員 1 人につき 120 万円（半期の場合は 60 万円）となっており、2014 年度の対象者は 19 人、研究費予算総額は 2,040 万円、決算額は約 1,788 万円であった。特別研究費の執行率は約 87%となっており、研究に専念するための助成額としては適当な額と考えられる。なお、2015 年度は 16 名が対象となったところである。特別研究期間中は、上記 1) の基礎研究費も措置しており、さらに科学研究費による研究課題の実施も認めているため、集中的、複合的に研究を行うことができる制度となっている。

他方、在外研究は、専任教員を対象に学術の研究・調査のために一定期間外国に派遣するとともに、旅費として研究費相当額（在外研究費）を支給する制度である。教育活動や校務との関係によって選択可能な 3 種の期間（基準）とそれぞれに対応した額が設定されている。2014 年度の本制度による渡航対象者は 19 名で決算総額は 5,765 万円であった。特別研究と同様に当該研究期間中に上記 1) の基礎研究費も措置されていること、旅費として支給されているため煩雑な請求手続きが不要なこと等は、制度利用の一つの強みとなっている。なお、2015 年度は 15 名が対象となっている。(資料 7-3-1 (表 25)、7-4-6~9)

### ④研究旅費

研究旅費については、上記の基礎研究費、特定課題研究費、特別研究期間制度で旅費の使用を認めている他にも、国内の学会出張旅費を支給する制度や国外での学術会議に伴う出張旅費を助成する制度があり、本学旅費規程に基づき交通費・宿泊費・諸経費を支給している。国内の学会出張旅費は、年度内 2 回までの申請を認めているほか、研究発表を行う場合は回数に拘わらず当該出張旅費の申請を認めており、研究活動が活発な教員にとって大きなインセンティブとなっている。2014 年度の国外学会等出張の対象者は延べ 78 人、旅費総額は約 1,450 万円、国内学会等出張の対象者は延べ 512 人、旅費総額は約 3,532 万円であった。この研究に係る出張旅費は、「旅費」の使用に際して最優先に適用される制度である。なお、国外が目立って低いのは、授業実施に支障をきたすことのないように長期期間や複数回の申請ができないような海外出張に関する規程内容になっていること、手続きの煩雑さの違いから本来優先度の低い各研究所予算における研究費を旅費として使用しているケースが多いこと、研究分野によっては研究活動の中心が国内にあること、等が考えられる。(資料 7-3-1 (表 25)、7-4-10~11)

## ⑤共同研究費

本学では、優れた学際的学術研究を格段に発展させるとともに、学部・大学院、研究所及び学外研究機関等との研究交流を促進し、もって研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的として、共同研究のプロジェクトを支援する「中央大学共同研究費助成」制度を設けている。共同研究プロジェクトは3人以上の構成員で組織し、過半数は本学専任教員であることが条件となっている。また、任期付きの教員も研究分担者として参加することが可能な研究費である。学内競争的研究資金としての性格上、選考等の審査、実績等の評価を行うために全学的な審査委員会を組織している。一年度に新規に選定されるプロジェクトの予算額は4,500万円で、研究期間は最長3年、1プロジェクトあたり原則1,000万円を上限としている。なお、審査委員会においては、多様化する学問領域に対応しうるプロジェクト研究の選定のほか、実績評価も実施している。本研究費は、大型の競争的外部資金等につながる研究シーズを助成する戦略的研究費としても期待されており、2014年度には、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業、科学研究費基盤研究(C)各1件が共同研究費プロジェクトから展開された研究活動として実施されている。

共同研究費の用途範囲は、共同研究に必要な図書・資料等の購入、旅費交通費、その他幅広い使用が可能となっている。2014年度には3件が採択され開始しており、2015年度も5件が採択されている。

また、2012年度開始分より、学外機関所属の研究者の参加があるプロジェクトについては共同研究契約を機関間で締結することを求め、権利義務関係を明確にしている。また、2013年度開始分より、研究実績報告書・研究報告書を基にしたプロジェクト評価において、評価結果が極めて芳しくない場合には、採択の打ち切りや研究費の減額等の措置が執られることとなっている。(資料 7-3-1 (表 25)、7-4-12 pp. 108-110)

## ⑥研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学では、研究活動に必要な研修制度として、①特別研究期間制度と②在外研究を設けている。

特別研究期間制度は、学年始めから1年間一切の授業及び校務を免除し、特定の研究課題に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行い、研究力を高めることを目的としている。志望者は前年度の5月31日までに研究計画書を学部長に提出し、部局で候補者を決定の上、学長に推薦し、学部長会議の議を経て9月30日までに対象者を決定している。また、当該研究期間終了後においては、1ヵ月以内に研究経過報告書を学部長経由で学長に提出し、2年以内に研究成果を学会誌・本学機関誌に発表することを義務付けている。この制度の適用により、各教員は研究に専念できる期間をまとめて得ることができることから、研究の質を高める機会としては有効なものとなっている。

本制度については、2009年度に制度変更を行い、1年間という期間設定の他に学則に定める前期・後期といった単位でも取得できる制度を設定したほか、固定3人配分枠から所属教員数を基礎に按分して配分方法に変更するなどして、全教員が公

平に利用できるように努めてきた。さらに、本人の申し出があり、かつ教授会が特に認めた場合には、専念義務の範囲を事案毎に判断できるよう柔軟に対応している。

しかし、2009年度の変更によっても、教育研究指導の特性として教員の授業・校務免除が難しかったり、学問分野の特性として後述する在外研究のニーズが低かったりする部局があったため、2013年度開始分から再度制度を見直し、特別研究期間と在外研究の予算上限枠を合算した上で、各部局のニーズに応じて自由に各制度の利用者を選定できるようにしている。(資料7-4-6)

他方、在外研究は、1年間・6ヵ月・3ヵ月という単位で外国における研究活動を認め、本学における研究の国際化の支援・推進を目的としている。いずれの期間の計画であっても当初計画に応じた期間を限度として延長することができる。志望者は5月31日までに研究計画書を学部長に提出し、6月までに各部局で候補者を決定し学長に推薦の上、学部長会議の議を経て9月30日までに対象者を決定している。なお、研究期間終了後は、6ヵ月以内に研究経過報告書を学部長経由で学長に提出することを義務付けている。

この研究制度は、本学教員の国際的な研究力を高める研修の機能を果たしているが、特別研究期間制度でも研究費を海外旅費として使用できるように改正したため、外国での研究活動に特化した制度としての特色は薄れている。また、申請しやすいように短期の制度も設けたため、研究時間のまとまった確保にはつながらず、研究専念義務から現地受入機関の用務ができない、といった問題点も出てきている。

近年、特別研究期間に海外で研究活動を行う者や、在外研究中に科学研究費による活動を並行して行う者が徐々に増加しており、これらの制度により研究時間を確保した上で科学研究費等を活用して研究を推進しているという観点からは、両方の利点をうまく組み合わせることができてきているといえる。(資料7-4-8)

#### ⑦教員個室等の教員研究室の整備状況

本学では、全専任教員に約20㎡の個人研究室と基本的な備品を提供している。使用できるのは開門している時間帯であるが、届出により終夜利用も可能となっており、設備の面からも研究活動の支援に配慮している。また、各部局の個人研究室があるフロアに受付窓口業務を行うパートタイム職員を配置したり、準備室に専任の室員を配置し簡単な研究補助業務も請負ったりするなど、設備面に加えてサービス面での支援充実も図っている。一方で、複数のキャンパスで教育・研究を行っている教員に対する配慮については、今後の課題といえる。(資料7-3-1(表27))

また、個人の研究活動を促進する場を提供すると同時に、共同研究活動を促進する場として各学部・研究科において1～14室の共同研究室を提供している。現在は各学部・研究科毎に運用を行っているが、今後はこれを全学的に再編する、あるいは空いている個人研究室の改修を行う等の方策を通じ、共同研究室の数的側面及び設備的側面の双方に配慮した展開を検討することで、研究環境における学際化の一層の促進・強化を志向する必要がある。(資料7-3-1(表27))

## 5. 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

### ○ 大学全体

#### 1) 公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制

本学における公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制については、文部科学省通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨に基づき、2014年5月より中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程を施行し、公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制について明確化している。本規程は、本学における公的研究費について適正な管理を行い、公的研究費の不適正な使用を誘発する要因を除去するとともに、学内外からの通報に対する適切な取扱いについて定めることにより、公的研究費が不適正に使用されることのない環境を整備するとともに、本学における研究を促進することを目的としている。

具体的には、学長を公的研究費最高管理責任者（以下、「最高管理責任者」という。）とし、また、本学専任教員から学長が委嘱した者を公的研究費統括管理責任者（以下、「統括管理責任者」という。）として、学部長、研究科長、全学連携教育機構長、研究科委員長、研究所長、研究開発機構長及び国際センター所長等をコンプライアンス推進責任者と定め、公的研究費の運営・管理に関わる責任及び権限体制を定めている。各責任者の責任に関しては、最高管理責任者は、「本大学における公的研究費の使用及び管理を統括し、これに関する責任を果たす」、統括管理責任者は、「基本方針及び基本方針実施細目に従って、公的研究費の使用等の状況を把握するとともに、必要に応じて最高管理責任者に対して、公的研究費の使用等に関する意見を申し述べる」、さらにコンプライアンス推進責任者は、「当該機関における公的研究費の使用等について、これが適正なものとなるよう、当該機関の啓発を行い、研究者等に公的研究費の使用等について報告を求め、必要に応じて、改善の指示をする」ことを定めている。（資料7-5-1）

2014年度においては、最高管理責任者が中央大学公的研究費の使用等に関する基本方針を策定し、中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程により設置された公的研究費適正使用推進委員会において、公的研究費の使用等に関する基本方針実施細目・中央大学における公的研究費の適正な使用に関する行動規範・2015年度中央大学不正防止計画等の策定を行い、本学における公的研究費の運営・管理体制の整備に努めている。（資料7-1-4㉑、7-5-2～3）

#### 2) 研究活動における不正行為への対応等について

本学における、研究活動における不正行為への対応等については、文部科学省通知「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日）」に即した体制整備を行うにあたり、学長の下に「研究活動における不正行為への対応等の検討ワーキンググループ（以下、「WG」という。）」を設置し、検討を行っている。WGにおける検討の結果では、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応を行い、もって本学における研究倫理の向上を促進するための「研究倫理委員会（仮称）」の設置及び関連規程の整備により、本学における責任体制を構

築する必要があることが確認されており、その結果を受けて、日本学術会議「科学研究における健全性の向上について（平成27年3月6日）」に記載の「各大学の研究不正対応に関する規程のモデル」をベースとした規程整備を進めている。

具体的な体制としては、学長を、「研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、本大学を統括する権限と責任を有する統括責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。」と定め、また、各機関の長（学部長・研究科長・研究科委員長・研究所長等）を当該機関における研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する権限と責任を持つ研究倫理教育責任者と定め、当該機関に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行うこととしている。前述の通り、本体制に係る規程については、現在整備中ではあるが、近日中に制定される見込みであり、規程制定後には、「研究倫理委員会（仮称）」を中心に本学における研究活動における不正行為への対応に関する体制の整備を早急に進めることを予定している。（資料7-5-4～5）

なお、研究倫理教育については、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」、CITI Japan「e-ラーニングプログラム」を研究倫理教育教材として導入し、現在のところ、主として科学研究費などの競争的資金等を採択されている研究者及び次年度分を申請中の研究者に対して、先行受講（通読）を義務づけている。

### 3) 利益相反マネジメント

本学では、産学官連携活動に伴う利益相反マネジメントポリシーを自主的に策定し、Webサイトにおいて広く公表している。これによって、本学の社会的信頼を維持し、産学官連携活動を円滑に推進するにあたり、本学の教職員が利益相反を懸念することなく産学官連携活動を行うことができる環境を整備している。（資料7-1-4㉔）

また、2011年度からは、全学規程である中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程を策定して運用を開始しており、具体的なマネジメントの対象となる連携活動と、これらの対象行為が本規程において定める基準に抵触するか否かを判断する自己確認基準のほか、基準に抵触する場合の相談の仕組みと具体的に対応を行う体制等を定めることで、連携活動とこれを行う教員の職務及び遵守事項との関係を調整し、連携活動に伴う本学の社会的信頼の確保に努めている。現在は本規程に基づき、多摩キャンパス及び後樂園キャンパスにそれぞれ「マネジメント相談員」を配置し、教員から申し出のあった案件について適切な対応を行っている。（資料7-5-6）

### 4) 生命科学に関する倫理

本学において遺伝子組換え実験及び細胞融合実験を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保に関する基準を示すとともに、安全確保の体制を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的として中央大学遺伝子組換え実験等実施規則を制定している。ここでは、学長が安全確保を図るために本学全般に関する事項を司るとともに、理工学部長が実験の安全確保を図るために理工学部に関する事項を司ることを基本としており、学長からの諮問に応じて各種調査に基づいて学長に対する助言及び

勧告を行うことを権限・役割とする、本学設置の「安全委員会」との適切な関係性を構築している。さらには、この規則による学長及び理工学部長の職務執行を補佐し、実験の安全確保を期するために安全主任者を置くことにより、遺伝子組換え実験及び細胞融合実験を実施する際に遵守すべき安全確保を行うための適切な活動・運営を担保する実施体制を構築し、実験の安全かつ適切な実施を図っている。(資料 7-5-7)

なお、本学では人を対象とする研究における研究倫理に関する取り決めについては、保健体育研究所において保健体育研究所研究倫理委員会を 2008 年度に設置し、研究員の活動を対象として「ヒトを対象とする研究」に係る審査を行っているほか、理工学部において「人を対象とする研究」倫理審査委員会を 2011 年度に設置し、人を対象とする研究を推進することができるようにしている。理工学部では、暫定的に理工学研究所及び研究開発機構からの審査依頼に対応することで、理工学部以外の部局の教員の研究計画についても審査できるよう方策を講じている。現状の運用に関し、保健体育研究所については、年間 4 回の委員会開催を前提として、委員会開催の前に事務所管となる保健体育研究所事務室から対象となる研究員に対し「ヒトを対象とする研究」がある場合には当該委員会への申請を行うよう依頼し、申請があった場合に委員会を開催し、必要な審査を行っている。また、理工学部については、事務所管となる理工学部事務室から、対象となる組織の教員に対し「人を対象とする研究」がある場合には、当該委員会への申請を行うよう依頼し、その申請に基づき年 2 回程度委員会を開催して、適宜、当該教員に対する必要な改善アドバイス等を行うようにしている。(資料 7-5-8～10)

## 5) 安全保障輸出管理

昨今、大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性が高まり、先端の研究開発を行う大学や公的研究機関においても適切な輸出管理を行う必要性が高まっていることに鑑み、本学では中央大学における安全保障輸出管理のための学部長会議申し合わせを 2007 年 1 月から実施している。この申し合わせは、理事長の指示の下で、大量破壊兵器等の製造・開発に転用されるおそれのある貨物や技術に関連し得る研究分野を中心として、不用意な貨物の輸出や技術の提供が行われないよう、本学において管理的確に行うことを目的としている。(資料 7-1-4㉔)

なお、制度化に至った研究倫理に係るシステム（中央大学遺伝子組換え実験等実施規則、中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程等）については、それぞれ審議・運営の方法を規程またはそれに準ずる形式により定めており、これに即した適切な運営がなされているが、上述した「人を対象とする研究」の全学的な審査体制の構築を含め、今後、将来的に必要となってくるリスクマネジメント体制の構築に向けても情報収集を継続する必要がある。

## 【点検・評価】

### ● 基準7の充足状況

本学ではこれまで教育並びに研究体制の質の向上に資する本学各キャンパスの施設設備の整備充実に努めてきており、本学の学生はもちろんのこと、教員における教育研究活動が十全なものとなるよう諸環境の整備がなされている。今般、中長期事業計画が策定されたことを受け、今後における中長期的な施設整備計画の策定が急がれるところではあるが、本項目の基準に概ね適合している状況である。

#### <効果が上がっている事項>

##### ○ 大学全体

- (1) 本学図書館においては、図書資料の充実をはじめとする図書環境の整備に注力するだけでなく、情報検索に係る講習会の開催や授業科目の開講を通じて学生の情報リテラシー能力の向上にも積極的に取り組んでいる。特に多摩キャンパスの新入生対象の学部情報検索講習会については、文系学部新生の半数に相当する約2,400名が参加し、講習会参加者に対するアンケート結果からも学生の情報検索・文献収集に関する知識・技術の向上に極めて有効な機会となっていると評価できる。(資料7-3-4~6)
- (2) 2014年度に全学対象のLMS環境としてmanabaを導入することで、学生の所属学部のみならず、FLPや他学部履修においても共通した学習支援環境を実現することが可能となっている。また、アクティブラーニング等にも活用でき、学習コンテンツの配信等も効率的に行える環境となっている。(資料7-1-4⑩)
- (3) 経常的な研究環境の整備に関する本学の強みの一つは、一定の予算規模を持つ多様な(個人あるいは研究プロジェクト対象の)研究費制度を設けていることである。本学の専任教員は、主要他私立大学と比べても一定の水準を超えた経常的研究費を利用可能な状況にある。新任教員に対しても、着任後早期に研究基盤を確立できるよう、基礎研究費の増額・翌年度分の一部前倒し執行を可能とする措置を講じている点は、優れた制度である。(資料7-4-5~9)

#### <改善すべき事項>

##### ○ 大学全体

- (1) 現在のところ、中長期事業計画の策定により施設・設備の整備に係る基本方針については掲げられているが、これに基づく中長期的な観点からの整備計画については確定していない。既にある程度の築年数を経過した建物も少なくないことから、これら施設・設備の更新も視野に入れた整備計画を速やかに策定する必要がある。
- (2) 研究時間を確保する方途が貧弱であることは共有されているものの、改善されていない。2013年度実施分から特別研究期間と在外研究の候補者選定の仕組みを変更し、両制度の有効活用を図りつつ、まとまった研究時間を確保できるように努めている。しかし、平常時の研究時間の確保においては、入試その他の学内校務だけでなく、カリキュラムの細分化による教育負担等も増加しているため、各部局において教育以外の業務負担を軽減する方策を検討し実行する必要がある。
- (3) 研究費がどの程度学術界や社会へ還元されているかの検証が充分にはなされていない

い。特定課題研究費と共同研究費の成果報告書は2012年度採択分よりWebサイトで公開しているが、研究活動の結果が、その後どのように発展し、実践し、還元されているかの具体的な検証は不十分である。

- (4) 社会や大学の環境変化に対して、研究費制度や予算のあり方の対応が追いつかず硬直化している可能性が見られる。研究費制度レベルでも、制度設計当初の趣旨が様々な解釈されるようになってきたり、社会の意識変化に対応できていない扱いが残存したりしているほか、予算を消化することが重視される傾向も見られる点は課題である。また、学内研究費制度を俯瞰した場合に、これらの種類・構成が時代状況及び社会状況に照らして最適なのか、検証し直す必要がある。
- (5) 安全保障輸出管理や人を対象とする研究倫理審査は主として理工学部の内規として運用されており、全学的なリスクマネジメント体制が整っていない。

### 【将来に向けた発展方策】

<効果が上がっている事項>

#### ○ 大学全体

- (1) 図書館における情報検索講習会をはじめとする各種講習会については、各図書館・図書室において学生及び教員のニーズを的確に把握した企画・立案を行い、教員の協力も得ながら積極的に実施していく。
- (2) LMSを活用した学修支援の活性化に向けては、ICT活用FD専門委員会（情報環境整備センター）の活動を通し、引き続き学習支援環境の充実と積極的な活用を図っていく。
- (3) 多様な研究費制度については、予算枠を今後も維持していくことを念頭にしつつ、効果的な活用ができるよう、今後も研究推進支援本部を中心に制度・運用の検証を行うこととする。

<改善すべき事項>

#### ○ 大学全体

- (1) 中長期事業計画の進捗を注視しながら、施設設備の整備に係る中長期的な整備計画の策定に向けた準備を進める。
- (2) 研究時間の確保については、2015年4月設置の研究戦略会議においても根本的な課題として取り上げて改善策を検討していくこととする。ただし、研究活動に係る事項だけを改善して達成できるものではないため、学部長会議や学部教授会等と連携し、中長期的に取り組むこととする。
- (3) 研究費の成果報告書は、引き続き学術情報リポジトリへの収録のほか、具体的な対応を検討する。2014年度に試行した研究活動情報の分析に基づいて、学外のWoSやCinii、あるいは学内の研究者情報データベースを活用して基礎データを充実し、分析・評価の精度を上げるように試みる。有効な分析・評価がなされた場合には、研究戦略会議における研究推進の対策検討の基礎とする。
- (4) 学内研究費制度の有り方の見直しについては、特定課題研究費の選定方法や学内助成（特別図書）の取扱要領について、引き続き学部長会議で検討し、2015年度中には

一定の結論を得るように努める。学内研究費制度全体の評価は、2015年度から研究戦略会議で適時検討を行っていくこととする。

- (5) 研究戦略会議において、「人を対象とする研究」倫理指針及び審査委員会を「早急に対応すべき課題」と位置づけ、全学的なマネジメント体制の整備に向けて具体的な検討を行っていくこととする。

【根拠資料】 「\*」はCD-Rに保存

7-1-1 図書館利用案内	7-1-5 CHUO VISION 2025 (既出2-2-2)
7-1-2 2015年度資料のさがし方ガイド	*7-1-6 中央大学情報環境整備委員会規程
7-1-3 中央大学図書館理工学部分館 資料のさがし方ガイド2015	*7-1-7 2011年度第1回情報環境整備委員会(2011年6月28日開催)資料
7-1-4 中央大学公式Webサイト	7-2-1 CHUO UNIVERSITY 中央大学 GUIDE BOOK 2016(既出1-2-5)
① 大学の取り組み(クリーン・キャンパス宣言)	7-2-2 CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016(既出1-2-28)
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/clean/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/clean/</a>	*7-2-3 2014年度中央大学在学学生(2年生以上)学習と学生生活アンケート集計表(既出1-2-7)
② キャンパスマップ・施設	7-2-4 2015年度履修要項 中央大学ビジネススクールMBAプログラム(既出1-2-31)
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/campusmap/">http://www.chuo-u.ac.jp/campusmap/</a>	7-2-5 中央大学公式Webサイト掲載ニュース(多摩キャンパスヒルトップ2階リニューアルオープン!)
③ キャンパスマナー(タバコ(建物内全面禁煙))	*7-2-6 中央大学固定資産・物品管理規程
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/manners/no_smoking/">http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/manners/no_smoking/</a>	*7-2-7 学校法人中央大学危機管理規程
④ 文系学部の学生生活サポート(多摩キャンパス)・学内施設利用ガイド(在学生対象)	*7-2-8 中央大学危機管理ガイドライン
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/tamampus/facilities/">http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/tamampus/facilities/</a>	*7-2-9 危機管理説明会(2015年3月10日開催)配布資料
⑤ 理工学部の学生生活サポート(後楽園キャンパス)・学内施設利用ガイド(在学生対象)	*7-3-1 中央大学データ集(既出3-1-77)
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/korakuencampus/facilities_guide/">http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/korakuencampus/facilities_guide/</a>	*7-3-2 中央大学図書館図書調達規程
⑥ 文系学部の学生生活サポート(多摩キャンパス)・食堂・レストラン等	*7-3-3 中央大学図書館利用規程
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/tamampus/facilities/commons/">http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/tamampus/facilities/commons/</a>	*7-3-4 図書館 情報リテラシー教育の実施状況(2014年度実績)
⑦ 大学の取り組み(防災ポケットガイド)	7-3-5 「学術情報の探索・活用法」シラバス
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/response_guide/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/response_guide/</a>	*7-3-6 「学術情報の探索・活用法」受講実績
⑧ 図書館(図書館を使う)	*7-4-1 各学部・研究科教室内施設設備等一覧(既出4(3)-1-38)
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/">http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/</a>	7-4-2 2015年度中央大学専門職大学院国際会計研究科履修要項(既出1-2-26)
⑨ 図書館(資料をさがす)	*7-4-3 中央大学ティーチング・アシスタントに関する規程
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/library/search/">http://www.chuo-u.ac.jp/library/search/</a>	*7-4-4 中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程
⑩ 図書館(データベース検索)	*7-4-5 中央大学学内研究費助成規程
<a href="http://www2.chuo-u.ac.jp/library/databasetop.htm">http://www2.chuo-u.ac.jp/library/databasetop.htm</a>	*7-4-6 中央大学特別研究期間制度に関する規程
⑪ 映像言語メディアラボ	*7-4-7 中央大学特別研究期間制度に関する細則
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/informational/medialab/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/informational/medialab/</a>	*7-4-8 中央大学教員在外研究に関する規程
⑫ 図書館(卒業生・学外の方へ)	*7-4-9 中央大学教員在外研究に関する細則
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/library/grad_external/">http://www.chuo-u.ac.jp/library/grad_external/</a>	*7-4-10 学会・研修会出張に関する内規
⑬ 図書館(中央図書館 利用案内(CHOISアドバイザー))	*7-4-11 中央大学教員の海外出張に関する規程
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/tamampus/chuo/guide/">http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/tamampus/chuo/guide/</a>	7-4-12 2015研究費使用に関するガイドブック(専任教員用)
⑭ 図書館(中央図書館 利用案内(視聴覚室の利用/ブレゼンホール利用))	*7-5-1 中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/tamampus/chuo/guide/">http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/tamampus/chuo/guide/</a>	*7-5-2 中央大学における公的研究費の適正な使用に関する行動規範
⑮ 図書館(理工学部分館 利用案内(マルチメディアワークスペースの利用))	*7-5-3 2015年度中央大学不正防止計画
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/korakuencampus/science/guide/">http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/korakuencampus/science/guide/</a>	*7-5-4 研究活動における不正行為への対応等の検討ワーキンググループ設置要綱
⑯ 図書館(協定校の利用)	*7-5-5 研究活動における不正行為への対応等の検討ワーキンググループ報告書
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/partnership/">http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/partnership/</a>	*7-5-6 中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程
⑰ 情報環境への取り組み(学部などのパソコン環境)	*7-5-7 中央大学遺伝子組換え実験等実施規則
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/informational/itcenter/pc/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/informational/itcenter/pc/</a>	*7-5-8 中央大学保健体育研究所研究倫理規程
⑱ 情報環境への取り組み(基幹ネットワーク情報)	*7-5-9 理工学部「人を対象とする研究」倫理指針
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/informational/itcenter/network/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/informational/itcenter/network/</a>	*7-5-10 理工学部「人を対象とする研究」倫理審査委員会内規
⑲ 情報環境への取り組み(利用者案内)	
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/informational/itcenter/it_tama/guide/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/informational/itcenter/it_tama/guide/</a>	
⑳ 中央大学 全授業支援システム(manaba)	
【実地調査時間閲覧】	
㉑ 研究(公的研究費の管理・監査体制)	
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/research/compliance/audit/">http://www.chuo-u.ac.jp/research/compliance/audit/</a>	
㉒ 研究推進支援本部(中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメントポリシー)	
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/research/industry_ag/clip/coi/">http://www.chuo-u.ac.jp/research/industry_ag/clip/coi/</a>	
㉓ 大学の取り組み(安全保障輸出管理)	
<a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/security/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/security/</a>	

## 第8章 社会連携・社会貢献

### 【現状の説明】

#### 1. 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

##### ○ 大学全体

本学では、「社会連携」と「社会貢献」を教育研究に加えての新たな使命として位置づけ、地域社会や日本社会を始め、人類の抱える地球規模の問題解決に貢献する決意を以下の通り表明しており、これを Web サイトに掲載して広く社会及び学内の構成員に向けて発信している。(資料 8-1-1①)

#### <中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念>

中央大学は、これまで、「広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命」（中央大学学則第2条）として、建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」教育と研究を発展させるとともに、これら教育研究活動を通じて、広く社会に貢献することに努めてきました。今日においても、中央大学が求められている基本的な役割とは、教育研究を広く展開し、中央大学で学んだ有為な人物を社会に送り出すことと、その研究成果をもって社会を豊かにすることにあります。しかしながら、私たち中央大学には、こうした教育研究活動の成果をもって社会に貢献することのみならず、新たな役割として、その教育研究活動自体を社会の中で、社会の要請に応じて、社会と協働して行うこと、さらには、長い歴史と伝統の中で蓄積された知的・人的・物的な資産と多様な年齢構成と背景を有する3万もの学生および教職員を擁する大学組織市民として、社会に開かれた活動を行うことが、求められています。大学が新たな役割を担うことで、新たな価値が生み出されます。この新たな価値は、学生をはじめ大学構成員に還元され、大学がさらに社会に開かれた活動を行う源泉となるのです。

そこで中央大学は、大学の本来的使命および機能としての教育研究に加えて、「社会連携」（教育研究活動における中央大学外の人・組織・コミュニティとの協働）と「社会貢献」（地域社会・日本社会・国際社会のみならず、経済社会や文化的コミュニティ等、広い意味での社会全体の発展への寄与）を新たな使命として位置づけ、「行動する知性。Knowledge into Action」のユニバーシティ・メッセージの下、人的・物的・組織的体制を整えて取り組みます。また、こうした取り組みによって、本学が展開するキャンパス周辺をはじめとする地域社会や日本社会全般における具体的問題のみならず、人類の抱える地球規模の問題解決に貢献する決意を表明します。

以上に基づき、中央大学は、特に次のように社会連携と社会貢献を展開します。

#### (1) 地域等の多様なコミュニティとの連携・貢献

中央大学は、すべての人や組織がそれぞれ異なる環境と文化をもつ様々なコミュニティ、とりわけ地域コミュニティの中で生きることを自覚し、これらのコミュニティと連携し、これに貢献します。そのために、地域自治体との政策連携、大学の施設と知的資産の活用、学生や教職員のボランティア活動の支援等を通じて、地域をはじめとする多様なコミュニティのニーズに応じた活動を持続的に展開します。

#### (2) 教育機関としての社会連携・貢献

中央大学は、教育の過程にも多様なコミュニティとの連携を取り入れ、学生の学びの過程自体が社会貢献となるように、社会からのフィードバックを得ながら、教育活動を行います。特に、留学生交換、教育研究者の派遣と受け入れなどを促進し、多様性のある地球規模での人的・知的交流による相互理解の拠点となることを目指します。

#### (3) 研究機関としての社会連携・貢献

中央大学は、研究活動を大学キャンパスに閉ざすことなく、国内外の研究者や学術研究機関と協働し、また産官学や多様なコミュニティとの信頼に基づく連携を進めます。そして新たな知的基盤形成に向けた環境構築に貢献するとともに、社会が求める多様な知的資産を創出します。

中央大学はこの「理念」に基づき、大学としての社会連携・社会貢献の活動を深化させることと、すでに本学が行っているさまざまな社会連携・社会貢献活動に関する情報を集約し社会に向けて発信していくことに努めます。

また、本学では、本学の教職員や学生等によって創出された知的財産の取り扱いに関する基本的な考え方や、産学官連携活動への全学的な取組姿勢を学内外に示して理解を求め、研究・教育成果の効果的な社会還元をその目的とする中央大学知的財産ポリシーを2005年4月1日に定めている。当該ポリシーにおいては、「産学官連携推進ポリシー」の項目について、以下の5点を掲げている。中央大学知的財産ポリシーについては Web サイトに掲載しており、大学構成員を含め広く一般に公開している。(資料 8-1-1②)

#### <産学官連携推進ポリシー>

##### 1. 学外の方々との共同研究および受託研究の推進

- (1) 中央大学は、共同研究および受託研究を社会との重要な「知」の交流の場ととらえ、お互いの利益に充分配慮しながらその交流活動を積極的に推進し、新たな知的財産の創出やその技術移転により新産業の創出に貢献いたします。
- (2) 本学は、契約者との契約事務手続について、迅速に対応いたします。
- (3) 本学は、契約者との契約事項について、柔軟に対応いたします。
- (4) 本学は、契約者との秘密保持契約を遵守いたします。
- (5) 本学は、契約者から受領した研究費の内訳について、契約者からその開示を求められ、かつ本学が必要であると判断した場合、開示いたします。

##### 2. 知的財産普及の促進

- (1) 中央大学の知的財産権を共同研究や受託研究の契約者を実施許諾または譲渡する場合、本学は、ノウハウの提供や技術指導を含め最惠条件となるように、その契約者と協議いたします。
- (2) 本学は、実施許諾を行う第三者に対し、正当な理由なく長期にわたり知的財産権を実施されない場合、契約の解除や知的財産権の返還など社会に活用できる措置をとる契約ができるよう協議いたします。

##### 3. 不実施の補償

中央大学は、本学と契約者の共有となった知的財産権を本学が実施できない場合、その契約者が実施することにより得られる収益のうち、本学の持分に相当する対価を請求することができるようその契約者と事前に協議いたします。

##### 4. 発明者の起業支援

中央大学は、本学が承継した発明等の発明者が自らその発明等の実施を希望する場合、発明委員会の議を経て、優先的にその発明者に知的財産権の全部もしくは一部を譲渡し、または専用実施権を設定し、もしくは通常実施権を許諾することにより、発明者が起業しやすいように配慮いたします。

##### 5. 産学官連携窓口の一本化と相談の秘密保持

- (1) 中央大学は、産学官連携に関する学内外からのあらゆる相談窓口を CLIP に一本化して、ワンストップサービスをめざします。
- (2) 本学は、産学官連携に関する相談を受けた際、必要に応じて、その相談内容について相談者と秘密保持契約を結びます。

## 2. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

### ○ 大学全体

#### 1) クレセント・アカデミー

本学では、創立 100 周年を機にいわゆるオープンカレッジ構想のもとに、地域に根差し、世界に開かれた大学として、在学生と市民の共学の場とすることを目的に 1986 年 12 月に「クレセント・アカデミー」を設置した。設置にあたっては、「アカデミー」は、主として本学が保有する諸施設等を活用し、在学生はもとより広く地域社会の構成員をも対象とする教育文化活動を行うことによって、その知的関心に応え、もって

社会教育の発展に寄与することを目的とする」(学校法人中央大学クレセント・アカデミーに関する規程第2条)と定め、各種講座の実施を主たる目的に位置づけている。生涯学習の拡張・進展という社会的気運の中で、高等教育機関としての大学に求められる学習機会の提供という使命は大きく、本学としても、広く市民に開かれた学習・教育事業を担う機関としてその提供のあり方を検討しつつ、社会教育(生涯学習)に貢献することを基本理念としている。(資料8-2-1第2条)

開講以来28年、クレセント・アカデミーは、多摩キャンパス及び駿河台記念館において、①外国語実用会話講座、②IT(情報技術)講座、③スポーツ教室、④総合講座、⑤社会人教育を目的とした公開上級法務講座の各種講座を展開し、在学生はもとより学员(卒業生)を含む広範な社会人、市民に対しての学習機会を提供しており、年齢や学歴に関係なく受講することが可能となっている。(資料8-1-1③)

大学が社会人を対象として提供する各種講座への関心は一般的に高いと言われているが、ここ数年の傾向として、受講者が講座の内容や学習環境を厳しく選択する傾向が強いことに加え、他の教育機関、行政、民間企業等で同様の講座が開講されており、年々受講者を安定的に確保することの厳しさが増している。

こうした状況を踏まえ、クレセント・アカデミーでは、新聞折り込み広告配布エリアの見直しや内容の検証、広告がより目立つための創意工夫、各種広報媒体からクレセント・アカデミーのWebサイトへの誘導、ポスティング無料冊子への広告の掲載のほか、他で開講する講座にはないテーマに特化した講座の開講等、広報・宣伝活動の見直しや受講者のニーズに合った講座の開講に努めており、その結果、2014年度では対前年度比約15%増の受講者数を確保するに至っている。(資料8-2-2)

## 2) 中央大学学術講演会

中央大学学術講演会は、本学専任教員の学術研究の成果を広く社会に還元し、本学を社会に広くPRすることを目的に、1962年から全国各地にて開催している無料の講演会である。

本講演会については、「中央大学学術講演会運営委員会」が具体的な実施計画を企画・立案しているが、開催にあたっては、当日の運営を含めて全国各地の学会支部(卒業生組織)等の協力を得ている。そのため、文化貢献のみならず、運営活動を通じた「地域と大学」、「学员と大学」の絆の強化に繋がっており、2014年度は全国52会場で実施している。また、講演会の開催に際しては、地元メディアを通じた情報発信や、地元教育委員会や福祉協会の後援を得る等の方法によって、市民へのPRも盛んに実施している。(資料8-1-1④)

## 3) 人権問題に関する講演会

人権問題講演会は、本学の構成員(学生・教職員)の人権意識、とりわけ差別問題に関する意識を高めるために、1985年から継続的に開催している。2015年5月時点で延べ開催数は77回にのぼり、現在は年間3回(多摩キャンパス2回・後楽園キャンパス1回)の頻度で開催している。講師には学内外の有識者を招き、部落差別、人種差別、性差別、障がい者差別等、様々な差別問題に加えて、最近では在日外国人や被験

者の人権問題等もテーマに取り上げ、学生・教職員はもとより広く市民にも開放された公開講座として実施し、講演録の配布も行っている。本講演会を継続的に開催していることは、本学の基本的な姿勢、とりわけ「差別を許さない」という強い意思を社会に対して示すものとなっている。

また、講演会では、現実社会に存在する様々な人権侵害について、その歴史的な経緯、文化とのかかわり、社会的な影響、実際の事例紹介、改善のための方策等の幅広い切り口から専門的な講演が行われ、身近にある人権問題について考え、学生及び市民の人権に係る正しい認識を深めるための機会となっている。(資料 8-1-1⑤)

#### 4) 知の回廊

「知の回廊」は、「中央大学近隣にお住まいの方に、大学を少しでも理解して欲しい」、「大学教員がどんなことに興味を持ち、研究しているかを知ってもらいたい」、そして「これをきっかけに少しでも地域社会へ貢献をしていきたい」、さらに「大学の教職員自身にも映像メディアへの対応を真剣に考えて欲しい」という意図から、日本で初めて大学とケーブルテレビ局（八王子テレメディア：現ジュピターテレコム）が共同で番組を制作し、大学の知的財産を教養番組というかたちで既存の「見るだけのテレビ」から「学びの宝箱」へと進化させた、これまでのテレビの枠を越えた放送番組である。本番組は 2001 年度の番組制作当初から全国各地のケーブルテレビで放送しており、八王子市、多摩市、立川市、稲城市、日野市等といった近隣地域を中心に、全国 20 社以上のケーブルテレビ局、350 万を超える世帯で視聴可能となっている。また、現在はケーブルテレビでの放送に加え、YouTube や iTunes U、ポッドキャストを利用して広域ネット配信をしているほか、Twitter や Facebook をはじめとした SNS を活用して、番組制作秘話や教員・番組情報を定期的に配信している。

2014 年度については、通常の番組配信のほかに、地域住民を対象とした「知の回廊」特別イベント（番組監修・出演教員による講演会及びツアー）を 3 度実施し、講演会については平均 40 名程の参加者が得られている。これらイベントの参加者アンケートの結果によると、番組を絡めてのイベント開催は、視聴者から高評価を得ている状況である。また、「知の回廊」の英訳化についても、現在 5 番組をアップロードしている。

「映像と研究」、「映像と教育」そして「映像とインターネットの融合」。本学では、これらから生まれる様々な事象を常に意識しながら、より優れた番組を制作・提供することが大学の新たな「社会貢献」のかたちであると考えており、今後も全国的な規模を維持する教養番組として、さらに多くの人に「楽しく、そして納得できる」コンテンツを提供できるよう努めていく予定である。(資料 8-1-1⑥)

また、学外組織との連携協力による教育研究について、大学として組織的に行っているものとしては、後述する社団法人「学術・文化・産業ネットワーク多摩」との連携において、会員大学間の単位互換事業の一環として、新聞社の第一線で働く記者、論説、編集委員、幹部らを講師として招聘するオムニバス形式の寄附講座を実施している。その他の寄附講座については、各教育研究組織においてその専門分野の特性を踏まえた独自の講座を適宜実施している。

## 5) 大学コンソーシアム八王子との連携

八王子市は、本学の移転を契機に、1979年に市の基本構想の都市像の1つに「歴史と文化を創造する学園都市」を掲げ、学園都市づくりのスタートを切った。その後、2009年4月には「高等教育の充実・地域社会の発展」という基本構想の下で更なる地域の発展を目指し、「大学コンソーシアム八王子」を立ち上げた。

現在、本学は生涯学習推進事業の一環として、八王子学園都市大学（通称：いちょう塾）の開講講座の一部を担っており、八王子市民の誰もが意欲を持って学ぶことのできる機会を提供し、地域活動に貢献している。（資料8-1-1⑦、8-2-3）

## 6) 公益社団法人「学術・文化・産業ネットワーク多摩」との連携

学術・文化・産業ネットワーク多摩（以下、「ネットワーク多摩」という。）は、多摩地区の大学・短期大学（33校）、行政（9市）、企業・NPO等（27団体、1個人）合計70機関で構成されており、本学は、社会貢献の一環としてその発足以前から活動に関わっている。

本学では、現在、学長がネットワーク多摩の理事を務めていることから、常任幹事会の構成機関として地域に根差した社会貢献活動を積極的に推進するとともに、主として以下の活動に貢献している。（資料8-1-1⑦、8-2-4 pp. 1-2, p. 7）

### ①学生による小・中学校教育ボランティア

地方自治体の教育委員会と提携して、加盟大学から大学生を「お兄さん先生」、「お姉さん先生」として多摩地域の公立小・中学校へ派遣している。小・中学校からのニーズは7市から100件以上あり、加盟大学は学生に対するPR活動を行うとともに積極的な派遣に協力している。本学からの参加者は、2010年度：10名、2011年度：26名、2012年度：17名、2013年度：17名、2014年度：16名となっており、これまで数多くの学生が教育現場を通じて地域との交流を深め、社会に対する貢献を行っている。本取組みは、学校現場からの要請と大学生のニーズがマッチした取組みであり、特に教職を目指している学生にとっては「学校現場を知る」意味でも効果が期待できる。

### ②読売新聞提携講座

会員大学間の単位互換事業の一環として、株式会社読売新聞社から第一線で働く記者、論説、編集委員、幹部らを講師として招聘し、オムニバス形式の寄附講座を実施している。本講座は半期2単位の科目として設置され、新聞というメディア、ジャーナリズムの果たす役割、特徴、問題点、現状と未来について、情報の送り手と受け手双方の視点を重ね合わせ、実際に新聞を読みながら考察するものであり、加盟大学の学生も受講可能となっている。本講座は、社会の第一線で活躍する講師陣から、社会の最先端と新聞の営みがクロスする部分に焦点をあてつつ、基礎、基本と最先端が理解できる講座で受講者の評価は高いものである。

現在は、法学部において開講しており、2014年度は99名（中大生98名、他大学生1名）、2015年度は90名（通学89名、他大学生1名）が受講している。

### ③多摩未来奨学金

加盟大学・短期大学で学ぶ学生を、産官学（職員、教員、社員等）が協働し、多摩地域の活性化を目指す活動等を通して育成することを目的としている。資金を拠出した企業・団体、地方公共団体等にとってもメリットが得られ、大学にとっても有為な人材を社会に送り出す手立てとなる奨学金制度である。本学の学生については、2013年度は公募で1名、追加公募で3名が採用されている。

### ④体験型環境教育プロジェクト

2004年度から実施していた小学校3・4年生を対象とした体験型環境教育を、2007年度からは加盟大学(明星大学)の正規科目として設置し、加盟大学間における単位互換事業として取り扱っている。本取組みでは、各大学で取り組んでいる環境に関する講義・ゼミの内容を発表会のかたちで実施することで、他大学の取組みを知り、今後の勉強に活かす機会として活用されている。また、体験型プロジェクトを通して、参加する小・中学生には、多摩地域の自然・環境・歴史に触れることで多摩の良さを知り、新しい発見や気づきを促すことを目的としている。

2014年度には、本学学生が参加学生を取りまとめるリーダーとして「それいけ！たまレンジャー！！」に参加している。

## 7) 文京区との連携

本学は2006年に文京区との間で学長・区長を代表とする包括協定を結んでおり、「区内まるごとキャンパス」を目指して文京区により策定された「文京アカデミー構想」に参画し、連携の方向性を確認しながら包括協定に基づく活動を展開しており、文京区に存在する知の発信地として公開講座を行う等、積極的な地域交流や社会貢献活動を行っている。（資料8-1-1⑧）

また、文京区・文京区教育委員会・公益財団法人文京アカデミーの後援により、本学理工学部が主催する「中央大学サイエンスセミナー」を中学生及び高校生を対象に2004年度から開催し、好評を得ており、毎年多くの参加者を得ている。（資料8-1-1⑨）

なお、地域交流・国際交流事業への参加状況は次の通りである。

## 8) 中央大学杯スポーツ大会

地域に開かれた大学として、大学周辺地域の方々との交流を深め、スポーツを通じて地域の小・中学生の健全な育成に役立てるように、「中央大学杯スポーツ大会」（「中央大学学長杯争奪スポーツ大会」から2013年に名称変更）を1991年から毎年開催し、本学の体育施設を広く開放している。本大会は、近隣の八王子、日野、多摩、町田、稲城、立川、府中、国立の各市の教育委員会や読売新聞東京本社の後援と中学校体育連盟等の協力により実施し、試合結果は読売新聞の地方版に掲載される。大会運営は参加学校の教諭、地区のスポーツ指導者、各競技種目の本学運動部の学生（2014年度は2日間で延べ123名）、専任職員（同・延べ41名）及び外部審判（同・延べ23名）による協力によって支えられており、地域との密接な連携・協力体制の下に実施され

る毎年7月の恒例行事となっている。なお、2014年度における参加者数は、延べ1,829名となっている。(資料8-1-1⑩)

## 9) 学生によるボランティア活動

本学では、ボランティア活動を通じ、学生の主体的な学びとそれによる成長を支援することを目的に、学生部に「中央大学ボランティアセンター」を設置し、東日本大震災被災地でのボランティア、学内ボランティア、ボランティアマナー講座等の取組みを行っている。(資料8-1-1⑪)

### ①東日本大震災の被災地ボランティア

被災地ボランティアについては、東日本大震災発生後の2011年度に学员個人からの経済的支援による気仙沼大島での瓦礫撤去ボランティアが複数回実施されるとともに、学生部主催で冬休み及び春休みにボランティア活動が行われた。この取組みを受けて、2012年度からは学生部・学员個人が主催し教職員が引率する活動を引き続き実施するとともに、意識が高く継続的に参加する学生をリーダーとする「被災地支援学生団体ネットワーク」を立ち上げ、それを後方支援する体制を併用している。(資料8-1-1⑬)

また、特に後者の学生主体活動に関して、2012年1月に設置された募金(「学会ボランティア東日本大震災復興支援基金」)及び学生部予算から、学生1人あたり上限2万円で交通費・宿泊費の半額を補助する制度を設けており、この補助制度に関しては「学会白門支援金によるボランティア活動に関する補助基準」を作成し、学生団体の活動支援を行っている。(資料8-2-5)

2014年度における被災地支援学生団体ネットワークによる取組み実績は以下の通りである。

#### ○2014年度春学期における「被災地スタディーツアー」(学生部主催)の実施

2013年度に引き続き、新入生を被災地支援活動に誘うための一つの企画として、5月23日～25日の2泊3日で「被災地スタディーツアー」を宮城県女川町において実施した。

#### ○2014年夏季休暇における学生部主催活動(被災地支援)

- ・防災学習ツアー@宮城県気仙沼市、石巻市、女川町
- ・大学間連携災害ボランティアネットワーク事業「石巻・女川復興支援インターン」

#### ○2014年春季休暇における学生部主催活動(被災地支援)

- ・女川スタディーツアー@宮城県気仙沼市、石巻市、牡鹿郡女川町
- ・阿部長商店インターン@宮城県気仙沼市
- ・大学間連携災害ボランティアネットワーク事業「女川復興支援インターン」

### ②防災・福祉にかかわる多摩地域諸主体との協働(地元地域との連携)

本学及び日野市社会福祉協議会、八王子市の社会福祉協議会、明星大学ボランテ

ィアセンターとの関係を構築し、2013年度後半より「4者会談」を定期的を実施している。日野市・八王子市の社会福祉協議会からは、様々なイベントへの招待やボランティア募集の情報のほか、プロジェクトの提案があり、本学の学生も参加・活動している。次のイベントは中でも多くの学生が参加し、地域住民から高い評価を得たイベントである。（資料8-1-1④）

- ・2014 だいすきひの市民フェア
- ・ひらやま減災ウォークラリー～めざせ！ぼうさいリーダー～
- ・地域での防災講座：大学生と地域で防災力UP「災害図上訓練DIG」
- ・地域での防災講座：大学生と地域で防災力UP「避難所運営ゲームHUG」
- ・イオンモール写真展

### 【点検・評価】

#### ● 基準8の充足状況

本学では、「社会連携」と「社会貢献」を教育研究に加えての新たな使命として位置づけ、地域社会や日本社会を始め、人類の抱える地球規模の問題解決に貢献する決意を表明しており、本学の各種のリソースを積極的に活用しながら、社会に対する教育研究活動の成果を還元しており、本項目の基準を概ね充足している状況にある。

#### <効果が上がっている事項>

##### ○ 大学全体

- (1) 知の回廊について、大学の使命はその教育研究の英知を広く社会に還元することにあるという思想の下で地元八王子のCATV局と連携し、大学で行われている多種多様な講義や個別教員の研究テーマに沿った内容をわかりやすく映像化し、番組として放送することで、地元市民及び地域社会への貢献を果たしていることが強みである。また、社会貢献だけでなくその取組みの産物として、映像資料というかたちでの大学財産の蓄積及び他地域のCATVでの番組の再放送やWeb配信等による大学の広報活動が行えていることも強みとしてあげられる。（資料8-1-1⑥）

#### <改善すべき事項>

##### ○ 大学全体

- (1) ボランティア協力の依頼に対し、現在のボランティアセンターの体制では人的・予算的なバックアップも十分ではなく、対応し切れていない部分がある。

### 【将来に向けた発展方策】

#### <効果が上がっている事項>

##### ○ 大学全体

- (1) 知の回廊については、今年度もさらに魅力的な番組を制作、放送・配信し、大学のブランド力を向上させていくと同時に、生涯学習や地域住民と大学との連携という意味からも、特別企画イベント（講演会や番組監修教員をコンダクターとしたツアー）

を企画し、放送・配信での学び（オン）とイベントに参加することによって可能となる学び（オフ）をうまく掛け合わせることによって、本計画の長所をさらに伸長させる。また、「知の回廊」の国際発信についても、昨年度まではテロップの英訳のみで対応していたものを、今年度からは英訳ナレーションを導入し、よりわかりやすく教員の研究テーマを発信することで、大学のグローバル化にも継続して対応を進めていく。

#### <改善すべき事項>

##### ○ 大学全体

- (1) ボランティア活動については、募金活動をはじめ、大学としての予算措置の平準化等、まずはボランティア活動の支援に係る資金面の充実・確保を図ることを通じて、ボランティアに係る支援体制の充実を図っていくこととする。

#### 【根拠資料】 「\*」は CD-R に保存

##### 8-1-1 中央大学公式Web サイト

- ① 社会・地域貢献（社会連携と社会貢献に関する理念）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/usr/idea/>
  - ② 研究（中央大学知的財産ポリシー）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/research/industry\\_ag/clip/ip\\_policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/research/industry_ag/clip/ip_policy/)
  - ③ 社会・地域貢献（オープンカレッジ：クレセント・アカデミー）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/usr/crescent/>
  - ④ 社会・地域貢献（学術講演会）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/usr/lecture/scholarly/>
  - ⑤ 社会・地域貢献（人権問題講演会）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/usr/lecture/humanrights/>
  - ⑥ 社会・地域貢献（教養番組「知の回廊」）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/usr/kairou/>
  - ⑦ 社会・地域貢献（多摩地区における地域連携活動）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/usr/community/tama\\_area/](http://www.chuo-u.ac.jp/usr/community/tama_area/)
  - ⑧ 地域・社会貢献（文京区との包括的連携）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/usr/community/bunkyo/>
  - ⑨ 社会・地域貢献（中央大学サイエンスセミナー）  
[http://www.chuo-u.ac.jp/usr/jhs\\_activity/s\\_seminar/](http://www.chuo-u.ac.jp/usr/jhs_activity/s_seminar/)
  - ⑩ 社会・地域貢献（中央大学杯スポーツ大会（中大杯））  
[http://www.chuo-u.ac.jp/usr/community/sports\\_event/](http://www.chuo-u.ac.jp/usr/community/sports_event/)
  - ⑪ ボランティア（ボランティアセンターの紹介）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/usr/volunteer/overview/>
  - ⑫ ボランティア（活動概要）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/usr/volunteer/activities/>
  - ⑬ ボランティア（東北支援活動）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/usr/volunteer/activities/support/>
  - ⑭ ボランティア（多摩地域での活動）  
<http://www.chuo-u.ac.jp/usr/volunteer/activities/community/>
- \*8-2-1 学校法人中央大学クレセント・アカデミーに関する規程
- \*8-2-2 クレセント・アカデミー 受講者数の推移（2010～2014 年度）
- \*8-2-3 八王子学園都市大学いちょう塾講座案内 抜粋（平成 27 年度前期・後期）
- \*8-2-4 公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩 平成 26 年度事業報告書
- \*8-2-5 学生会白門支援金によるボランティア活動に関する補助基準

## 第9章 管理運営・財務

### I 管理運営

#### 【現状の説明】

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### ○ 大学全体

##### 1) 中・長期的な管理運営方針

本学では、2015年3月9日開催の理事会において承認された「中央大学中長期事業構想」に基づき、今後10年間における本学のあるべき姿を取りまとめた中長期事業計画である「Chuo Vision 2025」を2015年10月に策定している。同事業計画においては、本学のMissionとして「グローバルな視野と実地応用の力を備え、人類の福祉に貢献する人材の育成」を掲げ、これを実現するVisionとして次の5つを掲げている。

##### (1) 教育

「社会の期待に応え、人類の福祉に貢献する力を備えた人材を育成するための総合的な実学教育の拠点の形成」

##### (2) 研究

「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究の推進」

##### (3) 社会貢献

「特色ある教育研究に立脚した社会連携とヒューマンネットワーク拠点の形成」

##### (4) キャンパス

「人類の未来を拓き、常に新たな社会的価値を創出する総合キャンパスの構築」

##### (5) 経営

「本学の継続的な事業活動を支える揺るぎない経営基盤の確立」

これに加え、当該事業計画においては、本学が取り組むべき最重要の課題や、その成長戦略として今後5年程度の間以最優先で取り組むものを「重点事業計画」、また、恒常的かつ長期にわたって実行すべきものを「基本計画」として位置づけ、これまでの本学の事業活動を検証するとともに課題を明確に設定することにより、先述の「Mission」、「Vision」と併せて今後本学が進むべき方向性を可視化し、これを本学における中長期的な管理運営方針として教職員間で共有している。(資料9(1)-1-6)

中長期事業計画の推進にあたっては、現在は総合企画本部を中心として、事業計画の推進に必要な各セクションにおける具体的なアクションプランの取りまとめを行い、中長期事業計画を支える単年度事業計画の適切な推進に努めているところであるが、2015年度内には組織改編を実施して中長期事業計画推進の中核となる組織を整備し、当該事業計画が具体的に始動する2016年度からは、各計画を支える具体的なアクションプランを担う組織または各プロジェクトから単年度事業計画の進捗状況について報告を求めるとともに、数値目標・指標等の到達状況を適時確認する予定である。また、これらの進捗状況等については、必要に応じて法人・教学執行部へ報告する体制を採ることで、各年度における事業計画との最適化を図りつつ中長期事業計画の時宜に照らした軌道修正と、その着実な推進に努めていく予定である。(資料9(1)-1-7)

## 2) 本学における意思決定プロセス

学校教育法において、私立学校は、設置者たる学校法人が置く理事会が組織・施設の運営について責任を負うとする設置者管理主義を採っている。また、私立学校法によって、学校法人は理事会及び評議員会を必置の機関とし、学校教育法では、大学自治の制度的保証という観点から大学に教授会を置くことが義務付けられている。

本学はこれら法定の機関について、理事会及び評議員会にあつては基本規定（寄附行為）に、教授会にあつては学則によって、それぞれ構成、職務（審議事項）及び議事要件等を明確にしている。このほかに本学特有の意思決定プロセスに係る機関としては、教務役員会、執行役員会、教学審議会を設置するとともに、法人の主要な管理運営である職員人事、給与、予算及び広報に関しては、いずれも理事長の諮問機関として委員会が常設されている。なお、これらの委員会には、事案の専門性に応じて教学主体の委員会または部会の開催が必須とされ、いずれも明定された規程に基づき適切に運用されている。（資料 9(1)-1-4 第 25～39 条、9(1)-1-8 第 11～14 条、9(1)-1-9 第 12～15 条、9(1)-1-10～12）

具体的な意思決定プロセスとしては、事案内容によって若干異なるものの、全学的な教学事項については、教学機関（委員会等）または教授会の発議、学部長会議の調整、教学審議会の審議を経て、理事会で決定する流れが、法人事項は、法人機関（委員会等）の発議、執行役員会における確認（理事会上程議案の決定）を経て、理事会で決定する流れが定着している。ただし、このプロセスは審議事項を法人・教学事項に形式的に区分して適用するのではなく、事案と発議機関との関係を考慮し、または、全学的合意を醸成する観点から弾力的に運用しており、このことは学部・研究科教授会の専権事項並びに学部・研究科固有の事項を除く一切の事項については、基本規定（寄附行為）第 27 条に基づき理事会が決定することとしつつ、事案によっては教務役員会及び執行役員会にその審議決定を委ねていることから伺える。（資料 9(1)-1-4 第 27 条、9(1)-1-10 第 4 条、9(1)-1-11 第 4 条、9(1)-1-13 第 5 条）

このような本学特有の機関はそれぞれ固有の目的を有しているため、位置づけについて一概に説明することはできない。ただし、構成人数こそ異なるものの、その多くが法人役員、教員行政職から構成され、会議体によってはさらに教授会選出委員が参画しており、全学的合意の醸成と意思決定の迅速化を図る観点から、法定に基づく基本的な意思決定プロセスを設定しつつも、事案に応じて法人・教学諸機関と意思疎通を図りつつ相互に牽制機能を持ちながら総体的な意思決定を働かせる仕組みが整っていると見える。しかしながら、このことは手続きの公正さを保証する一方で、審議の複層化を招くとともに全学的合意が得られなければ新たな事業に着手できないリスクを併せ持つものである。

なお、前述の各会議体のうち、本学が独自に設置しているものの設置目的及び構成メンバー、審議事項は以下の通りとなっている。

### ① 教学審議会

総長の諮問機関である教学審議会は、法人・教学の双方に関係する事項及び全学的な教学事項について、理事会または教務役員会に上程する前段階において当該事項

を精査・検討することを主たる機能とする全学的な会議体（基本規定（寄附行為）第9条）であり、同審議会の構成、議事運営及び審議事項は、中央大学教学審議会規則（以下「教学審議会規則」という。）に定められている。教学審議会の具体的審議事項としては、教学審議会規則第4条に定めるところにより、①学校その他学術研究機関に関する規則の制定または改廃、②重要な学術研究機関の設置または改廃に関する事項、③学生、生徒の採用方針に関する事項、④学生、生徒に対する奨学方針に関する事項、⑤その他総長が諮問した事項となっている。（資料9(1)-1-4第9条、9(1)-1-12）

## ②教務役員会

教務役員会は基本規定（寄附行為）第27条第3項に根拠を置き、構成及び議事内容等は学校法人中央大学教務役員会規則において定めている。教務役員会の審議事項は同規則第4条に定めるところにより、①学部学科、研究科の新增設若しくは改廃または学費設定を伴わない学則及び学位規則の改正、②教学個別規程等の制定または改廃、③国内外の大学または研究所等との交流協定の締結または改廃、④法人附置研究所長等の選任、⑤教学事務組織の設置または改廃、⑥その他理事会が認めた事項となっているほか、協議事項については、①理事会が審議する教学に関する事項、②その他理事長が必要と認めた事項となっている。

この教務役員会の議長には理事長があたり、議事を総括するが、審議事項に関しては学長に委任することができる（同規則第3条第2項）。また、理事長は必要に応じて教務役員会の審議決定内容を理事会に報告することとなっている。（資料9(1)-1-4第27条、9(1)-1-10）

## ③執行役員会

執行役員会は基本規定（寄附行為）第27条第4項に根拠を置き、構成及び議事内容等は学校法人中央大学執行役員会規則において定めている。執行役員会の審議事項及び協議事項は同規則第4条に定められ、審議事項としては、①法人個別規程の制定・改廃、②学費設定を伴わない中学校及び高等学校学則改正、③法人事務組織の設置または改廃、④職員の人事、⑤理事会の決定した資産運用の基準の執行に関する事項、⑥理事会及び教務役員会上程議案の確定、⑦その他理事会及び教務役員会の審議事項以外の理事長が常務と認める事項となっており、これらの事項については同規則第4条第4項に定めるところにより、1種稟議書（役員決裁）により決定することができることとなっている。また、協議事項としては、①理事会に付議する重要な資産等の取得、処分または賃貸借等に関する事項となっている。なお、理事長は必要に応じて執行役員会の審議決定内容を理事会に報告することとなっている。（資料9(1)-1-4第27条、9(1)-1-11）

なお、各大学におけるマネジメントやガバナンスの強化が重要な課題と位置づけられる中で、本学は横浜山手中学校（現：中央大学附属横浜中学校）入学試験に係る事案を巡って法人及び大学のガバナンス機能が大きく問われることとなったが、この件

に関し理事会は大学ガバナンスの再構築を目的に「中央大学基本問題調査・改革委員会」を設置し、対応を図っている。

具体的には、同委員会は、本学のガバナンスを有効に機能させるべく私立学校法等の各種法令に照らした本学の基本規定（寄附行為）、その他管理運営の諸規定を点検・検証するとともに、内部統制やコンプライアンスのあり方も含めた大学ガバナンスを再構築するうえで必要な事項全般について検討を行い、その具体的な改善に向けた諸施策の方向性を提示することを活動の基本に据え、その検討結果を「本学におけるガバナンスの再構築に向けた検討結果報告書」として取りまとめ、理事会に報告した。当該検討結果報告書は、専任教職員及び評議員に配布することで内容の周知を図るとともに、同報告書に掲げられた事項について同委員会及び同委員会の下に設置されたプロジェクトチームにおいて、具体案作成に向けた検討がなされた。その結果、同委員会からの指摘事項のうち、「理事会運営のあり方」と「執行役員制度のあり方」については、基本規定（寄附行為）の改正及び中央大学理事会規則の制定、並びに中央大学執行役員会規則の改正を行い、主として理事会の招集、議長の取扱い及び議決要件といった運営ルールの整備を行うとともに、利害関係者の議事及び採決からの排斥を定める等、理事会運営における公平性を担保するものとしている。また、執行役員会については、基本規定上に設置根拠を明確化するとともに、構成や議事等の同会議機能の一部見直しを図っている。これらの規程は、2015年3月9日開催の理事会及び2015年3月28日開催の評議員会において議決され、寄附行為の変更について認可申請に至っている。（資料9(1)-1-14～15）

### 3) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任

学校法人の管理運営において最も配慮されなければならないことは、理事会と教学の意思疎通を十全に図ることであり、本学はこれを具現化するために、常に理事会構成及び運営について見直しを図ってきた。

本学の教学組織は、学部、大学院、専門職大学院、学生部及び図書館等の機関を擁し、各教学組織は法令上の必置機関である教授会はもとより、当該組織独自の運営がなされ、明定された規程の下、教育研究活動の独自性に基づく自治的管理がなされている。したがって、各教学組織の固有業務や事業計画は当該教学組織における自主的かつ民主的な運営によって審議決定されるが、これらの事業計画は、その後、学校法人全体の事業計画・予算編成へと集約された後に理事会の審議に供され、全学的事業としてオーソライズされている。

理事会は、理事長、総長、学長、常任理事、学部長、研究科長（互選1人）、事務局長及び卒業生等の学外理事で構成され、評議員会議長・副議長及び監事は基本規定（寄附行為）に基づき、常時、理事会に陪席している。また、学校法人中央大学理事会規則第5条の定めにより、研究科長（理事以外）、研究科委員長、図書館長、学生部長等教学組織の長及び高等学校長は、必要に応じて理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べるができることとなっている。

このように、本学では教学組織の独自性を確保しつつ、理事会において、学長、学部長及び研究科長が職務上の理事としてその責務を担っている。加えて、教学組織の

長は、理事会に随時陪席できるように定め、教学組織の意向が理事会の審議に反映されるよう整備している。また、本学は理事会以外に教務役員会を設置して、教学組織とより緊密な連携協力関係が築けるよう整備するとともに、執行役員会においては理事会議決に基づく常務の執行を協議決定し、教学組織の活動を経営面から支援している。(資料9(1)-1-4第11~12条,第23条,第35条、9(1)-1-11、9(1)-1-15第5条)

さらに、中央大学事務組織規則では法人並びにその設置する学校及び研究所について事務組織、職務分掌及び職務権限に関する基準を定めるとともに、組織、職位の基本的な職能及び相互関係を明らかにしており、そこでは、事務組織の長と教学組織の長、学長、常任理事及び理事長の権限と責任を明確にした職務権限明細基準が整備されている。(資料9(1)-1-16)

以上のように、教学組織と法人組織は円滑な連携を担保しつつ、その責任と権限は各種規程によって明文化されている。

#### 4) 教授会の権限と責任

「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号・平成26年6月27日公布）」が2015年4月1日から施行されたことに伴い、各大学は法改正の趣旨を踏まえ、大学の組織及び運営体制を整備するため、教授会の役割を明確化する等、関係する内部規則について必要な見直しが求められることとなった。

これを受け、本学としても、教授会が教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを明確化するとともに、教授会が学長に意見を述べるものとする事項を定めることとし、法改正の趣旨に即した学則改正を行っている。本項では、上記の法改正への対応も含め、本学の学部教授会及び研究科教授会について触れることとする。

なお、本学の専門職大学院に関しては、2002年4月の専門大学院（当時）国際会計研究科設置の際、同研究科の学内における位置づけを検討した結果、専門職大学院は基礎となる学部を持たない独立した研究科として設置するものとし、その教授会機能は学部における教授会と同等の機能を有するとともに、学内における管理運営組織として基本的に学部と同等に位置づけることとしている。この扱いは2004年設置の法務研究科、2008年設置の戦略経営研究科も同様である。ただし、全学的見地から、学部固有の諸事項も存在することから、中央大学専門職大学院に関する特別措置規則として特則を定め、専門職大学院の特殊性を保証しつつ管理運営上の均衡を担保している。

(資料9(1)-1-17)

##### ①学部教授会

学部教授会は、学則第11条第2項に基づき、その学部の教授、准教授、助教及び専任講師（教授会を組織する助教及び専任講師の範囲は当該学部が定めるところによる）をもって組織される。また、学部教授会は学則第11条第3項の規定により、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること、②学位の授与に関すること、③その他その学部の教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項、について審議し、その意見を学長に述べ

るものとしている。このうちの「③その他その学部の教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要と認める事項」については、学則とは別に明文化することとし、①校地・校舎の変更に関する事、②教育研究組織の新設・改廃に関する事、③学部運営の方針に関する事、④学部長の選出に関する事、⑤学長選挙人の選出に関する事、⑥各種全学的な委員会の委員の選出に関する事、⑦学則その他重要な規則の制定・改廃に関する事、⑧自己点検・評価その他当該学部の評価に関する事、⑨教員の選考、昇進その他教員の人事に係る審査に関する事、⑩教育課程、授業日その他教育研究に関する事、⑪授業科目の編成及び担当に関する事、⑫試験その他の評価に関する事、⑬学生の外国への留学及び外国からの留学生の受入れに関する事、⑭学生の奨学に関する事、⑮学生の顕彰に関する事、⑯在外研究その他研究の推進に関する事、⑰国際交流の推進に関する事、の17項目を掲げている。

学部教授会は、月に1、2回の割合で開催されている。また、学部教授会の下にそれぞれ審議事項等に関連する課題を整理、議論するための学部内委員会が設置され、その中には、教育課程（カリキュラム等）を検討するための委員会や教員人事に関する業績審査等が含まれ、その協議、検討結果が学部教授会に上程され審議の上、その意見を学長に述べることとなる。

なお、学則第12条では、学長、学部長または教授会が各学部に通ずる重要事項について連絡協議する必要を認めた時は連合教授会を開くことができることを定めている。学部教授会の運営については中央大学教授会規程に定めがあり、関係学部長が共同して招集し、招集者である学部長が議長となり、教授会員の過半数出席をもって成立し、その議決には出席教授会員の過半数が必要とされる。（資料9(1)-1-8第11～12条）

## ②研究科教授会

研究科教授会は専門職大学院学則第13条に基づき、その研究科の専任の教授、准教授及び助教(教授会を組織する助教の範囲は当該研究科が定めるところによる)をもって組織される。

また、研究科教授会は専門職大学院学則第15条の規定により、①学生の入学及び課程の修了に関する事、②学位授与の要件に関する事（イ 法務研究科においては、進級の判定及び修了の判定、ロ 戦略経営研究科ビジネス科学専攻においては、博士学位論文の審査）、③学位の授与に関する事、④その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項、について審議し、その意見を学長に述べるものとされている。このうちの「④その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と認める事項」については、専門職大学院学則とは別に明文化することとし、①校地・校舎の変更に関する事、②教育研究組織の新設・改廃に関する事、③研究科の運営の方針に関する事、④研究科長の選出に関する事、⑤学長選挙人の選出に関する事、⑥各種全学的な委員会の委員の選出に関する事、⑦専門職大学院学則その他重要な規則の制定・改廃に関する

こと、⑧自己点検・評価その他当該研究科の評価に関すること、⑨教員の選考、昇進その他教員の人事に係る審査に関すること、⑩教育課程、授業日その他教育研究に関すること、⑪授業科目の編成及び担当に関すること、⑫試験その他の評価に関すること、⑬学生の外国への留学及び外国からの留学生の受入れに関すること、⑭学生の奨学に関すること、⑮学生の顕彰に関すること、⑯在外研究その他研究の推進に関すること、⑰国際交流の推進に関すること、の 17 項目を掲げている。(資料 9(1)-1-9 第 13 条, 第 15 条)

また、研究科教授会については、先述の通り、中央大学専門職大学院に関する特別措置規則第 2 条において学部教授会に準じることが明示されている。(資料 9(1)-1-17 第 2 条)

なお、研究科教授会が有する特有の事項としては、次のものがある。

- ・研究科教授会の円滑な審議に資するため、各研究科に研究科長、研究科長補佐、研究科教授会で互選した者による運営委員会が置かれていること (資料 9(1)-1-9 第 16 条)
- ・学長及び研究科長により構成される研究科長会議を設置しつつも、学部長会議において、全学的な教学事項を審議する際には、審議の効率性及び円滑な意思疎通を図る観点から、研究科長は、学部長会議に出席して、意見を述べ、審議決定に加わることができること (資料 9(1)-1-17 第 16 条)

## 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

### ○ 大学全体

本学は、「中央大学等規程集」によって法人並びに設置する学校及び研究所等に関する諸規程を編纂し、その内訳は、第 1 類基本、第 2 類学則、第 3 類学事、第 4 類組織、第 5 類サービス、第 6 類文書、第 7 類人事、第 8 類給与、第 9 類財務、第 10 類厚生、第 11 類庶務、第 12 類参考によって構成され、管理運営及び研究・教育活動の適切な運用に繋がっている。「中央大学等規程集」は各部課室に配布しているほか、電子化された規程を事務イントラネットに掲載し、規程の検索機能等を付加するなど利便性の向上を図り、いつでも法令や本学の各種規程を閲覧できる環境を整備している。(資料 9(1)-1-5①)

関係法令に基づく諸規程としては、主に次の規程が挙げられる。

- ・私立学校法：学校法人中央大学基本規定（寄附行為）(資料 9(1)-1-4)
- ・学校教育法：学則、大学院学則、専門職大学院学則 (資料 9(1)-1-8～9、9(1)-2-1)
- ・学校法人会計基準：中央大学経理規程
- ・労働基準法：中央大学職員就業規則（各就業規則）

また、高等教育機関としての特徴を有する諸規程としては、以下のものがある。

- ・中央大学個人情報保護規程・中央大学個人情報保護方針（プライバシーポリシー）(資料 9(1)-1-5②、9(1)-2-2)
- ・中央大学知的財産取扱規程・中央大学知的財産ポリシー (資料 9(1)-1-5③、9(1)-2-3)
- ・中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程 (資料 9(1)-2-4)
- ・安全保障輸出管理 (資料 9(1)-1-5④)
- ・中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程・ハラスメント防止啓発ガイドライン

(資料 9(1)-2-5～6)

- ・中央大学理工学部危険物等管理規程 (資料 9(1)-2-7)
- ・中央大学遺伝子組換え実験等実施規則 (資料 9(1)-2-8)
- ・中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程 (資料 9(1)-2-9)
- ・学校法人中央大学危機管理規程 (資料 9(1)-2-10)
- ・学校法人中央大学公益通報に関する規程 (資料 9(1)-2-11)

法令改正等の情報収集については、当該業務を所管する事務組織が自主的に行うことを基本としつつ、法人・教学の全学的事項については、中央大学事務組織規則に基づき、総務部及び学事部が、それぞれ情報の収集にあっている。

総務部及び学事部は、法人・教学事項に関する情報を調査・収集・分析した結果、本学の諸規程を改める必要があると判断した場合、関連部課室との調整を経て、法令の改正趣旨を踏まえた規程改正案を作成して、執行役員会(法人事項)または学部長会議(教学事項)の確認を得た後、理事会に上程するべく、教授会をはじめとする学内審議手続きに入っている。

また、法令の改正が基本規定(寄附行為)の見直しを伴う場合、本学は、基本規定(寄附行為)検討委員会を設置して、基本規定(寄附行為)の諸問題について検討することを通例としている。この委員会は、理事長の諮問機関であり、学長、学部長、研究科長、大学院研究科委員長で互選した者1人、研究所長で互選した者1人、高等学校長で互選した者1人、理事会で互選した者3人、評議員若干人、事務局長、職員部長で互選した者1人の計28人による学内外関係者で構成されている。(資料 9(1)-2-12)

なお、各教学組織及び事務組織は、これら全学規程に基づく所管業務を適切に執行するため、それぞれにおいて各種の内規を定め教職員間における共有化を図っている。

学長、学部長・研究科長および理事等の権限と責任について、学長は法人・教学双方に固有の職務を有しているため、教務役員会及び理事会のほか、全学的な審議機関である教学審議会及び評議員会の職務上の構成員となり、法人・教学の意思決定において重要な役割を果たしている。

また、理事長の諮問機関である中央大学職員人事委員会、中央大学給与委員会の委員長のほか、教学予算会議の議長を務めるとともに、学部長会議、研究科長会議及び中央大学研究・教育問題審議会(研究及び教育上の諸問題を基本的かつ総合的観点から検討する機関)の議長・委員長を務め、さらに、中央大学事務組織規則に定める職務権限基準において、学長が行使する権限を明らかにしている。このように、本学における学長の職制は、理事長とともに本学の実質的管理責任者として運用されている。そのため、基本規定(寄附行為)第21条第2項において、理事長は理事会の承認を得て、中央大学に関する事項について学長に委任することができる旨を定めている。(資料 9(1)-1-1 第2条、9(1)-1-4 第21条、9(1)-1-16 別表第三)

学部長は学則第9条第2項に基づき、「その学部に関する事項をつかさどり、その学部を代表」し、学部運営の総括的な責任を負っている。このほか、法人機関である教学審

議会、教務役員会、理事会及び評議員会の職務上の構成員となり、全学的な意思決定に加わっている。また、学部長会議における協議により、各学部長は大学内の各種委員会（会議）の職務上委員として各担当が定められ、教学諸委員会の議事運営を担っている。さらに、中央大学事務組織規則に定める職務権限基準において、学部長が行使する権限を明らかにしている。（資料 9(1)-1-8 第 9 条、9(1)-1-16 別表第三）

研究科長は専門職大学院学則第 9 条第 2 項に基づき、「当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表」し、研究科運営の総括的な責任を負っている。このほか、法人機関である教学審議会、教務役員会、理事会（ただし研究科長理事は、研究科長の互選による者 1 人）及び評議員会の職務上の構成員となり、全学的な意思決定に加わっている。また、中央大学事務組織規則に定める職務権限基準において、研究科長が行使する権限を明らかにしている。（資料 9(1)-1-9 第 9 条、9(1)-1-16 別表第三）

理事は基本規定（寄附行為）第 20 条第 2 項に基づき、その職務として、理事会を組織し、その議決について責任を負うこととなっている。その上で、本学では理事長を補佐し、その担当事務を処理するため常任理事制度を設けているが、学長や学部長といった職務上の理事以外から選任することが明定されている（基本規定（寄附行為）第 17 条）。常任理事の担当事務は、規定によって特定されていないが、理事会が常任理事の担当業務を設定し、従来、「学事担当」の分担が設けられている。常任理事は、法人機関の各種会議の構成員となるが、教学機関においては、大学評価委員会や国際連携推進会議等の教学全体の会議体で構成員となることはあるものの、教学固有の会議体において構成員とはならず、必要があれば所管会議の規定に基づき陪席を認めることによってその参画が保証されている。また、中央大学事務組織規則に定める職務権限において常任理事の権限を明らかにしている。（資料 9(1)-1-4 第 17 条、第 20 条、9(1)-1-16 別表第三）

学長選考および学部長・研究科長等の選考方法について、学長は、基本規定（寄附行為）の定めるところにより、その職務上において理事及び評議員となることが定められているが、学長の職務、任期及び選任等に関する事項は、基本規定（寄附行為）第 12 条第 4 項に基づき、中央大学学長に関する規則に定められている。同規則第 2 条では、学長の職務を「学長は、中央大学の校務を掌り、所属職員を統督する。」と規定している。また、学校教育法に定める学長としての職務については、学則第 8 条第 2 項において、「学長は、本大学の全般に関する事項をつかさどり、本大学を代表する。」と規定している。このように、学長の職務は、法人の機関としての職務と、学校教育法第 92 条に基づく「学長」の職務という両面を有しているといえる。こうした職務上の性質を担保するため、学長の選任にあたっては大学構成員による選挙と意思決定機関による選任行為が必要とされている。（資料 9(1)-1-1、9(1)-1-4 第 12 条、9(1)-1-8 第 8 条）

即ち、学長は、中央大学専任教授（特任教授を除く。）の中から学長選挙人の選挙によって選ばれた者について、理事会が評議員会の議を経て選任する（中央大学学長に関する規則第 5 条及び第 6 条）。任期は 3 年である（同規則第 3 条）。学長選挙人は、同規則第 7 条により、各教授会会員（特任教員を除く。）及び職員 150 人（副参事以上の職員並びに主事及び副主事で互選した職員若干人）と定められている。また、専任教職員は、同規則第 11 条に基づき、専任教職員 10 人の署名を得て学長候補者を推薦すること

ができる。選挙は学長選挙人が一堂に会して投票を行う選挙会方式となっており、有効投票の過半数を得た者をもって当選人とする。ただし、第1回の投票において有効投票の過半数を得た者がいないときは、上位の得票者2人について決選投票を行うこととなっている（同規則第12条）。なお、選挙の実施にあたっては、学長選挙管理委員会が中央大学学長選挙施行細則に基づき公正に行っている。（資料9(1)-1-1~2）

学部長及び研究科長（以下「学部長等」という。）は、中央大学学部長に関する規則、中央大学研究科長に関する規則に基づき、当該学部または研究科教授会が別に定めるところにより選出した者について、当該教授会が選任することとなっている。したがって、学部長等の具体的な選出方法は各教授会に委ねられるが、いずれの教授会も学部長等選挙に関する内規を定め、教授会員が選挙人となり、教授会において投票により選出しており、任期は2年である。（資料9(1)-2-13~14）

なお、現行の選任手続については永らく検証がなされていなかった。そこで、次回（2017年）学長選挙までに現行の学長選挙制度の見直しを図ることとし、現在はそのための検討に着手しているところである。

### 3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

#### ○ 大学全体

事務組織の役割は、管理運営及び教育・研究のそれぞれの意思決定機関が適切かつ迅速にその判断ができるよう、企画・立案を行うとともに、決定内容を速やかに諸機関・組織に伝え、事務執行を遺漏なく行うことにある。本学は、法人並びにその設置する学校及び研究所について事務組織、職務分掌及び職務権限に関する基準を定めるとともに、組織、職位の基本的な職能及び相互関係を明らかにし、業務の能率的運営を図ることを目的として、中央大学事務組織規則を定めている。同事務組織規則上、法人並びに学校及び研究所の業務を行うため、41の事務組織（本部、事務局、部、センター、室及び事務室）とその業務を定めるとともに、所管業務に応じて、これら事務組織の下位組織として49の課、室及び事務室を置いている（2015年5月現在）。

また、本学は、多摩キャンパス、後樂園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キャンパス、附属高等学校・中学校等の計8校地を有し、基本的には各キャンパスで事務執行が完結する体制としているが、保健センター事務室及び学友会事務室については責任体制の確保と業務規模に鑑み、責任体制を多摩キャンパスに集約し、後樂園キャンパスと市ヶ谷キャンパス（保健センターのみ）に分室をもって対応している。

そのほか、本学では、これら事務組織とは別に、いわば時限的なプロジェクトを実施する組織を事務組織規則とは別の規程を定めて弾力的に運営することとしているが、現在、該当の組織は設置されていない。（資料9(1)-1-16）

一方、組織の業務目的を高いレベルで実現していくとともに、法人機関と教学機関の事務組織に適正な人員配置と人材育成を果たすことを目的として、理事長の諮問機関である中央大学職員人事委員会（以下、「職員人事委員会」という。）を設置し、職員人事管理の円滑な運用を図っている。同委員会は、主として、①採用計画、②考課基準、③昇格及び昇進、④配置、異動、⑤総合的教育訓練計画、⑥懲戒処分等について審議を行うこととしており、職員人事異動等を行うにあたって基本方針を定め、定期の職員人事

を実施している。(資料9(1)-3-1~2)

この結果、2015年5月1日現在、上記90部課室に対し、計462人の専任職員を配置しており、1事務組織当たりの人員配置数は5.2人となっている。人員配置については職員人事委員会にて審議決定を行っており、配置された人員について傷病等の理由により期中での対応が必要な場合は人事部が対応策を講じることとしている。(資料9(1)-3-3(表29))

事務機能の更なる高度化に向けては、個々の職員の能力・資質の向上と各組織レベルひいては事務組織全体の活性化が極めて肝要である。その双方に資するべく、本学では2014年度に職員のあるべき姿を「行動する職員」というかたちで表現し、事務イントラネットを通じて周知することにより、個々の職員における気づきや職員相互・組織間のコミュニケーションの深化を促している。(資料9(1)-3-4)

事務機能の改善に向けた具体的な取組みとして、①超過勤務削減、業務改善への取組み、②管理職のマネジメント力向上と職場活性化への取組み、③業務の複数担当制、ジョブローテーションの実現、の3点を柱に取り組んでいる。

超過勤務削減、業務改善の取組みに関しては、部課室毎の超過勤務時間のモニタリングや、年1回Webを通じて全職員に対して行うストレスチェックの結果に基づき、特に超過勤務が多い・急激な増加がみられるといった事象や、心の健康を損なう恐れがある等の問題が生じている部課室を「重点改善部課室」とし、ヒアリングを通じて状況を把握しながら当該部課室と人事部との協働により課題の改善に向けた取組みを実施している。(資料9(1)-3-5~6)

管理職のマネジメント力向上と職場活性化への取組みとしては、次年度の人事部への予算申請にあたり、部課室長に対して「組織(課室)マネジメント報告書」の作成・提出を求めている。当該報告書は、各組織・課室運営にあたってのマネジメント上の工夫と努力を集約するものであり、「目標共有化のための取組み」、「課室(組織)の『活性化』に関わる取組み」の二つの観点から作成する。提出された報告書の内容については人事部において分析を行い、参考にすべき事例を中心に分析結果を取りまとめ、事務イントラネットを通じて発信することにより、事務組織全体での共有・活用を図っている。(資料9(1)-3-7)

専任職員の採用については、中央大学職員就業規則及び職員の採用に関する内規に基づいて実施しており、中央大学職員人事委員会において採用計画を策定し、各年度の採用を行っている。採用は原則として年1回、公募形式により行うこととなっており、Webサイトを通じて募集告知を行うとともに、就職情報サイト「マイナビ」を活用して詳細な採用情報の公開及びエントリー受付を行っている。具体的な採用方法は、①提出書類に基づく書類審査、②筆記試験、③面接試験となっており、書類審査においては履歴書及びエントリーシート等の内容を、筆記試験では基礎的知識、行動特性、メンタル特性等についてそれぞれ確認を行っている。面接試験においては「求める人物像」(建学の精神に賛同し、常に自己研鑽に努めながら真摯に職務を遂行することにより、中央大学の諸活動をマネジメントできる人物)との適合や志望度合い等を重点的に確認し、採否を決定しており、2015年4月入職者については11名を採用している。(資料9(1)-1-5⑤、

他方で、専任職員の昇格及び昇進については中央大学職員昇格・昇進取扱細則に基準及び手続きを定め、職員人事委員会にて審議決定している。具体的には、昇格及び昇進とも、各資格において所定の期間以上の勤務経験を有するものを対象とし、人事考課結果等に基づき審査を行っている。2014年度における昇格者は44名、昇進者は32名であった。(資料9(1)-3-1、9(1)-3-12)

#### 4. 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

##### ○ 大学全体

本学は職員人事にあたり、資格別に定めた職能資格基準による職能資格制度を採用しており、中央大学職員人事考課規則に基づいて人事考課を実施し、考課結果は中央大学職員給与規則に定める職員給与表により本俸に反映されることとなっている。

具体的な人事考課は、①目標設定及び考課基準の明確化、②考課者による人事考課、③考課結果のフィードバック、④具体的な改善点や解決に向けた方策等についての話し合いに基づく能力開発、というプロセスにより実施することとし、このうち②を除いては、考課者と被考課者との面談を通じて双方の認識を共有しながら行うこととしている。

個々の職員の業務評価は、上記のプロセスのうち、主として②考課者による人事考課を通じて行われる。人事考課においては、設定した目標に照らした達成度の観点から評価を行う「業績評定」、日常業務に加えての挑戦的な課題に係る達成度について評価を行う「挑戦業績評定」、各資格に求められる行動水準を示す「意欲基準書」を基準に被考課者の意欲・行動を評価する「意欲評定」の3つの観点から考課者が評価を行い、その結果を「人事考課表」、「評定表」として取りまとめることとなる。そのうえで、考課者によって取りまとめられた考課結果については、管理職位者を置く組織においては管理職位者が第一次調整者として部・室内の各課間の同一資格者間の考課結果に不均衡がないか調整を行い、さらに人事部長が第二次調整者として最終的な調整を行うとともに、全ての考課結果について総合的な評価を行う仕組みとなっている。人事考課は前期（7月上旬）と後期（1月上旬）の年2回実施されるが、後期考課においては、昇格能力評定も含んで実施することとしている。このほか、人事考課を補完するものとして「自己申告制度」を設け、被考課者が作成する「自己申告書」を用いた面談を行うことにより、被考課者の適正配置、異動、能力開発に資するものとしている。(資料9(1)-4-1)

人事考課制度の適正な運用にあたっては、考課の実施方法のみならず、制度そのものの趣旨・目的についても十分な理解がなされていることが肝要であることから、新たに管理職に昇進した者を主たる対象とする「考課者研修」を毎年度実施し、考課者における理解の促進と実際の運用にあたってのスキル向上を図っている。また、被考課者に対しては、2009年度に全員を対象とした「目標設定研修」を行っている。(資料9(1)-4-2~3)

しかしながら、人事考課を含む職能資格制度が適正に運用され、個々の職員の能力・素養の向上及び事務組織全体の高度化・活性化に資するものとなっているかという点については必ずしも充分とはいえない部分を有しており、2014年度に大学評価委員会が実施した専任職員を対象とするアンケートにおいても否定的な意見が多数寄せられている状況である。人事考課制度の有効な運用に向けては、考課者である管理職位者が制度

運用にあたっての目的や手順を理解していることだけでなく、考課者と被考課者の間の相互理解・コミュニケーションや職場全体の活性化がまずもって重要であることから、2015年度に実施する管理職研修においてはこの点を特に重視した内容に改善を図っていく計画である。(資料9(1)-4-4 p.31)

また、本学では、職員の能力の向上及び資質の啓発に資するものとして、①資格別研修、②目的別研修、③職場研修の3種類の研修制度を設けて人材の育成や個々の職員の資質向上に努めているほか、これらの研修を補完することを目的として、職員の職務遂行能力及び資質等の向上を図るために必要な自己啓発に対する補助制度を設けている。

各年度における職員研修の実施計画については、理事長が職員人事委員会の議を経て定め、これを実施している。(資料9(1)-4-2~3)

他方で、事務組織の更なる活性化を図っていくにあたっては、業務改善や人事考課制度との関係において研修制度がさらに有効に機能するよう、研修の整理・体系化を進める必要があるとの認識の下、2016年度からの体系的な研修実施を目指し、人事部を中心に検討を進めているところである。2015年度については過渡期となるが、個々の研修においてワークショップ型・対話型を採用するといった実施方法上の改善や、他大学との合同研修の実施等を積極的に行っている。(資料9(1)-4-3、9(1)-4-5)

上記の研修制度以外にも学内各組織がそれぞれの推進する活動に関連する講演会等を多数企画・開催しており、これを他の組織に所属する職員にも広く公開することで、大学職員として備えるべき知識・能力の獲得や、職員としての素養の向上に資するものとなっている。職員を対象に2014年度から2015年度上半期に開催された講演会には次のようなものがあげられる。(資料9(1)-4-6~11)

- ・教職員のための学生対応スキルアップ・セミナー
- ・ハラスメント防止啓発研修会
- ・「知性×行動特性」学習プログラム報告会
- ・中央大学FD・SD講演会(第1回~3回)
- ・入試動向分析講演会
- ・キャンパスソーシャルワーカー(CSW)と学ぶ「障害学生への合理的配慮」

#### 【点検・評価】

##### ● 基準9-(1)の充足状況

本学では、教学組織と法人組織は円滑な連携を担保しつつ、それぞれの責任と権限は各種規程によって明文化され、これらに基づいた適切な運営が行われている。また、本学の事務組織についても、明定された規程により事務組織の役割と構成を定め、適切に運用しているといえ、本項目の基準を概ね充足している状況にある。

<効果が上がっている事項>

特になし

<改善すべき事項>

○ 大学全体

- (1) 中長期事業計画を着実に推進していくためには、中長期事業計画全体に係る進捗管理を行い、全学的な検討課題への対応や各組織及び各プロジェクトにおける行動計画（中期、短期）の実行を支援する体制の構築とともに、事務組織の改編も含めた体制の整備が課題となる。
- (2) 大学を取り巻く環境の変化と高等教育に求められる教育内容が多様化・複雑化していることに伴い、学部教授会、研究科教授会及び研究科委員会においては多くの審議事項を抱えることとなり、これらの対応策を講ずるための分析に時間を要するほか、長時間での審議が常態化し、重要案件に関する審議に十分な時間が確保されないことがある。また、全学的な教学事項は各学部教授会の承認・了承を必要としているため、全ての教授会の審議を終えるまでに通常 10 日から 2 週間程度を要するほか、ある学部教授会において議案が上程されない、あるいは審議が継続された場合には、当該案件の審議決定が翌月に見送られることとなる。
- (3) 改正学校教育法では、副学長が学長の命を受けて校務を掌ることができるような改正が行われたが、本学における副学長の位置づけについては、具体的な検討には至っていない。
- (4) 全体的な事務組織の改編という観点から、事務機構の合理化、事務効率の増進及び責任権限の見直し等の業務改善計画案の策定に向けた検討が必要である。

**【将来に向けた発展方策】**

<効果が上がっている事項>

特になし

<改善すべき事項>

○ 大学全体

- (1) 中長期事業計画の推進体制については、業務改善委員会をはじめとする学内の諸会議における審議を経て、2016 年 4 月から単年度事業計画の推進体制を稼働することを目指すこととする。
- (2) 2016 年度に向けても、学部教授会及び研究科委員会を同日開催とするよう引き続き調整を依頼し、あわせて学部教授会、研究科委員会において重複する議案については精査するよう学事部・大学院事務室で検討を行う。
- (3) 副学長の位置づけについては、教学ガバナンスを検討する中で、法改正の趣旨も踏まえつつ、学長の職務等の見直しとも併せ、選任方法も含めた再定義の検討を行う。
- (4) 全体的な事務組織の改編に向けた検討については、本学の中長期事業計画の策定内容を踏まえ、業務改善計画案の策定を行う。

【根拠資料】 「\*」はCD-Rに保存

- |            |   |            |   |
|------------|---|------------|---|
| *9(1)-1-1  | 中央大学学長に関する規則  | *9(1)-4-4  | 2014年度中央大学専任教職員アンケート集計表<br>(既出1-2-9)            |
| *9(1)-1-2  | 中央大学学長選挙施行細則  | 9(1)-4-5   | 他大学との合同研修実施に係る資料                                |
| *9(1)-1-3  | 学校法人中央大学理事会名簿   | *9(1)-4-6  | 学生対応スキルアップ・セミナー 開催案内<br>(2014・2015年度) (既出6-3-9) |
| *9(1)-1-4  | 学校法人中央大学基本規定(寄附行為)  | *9(1)-4-7  | ハラスメント防止啓発研修会開催について<br>(既出6-3-18)               |
| 9(1)-1-5   | 中央大学公式Webサイト  | *9(1)-4-8  | 「知性×行動特性」学修プログラム報告会<br>開催案内                     |
| ①          | 中央大学事務イントラネット【実地調査時間覧】  | *9(1)-4-9  | 中央大学FD・SD講演会 開催案内(既出3-4-4)                      |
| ②          | 大学の取り組み(個人情報取り扱い)   | *9(1)-4-10 | 入試動向分析講演会 開催案内<br>(事務イントラネット掲載記事)               |
|            | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/privacy/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/privacy/</a>                         | *9(1)-4-11 | キャンパスソーシャルワーカー(CSW)と学ぶ<br>「障害学生への合理的配慮」 開催案内    |
| ③          | 研究推進支援本部(中央大学知的財産ポリシー)  |            |   |
|            | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/research/industry_ag/clip/ip_policy/">http://www.chuo-u.ac.jp/research/industry_ag/clip/ip_policy/</a> |            |   |
| ④          | 大学の取り組み(安全保障輸出管理)   |            |   |
|            | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/security/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/security/</a>                       |            |   |
| ⑤          | 採用情報  |            |   |
|            | <a href="http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/recruit/">http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/recruit/</a>   |            |   |
| 9(1)-1-6   | CHUO VISION 2025(既出2-2-2)   |            |   |
| *9(1)-1-7  | 2016年度事業計画に係る各組織のアクション<br>プラン等の作成について   |            |   |
| *9(1)-1-8  | 中央大学学則(既出1-1-1)   |            |   |
| *9(1)-1-9  | 中央大学専門職大学院学則(既出1-1-4)   |            |   |
| *9(1)-1-10 | 学校法人中央大学教務役員会規則   |            |   |
| *9(1)-1-11 | 学校法人中央大学執行役員会規則   |            |   |
| *9(1)-1-12 | 中央大学教学審議会規則   |            |   |
| *9(1)-1-13 | 学部長会議規則(既出3-1-66)   |            |   |
| 9(1)-1-14  | 本学におけるガバナンスの再構築に向けた<br>検討結果報告書【実地調査時間覧資料】   |            |   |
| *9(1)-1-15 | 中央大学理事会規則   |            |   |
| *9(1)-1-16 | 中央大学事務組織規則  |            |   |
| *9(1)-1-17 | 中央大学専門職大学院に関する特別措置規則<br>(既出3-1-3)   |            |   |
| *9(1)-2-1  | 中央大学大学院学則(既出1-1-3)  |            |   |
| *9(1)-2-2  | 中央大学個人情報保護規程  |            |   |
| *9(1)-2-3  | 中央大学知的財産取扱規程  |            |   |
| *9(1)-2-4  | 中央大学における産学官連携活動に伴う<br>利益相反マネジメント規程(既出7-5-6)   |            |   |
| *9(1)-2-5  | 中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程<br>(既出6-3-12)  |            |   |
| *9(1)-2-6  | 中央大学ハラスメント防止啓発ガイドライン<br>(既出6-3-13)  |            |   |
| *9(1)-2-7  | 中央大学理工学部危険物等管理規程  |            |   |
| *9(1)-2-8  | 中央大学遺伝子組換え実験等実施規則<br>(既出7-5-7)  |            |   |
| *9(1)-2-9  | 中央大学における公的研究費の適正な使用<br>及び公的研究費に係る通報に関する規程<br>(既出7-5-1)  |            |   |
| *9(1)-2-10 | 学校法人中央大学危機管理規程(既出7-2-7)   |            |   |
| *9(1)-2-11 | 学校法人中央大学公益通報に関する規程  |            |   |
| *9(1)-2-12 | 学校法人中央大学基本規定(寄附行為)<br>検討委員会(第三次)規則  |            |   |
| *9(1)-2-13 | 中央大学学部長に関する規則   |            |   |
| *9(1)-2-14 | 中央大学大学院研究科長に関する規則   |            |   |
| *9(1)-3-1  | 中央大学職員人事委員会規則   |            |   |
| *9(1)-3-2  | 2015年度職員人事異動基本方針  |            |   |
| *9(1)-3-3  | 中央大学データ集(既出3-1-77)<br>「行動する職員」  |            |   |
| *9(1)-3-4  | 職員超過勤務削減への取り組みについて  |            |   |
| *9(1)-3-5  | ストレス・タフネス度診断テストの結果と<br>ポイントおよび今後の進め方について  |            |   |
| *9(1)-3-6  | 組織(課室)マネジメントについての報告書<br>の分析結果について   |            |   |
| *9(1)-3-7  | 中央大学職員就業規則  |            |   |
| *9(1)-3-8  | 職員の採用に関する内規   |            |   |
| *9(1)-3-9  | 2015年度事務職員(新規学卒者)採用試験<br>実施計画について   |            |   |
| 9(1)-3-11  | 就職情報サイト「マイナビ」掲載情報   |            |   |
| *9(1)-3-12 | 中央大学職員昇格・昇進取扱細則   |            |   |
| *9(1)-4-1  | 中央大学職員人事考課規則  |            |   |
| *9(1)-4-2  | 2014年度 職員の研修計画について  |            |   |
| *9(1)-4-3  | 2015年度 職員の研修計画について  |            |   |

## II 財務

### 【現状の説明】

#### 1. 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

##### ○ 大学全体

##### 1) 中・長期的な財政計画の立案状況

本学の中長期的な財務計画については、これまで、法人と教学の執行部による協議の下、双方で推進すべき中長期事業計画を策定し、その計画を実行するための財務計画を立案してきた。具体的には、「21世紀に向けての本学の総合的な改革に関する理事会基本方針（1999年）」や、それを受けてまとめられた「教学グランドデザイン（2004年）」、「創立125周年記念事業計画」（2001年）、「創立125周年記念事業計画」の検証と新たな事業計画を含めた「創立125周年に向けて本学を総合大学としてさらに発展させるための理事会基本方針」（2008年）が近時の理事会基本方針であり、これを実現するための資金調達計画と支出計画が中長期財務計画といえる。

また、単年度では、各組織の事業計画策定において重点項目を含めた行動計画を定める際、事前に、大学全体として特に重点をおいて取り組むべき方針（重点事業方針）を各組織へ周知し、共有している。これにより、全学的な事業推進計画と各組織における重点計画の連携が保たれている。同時に、大学としての重点事業計画の策定が予算編成作業以前にあることで、事業計画と連動した予算編成を担保している。（資料9(2)-1-7）

さらに、学費政策においては、現在、定率漸増方式（原則2年毎の中間見直しと4年毎の本見直し）を導入しており、収入構造において最も大きな割合を占める学生生徒等納付金収入と事業計画との調和の観点から学費の改定率の妥当性等を検証し、2年毎にそれ以降の「収支見通し（10年収支）」（一般公開は5年分）を立てている。すなわち、本学の中長期あるいは単年度事業計画の実現可能性を担保するにあたり、2年というショートスパンでの実質的な財務計画の更新を図ることによって、状況の変化に対応した財務計画を策定してきたといえる。

なお、2015年10月に機関決定した「中央大学中長期事業計画」に基づき、これを具現するうえで必要な中長期財政計画についても立案している。なお、施設面と経常的な収支均衡の確立に関する計画についての現状等は以下の通りである。（資料9(2)-1-8）

##### ①施設計画に伴う財務計画

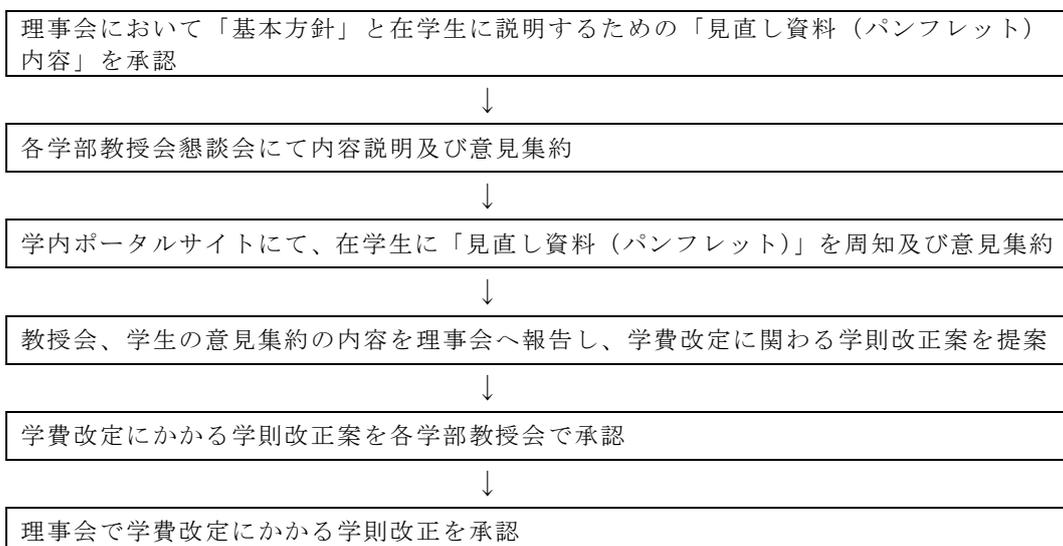
本学の施設計画に伴い生じる費用としては、既存施設・設備の恒常的な維持・管理、修繕・更新等が挙げられる。現在5キャンパス（多摩、後樂園、駿河台、市ヶ谷、市ヶ谷田町）に施設を保有しているが、文系5学部等が使用する多摩キャンパスのほとんどの建物がキャンパス移転（1977年竣工）に伴って同時に建設しており、まもなく築40年を迎える状況である。また、理工学部等が使用する後樂園キャンパス及び専門職大学院が使用する市ヶ谷キャンパスには築45年を経過した建物があり、保有する建物の多くは築35年以上を経過している状況にある。このため、施設・設備のメンテナンス（建物のライフサイクル）を計画的に行っているが、建物の老朽

化に伴いこの費用は増大しており、加えて、順次、建物の耐震補強工事も施してきたものの、今後も既存施設・設備のメンテナンスには大きな費用負担を考えなければならない。このような施設の老朽化に伴い教育研究環境が徐々に悪化していくことが想定されることから、その改善のために125周年記念事業も含めた施設計画を実施している。また、後楽園、市ヶ谷を含めた都心キャンパスにおいては、創立125周年記念事業の一環である専門職大学院等の都心展開に付随して、2009年度には、学生・教職員・学员相互の架け橋となる市ヶ谷田町キャンパス「中央大学ミドルブリッジ」を取得したほか、2011年度には後楽園キャンパス新2号館を竣工している。

なお、施設更新計画に係る具体的な資金計画は、今後の本学の中長期事業計画に即したかたちで策定することになるが、学費改定を決定（2011年）した際、多摩キャンパス及び後楽園キャンパスの建物耐用年数の経過状況を踏まえ、将来における施設更新計画の具体化に向けた次善の対応として、減価償却引当特定資産と施設等拡充引当特定資産への繰入について毎年20億円を目標とし、建替え等に要する資金の留保を行うこととしており、単年度の収支状況の関係から2011年度は計8億円、2012年度は計12億円を繰入れるに留まっていたが、2013年度からは当初の目標額である計20億円を繰り入れている。（資料9(2)-1-4～5）

## ②経常的収支の事業計画、学費政策

本学は、1991年度から学費の定率漸増方式を導入しているが、定率の設定にあたっては、その時期の社会経済状況に照らして定率が妥当であるかどうかを、原則として、2年後の「中間見直し」、4年後の「本見直し」において検証している。その際、今後予定されている大学改革の状況や教育・研究環境の整備計画と財政状況についての説明を向こう5年間の「収支見直し」とともに公表している。これらの計画等が以下のようなフローによって学内におけるステークホルダーの理解に供していることから、本学における事実上の経常収支の中期財務計画に該当するものとして位置づけられている。なお、この定率見直しに伴う学費改定に関する学内手続きは以下の流れとなっている。



上記「見直し資料（パンフレット）」の内容は、学生が在籍する4年間に適用される学費を中心として、本学が実施あるいは予定している諸改革や改善目標、財政状況等を詳述したものとなっている。本学の納入学費は、依然として同規模他私大に比して低い水準で推移しているが、定率漸増方式による学費の改定はある程度安定した収入効果をもたらしている反面、年々同規模他私大の学費水準に近づいている。今後においては、学生数の確保及び学費改定に係る定率のあり方、あるいは硬直化した収支構造の見直しも含め、提供する教育・研究環境及び内容に鑑みた相応の学費を設定するという検討が求められる。

### ③ 帰属収支差額の一定額確保

学校法人会計基準における消費収支計算の目的は、消費する額とこれに充当し得る消費収入額との均衡の状況を測定することにより、学校法人の財政の永続性を担保させることにある。他方で、消費収支計算における帰属収支差額（帰属収入－消費支出）に関わる消費支出比率並びに帰属収支差額比率が、学校法人の経営状況及び将来の投資能力を計る指標の一つとなっており、本学も財務計画を策定する上でこれを重要視している。大学を継続的に運営していくためには、一定程度の帰属収支差額が必要とされるが、年々比率の悪化傾向が見られ、本学の2014年度決算では、帰属収支差額比率が5.3%となっている。

なお、2006年度に実施した学費改定では、本学の大学会計において帰属収支差額比率を10～15%程度確保することを目標としたが、2014年度現在、目標を達成できていない状況にある。今後、更なる収支改善に向けて、学生生徒等納付金以外についても収入増加策を検討すると同時に、今後大幅な収入増加が見込めない状況であることを認識し、抜本的な支出構造の見直しを図り、収支改善に努める必要がある。（資料9(2)-1-4～5）

### ④ 内部留保及び借入金の状況

貸借対照表に注記されている減価償却額の累計額（合計額）は2014年度末で635億円であるが、それに対応する減価償却引当特定資産の残高は170億円であり、一層、内部留保の必要がある。他方、長期借入金残高については、2013年度に附属横浜中学校・高等学校校舎新築資金として19.8億円の借入を行ったため、2014年度末で借入金残高総額は79.4億円となっている。（資料9(2)-1-4～5）

## 2) 教育研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組み

本学における教育研究の十全な遂行とこれを支える財政の確保の両立に資するための仕組みとしては、以下の取組みが挙げられる。

### ① 目的別、計画別予算編成

本学の会計処理は、学校法人会計基準に定められた勘定科目別の会計処理に加えて、教育研究活動の状況がより明確になるよう目的別（教育研究諸活動の計画別）による会計処理を行っている。予算編成（申請・査定）については、各年度で定め

る事業計画（予算編成基本方針）の教育研究を含む重点項目に基づいて、目的別（計画別）で行っているほか、執行結果である決算においても目的別（計画別）の収支状況が判るようになっており、このことは、一定の財源が優先的に教育研究活動の経費に振り向けられることに寄与している。これらの予算は各予算単位（概ね「部」に相当する予算執行単位＝「2. 予算編成および予算執行は適切に行っているか」で後述）の計画内容によって「経常支出（A）」（各予算単位の該当予算枠内で、計画及び科目間の組替え流用ができるもの）、「経常支出（B）」（毎年継続する恒常的な支出ではあるが組替え、流用ができない計画）、特別支出（単年度または2～3年で完了する時限的計画）の3種類に分けられ、結果として恒常的な教育研究諸活動の予算が確保され、新たな計画は全体のプライオリティの中でその予算措置が検討されることになる。（資料9(2)-1-9～10）

また、2012年度予算より、質の高い教育を通じて、学生の能力を引き上げ、社会に有為な人材を輩出し、本学のブランド力をアップすることを目的として「教育力向上特別予算」枠を10年間で50億円（単年度5億円程度）確保することとし、学長の下に設置された教育力向上推進委員会における審査・選定を経て採択事業を決定している。（資料9(2)-1-11）

さらに、予算の編成に際しては、教学予算会議（法人部門が除かれる）が開催され、教学が特に重要と考える事項については、これを取りまとめて理事長に報告され最終的な調整が図られている。（資料9(2)-1-12）

## ②教育研究支援に関する取組み

本学には、全学横断的な教育研究支援組織として学生部、キャリアセンター、図書館、学事部、全学連携教育機構、研究開発機構、研究所、国際センター、情報環境整備センター、映像言語メディアラボ、などの各セクションが置かれ、学部・大学院の教育研究を支援する体制を整えている。これらの支援組織から関連する予算申請がなされ、一定の教育研究に係る財源が予算として確保されている。また、当該予算の執行における支援は勿論のこと、各種GPや公的研究費の獲得・執行管理等を含めた積極的な支援をこれらの横断的な支援組織が担うことにより、更なる教育研究支援の質的向上と効率性を担保している。

## ③学生還元率

資金収支計算の支出項目は、人件費、経常経費、借入金の返済に関する支出、資産や設備の取得に要する支出、支払資金の一部を特定化し基金にする支出、その他に大別されている。この中の経常経費のうち、教育研究に要する経費を教育研究経費支出と定め、また、研究や教育の用に供する資産となる備品を取得する支出を教育研究用機器備品支出、資産となる図書を取得する支出を図書支出と定めているが、学生生徒等納付金収入の総額に対するこれら3つの支出項目の合計が占める比率を「学生還元率」と呼び、教育・研究環境水準の充実・維持の目途・目安としている。

本学は、単年度での学生還元率（（教育研究経費支出＋教育研究用機器備品支出＋図書支出）÷学生生徒等納付金収入）への配分目標を、収入規模に鑑み、38～40%

を維持することとして設定し、予算編成にあたっては、この水準維持を目指している。今後も、学生の学力向上を目指す教育手法開発や、キャンパス・アメニティの整備等、学生への直接還元に資するよう留意する必要がある。

本学の学生への還元に係る支出において特徴的な点としては、奨学費総額で 2014 年度 12.8 億円（通信教育部を含む）を執行している。一方、奨学金の源泉となる第 3 号基本金へは 5.4 億円の繰入れを行い、現在 141 億円となっているものの、第 3 号基本金運用収入が 2.1 億円に留まっていること等に起因して、執行額との差額が経常経費から支出されている状態である。

#### ④人件費

本学の教育研究を直接担う教員の人件費については、学部毎に学生生徒等納付金収入の授業料収入に連動した「人件費枠」を設定している。この人件費枠は、学部・大学院毎に授業料収入の一定率を設定して積算し、大学設置基準に定められる教員数を確実に担保するとともに、それ以上の教員スタッフの拡充については、各学部の「人件費枠」の範囲内における裁量（自由裁量枠）の下で専任・兼任教員等の採用・配置をするものであり、1999 年度から当該制度を導入し、学部の目的達成や学部の特徴を發揮できる人的体制の整備を計画的に行うことを可能としている。

### 3) 外部資金の受け入れ状況

2014 年度において、本学における「私立大学等経常費補助金（一般補助及び特別補助）」は 27.6 億円を受け入れ、前年度比で 4.2 億円の増加となっている。

受託研究費等の外部資金については、研究の水準や質的側面において真に競争力のある大学であることを裏付けるために、積極的に公的研究費（競争的資金を含む）の獲得を目指す必要がある、コンプライアンス上の対応を含め、事務的なサポート体制の充実化を図りながら、資金獲得の能力や適性のある研究者が積極的に申請を行える支援環境の更なる整備を推進する必要がある。なお、2014 年度における本学の外部資金（科学研究費、受託研究費、奨学寄付金等）の総受け入れ額は 15.7 億円となっている。（資料 9(2)-1-13）

### 4) 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率

学校法人の財務分析の主目的は、「長期的財政の健全、維持」「教育研究施設等の充実の適切性」等を分析し、改善方法を追求することにある。

2014 年度の比率においては、大学単独のもの（法人＋中央大学＋通信教育部＋経理研究所）において消費収支比率が 100.0%、帰属収支差額比率は 4.8%となっている。人件費比率、人件費依存率は過去の推移をみても増加傾向であり、依然として高い値で推移している。目標値達成の為には抜本的な見直しが必要となる。（大学基礎データ（表 7））

一方、2015 年度から施行された改正学校法人会計基準に対応した特定資産の取り崩しや繰入、半期休学制度の導入に伴う学費徴収方式の変更、借入等を行っているため、数年間は各関係比率の変動が予想され、経年推移で把握することが必要である。

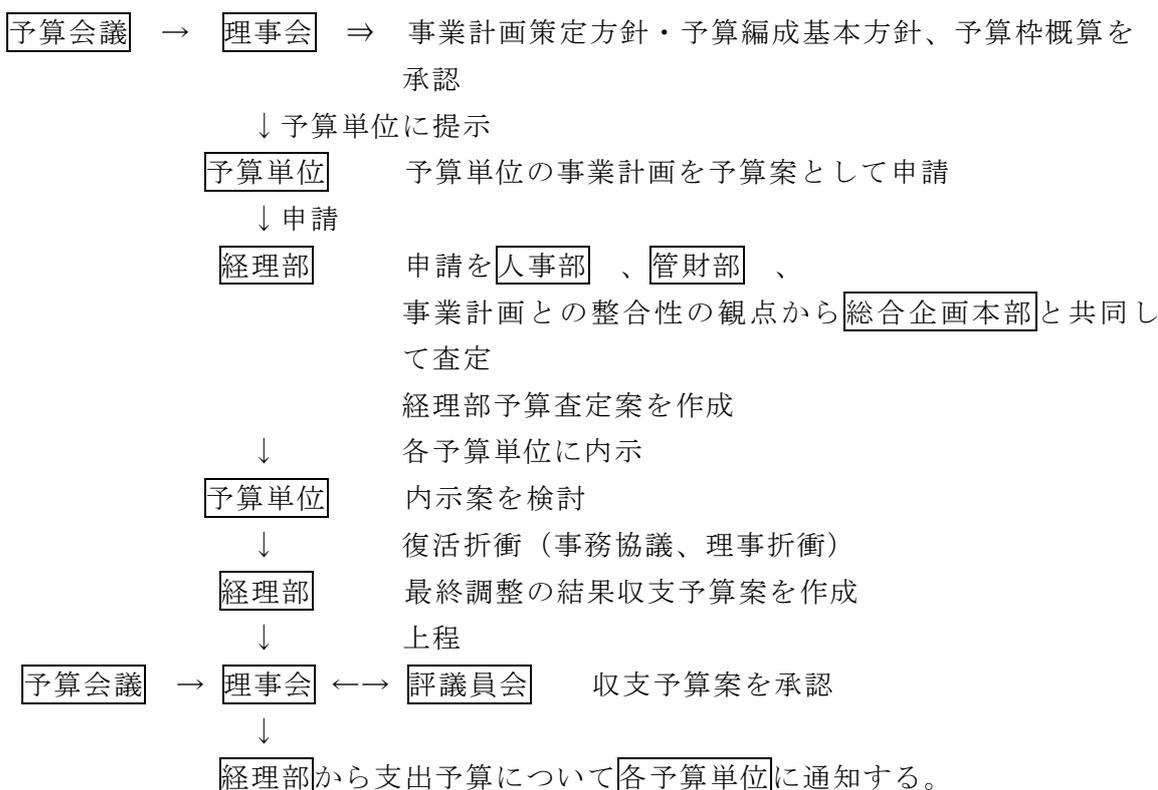
なお、2015年度予算編成方針では中長期財務計画数値目標として、「人件費比率50%、人件費依存率70%、事業活動収支差額比率10~15%、前受金保有率100%以上」を掲げ、2024年度までの達成を目指すこととしている。(資料9(2)-1-9)

## 2. 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

### ○ 大学全体

#### 1) 予算の編成

本学の予算編成は、理事会の定める中・長期計画とそれに基づく当該年度の予算編成基本方針の提示からスタートするが、予算編成手順の概略は次の通りである。



予算は、概ね「部」に相当する「予算単位」に対して配分されているが、予算単位はその全てが収入部門を有している訳ではなく、配分される予算は収入額に対応しているものではない。また、各予算単位の責任者には、予算単位傘下の課室間での予算流用も含めた予算管理責任を付与し、当該予算の執行結果については極力、費用対効果を数量的側面から検証し、その適切かつ効果的な予算執行と進捗管理等について、恒常的な改善努力を求めている。このような予算単位制度及び計画別・目的別予算管理に基づく予算編成方法については、本学はこれまで20年以上の実施経験を有しており、これまで予算の編成及び執行に係る諸課題を適宜改善してきた。また、予算は各予算単位の事業計画毎に取りまとめて申請され、予算上の採否、調整は計画毎に行うことを基本としていること等から、当該方法の適切性は十分に担保されたものとなっている。

なお、既述の通り、年次別の事業計画は経常的な支出を伴う計画と特別な支出を伴

う計画に大別され、経常支出計画に係る予算は予め指定された予算枠内で確保されており、計画や目的に変更がなければ、その執行については各予算単位の長の裁量に任されている。さらに、教学予算単位の予算案編成に際しては学長を委員長とする教学予算会議を置き、教学が特に重要と考える事項についての調整機能を担保する等の配慮も行っている。また、予算編成作業に総合企画本部が参画し、事業計画と予算のリンクの深化を図っており、予算編成の適切性をさらに高めていく結果となっている。

このほか、2012年度予算申請時から、限られた財源を学内全体で有効活用していくことを目的に、各予算単位の予算案に予め提示しているA枠予算に残余財源が見込める場合には大学全体の計画推進財源とする等の新たな制度を実施している。この制度を活用して各組織における効率的な予算の執行を呼びかけ、硬直化している予算制度について、現行制度の中で弾力的な運用を図っている。同様に、2012年度予算より継続している取組みとして、質の高い教育を通じて、学生の能力を引き上げ、社会に有為な人材を輩出し、本学のブランド力をアップすることを目的として「教育力向上特別予算」枠を10年間で50億円（単年度5億円程度）確保し、学長の下に設置された教育力向上推進委員会における審査・選定を経て採択事業を決定している。（資料9(2)-1-10~12）

また、予算管理のディスクロージャーについて、次年度予算編成を開始する前に、各予算単位の責任者や予算担当者を対象に予算説明会を実施し、学生数の減少、支出の精査の必要性等、現状分析を含めて説明している。その際、トピックスとして補助金制度の仕組みについても触れ、単に予算申請に関する事務説明のみに終わらせず、広く本学の財政状況、また学校会計制度から学校法人に求められている在るべき姿等、日常業務の中ではあまり考えるに至らないような件についても理解が深まるように努めている。また、決算説明会も開催し、より分かりやすい財務データの見方や本学の財政状況説明を実施している。（資料9(2)-2-1~2）

## 2) 予算の執行

予算の執行は各予算単位からの申請に基づき、原則として人件費・出張旅費については中央大学教員給与規則等給与関連規程に則り人事部が、施設の新設や維持管理及び物品等の調達については中央大学固定資産・物品調達規程等に則り管財部が、さらに、手数料その他の支出については中央大学経理規程等に則り経理部が行っている。

また、実際の予算執行に際しては、各支出項目について単価基準や支給基準を設け、予算の執行において各予算単位間で差が出ることを防止（公平性の担保）し、支出の抑制に繋げるようにするとともに、予算執行の適正を確保している。なお、期中において予定外の支出が必要になった場合は、経常支出（A枠）内では流用で対応し、それが困難な場合には予算の追加・修正の手続きによって対応している。（資料9(2)-1-10）

## 3) 監査機能

本学の監査体制は、基本規定（寄附行為）第23条に定める「監事監査」と同規定第45条に定める「監査法人による会計監査」との2種類で行われており、監事と監査法人との懇談会、理事長・常任理事と監査法人との懇談会、学長をはじめとする教学執行部と監事との懇談会を定例化することにより、従来型の計算書を中心とした「財務

監査」から、「大学のガバナンス」を支える制度としての監査体制に移行しつつある。なお、監事は必ず理事会に出席し、理事の業務執行状況を確認するとともに、必要に応じて意見の表明並びに監査意見書を提出し理事会の審議に供している。(資料 9(2)-2-3第23条, 45条)

また、内部監査については、本学の業務運営について適正化を図り、もって社会の信頼と負託に対し恒常的に応えていくことを目的として、学校法人中央大学内部監査規程、学校法人中央大学内部監査実施内規及び学校法人中央大学内部監査室設置内規を制定し、監査実施機関として「中央大学内部監査室」を設置している。学校法人内部監査規程第 10 条に「監査は、監事及び公認会計士による監査との連携を密にし、効率的に実施するものとする。ただし、当該連携が相互の監査に対して干渉し、又は指揮命令するものであってはならない。」と定めているように、「監事監査」と「監査法人による会計監査」に「内部監査」を加えた 3 者が連携して監査にあたっている。なお、本学の現状の監査状況は次の通りである。(資料 9(2)-2-4~6)

監査法人による会計監査 (年間×165日)

監事による財務・業務監査 (年 2 回定期監査及び臨時監査)

監事・監査法人・内部監査室、監事・教学執行部との協議 (年 2 回)

#### 4) 事業計画と目標管理

単年度事業計画については、総合企画本部が中心となって各部課室の単年度事業計画を聴取して作成しており、法人・教学双方の事業計画を横断的に調整できる体制を整えている。本来、予算は目標管理のツールであり、業務の合理化や定量化、スクラップ&ビルドの効果が期待されるが、既得権意識や事業計画の理解不足により、十分に機能していない面もあるため、予算の申請と執行を PDCA サイクルの中に位置づけることにより、計画の実現を確実なものとするのと併せて、未執行財源を掘り起こす機能を果たしている。本学では、このために予算申請時の数値目標を基礎として事業計画の達成度を測る「事業アクションプラン」を各部課室単位で策定し、「事業アクションプラン管理シート」として提出することとしている。年度末には同シートを活用して「事業アクションプラン」の実績について自己評価を行うこととしており、本学における事業の着実な推進に活用している。(資料 9(2)-2-7~8)

#### 【点検・評価】

##### ● 基準 9 - (2) の充足状況

本学では、これまで中長期あるいは単年度事業計画の実現可能性を担保するにあたり、実質的な財務計画の更新を図ることによって、状況の変化に対応した財務計画を策定し、限りある財源を有効配分しつつ、教育研究の向上に資する整備、既存施設・設備の恒常的な維持・管理、修繕・更新等に努めてきており、本項目に定める基準を概ね充足しているものと思料する。ただし、帰属収入の構造強化に向けた抜本的な見直しについて、多くの課題があるなど改善すべき点も多く、今後更なる努力が望まれる。

<効果が上がっている事項>

特になし

<改善すべき事項>

○ 大学全体

(1) 帰属収入の構造強化に向けた抜本的な見直しについて、中長期財務計画数値目標として、2015年度予算編成方針では中長期財務計画数値目標として、「人件費比率 50%、人件費依存率 70%、事業活動収支差額比率 10~15%、前受金保有率 100%以上」を掲げ、2024年度までの達成を目指すこととした。しかし、各財務比率にも示されているように、収支の基本動向を示す帰属収支差額が芳しくない点、減価償却額の累計額と減価償却引当特定資産の残高との差異からしても、施設更新能力が低下している状況である。2014年度決算においては、過去の決算で評価替えした有価証券の早期償還による償還益（約6億円）があり、いわば限定的な収入があったため、単年度決算上は顕著にはなっていないが、老朽化した施設の更新、新規の教育研究活動の展開、大規模な重点投資を行うための財源となる帰属収支差額の確保が不十分であるため、本学として中長期的に維持・発展していくための財政基盤が脆弱な状態で、帰属収支差額比率の下降傾向を上昇傾向に転換させる必要がある。

(2) 本学のブランド力をアップすることを目的として「教育力向上特別予算」枠を2012年度予算から10年間で50億円（単年度5億円程度）確保し、学長の下に設置された教育力向上推進委員会における審査・選定を経て採択事業を決定し、漸進的な予算計画が執行されることが望まれている。しかし、執行状況としては、2012年度決算最終報告では約2,300万円、2013年度決算報告では約1億1,400万円、以降同規模程度の執行状況で、当初想定規模に比して事業規模の乖離があることから、制度自体の効果検証を行う必要がある。

### 【将来に向けた発展方策】

<効果が上がっている事項>

特になし

<改善すべき事項>

○ 大学全体

(1) 収入上の問題点の改善として、学生生徒等納付金収入に依存する本学の収入構造を改善するために、手数料収入、寄付金収入や資産運用収入、事業収入のほか、外部資金の獲得についても、それぞれの主体となる活動部署で目標収入数値を、責任を持って策定し、実績検証をする仕組みを構築する。支出科目の問題点として、帰属収支差額比率が下降傾向である一方、人件費比率が漸増傾向にある点にある。今後、本学において主な帰属収入の基礎値となっている学生数及び学生生徒納付金単価の増加を図ることは、外的要因からも容易なことではないため、人件費の基礎値となる教職員数の適正規模、単価規模、雇用体系の多様化等の見直しを重要な経営課題と認識し、本学として実行可能なあらゆる方策に着手する。

(2)「教育力向上特別予算」について、予算措置は採択計画内容に基づいて計上しているものの、制度導入当初の構想に基づき、単年度5億円に対する単年度の残額については特定資産に繰入している。このことは単年度の新規計画に対する予算の圧迫要因でもあることから、2015年度内に策定される予定の中央大学中長期事業計画に基づき、将来的に発展するための基盤となる教育条件の向上に繋がるよう、より効果的かつ柔軟な執行体制や方法等について、本学として必要な事業計画を執行する上での財源の確保に資するよう、予算編成の中で特定資産へ繰入する措置を含めた検証を行う。

**【根拠資料】** 「\*」はCD-Rに保存

- 9(2)-1-1 財務計算書類(写) 2010~2015年度
- 9(2)-1-2 監査報告書(写) 2010~2015年度
- 9(2)-1-3 2014(平成26)年度学校法人中央大学事業報告書
- \*9(2)-1-4 5カ年連続資金収支計算書  
(大学部門/学校法人)
- \*9(2)-1-5 5カ年連続消費収支計算書  
(大学部門/学校法人)
- \*9(2)-1-6 5カ年連続貸借対照表
- \*9(2)-1-7 2016年度重点事業方針説明会配布資料
- 9(2)-1-8 中央大学中長期事業計画(答申)  
Chuo Vision 2025【実地調査時間観資料】
- \*9(2)-1-9 2015年度(平成27年度)予算編成方針
- \*9(2)-1-10 予算編成執行手引書
- \*9(2)-1-11 平成27年度中央大学教育力向上推進事業  
募集要項
- \*9(2)-1-12 2015年度教学における予算申請基本方針
- \*9(2)-1-13 外部資金導入額(5年間推移)
- \*9(2)-2-1 2015年度(平成27年度)予算編成の  
説明会開催について
- \*9(2)-2-2 2014年度(平成26年度)決算説明会の  
開催について
- \*9(2)-2-3 学校法人中央大学基本規定(寄附行為)  
(既出9(1)-1-4)
- \*9(2)-2-4 学校法人中央大学内部監査規程
- \*9(2)-2-5 学校法人中央大学内部監査実施内規
- \*9(2)-2-6 学校法人中央大学内部監査室設置内規
- \*9(2)-2-7 「事業アクションプラン」に係る「事業実績報  
告」(上半期・年間)の提出等について
- \*9(2)-2-8 2015年度事業アクションプランの策定ならび  
に活用等について(お願ひ)

## 第 10 章 内部質保証

### 【現状の説明】

#### 1. 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

##### ○ 大学全体

本学では、改善・改革へのサイクルを強化するための恒常的な自己点検・評価システムを真に機能させることを目的として、全学的な自己点検・評価システムを構築し、「自己点検・評価」活動を起点とした内部質保証（Internal Quality Assurance）システムの実質化を志向すべく、毎年度の自己点検・評価活動に努めている。

本学の自己点検・評価システムでは、中央大学大学評価に関する規程第 4 条（評価結果の公表）において、「大学評価の結果は、報告書を作成し、公表するものとする」と定め、毎年「自己点検・評価」結果については、Web サイトを通じて社会に広く公表・発信しており、本学の教育研究活動をはじめとする諸活動の状況に対する適切な理解の促進と、社会への説明責任の履行に努めている。（資料 10-1-1 第 4 条、10-1-2④）

さらに、各専門職大学院においても、自己点検・評価報告書を独自に取りまとめ、それぞれ本学公式 Web サイトを通じて積極的に公開・公表している。（資料 10-1-2⑤～⑦）

私立大学は、公共性と学生保護の観点、そして教育研究活動等の質保証の観点から、大学運営方針等について透明性を確保し、その妥当性や有用性を社会に対して恒常的に明示・説明することが強く求められている。本学においては、常に主体的・積極的に情報公開を行い、説明責任を果たすことを目標とし、直接的な情報開示や大学独自の媒体を利用した開示等、様々なチャネルを駆使して情報公開に努めている。

Web サイトによる情報公開にあたっては、各ページからメールによる問い合わせが容易にできるようにすることで、双方向性を備えたシステムとなっている。Web サイトの運営にあたっては「Web サイトプライバシーポリシー」を定めるとともに、「中央大学 Web アカウンタビリティガイドライン」を設け、ステークホルダー毎に Web サイトに公開すべき情報項目を定めている。また、本学の保有する個人情報については、中央大学個人情報保護規程に従って保護を図っている。（資料 10-1-2⑧、10-1-3～4）

また、2011 年 4 月の学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）の施行に先がけ、2010 年 12 月から Web サイトに「情報の公表」のページを設け、大学の建学の精神・目的に関する情報や教育研究環境に関する情報等、以下の 12 項目にわたり公表しており、とりわけ財務状況については直近の 5 年分を公表している。（資料 10-1-2①）

#### 【「情報の公表」のページにおける公表項目】

- ①大学の建学の精神・目的に関する情報
- ②教育研究上の基本組織に関する情報
- ③教員に関する情報
- ④受け入れ方針と学生数等に関する情報

- ⑤授業計画と卒業要件に関する情報
- ⑥学生の学修成果に関する情報
- ⑦教育研究環境に関する情報
- ⑧学生納付金に関する情報
- ⑨学生支援、奨学金に関する情報
- ⑩教育水準向上のための取り組み
- ⑪社会貢献活動
- ⑫財務情報

## 1) 情報公開及び開示請求への対応状況

### ①学生からの情報公開請求

本学においては、「広く学生個人の意見・要望を集め、可能な限りその学生の声に大学の広報機関を通じて応える」という趣旨で1982年度からオピニオン・カード制度を導入・実施しており、学生からの意見・要望を広く収集するほか、学生の情報公開請求に応える観点からも機能している。また、オピニオン・ボックスへの投函やメールによる情報公開請求には、原則、投函者本人に回答するというかたちで応えているが、学生部委員会が必要と認めた場合には、本人の了解のもとにWebサイトにおいて匿名で内容を公開しており、学生への大学に関する情報開示において果たす役割は大きいものとなっている。(資料10-1-2⑨)

### ②マスメディアからの情報公開請求

学生・教員・職員に関わる不祥事が発生した場合の外部（特にマスメディア）からの情報公開請求への対応については、その際の注意を払うべきいくつかの観点について「危機発生時における広報対応マニュアル」に定め、当該マニュアルにおいて、機密情報及び個人情報保護の観点から原則として開示しない情報を定めるなど、慎重かつ適切な対応に努めている。(資料10-1-5)

### ③個人情報開示請求

#### a. 本人からの請求

現在または過去における本学の教職員、学生、生徒及び本学入学志願者その他本学関係者は、中央大学個人情報保護規程に基づき、別に定める申請書を管理者に提出することで、当該本人が識別される保有個人データの開示（加えて、訂正、利用停止及び提供停止等の申請並びに個人情報に関する苦情の申立て）を申請することができることとしている。(資料10-1-4第20条)

なお、本学入学志願者（以下、「受験者」という。）からの開示請求について、入学試験の透明性を確保するという観点から、受験者のうち一般入試及び統一入試の不合格者に限っては、本人から要請があった場合に入学試験成績の開示を行っている（第5章に詳述）。開示請求は、Webサイト上の「入試成績開示システム」からパスワードを用いた認証システムによって行われており、利便性とセキュリティが極めて高い情報入手システムとなっている。(資料10-1-2⑩)

## b. 第三者からの請求

第三者から学歴照会があった場合については、中央大学個人情報保護規程に基づき、あらかじめ本人の同意がある場合及び法令に定めがある場合等を除き、第三者への情報提供は行っていない。この「法令に定めのある場合」とは、警察や検察等の捜査機関からの照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）等をいい、総務部が窓口となっている。（資料 10-1-4 第 12 条）

また、選挙に関連して、報道機関から学歴照会があった場合は、広報室が窓口となり対応しているが、その際の回答範囲は「卒業（未卒）、入学（在籍）、在籍期間」とし、「昼夜別、除籍退学事由、成績、本籍地、住所（在学中の住所を含む）」は、範囲外としている。これらの事項に関しては、「学歴照会に関する取り扱い基準」を別途設け、これに定める内容に基づき適切な対応を行っている。（資料 10-1-6）

なお、中央大学個人情報保護規程については、現在、国会において新たな個人情報保護法の審議がなされているほか、いわゆるマイナンバー法の施行等、個人情報を取り巻く環境が変動しているため、今後における規程の改正も必要となっている。

## 2) 財政状況の公開状況

本学では、予算及び決算の議決を行う評議員会において教職員組合、学生団体の傍聴を許可しているほか、評議員会で議決された「予算及び決算報告書」について、予算及び決算の内容を学生、教職員、学员及び社会一般に広く公開する等、これまで一貫して財政状況の公開を行ってきた。

具体的には、2000 年度から Web サイトにおいて予算及び決算の概要を公開しており、現在では「事業概要と報告」として、事業計画及び事業報告、予算及び決算、土地・建物（面積）を公開している。予算及び決算については、基本財務諸表である「資金収支計算書」、「消費収支計算書（事業活動収支計算書）」、「貸借対照表」（決算のみ）並びに予算及び決算説明を公開するとともに、「計算書の読み方」、「学校法人会計における収支計算書の目的と〇〇（各）年度の概要」等も公開している。さらに、ステークホルダーの理解を促すべく、在学生父母対象広報誌「草のみどり」に「予算及び決算報告書」及び「予算及び決算説明書」を再構成した上で概要説明を加えて掲載を行っているほか、学生向けには学生対象広報誌「HAKUMON Chuo」にも Web サイト上でこれらの情報の公開を行っているページの URL を掲載することにより周知を行っている。（資料 10-1-2②～③、⑩、10-1-7 pp. 55-59）

このほか、社会に対する説明責任の履行に資するべく、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人中央大学基本規定（寄附行為）第 23 条に基づき、学校法人中央大学の学校法人の業務及び財産の状況並びに計算書類等について行われた監事による毎年度の監査結果と、監査法人の監査結果を「監査報告書」として公開している。（資料 10-1-2⑩）

## 3) 外部評価結果の公開状況

本学のこれまでににおける第三者評価機関による評価としては、2009 年度の大学基準協会による機関別認証評価が挙げられ、その評価結果については Web サイトを通じて

社会に広く公開・情報発信を行い、本学の教育研究活動をはじめとする諸活動の状況に対する適切な理解の促進と社会への説明責任の履行に供している。(資料 10-1-2⑬)

また、専門職大学院についても、学校教育法において専門職大学院に求められている専門分野別の認証評価に対応して、国際会計研究科及び戦略経営研究科においては大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価の結果を、また法務研究科においては公益財団法人日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価の結果を、それぞれ Web サイトを通じて積極的に公開している。(資料 10-1-2⑥～⑦, ⑭)

このほか、本学が外部有識者等に対して本学の諸活動に係る評価を依頼し、本学または各組織の自己点検・評価結果に基づいて行う外部評価としては、①本学の自己点検・評価結果の客観性・妥当性を高めることを目的として 2013 年度に設置した中央大学外部評価委員会による評価と、②各専門職大学院における教育研究活動と運営等の諸活動全般に亘り、それらの充実と改善のための忌憚のない意見と助言等を受けることを主たる目的としたアドバイザーボードによる評価があり、これらについても、具体的な評価結果や寄せられた意見・助言、要望等を、Web サイトを通じて公表・情報発信している。(資料 10-1-2⑤～⑥, ⑮～⑯)

## 2. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

### ○ 大学全体

#### 1) 自己点検・評価を中心とする PDCA サイクル

先に述べたとおり、本学では諸活動の改善・改革サイクルを強化するための恒常的な自己点検・評価システムを真に機能させることを目的として、全学的な自己点検・評価システムを構築し、自己点検・評価活動を毎年度実施している。自己点検・評価の実施に係る基本的な事項については中央大学大学評価に関する規程において定めるとともに、当該活動に係る基本方針や具体的な活動内容を取りまとめた「自己点検・評価実施大綱」を併せて策定し、教職員における共通理解の下、本学の諸活動に係る内部質保証に向けた自己点検・評価活動を推進している。自己点検・評価の目的及び基本方針、具体的な実施体制等の概要は次の通りである。(資料 10-1-1、10-1-2⑰、10-2-1)

#### ①自己点検・評価の目的・基本方針

大学は、21 世紀の知識基盤社会において総合大学としてのプレゼンスを一層高めながら、その魅力を内外各方面に対してアピールし、高等教育機関としての総合的な教育力・研究力をさらに向上させるという社会的責任を積極的に果たすことが求められている。このため、本学の自己点検・評価システムにおいては、次の 3 つの事項をその具体的な目的に据えている。

また、これらの目的の着実な具現に資するよう、具体的な活動の推進にあたって 6 つの基本方針を設定し、この方針の下で全学的な取組みとして実施している。

#### <目 的>

- ・改善へのサイクル (PDCA サイクル) の強化
- ・社会に対する明確な説明責任の履行
- ・自己点検・評価を基盤とする内部質保証システムの構築

### <基本方針>

- ・ 自律的かつ真摯な取組みとして実施する評価
- ・ 目標と評価指標による検証に即した評価
- ・ 改善・改革へ着実に結実する評価
- ・ 意思決定機構・機能と連動する評価
- ・ 積極的な情報公開と社会に対する説明責任を適切に果たすための評価
- ・ 内部質保証システムの実質化に資する評価

### ②実施体制

本学において実施する自己点検・評価については、学校法人中央大学並びにその設置する教育研究組織に係る自己点検・評価及び認証評価（以下、「大学評価」という。）に関し、主として、大学評価の実施・運営に関する基本的な事項、自己点検・評価の確定、大学評価結果に基づく改善案策定の基本方針について審議決定する「大学評価委員会」の下に、大学評価の実務を担う「大学評価推進委員会」、各組織の諸活動に係る点検・評価を行う「組織別評価委員会」、本学における諸活動について分野別の観点から点検・評価を行う「分野系評価委員会」、本学の自己点検・評価結果に基づいて評価を行う「外部評価委員会」を設置している。本学では、大学評価委員会の管理の下、その実務を担う大学評価推進委員会が中心となって、組織別評価委員会及び分野系評価委員会における自己点検・評価の内容について検証・調整し、これに外部評価委員会による客観的な視点を加え、本学の改善・改革に資するための自己点検・評価を推進する体制となっている。

### ③実施方法等

自己点検・評価の実用性を担保するためには、「目標設定→施策立案→実施→自己点検・評価→改善→目標の再設定」という PDCA サイクルの構築が不可欠であるとの考え方にに基づき、本学が実施する自己点検・評価は、Check (C) 及び改善への Action (A) の強化を図ることによって、Plan (P) 及び Do (D) へと結実する総体的な当該サイクルを展開する契機として位置づけられている。特に、本学の自己点検・評価システムにおいては、自己点検・評価結果をもとに実質的な改善を図ることが非常に重要であるとの認識の下、自己点検・評価活動を以下の流れで実施している。

- ・ 点検・評価項目に係る諸活動の基本方針の確認と目標の策定
- ・ 評価指標の決定
- ・ 評価指標に係る各種データの更新
- ・ 自己点検・評価の実施
- ・ 自己点検・評価レポートの作成
- ・ 自己点検・評価報告書の作成
- ・ 自己点検・評価結果の活用と改善への工夫
- ・ 外部評価委員会による評価

#### ④特徴

本学における自己点検・評価活動の特徴としては、次の3点が挙げられる。

##### a. 組織・分野横断型の自己点検・評価活動

本学の自己点検・評価活動においては、組織別評価委員会と分野系評価委員会による縦軸と横軸の双方の観点からの点検・評価を行い、これらを有機的に結びつけて本学の現状と真摯に向き合う機会を設けている。

##### b. 時宜に照らした2段階のレベルの自己点検・評価の実施

本学では自己点検・評価活動の実施レベルについて、第三者評価（認証評価）を受ける前年度に実施する「重点自己点検・評価」と、それ以外の年度に実施する「年次自己点検・評価」に大別して実施している。重点自己点検・評価は、一定期間の諸活動の点検・評価内容を総括するものとして実施し、年次自己点検・評価では、各点検・評価項目について設定した目標や、長所の伸長方策及び問題点の改善方策等に対する進捗状況を把握・検証するものとなっており、このような2段階のレベルで実施することで、その結果を中・長期的なビジョンの策定に活用するとともに、全ての教育研究活動、管理運営組織における確実な改善・改革へ結びつけるよう努めている。

##### c. 「最重要課題」の設定

自己点検・評価結果を着実な改善・改革に結びつける上では、各組織において自己点検・評価結果をもとに具体的な対応方策を着実に実施することは勿論のこと、各組織が「学校法人中央大学事業計画」及び次年度予算編成の礎として活用される重点行動計画の策定と当該結果を連動させること、さらには、その実効性を担保するために、予算編成においても当該結果の緊要性に応じて適宜活用していくことが重要である。そのため、本学では各年度の自己点検・評価活動において明らかとなった問題点・課題のうち、全学的な課題として重点的に取り組むべきものについては、大学評価委員会において「最重要課題」として設定し、これを次年度の事業計画や各組織レベルの行動計画の策定に活用するものとしている。

（資料 10-2-2）

## 2) 事業計画を中心とする PDCA サイクル

本学においては、単年度の事業計画の策定及び事業計画に基づく PDCA サイクルの推進にあたり、毎年度全学レベルで実施する自己点検・評価結果及び学生（新入生・在学生）アンケート結果、高等教育行政の動向等の諸要素を勘案しながら単年度の事業計画を策定し、当該事業計画に基づく組織的な事業推進に努めていくこととなっている。当該事業計画の着実な実行に際しては、全組織が一丸となって邁進することが重要となるため、毎年度実施する「事業計画の PDCA サイクル定着スキーム」を通じて、全学レベル及び各組織における事業計画を中核とした PDCA サイクルの定着化と、毎年度の事業計画に係る着実かつ高度な実践を目標としている。

## ①単年度事業計画の策定プロセス

本学における単年度事業計画の策定に際しては、事業計画を実際に実施・推進する上で常に全教職員が最も根幹に据えるべき全学的な視点として「学生起点の大学づくり」を基本方針として掲げて取り組んでおり、その重要度は2009年度から事業計画の副題に当該方針を謳っていることにも表れている。

本学における事業計画については、事業計画案の策定を業務分掌とする総合企画本部がその中心となり、最も根幹に据えるべき視点である「学生起点の大学づくり」を判断軸に置くことを前提に、前年度事業計画の達成状況を踏まえながら、① 教育研究組織をはじめとする各組織が策定する次年度「重点行動計画」、② 各組織における当該年度（上半期）の事業進捗状況、③ 次年度予算編成方針、④ 前年度の自己点検・評価結果における「最重要課題」、⑤ 当該年度の新入生・在学生アンケート結果、⑥ 各省庁等の政策動向等、の諸要素を勘案して次年度事業計画（案）を策定している。

このようにして策定した次年度事業計画（案）については、学部長会議（教学執行部）及び法人執行部（執行役員会）による確認プロセスを経た後、各教授会並びに研究科委員会への報告と意見聴取を通じた学内コミュニケーションを図りながら成案へと練り上げ、理事会での審議・議決の上、評議員会での審議・了承を経て機関決定としている。（資料10-2-3）

以上の現状を踏まえ、これまでの単年度事業計画の策定プロセスに係る点検・評価をすると、次年度事業計画案の策定において、1) 事業計画策定において「理事会基本方針」に掲げられた到達目標や検討課題を拠り所として、最も根幹に据えるべき視点である「学生起点の大学づくり」を判断軸に据えるという明確な方針を有していること、2) トップダウンもしくはボトムアップのいずれかのスタイルに偏るのではなく、双方を含めた多角的なファクターを分析・勘案するプロセスを有していること、が長所としてあげられる。中でも、単年度事業計画の実現可能性を高めるべく、毎年度実施している自己点検・評価結果並びに当該年度における各組織の上半期における事業進捗状況等を十分に勘案して策定する「重点行動計画」を事業計画案の策定における重要なファクターとして活用していること、さらに、大学評価委員会の下で取りまとめられる毎年度の自己点検・評価結果から全学レベルで取り組むべき緊要性の高い課題を抽出した「最重要課題」や、点検・評価活動の一環として行われる新生・在学生アンケート結果を事業計画案の策定に直接的に活用している等、自己点検・評価と事業計画を連動させ、内部質保証システムの具現に貢献している点が当該プロセスの適切性を高めていると考えられる。

なお、中長期事業計画の策定に伴い、これまでの単年度事業計画の策定プロセスについては見直しを行う必要が生じるものと考えている。今後の精査を要するが、これまでの策定プロセスにおける長所を踏まえつつ、中長期事業計画とリンクする事業計画を重点計画とする事業計画（案）を策定していく等の検討を進めることが必要となっている。

## ②事業計画に基づく PDCA サイクルの定着化・推進

前項で示したプロセスを経て機関決定した事業計画については、「学生起点の大学づくり」を目指して、全教職員がその持てる叡智を結集し、各事業計画に係る施策の高度な具現に努めることとしているが、さらに大学マネジメントの根幹としての単年度事業計画に基づく PDCA サイクルの一層の組織的な定着化と推進を図るため、「事業計画推進ミーティング（2013年度まで）」、「リーダーズ・ミーティング（2014年度）」、「重点事業方針説明会」といった、事業計画に係る PDCA サイクルの定着化スキームに基づく取組みを2009年度より実施している。

この取組みの効果としては、事業計画が着実に遂行され、大学が提供する教育・学生サービスの質の向上と研究水準の向上が図られることで、学生への直接的な事業成果の還元が見込まれることや、本学の業務マネジメントにおける「オール中央」意識の醸成と、トップと各業務推進事務セクションにおけるコミュニケーションの双方向性に配慮することで、全学関係者が同じ視点・目線で「学校法人の事業計画」や「各組織の重点行動計画」に責任を持ち、全学が一丸となって事業計画を推進する風土が醸成されることが期待される。また、「事業計画推進ミーティング」、「リーダーズ・ミーティング」、「重点事業方針説明会」のポイントを、各事務組織の責任者が専任職員をはじめとする全構成員への的確にフィードバックすることで、真に組織的な事業計画の PDCA サイクルの定着が促進されることも期待される。(資料 10-2-3～5)

なお、中長期事業計画が始動する2016年度からは、当該計画を支える具体的なアクションプランを担う組織、またはプロジェクトからの単年度事業計画の進捗状況について報告を求めるとともに、数値目標、指標等の到達状況を適時確認する必要がある。あわせてこれらの進捗状況について、必要に応じて教学・法人執行部及び監事・理事会へ報告する体制を構築し、各年度の事業計画の最適化を図り、中長期事業計画を着実に推進していくことが必要となる。

## 3) 内部質保証を掌る組織

本学の改善に資する「自己点検・評価」活動を実施するためには、その安定的で継続的な営みが不可欠であり、同時に点検・評価を行う際の指標となる各種データ等の継続的な蓄積も必要となるため、本学では、全学的な自己点検・評価活動の推進を支援する恒常的な事務組織として「学事部大学評価推進課」を設置している。また、自己点検・評価結果を着実な改善に結びつけていくためには、自己点検・評価を通じて明らかとなった問題点・課題を大学全体の事業に結びつけながら日常的な諸活動を営む必要があることから、特に全学に関わる諸課題を本学の事業計画と連動させる機能を有する事務組織として「総合企画本部」を設置している。(資料 10-2-6 第6条、別表第二)

本学では各主要 PDCA サイクルの根幹である「自己点検・評価」と、これに裏打ちされた「事業計画」をベースとして、PDCA サイクルの連動プロセスを様々なマネジメントレベルで明確化して実践する仕組みを構築し、全学あるいは各組織レベルでの諸課

題に対する着実な改善・改革が進められるよう、学事部大学評価推進課並びに総合企画本部が密接な連携の下、内部質保証システムの機能化に努めている状況である。

#### 4) 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステム

本学において実施する自己点検・評価結果の活用については、中央大学大学評価に関する規程第5条において「本学の構成員及び各機関は、大学評価の結果を尊重し、教育研究及び管理運営の各分野において、それぞれにおける活動の質的水準の向上と活性化に努めるとともに、大学評価の結果に基づく改善状況の継続的な検証を行うものとする」と定め、自己点検・評価の結果を全学及び各教育研究組織等における質的向上並びに諸活動の改善・改革に活用することとしている。そのため、自己点検・評価においては、長所及び問題点として抽出する事項を明確にするるとともに、これらに対する対応方策（または、当該事項の改善に向けた検討体制、検討・実施の目途、方向性等）を極力明らかにするよう努めている。（資料10-1-1第5条、10-1-2④）

このような制度の下、大学評価委員会は自己点検・評価によって明らかとなった全学的な諸課題のうち、重点的に取り組むべきものを「最重要課題」として取りまとめ、理事長及び常任理事、総長、学長のほか、学長・学部長会議をはじめとする教学執行部に対する報告・提言を行うなど、自己点検・評価結果を全学的な改善計画の策定に資するものとして活用している。これを受けて法人及び教学の執行部では、大学評価委員会より報告された内容を基に、諸課題の対応に係る体制や方向性等について検討し、中・長期的な事業計画や単年度の事業計画の検討課題等への反映を行うなど、各年度における事業の推進を通じて改善展開を図る仕組みとなっている。また、各組織評価委員会及び各分野系評価委員会は、その自己点検・評価活動において、単なる長所や問題点の指摘に留まらず、具体的な長所の伸長方策並びに問題の改善検討に向けた体制等を明らかとすべく努めており、これらに則した改善・改革が各組織において着実に図られるようにしている。（資料10-2-2）

このように、本学の自己点検・評価システムにおいては、大学評価委員会を中心に重点自己点検・評価結果を基礎として、ここに掲げた長所の伸長方策及び問題点の改善方策に努め、その進捗状況を年次自己点検・評価を通じて検証することによって、時宜に照らした改善・対応機会が確保されるように工夫しており、自己点検・評価結果を改善・改革に結びつけるシステムとして適切なものとなっている。

#### 5) 構成員のコンプライアンス

本学のコンプライアンスに関して、まず制度的保証の観点からみると、教職員それぞれの就業規則において職務の基本・原則を明定し、高等教育に携わる者としての使命自覚、職務の誠実・専念義務を求めている。その上で、教育研究機関に必要な個別具体的事項を、例えば、ハラスメント防止啓発規程、個人情報保護規程、公的研究費の適正な使用及び通報に関する規程等を定めている。法令遵守にあたっては、これら諸規程等が広く教職員に周知されていることが前提となることから、「中央大学等規程集」を各部課室に配備するほか、電子化された規程を事務イントラネットに掲載し、常に参照できる環境を整備している。また、制定・改廃された規程については、学内

情報システム（事務イントラネット、デジタル中大広報）を利用して、教職員への周知を図っている。加えて、個人情報保護、ハラスメント防止啓発、安全保障輸出管理、知的財産取扱、ソーシャルメディア、公益通報（内部通報）制度、防犯カメラの取扱い等、高等教育機関として社会にその取組みを公表することが必要なものは、ガイドラインやポリシーとして Web サイトに掲載している。（資料 10-1-2⑱～㉔、10-1-4、10-2-7 第三章、10-2-8 第四章、10-2-9～10）

次に、実務的側面からみると、教員行政職及び職員が業務を遂行する際には、事務イントラシステムによる PC を用いることにより、アクセス制限を掛けるとともに、USB メモリや SD カードによる外部メディアを利用したアクセスができないように設定している。また、教職員及び学生の個人情報を扱う部署においては、独立した業務システムの構築、あるいは事務イントラとは別の統合認証システムを導入して、不特定者によるアクセスを防止している。

このように、本学は高等教育機関としての自覚の下、コンプライアンスに係る制度的・技術的な環境を整備しつつ、これらを用いる教職員の意識の醸成についても、入職時の誓約書や研修において涵養するほか、事案によっては防止啓発を目的としたパンフレットの配布やセミナーの開催を行っているが、基本的には、上記システム環境等の利用を通じた各部課室の OJT に委ねており、定量的・定性的なチェック体制は内部監査室による監査に負っているといえる。

また、役員に対しては、本学役員に求められる倫理上の責務について定めた学校法人中央大学役員倫理規則を制定するとともに、役員倫理に関する理解の促進に役立てることができるよう、同規則の主旨や具体的な事例等を掲げた、学校法人中央大学役員倫理ガイドラインも整備している。また、基本規定（寄附行為）及び学校法人中央大学役員倫理規則の理念に照らして、本学役員が故意または過失により本学の名誉または財産等に損害を生じさせた場合に、懲戒に処するために必要な事項を定めた学校法人中央大学役員懲戒規則も制定している。（資料 10-2-11～13）

### 3. 内部質保証システムを適切に機能させているか。

#### ○ 大学全体

本学が推進する自己点検・評価活動においては、学長・学部長、常任理事や事務部長を中心とする法人及び教学の執行部の委員からなる大学評価委員会及び大学評価推進委員会のほか、各組織の教職員から構成する組織別評価委員会及び分野系評価委員会を設置し、全学的な取組みとして活動を行っている。

現在、組織評価委員会及び分野系評価委員会の委員として参画している専任教職員の延べ人数は、2015 年 5 月現在、教員 261 名、職員 122 名となっており、大学に勤務する専任教員の約 37%、専任職員の約 29%が委員として参画している状況である。ただし、学部や研究科に関しては、毎年の自己点検・評価結果を教授会や研究科委員会において確認するプロセスを経ていることから、実質的にはほぼ全ての専任教員が何らかのかたちで自己点検・評価に携わる状況となっている。（資料 10-3-1）

また、専任職員については、各組織評価委員会あるいは分野系評価委員会の委員として選出されていない場合においても、自己点検・評価活動の機会に報告書作成過程にお

ける各業務に係る数値上の検証や確認、各種データ等の収集に携わるなど、間接的に携わることとなることため、相当数の職員（専任職員アンケート結果では61.4%）が自己点検・評価活動に携わりながら、各種アンケートの実施や結果の共有を通じて、自己点検・評価に係る意識や改善意識の醸成に努めている状況である。（資料10-3-2 p.28）

なお、本学における内部質保証を支える上で活用している教育研究活動に係るデータベースとしては、①自己点検・評価マネジメントシステム、②研究情報システムがある。

自己点検・評価マネジメントシステムは、大学における諸活動の状況を把握する定量的・定性的な指標をWeb上のシステムに一元管理するものであり、学内組織間で共有・活用することが可能となっている。また、根拠データとなる評価指標については、上記システムのほか、大学基準協会が認証評価に際して求める「大学基礎データ」及びそれに準拠して本学が独自に作成しているデータ集、通常の業務遂行のために収集しているデータ、さらにはステークホルダー（主として新入生及び在学生）を対象としたアンケート調査結果等があげられ、組織別評価委員会の事務局が学事部大学評価推進課との連携・協力の下にこれを収集している。本学では、これらの各種データを活用して構成員間における各種情報の共有を図り、本学の改善・改革に資する情報を日常的に把握することを志向しており、全学及び各組織における社会的評価を認識・共有し、次年度以降の改善に結び付けるよう努めている。（資料10-1-2㉔）

一方、研究情報システムについては、以下の3つのデータベースを連携させるかたちで構成されており、専任教員の教育研究業績について、その成果を広く社会に公表し、知的成果物の還元を通じた社会貢献を実現すべく運用を行っている。（資料10-1-2㉕）

この中でも、研究者情報データベースの内容については、本学が毎年刊行している「学事記録（教員活動報告編）」にも活用しており、その原稿作成と連動するかたちで毎年の入力依頼を通じて情報の登録・更新を促すことで、本学専任教員の教育研究活動のデータベース化を推進している。また、本学の教員組織に係る項でも述べたとおり、現状において、本学では教員の教育研究活動等に係る評価制度が構築できていないことから、まずは本データベースの入力率を高めることで、専任教員に係る活動の質保証を担保するための基盤の充実に努めている状況である。

### ○研究者情報データベース

専任教員の教育研究業績を蓄積し、教員履歴書の出力、学事記録作成、Webサイト用の教員紹介画面作成、教員調査表及び教員数集計等を含む各種様式・帳票の出力機能を持つシステムとなっている。教員個人を識別するデータについては、以下に掲げる②③のデータベースと連携しているほか、独立行政法人科学技術振興機構（JST）が運用する「researchmap」とも連動させている。

### ○研究シーズ・データベース

専任教員が有する研究シーズ（実用化が期待される研究テーマであって、知的財産権の取得が期待される、もしくは知的財産権を既に取得し、実用化に向けて発展が期待される研究課題等）に関する情報（理工学研究所、産学官連携・知的財産戦略本部（現：研究推進支援本部）が刊行している「研究シーズ集」）を電子化し格納

することで、外部からのアクセスを容易にするシステムである。主に産学官連携の推進を目的としている。

### ○機関リポジトリ

本学に設置する各研究所で発行されている研究所紀要等の電子版（主に PDF ファイル）を格納し、書誌フォーマットを共通フォーマット（OAI-PMH）で出力することにより、国立情報科学研究所が管理する「学術コンテンツ・ポータル」や Google からの検索を可能とするシステムとなっている。

また、本学においては、自己点検・評価活動の客観性・妥当性を担保するための全学的な外部評価の仕組みとして、2013 年度に、大学評価委員会の下に学外有識者からなる「外部評価委員会」を設置している。

外部評価委員会は、本学の取りまとめる「自己点検・評価報告書」の内容を基礎として、本学及び各教育研究組織がその理念・目的に則して推進している取組みについて、その進捗状況と成果の確認を行うとともに、大学評価委員会から委ねられた事項に関して評価を実施し、その内容を報告書として取りまとめて大学評価委員会委員長に提出することを任務としており、必要に応じて本学における自己点検・評価活動の改善に資する助言を大学評価委員会に対して行うことも可能となっている。

外部評価委員会による評価の結果については、Web サイトを通じて社会に広く公表を行うとともに、大学評価委員会から法人及び教学の執行部、各組織評価委員会に対する報告と活用依頼を行っており、全学あるいは各組織の事業アクションプラン、重点行動計画の策定や予算計画等への活用、さらには、毎年度実施する自己点検・評価における指摘事項の検証等に活用している状況である。（資料 10-1-2⑩）

このほか、文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応状況については、次の通りである。

#### 1) 公益財団法人大学基準協会より指摘された「勧告」「助言」に対する対応

本学は 2009 年度に大学基準協会の機関別認証評価を受け、教育課程・方法、学生の受け入れをはじめとして、14 の「助言」及び 1 つの「勧告」を付されたが、本学としては、これらの指摘事項を真摯に受け止め、当該指摘事項について大学評価委員会をはじめ、学部長会議、学部・専門職大学院研究科の各教授会、大学院研究科委員長会議、各研究科委員会、執行役員会において報告し、毎年継続して実施する自己点検・評価を通じて確実な改善に結びつけていくよう、全学を挙げて取り組んでいる。これらの指摘事項に対する本学としての改善状況については、2013 年度に「改善報告書」として取りまとめ、同年度 7 月末に大学基準協会への提出を行っている。当該報告書の検討結果においては、引き続き一層の改善に努めることが望まれる事項がいくつか提示されたものの、機関別認証評価結果における「助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいる」として、本学の改善に向けた取組みが評価されている状況にある。機関別認証評価結果及び改善報告書、当該報告書に対する大学基準協会の検討結果については、Web サイトに掲載し公開している。（資料 10-1-2⑪）

## 2) 専門職大学院に係る認証評価結果について

国際会計研究科については、2013年度に大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を申請し、「評価の結果、貴大学大学院国際会計研究科国際会計専攻（経営系専門職大学院）は、本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する」との評価結果を得るに至っている。法務研究科は、2013年度に公益財団法人日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価を申請し、「認証評価の結果、中央大学大学院法務研究科は、公益財団法人日弁連法務研究財団が定める法科大学院評価基準に適合していると認定する」旨の評価結果を得るに至っている。さらに、戦略経営研究科については、2012年度に大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を申請し、「評価の結果、貴大学大学院戦略経営研究科経営専攻（経営系専門職大学院）は、本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する」との評価結果を得るに至っている。3研究科とも、自己点検・評価結果及びアドバイザーボードからの助言等を踏まえて毎年度の恒常的な諸活動の改善とその質的向上に努めており、認証評価結果についてもこれを真摯に受け止め、改善・改革に努めている。（資料 10-1-2⑥～⑦、⑭）

## 3) 文部科学省より指摘された事項への対応

本学では、新たな学部学科、大学院研究科・専攻の設置認可に関わる申請を行っており、その審査の際に付された留意事項に対する対応については、文部科学省との窓口となる学事部企画課の助言・支援の下、当該指摘を受けた組織がその改善に向けた取組みを行っている。その際、必要に応じて学事部企画課が履行状況に係る定期的な確認・検証を行いながらその進捗状況を管理し、最終的には留意事項に対する履行状況報告書を作成し、文部科学省に対して報告を行う仕組みとなっている。

なお、留意事項に対する改善状況について、各指摘事項は短期的に改善が可能なもののみならず、中長期的に改善を図る必要があるものも含まれるため、複数年にわたり同様の留意事項が付されるケースがある。ただし、本学としてはどの事項についてもその着実な改善に努めており、2015年度現在においては特段の留意事項は付されていない状況にあるなど、文部科学省からの指摘事項に対する適切な対応を図っている。

（資料 10-3-3）

### 【点検・評価】

#### ● 基準 10 の充足状況

本学における情報公開及び開示請求への対応については、情報の内容と請求者の特質を考慮しつつ法令を遵守して行われており、適切なものである。さらに、本学における財政への適切かつ確かな理解に供する観点からも妥当性・的確性を担保できている。

また、本学では各主要 PDCA サイクルの根幹である「自己点検・評価」と、これに裏打ちされた「事業計画」をベースとして、PDCA サイクルの連動プロセスを様々なマネジメントレベルで明確化して実践する仕組みを構築し、全学あるいは各組織レベルでの諸課題に対する着実な改善・改革が進められるよう努めており、本項目の基準を充足している状況にある。

<効果が上がっている事項>

○ 大学全体

- (1) 全学的・分野横断的、各教育研究組織・セクション単位での多角性を担保した自己点検・評価活動を組織的かつ継続的に実施し、その結果明らかとなった課題の改善に努めることで、僅かずつではあるが全学あるいは各組織の諸活動の着実な質的改善がなされていることは、本学のマネジメントにおける強みである。(資料 10-1-2⑰)
- (2) 現行の自己点検・評価システムにおいて、各組織の状況把握に資する各種情報を自己点検・評価マネジメントシステムにて一元的に管理活用するほか、ステークホルダーに対する各種アンケート調査を積極的に実施して各点検・評価項目に対する定量的・定性的な根拠に基づく点検・検証の徹底を図っている。(資料 10-1-2⑱)

<改善すべき事項>

○ 大学全体

- (1) 大学評価委員会の下で取りまとめられる毎年度の自己点検・評価結果から全学レベルで取り組むべき緊要性の高い課題を抽出した「最重要課題」が法人・教学のマネジメントや各組織が作成する重点行動計画に十分に反映されていないという実態がある。自己点検・評価が主として過去の実績を軸とした評価となるのに対し、重点行動計画が今後における活動の計画であること、また、自己点検・評価の実施と重点行動計画の策定において時期的な乖離があることから、直接的な活用が困難な事項も見受けられるが、「最重要課題」が今後における諸活動の検証・改善に結び付けられるよう、組織的な取り組みに努める必要がある。
- (2) 中長期事業計画が始動する 2016 年度からは、当該計画を支える具体的なアクションプランを担う組織またはプロジェクトからの単年度事業計画の進捗状況について報告を求めるとともに、数値目標、指標等の到達状況を適時確認する必要がある。あわせてこれらの進捗状況について、必要に応じて教学・法人執行部及び監事・理事会へ報告する体制を構築し、各年度の事業計画の最適化を図り、中長期事業計画を着実に推進していくことが必要となる。

**【将来に向けた発展方策】**

<効果が上がっている事項>

○ 大学全体

- (1) 本学の大学マネジメントに資するよう、全学的、分野横断的、各教育研究組織・セクション単位での多角性を担保しつつ、各レベルでの本学のあらゆる諸活動に係る妥当性・有効性の点検・検証と、これに基づく実質的な改善・改革に資する自己点検・評価を今後も組織的に志向していく。
- (2) 本学における自己点検・評価活動の更なる質的向上を志向すべく、各組織との連携を進めながら自己点検・評価マネジメントシステムにおける情報リソースの充実・発展に努め、IR (Institutional Research) にも資するものとしていく。

## <改善すべき事項>

### ○ 大学全体

- (1) 本学における自己点検・評価活動が重要な取組みであることの意識付けをさらに強化していくために、総合企画本部が中心となって実施している「事業アクションプラン」や「重点行動計画」等の事業推進に係る PDCA サイクルとの更なる連携の強化に努めることで、重点行動計画への「最重要課題」の活用を促すとともに、各課題に係る具体的な対応組織等を明示した上で、学部長会議や各組織に対する定期的な情報発信に努める。
- (2) 2016 年度に向けては、中長期事業計画を支える具体的な計画を明らかにするとともに、当該計画を担う組織またはプロジェクトを明示したうえで、実質的なマネジメントを具現化し、事業全体の安定的な推進体制を構築する。

### 【根拠資料】 「\*」は CD-R に保存

\*10-1-1 中央大学大学評価に関する規程

10-1-2 中央大学公式 Web サイト

① 大学紹介 (情報の公表)

[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public\\_info/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/)

② 事業概要と報告 (予算)

[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/biz\\_overview/budget/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/biz_overview/budget/)

③ 事業概要と報告 (決算)

[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/biz\\_overview/financial\\_results/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/biz_overview/financial_results/)

④ 大学評価 (自己点検・評価結果)

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/result/>

⑤ アカウンティングスクール (自己点検評価)

[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_gradateschool/accounting/education/inspection/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_gradateschool/accounting/education/inspection/)

⑥ ロースクール (自己点検評価と認証評価)

[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_gradateschool/law/rating/accreditation/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_gradateschool/law/rating/accreditation/)

⑦ ビジネススクール (点検・評価)

[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_gradateschool/business/outline/accreditation/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_gradateschool/business/outline/accreditation/)

⑧ プライバシーポリシー (Web サイトプライバシーポリシー)

[http://www.chuo-u.ac.jp/privacy\\_policy/](http://www.chuo-u.ac.jp/privacy_policy/)

⑨ 学生支援 (大学への意見は「オピニオンカード」を)

[http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/opinion\\_card/](http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/opinion_card/)

⑩ 学部入試 (入試成績開示 (一般入試・統一入試))

<http://www.chuo-u.ac.jp/admission/faculties/center/results/>

⑪ HAKUMON Chuo (2015 夏号・総合企画本部・経理部からのお知らせ)

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/communication/hakumon2015.03/pdf/2015.03-35.pdf?1494571280>

⑫ 決算 (2014 (平成 26) 年度 監査報告書)

[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/biz\\_overview/financial\\_results/2014/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/biz_overview/financial_results/2014/)

⑬ 大学評価 (認証評価)

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/accreditation/>

⑭ アカウンティングスクール (認証評価)

[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_gradateschool/accounting/education/accreditation/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_gradateschool/accounting/education/accreditation/)

⑮ 大学評価 (外部評価委員会による評価)

[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/external\\_review/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/external_review/)

⑯ ビジネススクール (アドバイザーレポート)

[http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro\\_gradateschool/business/outline/advisory/](http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_gradateschool/business/outline/advisory/)

⑰ 大学評価 (自己点検・評価活動)

[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/self\\_inspect/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/self_inspect/)

⑱ 中央大学事務イントラネット【実地調査時間観】

⑲ 教職員専用ページ【実地調査時間観】

⑳ 大学の取組み (個人情報取り扱い)

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/privacy/>

㉑ 大学の取組み (ハラスメント対策)

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/harassment/>

㉒ 大学の取組み (安全保障輸出管理)

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/security/>

㉓ 広報・広聴活動 (ソーシャル・メディアポリシー)

[http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/communication/social\\_media/](http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/communication/social_media/)

㉔ 大学の取組み (公益通報 (内部通報) 制度)

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/whistleblower/>

㉕ 大学の取組み (防犯カメラの取り扱い)

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/camera/>

㉖ 中央大学自己点検・評価マネジメントシステム

【実地調査時間観】

㉗ 研究 (研究実績)

<http://www.chuo-u.ac.jp/research/performance/>

\*10-1-3 中央大学 Web アカウンタビリティガイドライン

\*10-1-4 中央大学個人情報保護規程 (既出 9(1)-2-2)

10-1-5 2014 年度版危機発生時における広報対応マニュアル【実地調査時間観資料】

\*10-1-6 学歴照会に関する取り扱い基準

10-1-7 草のみどり 287 号

\*10-2-1 「自己点検・評価」実施大綱

\*10-2-2 2015 年度に本学が取り組むべき最重要課題

\*10-2-3 2016 年度重点事業方針説明会配布資料 (既出 9(2)-1-7)

\*10-2-4 事業計画推進ミーティング開催通知

\*10-2-5 リーダーズ・ミーティング開催通知

\*10-2-6 中央大学事務組織規則 (既出 9(1)-1-16)

\*10-2-7 中央大学職員就業規則 (既出 9(1)-3-8)

\*10-2-8 中央大学専任教員規程 (既出 3-1-10)

\*10-2-9 中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程 (既出 6-3-12)

\*10-2-10 中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程 (既出 7-5-1)

\*10-2-11 学校法人中央大学役員倫理規則

\*10-2-12 学校法人中央大学役員倫理ガイドライン

\*10-2-13 学校法人中央大学役員懲戒規則

\*10-3-1 大学評価委員会、大学評価推進委員会、分野系評価委員会、組織評価委員会委員名簿 (2015 年 5 月 1 日現在)

\*10-3-2 2014 年度中央大学専任教職員アンケート集計表 (既出 1-2-9)

\*10-3-3 過去の履行状況報告書の対応記録：平成 25 (2013) 年度～平成 27 (2015) 年度

## 終章

### 1. 総括

序章においても述べた通り、本学においては、各種法令等の改正はもちろんのこと、高等教育を取り巻くあらゆる環境の変化を敏感に捉えながら、本学の教育研究活動をはじめとする諸活動の改善・改革に繋がる自己点検・評価を推進してきた。今般、本学が2015年度に実施した全学的な自己点検・評価の結果については、第1章から第10章を通じて取りまとめた通り、着実な改善に努めるべき課題は見受けられるものの、本学または各教育研究組織の理念・目的、その他各種の方針等に則した諸活動が概ね適切に展開されている状況にある。

本学では毎年自己点検・評価活動を実施しているが、今年度における自己点検・評価についても、例年の活動と同様に、多角的な視野・視点から本学の現状を把握・分析することを通じて、全学あるいは各教育研究組織をはじめとする組織単位における様々な長所（強み）及び問題点（課題）を明らかにする機会となったといえよう。

なお、近年における活動の中で、効果が上がっている事項として認識・再確認できた事項としては、以下のものが挙げられる。

#### ① グローバル化の推進

本学では、国際化について教学・法人の協働に基づく迅速な意思決定と具体的な施策の推進を担い、附属高校等を含めた全学的な国際化への対応を図るための体制を構築すべく、2012年7月に学長を機構長とする「国際連携推進機構」を新たに設置し、本学の国際連携推進における基本方針の策定を行っている。そして、2013年度には、本学のグローバル人材育成推進事業を強力に推進していくために、ASEAN諸国及びハワイを含む環太平洋地域を重点対象と定め、海外拠点をより活用して、組織体制、教育基盤及び国内外のネットワークの充実に注力している。その結果、協定締結数は2010年度に103校だったものが、2015年5月1日現在では機関間協定も併せて162校と大幅に増加するに至っており、国際的な教育研究交流に資する基盤を着実に確立してきている。

#### ② 学生支援の充実

学部生を対象とする奨学金については2014年度をもって新制度に移行しているが、給付奨学金については、学業優秀者を対象とする奨学金に加え、文化、スポーツ、ボランティア活動等の正課外における学生の主体的な活動の支援を目的とする奨学金を充実させている。それと併せて、従来は貸与が中心であった経済的支援を目的とする奨学金についても強化を図っており、豊かな人格と自立した社会人として活躍する素養を兼ね備え、自ら考えて主体的に行動することができる学生の育成に資するものとなっている。とりわけ、学生の主体的な活動の支援を目的とする奨学金については、単なる奨学金の給付に留まらず、給付を受けた学生による活動成果発表等を通じ、他の学生における意欲・モチベーションの向上といった副次的な効果も上げている。

### ③ 研究体制・基盤の充実

本学における文部科学省・日本学術振興会「科学研究費助成事業」への申請数（採択数）については、過去5年間で申請件数は40.9%も増加し、採択件数も37.6%の増加となっている。一方、助成金額合計は2014年秋申請（2015年4月採択）で4億3,332万円となり、過去5年間で5.5%増加している。これらの要因としては、①新任教員や若手研究者を中心に積極的な申請がされるようになってきたこと、②研究支援部署が説明会を複数回実施するとともに、丁寧な申請書の内容チェックを行ったり個別相談会を開催したりしてきたこと、③採択金額より申請件数の増加を優先としてきたこと、などが挙げられる。なお、2015年度からは全学的な研究の理念・研究推進の基本方針、全学目標等を検討する「研究戦略会議」を設置したことから、研究を担う組織や研究費制度等、これまで縦割りで進められてきた研究活動について全学的な方向性を示した上で推進することや、各組織の連携に基づく研究活動の促進などが期待されることである。

### ④ 自己点検・評価を基盤とした改善サイクルの構築

本学では、全学・各組織のそれぞれの観点から多角的に自己点検・評価活動を組織的かつ継続的に実施し、その結果明らかとなった課題の改善に努めることで、全学あるいは各組織の諸活動における着実な改善が進んでいる。また、PDCAサイクルの根幹に自己点検・評価を据え、これに事業計画に係る事業推進サイクルを連動させることで、全学あるいは各組織レベルでの諸課題に対する着実な改善・改革が進められるよう努めている。さらに、自己点検・評価の一環として、大学評価委員会が新入生アンケート及び在学生アンケートを毎年実施しており、その結果を、学長・学部長会議をはじめ、各学部の教授会において共有し、全学のみならず学部単位においても改善点の洗い出しや検証の材料として活用することで、本学ならびに各学部における教育研究活動等の充実・向上に努めている。

以上のような取組みを継続的に実施し、これらを大学の「文化」レベルのものとして定着化させていることは、内部質保証の機能化という観点からも本学のマネジメント上における強みともいえる。

他方、本学にとって早急に取り組むべき重大な課題も以下のように明らかとなった。

#### ① 学部・学科の再編

経済のグローバル化、産業構造の高度化が加速し、政治・経済等を取り巻く環境がますます複雑化していく知識基盤社会にあって、本学が社会的使命を果たし、社会的要請に応える人材を輩出するという観点、また、学生の多様なニーズに応えるという観点を踏まえた場合に、現在の学部・学科構成が適切なものであるかについては、未だ具体的な検討が進んでいない状況である。後述する中長期事業計画においても、教育研究体制の再編を謳っているところではあるが、今後における学部の定員の再配分等を含めた学部・学科の新設・改編の検討が喫緊の課題となっている。

## ② 大学院研究科の梘子入れ

本学公共政策研究科については、既に 2016 年度からの学生募集を停止することが決定しているが、研究者養成を主目的とする既存の他の大学院研究科についても、博士前期課程及び博士後期課程を通じ、収容定員に対して在籍学生数が著しく低い研究科・専攻があり、現状のままでは教育研究上の効果を担保できなくなる恐れも生じかねない状況となっている。大学院全体としての魅力アップのための施策の実行と、これを通じた入学者の増員を図ることがまずもって重要であるが、特に本学の文系大学院における今後の運営のあり方について、全学的な検討を行うことが必要である。

## ③ グローバル戦略の一層の拡大

先に述べた通り、本学では国際連携推進における基本方針に基づいて着実な取組みを推進し、それに基づく教育研究交流の基盤を構築しているものの、外国人留学生数が約 800 名、長期海外留学として本学から派遣する学生が約 100 名と、同規模他大学と比べ、未だ低い水準にある。社会のグローバル化が進展する中であって、本学が世界に存在感を示す大学となるためには、これらの学生の受け入れ・派遣の拡大のための施策の実行はもちろんのこと、教育課程の国際的通用性を高めるための諸施策の推進とこれらを支える教職員の国際化、さらにはキャンパスそのもののグローバル化をさらに進めていく必要がある。

## ④ 研究体制の更なる整備と研究費制度の見直し

科学研究費助成事業に対する支援について充実させることで、その着実な成果が得られている一方、全学として研究活動を活性化・支援するための資源配分が十分なものとはなっていない部分もある。本学では、2015 年度に「研究戦略会議」及び「研究推進支援本部」を設置し、後者が研究活動に係る具体的な施策の遂行を担っているが、学内研究費を学外資金へ結びつける、または、研究者間のマッチングを進めて学際的プロジェクトを組成する、さらに、研究成果の適切かつ有効な発信を行っていくためには、それを推進する組織に対する人的・経済的リソースの重点的な配分が必要となっている。また、これらの重点配分を行っていくうえでは、現在の本学における研究費制度や予算のあり方についても、社会状況に照らして最適なものとなっているかなどについて検証を行い、時宜に照らした見直しを行うことで、資源の効率的かつ有効な配分を志向していく必要もある。

## ⑤ 大学ガバナンスの強化・充実

「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 88 号・平成 26 年 6 月 27 日公布）」が施行されたことに伴い、本学としても教授会の位置づけを明確化するために必要な学則改正を実施するなど、法改正の趣旨に即した対応を行っている。ただし、全学的な事項については、各学部教授会の承認・了承を必要としているなど、当該案件の審議決定までに相当の時間を要することとなっている。また、副学長の位置づけについても、未だ具体的な検討には至っていないなど、

意思決定プロセスの明確化・スリム化、副学長の権限の明確化を図ることなどを通じ、学長を中心とする大学としての意思決定の迅速化をさらに図っていかねばならない。

なお、本学では、2015年10月13日の理事会を経て、同年10月24日の評議員会において、今後10年間における本学のあるべき姿を取りまとめた中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を機関決定したが、今後は、ここに掲げたビジョン及び計画の実現に向け、検討課題と真摯に向き合いつつ、全学の叡智を結集して取り組んでいくことになる。その際には、今般の自己点検・評価活動を通じて明らかになった長所や問題点に対する対応方策（長所の伸長方策、問題点の改善方策）についても、全学をあげてこれを推進・展開するとともに、とりわけ、緊要性・重要性の高い問題点に係る事項については、これを中長期事業計画における検討課題や各計画に反映させ、本学の改善・改革を通じた発展に繋げていく予定である。

## 2. 今後の改革に向けた検討課題と将来展望

本学は、これまでに掲げてきた諸政策事項の見直しを含め、本学の将来展望や施策に関する検討を取りまとめながら、諸改革を推進してきた。そして、2015年に創立130周年を迎えたことを機に、理事会は、国の高等教育政策における高等教育の将来像を踏まえて本学の方向を明確にするとともに、国際化、少子化、経済情勢の変化などの大学を取り巻く環境激変の中において、今後10年を目途として、本学の更なる発展・向上を着実に果たしていくための具体的施策を、前述の「中長期事業計画」として策定し、これをWebサイトにおいて公表している。

当該事業計画の概要は以下の通りである。

### 中央大学中長期事業計画 概要 Chuo Vision 2025

#### はじめに

中央大学は、英吉利法律学校として創立された1885（明治18）年当時から「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神のもと、多様な学問研究と幅広い実践的な教育を通じて社会に多大な貢献をしてきました。

2015年度に創立130周年を迎えた本学は、建学の精神に基づいて本学のMission（使命）及びVision（将来構想）を明確にし、2016年度を起点として、2025年度までの10年間に重点的に取り組むべき課題として、教育組織の新設・再編、キャンパス整備、グローバル戦略、スポーツ振興などを中核とした基本方針を「中長期事業計画 Chuo Vision 2025」として取り纏めました。

この基本方針に沿って、法人（経営）と教学が一体となって具体的なアクションプランを策定します。

中央大学の更なる飛躍に向けて、教職員はじめ、ご父母、同窓生で組織する学協会及び社会、地域の協力のもと、具体的な改革に取り組んでまいります。

## 「世界に存在感のある大学へ」

### 中長期事業計画 Chuo Vision 2025

#### Mission

「グローバルな視野と実地応用の力を備え、人類の福祉に貢献する人材の育成」

#### Vision

1. 教育  
「社会の期待に応え、人類の福祉に貢献する力を備えた人材を育成するための総合的な実学教育の拠点の形成」
2. 研究  
「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究の推進」
3. 社会貢献  
「特色ある教育・研究に立脚した社会連携とヒューマンネットワーク拠点の形成」
4. キャンパス  
「人類の未来を拓き、常に新たな社会的価値を創出する総合キャンパスの構築」
5. 経営  
「本学の継続的な事業活動を支える揺るがない経営基盤の確立」

#### 建学の精神 「實地應用ノ素ヲ養フ」

#### 1. 教育組織の改編・創設

現代社会が直面している新たな課題に応えるため、大学の教育研究体制を再編し、より充実した総合大学を目指すものとします。

(1) ICT系、メディア表現系、多言語多文化系などの複数の学部の新設を目指します。これらは、比較的親和性の高い総合政策学部を発展改組することによって実現するものとします。新学部を設置する場合の基本的な方向性としては、学部単位の教員組織を学術院という大きな単位に改編した上で、教育組織として新たな学部を編成します。

(2) 高齢化や福祉など地域社会が抱える課題を解決するための政策形成やマネジメント、生涯スポーツを通じた健康作り、スポーツ振興等に関する教育研究を行う新学部の創設を目指します。

新学部については構想検討委員会（仮称）を設置し、新学部のより詳細な内容について、設置認可の手続を想定しつつ、全学的立場から一層の検討を進めます。

#### 2. キャンパス整備

多摩キャンパスと複数の都心キャンパスを二大キャンパス体制に集約し、新たな姿でそれぞれの充実・発展を目指すものとします。

(1) 多摩キャンパスについては、自然環境のナチュラルなイメージを更に強化するとともに、グローバル・ラウンジや遠隔授業設備などの施設・設備を一層充実させてグローバル・キャンパスとしての特色を強化します。国際寮を充実させ、外国人留学生が食と住の不安を感じないで留学できる環境を整備します。また、新学部の開設に伴い、必要な教育施設を2019年までに建設します。

(2) 都心キャンパスについては、複数のキャンパスを最大規模の後樂園キャンパスに集約するとともに、多摩の文系学部の一部を移転して文理双方の教育研究を展開します。移転の第一候補を法学部とし、法科大学院と一体的に配置し、「Law & Law」による教育効果の最大化と効率的な運営を実現します。これらの都心キャンパス整備は2022年の完成を目指します。

キャンパス整備については、全学的なキャンパス整備検討委員会（仮称）を設置し、総合的かつ長期的展望をもって検討にあたることとします。

#### 3. グローバル戦略

グローバル人材であった英吉利法律学校創立者たちによる建学の精神を引き継ぎ、世界に存在感のあるChuo Universityとなるべく、種々の改革を推進します。

- (1) 育成すべき人材像として「グローバル・プロフェッショナル」の概念を掲げ、すべての科目を英語等で教えるグローバル FLP (Faculty-Linkage Program) や国際共同学位、国際共同研究ネットワークの構築など、国際通用性の涵養と専門分野の学修を両立させるカリキュラムの構築を目指します。
- (2) 学生の海外派遣については、グローバル人材育成推進事業 (GGJ) をさらに発展させ、学期制度の見直し、奨学金制度の充実、帰国学生のキャリア支援等を通じて、10 年後までに達成する目標値を年間 2,200 人とします。
- (3) 留学生受け入れについては、英語で修了できるコースの設置、国際寮や奨学金制度の整備充実などにより、留学生支援を広く推進し、10 年後までに達成する目標値を 1,000 人とします。
- (4) 教員構成の国際化については、10 年後までに外国人教員が全専任教員の 10%、外国の大学で学位を取得した日本人教員を含めて大学全体として 25%となることを目指します。

#### 4. スポーツ振興事業

学生スポーツ選手の育成強化により、実績の向上とスポーツに関する伝統の維持・発展の両面を重視し、大学としてスポーツ振興を図るための独自の施策を展開します。

##### (1) スポーツ振興事業の目標

- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピックに 20 人以上の本学代表選手 (在学生・卒業生) を送り出します。
- ・5 年以内に箱根駅伝 5 位以内、10 年以内に優勝を目指します。

##### (2) 推進体制

- ・「スポーツ振興・強化推進室」(仮称) を設置し、「オナーズ部門」(オリンピック等の選手確保・育成・強化) と「スポーツ振興部門」を設け、中期的・長期的な強化策を一体的に推進します。

##### (3) スポーツ振興募金

- ・2020 東京オリンピック・パラリンピック強化募金制度を創設します。
- ・強化種目に関する恒常的募金制度を創設します。

今後、本学における諸改革については、この中長期事業計画に沿って押し進めていくことになるが、その際には、本学における従来の取組みが往々にして組織単位で行われ、それで完結する傾向が強かった点を反省し、各組織の経験を大学全体で共有しうる仕組みを構築するなど、全学的な取組みを促す工夫が必要である。

### 3. おわりに

グローバル化の急速な進展と社会経済構造が急激に変化しつつある今日にあっては、高等教育機関への社会的要請と期待が強く寄せられている。特に大学には、社会的ニーズを踏まえた諸改革と、その教育研究基盤の確立等を通じた教育研究の更なる活性化を図るのみならず、グローバル社会に対応して活躍する有為な人材を養成する機能を強化することで、多様で複雑化した地球規模での諸問題に的確に対応し未来への飛躍を実現する人材を輩出することが求められている。また、こうした有為な人材を安定的に輩出するためにも、大学にはグローバル社会に対応した高等教育の国際的通用性の向上のための施策や、研究基盤の国際化のための取組みの推進をはじめとして、国際的な高等教育の質保証のための体制や基盤の強化等が強く求められている。

このような状況下において、本学が将来にわたり国内外に存在感のある有為な教育研究機関として持続可能な発展を遂げていくためには、序章においても述べた通り、教育研究活動をはじめとする諸活動全般に係る内部質保証システムを構築するとともに、自

律的で継続的な大学運営と諸改革を支える持続可能なマネジメント基盤を強化・確立することが必要不可欠である。そして、その具現に向けて、自己点検・評価の結果から明らかとなった事項を着実に改善・改革に結びつける「自己改善メカニズム」を組織的なものとし、積極的な自己検証と時宜に適った改善・改革を自らの意志で主体的かつ能動的に行っていくことが極めて肝要である。今般の自己点検・評価活動は、このことを我々に改めて認識させるとともに、自己点検・評価を基盤とする内部質保証システムを実質化していくために乗り越えるべき課題を再確認する機会ともなった。

本学における自己点検・評価システムは、2013年度の外部評価委員会の設置を契機として、新たな段階を迎えている。今後においては、本学の諸活動における状況・状態を学外の視点を踏まえて常に的確に掌握するとともに、その結果を中長期事業計画とも連動させ、とりわけ緊要性の高い諸課題に対しては迅速かつ柔軟な対応を目指すほか、諸活動の有効性・適切性の検証及びアカウンタビリティの履行という側面を意識した取組みを促すことで、恒常的な自己点検・評価の実効性の担保はもちろんのこと、自己点検・評価を起点とした内部質保証システムの実質化を図ることとしたい。

以 上

中央大学大学評価委員会 委員長  
総長・学長 酒 井 正三郎